

ステップアップ交通安全教材



静岡県教育委員会
平成 16 年 3 月

<目 次>

項目名	ページ
ステップアップ交通安全教材の内容	1
ステップアップ交通安全教材の特徴	3
ステップアップ交通安全教材活用方法について	4
ステップアップ交通安全教材の使用上の注意	5

【解説編】

項目名	ページ
1 交通事故発生状況	7
（1）全国の交通事故発生状況	7
（2）静岡県の交通事故発生状況	8
（3）静岡県の幼児児童生徒の交通事故発生状況と特徴	9
ア 幼児児童生徒の交通事故発生状況	9
イ 幼児児童生徒の交通事故の特徴	10
(ア) 幼児園児の交通事故の特徴	10
(イ) 小学生の交通事故の特徴	11
(ウ) 中学生の交通事故の特徴	12
(エ) 高校生の交通事故の特徴	13
2 静岡県の交通環境と児童生徒の通学状況	14
（1）静岡県の交通環境	14
（2）児童生徒の通学状況	14
3 静岡県の交通安全に関する方針	15
（1）「魅力ある“しずおか”2010年戦略プラン」 富国有徳、しずおかの挑戦	15
（2）「ストップ ザ・交通事故検討委員会」の提言による交通事故防止対策	15
（3）静岡県教育計画「人づくり」2010プラン	16
4 交通関係法規・指針・計画等	17
5 交通安全教育	19
（1）生涯にわたる交通安全教育の推進	19
（2）静岡県の交通安全教育	19
（3）幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における交通安全教育の体系	22
（4）幼児児童生徒の行動特性	23
（5）発達段階に応じた交通安全指導	24
（6）通学路の安全管理	25
6 事故災害等発生時の緊急対応	26
（1）緊急連絡体制	26
（2）救急救命法	31
（3）児童生徒に関わる交通事故発生後の心のケア	34

【活用編】

項目名	ページ
幼稚園用	38
小学校1年生用	49
小学校2年生用	56
小学校3年生用	64
小学校4年生用	69
小学校5年生用	75
小学校6年生用	83
小学生用自転車	90
中学校1年生用	95
中学校2年生用	97
中学校3年生用	104
中学生用自転車1	109
中学生用自転車2	117
高校1年生用	122
高校2年生用	135
高校3年生用	140
高校生用交通安全テスト1	153
高校生用交通安全テスト2	157

(ホームルーム)

項目名	ページ
KYT = 危険予知トレーニング	162
ライフraft(人命尊重と思いやり)	164
「高校生の自転車マナー」についてのディベートフォーラム	167
交通社会の一員として - 交通事故の恐ろしさを知ろう -	169
交通安全標語の作成	173
交通安全意識調査	176
LHR自転車交通安全指導	180
LHR交通安全教育	183
LHR交通安全教育	184
LHR交通安全教育	186
自転車利用に関するアンケート	188
自転車の交通安全についてのアンケート(小学校)	191
自転車の交通安全についてのアンケート(中学校・高等学校)	195

(教科)

項目名	ページ
教科における交通安全教育	200
公民：「中国自動車経済の発展と環境問題について」	208
地理：「都市計画と交通 能率的な都市交通」	214
数学：「道路標識道路勾配(傾斜角と三角比)」	215
物理：「球面鏡(凸面鏡)とドアミラー、カーブミラー」	216
物理：「光の波長と色(信号機やライトの識別)」	218
物理：「どうして自転車の右側走行は危険なのでしょう。」	221
物理：「摩擦と制動距離 ~路面の状態と摩擦係数の関係~」	223

項目名	ページ
化学：「ケイ素とその化合物」	2 2 4
化学：「触媒とそのはたらき」	2 2 5
化学：「沸点上昇・凝固点降下」	2 2 6
生物：「感覚神経と運動神経（反射の経路）」	2 2 7
英語：「外国人への道案内のしかた」	2 2 8
英語：「日本と外国の交通標識の違いについて」	2 3 2
情報：「INDEX 関数による高速道路の通行料金の参照」	2 3 4
情報：「高速道路の通行量・交通事故数について」	2 3 9
現代社会：「環境と人間社会」	2 4 6
生物：「反応と調節」	2 4 7
流通経済：「保険について」	2 4 8
文書処理：「通信文・表・グラフの作成」	2 4 9
商業法規：「道路交通法」	2 5 1
数学：「場合の数と確率（確率）」	2 5 2
英語：「関係代名詞、交通ルール」	2 5 4
美術：「交通安全のポスターを作ろう」	2 5 5
家庭科一般：「衣生活」	2 5 6
保健体育：「現代社会と健康（交通安全）」	2 5 7

【資料編】

項目名	ページ
平成 15 年度 文部科学省交通安全業務計画	2 6 2
交通安全教育指針（抜粋）	2 7 0
幼児交通安全教本（抜粋）	2 8 2
交通安全教育に関するホームページ一覧	2 8 4
交通安全ビデオライブラリー	2 9 0
静岡県交通安全対策会議	2 9 5
静岡県交通安全対策協議会	2 9 7
静岡県暴走族等の根絶に関する条例	3 0 1
内閣総理大臣の談話	3 0 4
交通安全リーダー制の普及について	3 0 5
交通安全リーダーの手引き	3 0 7
交通安全計画例（幼稚園）	3 1 9
交通安全計画例（小学校）	3 2 0
交通安全計画例（中学校）	3 2 1
交通安全計画例（高等学校）	3 2 2
交通安全計画例（盲学校）	3 2 3
交通安全計画例（聾学校）	3 2 4
交通安全計画例（知的障害養護学校高等部）	3 2 5

【素材編】

項目名	ページ
交通事故統計の利用方法	3 2 6
幼児児童生徒の交通事故発生状況	3 2 8
平成 14 年 歩行者の交通事故	3 2 9
子供（未就学児、小学生、中学生）の交通事故	3 3 0
平成 14 年度 高校生の交通事故	3 3 3
全国交通事故発生状況の推移	3 3 4
静岡県 人身事故の推移	3 3 6
交通事故事例集目次	3 3 7
交通事故事例（小学校）	3 3 8
交通事故事例（中学校）	3 5 1
交通事故事例（高校）	3 6 1
写真：危険予測	3 8 8
写真：通学状況（小学生）	3 9 0
写真：通学状況（中学生）	3 9 2
写真：通学状況（高校生）	3 9 3
写真：安全教室運動等	3 9 4
写真：自転車点検	3 9 5
写真：標識	3 9 6
イラスト：危険予測	3 9 8
イラスト：道路の危険	3 9 9
イラスト：自転車	4 0 1
イラスト：原画	4 0 4
イラスト：標識	4 0 6
イラスト：その他の素材	4 0 7

(その他)

項目名	ページ
ステップアップ交通安全教材作成者一覧	4 0 9
参考文献	4 1 1

あ い さ つ

近年、急速な科学技術の進歩と経済社会の変化は、私たちを取り巻く生活環境に大きな影響を与え、とりわけ交通機関の発達、生活圏を一層拡大させました。中でも、自動車の急速な普及は、生活の利便性を飛躍的に向上させたものの、交通インフラが追従していかず、慢性的な渋滞や交通事故の増加、ひいては大気汚染などの環境問題等、様々な問題を生み出しています。

さて、各学校においては、児童生徒を交通事故から守り、交通道德を身に付けた社会人になるために、交通安全教育が展開されています。それにも関わらず悲惨な交通事故が後を絶たないという現状を踏まえると、当面の交通事故をいかに少なくするかが大きな課題となっています。

車を動かすこと、道路環境をつくり出すこと、ルールを守ることなど、その主体になるのはすべて人間であることを考えますと、真の交通安全教育は、「生命の尊重の精神」を基盤とする人間教育であると言えます。それとともに、自他の生命を守り、明るい社会を築くためには、単にルールを教えるだけでなく、交通の構成要素となる、人・道路・環境はもちろんのこと、交通道德を含めた交通環境に対して、常に危険を予知して安全に行動できる能力・態度を習慣として身に付けさせることが必要となります。そのためには、学校における交通安全教育を計画的・系統的に展開することが求められています。

この度、さまざまな学校教育活動の中で活用できるよう「ステップアップ交通安全教材」を制作することとなりました。本教材は、幼稚園、小中学校、高等学校用の教材が収録され、発達段階に応じた交通安全教育が計画的に展開でき、より系統的・体系的な交通安全教育の推進が可能となるはずです。さらに、デジタル化されたデータですので、使用される先生が必要に応じて必要な部分を加工編集して使うことができるという特徴を持っています。

本教材により、交通安全教育のより一層の充実が図られるとともに、幼児児童生徒に生命尊重の精神や思いやりの気持ちが育まれ、交通事故が減少することを祈っております。

なお、本教材の制作にあたり、御協力いただいた各位に対しまして、深く感謝いたします。

平成16年3月

静岡県教育委員会体育保健課長 山口 一三

ステップアップ交通安全教材の内容

1 CD-ROMのフォルダ構造

CD-ROMは以下のフォルダに別れ、それぞれの中にファイルが格納されている。

【0はじめに】

【1解説編】

【2活用編】

【1 幼稚園】 【幼稚園 3歳児】
 【幼稚園 4歳児】
 【幼稚園 5歳児】

【2 小学校】 【小学校 1年】
 【小学校 2年】
 【小学校 3年】
 【小学校 4年】
 【小学校 5年】
 【小学校 6年】
 【小学校自転車】

【3 中学校】 【中学 1年】
 【中学 2年】
 【中学 3年】
 【中学自転車 1】
 【中学自転車 2】

【4 高等学校】 【高校 1年】
 【高校 2年】
 【高校 3年】
 【高校自転車 1】
 【高校自転車 2】

【LHR】

【教科】

【3資料編】

【交通安全年間計画】
【法規】

【4素材編】

【交通事故統計】

【事故事例】

【写真】 【1危険予測】
 【2通学状況(小学生)】
 【3通学状況(中学生)】
 【4通学状況(高校)】
 【5交通安全運動・教室・指導】
 【6自転車点検】
 【7標識】

【素材】 【bmp】
 【gif】
 【ppt】
 【wmf】
 【イラスト】

【html】

2 CD-ROMの内容

フォルダ名	内容の概要
0 はじめに	はじめの挨拶、教材の内容、特徴、活用方法、使用上の注意等、作成委員名簿 (印刷物にした場合)目次、表紙、裏表紙
1 解説編	交通安全教育についての概説 「解説編1」と「解説編2」に分かれています。
2 活用編	各学年に対応した交通安全教材 <p>幼稚園、小学校、中学校、高等学校の各学年相当の交通安全教材が収録されています。低学年では、危険予測トレーニングを中心に、高学年になるにしたがって、交通事故発生状況、交通法規などが盛り込まれています。重複している内容もありますが、繰り返し学習することが交通安全の基本になります。また、学年にとらわれず、児童生徒の実態に合わせて、組み合わせて使うことも可能です。</p> <p>各教科において交通(安全)に関係した単元の展開例 高等学校用では、保健体育科において交通安全を取り扱いますが、他教科においても関連した内容があります。県内の先生方の協力により、その事例を紹介します。</p> <p>学級活動・ロングホームルームでの交通安全教育の展開例 中学校・高等学校で1時間単位で展開可能な指導略案を紹介します。</p>
3 資料編	交通安全に関係する法規 交通安全対策基本法、道路交通法 交通安全に関係する計画 交通安全基本計画、第7次静岡県交通安全計画、静岡県交通安全実施計画 文科省交通安全業務計画 交通安全に関係する指針等 交通安全教育指針、幼児交通安全教本 交通安全年間計画例 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲・聾・養護学校 その他 静岡県暴走族等の根絶に関する条例、内閣総理大臣の談話 交通安全リーダー制の普及について、交通安全リーダーの手引き 静岡県交通安全対策会議、静岡県交通安全対策協議会 交通安全ビデオライブラリー、交通安全関連ホームページリンク集
4 素材編	交通事故データ 交通事故事例 写真(危険予測、通学状況、交通安全活動) イラスト(危険予測、交通標識等)
html	内容をホームページ形式で閲覧できるようにするためのファイル 「index.htm」というファイルをダブルクリックすると、ブラウザが起動し、メニューが出ます。ここから、教材の内容を閲覧することができます。

ステップアップ交通安全教材の特徴

1 発達段階に応じた系統的・体系的な交通安全教育の展開

すでに、幼稚園及び小・中・高等学校においては、園・学校や地域の実態に即した交通安全教育が展開されています。それぞれ分野で実施されている交通安全教育を系統的・体系的にまとめました。それにより、他校種での交通安全に関する内容がわかり、発達段階を踏まえた系統的な交通安全教育が実施できます。

2 各教科・領域と関連付けて実施することにより定着度を高める。

現在、学校で行なわれている交通安全教育は、学級活動、ロングホームルーム、学校行事を中心に行なわれていますが、今以上に交通安全教育だけの時間を確保することは、大変難しいと言えます。しかし、交通安全教育は様々な分野と関連していることから、各教科・領域の中に関連づけて実施することは可能であり、また、それにより定着度も上がると考えられます。

3 デジタル情報として二次加工が可能

教材、指導書をワープロ文書としての配布することにより、使用する教師が各学校の幼児児童生徒や地域の実態に応じた内容に編集・加工することができます。

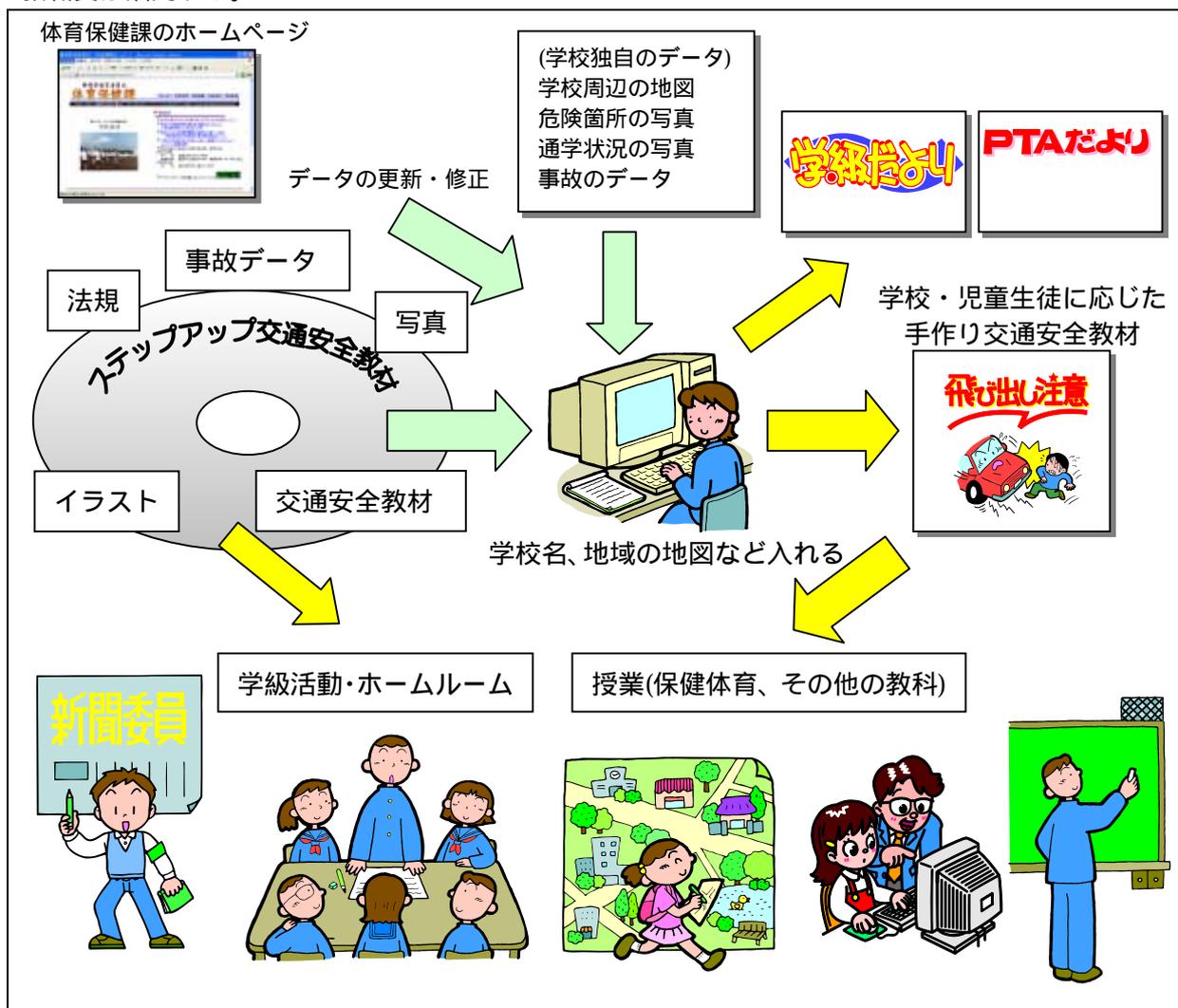
- ・教材にあるタイトル・写真・地図・地名などを、学校に応じたものに変更し、より子どもたちに身近なものとする。
- ・お便り、保護者への通知、宿題など他の文書と組み合わせる。

ステップアップ交通安全教材活用方法について

本教材は、幼児児童生徒に対し、交通安全教育を行なう場合に、役立つ資料等を収録したものです。

各学年用のリーフレット形式の交通安全教材は、そのまますぐに利用できるものもあれば、学校の実態などにより加筆修正が必要なものもあります。児童生徒の実態、学校の交通環境などを考慮して、自作の交通安全教材を作成してみてください。

教職員が活用する。



【活用例】

イラスト：@MPC

- ・ 学級活動、ロングホームルームで使用する。
- ・ 交通事故データ等を、保健体育、社会科、理科など授業の資料として使う。
- ・ 教職員の校内研修に利用する。
- ・ 学級だより、PTAだよりなどに事故発生状況、交通事故事例などを載せる。
- ・ 朝や帰りの会やホームルーム、交通安全運動期間に交通安全クイズ等を行なう。
- ・ 交通安全ポスター、チラシなどに素材を利用する。

ステップアップ交通安全教材の使用上の注意

1 注意事項

- (1) 交通安全教育を目的とする活動において、自由にお使いください。ただし、営利目的及び商用利用の場合は使用不可とします。
- (2) 著作権は静岡県教育委員会にあります。
- (3) 他の文献・書籍などの引用の記載があるものについては、一緒につけて使用してください。
- (4) 「交通事故事例集」は、実際に発生した交通事故をもとに、個人が特定できないように編集してありますが、児童生徒対象に説明する場合には、十分配慮の上利用してください。
- (5) 写真データは、交通環境、通学の様子を目的としたもので、写真中の個人を特定して撮影したものではありませんが、人物が写っている画像については、学校などの特定の場所での利用のみとし、インターネット等に公開するようなことのないよう十分配慮をお願いします。

2 CD-ROMの取り扱い

- (1) CD-ROMは、上記の注意事項を周知した上で、以下のとおり、複製してご使用ください。
 - ・CD-R、CD-RW等のメディアにコピーして教職員、交通安全活動関係者へ配布する。
 - ・教職員のコンピュータのハードディスクへコピーする。
- (2) 漢字のファイル名がありますのでサーバー上では認識されない場合もあります。
- (3) CD-ROMの売買は禁止します。

3 データの更新・追加・修正について

体育保健課のホームページ上でお知らせするとともに、ダウンロードできるようにします。

4 お願い

交通安全教育を推進するために、できるだけ多くの交通安全教材及び関係資料の共有化を考えています。以下により情報提供の御協力をお願いします。提供のありました資料は、内容を確認の上、ホームページ上で公開します。

(提供を依頼するもの)

交通安全教育実践事例、交通安全活動に使用した資料

交通に関係した素材(写真、絵など)

(データ形式)

ワープロファイル、画像ファイル

(送付先)

静岡県教育委員会体育保健課「交通安全教材」係

体育保健課メールアドレス：kyoui_taiiku@hq.pref.shizuoka.jp

〒420-0806 静岡市追手町9 - 6 電話 054-221-3176 F A X 054-273-6456

5 アイコンの説明

	ワープロソフト「一太郎 Ver10」で作成した文書ファイル。 「一太郎」は㈱ジャストシステムの製品。
	ワープロソフト「Microsoft (R) Word2000」で作成した文書ファイル 「Microsoft (R) Word2000」は㈱マイクロソフトの製品。
	文書ファイル。読み方「ピーディーエフ ファイル」 PDF 形式で作られた文書ファイル。PDF は、[portable document format] の略。アメリカのアドビシステムズ社が開発したファイル形式のひとつで、インターネット上で無償配布されているソフト「Adobe Reader」 を入手すれば、どのパソコンでも閲覧可能。 ダウンロード先： http://www.adobe.co.jp/products/acrobat/readstep2.html
	画像ファイル。読み方「ビットマップファイル」[bit map] の略。 ウインドウズで用いられるビット-マップ形式の画像ファイル。
	画像ファイル。読み方「ジェーペグファイル」 [joint photographic expert group] の略。 ホームページ上の写真画像の形式として用いる。
	画像ファイル。読み方「ジフ ファイル」 [graphics interchange format] の略 ホームページ上のイラスト画像の形式として用いる。
	画像ファイル。読み方「ウインドウズ メタ ファイル」 [Windows meta file] の略 本教材では、イラスト画像に用いられて おり、拡大縮小しても画質が落ちない性質を持っている。ワーブ ロで利用するには、メニューから「挿入」「図」「ファイル」の 順で、ファイル名を選択。
	表計算ソフト「Microsoft (R) Excel 2000」で作成した文書ファイル。 「Microsoft (R) Excel 2000」は㈱マイクロソフトの製品。
	プレゼンテーションソフト「Microsoft (R) Power Point 2000」で作 成した文書ファイル。 「Microsoft (R) Power Point 2000」は㈱マイクロソフトの製品。
	インターネットへリンクしている。 最新データの入手先 交通事故データ、リンク集

ステップアップ交通安全教材作成者一覧

(敬称略、順不同)

交通安全教材作成委員名簿

	氏 名	所 属・職 名
1	鈴木 道子	長泉町立南幼稚園 教諭
2	増田 明美	御前崎町立御前崎幼稚園 教諭
3	大橋 ひとみ	磐田市立磐田南小学校附属幼稚園 教諭
4	成嶋 章浩	沼津市立門池小学校 教諭
5	岩佐 浩之	裾野市立西小学校 教諭
6	近藤 則男	藤枝市立青島北小学校 教諭
7	望月 康伸	静岡市立北沼上小学校 教諭
8	野澤 直矢	細江町立中川小学校 教諭
9	伊藤 幸一	浜松市立広沢小学校 教諭
10	杉本 靖	裾野市立西中学校 教諭
11	増田 一也	三島市立南中学校 教諭
12	坪内 仁志	静岡市立清水第一中学校 教諭
13	菅沼 一浩	掛川市立原野谷中学校 教諭
14	大石 英和	浜松市立南部中学校 教諭
15	沼田 純	舞阪町立舞阪中学校教諭
16	平岡 康伸	県立清水工業高等学校 教諭
17	戸塚 康博	県立静岡西高等学校 教諭
18	原田 佳彦	県立掛川西高等学校 教諭
19	山田 隆司	静岡精華高等学校 教諭
20	前田 志朗	学校法人相川学園静岡工業高等学校 教諭
21	河村 芳光	県警察本部交通部交通企画課 課長補佐
22	天野 智津美	静岡市中央警察署 交通安全指導員
23	窪田 由理香	静岡市南警察署 交通安全指導員
24	鈴木 宰	静岡県教育委員会東部教育事務所 指導主事
25	海野 浩子	静岡県教育委員会中部教育事務所 指導主事
26	佐藤 史	静岡県教育委員会西部教育事務所 指導主事
27	兼子 光隆	静岡県教育委員会義務教育課 指導主事
28	鈴木 和男	静岡県教育委員会高校教育課 指導主事
29	金田 修平	静岡県教育委員会養護教育課 指導主事
30	三浦 靖男	静岡県教育委員会青少年課 指導主事
31	増田 道則	生活文化部交通安全対策室 主査

協力者・協力校

	協力者・協力校名	備 考
1	山田 康代	臨床心理士 スクールカウンセラー
2	岡村 昂亮	県立沼津工業高等学校 主事
3	県立下田北高等学校	
4	県立伊東城が崎高等学校	
5	県立御殿場南高等学校	
6	県立御殿場高等学校	
7	県立小山高等学校 定時制	(公民)谷井正和 (英語)中田貴之 (情報)石橋厚志
8	県立沼津東高等学校	
9	県立沼津商業高等学校	文部科学省委嘱「交通安全教育実践地域事業」研究指定校
10	県立富士高等学校	
11	県立静岡東高等学校	
12	県立相良高等学校	
13	県立池新田高等学校	
14	県立浜松城南高等学校	
15	沼津市立門池小学校	6年 渡辺 唯
16	三島市立南中学校	3年 山脇あゆ美、鈴木 舞、久保田千晴、高山千栄
17	浜松市立広沢小学校	6年 高柳裕里恵、持田明穂、平野優紀子、倉田かおる
18	相川学園静清工業高等学校	1年 山本達也

事務局

	氏 名	所 属・職 名
1	山口 一三	静岡県教育委員会 体育保健課 課長
2	中村 俊洋	静岡県教育委員会 体育保健課 参事
3	松田 清孝	静岡県教育委員会 体育保健課 課長補佐
4	永田 智恵子	静岡県教育委員会 体育保健課 保健給食班 班長
5	望月 直	静岡県教育委員会 体育保健課 保健給食班 主幹
6	堀田 英正	静岡県教育委員会 体育保健課 保健給食班 指導主事
7	関 大康	静岡県教育委員会 体育保健課 学校体育班 主査
8	鈴木 祥充	静岡県教育委員会 体育保健課 保健給食班 主査
9	北澤 康代	静岡県教育委員会 体育保健課 保健給食班 副主任

【参考引用文献、カット】

- 「静岡県中学校 交通安全教育の手引き」 静岡県教育委員会体育保健課 平成7年3月
- 「静岡県高等学校 交通安全教育の手引き」 静岡県教育委員会体育保健課 平成5年3月
- 「小学生のためのこうつうあんぜん まもろうねみつつのいろのおやくそく」
静岡県教育委員会体育保健課 平成12年3月
- 「自転車はあなたの命を運んでる - 中学生の安全な自転車通学のために - 」
静岡県教育委員会体育保健課 平成10年3月
- 「自転車はあなたの命を運んでる - 高校生の安全な自転車通学のために - 」
静岡県教育委員会体育保健課 平成9年3月
- 「昭和57年～平成15年 静岡県交通年鑑」 静岡県警察本部
- 「ようこのこうつうあんぜん」 静岡県警察本部
- 「しずおか総合交通体系戦略プラン」 静岡県 平成15年3月
- 「交通安全読本 自転車編」 (財)日本交通安全教育普及協会
- 「交通安全教育の新たな展開」 (財)日本交通安全教育普及協会 平成12年7月
- 「『生きる力』をはぐくむ学校の安全教育」 文部科学省 平成13年11月
- 「図説 交通安全 平成15年度版」 編集:交通安全対策研究会 発行所:(株)ぎょうせい
- 「目でみる自転車ルール」 (財)全日本交通安全協会
- 「自転車の交通安全ブック」 (財)全日本交通安全協会 自転車安全教育推進委員会 平成13年4月
- 「交通の教則」 (財)全日本交通安全協会 (財)全日本指定自動車教習所協会連合会 平成15年4月
- 「幼児の交通安全 7つの指導ポイント」 (有)シグナル
- 「平成14年度学校安全教育指導者研修会(第1回)資料」
文部科学省、独立行政法人教員研修センター、特殊法人日本体育・学校健康センター
- 「平成14年度 交通安全教育調査研究 小学校・中学校・高等学校における自転車利用実態等に関する調査研究」 平成15年3月 文部科学省スポーツ・青少年局

幼稚園用のイラストは『「幼児の交通安全 7つの指導ポイント」(有)シグナル』より
解説編のイラストはMPC「スクールイラスト集3・4」より

静岡県教育委員会 体育保健課

〒421-0806 静岡市追手町9番6号

電話番号 054-221-3171 F A X 番号 054-273-6456

ホームページアドレス：<http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-11/>

1 交通事故発生状況

(1) 全国の交通事故発生状況

わが国の交通事故は、経済の発展にともなう自動車の保有台数とともに増加してきた。昭和45年には、交通事故死者数が、史上最悪の1万6,765人を記録し、交通安全対策基本法(資料編参照)が制定された。同法は、交通安全基本計画(資料編参照)を5年ごとに策定し、交通安全対策を総合的・計画的に推進するもので、その施行により、昭和46年以降の交通事故死者数は着実に減少を続け、54年には8,466人にまで減少した。その後、63年から8年連続して1万人を超えていたが、平成8年より1万人を下回った。近年、交通事故発生件数は増加し続けてきたが、平成14・15年は、前年と比較して減少した。

死者数減少の要因

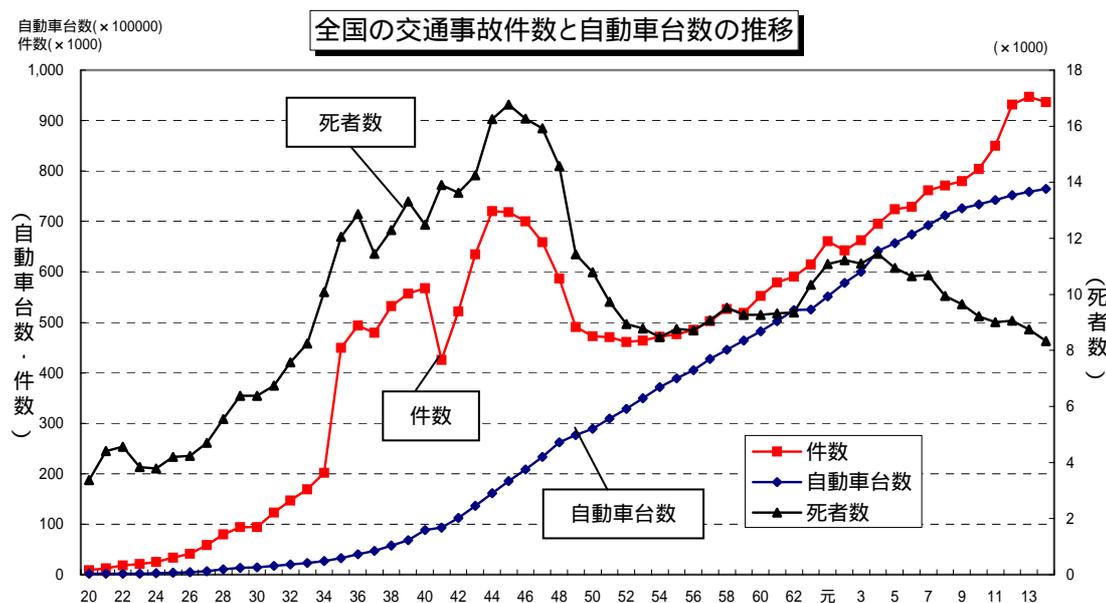
(基本的要因)

道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保、車両の安全性の確保、道路交通秩序の維持、救急・救助体制等の整備等交通安全基本計画に基づく諸対策を国を挙げて、長年にわたり推進してきたこと、政府のみならず地域社会、企業、学校、家庭等の取組

(近年の要因)

危険認知度(車両の事故直前の速度)の低下、シートベルト着用率の向上
平成14年6月の改正道路交通法(飲酒運転に対する罰則の強化)

小泉内閣総理大臣は、平成15年1月2日に「交通事故死者数半減達成に関する内閣総理大臣(中央交通安全対策会議会長)の談話」を公表し、今後10年間を目標に、交通事故死者数を更に半減し、「世界一安全」な道路交通の実現を目指す決意を明らかにしている。(図説交通安全より)



(2) 静岡県の交通事故発生状況

静岡県の交通事故死者数は、昭和41年の716人をピークに、その後減少し、昭和54年には333人と半減し、平成14年には300人以下となった。しかし、人身交通事故の発生件数は、昭和45年の27,654件をピークにいったん減少したが、昭和50年以降、増加傾向が続き、平成13年には、過去最高の42,374件に達した。平成14年は41,082件と減少したが、平成15年は、41,278件と、再び増加している。

人口10万人当たりの交通事故発生件数は、昭和58年の706.5件から、平成元年を除き、平成7年の959.2件まで全国ワースト1位という不名誉な記録が続いたため、全県をあげてワースト1位脱出を目指し、平成14年にはワースト4位まで下げることができた。

平成15年中の交通事故発生状況(概数)は、発生件数、死者数、負傷者数とも増加している。

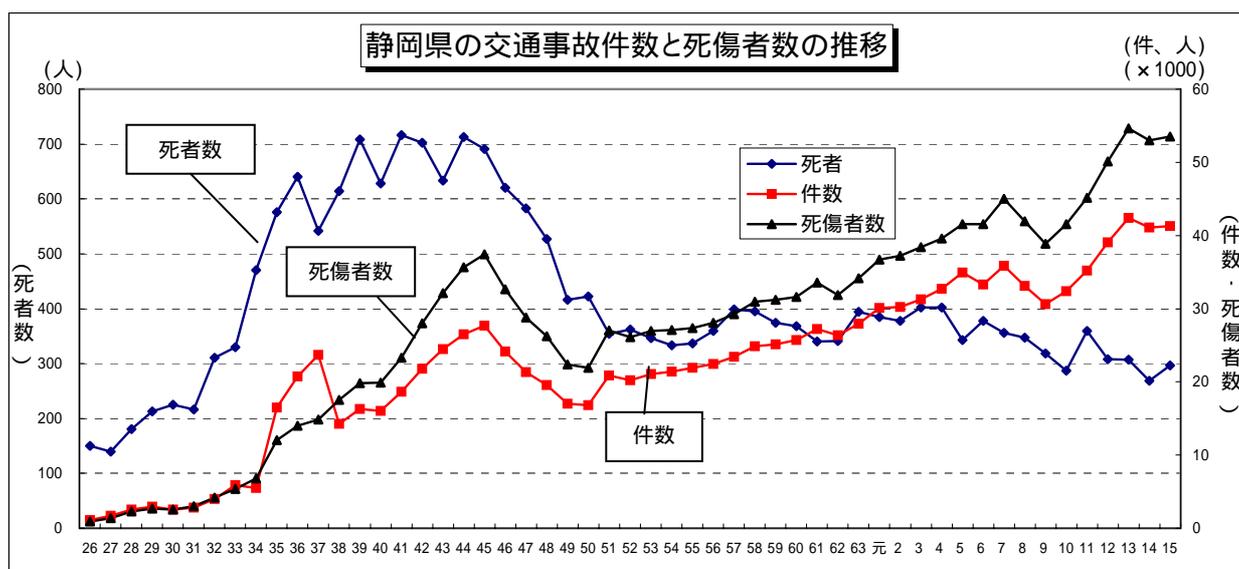
発生件数	41,278件	前年比	+196件	+0.5%
死者数	297人	前年比	+28人	+10.4%
負傷者数	53,237人	前年比	+486人	+0.9%

(特徴)

- ・交通事故死者数の特徴は、

高齢者(65歳以上)42.4%、歩行者33.0%、若者起因29.0%、交差点39.7%

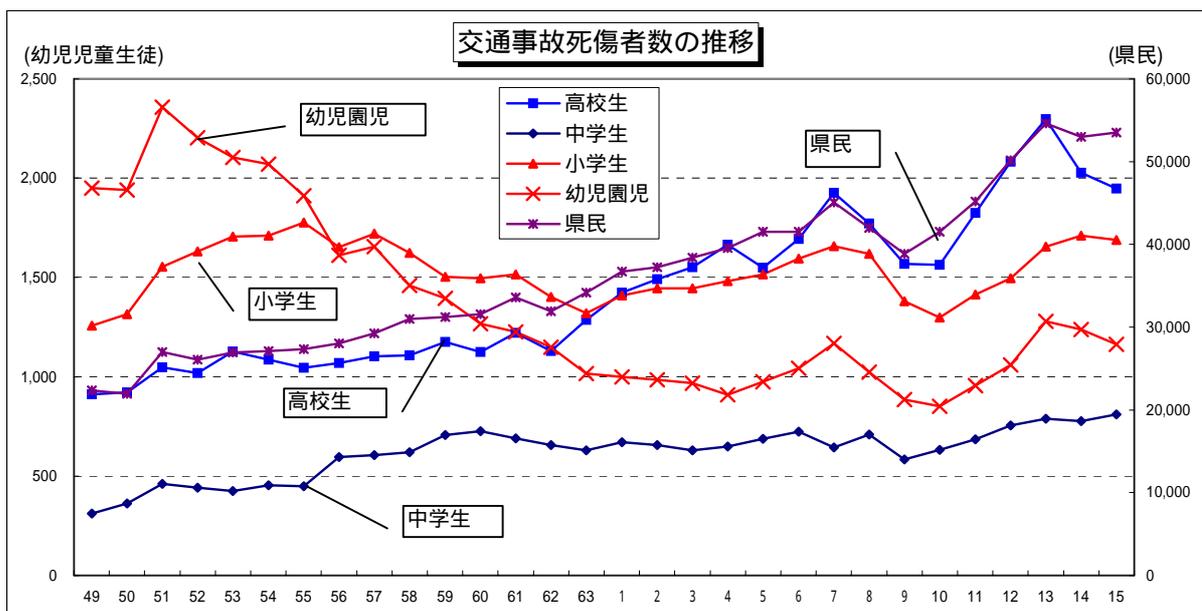
- ・高齢者の交通事故件数は8,283件で前年比332件増。死者数126人で前年比22人増、負傷者数5,685人で251人増と増加している。
- ・全人身事故の類型別件数の特徴
車両相互の追突事故34.4%、出会頭28.8%



(3) 静岡県の幼児児童生徒の交通事故発生状況と特徴

ア 幼児児童生徒の交通事故発生状況

幼児児童生徒の交通事故による死傷者数の変化は、発達段階による行動特性や利用交通手段の違いにより、幼児園児(未就学児)、小中高校生それぞれ、違った傾向を示している。過去10年間においては、全体的に県民とほぼ同様の傾向を示しており、平成10年を境に急激に増加している。児童生徒10万人当たりの死傷者数では、平成14年には全国ワースト4位と、全国的にも交通事故の発生率が高いと言える。



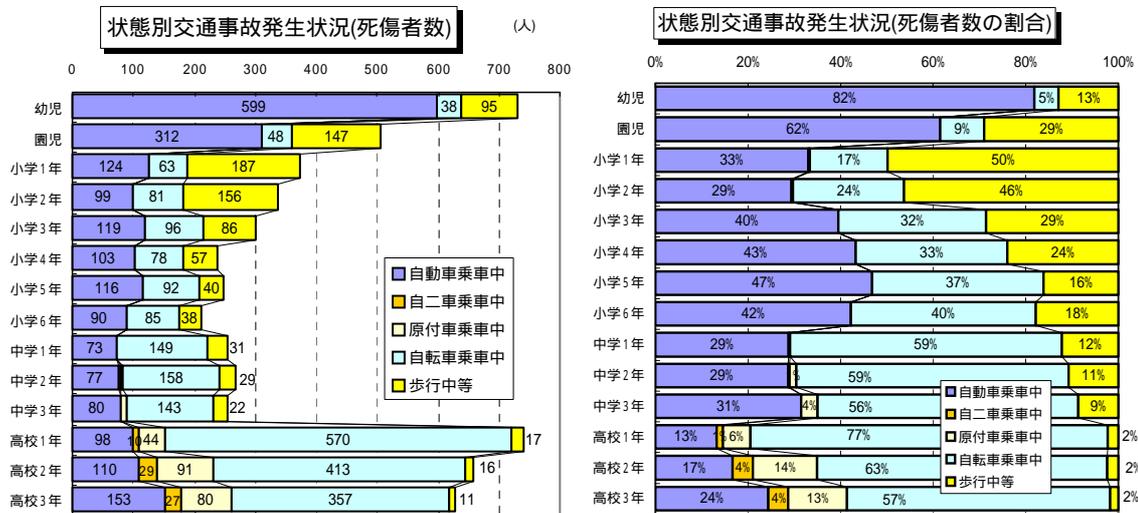
過去10年間の交通事故による死傷者数

		6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
死傷者数	幼児園児	1,043	1,167	1,023	885	851	955	1,060	1,279	1,239	1,163
	小学校	1,596	1,657	1,619	1,380	1,299	1,413	1,495	1,656	1,712	1,690
	中学校	725	645	710	585	632	685	756	790	777	812
	高校	1,694	1,926	1,771	1,568	1,563	1,824	2,082	2,298	2,026	1,948
	県民	41,544	45,035	41,969	38,868	41,517	45,178	50,145	54,602	53,020	53,534
	小中高	4,015	4,228	4,100	3,533	3,494	3,922	4,333	4,744	4,515	4,450
	幼小中高	5,058	5,395	5,123	4,418	4,345	4,877	5,393	6,023	5,754	5,613
県民に対する割合	小中高	10%	9%	10%	9%	8%	9%	9%	9%	9%	8%
	幼小中高	12%	12%	12%	11%	10%	11%	11%	11%	11%	10%
	幼児園児	3%	3%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%
	小学校	3.8%	3.7%	3.9%	3.6%	3.1%	3.1%	3.0%	3.0%	3.2%	3.2%
	中学校	1.7%	1.4%	1.7%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.5%	1.5%
	高校	4.1%	4.3%	4.2%	4.0%	3.8%	4.0%	4.2%	4.2%	3.8%	3.6%
人口	小学生	268,320	262,194	254,295	245,751	239,630	233,197	227,334	223,041	221,033	220,142
	中学生	145,501	141,558	141,076	139,571	136,879	132,498	129,106	124,646	121,471	116,070
	高校生	150,801	147,149	142,133	137,744	133,972	133,506	126,967	124,099	119,595	115,697
	県民	3,746,376	3,737,541	3,746,166	3,758,058	3,766,677	3,772,245	3,767,393	3,779,570	3,785,811	3,781,782
発生率	小学校	595	632	637	562	542	606	658	742	775	768
	中学校	498	456	503	419	462	517	586	634	640	700
	高校	1,123	1,309	1,246	1,138	1,167	1,366	1,640	1,852	1,694	1,684
	県民	1,109	1,205	1,120	1,034	1,102	1,198	1,331	1,445	1,400	1,416

発生率は、10万人当たりの交通事故死傷者数。高校生の生徒数は、公立私立の全日制と国立沼津工業高等専門学校3学年までの生徒数の合計である。幼児は未就園児、園児は就園児をさす。

イ 幼児児童生徒の交通事故の特徴

幼児児童生徒の交通事故の特徴は、その発達段階による行動特性や行動範囲、利用交通手段の違いなどからそれぞれの特徴を示している。



(平成14年中の交通事故発生状況 警察統計より)

幼児から小中高校生と成長するにしたがい、学校等への通園通学、また、交友や用事など行動範囲が広がる。そのための交通手段も車による送迎から、徒歩による移動、自転車による移動へと変わっていき、移動時間の長時間化により、交通事故に遭遇する確率が高くなっていく。

(ア) 幼児園児の交通事故の特徴

幼児園児(未就学児)の場合は、常に保護者などの大人または幼稚園・保育所等の監督下であり、単独で行動することはほとんどない。そのため、幼児園児が交通事故にあう場合は、車に同乗中の事故か、付き添っている大人の不注意による道路への飛び出しなどによることが多い。そのため、保護者等と外出する土曜日、日曜日に事故が多い。時間帯では、午後4時から5時頃が最も多いが、車の同乗が多いことから、県全体と同じ時間帯で交通事故が発生している。

【特徴】

a 状態別死傷者数

	歩行者	四輪同乗	自転車	その他
死傷者数	911	237	86	5
構成率	73.5%	19.1%	6.9%	0.4%

b 通行目的別死傷者数

	通園等			娯楽	買物	訪問	受講等	遊技	その他
	登園中	学業中	下園中						
死傷者数	18	0	15	54	379	233	2	54	481
構成率	1.5%	0%	1.2%	4.4%	30.7%	18.9%	0.2%	4.4%	38.9%

(イ) 小学生の交通事故の特徴

小学生になると、学校への通学や学校外での交友関係や買い物など、園児に比べ、単独で行動する範囲が広がる。移動手段としては、低学年では徒歩が中心であり、高学年になるほど自転車の利用度が高くなる。現在、県内の小学校では、3年生または4年生で実施する自転車教室を受講した後、公道での自転車乗車を許すよう保護者に依頼しているが、実際には、それ以前に家庭において、保護者の監督下で、自転車に乗っている児童もいる。

小学生の児童数は、年々減少しているが、平成10年以降、児童10万人当たりの死傷者数は増加しており、小学生の交通事故にあう確率は高くなってきている。全国のワースト順位では、平成10、11年は6位、平成12、13年は5位、平成14年は3位と全国的にも高いと言える。

状態別では、歩行中、自転車乗車中、四輪者同乗中がそれぞれ3分の1ずつ占めており、高学年になるほど、歩行中の事故は減り、自転車による事故が増加している。時間帯別、目的別でみると、午後3時から6時までの時間帯に集中し、登下校以外に8割以上発生していることから、学校から帰宅後、または休日の外出時に発生していることがわかる。

交通事故の原因として、違反別発生状況における第一当事者をみると、歩行中の道路への飛び出しによる事故が64.8%、自転車乗車中の一時不停止・安全不確認が75.3%である。事故類型別発生状況では、歩行中の道路横断の事故が74.8%(横断歩道26.8%)である。自転車事故件数の83%が、出会頭・右左折時の事故であり、交差点で交通事故が発生していることがわかる。

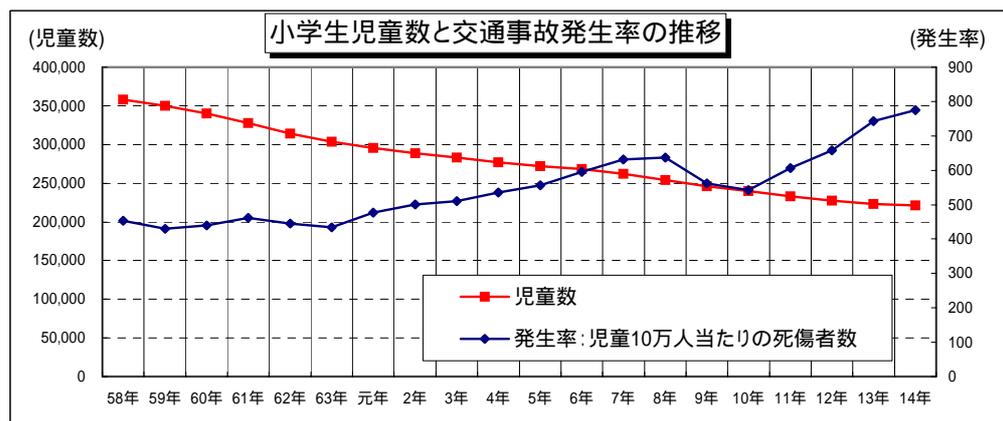
【特徴】

a 状態別死傷者数

	歩行者	四輪同乗	自転車	自二同乗	その他
死傷者数	563	651	495	2	1
構成率	32.9%	38.0%	28.9%	0.1%	0.1%

b 通行目的別死傷者数

	通校等			娯楽	買物	訪問	受講等	遊技	その他
	登校中	学業中	下校中						
死傷者数	115	4	144	153	365	312	36	61	517
構成率	6.7%	0.2%	8.4%	9.0%	21.4%	18.3%	2.1%	3.6%	30.3%



(ウ) 中学生の交通事故の特徴

中学校は、小学校より学区が広くなり、遠距離のため自転車で通学する生徒もいる。また、部活動、交友や買い物など、日常生活でも自転車による移動が中心となってくる。

中学校の生徒数は、昭和 62 年から年々減少しているが、平成 9 年以降、中学生 10 万人当たりの死傷者数は増加しており、中学生の交通事故にあつた確率は高くなってきている。全国のワースト順位では、平成 10 年から 7 位、5 位、4 位、6 位、5 位と全国的にも高いと言える。

交通事故の 58%が自転車乗車中、次に四輪同乗中が 30%と続いている。自転車乗車中の事故について、違反別発生状況では、一時不停止、安全不確認が 55.1%を占める。登下校中の事故が 29%と、学校外での交通事故が多い。

【特徴】

a 状態別死傷者数

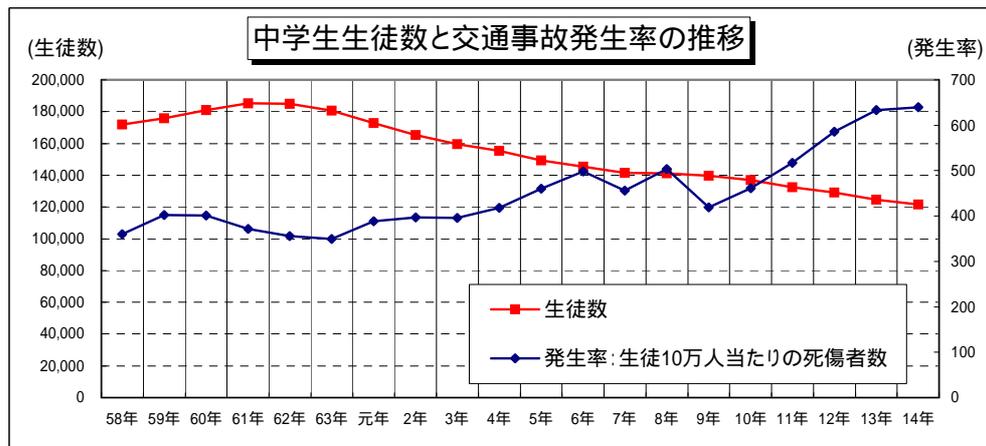
	自転車	歩行者	四輪		自二	原付		その他
			運転	同乗	同乗	運転	同乗	
死傷者数	450	80	1	229	2	6	7	2
構成率	57.9%	10.3%	0.1%	29.5%	0.3%	0.8%	0.9%	0.3%

b 通行目的別死傷者数

	通学等			娯楽	買物	訪問	受講等	遊技	その他
	登校中	学業中	下校中						
死傷者数	131	2	95	40	161	121	33	33	189
構成率	16.9%	0.3%	12.3%	5.2%	20.8%	15.7%	4.3%	0.1%	24.5%

c 自転車の違反別発生状況

		一時不停止	安全不確認	信号無視	動静不注視	交差点安全進行	その他
		第一当事者	人数	63	24	16	5
	構成率	39.9%	15.2%	10.1%	3.2%	3.8%	27.8%
第二当事者	人数	24	66	1	31	25	73
	構成率	10.9%	30.0%	0.5%	14.1%	11.4%	33.1%



「交通事故死者」とは

交通事故による死者とは、事故の発生後 24 時間以内に死亡した者を交通事故死者として集計している。交通事故が原因で 24 時間以後に亡くなった人もいたため、交通事故発生後 24 時間経過後 30 日以内に死亡した人を「30 日死者」と言い、前者を「24 時間死者」と言い区別している。平成 14 年の「30 日死者」は、9,575 人で、「24 時間死者」の 1.15 倍となっている。

(工) 高校生の交通事故の特徴

高校の学区は、小中学校に比べ飛躍的に広くなり、隣接市町村や県内全域に及ぶ。全日制の高校生は、通学、部活動、交友、買い物、塾への移動手段として、自転車が中心になる。一部、遠距離通学生には、原付自転車による通学が認められている。定時制の高校生は、通勤などの理由から二輪車、四輪車など利用している者も多い。

高校生(全日制)の生徒数は、平成元年以降減少を続けているが、高校生10万人当たりの死傷者数は増加し続け、平成13年には1,852とピークに達し、全国ワースト2位となった。その後、平成14年には減少して5位に下がっている。

高校生の交通事故は、全体の自転車乗車中が66%、また、登下校中が約54%を占めている。

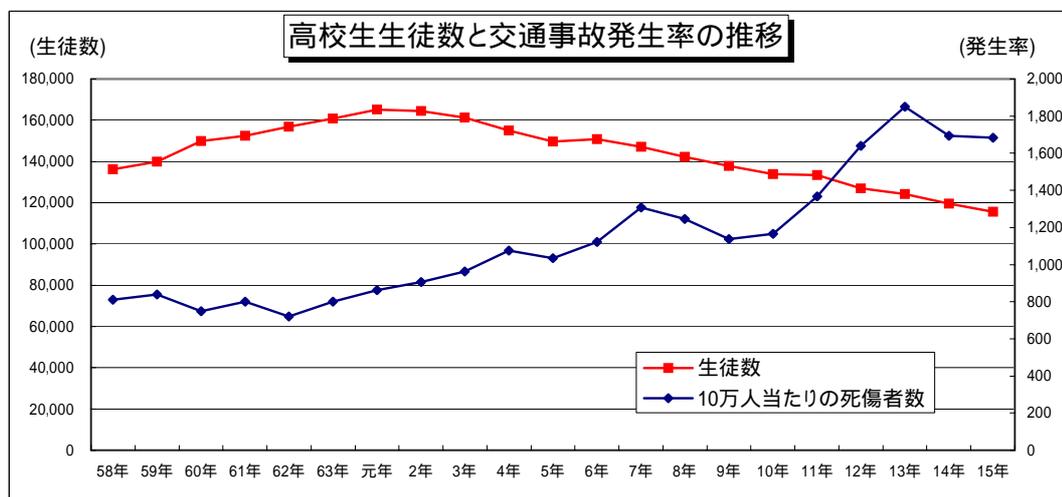
【特徴】

a 状態別死傷者数

	自転車	歩行者	四輪		自二		原付	
			運転	同乗	運転	同乗	運転	同乗
死傷者数	1,340	44	21	340	54	12	196	19
構成率	66.2%	2.2%	1.0%	16.8%	2.7%	0.6%	9.7%	0.9%

b 通行目的別死傷者数

	通学等			娯楽	買物	訪問	受講等	その他
	登校中	学業中	下校中					
死傷者数	679	15	418	65	246	196	14	389
構成率	33.6%	0.7%	20.7%	3.2%	12.2%	9.7%	0.7%	19.2%



高校生の生徒数は、公立私立の全日制と国立沼津工業高等専門学校3学年までの生徒数の合計である。

2 静岡県の交通環境と児童生徒の通学状況

(1) 静岡県の交通環境

ア 道路交通

東西方向を東名高速道路や国道1号線が貫き、国内の大動脈として東京圏と名古屋・近畿圏を結んでいる。また、南北方向には国道52号線、139号線号線、152号線が整備され、甲信地域と連絡している。

イ 県内鉄道交通

JR東海道新幹線、JR東海道本線、静岡鉄道、遠州鉄道、伊豆箱根鉄道で運行頻度が高く、その他のJR御殿場線、JR伊東線、伊豆急行、天竜浜名湖鉄道、大井川鉄道などの南北方向の路線で運行頻度が低くなっている。

ウ 県内交通流動全体

通勤・通学圏は、沼津市、三島市、富士市、富士宮市、静岡市、浜松市を中心に形成されており、国道1号線やJR東海道本線の交通基盤の整備された東西方向の移動が中心になっている。利用交通手段を見ると、全体では、自家用車利用が約半数を占めており、特に県内他市町村への流動については、6割以上が自家用車利用になっている。

(2) 児童生徒の通学状況

平野・山間部、市街地・郊外などの環境により、各学校における児童生徒の通学方法・通学条件が異なっている。一般に通学方法、通学路については、各学校で設定している。

ア 小学校

ほとんどの児童は、徒歩通学をしているが、遠距離通学の児童については、乗合バスの利用、保護者の送迎がある。

イ 中学校

徒歩通学。遠距離通学者には、自転車通学が許可され、ヘルメットが義務付けられている。

ウ 高等学校

全日制においては、自転車通学生が全体の76%を占めている。それ以外の生徒は、バス、電車、自転車を併用している。山間部等の遠距離通学生については、一定の条件の元に、原付自転車での通学を認めている学校もある。

定時制においては、通学については特に制限はないが、二輪車については、自動二輪車を禁止し、原付自転車に限定している学校が多い。

エ 盲・聾・養護学校

通学区が広範なため、スクールバス、電車・バス、保護者の送迎など、障害の種類や程度、学年に応じて様々である。高等部では、自転車通学の生徒もいる。

3 静岡県の交通安全に関する方針

- (1) 「魅力ある“しずおか”2010年戦略プラン」- 富国有徳、しずおかの挑戦 -
基本計画3...安全

交通事故による死者数年間抑制目標「年間300人以下」

	10年	11年	12年	13年	14年	15年
県民	287人	359人	308人	307人	269人	297人
幼児園児	2人	1人	2人	1人	1人	1人
小学生	4人	2人	2人	4人	5人	2人
中学校	1人	1人	0人	2人	4人	2人
高校生	4人	6人	9人	7人	4人	6人
幼小中高合計	11人	10人	13人	14人	14人	14人

(静岡県交通安全対策会議)

「第7次静岡県交通安全計画」の目標

- ・年間の死者数300人以下
- ・発生件数対前年比増加率3%以下

- (2) 「ストップ ザ・交通事故検討委員会」の提言による交通事故防止対策

平成14年度末、交通事故の大幅な減少を図るため組織された「ストップ ザ・交通事故検討委員会」は、県知事に対し、交通事故の実態や時代の変化に対応する総合的、長期的な視野から抜本的な交通事故削減対策を提言した。それを受けて、教育委員会(私学協会を含む)では、その5本柱の一つである「生涯にわたる交通安全教育の推進」対策を平成15年度より順次実施していくことになった。

【交通事故削減対策】...抜本的対策の5本柱

道路交通事故の総合的な調査研究の推進(県警本部交通規制課)

事故情報システム機器、分析システム機器

道路環境の整備(土木部道路保全室、県警本部交通規制課)

あんしん歩行エリア対策

生涯にわたる交通安全教育の推進(教育委員会、私学協会、私学振興室)

小・中・高等学校の発達段階に応じた体系的な交通安全教育

交通安全に関する普及啓発活動の推進(生活・文化部交通安全対策室)

テレビ・ラジオ等の広告、ポスター・リーフレット配布

交通安全推進体制の整備充実

(3) 静岡県教育計画「人づくり」2010プラン（県教育委員会）

基本計画 第2章 学校教育の充実

3 多彩な資質や能力を引き出す小学校教育の充実

(4) 健康や安全に関心を持ち、進んで行動する児童の育成

イ 交通事故や学校生活での事故など様々な危険を予測し、回避できる児童を育てる。

目標項目	2003年	2010年
児童生徒10万人当たりの交通事故死傷者数全国ワースト順位	3位	10位以内を脱出

4 主体性と創造性を伸ばす中学校教育の充実

(4) 健康や安全について主体的に判断し行動する生徒の育成

イ 交通ルールを守り事故防止に努めるなど、主体的に判断し行動できる生徒を育てる。

目標項目	2003年	2010年
児童生徒10万人当たりの交通事故死傷者数全国ワースト順位	5位	10位以内を脱出

5 自己を確立し未来を創造する高等学校の充実

(5) 心身共に健康で安全な生活を営む実践力の育成

ウ 交通ルールを守るなど遵法精神を持ち、自他の生命を尊重するなど、安全な社会の実現に進んで貢献できる生徒を育てる。

目標項目	2003年	2010年
児童生徒10万人当たりの交通事故死傷者数全国ワースト順位	5位	10位以内を脱出

4 交通関係法規・指針・計画等

(1) 関係法規

ア 交通安全対策基本法

昭和 40 年代前半、交通事故による死傷者数が急増したため、国をあげて、交通安全対策を総合的・計画的に推進するにあたり、昭和 45 年 6 月 1 日に制定された。

イ 道路交通法

道路交通の安全と円滑を図ることを目的に、昭和 35 年 6 月 25 日制定。歩行者の通行方法、車両・電車の通行方法、運転者の義務、道路の使用、運転免許について定めてある。

(2) 指針・計画など

ア 交通安全教育指針(国家公安委員会)

平成 10 年 9 月 22 日、国家公安委員会が、道路交通法に基づき、交通安全教育に関する指針を示したもので、幼児、児童、中学生、高校生、成人、高齢者に対する交通安全教育の目標・目的、内容が示してある。

イ 幼児交通安全教本

幼児の交通事故防止対策として、中央交通安全対策会議が昭和 48 年 5 月 5 日に決定した。幼児の行動の特性など、幼稚園・保護者が交通安全教育を実施する上での参考になるもの。

(3) 計画

ア 交通安全基本計画(中央交通安全対策会議)

交通安全対策基本法に基づき、5 年間ごとに講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。この交通安全基本計画に基づき、国の関係行政機関及び地方公共団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通安全に関する施策を具体的に定め、実施する。

イ 文部科学省交通安全業務計画(文部科学省)

交通安全業務計画は、交通安全基本計画に基づき、各指定行政機関が毎年度作成する単年度計画で、当該年度において講ずべき交通安全施策及び都道府県交通安全実施計画の作成基準となるべき事項について定めるもので、交通安全対策基本法によりその作成が義務付けられている。

ウ 静岡県交通安全計画(静岡県交通安全対策会議)

都道府県交通安全計画及び市町村交通安全計画は、それぞれ交通安全基本計画又は都道府県交通安全計画に基づき、都道府県又は市町村がその区域におけ

る陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な（５カ年計画）施策の大綱等について定めるもので、交通安全対策基本法によりその作成が義務付けられている。

エ 静岡県交通安全実施計画(静岡県交通安全対策会議)

都道府県交通安全実施計画及び市町村交通安全実施計画は、陸上交通の安全に関し、都道府県及び市町村が作成する単年度計画である。都道府県については、交通安全対策基本法によりその作成が義務付けられており、市町村については、市町村長が必要と認める場合に作成する。

オ 静岡県「しずおか総合交通体系戦略プラン」

本県の優位性を高め、産業の立地、雇用の拡大、観光の振興、物流の活性化など、県民経済の健全な発達と県民生活の向上に寄与するため、多くの人々が短時間で自由に国内外と活発な交流ができ、また、国内外から訪れる人々が快適に本県に滞在できるような総合交通体系の構築を図る戦略プラン。

5 交通安全教育

(1) 生涯にわたる交通安全教育の推進

学校における安全教育は、「自他の生命や人格の尊重、安全を大切にする意識、安全に必要な知識の理解や的確な判断力」などの資質や能力を育て、安全にとって望ましい行動の変容を図り、安全に関して適切な意思決定や行動選択ができるようにする営みと言える。特に、交通安全に関しては、将来ほとんどの成人が自動車の免許を取得して運転者となる現状から、被害者にならないためだけでなく、加害者にならないためにも、交通規則の遵守、安全意識とマナーの向上に努める必要がある。

交通は、日常の通勤・通学や旅行など、私たちが生活する上で、一生涯切っても切り離せない一つのシステムである。技術の進歩に伴い、交通手段は常に発達し続け、その利便性は昔に比べはるかに向上している。しかし、その反面、慢性的な交通渋滞、環境問題、交通事故など多くの課題を抱えている。特に、交通事故については、全国で年間約8千人もの死者が出る状況から、交通安全教育は重要な意義を有している。

幼稚園及び学校における交通安全教育は、幼児児童生徒それぞれの心身の発達段階や地域の実情に応じ、安全に行動できる実践的な態度や能力を養うことにあつる。幼稚園では遊びや園外行事を中心に、生活全般を通して危険についての学習をし、小中高等学校では、毎日の登下校指導、学級活動(ロングホームルーム)や学校行事、関連教科や道徳及び総合的な学習の時間を中心に、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的な指導を行うことが必要である。さらに、交通安全教育を効果的に展開するためにも、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図ることが大切である。

(2) 静岡県の交通安全教育

県内の幼児児童生徒に対する交通安全教育は、各幼稚園及び学校での取り組みを中心に、教育委員会、警察、交通安全対策室などのさまざまな機関・団体・組織によって、連携しながら展開している。

ア 教育委員会

(ア) 「交通事故ゼロ達成運動」

小中高等学校において、年3回学期の始めに2週間程度、交通事故ゼロを目標に、学校独自の取り組みを行う。各運動期間では、交通事故ゼロ達成率が9割以上に達している。

(イ) 「高校生自転車マナーアップ作戦事業」

県立高校70校に学校交通安全指導員を配置して、通学時の街頭指導、自転車点検、危険箇所点検を実施している。

(ウ)「二輪車グッドマナー講習会」

全日制・定時制の二輪車通学生を対象に、県指定自動車教習所協会と連携して、自動車学校を会場に、安全運転の講習会を開催している。

(I)「指導者に対する研修会」

高等学校交通安全担当者を対象の「高等学校交通安全指導者研修会」及び小中学校交通安全担当者対象の「体育・健康教育指導者講習会」において、交通安全に関する実践事例や全国研修会の報告などを実施している。

イ 静岡県警察本部

幼児児童生徒の通園・通学時の安全確保及び園・学校に出向き、幼児や新入生に対する歩き方教室、小学校中学年に対する自転車教室、中高校生に対する参加体験型の交通安全教室を実施している。また、最近では、街頭において、自転車通学生の交通指導にあたるとともに、違反者に対し、「指導カード」を交付し、注意を喚起している。

ウ 県交通安全対策室

小学校における「交通安全リーダーと父母と交通安全を語る会」を提唱し、毎年、各小学校において、小学校高学年を中心として、保護者、民間交通指導員などと一緒に開催している。また、「自転車マナー向上対策」の一環として、「自転車マナー向上のための副読本」を中学校・高等学校の新入学生に配布している。

エ 各市町村交通安全主管課(交通政策課など)

各市町村ごと、幼児児童生徒を対象とした交通安全に関する催しもの、交通安全ポスターコンクールなど広報・啓発活動を実施している。

オ 県交通安全協会

例年「小学生子ども自転車大会」を実施し、参加校には交通安全指導員を派遣し、児童の自転車指導にあっている。また、交通安全に熱心な取り組みをしている学校を選定し、全国表彰である「交通安全優良学校」に推薦している。

カ 交通安全母の会連合会

地域の交通安全活動に積極的に参加し、地域住民の交通安全意識の高揚に勤めている。

キ 幼児交通クラブ

幼稚園や保育園の教諭・保母及び母親の代表を対象に、事故の発生状況、事故事例等の検討・発表を主体とした実践的な研究会を開催し、交通安全意識の高揚と幼児に対する指導力の向上を図っている。38市町村351クラブ

ク 母親クラブ連合会

子育てや家庭、地域での生活の問題等子どもたちを取り巻く様々な問題の解決に向けて活動する。交通安全指導、遊び場の点検、カーブミラーみがきなど交通事故防止のための活動もしている。

ケ 交通安全指導員連合会

園児、児童等の登下校時における交通安全指導に努めるほか、歩行者や車両の運転者に安全な交通行動の実践を習慣付ける。また、地域の交通安全活動に積極的に参加し、地域住民の交通安全意識の高揚に努めている。

コ 県指定自動車教習所協会

自動車学校の教官が、学校に出向き、模擬事故実験、内輪差実験などの参加体験型の交通安全教室を実施している。

サ 高等学校生徒指導地区研究会

静岡県内9地区において、交通安全集会や危険マップ作りなどの実践的な取り組みをしている。

(3) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における交通安全教育の体系

	教科	道徳	特別活動	その他	ステップアップ交通安全教材
特色	交通事故、校内事故の原因と防止に関する知識(概念や法則)の理解、思考力、判断力の育成等	生命の尊重、規則の遵守など道徳的心情や態度の育成	学級、学年又は全校などの望ましい集団活動の実践による交通安全に関する実践的な態度や能力を養う。	必要に応じ、自転車、自動二輪車の安全な乗り方や望ましい態度の育成及び技能習得などの実践力の育成	交通安全教育を展開する上で、利用者が加工編集して、幼児児童生徒・学校等の実態に即した教材を作成することができる。
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 健康・安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。 道路の歩き方、横断歩道の渡り方、信号の見方 事故防止の方策について保護者への啓発を行う。 地域の危険箇所点検、外出時の安全対策 				<ul style="list-style-type: none"> 保護者への指導 信号機の意味や正しい歩き方 危険な行為
小学校	「生活」 1、2学年 「安全な登下校」 「社会」 3、4学年 「身近な地域の様子」 「体育」 5学年「けがの防止」	人間尊重 生命尊重 人間愛の精神 善悪の判断 遵法精神等の育成	「学級活動」 健康や安全に関すること 「学校行事」 健康安全・体育的行事等 「児童会活動」 交通安全集会等 「クラブ活動」等	「交通安全教室」 ・正しい歩行の仕方 ・自転車の乗り方 ・模擬事故実験	(低学年) ・さまざまな交通場面における危険予測 ・正しい歩き方 ・交通標識の意味 (中・高学年) ・自転車の正しい乗り方 ・自転車点検 ・交通規則
中学校	「保健体育」 保健分野3学年 「傷害の防止」		「学級活動」 健康や安全に関すること 「学校行事」 健康安全・体育的行事等 「生徒会活動」 交通安全集会等	「交通安全教室」 ・正しい歩行の仕方 ・自転車の乗り方 ・模擬事故実験	<ul style="list-style-type: none"> 自転車の正しい乗り方 自転車点検 交通規則 加害者の責任
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> 「保健体育」科目保健 「現代社会と健康」交通安全 応急手当 その他の教科における交通安全に関係する「公民」「現代社会」「理科」「工業」「商業」等 (交通問題、損害賠償と責任、交通技術等) 		「ホームルーム活動」 健康や安全に関すること 「学校行事」 健康安全・体育的行事等 「生徒会活動」 交通安全集会等	「交通安全教室」 ・自転車マナー教室 ・二輪車通学生に対する技術講習会 ・普通免許取得に関する事前事後指導	<ul style="list-style-type: none"> 自転車の正しい乗り方 自転車点検 交通規則 加害者の責任(損害賠償と保険) 各教科において交通安全について関連事項を取り扱う。

盲・聾・養護学校においても、障害の種類や程度に応じて行う。

(4) 幼児児童生徒の行動特性

幼 児	<p>危険や恐怖に対して臆病であるが、危険を予測する認知能力が不足している。</p> <p>駐車場などで、自動車などの物陰で遊びバックした車にひかれる。</p> <p>一つの事柄に注意や認知が集中しやすく、それ以外のことの認知的処理が困難になる。特に興味あるものに注意が奪われると、そのこと以外はまったく目に入らなくなるという危険状態になる。</p> <p>道路の向かい側に保護者や友達を発見すると、車の往来に関係なく一目散に走り出してしまう。</p> <p>行動全般にコントロールが利きにくく、衝動的な行動をとる。</p> <p>横断歩道を渡っている途中で、急に戻ったりする。</p> <p>教師や保護者のしつこさを素直に受け入れる時期であり、家や学校のルールを身に付けようとする。</p> <p>「横断歩道は手を挙げて」をしっかり守ろうとする。しかし、手を挙げれば、車は止まり、安全に道路を横断できるということを強調することにより、「横断歩道 = 安全な通路」という固定観念により、安全確認を怠ることがある。</p>
小 学 生	<p>周囲の大人、特に身近な保護者や教師の行動を観察し、モデルとして行動する。</p> <p>赤信号で渡る大人たちを見て、信号を守らなくても大丈夫であると思うようになる。</p> <p>男子に多く見られる特徴であるが、冒険心や仲間への同調行動から危険を冒す行動をとる。</p> <p>友達と自転車で競争をしだし、早く走ることに集中し、道路の危険について全く忘れてしまう。</p> <p>友達の真似をしてみるにより共感を得て、仲間への所属感を求める気持ちが高まる。</p> <p>高学年の児童は、仲間が行っている危険行動に加わろうとする意識が高くなる。</p>
中 学 生	<p>大人から子ども扱いされることに反発心を持ち、習慣や道徳、社会規範に反発する者も出てくる。</p> <p>大人の注意に対し、無視したり反発するようになる。</p> <p>周囲から注目を得るため、故意に違反をする。</p> <p>仲間の視線を気にし、仲間はずれを恐れるために危険と知りつつ敢えて危険行動をとる者もいる。</p> <p>自転車での暴走行為</p> <p>自分の興味・関心や利害関係に左右される場合がある。</p>
高 校 生	<p>二輪車や自動車の無断免許取得、無免許運転</p> <p>他人に迷惑をかけなければ、ルールは守らなくてもよい。</p> <p>友人と会話したいために自転車での並列走行</p> <p>若さゆえの自分の運動能力・反射神経への過信</p> <p>自転車の傘差し運転、二人乗り、携帯電話で話しながらの運転</p> <p>交差点等で一時停止しなくても、すぐに止まれるという過信による事故</p> <p>スピードの出し過ぎ</p>

(5) 発達段階に応じた交通安全指導

区分	目標	項目	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	
道路の歩行と横断及び交通機関の利用	道路の歩行と横断及び交通機関の利用	道路の役割・通行区分と安全	道路を歩くときの基本的な心構え(道路の端・右側を歩く)の認識・標示に心をもち、意味を理解(止まれ、横断歩道等)	低 中 高	道路のきまりと安全な歩行の仕方 道路の通行区分の意味と安全な歩行と飛び出しの危険 道路の通行区分の意味と安全な歩行と飛び出しの危険	道路施設とその役割の理解 信号の意味や標識・表示の種類と意味の理解	道路の種類とその役割 標識・標示の種類と意味の理解
		通学路の安全	保護者と手をつないでの登降園 保護者と一緒に安全確認	低 中 高	安全な集団歩行の仕方 通学路の安全な歩行の仕方 通学路やスクールゾーンの意味と危険防止 集団で歩行するときの交通の危険	(1年)通学路の危険箇所の確認 通学路やスクールゾーンの設定の意味 道路条件や交通環境の変化に応じた安全な通学の仕方 車両の動きと安全確認	通学路の設定と危険箇所の確認(1年) 通学時の事故の現状の理解と安全な行動 通学方法に応じた安全な行動(犯罪防止も含む)
		交差点の歩行や道路の横断	交通事故の原因となる危険な行動(飛び出し、路上での遊び) 標識・標示に心をもち、意味を理解(止まれ、横断歩道等)	低 中 高	道路を横断するとき手を挙げるなど運転者への合図の仕方 信号を守ることの意味と交差点の安全な横断の仕方 交差点で左折してくる車の危険と安全な待ち方	交差点の正しい横断の仕方 交差点を横断するときの危険の予測と安全確認の仕方	横断中の事故の現状とその原因の理解と安全な行動 交差点の危険性の理解と安全な行動の仕方
		気象や交通環境の変化と安全	雨の日の歩き方、雨具の安全な使い方 降雪や道路の凍結、強風時の安全な歩き方	低 中 高	雨や雪の日の安全な歩行の仕方 道路の凍結、強風時の安全な行動の仕方 薄暮や夜間の安全な歩行の仕方(明るい服装や反射材の効果)	歩行者の心理とその理解 薄暮や夜間の交通の危険と安全な歩行の仕方(明るい服装・反射材の効果) 雨、降雪、道路の凍結、強風時の交通の危険と安全な歩行の仕方	歩行者の心理の理解と安全な行動 気象や環境の変化によって発生する事故の現状の理解と安全な行動
		踏切など鉄道での安全	身近にある踏切の種類や状況に応じた待ち方、渡り方 段差、階段、交通量の多い道路での横断等安全な歩行の仕方	低 中 高	踏切での安全な待ち方、安全確認の仕方、渡り方 踏切事故の原因と非常ボタンの取扱い方 踏切事故の原因と非常ボタンの取扱い方	踏切等の安全確認と非常ボタンの取扱い 架線接触、軌道立ち入りや妨害の危険 駅ホームでの転落の危険と事故防止	鉄道(踏切や駅ホーム等)での事故の現状と原因の理解と安全な行動 非常ボタンの取扱い
		幼児や高齢者及び障害のある人々の保護		低 中 高	白杖や点字ブロック等の意味 幼児・高齢者・身体に障害のある人々の交通場面における行動の特性 幼児・高齢者・身体に障害のある人々の安全な通行のための保護の仕方	白杖や点字ブロック等の理解 幼児、児童、高齢者や身体に障害のある人々の行動の特性の理解と保護及び介助	白杖や点字ブロック等の理解 幼児、児童、高齢者や身体に障害のある人々の行動の特性の理解と保護及び介助
		公共交通機関利用時の事故と安全な行動		低 中 高	公共交通機関の安全な利用の仕方 公共交通機関利用時の事故の原因と安全な行動の仕方	交通機関利用時の事故の現状とその原因の理解と安全な行動 交通機関利用時のマナー	
		自転車の安全な利用		中 高	体に合った自転車と安全な練習場所 自転車の正しい乗り方と乗ってはいけない場合 歩行者及び他の車両に対する事故	中学生に多い自転車事故の特徴 自転車の安全な利用の仕方(選び方等基本的な事項)	高校生に多い自転車事故の特徴 自転車事故の現状とその原因の理解と安全な行動 自転車の安全な利用の仕方(乗ってはならない場合等)
		自転車の安全な走行		中 高	自転車に乗ってよい場所 自転車の通る所と安全な走行の仕方 交差点の通行の仕方と雨天や夜間の安全な走行の仕方	自転車通学生の通学路の危険箇所の確認(1年) 自転車専用道路、車道、歩道通行可等の通行区分 道路条件や交通環境に応じた安全な走行の仕方	自転車通学生の通学路の危険箇所の確認(1年) 歩行者保護の立場に立った安全な走行の仕方 自転車通行区分 雨天などの気象の変化や夜間などの危険と安全な走行
		自転車による交通事故(自損事故、加害事故)の防止		低 中 高	自転車乗車中に起こる事故 加害事故及び自損事故の状況・原因と事故防止 加害事故の責任と補償	自転車事故の状況・原因と事故防止(反射材の効果等) 事故の発生とその対応 加害事故の責任と補償制度	自転車利用者としての義務と責任の理解と安全な走行 事故の責任と補償制度
		自転車の集団走行時の安全		中 高	並進・不適切な車間距離の危険性 集団走行の危険と安全な走行の仕方	集団走行の場合の危険 適切な車間距離の取り方 集団の編成の仕方と安全な集団走行の仕方	
		自転車の点検・整備		中 高	自転車の簡単な点検と手入れ 自転車の各部の名称と働き及び点検と手入れ	自転車の各部の名称と働き 乗車前の点検箇所と点検の仕方 定期的点検箇所と点検内容	
		自転車に関係のある交通法規と歩行者の保護		中 高	自転車に関係するきまり(道路標識と道路標示) 自転車に関係する基本的な交通法規	自転車に関する基本的な交通法規の理解 自転車に関係する道路標識と道路標示等道路交通法に定められている関係事項の理解	自転車に関係法規の理解 歩行者の保護と正しいマナーの理解 幼児や高齢者の特性と保護
		正しい駐輪の仕方		中 高	正しい駐輪の仕方とマナー 歩行者の安全と正しい駐車の仕方	駐輪のマナーの現状と問題点 秩序ある駐車と施錠、防犯登録等の必要性と放棄、盗難等の防止	駐輪のマナーの現状と問題点 秩序ある駐車と施錠、防犯登録等の必要性と放棄、盗難等の防止
		二輪車・自動車の特性と心得	二輪車・自動車の特性と心得	自動車の種類による事故の特徴と安全		低 中 高	自動車の種類を知る(死角、内輪差、制動距離等)と安全な態度 飛び出し、車両直前直後の横断の危険と安全確認 自動車の速度と停止距離
自動車の構造機能と安全				低 中 高	自動車の特性を知る(死角、内輪差、制動距離等)と安全な態度 飛び出し、車両直前直後の横断の危険と安全確認 自動車の速度と停止距離	自動車の種類による死角・内輪差 自動車の速度と停止距離及び前照灯の照射距離	
シートベルト・チャイルドシートの着用(自転車に乗車する場合の安全)				低 中 高	運転操作の支障となる行動と安全な態度 チャイルドシートの着用、後部座席に乗車する場合の安全に関する約束	チャイルドシートの着用 シートベルトやチャイルドシートの着用とその効果	交通事故が発生した場合の被害軽減効果(ヘルメット、後部シートベルト、エアバック)と正しい着用の仕方
雨天や夜間の危険				低 中 高	夕方や夜間の運転者からの見え方と安全な行動の仕方 悪天候や夜間での車両の動きの特徴と安全な行動の仕方 雨や雪の制動距離の違いと安全な行動の仕方	雨や雪の日の自動車の停止距離 夕方や夜間の自動車の危険(視認距離の低下、眩惑現象、蒸発現象) 悪天候時や夜間の安全な行動の仕方	夕方や夜間における視認能力の低下 気象の変化による交通状況の変化
運転免許制度						運転免許制度の意義・運転免許の種類・内容及び取得年齢 運転者の義務と責任と補償	運転免許制度と安全な通行 運転者の義務と責任と補償
交通安全事故防止と安全な生活	交通安全事故防止と安全な生活	交通安全に関する機関や団体の活動		低 中 高	交通安全にかかわる人々と施設の利用の仕方 交通安全に関する機関や団体の仕組みと施設の利用の仕方 地域の交通安全活動の理解と参加	国や地方公共団体の仕組みと施策 地域の関係機関や関係団体の仕組みと活動 地域の交通安全活動への中学生としての参加の在り方	国や地方公共団体の仕組みと施策 地域の交通安全活動の理解と高校生の役割 地域の交通安全活動の積極的な参加
		救急施設と救急体制		低 中 高	地域の救急施設や救急体制 交通事故が起きたときの通報の仕方 交通事故が起きたときの対応の仕方	地域の救急施設、救急体制の理解 交通事故が起きたときの応急手当と措置(止血・心肺蘇生法)	地域の救急施設と救急体制 交通事故での応急手当と措置(止血・心肺蘇生法)
		安全な交通社会づくりに関する責任と役割		低 中	家庭での交通安全 学校での交通安全	交通安全防止のための学校の役割 交通安全活動における自分たちの責任と役割	安全な交通社会づくりの重要性の理解と高校生の役割 交通社会の一員としての高校生の責任と役割

(6) 通学路の安全管理

ア 通学路設定の法的根拠

通学路の設定は、文部科学省で策定される「文部科学省交通安全業務計画」に基づいている。同法は、「交通安全対策基本法」により、毎年、策定が義務付けられており、教育委員会及び学校の実施する内容が明記されている。また、関連法規として「学校保健法」、「日本スポーツ振興センター法(旧日本体育・学校健康センター法)」がある。

「文部科学省交通安全業務計画」

(1)通学路における交通安全の促進

ア 通学通園路の設定と安全点検

イ 集団登下校の実施

ウ スクールゾーンの設定とその定着化

イ 通学路の安全管理

(ア) 通学路の設定

児童生徒、学校、地域の実態に即した通学路を設定する。

(イ) 通学路の安全確保 (交通安全、防犯)

保護者や地域関係機関・団体等との連携を図り、通学路の交通安全及び防犯上の安全確保のための点検・整備を実施する。

(ウ) 通学手段に対応した安全管理

様々な通学方法について、安全のきまり・約束事等を明確に設定し、児童生徒等に周知徹底する。(徒歩、自転車、バス、電車、二輪車、自動車)

(参考)

交通安全対策基本法(昭和 45 年第 110 号)

(交通安全業務計画)

第 24 条 1 項 指定行政機関の長は、交通安全基本計画に基づき、その掌握事務に関し、毎年度、交通安全業務計画を作成しなければならない。

「交通安全基本計画」は、国の中央交通安全対策会議が 5 年ごとに策定する。これをもとに、文部科学省が、「交通安全業務計画」を作成する。

スクールゾーン

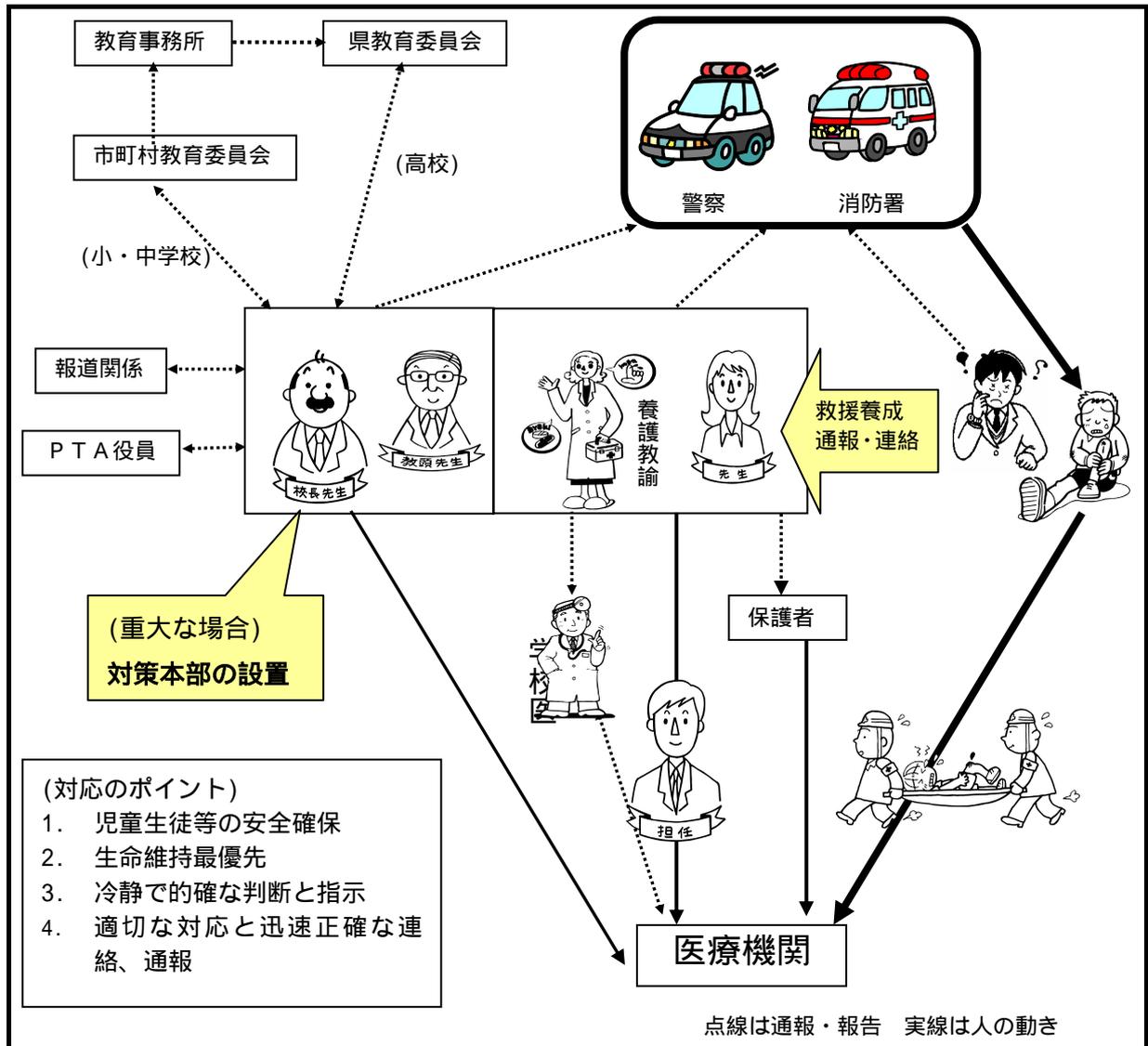
特に、子どもの交通安全を図る特定地域。学校(園)を中心とする半径おおむね 500m 以内の地域で、歩行者用道路の設定、路側帯の設置等のほか、速度制限、駐車禁止、一方通行、一時停止等各種の規制を系統的に組み合わせた交通規制を大幅に実施する。昭和 47 年から全国的に推進。地域の警察・道路管理者の協力を得て決定。

6 事故災害等発生時の緊急対応

(1) 緊急連絡体制

事故災害は、予期せぬ時に突然発生することが多く、いつ、いかなる場合においても、冷静に落ち着いて適切な対応をとり、被害を拡大させないよう、また、事故者の状況をそれ以上に悪化させないような配慮をすることが大切である。

事故災害への対応は、常に、最悪の状態を想定して、対応方法の手順や注意事項をマニュアル化しておく必要がある。ただし、状況は、その場その場で異なり、常に変化していくので、臨機応変な対応が求められる。それぞれについて別々の緊急連絡体制を考えるのではなく、ある程度汎用的なものを作成し、ケースバイケースで、柔軟に対応できるように、職員の役割分担の確認、対応方法を、日常の研修会や訓練などにより、緊急時に備えておく必要がある。また、関係機関などへの連絡先一覧を掲示して、速やかに情報伝達できる体制も整えておく必要がある。そのために、救急体制の確立と全職員の共通意識が必要と言える。



ア 対応者の留意点

(ア) 発見者

- a 発生した事態や状況の把握(目撃していない場合は情報収集)
- b 救助の協力要請や指示
- c 傷病者の症状の確認(意識、心拍、呼吸、出血等)と心肺蘇生法などの応急手当(現場で直ちに)
- d 不審者等の侵入防止や退去のための対応、児童生徒の安全確保
- e 状況に応じて、警察、消防署に出動要請(管理職に報告する余裕もない状況)
- f 子供の「大丈夫」というような言動に対しても、後で様態が変化する場合もあるので、けがの箇所によっては、医療機関の検査を受けておく必要がある。

(イ) 近くの教職員

- a 発見者と協力して、事態の対応にあたる。発見者が動揺している場合、判断の助言をする。
- b 傷病者発生の場合は、発見者に協力して、野次馬など周囲の人たちの整理にあたる。

(ウ) 担任(副担任・学年主任)

- a 保護者への連絡(事態・状況を迅速に誠意を持って説明)
- b 他の児童生徒等への指導(事故・事件をどのように説明するか)
- c 避難誘導、児童生徒の人員確認
- d 被害児童生徒の家庭訪問等

(エ) 管理職(校長・副校長・教頭)

- a 職員の招集
- b 事故・災害の重大性に応じて、対策本部を設置する。
(管理職2人、事務、教務、生徒指導、空き教員等)
- c 授業、行事中の日程変更、児童生徒の下校の決定
- d 教育委員会への報告
- f 校長会への報告(他の学校へも影響を及ぼす場合、または協力を必要とする場合)
- g P T A 役員への連絡(保護者への通知または、説明会の開催)
- h 報道機関への対応
- i 管理職不在時、代行者を決めておく。

(オ) 養護教諭

- a 応急手当
- b 負傷者の付き添い
- c 学校医への報告(助言、医療機関との連携など)
- d 被害児童生徒等に対する心のケアの対応(専門医、専門機関との連携)
- e 日本スポーツ振興センターへの報告(災害給付金の申請)

(カ) 事務職員等

- a 電話対応、緊急放送(管理職が不在の場合)
- b 外部からの取次ぎに注意する。電話が殺到した場合、緊急の連絡などができなくなる場合もあるので、その対処方法を考えておく。

イ 対応の留意点

(ア) 保護者への対応

まず、「学校側の最大の誠意」を持って対応することが大切である。「よく注意していたのに」、「大したことはありませんよ」などの不用意な言動が保護者の誤解や心証を損なうこともあり、トラブルの原因になる可能性もある。電話などによる連絡を誰が行うのか、入院が必要な場合、治療後の帰宅が許された場合、事情説明や見舞い、必要経費などについても決めておく必要がある。

(イ) 他の児童生徒・保護者への説明

児童生徒が死にいたるような重大な事故の場合、他の児童生徒への説明をどのようにするかは、心のケアの問題として重要である。児童生徒の発達段階に応じた説明を、誰がするか、また、保護者に対しても、保護者会を開催しての説明会、文書による説明なども必要である。

(ウ) 教育委員会への報告...【管理職】

大きな問題に発展すると予想される場合、事故災害発生直後、すぐに電話または口頭で連絡し、追って、文書によりFAX・電子メールなどを利用して経過報告をする。

文書による報告は、職員・学校(管理職)の対応・措置(行動、発言など)とその時刻を正確に記録し、第一報以降は、定期的、または、変化のあった時に、随時、提出する。

報告書の具体的内容

- ・ 本人の様子とその変化、それに対し発見者のとった行動...分単位で時刻を記入
- ・ 救急機関(消防、病院)や警察への通報とその対応内容
- ・ 保護者への連絡と対応内容
- ・ 他の児童生徒や保護者への指導、配布文書
- ・ 報道機関の取材、新聞記事など

(イ) 学校医への報告...【養護教諭】

大災害の場合、心身の異変、児童生徒の心のケア

(オ) PTA役員への報告...【管理職】

行方不明時の捜索協力、不審者から児童生徒の安全確保のための、学校周辺、通学路、地域の安全確保の協力。地域からの情報収集。

(カ) 日本スポーツ振興センターへの報告...【養護教諭】

学校の管理下における児童生徒等の負傷、疾病、障害、死亡などの災害に対して、医療費、障害見舞金、死亡見舞金などの給付が行われるので、速やかに

給付申請をする。日本スポーツ振興センターの給付をめぐるトラブル等は、初期における対応での不備に起因することが多い。事故災害の状況によっては、給付金が支払われない場合もあるので、日ごろから、手引き書や事例などをよく調べておくこと。不明な点については、事前に電話などで、問い合わせることも必要である。

日本スポーツ振興センター 静岡県支部 TEL(054)-253-7828 FAX(054)-253-7807

(キ) 報道関係への対応...【管理職】

- a 新聞社・テレビ局などの報道機関の取材に対しては、校長、副校長又は教頭が対応する。
(記者会見例)謝罪の表明 現状の説明 原因の説明 再発防止対策の表明
- b 対応場所、記者会見場を設定する。(本部よりやや離れている所)
- c 情報公開の理念の基、正確な事実が報道されるように誠意を持って対応する。
- d どの報道機関にも公平に、同じ内容の明確な事実のみを伝える。(不明確なことは言わない)
- e 事前に取材の予想質問に対する回答を作成するなど準備しておく。
- f 児童生徒の個人情報、人権(プライバシー、肖像権)などには十分配慮する。
- g 報道機関名、記者名、取材時の質問内容や回答、報道時の新聞記事や放送は正確に記録しておく。(対応者に2名の補助をつける。記録者と本部との連絡係り)
- h 児童生徒の動揺、学校運営に混乱が生じないように、取材に関しての留意事項を文書で依頼しておく。
 - (a)校内の立ち入りに関して
 - (b)取材場所・時間に関して
 - (c)児童生徒・教職員への取材に関して

ウ 緊急連絡のポイント

緊急連絡は、素早く、正確に、要点をしっかり伝える。その際、緊急連絡先は、上記のように表にして、常に見やすい場所に掲示しておくことと対応しやすい。また、緊急時には、発見者が動転して、正確に情報(災害発生場所、被害状況など)を伝えられない場合があるので、複数の教職員で対応するとよい。



救急車の呼び方(例)



119 受付司令員	通報者
『119番消防です。』	『救急です。』
『火事ですか、救急ですか?』	『交通事故です。(急病人です)』
『どうしました?』	『 人います』
『けが人は何人いますか?』	(なるべく内容を具体的)
『どこをけがしていますか?』	『 をけがしています。』
『場所をおしえてください。』	『場所(目標)は、 公園の近くです。』
『住所はわかりますか?』	(学校、店、道路名など)
『近くに目標はありますか?』	『 学校の近急太郎です。』
『あなたのお名前は?』	『 - です。』
『今お使いの電話番号は?』	
『はい、わかりました。』	

携帯電話について

- ・携帯電話は必ずしも所轄の消防本部にはつながらないので、一般電話を使う方がよい。
- ・携帯電話を使用する場合は、市町村名を必ず言う。また、所轄の消防本部につなぐ際、切れる可能性があるため、自分の携帯電話の番号を言えるようにする。

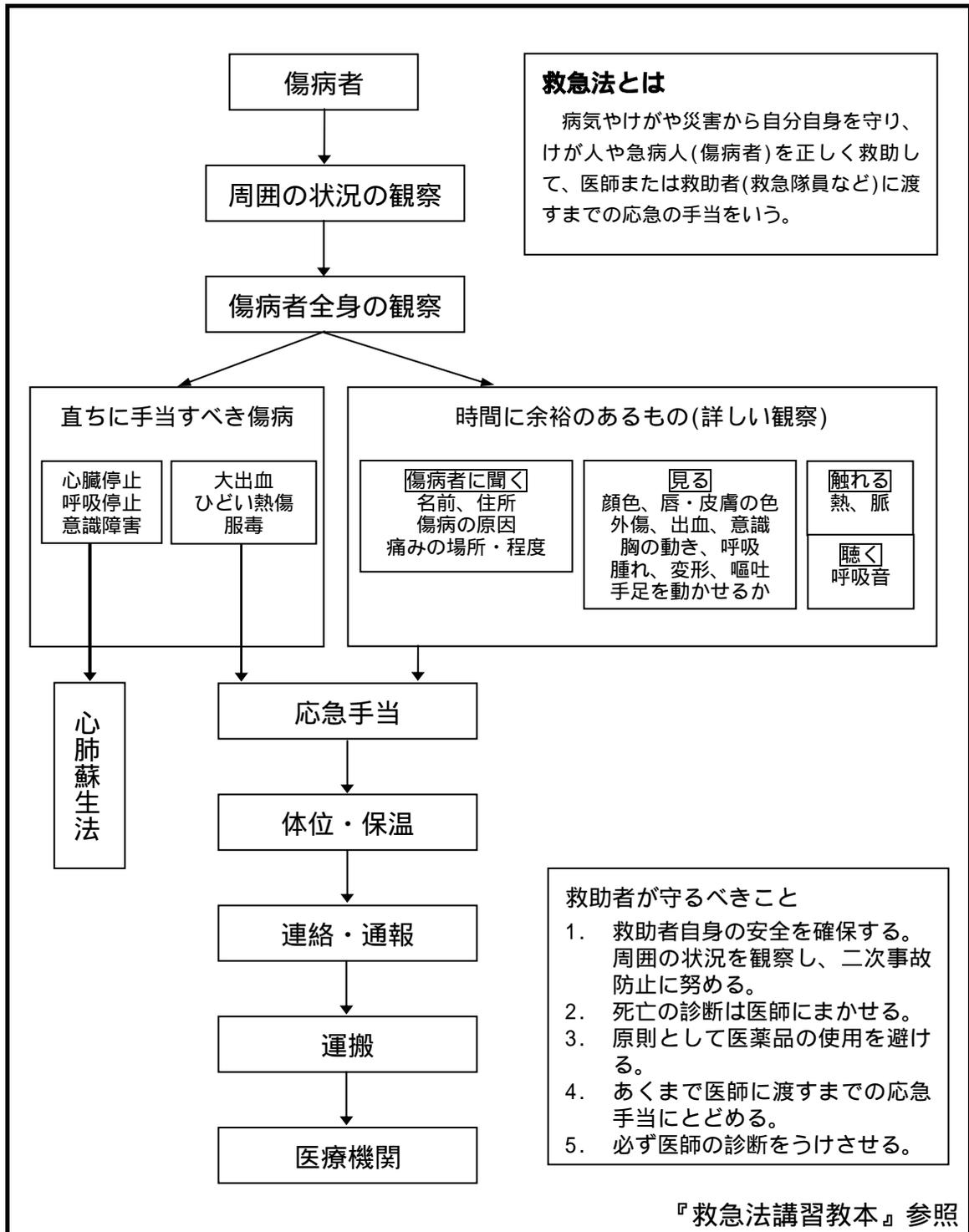
機 関 名	電話番号
消防署 (緊急119)	
警察署 (緊急110)	
病院 病院	
校医 医院	
薬剤師	
保健所	
補導センター	

氏 名	電話番号
校 長	(自宅) (携帯)
教 頭	(自宅) (携帯)
P T A会長	(自宅) (携帯)
町教育委員会	
教育事務所	
県教育委員会 課	
県教育委員会 課	

(2) 救急救命法

ア 救急法

救急法は、傷病者をすみやかに救助し、正しい応急手当をして、医師に渡すまでが範囲である。後は、すべて医師または他の救助者(救急隊員など)にまかせ、その指示によって手助けをする。



イ 心肺蘇生法

(ア) 心肺蘇生法とは

意識不明、あるいは呼吸、循環機能が著しく低下または停止し、まさに生命が失われようとしている者に対し、直ちに気道を確保し、必要に応じて人工呼吸と心(臓)マッサージを行い応急的に傷病者の生命の維持を図る手当である

(イ) 心肺蘇生法の構成

a 気道確保(空気の通り道である気道を開通させる)

b 人工呼吸(肺に息を吹き込む)

c 心(臓)マッサージ(心臓を外から動かす)

(ウ) 4分以内に手当て、8分以内に病院へ

呼吸停止後、人工呼吸をして助かる確率

2分後90%、3分後75%、4分後50%、5分後25%、10分後ほとんど0%

(エ) 救急車が到着して医療機関に搬送される時間

119番に電話して、平均6分で現場へ到着します。

現場から医療機関までは、平均約16分。



気道確保



人工呼吸



心臓マッサージ

学校教育では、校内はもちろん校外での教育活動の場においても、いつなにか心肺蘇生法を必要とする状況に遭遇するかわからない。一般の講習会に参加したり、校内研修として講習会を開くなどして、常日ごろから、必要な知識や技術を習得しておくべきである。

(校内で講習会を開く場合の相談先)

日本赤十字社静岡県支部 〒420-0853 静岡市追手町 44-17 054(252)8131

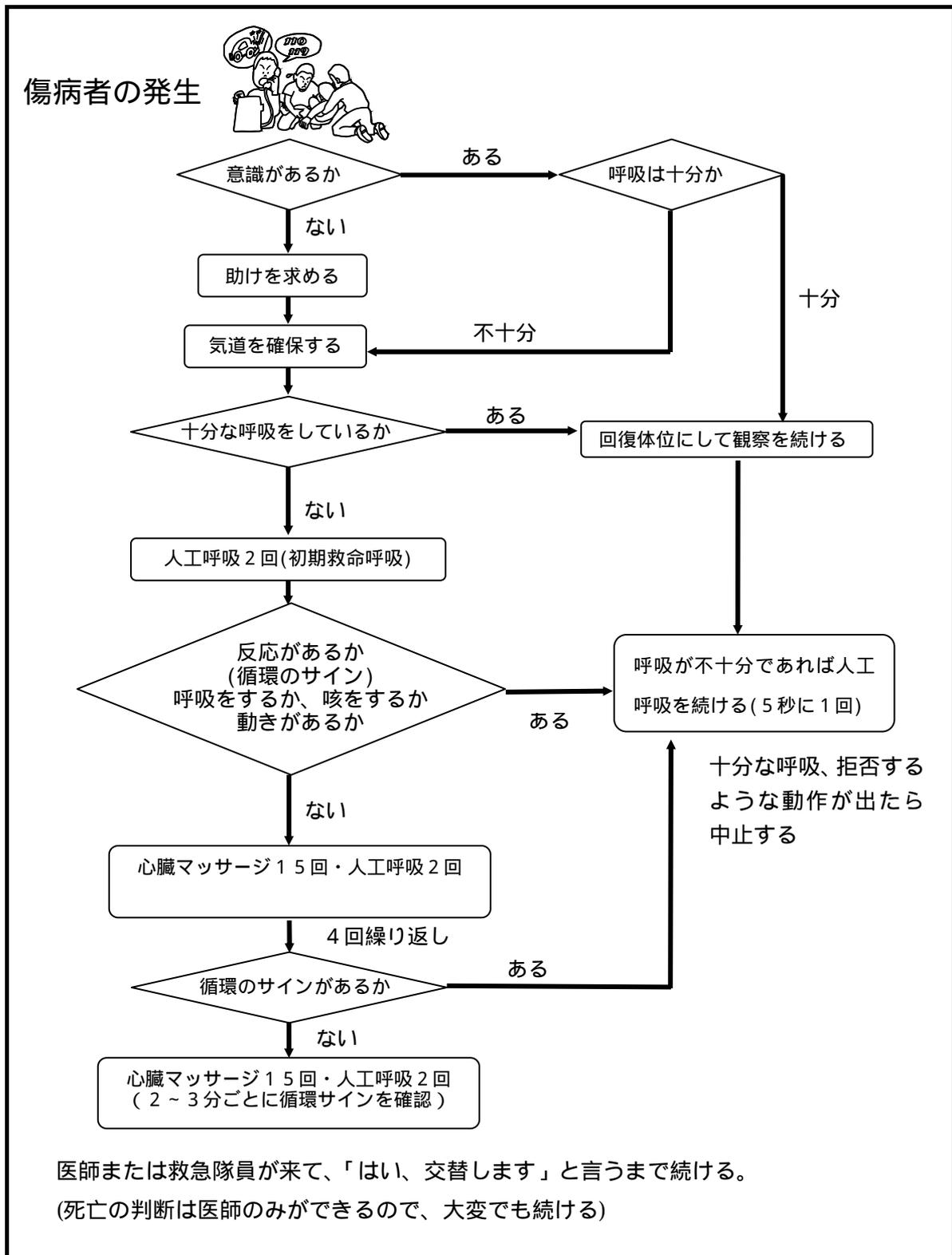
県内各市町村消防本部 参考資料参照

(一般の講習会)

日本赤十字社静岡県支部(1日講習20回/年 3日講習14回/年)

交通事故救命救急法教育講習会(毎年1回) 日本交通福祉協会

ウ 心肺蘇生法の手順



(3) 児童生徒に関わる交通事故発生後の心のケア

交通事故に関わると、被害・加害という立場や、事故の程度の軽重に関わらず、児童生徒は心に傷を負う可能性がある。特に、死傷者が出るような大きな事故の場合、当該の児童生徒だけでなく、同行・目撃した児童生徒にも大きな精神的ストレスがかかる。さらには、直接その場には居合わせなかった同級生たちや学校全体の児童生徒たちの心にも影響が出る可能性もある。

深刻な症状を示す児童生徒に関しては、当然、専門家の関与が必要になってくるが、ここでは、事故発生直後、専門家介入までに、学校がとるべき対応に関してまとめた。

別紙〈学校の対応一覧〉は、事故後ケアを必要とする対象と、ケアをする担当者、ケアの具体的な内容をまとめたものである。以下に、留意事項を記した。

ア 当事者（被害・加害どちらも含む）の児童生徒と接する場合

(ア) 身体的な傷のみでなく、精神的な傷の可能性にも配慮する。

(イ) 本人の体験した事実をしっかりと確認し、本人が話したい場合には、現在の感情や苦しんでいる症状などについて親身になって聞く。

(ウ) ダメージが大きい場合は、専門家への連絡も考慮する。

イ 同行した友人などと接する場合

(ア) 直接事故と関係していなくても、精神的な傷を受けた可能性があることを意識する。

(イ) 同行者としての体験、感情などを本人の表現するままに受け止め、じっくりと聞く。

(ウ) ダメージが大きく事故後のショックが長引く場合には、専門家への連絡も考慮する。

ウ クラス単位・学年単位（学校全体）で、児童生徒に説明する場合

(ア) 事実をなるべく正確に伝える。

（話す内容については当該児童生徒の保護者と事前確認しておく）

(イ) 当該児童生徒が死傷した場合は、児童生徒のショックも大きいので、複数の職員が立ち会い、精神的なショックや不安定さが表れた児童生徒への対応にそなえる。

(ウ) PTSD等の症状の可能性を伝え、そうした症状がだれにでも起こる普通の状態であることを知らせて安心させる。

(イ) それぞれの児童生徒が感じたことを、素直に表現できるように配慮する。自分の思いを自由に話し合える場を設定する。（「悲しいときは泣いてもいいんだよ」等の声掛けも有効）

(オ) チェックリスト等を活用し、必要な児童生徒には、クラス担任・養護教諭などの個別面談等の対応をする。症状が重い場合は、専門家への紹介も考慮する。

エ 個別指導の必要な児童生徒と関わる場合

- (ア) 直接事故と関係していなくても、精神的な傷を受けた可能性があることを意識する。(事故の前から環境的、精神的な困難を抱えている児童生徒は特に傷つきやすい。)
- (イ) 本人の症状や苦しみなどに共感しながら、本人の話すままにさえぎらずに傾聴する。
- (ウ) ダメージが大きく症状が長引く場合は、専門家への連絡も考慮する。

オ 保護者会等で説明する場合

- (ア) 事実をなるべく正確に伝える。
(話す内容については当該児童生徒の保護者と事前確認しておく)
- (イ) PTSD等の症状の可能性を伝え、そうした症状がだれにでも起こる普通の状態であることを知らせることで、子どもがPTSD等の症状を出した場合でも、慌てず落ち着いて受け止められるように援助する。(小学校低学年の児童には、抱きしめる、1人にしない、などの方法も効果があることを伝える。)

カ 当該の児童生徒と関係のある教師をサポートする場合

- (ア) 当該児童生徒のクラス担任には、特にストレスがかかるので、複数の職員がサポートするように心掛ける。特定の職員に負担がかからないように、チームで対応する。
- (イ) 「教師である私が弱音を吐くわけにはいかない。」というような思い込みは、かえってストレスを強める。教師自身も素直な思いを語り合える場を設ける。「教師も泣きたいときは泣いてもいい。」という雰囲気をつくる。

キ 専門家への引き継ぎ

- (ア) 症状が重い場合、長引く場合は専門家への引き継ぎを検討する。
- (イ) スクールカウンセラーが配置されている場合は、スクールカウンセラーを窓口とする。
- (ウ) スクールカウンセラーが配置されていない場合の窓口としては、学校医、市町村の教育委員会、県総合教育センター教育相談部、などがある。
- (エ) 身体的な傷が完治しても心の傷が長引いたり、事故直後には症状がなくても、数週間、数ヶ月たってから症状が出ることもある。

<資料1> 「トラウマ・チェックリスト」(例)

こころの健康調査票

今回、私たちにとって、とても辛い事故が起きました。このことを知ってからあなたの状態にあてはまる項目に印をつけてください。

事故のことが頭から離れない。
自分の気持ちは人には分かってもらえないと感じる。
気持ちが落ち込んでいる。
よく眠れない。
いらいらする。
食欲がない。
やる気が出ない。
頭が痛い。
お腹が痛い。

HR () 名前 ()

<資料2> 「具体的な反応と対応の仕方」(例)

気をつけていただきたいこと

友人の突然の事故(死・重傷など)を知らされた後に、他の児童生徒たちに次のような状態になることがあります。これは異常なことではなく、大きなショックによってあらわれる普通の反応です。多くは一時的なもので、家庭の中で受け止めていくことで自然と落ち着いてきます。

(1) 子どもたちにあられる反応の例

眠れない 事故を防げなかったことについて自分を責める。
やる気が出ない。 不安でたまらない。
心臓がドキドキする。 感情が不安定になる。

(2) 気をつけていただきたいこと

あわてず、冷静に対応してください。
子どもの話をさえぎらずに、最後まで聞いてください。

これらの症状は心理的なショックによって起こるふつうの反応であり、異常なことではありません。しかし、症状が重かったり長期化する場合は、専門的な判断が必要です。遠慮なく学校に御連絡ください。専門の臨床心理士や病院を紹介いたします。

学級活動・ロングホームルーム、交通安全運動期間における交通安全指導の目標と内容

区分	目標	項目	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	
道路の歩行と横断及び交通機関の利用	道路の役割・きまりや道路における様々な危険について理解し、安全な歩行ができるようにする	道路の役割・通行区分と安全	低	道路のきまりと安全な歩行の仕方	道路施設とその役割の理解 信号の意味や標識・表示の種類と意味の理解	道路の種類とその役割 標識・標示の種類と意味の理解	
			中	道路の通行区分の意味と安全な歩行と飛び出しの危険			
			高	道路の通行区分の意味と安全な歩行と飛び出しの危険			
		通学路の安全	低	安全な集団歩行の仕方 通学路の安全な歩行の仕方	保護者と手をつないでの登降園 保護者と一緒に安全確認	(1年)通学路の危険箇所の確認 通学路やスクールゾーンの設定の意味 道路条件や交通環境の変化に応じた安全な通学の仕方 車両の動きと安全確認	通学路の設定と危険箇所の確認(1年) 通学時の事故の現状の理解と安全な行動 通学方法に応じた安全な行動(犯罪防止も含む)
			中	通学路やスクールゾーンの意味と危険防止 集団で歩行するときの交通の危険			
			高	交通安全リーダーの役割 道路事情による危険と安全な歩行(交通量の多い道路、歩車道の区別のない道路等)			
		交差点の歩行や道路の横断	低	交通事故の原因となる危険な行動(飛び出し、路上での遊び) 標識・標示に関心をもち、意味を理解(止まれ、横断歩道等)	道路を横断するとき手を挙げるなど運転者への合図の仕方	交差点の正しい横断の仕方 交差点を横断するときの危険の予測と安全確認の仕方	横断中の事故の現状とその原因の理解と安全な行動 交差点の危険性の理解と安全な行動の仕方
			中	信号を守ることを意味と交差点の安全な横断の仕方			
			高	交差点で左折してくる車の危険と安全な待ち方			
		気象や交通環境の変化と安全な歩行	低	雨の日の歩き方、雨具の安全な使い方 降雪や道路の凍結、強風時の安全な歩き方	雨や雪の日の安全な歩行の仕方	歩行者の心理とその理解 薄暮や夜間の交通の危険と安全な歩行の仕方(明るい服装・反射材の効果) 雨、降雪、道路の凍結、強風時の交通の危険と安全な歩行の仕方	歩行者の心理の理解と安全な行動 気象や環境の変化によって発生する事故の現状の理解と安全な行動
			中	道路の凍結、強風時の安全な行動の仕方			
			高	薄暮や夜間の安全な歩行の仕方(明るい服装や反射材の効果)			
		踏切など鉄道での安全	低	身近にある踏切の種類や状況に応じた待ち方、渡り方 段差、階段、交通量の多い道路での横断等安全な歩行の仕方	踏切での安全な待ち方、安全確認の仕方、渡り方	踏切等の安全確認と非常ボタンの取扱い 架線接触、軌道立ち入りや妨害の危険 駅ホームでの転落の危険と事故防止	鉄道(踏切や駅ホーム等)での事故の現状と原因の理解と安全な行動 非常ボタンの取扱い
			中	踏切事故の原因と非常ボタンの取扱い方			
			高	踏切事故の原因と非常ボタンの取扱い方			
		幼児や高齢者及び障害のある人々の保護	低	白杖や点字ブロック等の意味	幼児・高齢者・身体に障害のある人々の交通場面における行動の特性	白杖や点字ブロック等の理解 幼児、児童、高齢者や身体に障害のある人々の行動の特性の理解と保護及び介助	
			中	幼児・高齢者・身体に障害のある人々の安全な通行のための保護の仕方			
			高	幼児・高齢者・身体に障害のある人々の安全な通行のための保護の仕方			
		公共交通機関利用時の事故と安全な行動	低	公共交通機関の安全な利用の仕方	公共交通機関の安全な利用の仕方	公共交通機関利用時の事故の現状とその原因の理解と安全な行動 交通機関利用時のマナー	
			中	公共交通機関の安全な利用の仕方			
			高	公共交通機関利用時の事故の原因と安全な行動の仕方			
自転車の安全な利用と点検・整備	自転車の安全な利用・点検や整備について理解を深め、交通のきまり・約束等を守って安全な乗車ができるようにする	自転車の安全な利用	中	体に合った自転車と安全な練習場所 自転車の正しい乗り方と乗ってはいけない場合	中学生に多い自転車事故の特徴 自転車の安全な利用の仕方(選び方等基本的な事項)	高校生に多い自転車事故の特徴 自転車事故の現状とその原因の理解と安全な行動 自転車の安全な利用の仕方(乗ってはならない場合等)	
			高	歩行者及び他の車両に対する事故			
			中	自転車に乗ってよい場所 自転車の通る所と安全な走行の仕方			自転車通学生の通学路の危険箇所の確認(1年) 自転車専用道路、車道、歩道通行可等の通行区分 道路条件や交通環境に応じた安全な走行の仕方
		高	交差点の通行の仕方と雨天や夜間の安全な走行の仕方				
		自転車による交通事故(自損事故・加害事故)の防止	低	自転車乗車中に起こる事故	加害事故及び自損事故の状況・原因と事故防止	自転車事故の状況・原因と事故防止(反射材の効果等) 事故の発生とその対応 加害事故の責任と補償制度	自転車利用者としての義務と責任の理解と安全な走行 事故の責任と補償制度
			中	加害事故及び自損事故の状況・原因と事故防止			
			高	加害事故の責任と補償			
		自転車の集団走行時の安全	中	並進・不適切な車間距離の危険性	集団走行の危険と安全な走行の仕方	集団走行の場合の危険 集団の編成の仕方と安全な集団走行の仕方	
			高	集団走行の危険と安全な走行の仕方			
		自転車の点検・整備	中	自転車の簡単な点検と手入れ	自転車の各部の名称と働き 乗車前の点検箇所と点検の仕方 定期的点検箇所と点検内容		
			高	自転車の各部の名称と働き及び点検と手入れ			
		自転車に関係のある交通法規と歩行者の保護	中	自転車に関するきまり(道路標識と道路標示)	自転車に関する基本的な交通法規の理解 自転車に関する道路標識と道路標示等道路交通法に定められている関係事項の理解	自転車に関する基本的な交通法規の理解 歩行者の保護と正しいマナーの理解 幼児や高齢者の特性と保護	
高	自転車に関する基本的な交通法規						
正しい駐輪の仕方	中	正しい駐輪の仕方とマナー	駐輪のマナーの現状と問題点 秩序ある駐車と施錠、防犯登録等の必要性和放置、盗難等の防止				
	高	歩行者の安全と正しい駐車の仕方					
二輪車・自動車の特性と心得	二輪車・自動車の特性について理解し、道路の安全な歩行や安全な走行ができるようにする	自動車の種類による事故の特徴と安全	低	車両事故の特徴と安全な行動の仕方	原動機付自転車や自動二輪車の事故の特徴と安全な行動の仕方 自動車の事故の特徴と安全な行動の仕方	二輪車と四輪車の事故の現状とその原因 二輪車と四輪車の特性と運転者の条件 道路における危険の予測と回避する意識と能力	
			中	車両の事故の特徴と安全な行動の仕方			
			高	車両の車種による事故の特徴と安全な行動の仕方			
		自動車の構造機能と安全	低	自動車の特性を知る(死角、内輪差、制動距離等) 飛び出し、車両直前直後の横断の危険と安全確認	自動車の種類による死角・内輪差 自動車の速度と停止距離及び前照灯の照射距離		
			中	自動車の種類による死角と内輪差			
			高	自動車の速度と停止距離			
		シートベルト・チャイルドシートの着用(自転車に乗車する場合の安全)	低	運転操作の支障となる行動と安全な態度 チャイルドシートの着用、後部座席に乗車する場合の安全に関する約束	チャイルドシートの着用	交通事故が発生した場合の被害軽減効果(ヘルメット、後部シートベルト、エアバック)と正しい着用の仕方	
			中	シートベルトやチャイルドシートの着用とその効果			
			高	シートベルトやチャイルドシートの着用とその効果			
		雨天や夜間の危険	低	夕方や夜間の運転者からの見え方と安全な行動の仕方	悪天候や夜間での車両の動きの特徴と安全な行動の仕方 雨や雪の制動距離の違いと安全な行動の仕方	雨や雪の日の自動車の停止距離 夕方や夜間の自動車の危険(視認距離の低下、眩惑現象、蒸発現象) 悪天候時や夜間の安全な行動の仕方	夕方や夜間における視認能力の低下 気象の変化による交通状況の変化
中	悪天候や夜間での車両の動きの特徴と安全な行動の仕方						
高	雨や雪の制動距離の違いと安全な行動の仕方						
運転免許制度				運転免許制度の意義・運転免許の種類・内容及び取得年齢 運転者の義務と責任と補償	運転免許制度と安全な通行 運転者の義務と責任と補償		
交通事故防止と安全な生活	地域の交通安全に関する諸機関や団体が行っている対策や活動を理解し、安全な交通社会を築くために、積極的に参加できるようにする	交通安全に関する機関や団体の活動	低	交通安全にかかわる人々と施設の利用の仕方	国や地方公共団体の仕組みと施策 地域の関係機関や関係団体の仕組みと活動 地域の交通安全活動への中学生としての参加の在り方	国や地方公共団体の仕組みと施策 地域の交通安全活動の理解と高校生の役割 地域の交通安全活動の積極的な参加	
			中	交通安全に関する機関や団体の仕組みと施設の利用の仕方			
			高	地域の交通安全活動の理解と参加			
		救急施設と救急体制	低	地域の救急施設や救急体制	救急車と病院の役割	地域の救急施設、救急体制の理解 交通事故が起きたときの応急手当と措置	地域の救急施設と救急体制 交通事故での応急手当と措置(止血・心肺蘇生法)
			中	交通事故が起きたときの通報の仕方			
			高	交通事故が起きたときの対応の仕方			
		安全な交通社会づくりにおける責任と役割	低	家庭での交通安全	学校での交通安全	交通事故防止のための学校の役割 交通安全活動における自分たちの責任と役割	安全な交通社会づくりの重要性の理解と高校生の役割 交通安全の一員としての高校生の責任と役割
			中	学校での交通安全			
			高	地域の交通安全と小学生の責任と役割			

児童生徒に関わる交通事故発生後の心のケア

< 学校の対応・一覧 >

当事者（加害・被害ともに）	目撃者・同行者（友人など）	H R 生徒	学年・学校全体	個別指導の必要な生徒	保護者会	当該の生徒と関係する教諭
H R 担任・副担任・養護教諭等	H R 担任・副担任・養護教諭等	H R 担任等	学年主任・学校長・教頭・教務主任等	H R 担任・養護教諭・スクールカウンセラー	学年主任・学校長・教頭・教務主任等	学年部職員・学校長・教務主任・養護教諭等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否の確認をする。 ・ 病院と連絡をとる。 ・ 保護者との連絡をとる。 ・ 事情を聞く。 （ディブリーフィング：注1）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事情を聞く。 （ディブリーフィング）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故の概要を説明する。 ・ ト라우マ反応（注2）、ASD（注3）、PTSD（注4）の可能性を伝える。 ・ ト라우マ・チェックリスト（資料1参照）などの利用。 ・ 個別対応が必要な生徒をチェックする） ・ 援助の用意があることを伝える。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事情を聞く。 （ディブリーフィング）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故の概要を説明する。 ・ ト라우マ反応、ASD、PTSDの可能性を伝える。 ・ 具体的な反応と対応の仕方のパンフレット（資料2）を配布する。 ・ 保護者に対しても援助の用意があることを伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教師同士でバックアップ体制をつくる。 ・ 教師自身も自然な感情を表現する。 ・ 楽しみや息抜きの機会を設定する。 ・ 症状が激しい場合や、長期化する場合は専門家に相談する。 ・ H R 担任・校長・教頭・養護教諭はストレスが多くかかるので特に注意する。

注1：「ディブリーフィング」
 「出来事についての感覚、知覚、感情を表現すること」と
 「危機的な出来事を体験した個人が体験する一般的反応とそれへの対象方法の説明」を意味する。
 具体的には、
 事実：何が起こったか、
 思考：その時に考えたこと、
 反応：どのように感じたか、
 感じているか、
 症状：ストレス反応、
 の順に聞くとよいとされる。
 話をさまたげずに、体験者の思いをじっくり聴くことによって、症状をおさえることができる。

注2：「トラウマ」心的外傷体験。
 個人の対処能力を超えるような大きな打撃を受けたときにできる精神的な傷。具体的には、危うく死にかけたり重傷を負うような出来事や自分または他人の身体に対する危機を体験または目撃すること。

注3：「ASD」
 (Acute Stress Disorder)
 急性ストレス障害。事件や事故による心身の不安定な状態が続くこと。通常1ヶ月程度で収まる。長期化する場合は、PTSDの可能性がある。

注4：「PTSD」
 (Post-traumatic Stress Disorder)
 心的外傷後ストレス障害。事件や事故の体験が本人の気持ちの中でまだ再現されていて、客観的には体験は終わったように見えても、本人の気持ちの中では体験のただ中にいる状態。
 具体的には、
 侵入・再体験（フラッシュバック）：トラウマ体験が本人の意思とは関係なく気持ちの中に入り込み、同じ気持ちがおよびがえる。
 過覚醒：物音や刺激に対して気持ちが張りつめてしまい、不安で落ち着かず、いらいらして眠れなくなる。
 回避・麻痺：体験に対する記憶や実感が乏しくなり、周囲の人々から切り離されたように感じる、など。

指導者・保護者用

幼児の交通安全手引書

こうつうあんぜん

はじめの一步

幼児の交通事故を防止するためには

あなたの心がけから、はじまります。

私たちの身の周りから、毎日悲惨な交通事故が後を絶ちません。あなたは、この事実をどう受け止めていますか。交通安全は、一人一人の心がけからはじまります。もう一度、マナーの大切さを見つめなおし、普段から交通ルールを守る習慣を身に付けましょう。交通安全手引書を参考に実践し、幼児の交通事故を防止しましょう。

幼児の交通安全指導基礎編 3ポイント

交通安全の心
しっかり育て
る

基礎的な安全
能力を育てる。

保護者、保育者
社会の力で支
援し、身に付け
る。

幼児の交通安全手引きは、以下3色に分類しての基礎編、4歳児向け、5歳児向けと構成されています。それぞれ幼児の発達段階を踏まえ活用してください。

交通安全指導計画

身につけたい内容

- ・ 大人の人と一緒に手をつないで歩く。(歩行通路を歩く。)
- ・ チャイルドシートを必ず着ける。
- ・ 「右よし、左よし、右よし...信号よし...」の言葉で確認する。
- ・ 信号機の色を覚える。

3歳児から5歳児の基本であるが、地域の交通事情、園の方針、幼児の発達に応じ応用していく。

4月~5月 個人送迎
大人の人と一緒に手をつないで歩く。
チャイルドシートを付ける。
「右よし、左よし、右よし」言葉を覚えて渡る。
信号機の色を覚える。

3歳児は特に保護者が交通管理の意識を持つように!

6月から8月 個人送迎
信号機の色約束を知る。
夏季休暇中、交通安全の反省を親子でする。
地区の道路を親子で歩き、危険箇所を確認する。
右側通行を覚える。白線の中を歩く。

保護者の協力を得る(夏季)園外保育時活用する。

信号機を見て色の変わり方を知る。

9月~12月 個人送迎
親子で交通教室に参加し、実際に道路を歩く。
道路を横断する時、左右をしっかりと見る。
信号機の場所や見方を知る。
園外保育の機会に、道路歩行を経験する。

徐々に徒歩登園を経験していく。

1月から3月 個人送迎
徒歩登園の経験を親子でする。
危険箇所の把握と交通マップを作成する。

実践

家庭での交通安全の意識を高めるように、指導計画の中で押さえていき、機会を捉え保護者に協力を得るようにしていく。

1 . 幼児に対する安全教育の目的

心身の発達に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に通行するために必要な基本的な技術及び知識を取得させる事とする。

2 . 幼児に対する安全教育の内容 (歩行者の心得)

目標

保護者と一緒に安全に道路を通行する事ができるように、交通ルールを習得する。

内容

(ア) 基本的な心構え

道路では、保護者又はこれに代わる監護者から離れてひとり歩きしては(させては)ならないことを理解させる。

同行の保護者(大人)は常に幼児の手本となって道路を通行するようにしましょう。

絵本や紙芝居などを見せたり、読み聞かせたりして、「交通事故は恐ろしいことやいやなこと。」という気持ちを育てる。

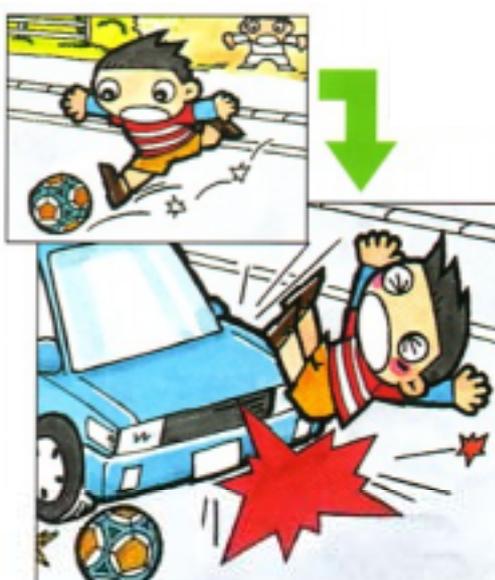
(イ) 標識や標示の種類及び意味

歩行者として安全に道路を通行するために必要な知識である、標識標示の種類及び標示の意味を理解させる。

(ウ) 交通事故となる危険な行動(幼児が当事者である事故の原因のトップ)

道路への飛び出し、車両の直前、直後の横断等を挙げ、これらの行動をとってはならないことを理解させる。

事故現場などの写真や映像を見せ、危険性や恐ろしさを具体的に示す。



基礎的な安全
能力を育てる

(工) 歩行者の通る所

歩行者は、原則として歩道又は幅の十分な路側帯を通行しなければならない。(正しい右側歩行の練習)



(オ) 横断の仕方

横断歩道のあるところ、信号機のあるところ

あるいは交差点を渡らなければならない事を

理解させる。さっさと歩き、走ったり、立ち止まったり、戻ったりしないように指導する。

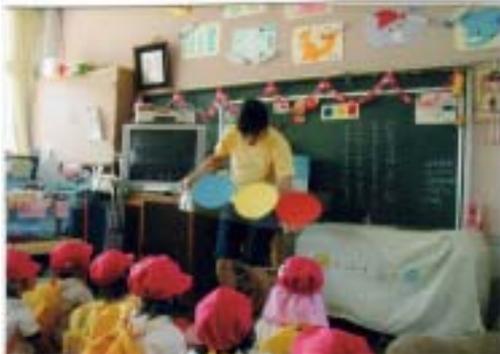
「みぎよし」「ひだりよし」「みぎよし」を自ら発声し、落ち着いて確認する。

車がこない事を確認させる。 「くるまはどうか？」

右手を挙げる意味を子どもに教える。

しんごうき みつつの やくそく 身近なところで3つの色の約束を指導する。

幼児(3歳児)は色に対する認識ができません。



たしかめてわたる



あぶないからまつ



ぜったい わたらない

「青信号1回待ち」の指導をする。

幼児の歩数によって点滅信号に変わりやすい。
歩行者用の信号機の意味もしっかり指導する。

(カ) 踏み切りの渡り方

踏み切りの手前では、必ず立ち止まって左右の安全を確認するように指導する。

電車の危険性を知らせ、踏切に近づかない事を指導する。

(キ) 雨天時に歩く場合 (3歳児には困難であるので、要注意)

前が見えにくくなるような傘のさし方をしないようにすること。

目立つ色のレインコートを着用する。(黄色)



家庭・保護者への啓発

自分で自分を守れる子どもに育てよう！

子どもの安全教育の基本は、まず家庭にある。
お手本になれる大人のマナーを見て幼児は育ちます。
幼児の交通事故を防止するためには、
さまざまな心がけとその実践が何よりもまず大切です。
日常生活の中で、あらゆる機会をとらえ安全の意識を
高める努力は親が意識的に行う必要があることを
指導しましょう。

心がけ
5ポイント

子どもの命は誰が守る？

1

子どもの事故は、家庭で過
している時が圧倒的に多い!!

子どもの特性を十分理解して、「やさしさ」「思いやり」の感性を育てながら行う。

- ・ 子どもは目線が低いので、自分の身近な所しか目に入らない。
- ・ 何かに興味を奪われると、思いがけない行動をとる。
- ・ 突然の危険からすぐに逃げる事ができない。
- ・ 「あぶない」とか「注意しなさい」という抽象的なことばでは理解できない。
- ・ 狭いところや路上の物かげで遊ぶ傾向がある。

交通教室への参加 家庭教育学級やPTA事業との協賛で実施する。



警察、地域の交通指導員を要請し、子どもの命を守るため実践活動（交通教室）を計画する。

2

繰り返しの交通安全指導をして実態を知りましょう。

幼児にとって最も身近な存在である保護者こそが、幼児の交通安全指導の最適任者です。

子どもの目の高さでの歩行（横断）を経験する。

（ 3歳児のみチャイルドビジョン ）





3 服装などへの配慮をしましょう。

外出する時には、活動しやすい服装をさせ、手には必要のない物はもたせない。

幼児が事故にあった場合に備え、持ち物に氏名、連絡先血液型など記入しておきましょう。



4 自転車の管理をしましょう。

幼児が勝手に自転車を持ち出さないように管理し、自転車遊びの場所・範囲を決め、そこ以外では遊ばない事を徹底しましょう



5 自動車に乗車する場合の心得を親子でまもりましょう。

チャイルドシートを必ず着用し、後部座席に乗車するようにしましょう。

車内では、みだりに動き回ったり、ハンドルに触れたりしないようにしましょう。

車から降りるとき要注意

車内でのマナーも指導



後部席のチャイルドシート

実践例

車を利用する時、シートベルト着装の必要性や衝撃を知る。(コンビンサー体験)

⊗運転席 安全な座席 ☠️が一番危険



時速 5 km / h で衝突する体験をする。



最寄りの警察署(交通安全指導員)に要請すると、この体験ができる。(保護者対象)



信号機の約束

1 はじめに

横断歩道における信号機は、幼児でも、色で判別できるわかりやすい交通標識です。まずは、道路の交通ルールの基本である信号機の意味と正しい行動の仕方をしっかり覚える必要があります。

2 幼児の行動特性を理解する。

- (1)危険や恐怖に対して臆病であるが、危険を予測する認知能力が不足している。
- (2)幼児の認知は中心化という特徴を持ち、一つの事柄に注意や認知が集中しやすく、それ以外のことの認知的処理が困難になる。(自己中心性)
- (3)行動全般にコントロールが利きにくく、衝動的な行動をとる。
- (4)好奇心が旺盛で、現実的でない万能意識を持つ。

3 教材の使い方

- (1) 「青、黄、赤」の色とその意味をマッチングができること。

道路にある信号機は、自動車用と歩行者用があること。歩行者用は、「青」「赤」「青の点滅」があり、自動車用は「青」「黄」「赤」があることを知る。次に色違いによって、どんな約束があるかを知る。

- (2) 青色の場合、正しい横断歩道の渡り方を覚えること。

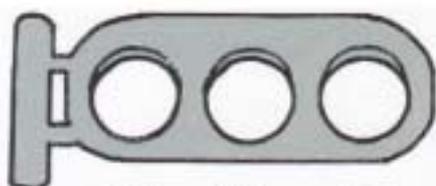
道路を渡ってよい場合、どのように渡るかの仕方を覚える。行動の仕方一つひとつ順番に繰り返し十分練習してから、実際の道路で、安全を確保した上で練習する。

ここで、注意しなければならないことは、正しい行動の仕方を覚えることではなく、安全を確認するための方法であること、正しい仕方をすれば、安全であるとは限らないということも教える。

- (3) 正しいことと、いけないことをわかるようにします。

幼児の行動特性として、周囲の人の行動を見て真似をすることがあげられる。安全な行動と危険な行動を、しっかりと見分けるように、さまざまな場面で指導する必要がある。

1.あか あお きいろ…しんごうきのいろと やくそくをしているかな？



あお きいろ あか



いろをぬってみましょう

<しんごうのいろのやくそく>



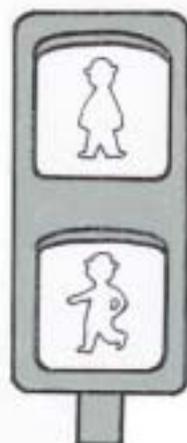
たしかめてからわたる



あぶないからまつ



ぜったいにわたらない



あか

あお

2.よくみて たしかめて おうだんはどうで、どちらのをあげますか？ どこをみたらいいのかな？



<やってみよう>



あしをそろえてとまる



みぎてをまっすぐにあげる



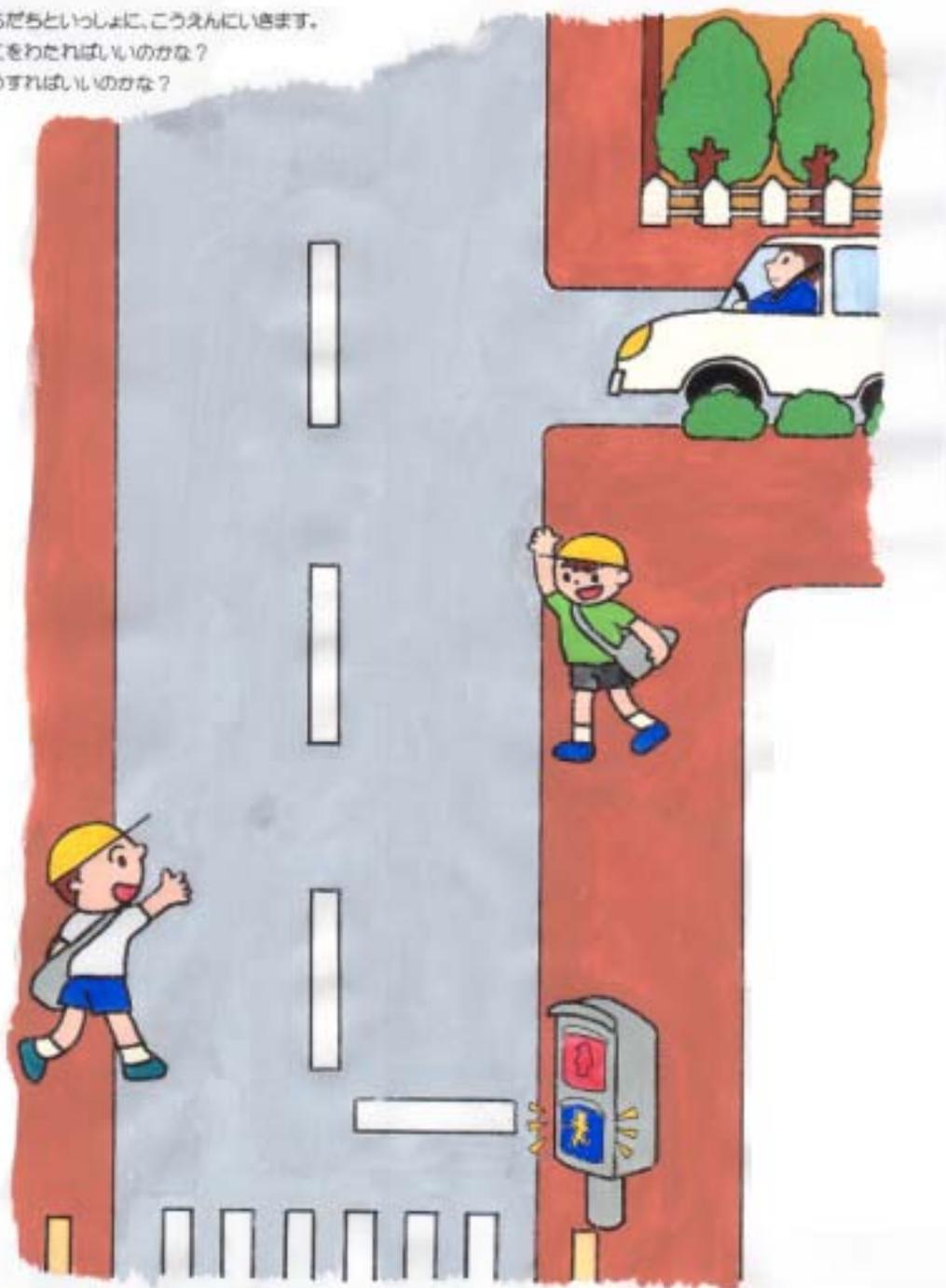
みぎ・ひだり・みぎをみて
たしかめる



くるまがとまってくれたらわたりましょう。

3. どうすればいいのかな？

ともだちといっしょに、こうえんにいきます。
どこをわたればいいのか？
どうすればいいのかな？



交通安全シート

一人で道路を歩いて通学する場合、自分で自分の身を守らなくてはなりません。この教材は、幼児が、遊びながら、交通ルールを学んだり確認し合ったりできるようにと考え作成しました。クラスでの交通安全教育に、活用してください。

子どもが、好きな色を塗ったり、自分の家や幼稚園などをかき込んだりして、オリジナルのものが作れます。

単路の横断歩道、踏切など、地域に即したものを、かきくわえてもよいでしょう。

歩道橋など、オリジナルパーツを作ってもかまいません。

並べると道路がつながるので、グループでも遊べます。

(使い方の例)

(1) 仮想の町に、自分の家と幼稚園を描き入れます。

(2) 残り部分は、自由に色を塗ります。

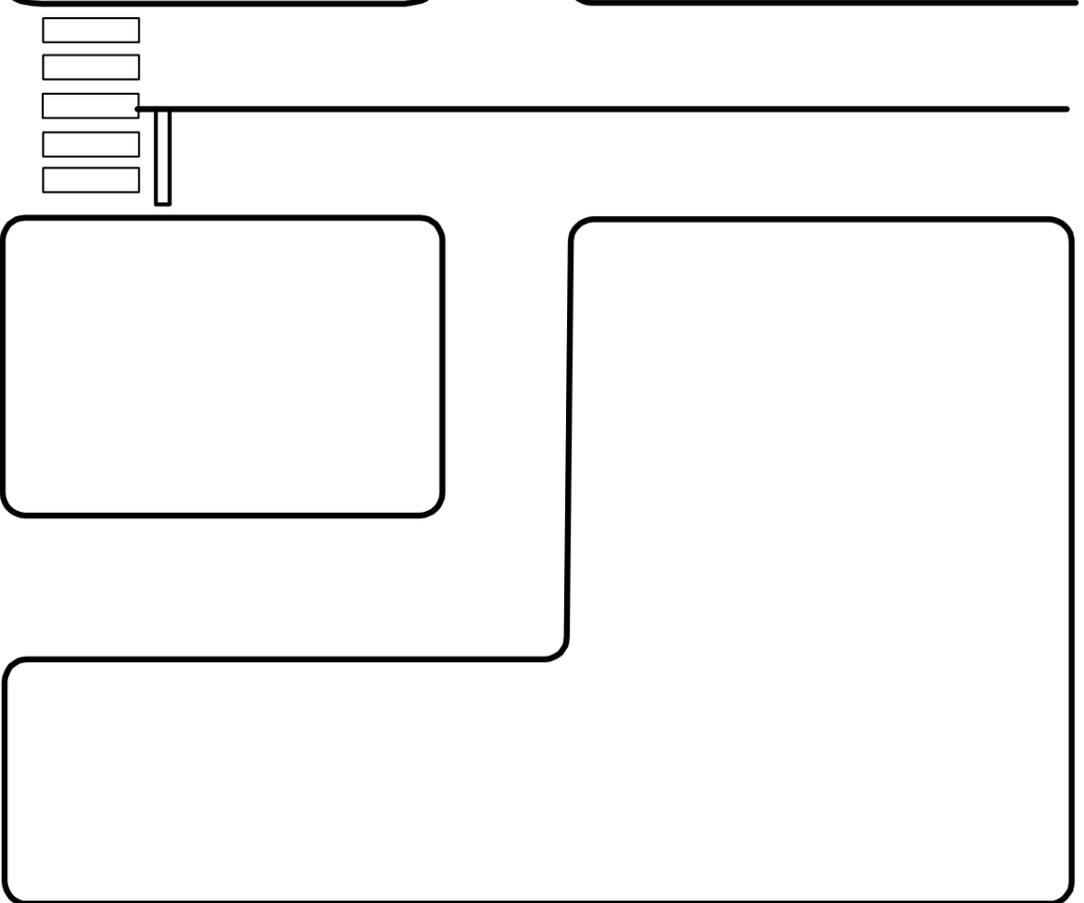
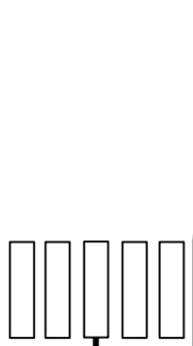
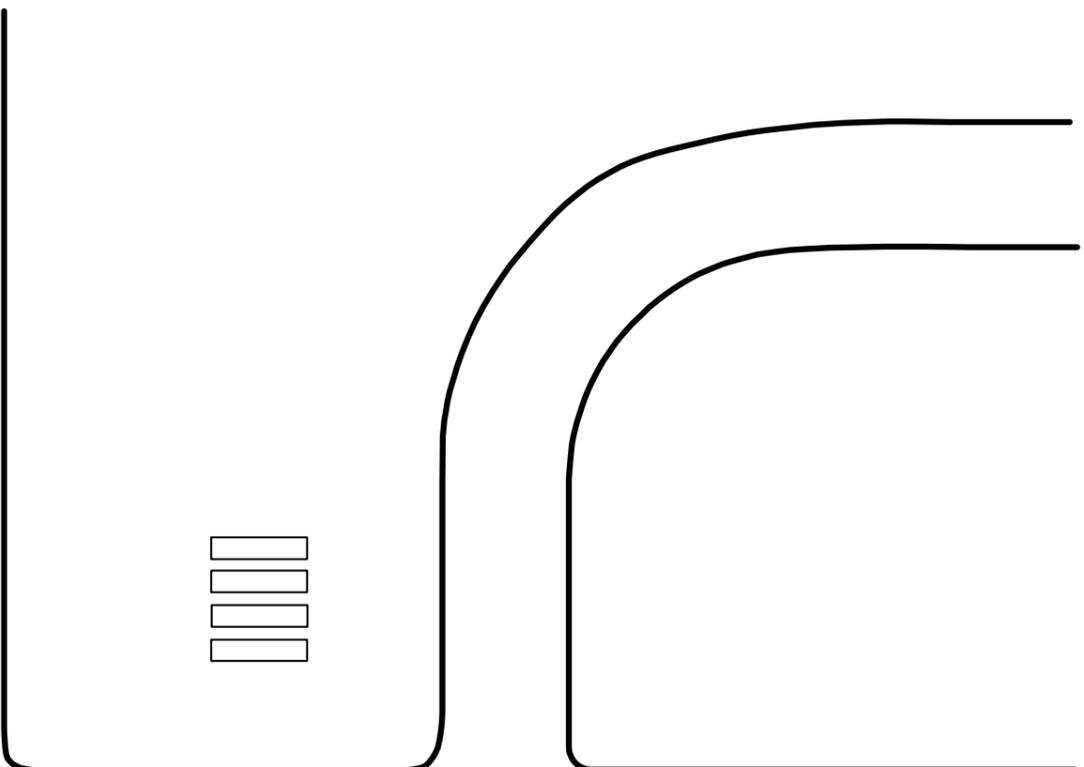
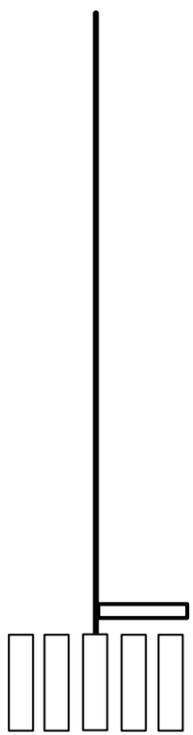
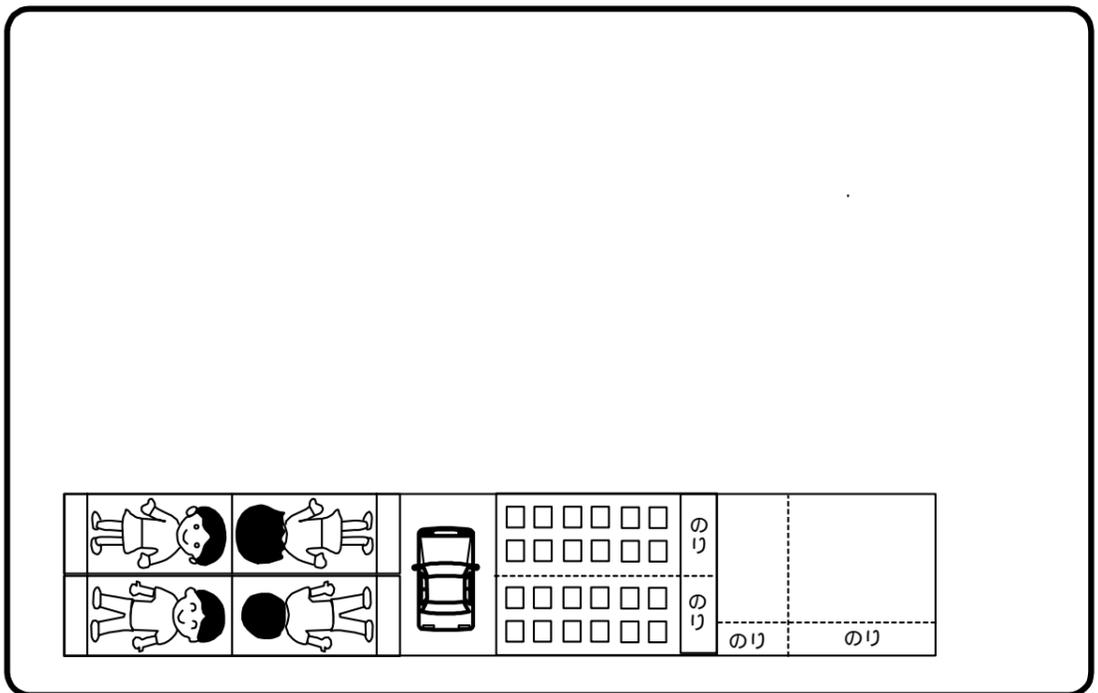
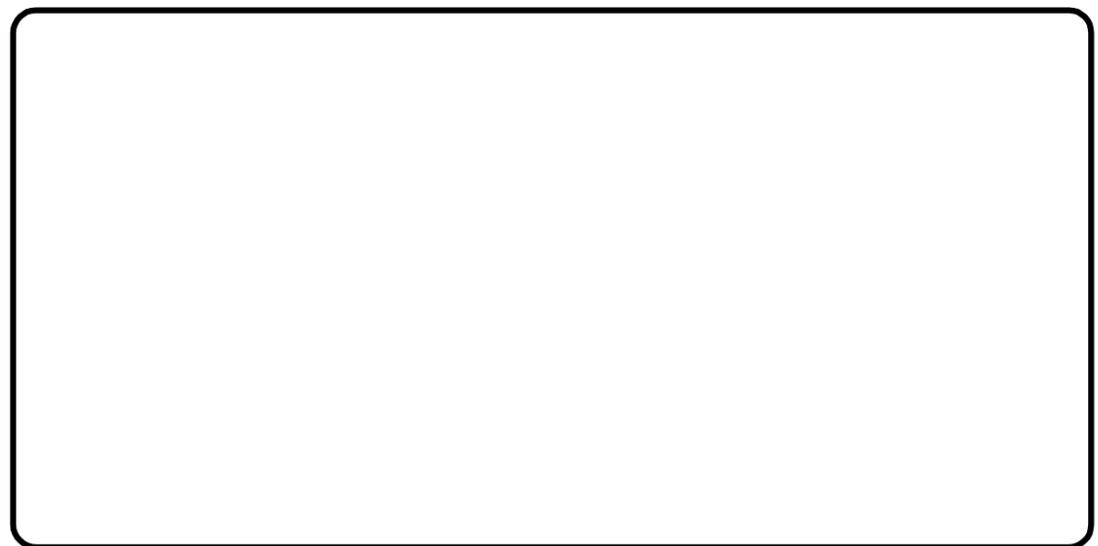
(3) 4つのコマの部分を切り取ります。

「子ども」「車」「建物」「塀」

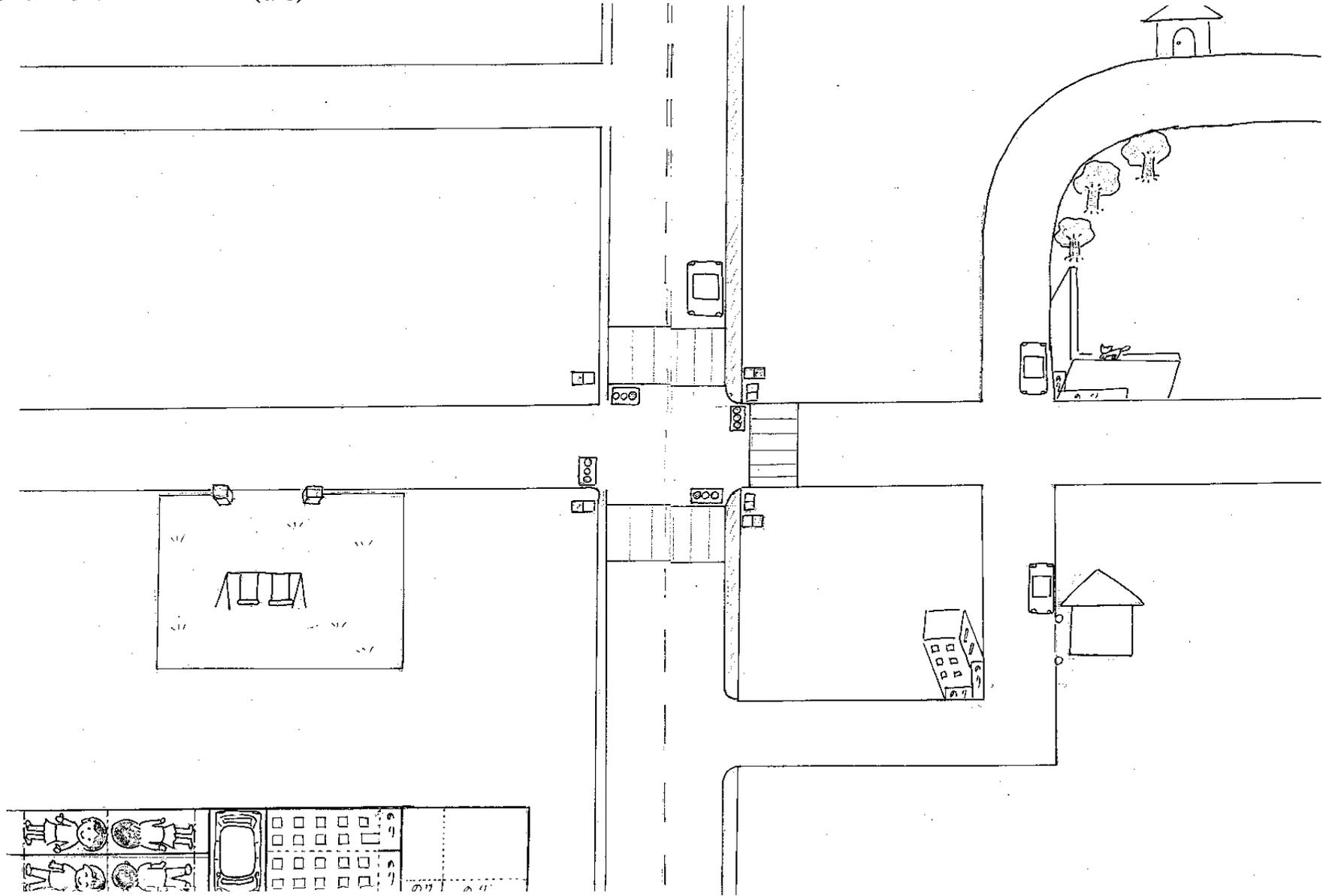
(4) 塀や建物をのり付けすると、遮蔽物しゃへいぶつのある曲がり角ができます。

(5) 「どこを通れば安全か」などを問いかけながら、「人」を歩かせます。

交通安全教育は、机上だけではできません。この教材で遊んだあとも、機会を設けて、公道での指導を行うようにしましょう。

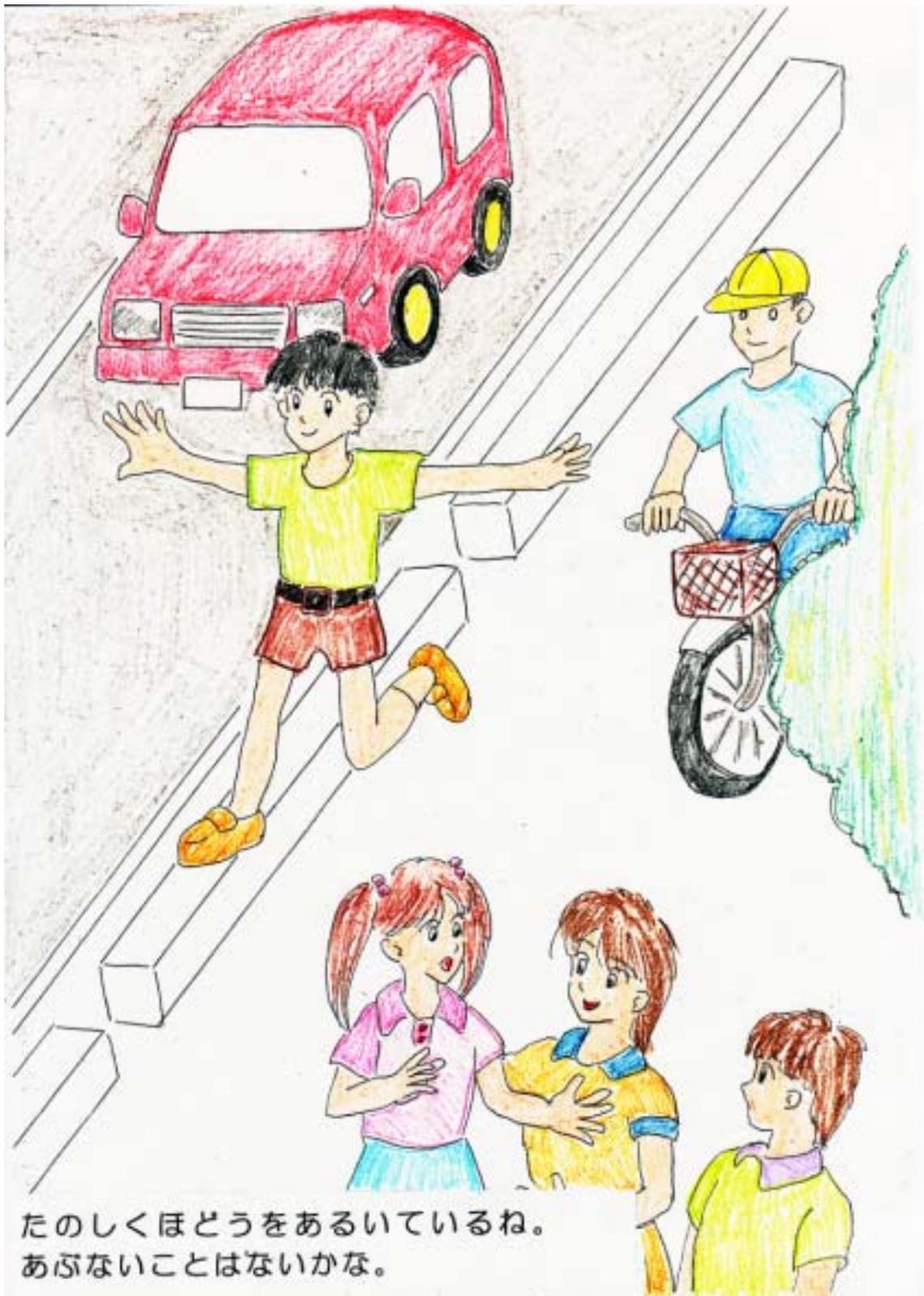


交通安全シート(例)





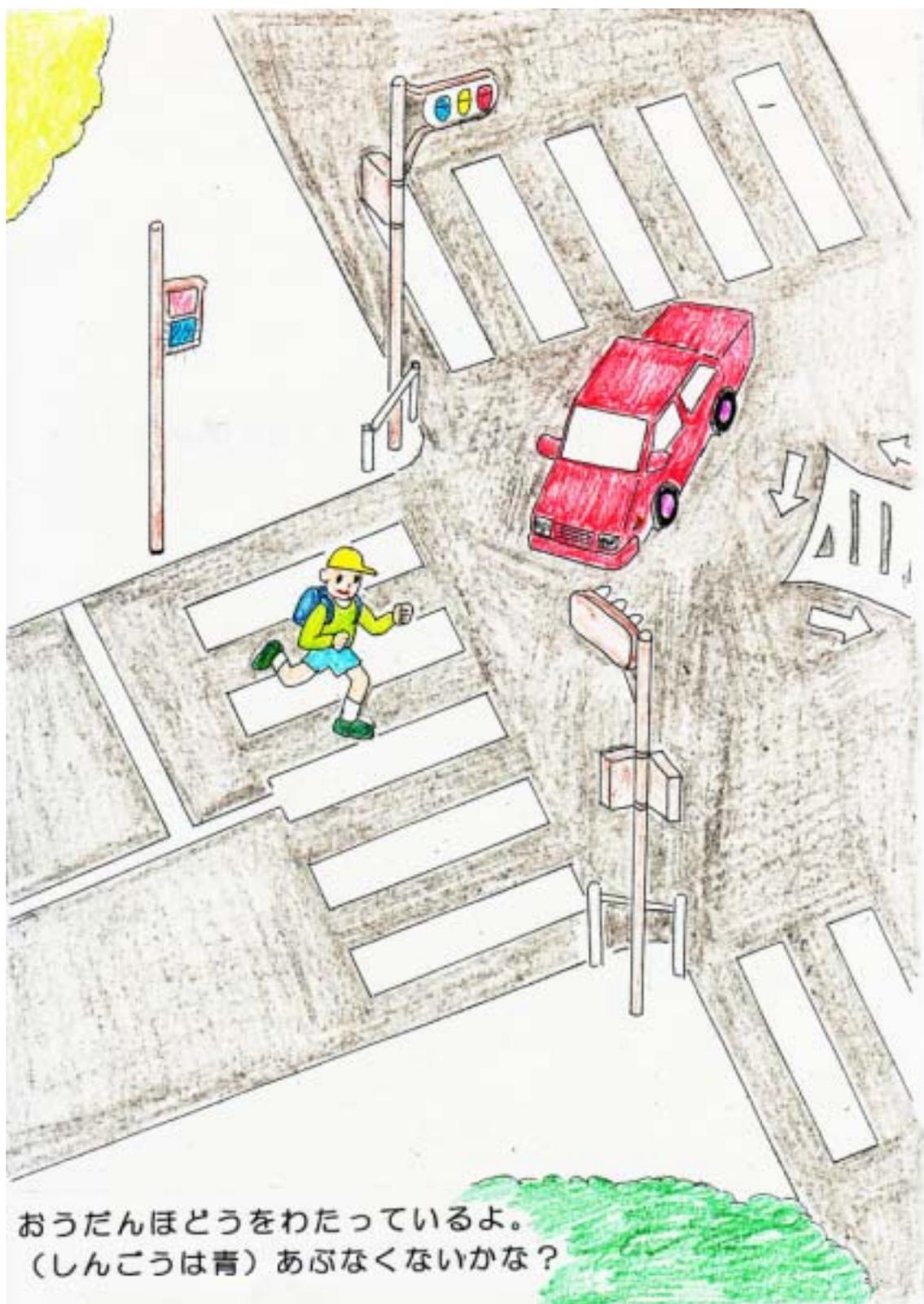
こうえんでたのしくあそんでいるよ。
あぶないことをしている子を見つけよう！



たのしくほどうをあるいているね。
あぶないことはないかな。



ともだちがよんでいます。はしっておうだん
ほどうをわたってるよ。あぶなくないかな？



おうだんほどうをわたっているよ。
(しんごうは青) あぶなくないかな？



どうろには、きけんがいっぱい
あぶない子はいないかな？

解説編（小学校 1 年生）

本編は、危険予知トレーニング形式にて活用できるようになっています。小学校 1 年生の実態に合わせて、理解しやすいように絵で表現してあります。絵を提示して、そこから起こりうる危険な場面・箇所等を見つけさせ、事故の危険・恐さを覚えていただきたいと思います。また、学習後の生活の中において、常に交通ルールを守り、事故の防止に生かしていただきたいと思います。

トレーニング 1 「公園の危険」

公園は、安全な遊び場であるが、正しい遊び方をしないと大きな危険が潜んでいる場所である。

- (1) 滑り台をする順番を待っている友達を押したため、下に落ちて大けがをする可能性がある。
- (2) 滑り台を逆さまになって滑っているため、頭を強打する可能性がある。
- (3) 遊具の一番上の丸太棒やベンチの上で遊んでいるため、落ちて大けがをする可能性がある。
- (4) ボールを蹴って遊んでいるが、ボールを取りそこねると、その先の砂場で遊んでいる幼い子に当たり、大けがにつながる可能性がある。
- (5) ブランコに二人乗りで乗っているため、落ちてけがをする可能性がある。
- (6) 木にぶら下がって遊び、木が折れて落下してけがをする可能性がある。
- (7) 公園入り口の柵を乗り越える時、足がひっかかり転倒してけがをする可能性がある。

< 解答 >

- ・本人は楽しく遊んでいるつもりでも、悪ふざけで遊んでいることにより、周りの人達に大変迷惑を掛けていることに気付かせたい。やっていいことと悪いことの違いに気付き、みんなで遊ぶ施設（公園）のルールをしっかりと守らなければいけない。

トレーニング 2 「道路・歩道の歩き方」

歩道を 3 列に広がって歩いている。後ろから来る自転車のさまたげになり、接触する可能性がある。また、話に夢中になり、縁石をはみだして道路に出て歩き、車にひかれる可能性もある。

< 解答 >

- ・歩道を歩くときは、友達と仲良くおしゃべりしながら歩く姿を見掛けるが、話に夢中になって歩道をはみ出したり、広がって通行人や自転車の迷惑になったりするため、なるべく道路から離れて歩き、広がって歩かないようにする。

絵には例示してないが、その他にも雨天時の傘の差し方の問題があげられる。雨降りのときに傘を前に向けて視界をさえぎって歩いているため、他の歩行者等と接触

してけがをしたり、縁石につまづき転倒して車にひかれたりする可能性があるので、子どもたちへも合わせて指導をする必要がある。

トレーニング3「横断歩道の渡り方（信号機あり）」

信号が青になったので、横断歩道を歩き始めたが、右折してくる車に気付かず車にひかれる可能性がある。

< 解答 >

- ・小学校の歩行中の交通事故は、横断歩道での事故が約4割を占めている。

信号機が青信号でも、必ず左右の確認をして車が止まってから渡る。特に後ろから曲がってくる車に気を付ける。（反対側から渡る場合には、右後方からの左折車に気を付ける。）前の人渡ったとしても、自分で確認して渡るようにする。

トレーニング4「横断歩道の渡り方（信号機なし）」

友達に呼ばれて急いで道路を横断したため、車にひかれる可能性がある。この場合、1台の車が停車してくれたことだけに目がいってしまい、反対車線からの車に気付かずひかれる可能性がある。

< 解答 >

- ・信号機のない横断歩道では、トレーニング3でも記述しているように、左右の確認を怠らないことが大切である。友達に呼ばれてあせって注意散漫になることが多いので、道路間での呼び掛け合いはやめた方がよい。そして、横断歩道を渡る際には、必ず手を挙げて渡り、止まってくれた車には、「ありがとう」のお礼を言うようにすることが必要である。

トレーニング5「道路の危険」

少なくとも8人の子どもが危険である。信号無視、左右確認をしないで道路横断、道路上での遊び、歩道での遊び、横断歩道を使わないでの道路横断、前方不注意の自転車等、大きな事故、けがにつながる可能性がある。

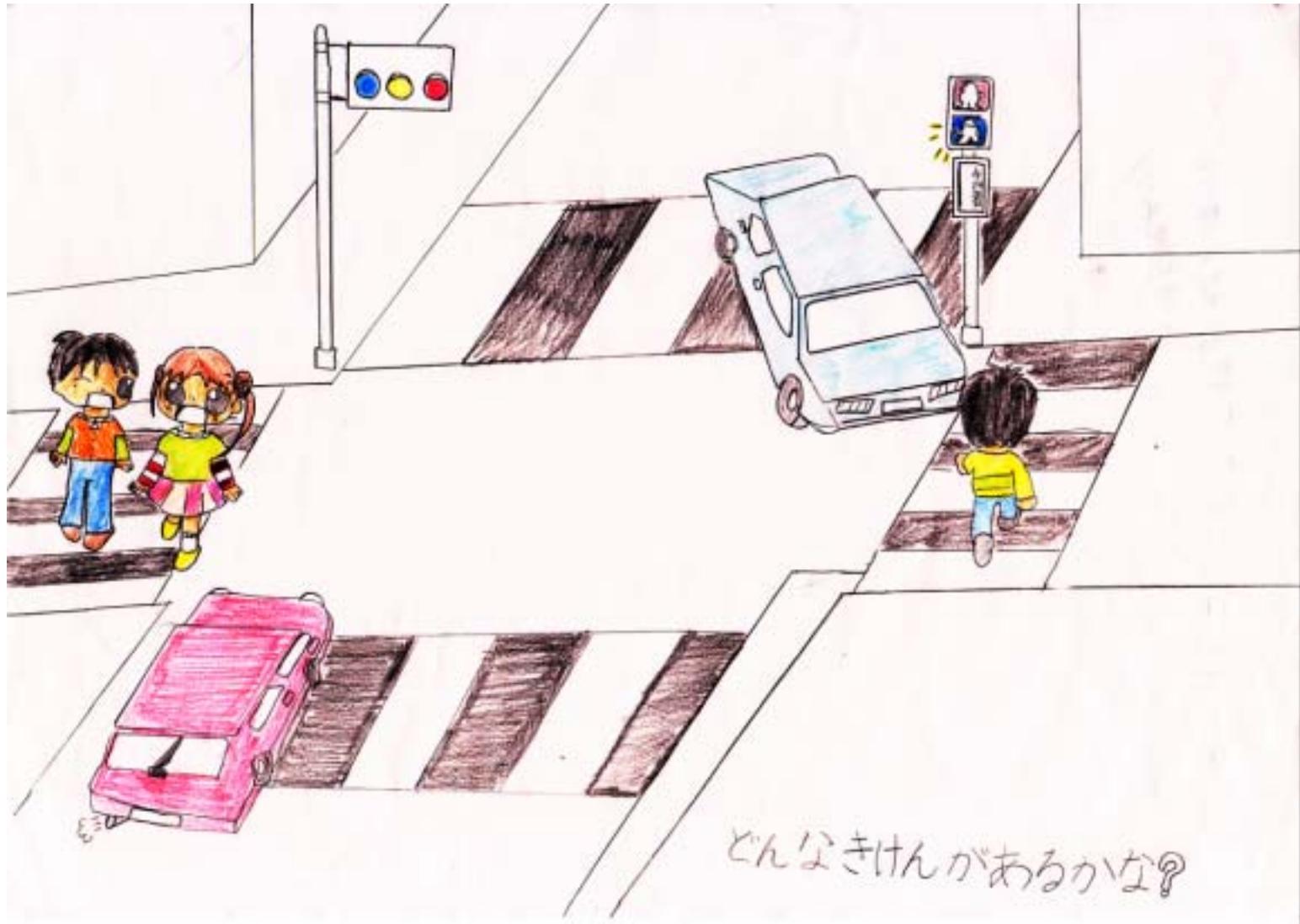
- ・低学年の子どもの事故の半数以上が飛び出しによるものである。ボールを追い掛けて飛び出したり、道路の反対側にいる友達や家族の所へ思わず走り出してしまうのも、この年ごろの特徴である。まずは、止まることを繰り返して教えることが大切である。また、車がこないことを前提にして、安心感から道路や歩道で遊ぶことが正しいことであるかを教えることも必要である。事故が起こってからでは遅すぎるため、道路上では、常に安全に気を配らせたいたいものである。

上記の例示以外にも考えられます。

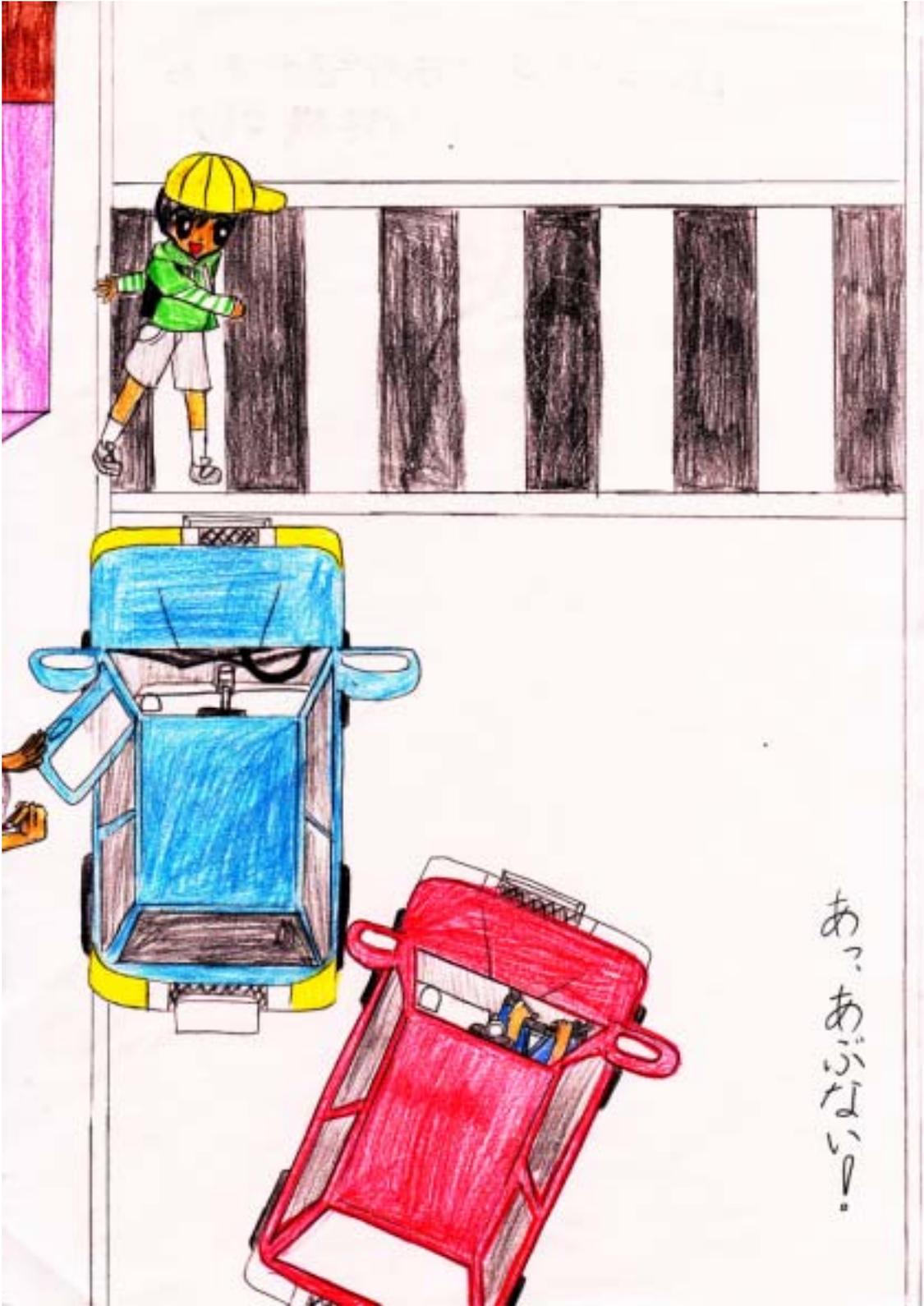
子どもたちには、様々な視点から危険を予測する中で、交通安全と結び付けられるようにしたいものです。



あぶない子がいるね。
どんなことがおこるかな？



どんなきけんがあるかな？



あ？あぶない！



あっ、あぶない!

どんなことがありそう?



解説編（小学校2年生）

トレーニング1「校舎内の危険」

階段は、みんなが利用する場所である。正しい歩行をしないと大きな危険が潜んでいる場所である。

- (1) 手すりですべて滑っている子がいる。落ちたら大きなけがをする可能性がある。
- (2) 階段を三段跳びしている子がいる。下から来た子とぶつかってしまったり、足の骨を折ってしまう可能性がある。
- (3) 階段を走って降りている子がいる。下から来た子とぶつかる可能性がある。
- (4) 左側通行でおしゃべりをしている子がいる。右側通行をして降りてくる子とぶつかる可能性がある。

（解答）

本人は、楽しく遊んでいるつもりでも悪ふざけで遊んでいることにより、まわりの人たちに大変迷惑を掛けていることに気付かせたい。そして、廊下は学校での道路であり、右側を静かに歩くことの重要性に気付かせていきたい。

トレーニング2「横断歩道の渡り方」（信号機あり）

- (1) 信号が点滅の青だったので一目散に渡ろうとして、左折してくる車に気づかず車にひかれる可能性がある。
- (2) 話に夢中になり、左折してくる車に気付かず、巻き込まれる可能性がある。

（解答）

小学生の歩行中の交通事故は、横断歩道中での事故が約4割を占めている。横断歩道を渡れば安全ととらえるのではなく、必ず左右を確認して、車が止まったのを確認して渡ること、点滅の信号の時は、むやみに渡ろうとしないこと、自分の目で安全を確認することを指導していきたい。

トレーニング3「横断歩道の渡り方」（信号機なし）

自分が渡ろうとした横断歩道で、車が止まったのを確認したので渡ろうとしたが、その車の後ろから来た車に気付かずひかれてしまう可能性がある。

（解答）

信号機のない横断歩道では、左右の確認を怠らないことが大切である。止まった車の後ろに車がないか、止まっているかをきちんと確認することが大切である。そして、しっかりと手を挙げて、自分が渡るという意思表示をしっかりとすることも大事である。

トレーニング4「曲がり角の危険」

ボールをとることに夢中になり、右から来た車にぶつかり引かれてしまう可能性がある。

(解答)

車の通る可能性のある場所でボール遊びなどをしないように注意する。曲がり角には、危険がいっぱいあるので十分、左右を確認してから行動するようにすることも大切である。

トレーニング5「曲がり角の危険」(自転車に乗って)

携帯電話で話をするのに夢中になって止まれの標識があるのに気付かず右側から来た車と衝突する可能性がある。

(解答)

止まれと書いてある場所は、そこを横断する際に危険があることを示している表示なので止まってしっかりと左右を確認して横断するように十分注意をすることが大切であることを押さえる。また、自転車に乗る時は、両手はしっかりとハンドルを持って運転することが万が一の危険から身を守る一つであることを指導する。また、大きな事故の防止のためにヘルメットを着用する必要性についても指導をしていく。

トレーニング6「雨の日の危険」(自転車に乗って)

- (1) 雨の日に傘を差して自転車を運転しているので前が見えず、人や物や車にぶつかってしまう可能性がある。
- (2) 片手運転のために、運転がうまくいかずころんでしまい、けがをしてしまう可能性がある。
- (3) サングール履きのためにうまく運転ができずころんでしまい、けがをしてしまう可能性がある。

(解答)

自転車に乗る時は、カッパをきて両手はしっかりとハンドルを握って運転することが望ましい。また、サングール履きは、いざというときに支障となるので、履き慣れた運動靴で運転する方がいいことを指導する。一番は、雨の日は視界がとてもさえぎられるので自転車に乗らない方が安全であることを認識させる。

上記の例示以外にも考えられます。子どもたちには、さまざまな視点から危険を予測する中で、交通安全と結び付けられるようにしたいものです。

ステップアップ交通安全教育教材3年生

3年生になって、体も心も考える力も大きくなったみなさん。
自てん車にもじょうずにのれるようになったかな。

自てん車にのれるようになった友だちが、自てん車のたびに出ようとしています。たびの中で、じこにあわないように、みんなで「安全な自てん車ののり方」を教えてください。



1. でかける前には、自転車の安全てんけんが大事。みんなは、できるかな。

自てん車をえらぼう。体にあった自てん車は、どれかな。

A



B



C



自てん車にのるときのかっこうでいいのはどれかな。

A



B

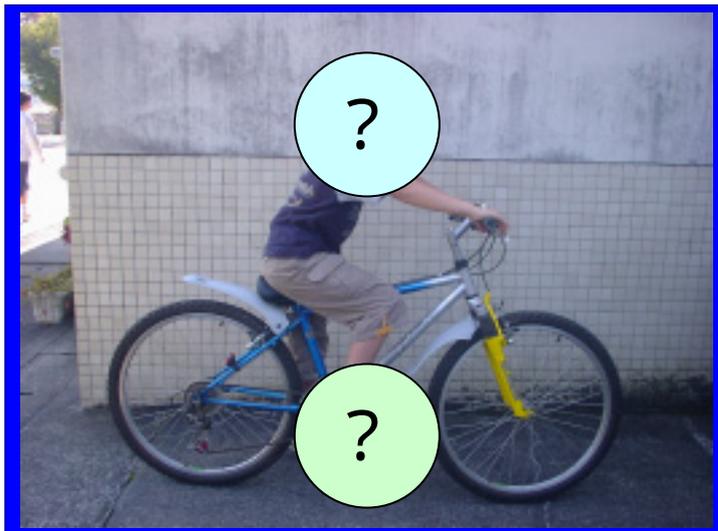


C



よいのは、(A B C)です。

りゆうは、



よいのは、(A B C)です。

りゆうは、

A



B



C



自てん車のでんけんをしよう。



ぜんたいのようすを見てみましょう。

ネジはゆるんでいませんか。

ガタガタ、キーキーなどの音はしませんか。



ブレーキ

前ブレーキはよくききますか。

後ブレーキはよくききますか。



ベル

音がよくなりますか。

ならしやすい所についていますか。



ハンドル

まがっていませんか。

ぐらついていませんか。



サドル

またがってりょう足のつま先が地めんにつきますか。

ぐらついていませんか。



ライト

あかるくつきますか。

まっすぐ前をむいていますか。



タイヤ

空気は十分に入っていますか。

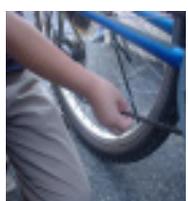
みぞはすりへっていませんか。



ペダル

クルクルとまわりますか。

まっすぐになっていますか。



チェーン

ゆるみすぎていませんか。

きつすぎていませんか。



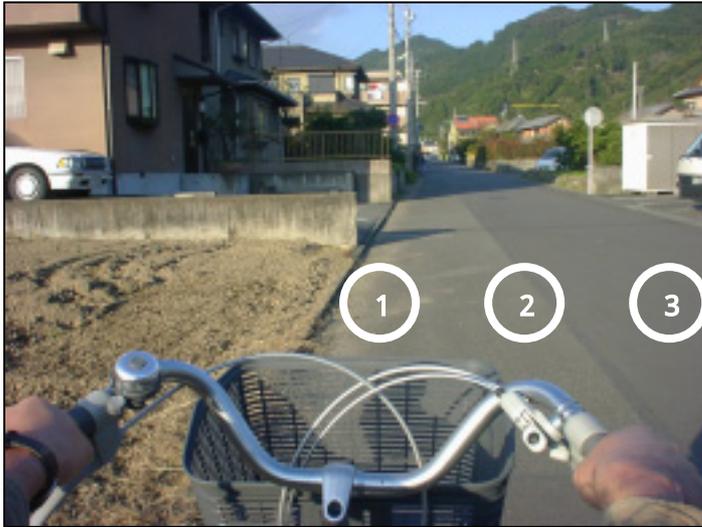
反しゃざい

こわれていませんか。

よごれていませんか。

2. いいよ道ろをはしります。自てん車は、どこを走ったらいいでしょうか。

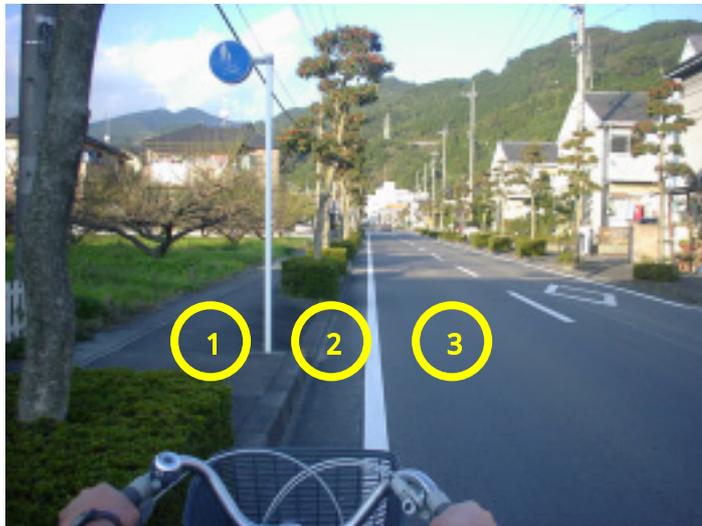
A



自てん車は、()を走ります。

りゆうは、

B



自てん車は、()を走ります。

りゆうは、

自てん車にのるときには、いろいろと気をつけないといけないことがあるよ。

ブレーキがこしょうしている自てん車には、のりません。

かた手うんてんのようなきけんなのり方は、しません。

しんごうやひょうしき・ひょうじをまもって安全うんてんを心がけます。

歩道を走るときは、すぐ止まれるはやさでゆっくり走ります。

歩行者のめいわくにならないように走ります。

ゲタやサンダルをはいて自てん車にのることはしません。

二人のりをしません。

手に物をもったりしてのりません。

車道を走るときは、右がわを走りません。

安全をたしかめないではっしんしません。

一時でいしのところでは、かならずでいしをして安全をたしかめます。

しんごうきのあるこうさてんでは、かならずしんごうが青になってからはっしんします。



3. みんなの走る道は、きけんなことがいっぱいあるよ。ルールを守って安全に走ろう。

このひょうしきがあるときは、どうしたらいいかな。



大きな自どう車が左に曲がります。どうしたらいいかな。



大きな車が曲がる時
前のタイヤと後のタイ
ヤの通るいちがちがう
よ。

信号きの見方。



青
すすむことができます



黄色(チカチカ)
つぎの青信号をまちます



赤
とまります

解説編（小学校3年生）

3年生の教材は、全体が物語形式になっています。自転車に乗れるようになった3年生が友だちに安全な乗り方を教えていく形式で学習をすすめていくようなかたちで活用していただきたいと思います。

1ページ目は、道路で自転車に乗れるようになってきた3年生が体に合った自転車を選んだり自転車に乗るときの格好を考えたりするページです。

1問目は、座席や足の着き方に注目してABCから選択します。自分の乗っている自転車と比べながら選び、話し合っって正解を見つけていってください。正解は、腰掛けたとき両足が地面に着くBです。

2問目は、自転車に乗るときの格好を考えます。頭を守るためにはどうしたらよいか。安全にこぐためにはどうしたらよいか。写真を見ながら考えを書き込んでいきます。正解は、CとAです。

自分の体に合った自転車選びや自転車に乗るときの服装は、自転車に乗るときの初期段階のこの時期にしっかりと身につけさせていきたいです。

2ページ目は、自転車の安全点検のページです。自転車に乗る前に確認したい部分をチェック形式で見えていく資料です。交通安全教室のおりに自転車を学校に持ってきたときなど利用できると思います。

3ページ目は、いよいよ道路に出ます。道路を自転車で走るとき、どこを走ればよいかを考えます。

Aは、歩道も白線もない道路です。道路の一番左側を走る が正解です。

Bは、標識のついた歩道のある道路です。歩行者に迷惑をかけないで歩道を走るように指導していきたいです。

下の赤線で囲んだ部分は、自転車に乗るときの基本的な注意事項です。止まれでの停止の仕方を青の枠で、二人乗りや傘さし運転は赤の枠で囲んで写真を添えてあります。実際に道路で運転する前の指導の時に活用できると思います。

4ページ目は、危険予知に関連するページです。3年生は、一番の初歩的な飛び出しと巻き込みを意識して考えさせるページを作りました。

の止まれの標識では、標識の意味の確認と自転車に乗った格好での安全確認の仕方を学んでいきたいです。

の左折車による巻き込みは交通安全教室のときの写真を使っています。難しいかもしれませんが、前輪と後輪の内輪差を押さえた上で、もし、自分が大きなトラックに巻き込まれたらアルミ缶のようにつぶされてしまうかもとの思いをもたせるために写真を活用していけたらと思います。

こんな場所がきけん！

見通しの悪い三岔路



どんなことに気が付いたらよいか、書いてみましょう

曲がり角の横断歩道



どんなことに気が付いたらよいか、書いてみましょう

きみの自転車を点検してみよう！

点 検 す る と こ ろ		チェック
サドル	高さが自分の体に合っているか (こぐ時に無理がなく、すわった時に足が地面につくか)	
	しっかり固定されているか	
ベル	よくなるか	
ハンドル	前輪と直角にしっかり固定されているか	
ライト	明るくつくか	
ブレーキ	前輪、後輪ともよくきくか (ブレーキをにぎって自転車をおした時、動かないか)	
タイヤ	前輪、後輪とも空気はじゅうぶん入っているか	
	表面の凹凸(おうとつ)はすりへっていないか	
ペダル	曲がっていないか、足がすべらないか	
チェーン	きつすぎたり、ゆるみすぎたりしていないか	
はんしやき 反射器	付いているか、こわれていないか	
その他	名前が書いてあるか	

正しく自転車に乗っているかな？

：いつもできている ：ときどきできていない ：これからがんばろう

乗 り 方	
必ずヘルメットをかぶっていますか	
左側から乗って左側からおりていますか	
出発の時、走る時、右後ろを確かめていますか	
道路の左側をまっすぐ走っていますか	
信号を守っていますか	
道路をわたる時、一時停止を守っていますか	
左右の安全を確かめていますか	
ブレーキを上手にかけて、停止線で止まっていますか	
右足をつかないで止まっていますか	
安全なスピードで走ったり、曲がったりしていますか	
友達と走る時、横にならばないで走っていますか	
うす暗くなったら、ライトをつけていますか	

あなたは、自転車に乗って、止まっている車の右側を進もうとしています。



どのようなきけんが考えられますか。書いてみましょう。

事故にあわないようにするには、どうしたらよいでしょう。書いてみましょう。

あなたは、自転車に乗って左に曲がろうとしています。



どのようなきけんが考えられますか。書いてみましょう。

事故にあわないようにするには、どうしたらよいでしょう。書いてみましょう。

あなたは、自転車に乗って坂道を下っていき、だんだんスピードがついてきました。



どのようなきけんが考えられますか。書いてみましょう。

止まるときはどちらのブレーキをかけますか？（前ブレーキ、後ブレーキ）

急ブレーキをかけるときけんですからやめましょう。

やむをえず、急停止する場合は両方のブレーキを強くかけましょう。

解説編（小学校4年生）

4年生の教材は、3年生での自転車の乗り方の基礎学習を受け、自転車に乗って道路を走るときの危険予知を中心に作成してあります。自転車に乗って道路を走るときに、どんな危険があり、どんなことに注意すればよいのかを学習するために活用していただきたいと思います。

こんな場所が危険

学区内の危険箇所（交通事故多発場所）を取り上げてあります。どうしてその場所が危険なのか？（事故が多いのか？）どんなことに注意すれば危険を防ぐことができるのかを学習します。これは、学校の実態に合わせて写真を変えて指導するのがよいと思います。

自転車の点検、乗り方点検

・自転車の点検について

自転車に乗る前に、点検する項目をあげ、各自で点検をするものです。

・自転車の乗り方点検について

自転車の乗り方指導時に点検をします。

両方ともコピーをし児童一人ひとりで点検できるようになっています。

危険予知（対向車）

進む方向に、車が止まっていて、前方からは対向車が来ている場面での、危険予測の学習です。停止車両に注意をするばかりではなく、対向車両にも注意が必要です。停止車両に人が乗っている場合も考えられます。このような場面での危険予知の学習ができます。

危険予知（三叉路）

一時停止の標識のある三叉路を左折する場面です。右側からは車両が交差点に進入してきています。ここでは、見落としがちな、一時停止の標識の意味と必要性を学習できます。

危険予知（坂道）

下り坂でスピードが出ている時の交差点進入時の危険予知の学習です。左側からは、車両が進入してきています。下り坂での走り方と同時に、この場面では、ブレーキのかけ方の指導も合わせてできるようになっています。

ななめ横断はどうしてあぶないか？



学校の帰りにAさんは、友だちのB君に会いました。
そして、B君と話をするために、A点からB点に渡ろうとしています。
でも、これでは『ななめ横断』になってしまいます。
『ななめ横断』がどうしてあぶないのか、作業をして考えましょう。

【作業1】点Aと、点Bをじょうぎで結びましょう。
【作業2】点AからAさん側の歩道に対して垂直な直線を引きましょう。
【作業1】で結んだ直線と、【作業2】で引いた垂直な線とでは、こんなにも長さが違うのです。

長さがちがうということは、道路をわたっている時間も違うのです。

A点から向こうの歩道に渡るには、A点から垂直な直線の上を歩くのが一番短く、最も速く向こうにわたれるのです。

何かに心をうばわれて、安全のことがその後に来ると、たいへんな事故になってしまいます。

道路をわたる時は、必ず止まります。道路を渡っている時間を短くするために、一番短いきょりを見つけて渡ります。

自転車も急には止まれない！



みなさんは、車が急には止まれないのを知っていますね。では、自転車もブレーキをかけてから、すぐには止まれないのを知っていますか？

次の表は、自転車の速さと止まるまでのきよりの大体のめやすです。

【作業】表をもとにして、右側のグラフに表してみましょう。

速さ	止まるまでのきよ り	5 m 10m									
		[Grid for graphing]									
時速 13 km	3 . 4 m										
時速 20 km	6 . 1 m										
時速 26 km	9 . 6 m										
時速 32 km	13 . 2 m										

自転車のふつうのスピードは、時速 10 ~ 15 kmとされています。上の資料を見ると、時速 13 kmでは止まるまでに 3 . 4 mかかるわけですから、一列になって集団で走るときには、前の自転車との間を、3 ~ 4 mあけることが大切だということがわかります。

その他にも、天気や道路の表面の様子で、ブレーキのきき具合が悪くなっている場合があります。

では、次の場合、どちらの方がブレーキがよくきくのでしょうか。

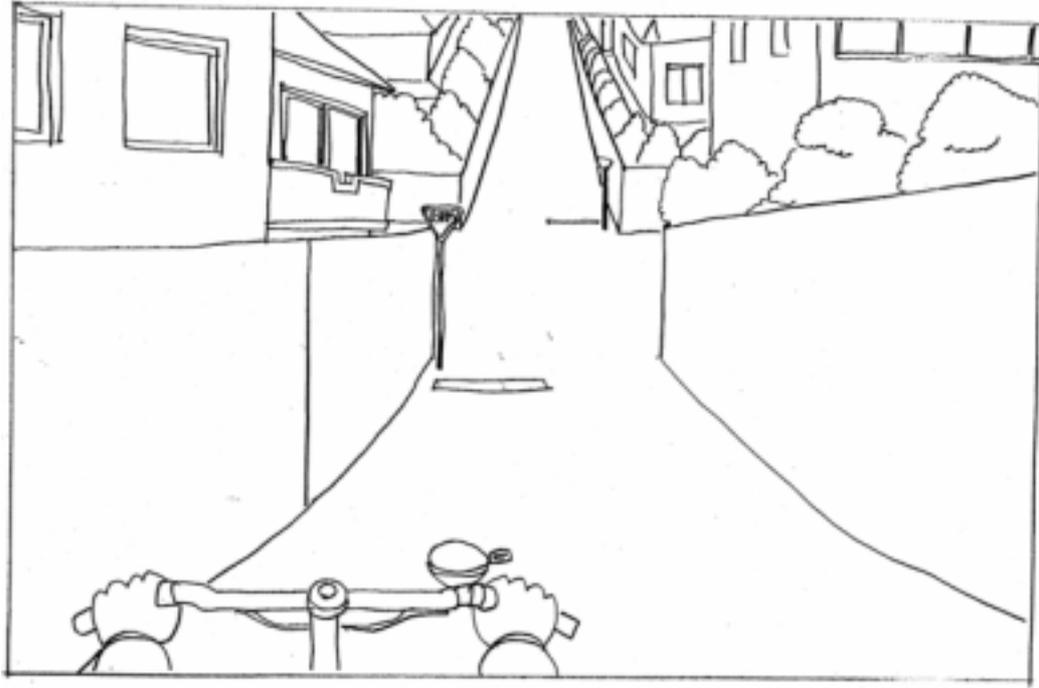
【問題】

- ア . かわいたコンクリート イ . かわいたアスファルト
- ア . かわいたアスファルト イ . 雨の日のコンクリート
- ア . 雨の日のコンクリート イ . じゃり道

ア．じゃり道

イ．こおった道

どんなきけんがあるかな？



【質問1】今、自転車に乗っています。何が見えますか。

【質問2】この場面で、どのようなきけんが次に起きると思いますか。

【質問3】もっとも起こりやすいきけんを見つけましょう。

【質問4】質問3のきけんにあわないために、どうすればいいですか。

自転車は『軽車両』。歩行者ではありません。

自転車だからだいじょうぶ？

いえいえ、自転車でも、重大な事故を引き起こしてしまいます。

【作業1】自転車事故のおもな原因をさがしだして見ましょう。

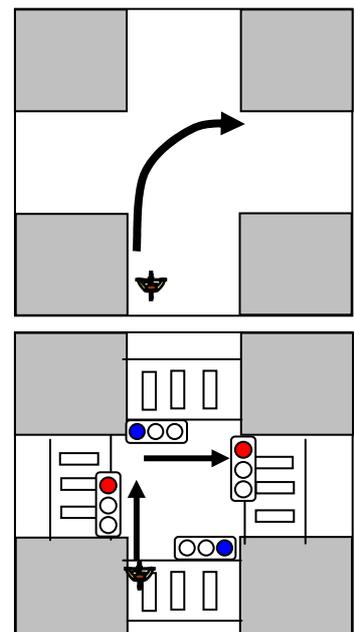
では、自転車での交差点の渡り方について、確かめていきましょう。

【作業2】次の()の中にあてはまる正しい言葉を書きましょう。

. 信号機などのない交差点をわたるときや曲がるときは、必ず(ア)
をして、安全を確かめましょう。このとき、交差点の中に入ってしまうと、左折し
てくるトラックなどに(イ)きけん性があるので注意しましょう。

. 信号機のない交差点で右へ曲がる場合は、
(ウ)の安全を確かめ、できるだけ道路の
(エ)はしによって、点まで進み、
(オ)の安全を確かめてから 点に進みます。

. 信号機のある交差点を右に曲がるときには、信号にし
たがった 点まで直進し、いったん(カ)し
て向きを変え、 点の信号が(キ)になって
から渡ります。



《解説編》 5年 1

題材		ななめ横断はどうしてあぶないか？
題材設定の理由		ななめ横断をしてはいけないと言われてはいるものの、どうして危険なのかを算数的作業を取り入れてとらえるため。
段階	指導事項	学 習 活 動
導入	問題把握	・絵を見て，学校の帰り道、A君がB君を見つけて道路の反対側に渡ろうとしていることをとらえる。
展開	作業	<ul style="list-style-type: none"> ・A点とB点を結ぶことにより，ななめ横断の長さをとらえる。 ・歩道に対してA点との垂線を書く。 ・作業によって出てきた直線が何を意味しているのかを考える。 ・2本の直線の長さを比べる。 ・直線の長さは，道路を横断する時間にも差があることをとらえる。
まとめ	道路横断の仕方	・道路を横断するときには飛び出しをしないで，必ず止まること。そして、本時の学習により，ななめ横断をすると，道路を横断している時間が長くなり，事故に合う危険性が大きくなることをとらえる。

《解説編》 5年 2

題材		自転車も急には止まらない！																	
題材設定の理由		車は急には止まらないことは知っているも、自転車はブレーキをかければすぐ止まると思っている子どもたちに、資料を提示して、自転車もすぐには止まらないことをとらえるため。																	
段階	指導事項	学 習 活 動 (は子どもの反応)																	
導入	車の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・車はブレーキをかけてもすぐ止まらないことをどのくらい知っているか、経験を出しあう。 ・事故を見たことがある。 ・交通安全教室でダミー人形が飛ばされるのを見た。 																	
展開	資料から判断する	<ul style="list-style-type: none"> ・資料を使って、表からグラフを作成する。 ・分かることを発表する。 ・自転車もすぐには止まらない。 ・時速が倍になると、止まる距離は3倍近くになる。 ・油断していると、前に追突してしまうかもしれない。 <p>【問題の答え】</p> <p>ア ア ア ア</p>																	
	路面・天候での違い	<table border="1"> <thead> <tr> <th>路面の状態</th> <th>摩擦係数</th> <th>ブレーキの効き具合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乾いたコンクリート</td> <td>0.75~0.85</td> <td>比較的よく効く</td> </tr> <tr> <td>乾いたアスファルト</td> <td>0.75~0.80</td> <td>次によく効く</td> </tr> <tr> <td>湿ったコンクリート</td> <td>0.70</td> <td>乾いた場合に比べ効きが悪くなる</td> </tr> <tr> <td>砂利道</td> <td>0.55</td> <td>非常に効きが悪い</td> </tr> <tr> <td>氷上</td> <td>0.07</td> <td>ほとんど効かない</td> </tr> </tbody> </table>	路面の状態	摩擦係数	ブレーキの効き具合	乾いたコンクリート	0.75~0.85	比較的よく効く	乾いたアスファルト	0.75~0.80	次によく効く	湿ったコンクリート	0.70	乾いた場合に比べ効きが悪くなる	砂利道	0.55	非常に効きが悪い	氷上	0.07
路面の状態	摩擦係数	ブレーキの効き具合																	
乾いたコンクリート	0.75~0.85	比較的よく効く																	
乾いたアスファルト	0.75~0.80	次によく効く																	
湿ったコンクリート	0.70	乾いた場合に比べ効きが悪くなる																	
砂利道	0.55	非常に効きが悪い																	
氷上	0.07	ほとんど効かない																	
まとめ	ブレーキの使い方	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な速度、安全な車間距離を保つこと。ブレーキは、いろいろな場合で効きが悪くなることがあるので、場合に応じて注意し、日ごろから点検をすることも忘れない。 																	

《解説編》 5年 3

題材		どんな危険があるかな？(危険予測訓練)								
題材設定の理由		自転車に乗って一時停止の標識がある下り坂を走行しているときの注意することをとらえる。								
段階	指導事項	学 習 活 動 (は子どもの反応)								
導 入 展 開	交通状況の読み取り	自転車に乗っている。 下り坂になっている。 止まれの標識がある。 交差点があるけど、建物で見えない。 スピードを落とさず交差点に進入して、走ってきた車両と衝突する。 歩行者や自転車に衝突する。 スピードを落とそうとしても、下り坂のために止まりきれないで衝突する。								
	危険予測 危険回避の方法	自転車は一時停止の標識のところでは必ず止まる。 交差点に近づいたら、スピードの出しすぎに注意し、早めにブレーキをかける。 一時停止になっていない側の車両や歩行者は、相手が止まってくれるものと思っていることを知っておく。								
ま と め	事故例	〔事故統計〕 ・平成12年中の、自転車乗用中に一時停止無視のため事故を起こした人数。 <table border="1" data-bbox="576 1749 1035 1912"> <tr> <td>未就学児童</td> <td>322人</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>2,192人</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>1,649人</td> </tr> <tr> <td>全年齢</td> <td>12,676人</td> </tr> </table>	未就学児童	322人	小学生	2,192人	中学生	1,649人	全年齢	12,676人
未就学児童	322人									
小学生	2,192人									
中学生	1,649人									
全年齢	12,676人									

《解説編》 5年 4

	題材	自転車は『軽車両』。歩行者ではありません。
	題材設定の理由	自転車に乗っているとき、車とはちがっていると思っている子どもたちに、自転車は歩行者ともちがうことを、交差点の渡り方を通してとらえる。
段階	指導事項	学 習 活 動 (は子どもの反応)
導入	自転車の事故原因	<ul style="list-style-type: none"> ・事故原因 平成12年度版『交通統計』より 1位 一時不停止 2位 安全不確認 3位 信号無視 4位 ハンドル操作 5位 前方不注意
展開	交差点の正しい渡り方	<ul style="list-style-type: none"> ・ア．一時停止 イ．巻き込まれる ウ．後ろ エ．左 オ．左右 カ．停止 キ．青
まとめ		<ul style="list-style-type: none"> ・もしも、正しい渡り方をしなかったら、どんな事故になってしまうかを考える。

《解説編》 5年 1

題材		ななめ横断はどうしてあぶないか？
題材設定の理由		ななめ横断をしてはいけないと言われてはいるものの、どうして危険なのかを算数的作業を取り入れてとらえるため。
段階	指導事項	学 習 活 動
導入	問題把握	・絵を見て，学校の帰り道、A君がB君を見つけて道路の反対側に渡ろうとしていることをとらえる。
展開	作業	<ul style="list-style-type: none"> ・A点とB点を結ぶことにより，ななめ横断の長さをとらえる。 ・歩道に対してA点との垂線を書く。 ・作業によって出てきた直線が何を意味しているのかを考える。 ・2本の直線の長さを比べる。 ・直線の長さは，道路を横断する時間にも差があることをとらえる。
まとめ	道路横断の仕方	・道路を横断するときには飛び出しをしないで，必ず止まること。そして、本時の学習により，ななめ横断をすると，道路を横断している時間が長くなり，事故に合う危険性が大きくなることをとらえる。

《解説編》 5年 2

題材		自転車も急には止まらない！																	
題材設定の理由		車は急には止まらないことは知っているも、自転車はブレーキをかければすぐ止まると思っている子どもたちに、資料を提示して、自転車もすぐには止まらないことをとらえるため。																	
段階	指導事項	学 習 活 動 (は子どもの反応)																	
導入	車の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・車はブレーキをかけてもすぐ止まらないことをどのくらい知っているか、経験を出しあう。 ・事故を見たことがある。 ・交通安全教室でダミー人形が飛ばされるのを見た。 																	
展開	資料から判断する	<ul style="list-style-type: none"> ・資料を使って、表からグラフを作成する。 ・分かることを発表する。 ・自転車もすぐには止まらない。 ・時速が倍になると、止まる距離は3倍近くになる。 ・油断していると、前に追突してしまうかもしれない。 <p>【問題の答え】</p> <p>ア ア ア ア</p>																	
	路面・天候での違い	<table border="1"> <thead> <tr> <th>路面の状態</th> <th>摩擦係数</th> <th>ブレーキの効き具合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乾いたコンクリート</td> <td>0.75~0.85</td> <td>比較的よく効く</td> </tr> <tr> <td>乾いたアスファルト</td> <td>0.75~0.80</td> <td>次によく効く</td> </tr> <tr> <td>湿ったコンクリート</td> <td>0.70</td> <td>乾いた場合に比べ効きが悪くなる</td> </tr> <tr> <td>砂利道</td> <td>0.55</td> <td>非常に効きが悪い</td> </tr> <tr> <td>氷上</td> <td>0.07</td> <td>ほとんど効かない</td> </tr> </tbody> </table>	路面の状態	摩擦係数	ブレーキの効き具合	乾いたコンクリート	0.75~0.85	比較的よく効く	乾いたアスファルト	0.75~0.80	次によく効く	湿ったコンクリート	0.70	乾いた場合に比べ効きが悪くなる	砂利道	0.55	非常に効きが悪い	氷上	0.07
路面の状態	摩擦係数	ブレーキの効き具合																	
乾いたコンクリート	0.75~0.85	比較的よく効く																	
乾いたアスファルト	0.75~0.80	次によく効く																	
湿ったコンクリート	0.70	乾いた場合に比べ効きが悪くなる																	
砂利道	0.55	非常に効きが悪い																	
氷上	0.07	ほとんど効かない																	
まとめ	ブレーキの使い方	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な速度、安全な車間距離を保つこと。ブレーキは、いろいろな場合で効きが悪くなることがあるので、場合に応じて注意し、日ごろから点検をすることも忘れない。 																	

《解説編》 5年 3

題材		どんな危険があるかな？(危険予測訓練)								
題材設定の理由		自転車に乗って一時停止の標識がある下り坂を走行しているときの注意することをとらえる。								
段階	指導事項	学 習 活 動 (は子どもの反応)								
導 入 展 開	交通状況の読み取り	自転車に乗っている。 下り坂になっている。 止まれの標識がある。 交差点があるけど、建物で見えない。 スピードを落とさず交差点に進入して、走ってきた車両と衝突する。 歩行者や自転車に衝突する。 スピードを落とそうとしても、下り坂のために止まりきれないで衝突する。								
	危険予測 危険回避の方法	自転車は一時停止の標識のところでは必ず止まる。 交差点に近づいたら、スピードの出しすぎに注意し、早めにブレーキをかける。 一時停止になっていない側の車両や歩行者は、相手が止まってくれるものと思っていることを知っておく。								
ま と め	事故例	〔事故統計〕 ・平成12年中の、自転車乗用中に一時停止無視のため事故を起こした人数。 <table border="1" data-bbox="576 1749 1035 1912"> <tr> <td>未就学児童</td> <td>322人</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>2,192人</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>1,649人</td> </tr> <tr> <td>全年齢</td> <td>12,676人</td> </tr> </table>	未就学児童	322人	小学生	2,192人	中学生	1,649人	全年齢	12,676人
未就学児童	322人									
小学生	2,192人									
中学生	1,649人									
全年齢	12,676人									

《解説編》 5年 4

	題材	自転車は『軽車両』。歩行者ではありません。
	題材設定の理由	自転車に乗っているとき、車とはちがっていると思っている子どもたちに、自転車は歩行者ともちがうことを、交差点の渡り方を通してとらえる。
段階	指導事項	学 習 活 動 (は子どもの反応)
導入	自転車の事故原因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故原因 平成12年度版『交通統計』より 1位 一時不停止 2位 安全不確認 3位 信号無視 4位 ハンドル操作 5位 前方不注意
展開	交差点の正しい渡り方	<ul style="list-style-type: none"> ・ ア．一時停止 イ．巻き込まれる ウ．後ろ エ．左 オ．左右 カ．停止 キ．青
まとめ		<ul style="list-style-type: none"> ・ もしも、正しい渡り方をしなかったら、どんな事故になってしまうかを考える。

わたしたちは、交通安全リーダー

最上級生である私達が、交通安全リーダーとしてできることを話し合い、実際に活動してみよう。

交通安全リーダーの役割

--

調べてみよう 地域の交通安全について調べてみよう

テーマ（例 通学路の危険箇所・登下校の様子など）

--

調べる方法・結果

--

広めよう

交通安全リーダーとしてできること

--

活動をふりかえって

--

自転車安全度チェック

日ごろの自転車乗りについてふりかえり、安全度を下の表でチェックしよう。

1 自転車乗車中の事故の原因として、最も多いと思われるものを選び()の中に をつけよう。

- ()信号を守らない。 ()一時停止をしない。
 ()通行区分を守らない。 ()安全を確認しない乗り方をしている。

2 次の道路標識について正しいものに 、間違っていると思うものに×をつけよう。



()この標識は、自動車用なので、自転車は、注意して走行すれば、止まらなくてもよい。



()この標識のある歩道は、自転車も自由に走ってよい。

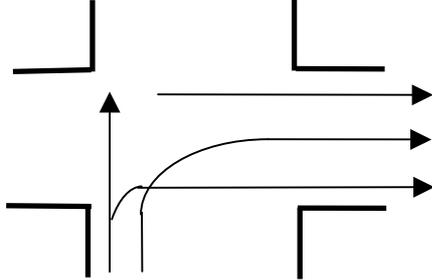


()この標識は、自動車は通行できないという意味なので、自転車は、通行できる。

3 横断歩道を自転車で通行するときは、どうしたらよいでしょう。

- ()乗ったまま通行してよい。
 ()歩行者に気をつけて徐行すれば乗ったまま通行してよい。
 ()おりて自転車を押してわたらなければならない。

4 自転車で、信号機のある交差点を右折します。その時の正しい方法はどれでしょう。



- ()信号機に従って、二段階に右折する。
 ()自動車と同じように交差点の中心の内側を通る。
 ()安全を確かめて、最短距離を右折する。

自転車安全度判定

正答数	判定	
6		交通ルール博士のあなた、友達や下級生が危険な乗り方をしていたら、正しいルールをどんどん教えてあげよう。
5		
4		6年生としては標準的な知識を持っているあなた、知らないこともまだまだあるぞ。これからも交通ルールを学習して、安全運転に心掛けよう。
3		
2	×	いつ事故にあってもおかしくないあなた、自転車は、車両に含まれ、道路交通法を守らなければなりません。もう一度交通法規を学習してから自転車に乗るようにしましょう。
1		
0		

交通ルールを確認しよう(解答と解説)

前のページでおこなった自転車安全度チェックのルールを確認しよう。

1 (H13年度静岡県警察本部交通部調べ)



2



(×)これは、「一時停止」の標識です。自動車だけの標識と思いませんか？
「軽車両」である自転車もここでは、必ず一時停止しなければなりません。
この標識は、危険度の高い交差点にあります。必ず守りましょう。



(×)これは、「自転車及び歩行者専用」の標識です。自転車と歩行者が通行できますが、この標識のある歩道を自転車で走るとき、自転車は、歩行者の通行をじゃましてはいけません。



(×)これは、「車両進入禁止」の標識です。軽車両は当然車両に含まれるので、自転車は通行することはできません。

自転車に乗っているとき、自分を「歩行者」だと思っている人はいませんか？車は「歩行者」である自分を優先し、さけてくれるかと思っていたり、道路交通法を知らなくてもいいかと思っている人も多いようです。この認識の甘さが自転車事故の要因にもなっているのです。自転車は、軽車両ですから、道路交通法を守らなければなりません。

3 ()おりて自転車を押してわたらなければならない。

横断歩道は、歩行者のためのものですから、軽車両である自転車は、乗ったままで横断歩道をわたってはいけません。自転車から降りて押して歩けば歩行者扱いとなるので、横断歩道をわたることができます。乗ってわたれるのは、横断歩道のわきの自転車横断帯があるところです。

4 ()信号機に従って二段階に右折する。

信号機のある交差点での右折の仕方

前方の青信号で直進する。



わたったところで止まり、向きを変える。

前の信号が青になったら、左右の安全を確かめて直進する。

危険予知トレーニング1

この写真はどのような場面か話し合ってみましょう。(道路の様子や場面など)



どのような危険が考えられますか？

事故にあわないようにするためには、どうしたらいいですか。

危険予知トレーニング2

この写真はどのような場面か話し合ってみましょう。(道路の様子や場面など)



どのような危険が考えられますか？

事故にあわないようにするためには、どうしたらいいですか。

解説編（小学校6年生）

【危険予知トレーニング1】

この写真の場面はどのような場面か話し合う。

例・2人で自転車に乗って遊びに行くところかな？

- ・前に自動車が止まっているよ。
- ・左側は学校かな？横断歩道があるよ。 など

道路の様子や、自動車の様子、子どもたちが何をしようとしているところかなど、この場面の状況をいろいろな角度から考えられるようにする。

（ の場面読みとりにも深く関係しているが ）どのような危険があるか考える。

例・左手の学校の門から子どもが飛び出してくるかもしれない。

- ・止まっている車が動き出すかもしれない。
- ・止まっている車を追い越すときに、並走していると自転車同士がぶつかるかもしれない。また、向こうの方から近づいてくる自動車とぶつかるかもしれない。 など

見える危険と見えない所にある危険について考えさせたい。また、自分たちが被害者になる場合も加害者になる場合もあることに気づかせたい。

事故にあわないようにするには、どうしたらいいか考える。

例・道路の左端を一列になって走る。見通しが悪く子どもが飛び出してきた所では、一旦停止するか徐行して通る。また、停車している自動車を追い越すときには、自動車の様子に十分注意する。この場面のように、対向車が近づいている場合には、対向車が通り過ぎ安全が確保されるまで停車して待つ。

- ・右側の歩道を、自転車から降りて押して歩く。

【危険予知トレーニング2】

この写真の場面はどのような場面か話し合う。

例・いそいでいるみたいな感じがする。スピードが出ているみたい。

- ・道路がいくつも交わっていて複雑な交差点になっている。
- ・車が1台通りすぎようとしている。
- ・右の方の見通しが悪い。 など

道路の様子や、自動車の様子、子どもたちが何をしようとしているところかなど、この場面の状況をいろいろな角度から考えられるようにする。

（ の場面読みとりにも深く関係しているが ）どのような危険があるか考える。

例・前を走っている人が急に止まって、追突しそう。

- ・右や左から、自動車が来るかもしれない。特に左からは車が近づいている。（写真の右端の所にあるカーブミラーに左方から来る次の車が映っている。）

見通しの悪い交差点での危険について様々な角度から考えさせたい。

事故にあわないようにするには、どうしたらいいか考える。

例・2台連れだって走るときは十分な車間距離をとって走る。止まれの標識の所では、必ず一時停止し安全を確認する。特にこのような複雑で見通しの悪い交差点では安全確認を確実にやる。この場合、確実な安全確認の方法として一時停止することや、カーブミラーの確認、また直視して確認することなどを指導したい。

【自転車安全度チェック】【交通ルールを確認しよう（解答と解説）】

子どもたちは、交通ルールについてほとんど知らずに、自転車に乗っている。また知っていても守らない児童が多いように感じる。そこでここでは、もう一度交通ルールを確認するために「自転車安全度チェック」として、自転車を運転するときに必要なと思われる基本的な知識や、知っておきたい道路標識などを問題として出している。そして、「交通ルールを確認しよう（解答と解説）」に、その解答と解説がある。楽しく学習できるように「自転車安全度判定」をつけた。問題は絞って出しているので、この学習をきっかけに、道路標識や交通ルールについて興味をもち、学習を広められるように支援していきたい。

【わたしたちは交通安全リーダー】【「子どもの特性」を知っていますか？】

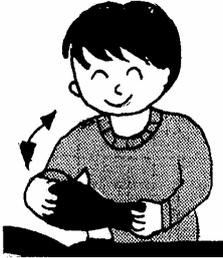
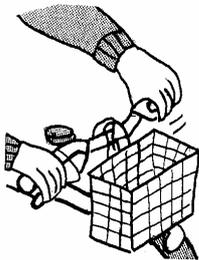
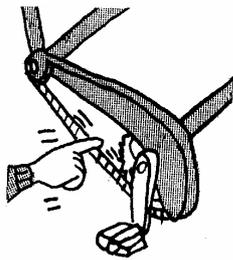
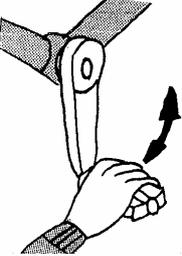
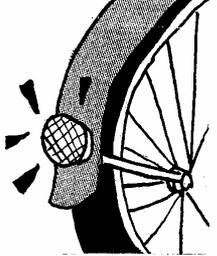
ここでは、交通安全リーダーとしての役割を考え、交通安全リーダーとして何ができるかを学習する。1時間の教室内だけでの学習にとどまらずに、総合的な学習の時間として取り扱うことが望ましい。調べるテーマの例として「通学路の危険箇所調べ」「下級生の登下校の様子調べ」「交通指導員の方へのインタビュー」「幹線道路の交通量調査」などが考えられる。そして調べたことを元に、交通安全リーダーとしてできることを考えさせ実行させていきたい。

ワークシートは、「わたしたちは交通安全リーダー」のページを参考にして、各校の実態にあわせて作成する。

また、登下校の引率として1年生に接する場合には、「子どもの特性を知っていますか？」を学習するとよい。

ステップ1 きみの自転車をチェック！

だいじょうぶだったら に を入れてね。

<p>チェック1 サドル 乗った時、両足のつまさきが、地面につく。 グラグラしない。</p> 	<p>チェック6 ブレーキ 前ブレーキがよくきく。 後ブレーキがよくきく。</p> 
<p>チェック2 ハンドル まがっていない。 グラグラしない。</p> 	<p>チェック7 ライト 明るくつく。 まっすぐ前を向いている。</p> 
<p>チェック3 ベル 音がよく鳴る。 鳴らしやすい所にある。</p> 	<p>チェック8 チェーン ゆるみすぎていない。 きつすぎない。</p> 
<p>チェック4 ペダル クルクルまわる。 まっすぐになっている。</p> 	<p>チェック9 反射材 こわれていない 汚れていない</p> 
<p>チェック5 タイヤ 空気がしっかり入っている。 みぞが、すり減っていない。</p> 	<p>チェック10 全体 ネジがゆるんでいない。 ガタガタ、キーキーなどの音がしない。</p> 

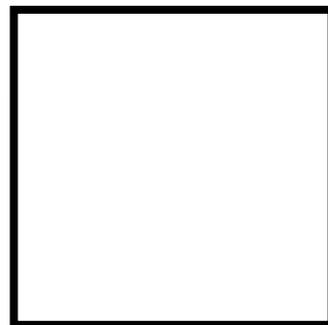
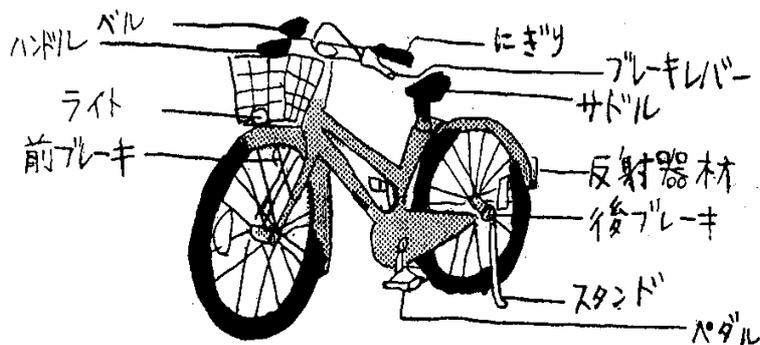
ステップ2

自転車の乗り方10問クイズ

次の文を読んで、 の中に正しいと思うものには 、まちがっていると思うものには×を入れよう。

- 第1問 踏切では、自転車に乗ったまま渡ってよい。
- 第2問 横断歩道では、自転車に乗ったまま渡ってよい。
- 第3問 自転車横断帯では、自転車に乗ったまま渡ってよい。
- 第4問 傘を差して、自転車に乗ってはいけない。
- 第5問 自転車の二人乗りは、禁止されている。
- 第6問 二人までなら、自転車で並んで走ってもよい。
- 第7問 夕方や夜など、暗くなったら必ずライトをつけなくてはならない。
- 第8問 自転車をとめる場所は、自由である。
- 第9問 練習をすれば、片手運転や手放し運転をしてもよい。
- 第10問 サンドルなどで自転車に乗ってはいけない。

きみは、何問できたかな？



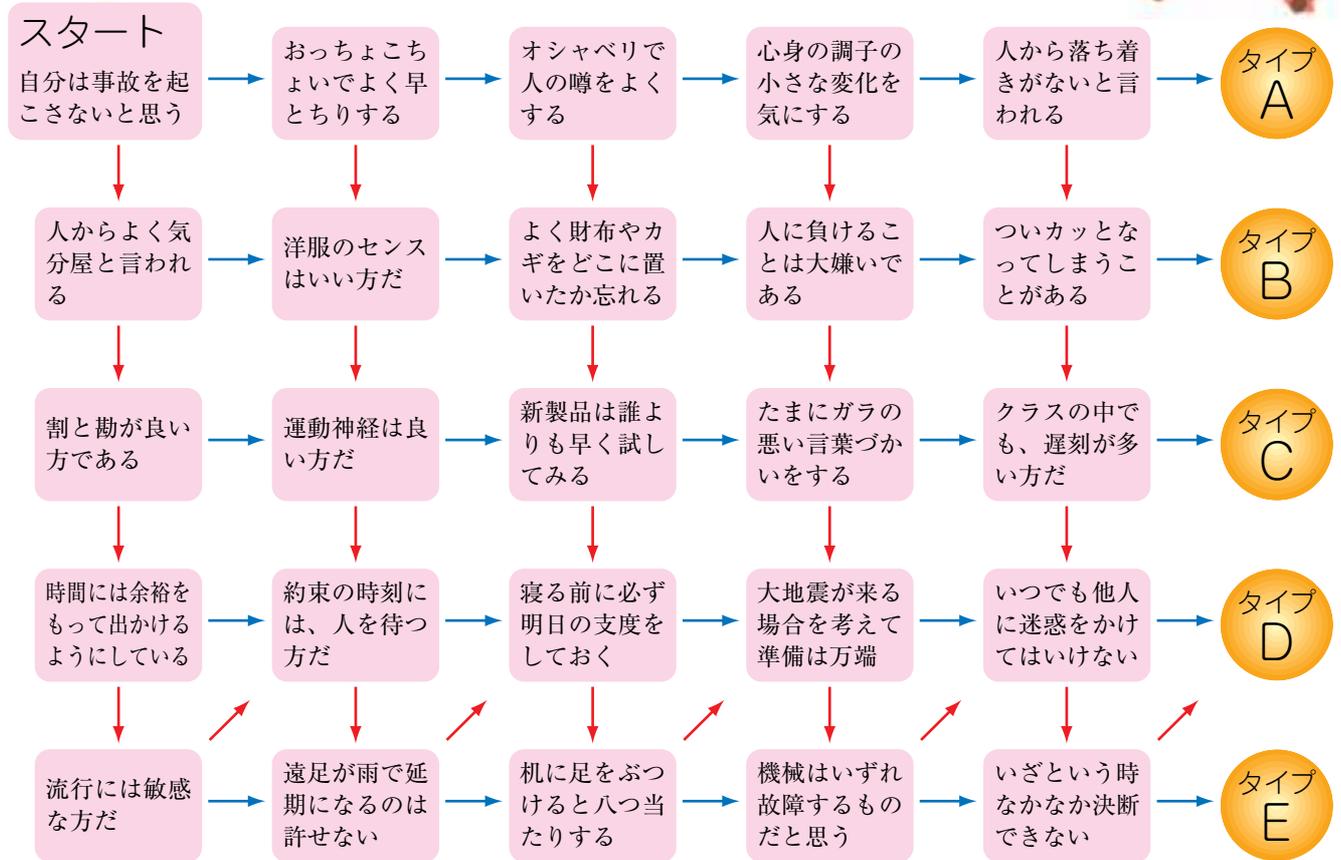
点



あなたはどんなタイプ？



→ Yes → No



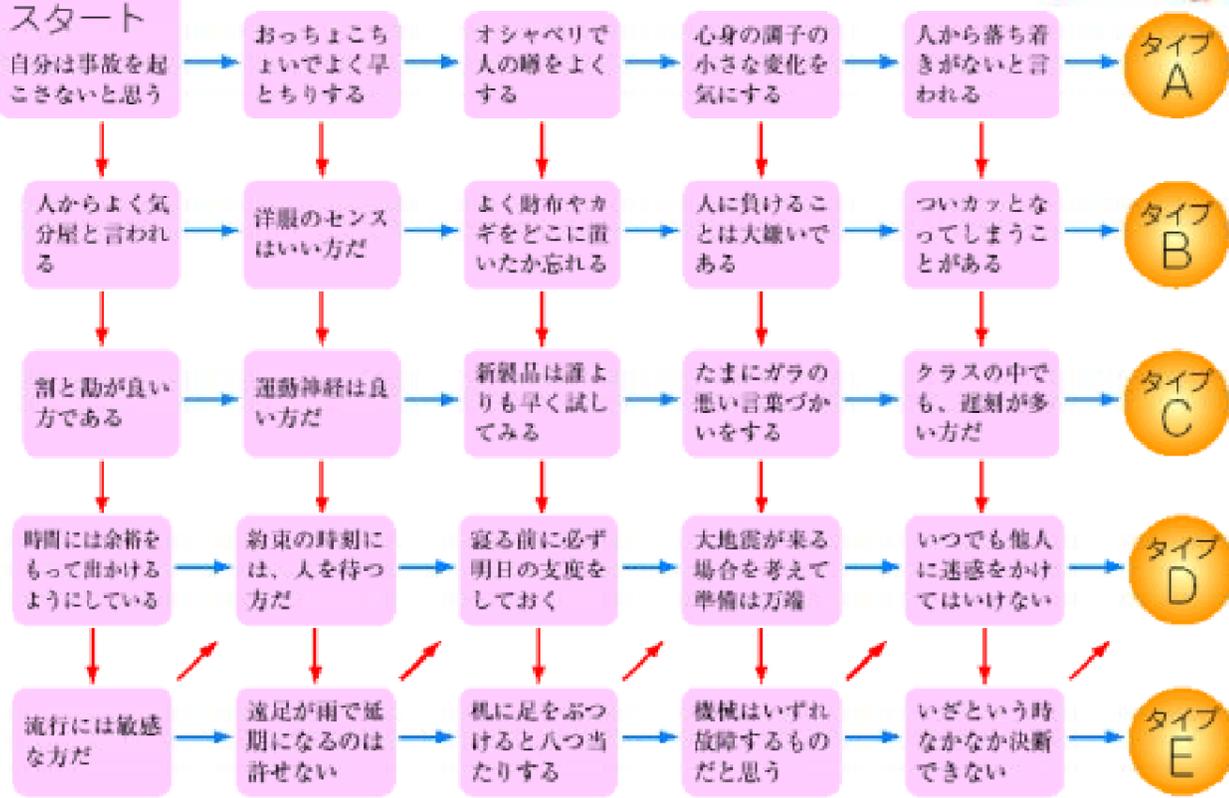
交通安全タイプ別危険度ランキング

タイプと危険度	性格の特徴	気をつけたいこと
タイプA セッカチ型 ★★★	注意力散漫で軽率な行動をとることが多い君は、少々 の違反があっても事故さえ起こさなければ良い、 と考える傾向があります。友だちと二列で走るなど 大きな事故を起こします。	危険を予知する能力が不足しているため、交差点 では一時停止をし、左右の安全を確認するなど慎重 な運転を心がけ、交通事故に注意しましょう。 もちろん、二列で走ることはもっての外です。
タイプB 自己中心型 ★★★★★	自信過剰で強がりの君は、悪いのは自分だけでは ない、誰でも違反はやっている、つかまって損を した、と考えがち。信号無視など交通違反を繰り返 し、いつか必ず事故を起こすタイプです。	もう少し自制心をもって、相手の気持ちを考えた行動 に努めて下さい。交通ルールがなぜあるのかを理解し、 思いやりのある安全運転を心がけましょう。まずは、 歩行者に道を譲ってあげることから始めましょう。
タイプC ルーズ型 ★★★★★	行動がでたらめで規則を守らない君は、危険度NO.1！周囲 の人々に協力をしないし、優しい態度がなくとげとげしい。 交通法規が間違っている、施設・設備が不十分、違反を取り 締まる前にこれらを改善すべきだと責任転嫁をするタイプです。	交通ルールを守るのはもちろんのこと、いつも心のブレーキを かけましょう。何か人に役に立つことを意識して生活することが大 切です。優しい気持ちになり、あなた本来の姿が現れるはず。人 の多い歩道では、自転車から降りて人に優しい運転を…。
タイプD 安全型 ★	みんなからの信頼も厚く優しい君は、安全タイプ。 意志が強く、物事に動じない強い精神力がありま す。 コツコツ努力する、将来有望なタイプです。	これからも周りの人への思いやりを忘れず、色ん な面で模範となるよう、自信を持って行動して下 さい。 真の強さは、真の優しさから生まれるものです。
タイプE 標準型 ★★	標準的なタイプですが、時々気分がムラがあるこ とがあります。時間に遅れて慌てていると、自己 中心的なタイプに変貌することがあります。	時間に余裕を持って行動することが何よりの安全 策。時間と心にゆとりができれば、人にも優しく なれるタイプです。いつも思いやりの心を忘れず に。

ステップアップ交通安全 中学校1年生

あなたはどんなタイプ？

→ Yes → No



あなたのタイプから考えて、今後どんなことに気をつけていきますか。

タイプ「 」

いろいろなことが変わりましたね。でも、良いマナーは今まで通りにしていきたいですね。
これからどんなことを続けていきたいですか。

中学校入学おめでとう いろいろなことが変わったね



どんなことが変わったでしょうか

わたしたちの学区

小学校の時より広がったね

登下校は、必ず通学路を通りましょう。

写真の場所は、学区の中で危険なところです。

標識は、歩行者や自転車に関する学区内にあるものです。

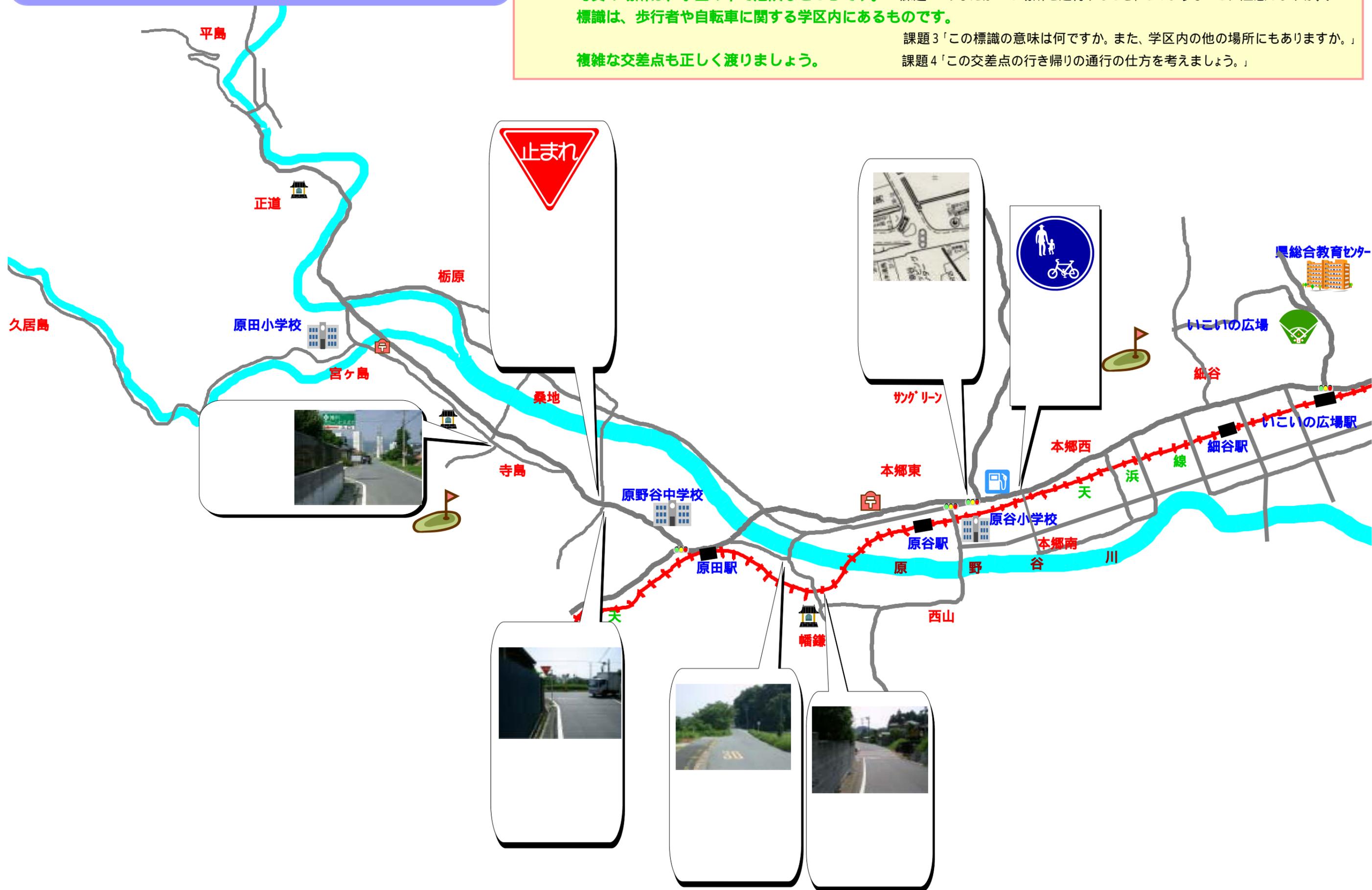
複雑な交差点も正しく渡りましょう。

課題1「あなたの通学路を赤い線でたどりましょう。」

課題2「あなたがこの場所を通行するとき、どのようなことに注意しますか。」

課題3「この標識の意味は何ですか。また、学区内の他の場所にもありますか。」

課題4「この交差点の行き帰りの通行の仕方考えましょう。」



ステップアップ交通安全

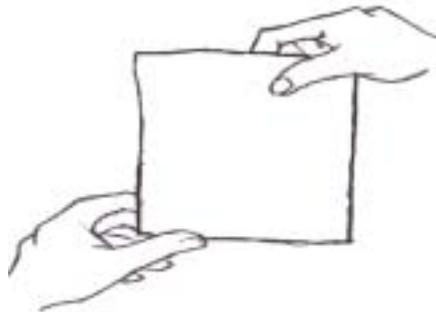
中学

()年()組()番 氏名()

1 あなたは身を守るのがはやい？おそい？（反応速度テスト）

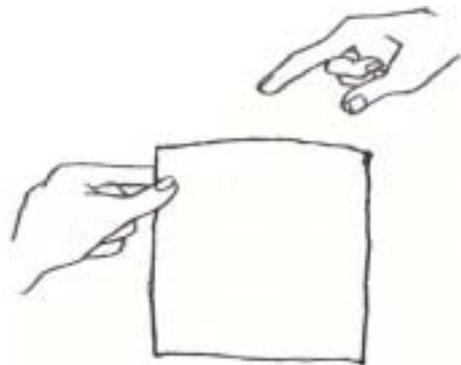
テストのしかた

2人1組となりAさんはリーフレットを持つ。Bさんは指を開いて0秒の位置に置く。



B

AさんがリーフレットをはなしたらBさんはすぐにつかむ。つかんだメモ리를読む。



B

私の反応時間

1回目	<input type="text"/>	秒
2回目	<input type="text"/>	秒
3回目	<input type="text"/>	秒
平均	<input type="text"/>	秒



反応時間と交通事故との関係

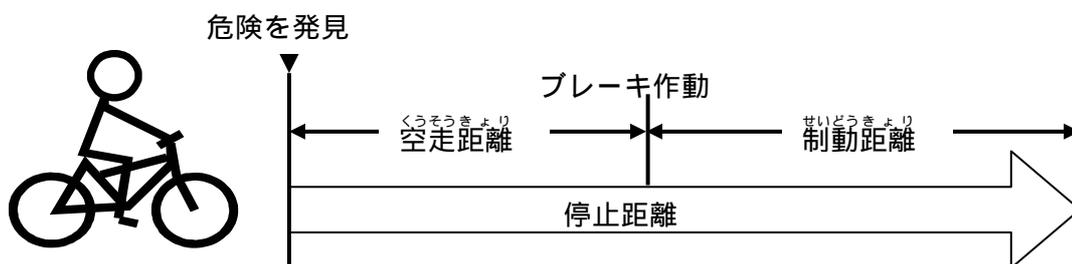
- 0.1秒以下の人 危険を回避できる運動能力がありますが、少しフライング気味の要注意。くれぐれも過信は禁物です。
- 0.1～0.2秒の人 危険察知が十分できます。陸上短距離走者のスタート反応は0.12秒だそうです。マナーを守って運転しましょう。
- 0.2秒以上の人 反応が少し穏やかなようです。自分を理解して過ごせば事故は十分に防げます。

2 自転車を運転する人が知っておきたいこと。

(1) 歩行者を見つけてから何秒でブレーキをかけることができるのかな。

表紙の反応速度テストでもわかるように、自転車のブレーキをにぎるまでには個人差があります。ふつう、細心の注意をしていても反応するまでに 0.2 秒かかります。自転車に乗っている時に、危険に気づいてブレーキをにぎるまでの時間は 0.5 秒から 1.0 秒。その間にも自転車はスピードを落とすことなく進んでいきます。危険を発見してからブレーキをかけるまでに走った距離を空走距離といいます。

時速 10 km 程度のゆっくり運転でも空走距離は 2 m。さらにブレーキがきいて止まるまでの制動距離は 1 m。危険を察知してブレーキをかけ、自転車が止まるまでの停止距離は最低でも 3 m の距離が必要です。まして、たった 1 秒間だけわき見をただけで空走距離は 4 m になり、停止距離は制動距離をあわせると 5 m にもなってしまいます。

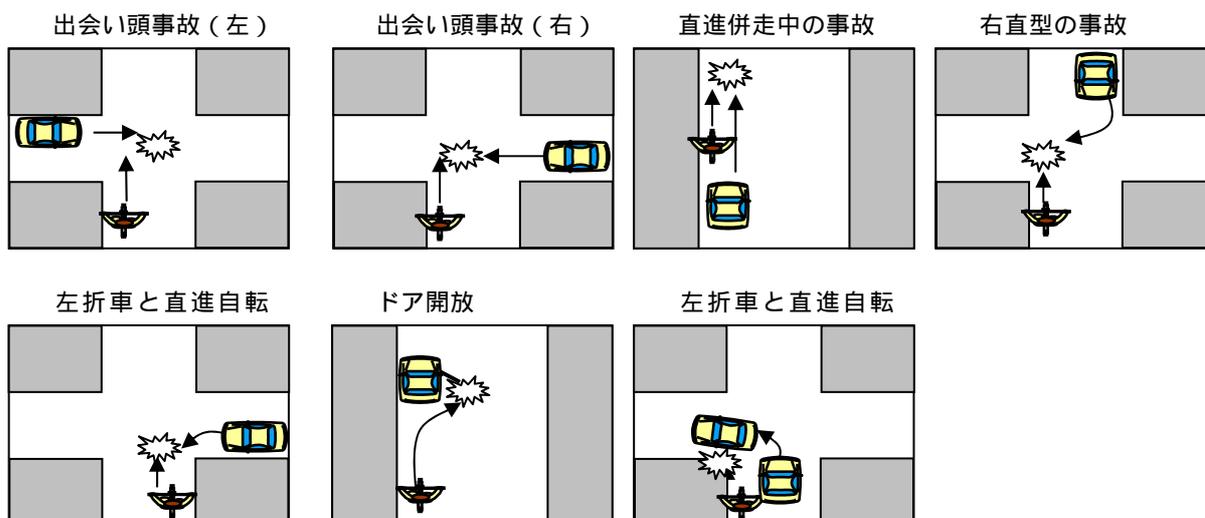


(2) 自転車のスピードと止まるまでの距離を考えてみよう。危険を発見してから何メートルで止まるかわかるかな。

自転車のスピード	時速 13 Km	時速 20 Km	時速 32 Km
停止距離	3.4 m	m	m

(3) 自転車事故 7 つの事例

交通事故は、偶然に起こるもの？運がわるかった？いえいえ防ぐことができたものばかりです。どんなことに注意すればよかったですでしょうか。考えてみてください。



私の考えた事故原因
(何に注意すれば?)

3 自転車の交通ルール どれだけ知っていますか。

1 自転車の正しい乗り方を表しているの文は、A、Bのうちどちらか。正しい記号に をつけよ。

(1) 犬を連れて乗る場合

- A 犬をひも等で引きながら走行してもさしつかえない。
- B 犬を引きながら伴走することは危険なのでやめるべきである。

(2) 幼児の座席のある自転車に乗る場合

- A 16歳以上の者が運転する場合にかぎり、幼児一人まで乗せてよい。
- B 16歳以上の者が運転する場合にかぎり、小学校の低学年児童まで乗せてよい。

2 下の標識について正しいものはA、B、Cのうちどれか。正しい記号に をつけよ。



- A 車の交通がはげしいときには止まるが、はげしくないときには安全を確かめれば止まらず通ってよい。
- B 自動車の標識だから、自転車には関係ない。
- C 自転車も必ず止まらなければならない。

3 下の標識のある歩道の自転車通行について正しいものは、A、B、Cのうちどれか。正しい記号に をつけよ。



- A 自転車は車道から遠い側を徐行する。
- B 自転車は車道側を徐行する。
- C ここに自転車をとめてはいけない。

4 下の標識の意味は、A、B、Cのうちどれですか。正しい記号に をつけよ。



- A 自転車は通ることができない。
- B 自転車には関係がない。
- C ここに自転車をとめてはいけない。

5 工事中の道路に、次の標識がある。自転車はどのようにすればよいか。正しい記号に をつけよ。



- A 自転車は通行できるが、徐行することになっている。
- B 自転車は規制外なので、普通に通行できる。
- C 自転車も通行できない。

6 次の文のうち、自転車が歩道を通るとき注意すべきことはどれですか。正しい記号に をつけよ。

- A 歩行者の通行を妨げなければどこを通行してもよい。
- B 歩行者の通行を妨げないように注意して速度を落として通る。
- C 歩行者が安全ならば、別に速度を落とす必要がない。

4 事故の責任と賠償（自転車は乗り方を間違えると恐ろしい結果を招きます）

1 事故の責任と賠償

行政責任

自転車は法令に定められた車両です。事故の時、自動車と同じ道路交通法で裁かれます。

刑事責任

車を運転して、自己の不注意によって歩行者をはねて死傷させた場合、犯罪として刑罰が科せられます。（5年以下の懲役または禁固の体刑か罰金刑）

えっ！罰金なの？（次の違反はどれくらい払わなければならないの？）

- A 二人乗り B 信号無視 C 歩行者の通行妨害 D 一時停止しなかった
 _____万円以下 _____万円以下 _____万円以下 _____万円以下

答えは下にあります。

民事責任

交通事故を起こした加害者が、被害者に与えた損害を賠償しなければなりません。

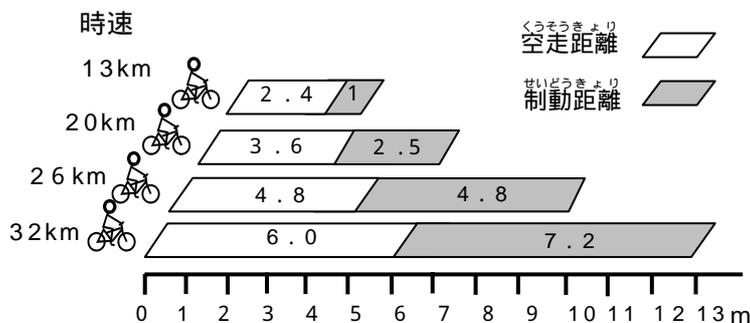
事故内容	賠償額
1 コンビニエンスストアで過って自転車を倒し、駐車場の自動車を損傷。	36,678 円
2 自転車走行中、走行中の自動車に衝突。	61,418 円
3 自転車でセンターラインを越えてしまったところ、対向車に衝突。車のフロントガラス及び車体損傷。	204,000 円
4 自転車で傘さし運転中、路地から出てきた自転車と衝突。相手が脳挫傷となり、3ヵ月後死亡。	1,000 万円
5 歩道を走っていた無灯火の自転車に衝突された高齢者が死亡。	826 万円

万々に備えて、自転車保険に加入しましょう。

道義的責任

加害者として被害者を見舞い、誠実に謝罪するという責任をとらなければなりません。被害者の立場になって考え行動することが大切です。

2 (2)の答



3の答

- 1 (B)(A) 2 (C) 3 (B)
 4 (A) 5 (C) 6 (B)

4の 答

- A 2万 B 5万
 C 2万 D 5万

解説

自転車の速度が2倍になると単純に停止距離が2倍になるわけではありません。空走距離は2倍になりますが、制動距離は4倍になり、一気に停止距離が長くなります。

5 危険予知の大切さ

自転車に乗っているといろいろな条件を判断して安全に進むことが大切になります。次のような場合について考えてみましょう。

あなたは、自転車に乗って止まっている車を追い越そうとしています。



どのような危険が考えられますか。

.
.
.
.

事故にあわないように何をしたらいいでしょう。

.
.
.
.

あなたは、自転車に乗って交差点にきました。右に曲がろうと思います。



どのような危険が考えられますか。

•
•
•
•

事故にあわないように何をしたらいいでしょう。

•
•
•
•

6 私の事故防止三か条（交通安全目標）

•
•
•

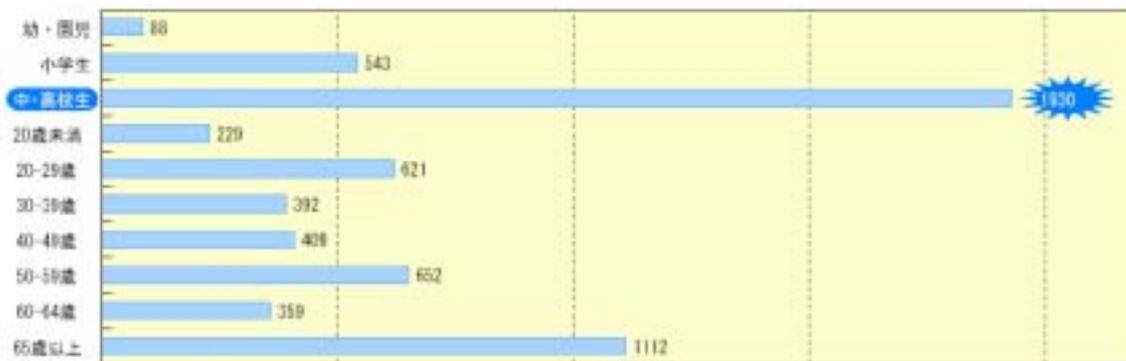
リーフレットの使い方

- ・ このリーフレットは自転車を通して交通安全を1時間で学習できるようになっています。
- ・ 1ページは反応速度テストになっています。実際に活動しながら学習します。
- ・ 2～4ページは問題形式になっています。解答は全て4ページの下にあります。
- ・ 5～6ページは危険予知について考える項目です。生活に密着した学習です。
- ・ 写真や絵は学校に合ったものと差し替えると、生徒に身近な問題となり一層学習効果があると思います。

ステップアップ交通事故 中学

年	組	番	氏名
---	---	---	----

1 自転車事故の現状



上のグラフを見て、どんなことを感じましたか？ また、なぜ、中高生に自転車事故が多いと思うかを書きましょう。



2 自転車事故のおもな原因

<p>1位</p> <p>一時不停止</p>	<p>2位</p> <p>安全不確認</p>
<p>3位</p> <p>信号無視</p>	<p>4位</p> <p>片手運転(携帯や傘を持つ)</p>
	<p>5位</p> <p>前方不注意</p>

自転車事故のおもな原因を見て、どんなことを感じましたか？ また、自分が危ないおもいをした経験があったら書きましょう。



3 「なるほど The 自転車！！」

Q 1

下図の道路標識は、次のうち何を示しているでしょうか。

- A 歩行者専用道路
- B 通学路
- C 横断歩道



Q 2

下図の道路標識は、次のうち何を示していますか？

- A 自転車と歩行者の横断歩道
- B 自転車と歩行者の通行できる道路
- C 自転車と歩行者の通行禁止



Q 3

自転車を運転する場合、法律で罰せられるのはどれですか？

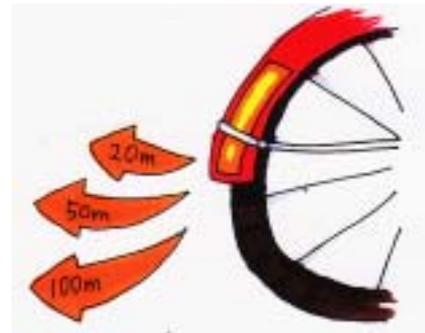
- A 厚底の靴での運転
- B ヘッドホンをつけての運転
- Cパンクした自転車での運転



Q 4

後部の反射材(反射器、反射テープ)は、自転車のライトで照らした時、後方何mから見えなければいけないですか？

- A 20m
- B 50m
- C 100m



Q 5

自転車につけるベル・ブザー等の警音器の使い方として正しいのは、次のうちどれですか？

- A 歩行者に自転車が後ろから近づいていることを知らせるために鳴らす。
- B ご老人や小さな子どもを驚かすために鳴らす。
- C 左右の見通しが悪い交差点や曲がり角を通行する時、対向してくる歩行者がいるかもしれないので鳴らす。



Q 6

自転車走行中に交通事故を起こし、相手が負傷してしまいました。事故現場における処置で正しい順序はどれですか？

- A 相手の確認 負傷者の救護 学校への報告
- B 警察への報告 負傷者の救護 学校への報告
- C 負傷者の救護 警察への報告 相手の確認



Q 7

歩道を自転車で通行した場合、どのような罰則が科せられますか？



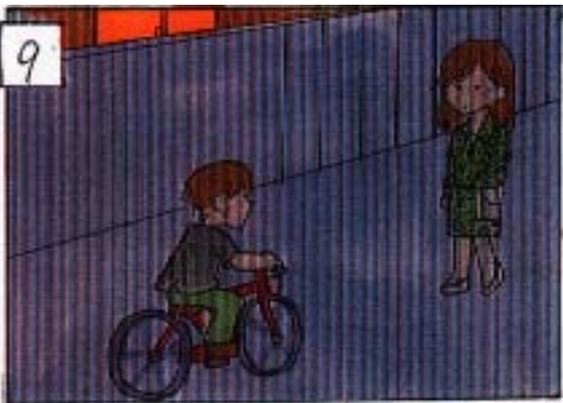
Q 8

信号無視した場合、どのような罰則が科せられますか？



Q 9

夜間、道路を通行する時、ライトをつけなかった場合、どのような罰則が科せられますか？



Q10

片手運転、あるいは物を手に持ちながら自転車に乗った場合、どのような罰則が科せられますか？



【解答】

Q 1 : C (学童用の「横断歩道」の指示標識である。)

Q 2 : B (道路交通法第64条の4の規定により、規制標識「自転車及び歩行者専用」を設置して、普通自転車が歩道を通行するようにしたものである。)

Q 3 : C (道路交通法第72条で「緊急措置義務」「報告義務」を課している。「緊急措置義務」とは、負傷者の救護と危険防止である。「報告義務」とは、緊急措置完了後の警察への報告である。)

Q 4 : C (道路交通法第63条9の2項は「反射器備付け義務」を規定し、夜間一定の基準に適合する反射器材を備えていない自転車の運転を禁止している。)

Q 5 : C (道路交通法第54条では、見通しのきかない交差点・曲がり角・登り坂の頂上を通行しようとする時は警報機を鳴らさなければならないとある。)

Q 6 : B (ヘッドホン運転は道路交通法第70条の「安全運転義務違反」となる。)

Q 7 : 二万円以下の罰金または料料 (道路交通法第63条の4により、歩道は通行できない。)

Q 8 : 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金 (道路交通法第7条により、道路を通行する時は、信号機の指示する信号に従わなければならない。)

Q 9 : 5万円以下の罰金 (道路交通法第52条により、夜間、道路を通行するときには、ライトをつけなければならない。)

Q10 : 5万円以下の罰金 (静岡県道路交通法施行細則第9条第3号により、安定を害する方法で自転車を運転しないこと。)

4 通学路には、危険箇所がいっぱい！(危険予測トレーニング)

下の絵のように、狭い道から広い道出て行こうとしています。この時、どのような危険が予測できますか？



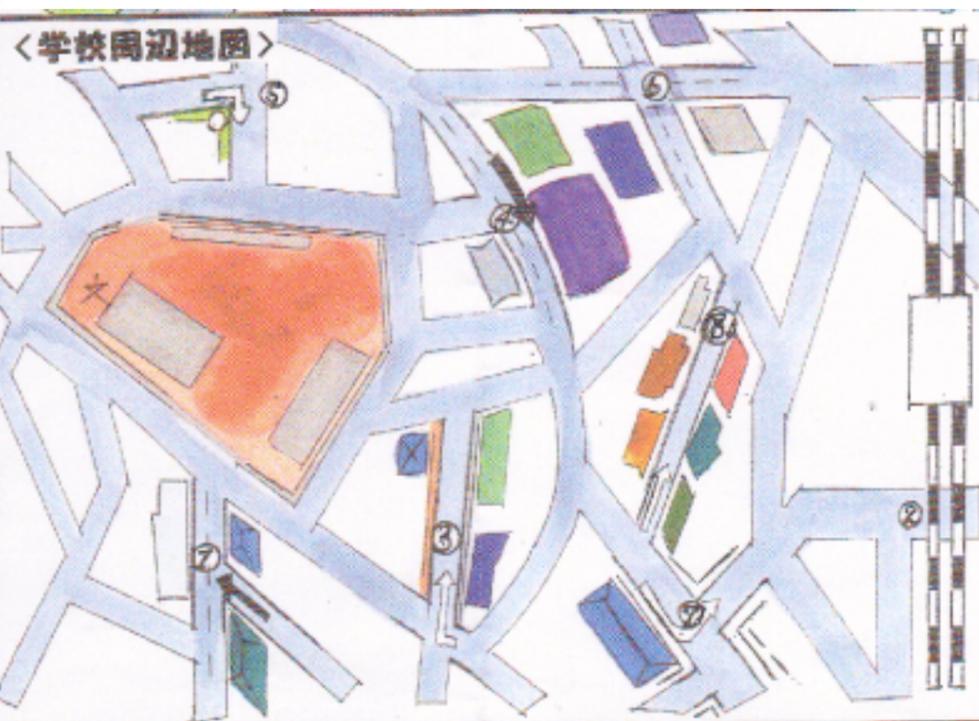
下の絵のように、横断歩道のない道の向う側に横断しようとしています。この時、どのような危険が予測できますか？



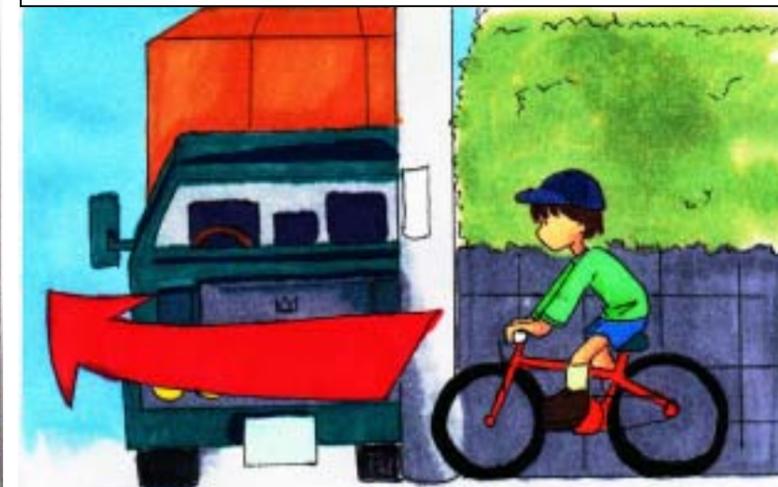
下の絵のように、暗くなりかけた道を自転車で通行しようとしています。この時、どのような危険が予測できますか？



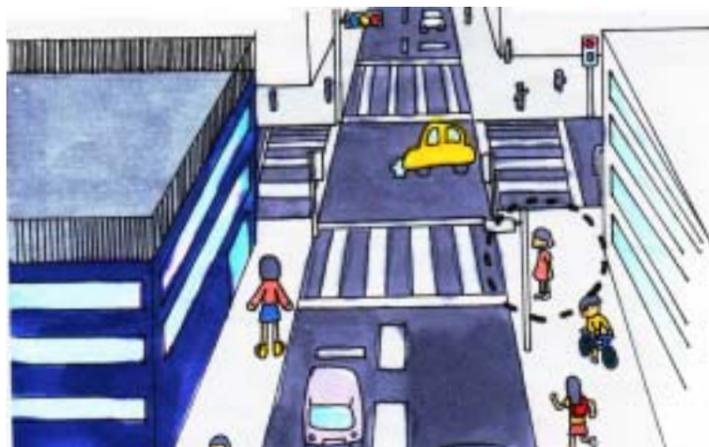
下の絵のように、横断歩道のない、見通しの悪い下り坂の道を歩道のある方へ横断しようとしています。この時、どのような危険が予測できますか？



下の絵のように、トラックが駐車している交差点を、自転車で右折しようとしています。この時、どのような危険が予測できますか？



下の絵のように、信号機のある広い交差点の横断歩道を渡ろうとしています。この時、どのような危険が予測できますか？



下の絵のように、広い道を横断し、公園の横の狭い道へ自転車で侵入しようとしています。この時、どのような危険が予測できますか？



下の絵のように、商店街を自転車で通行しようとしています。この時、どのような危険が予測できますか？



自転車が関与した民事裁判例

例 1

事故の概要

加害者 A さん(OL 女性 20 歳)は、12 月下旬の午後 8 時ころ、帰宅途中、街灯のない暗い車道の左側を自転車で走行していました。A さんは正面から道路の右側を無灯火で走ってきた B さん(無職男性 62 歳)の自転車をよけきれず正面衝突してしまいました。B さんは衝突により頭部を強打し、翌週亡くなりました。

加害者の責任

被害者 B さんの遺族らは、約 800 万円の賠償を求める訴訟を起こしましたが、加害者側との間に示談が成立し、賠償金は約 730 万円となりました。A さんは保険をつかい、230 万円を A さんと両親で負担することになりました。



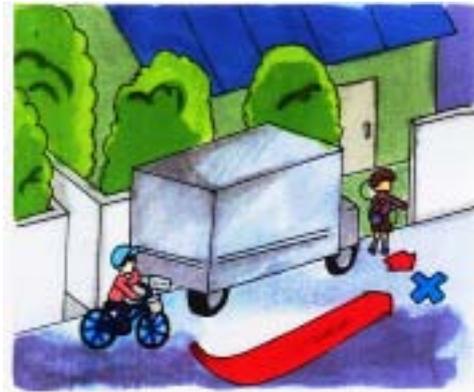
例 2

事故の概要

加害者 A さんは 4 月 5 日、午後 3 時ころ携帯電話で話をしながら左手で走行していました。前方に大型トラックが止まっていたので、その右側を通過していたところ、車両の前方にある家の入口から出かけようと歩いていた B さんと衝突してしまい、B さんは転倒し、骨折してしまいました。

加害者の責任

被害者側は、A 君を相手どり約 1000 万円の賠償金を求める訴訟を起こしました。裁判所は、事故の発生は加害者の A 君の過失によって生じたことと認定し、A 君は 230 万円を被害者側に支払うことになりました。



P4.5 の解答

:見通しの悪い交差点では、自転車や車が目の前を通過することや車や自転車が左折・右折して狭い道に入ってくることに注意する。飛び出さないで歩行する。

:手前の車や踏切にいる車に注意する。塀によって見えない道から、左折・右折してくる車や自転車があることに注意する。左右の安全を確認して、横断する。

:暗くなりかけているために、前方のご老人に注意する。ライトをつけ左側を通行する。

:見通しの悪い道のために、前の道を通行する車や自転車に注意する。左右の安全を確認してから、横断する。

:駐車しているトラックの後方からの車や自転車、人に注意する。トラックのドア開きや発進に注意する。安全を確認してから、ゆっくりと通行する。

:交差点を左折・右折する車に注意する。歩道にいる自転車の少年に注意する。

:前方・後方からくる車や自転車に注意する。狭い道から出てくる車や自転車、人に注意する。公園から飛び出してくる子どもに注意する。安全確認をしっかりとってから、左折する。

:商店街の道にいる主婦や犬、子どもに注意する。店から出てくる人に注意する。前方・後方からくる車や自転車に注意する。安全にゆっくりと通行する。

中学生の
交通安全教室
自転車クイズ

守りたい!



君の笑顔



リーフレットの使い方

- 1 このリーフレットは、各ページを印刷して問題（クイズ）集として使用できます。標準的な回答時間は一時間程度です。また、2ページずつなら、10分程度です。
- 2 プロジェクターで拡大し、集団指導にも使えます。また、挿入されている写真・図等は各校で実態に合わせ他の内容と入れ替えて使うことができます。
- 3 答えは、各ページの下にあります。

自転車事故の原因と特徴の確認

次の設問は、平成14年中の中学生による自転車事故と違反の報告をもとに作成したものです。正しいと思う記号を選び（ ）に書き入れましょう。

- 1 平成14年中の中学生の自転車事故による死傷者数は、次のA～Dのどれが一番近いでしょうか。
A 220人 B 440人 C 660人 D 880人
(B)
 - 2 平成14年中の中学生による自転車事故の発生件数が一番多い時間帯は、次のA～Dのどれでしょうか。
A 6時～8時 B 8時～10時
C 16時～18時 D 18時～20時
(C)
 - 3 平成14年中の中学生による自転車事故の発生状況が一番多いのは、次のA～Dのどれでしょうか。
A 正面衝突 B 右折・左折時
C 追い越し・追い抜き時 D 出会い頭
(D)
 - 4 平成14年中の中学生による自転車の違反発生状況が一番多いのは、次のA～Dのどれでしょうか。
A 一時不停止 B 安全不確認 C 信号無視 D 右側通行
(A)
 - 5 平成14年中の中学生による交通事故の死傷者数の目的別発生状況が一番多いのは、次のA～Dのどれでしょうか。
A 登校途中 B 下校途中
C 買い物途中 D 遊んでいる最中
(C)
 - 6 平成14年中の中学生による交通事故の発生件数が一番多い月は、次のA～Dのどれでしょうか。
A 12月 B 11月
C 8月 D 4月
(A)
- 1 (B) 2 (C) 3 (D) 4 (A) 5 (C) 6 (A)

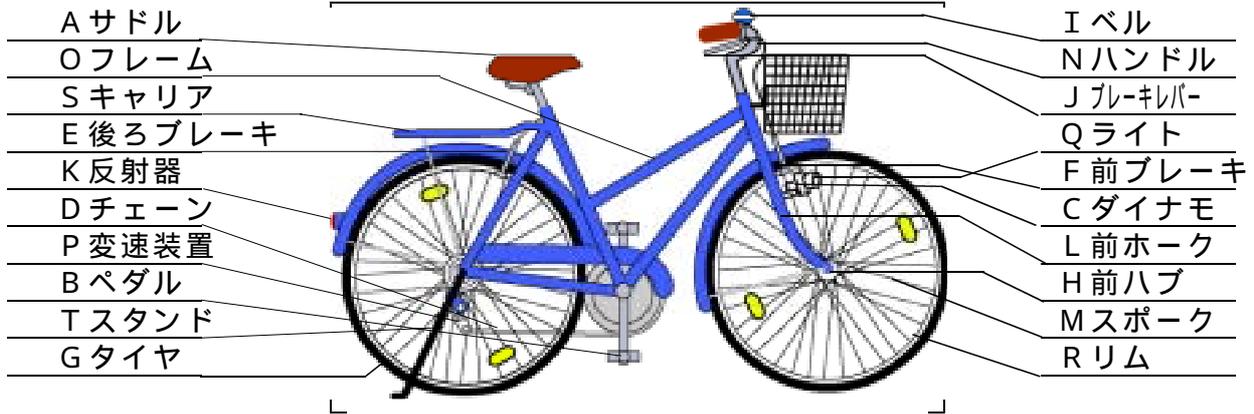


自転車の部品の名前と点検箇所の確認

次の設問は自転車の各部品の名称と、点検ポイントについてのものです。問いに従って答えましょう。

- 1 自転車の各部分の名称がいくつ分かりますか？下の語群から当てはまる名称を選び、記号を答えましょう。

【 自転車の図 】



【 語群 】

A サドル	B ペダル	C ダイナモ	D チェーン
E 後ブレーキ	F 前ブレーキ	G タイヤ	H 前ハブ
I ベル	J ブレーキレバー	K 後部反射器	L 前ホーク
M スポーク	N ハンドル	O フレーム	P 変速装置
Q ライト(前照灯)	R リム	S キャリア(荷台)	T スタンド

- 2 自転車の各部分の点検ポイントがいくつ分かりますか。次のア～キに当てはまる部分の名前を上語群から選び、記号を答えましょう。

記号	点検のポイント
ア(Q)	夜間、前方10m先の路上の障害物が見える明るさ、取り付け位置・角度になっているか。
イ(G)	サドルに乗って体重をかけた時、空気圧が充分にあり、接地面の長さが6cm～10cmになっているか。
ウ(N)	両手で力を入れても動かない程度に固定されているか。前軸と直角に取り付けられているか。
エ(I)	正確に作動し、新品に近い音がするか。
オ(K)	壊れていたり汚れていないか。車のライトをよく反射するか。
カ(E)	力一杯かけると、ペダルの上に立って強く踏んでも、後輪が回らないか。
キ(D)	ゆるみすぎがないか。また、指でなでると硬くて曲がりにくい所があったり、さびの出ている所がないか。

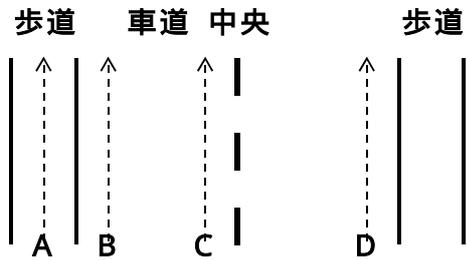
A O S E K D P B T G
I N J Q F C L H M R

ア(Q) イ(G) ウ(N) エ(I) オ(K) カ(E) キ(D)

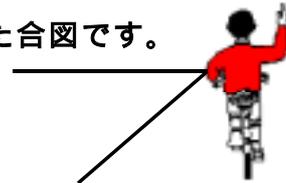
自転車の乗り方とルールの確認

次の設問を読み、正しいと思う記号を選び () に書き入れましょう。

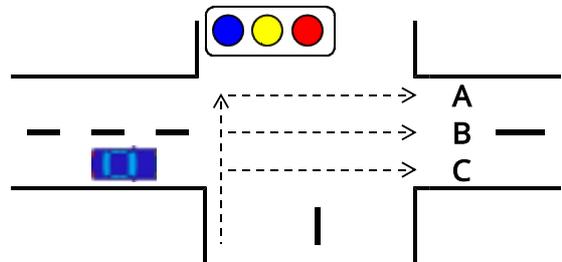
- 1 自転車に乗って道路を走る時、右のA～Dのどこを走るのが正しいでしょうか。
- A 歩道 B 車道の左はし
C 車道の中央 D 車道の右はし
(B)



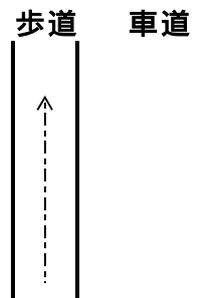
- 2 右の図は自転車に乗って道路を走っている人が出した合図です。右の図の合図は、A～Dのどれでしょうか。
- A 停止します B 左折します
C 右折します D 直進します
(B)



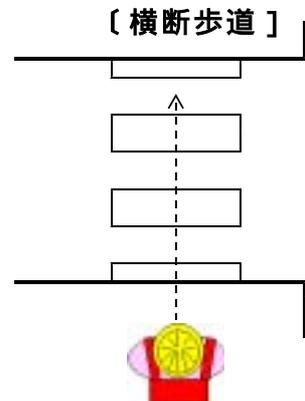
- 3 自転車に乗って信号のある交差点を右折する時、正しい方法はA～Cのどれでしょうか。
- A 信号機にしたがって2段階右折をする
B 交差点の中心を通過して右折する
C 交差点は最短距離を右折する
(A)



- 4 自転車が歩道を通る時 (標識で許可されている場合を除き)、正しい方法は次のA～Dのどれでしょうか。
- A 歩行者の通行を妨げないように速度を落として通る
B 自転車に乗ったまま歩道は通れないので、降りて押して歩く
C ベルを鳴らして、歩行者によけてもらって通る
D 歩行者の横や間を素早くすり抜けて通る
(B)



- 5 自転車が横断歩道を通る時 (自転車横断帯は除き)、正しい方法は次のA～Dのどれでしょうか。
- A 歩行者の通行を妨げないように速度を落として通る
B 自転車に乗ったまま横断歩道は通れないので、降りて押して歩く
C ベルを鳴らして、歩行者によけてもらって通る
D 歩行者の横や間を素早くすり抜けて通る
(B)



1 (B) 2 (B) 3 (A) 4 (B) 5 (B)

自転車に乗る時の標識を確認

次の設問は、道路にある交通標識の意味を問うものです。交通標識の意味で正しいと思う記号を選び（ ）に書き入れましょう。

1 右の標識の意味は、次のA～Dのどれでしょうか。

- A 自転車を駐車してはいけない道路
- B 自転車は通行してはいけない道路
- C 軽車両は全て通行してはいけない道路
- D 二輪車は通行してはいけない道路

(B)



2 右の標識の意味は、次のA～Dのどれでしょうか。

- A 自動車は止まらなくてはならないが、自転車は止まる必要がない所
- B 自転車は徐行（ゆっくり走る）をしなくてはならない所
- C 歩行者だけ止まらなくてはならない所
- D 自動車も自転車も止まって安全確認をしなくてはならない所

(D)



3 右の標識の意味は、次のA～Dのどれでしょうか。

- A 自転車だけ通行して良い道路
- B 二輪車は通行して良い道路
- C 歩行者と自転車は通行して良い道路
- D 自転車は通行してはいけない道路

(A)



4 右の標識の意味は、次のA～Dのどれでしょうか。

- A 自転車は道路を横断してはいけない所
- B 自転車は降りて、押して横断しなくてはならない所
- C 歩行者と自転車の道路の横断帯が区別されている所
- D 自転車の横断は良いが、歩行者は横断してはいけない所

(C)



5 右の標識の意味は、次のA～Dのどれでしょうか。

- A 自転車だけ通行して良い道路
- B 二輪車は通行して良い道路
- C 歩行者と自転車が通行して良い道路
(ただし、自転車は車道側を通行すること)
- D 自転車は通行してはいけない道路

(C)



1 (B) 2 (D) 3 (A) 4 (C) 5 (C)

自転車事故に関する賠償と保険を確認

自転車は法令では“**車両**”です。事故を起こせば**道路交通法違反**で罰せられます。
(ただし、法令では[自転車を押して歩いている者を歩行者とする]となっています)

1 次の設問を読み、適当と思われる語句を記入しましょう。

交通事故を起こし、相手を死傷させ、物を壊したりした場合には、[]上の責任(一般に行政処分といわれ、程度により運転免許証の停止や取り消しが行われる)以外に、[]上の責任(自転車の事故で相手を死傷させた場合は「重過失致死傷罪」が適用される。これは通学や買い物、遊びの最中でも適用されます)と[]上の責任(交通事故その他で他人に損害を与えた場合、金銭により損害を賠償しなければなりません)が発生します。

[行政] [刑事] [民事]

《道義的責任》

以上の3つの法律上の責任のほかに、事故の加害者としての「道義的な責任」があります。具体的には、加害者として被害者を見舞い、誠実に謝罪をするという責任です。被害者の身になって考え行動することがなによりも大切です。

2 次の設問を読み、適当と思われる語句を記入しましょう。

交通事故による人身事故の場合の損害賠償額は、次のものを合計したものです。ケガの場合は[]、休業損害、慰謝料の合計です。後遺障害の場合には、けがの損害賠償額に[]を加えたものになります。(相手に被害を与えると謝罪のほかに、金銭で損害を賠償しなくてはなりません)

[治療費] [逸失利益]

3 下の表は実際に自転車事故で発生した損害賠償の例です。事故内容から当てはまる賠償額を ~ の記号で記入してみましょう。

事故内容	賠償額
A 信号無視の自転車が、青信号で横断歩道を歩行中の婦人と衝突し相手に大腿骨骨折などの大けがをさせてしまった。	1,780万
B 雨天の夜間、無灯火で傘さし運転の少年の自転車が、歩行者に衝突し相手に脳内出血の大けがをさせてしまった。	230万
C 猛スピードの自転車の高校生が、高齢者に接触し転倒させて相手を死亡させてしまった。	1,054万
D 剣道の防具を持って自転車を走行中、駐車中の高級外車の右側に傷をつけてしまった。	28万

28万円 1,054万円 230万円 1,780万円

万が一に備え、**T Sマーク保険**(自転車自体に保険が掛かっています)・**傷害保険**(運転者本人の為の保険です)・**個人賠償責任保険**(他人に損害を与えた場合の保険です)・**自転車総合保険**(相手の負傷や車体の損害或いは盗難の保険です)等に加入しておきましょう。

[行政] [刑事] [民事] [治療費] [逸失利益] A () B () C () D ()

自転車に乗る時の交通法規を確認

自転車は法令では“**車両**”です。正しい方法で通行しなければなりません、**違反**をした場合は**道路交通法により罰則が適用**されます。次の設問は、自転車で通行する時の違反の有無や程度を問うものです。正しいと思う記号を選び()に書き入れましょう。

- 赤信号を無視して道路を横断してしまいました。
この行為は次のA～Dのどの違反に該当するのでしょうか。
A 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金 B 5万円以下の罰金
C 2万円以下の罰金又は科料 D 特に違反には問われない
(A)
- 夜間に、前照灯(ライト)をつけないで自転車を運転してしまいました。
この行為は次のA～Dのどの違反に該当するのでしょうか。
A 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金 B 5万円以下の罰金
C 2万円以下の罰金又は科料 D 特に違反には問われない
(B)
- 自転車の荷台(キャリア)に友人を乗せて走ってしまいました。
この行為は次のA～Dのどの違反に該当するのでしょうか。
A 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金 B 5万円以下の罰金
C 2万円以下の罰金又は科料 D 特に違反には問われない
(C)
- 風雨の強い日に、片手に傘をさして自転車を運転してしまいました。
この行為は次のA～Dのどの違反に該当するのでしょうか。
A 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金 B 5万円以下の罰金
C 2万円以下の罰金又は科料 D 特に違反には問われない
(B)
- 横断歩道を横断中の歩行者の直前を自転車で横切り、歩行者をかなり驚かせてしまいました。この行為は次のA～Dのどの違反に該当するのでしょうか。
A 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金 B 5万円以下の罰金
C 2万円以下の罰金又は科料 D 特に違反には問われない
(A)
- 友人と自転車二台で、車道の左端をしゃべりながら並んで走りました。
この行為は次のA～Dのどの違反に該当するのでしょうか。
A 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金 B 5万円以下の罰金
C 2万円以下の罰金又は科料 D 特に違反には問われない
(C)

*また最近、**放置自転車**が増え、歩行者や自動車の通行を妨げることが多くなっています。これは大変危険であり、迷惑が掛かります。場所によっては**道路交通法に違反**することになります。**自転車は必ず駐輪場などに駐車しましょう。**

1 (A) 2 (B) 3 (C) 4 (B) 5 (A) 6 (C)

自転車で事故を起こしてしまった場合の行動の確認

次の設問は、自転車で人身事故を起こしてしまった場合に、どんな行動を、どんな手順

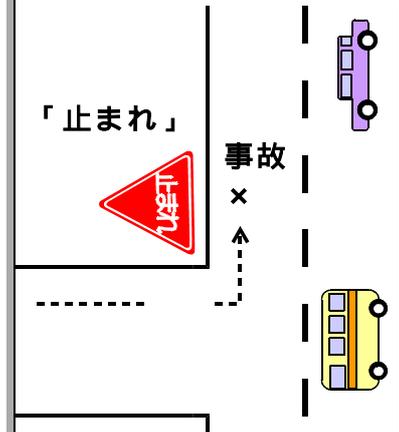
で行えばいいのかを問うものです。

下の【行動例】から当てはまるものを選び、記号を に書き入れましょう。

あなたは夜の8時ごろ、自宅近くのコンビニエンスストアに食料品を買いに自転車で出かけました。急いでいたため、前照灯（ライト）をつけず、途中にあった「止まれ」の標識も無視をして、T字路の交差点をかなりのスピードで左折しました。

その時あなたは、歩道を歩いていた帰宅途中の婦人にかかなりの勢いで衝突してしまいました。そのためこの婦人は、アスファルトの路上に激しく転倒しました。婦人は路面で頭を強く打ったらしく、頭から激しい出血をしながらうめき声を上げています。

あなたは、加害者としてどんな行動を、どんな手順で行うべきなのでしょう。大切な順に、3項目を答えましょう。



(1) B

(2) E

(3) F



【行動例】

- A 学校に電話連絡し、担任に報告をする。
- B 「被害者・けが人」の止血等の応急手当を行いながら、「119」に電話をして救急車を呼ぶ。
- C 保険会社に電話連絡し、担当者に事故現場に来てもらう。
- D 自宅に連絡し、保護者に事故現場にすぐに来てもらう。
- E 警察に電話連絡し、自転車で人身事故を起こしたことを連絡する。
- F 「被害者・けが人」の「氏名・住所等」を確認する。

自転車は法律上は**車両**の扱いになります。歩行者と自転車の事故は**人对車両事故**として扱われます。自転車には免許制度はありませんが、**車両運転者**としての義務が課せられます。

「被害者（けが人）を救護しないで、その場を立ち去ると**{ ひき逃げ }**となり、重い処罰を受けることになる」

(1) (2) (3)

自転車安全、走行診断テスト

1. 下記の標識について正しいものはA, B, Cのうちどれですか。

- A 自転車は歩道のどこでも自由に通行できる。
- B 自転車は車道側を徐行する。
- C 自転車は車道から遠い側を徐行する。



2. 中学生交通事故における自転車事故違反で一番多いのは、次のA, B, Cのうちどれだと思いますか。

- A 信号無視
- B 安全不確認
(周りをよく見て運転していない)
- C 一時不停止
(止まれの標識でしっかり止まっていない。)

3. 雨の日カッパがなかったのに濡れないように、カサをさし自転車を運転した。この場合違反になると思いますか。

- A なる
- B ならない



4. 自転車が通行できる歩道で前方に歩行者がいて通行できなかったのに、警音器(ベル、ブザー)を鳴らして歩行者に避けてもらいそのままの速度で通行した。この場合、違反になると思いますか。

- A なる
- B ならない

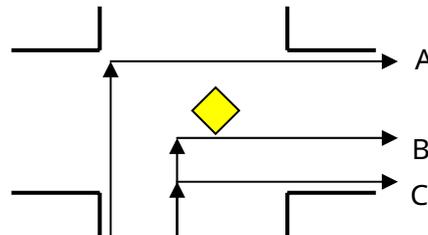
5. 下の標識について正しいものはA, B, Cのうちどれだと思いますか。

- A 車の交通がはげしいときには止まるが、そうでないときは安全を確かめれば止まらず通行してよい。
- B 自動車の標識であるため自転車は関係ない。
- C 自転車も必ず止まらなくてはならない。



6. 自転車で信号のある交差点で右折するときの正しい方法は、A, B, Cのうちどれだと思いますか。

- A 信号に従って2段階右折
- B 交差点の内側を通過
- C 安全を確かめ最短距離を通る



7. 時速15kmで自転車通行する時、平坦な道での車間距離はA, B, Cのどれだと思いますか。

- A 50cm
- B 1m
- C 3m以上

【自転車安全、走行診断テスト答え】

1の答え B「自転車及び歩行者専用」の標識です。歩道の中央から車道寄りの部分を通行しなければならず、また歩行者の妨げとなる時は、一時停止しなければならない。

「道路交通法第63条の4」の規定（2万円以下の罰金又は、科料）



なお、左記の標識がある所でも、自転車は通行することができます。

（自転車専用道路）

2の答え 1位Cの一時不停止 2位はAの安全不確認 3位はBの信号無視

3の答え 違反になる。片手運転の禁止「静岡県道路交通法施行細則第9条第3号」（5万円以下の罰金）

・その他の違反（前照灯点灯義務違反52条＝5万円以下の罰金）

（信号無視7条、右側通行18条、一時不停止違反43条、

横断歩行者妨害38条＝3ヶ月の以下の懲役又は、5万円以下の罰

（並進19条、2人乗り57条＝2万円以下の罰金）

4の答え 違反になる。歩行者の通行を妨げることになるときは、一時停止をする。危険を防止するためやむを得ない場合を除き警報機を鳴らしてはならない。（道交法54条）

5の答え C

6の答え A 信号に従って2段階右折を行う。

7の答え C 制動距離は3m以上です。

みなさん、全問正解できましたか。自転車で安全に走行するために次のことを必ず守りましょう。

【必ず守ってほしいこと・マナー】

(1)きまりを守る。（道路交通法）絶対に守って欲しいこと。

自転車は左側端によって通行する。

信号機の信号に従って通行する。

交差点では2段階右折を行う。

一時停止の標識のあるところでは必ず一時停止をし、左右の見通しの悪い交差点、曲がり角では必ず徐行し、安全を確かめてから進む。

自転車通行可能な歩道では歩行者の通行を妨げてはいけない。

(2)危険な乗り方をしない。

傘をさして運転をしない。

2人乗り、片手運転をしない。

停車した車の右側を通る時には、降車のため開くドアに十分注意する。

大型車と並進して走っている時には、大型車の左折に巻き込まれないように注意する。

(3)駐輪場に必ず自転車を置くこと・自転車に必ず鍵をかけ、防犯登録もしよう。

近年繁華街、駅前などに自転車を放置して歩行者、自動車、緊急車両等が通行できないで大変困っている地域が増えています。必ず指定された駐輪場に自転車を置きましょう。また、盗難自転車も増えています。少しの間でも必ず鍵をかけ、防犯登録をするなど自分の自転車は自分で守る意識を持ちましょう。

【自転車事故による加害事故と賠償責任】

自転車の恐ろしさを知っていますか。あなたは、自転車だから、万が一事故にあっても大きい事故にはならないと思っていませんか。現実には自転車に乗っていて死亡したり、させたり、けがをしたり、させたり、物を破損したりする事故があります。事故がないように危険予知・予測をして安全運転に心がけましょう。また、**万が一に備え自転車保険に加入しておく必要があります。**

	事故内容	賠償金
	高校1年生の女子が道路の右側を走行中に対向してきた主婦の自転車に接触し、主婦は転倒による打撲のため後日死亡する。	A
	高校2年生の男子が登校時猛スピードで下り坂を走行中に高齢者と接触し高齢者は転倒して死亡する。	B
	高校1年生の女子が傘をさしながら走行中にT字路で自転車と出会い頭に衝突し相手の左大腿部を骨折させた。	C
	高校2年生の男子が剣道の防具を持ちながら走行中に駐車中の高級外車の右側を破損させる。	D

A 2,650万円 B 1,054万円 C 505万円 D 28万円

【万が一事故にあった場合】

(1) 害にあった場合

車のナンバーをメモする。 近くの人に助けを求める。

(2) 加害事故をおこした場合

119番(救急車)、110番(警察)、通報をすぐに行う。

救急車が来るまで救急処置(止血、心肺蘇生法等)を行う。

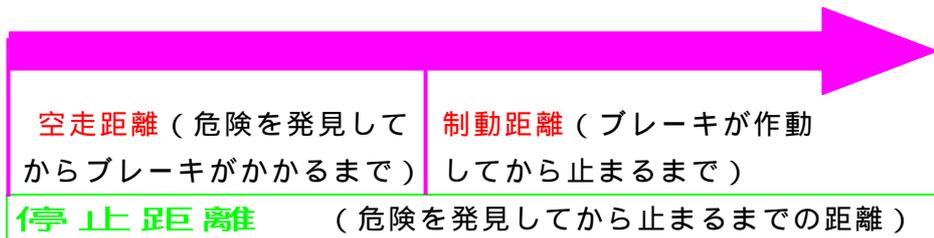
近くの人に応援を頼む。

【自転車にも関係ある標識】 よく見て通行すること

 自転車は通行できない	 一度止まって左右の安全を確かめる	 自転車専用道路	 普通自転車はこの標識のある歩道を通行できる
 並進可	 歩行者専用道路	 横断歩道と自転車横断帯	 自転車はここを通過して道路を横断
 自動車専用道路	 自動車や自転車などはここから入ってはいけません。		

【自転車が止まれる距離】

車両（自動車、自転車）は急には止まれません。自転車が止まれる距離を知り、スピードに合わせて車間距離を取り安全に停止できるようにしましょう。



スピード	停止距離
時速 13 km	3 . 4 m
時速 20 km	6 . 1 m
時速 26 km	9 . 6 m
時速 32 km	13 . 2 m

雨等で路面が濡れている場合
これ以上に停止距離が伸びる。

前の安全テストや、資料を振り返りどのように行動をしていったら良いのでしょうか。何よりもまず、**人を思いやる心が大切です。**以下のようなときどのようにしたら良いと思いますか。危険予測をしてみてください。

【危険予測 - 1】

次のような時どのような危険がありますか。

また、事故を防ぐためにはどのような判断をして行動したらよいですか。

あなたが、自転車に乗って前方に進んでいるものとして考えてみてください。



どのような危険

どのような判断・行動

【危険予測－２】

次のような時どのような危険がありますか。

また、事故を防ぐためにはどのような行動をしたらよいですか。

あなたが、自転車に乗って前方に進んでいるものとして考えてみてください。



どのような危険

どのような判断・行動

【危険予測－３】

次のような時どのような危険がありますか。

また、事故を防ぐためにはどのような行動をしたらよいですか。

あなたが、自転車に乗って前方に進んでいるものとして考えてみてください。



どのような危険

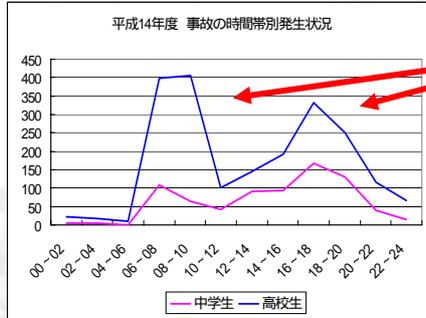
どのような判断・行動

中・高生の事故の実態

交通事故は年々増加傾向にあります。特に朝の高校生の自転車事故は中学生の事故発生状況に比べても異常な多さです。高校生になって、自転車通学を始める人が多いとは思いますが、朝は多くの人が通勤通学をする時間帯で、マナーやモラルの低下が見られます。また、「あせり」「急ぎ」から注意力が低下して事故が起きやすい状況でもあります。

規則正しい生活を心がけ、ゆとりある生活をできるようにし、一人一人がゆずり合いの気持ちを持つようにしましょう。

	中学生	高校生
00-02	4	22
02-04	4	16
04-06	1	11
06-08	109	398
08-10	64	405
10-12	43	102
12-14	90	146
14-16	94	193
16-18	168	333
18-20	130	251
20-22	40	115
22-24	14	67
	761	2,059



登下校の時間に
事故は集中して
います

朝の通学路に潜む危険

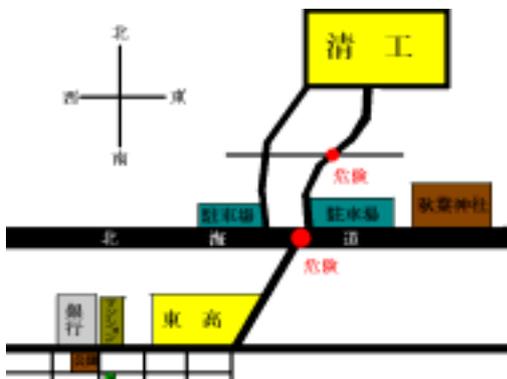


高校に入学してから自転車通学を始めた皆さんが多いかと思いますが、また、自転車通学をしていた人でも、中学校に比べ高校への通学路は距離も伸び危険が増したと考えられます。

あなたが今朝、通った道を思い出しながら、自宅から学校までの地図を書いてみましょう。そして、その中に危険だと思う箇所に印を付けてみましょう。

「そこはどのような危険が潜んでいますか？」

「あなたは、それに対して、どのように対処をすればよいですか？」



(家から学校までの地図を書きましょう)

どうすればその危険から身を守ることができますか？
なぜそこが危険だと思いますか？

他の人は、携帯電話を使用しながら運転しない。(徒歩の場合も含む)

0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100

他の人は、信号を守っている。(徒歩の場合も含む)

0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100

他の人は、横断歩道または歩道橋を利用して車道を横断している。(徒歩の場合も含む)

0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100

他の人の交通状況の中で、「ここはこうした方がよい」と思うことを記入しましょう。

ここで、**Question ??**

あなた自身の行動と、他の人の行動について大きな差があるのでしょうか？

自分自身の点数が甘くありませんか？

他の人に対して、「こうしたほうがいいのでは？」と思うことは、じつは、自分自身があらためなければならないことが含まれているかも知れませんね。

他の人に対する厳しい目を、自分自身にむけることができれば、交通に対するマナーやモラルが少しずつ向上するかも知れません。



他の人に対する点数よりも自分自身の点数が低い人は、自分のことがよくわかっているのではないのでしょうか。そして、自分のことがわかっているのならば、それをどのようにしてあらためていけばよいか、考えて、実行をしましょう。

自転車事故の主な原因

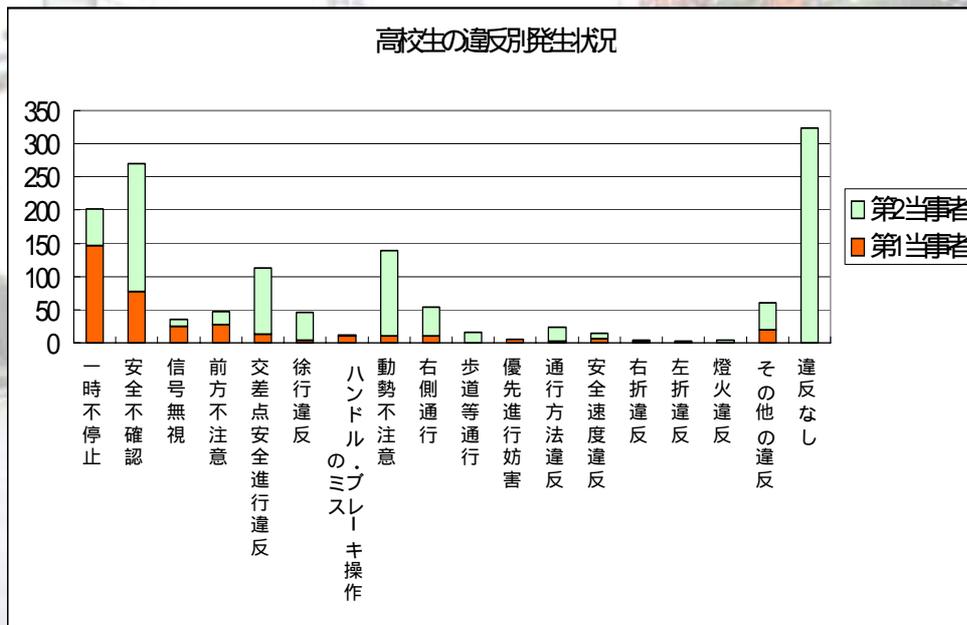
高校生がおこす自転車事故の原因の多くは「一時不停止」や「安全不確認」です。加害、被害のどのような立場であろうとも、交差点に入る場合には、常に「何かが起こる」ことを意識して(危険予知)通行することが必要です。

被害事故の場合は「違反なし」というものも多あります。巻き込まれ事故に遭わないような意識を持ちましょう。

	第1当事者	第2当事者	合計
一時不停止	147	55	202
安全不確認	77	193	270
信号無視	25	10	35
前方不注意	27	20	47
交差点安全進行違反	13	100	113
徐行違反	4	42	46
ハンドル・ブレーキ操作のミス	10	2	12
動勢不注意	10	129	139
右側通行	10	44	54
歩道等通行		16	16
優先進行妨害	5		5
通行方法違反	3	21	24
安全速度違反	6	8	14
右折違反	3	1	4
左折違反	2	1	3
燈火違反		4	4
その他の違反	20	40	60
違反なし		324	324



* 第1当事者とは、違反(過失)が重い方、また違反が同程度の場合は被害の小さい方
第2当事者とは、違反(過失)が軽い方、また違反が同程度の場合は被害の大きい方



「動静不注意」にならないような自転車の乗り方ができていますか？



雨天時の傘差し運転は危険です。

「安全確認」できますか？ 的確な「ハンドル・ブレーキ操作」ができますか？

同じように、携帯電話を使用しての運転もとても危険です。絶対にしてはいけません。

自転車はバランスとマナーの乗り物

自転車は走行しているときには常にバランスをとりながら運転をしています。スピードが落ちた場合はさらに不安定になりバランスをとることが要求されます。

また、旋回するときには一度バランスを崩してから旋回の動作にはいるため、交差点やカーブなどではよりいっそうの注意が必要です。「傘差し運転」「2人乗り」「携帯電話を使用しての運転」など、バランスをとるのに不都合が生じるような行為は非常に危険です。絶対にやらないようにしましょう。



この写真は安全な場所での実験の様子です。公道では絶対にマネしてはいけません。

写真のような実験を行った場合、ブレーキをかけてから止まるまでの距離が長くなったり、決められたコースを走ることが難しくなったりすることが、はっきりとデータとして表れます。これは危険から回避することが困難になるということです。それにより、自分自身が危険にさらされるだけでなく、道路を利用している他の人にも多大なる迷惑をかけることになります。

正しく自転車に乗ることは、自分自身の安全を守るだけでなく、他人にも迷惑をかけないようにするためのマナーでもあります。マナーやモラルの低下は、新たな規制を生むことになります。

一人一人が、お互い気持ちよく生活できる社会を作るためにも、ルールの増加でなく、マナーの向上を考えましょう。



自転車は手軽に乗ることができるからこそマナーが大事です。自分本位の運転をすることにより交差点で交通事故に遭遇してしまう場合があります。急な右折によりバイクとぶつかってしまう場合もあるかも知れません。周りの音が聞こえない状態だと、車が後ろから近づいてきてもわからない場合もあります。

歩行者に気を配らなければ、歩行者にもケガをさせてしまうような事故を起こしてしまうかも知れません。

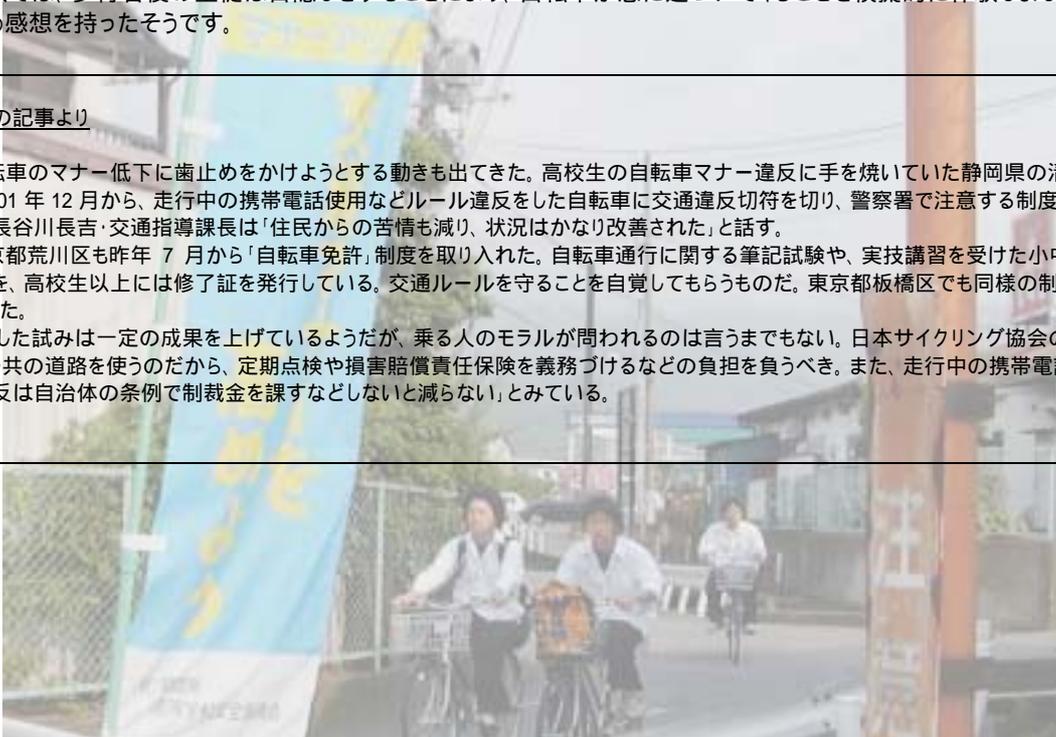
写真の実験では、歩行者役の生徒は目隠しをすることにより、自転車が急に近づいてくることを模擬的に体験しました。とても怖い思いをしたという感想を持ったそうです。

新聞の記事より

自転車のマナー低下に歯止めをかけようとする動きも出てきた。高校生の自転車マナー違反に手を焼いていた静岡県の清水警察署は2001年12月から、走行中の携帯電話使用などルール違反をした自転車に交通違反切符を切り、警察署で注意する制度を導入。同署の長谷川長吉・交通指導課長は「住民からの苦情も減り、状況はかなり改善された」と話す。

東京都荒川区も昨年7月から「自転車免許」制度を取り入れた。自転車通行に関する筆記試験や、実技講習を受けた小中学生には免許を、高校生以上には修了証を発行している。交通ルールを守ることを自覚してもらうものだ。東京都板橋区でも同様の制度をスタートさせた。

こうした試みは一定の成果を上げているようだが、乗る人のモラルが問われるのは言うまでもない。日本サイクリング協会の鳥山理事は「公共の道路を使うのだから、定期点検や損害賠償責任保険を義務づけるなどの負担を負うべき。また、走行中の携帯電話使用などの違反は自治体の条例で制裁金を課すなどしないと減らない」とみている。



このような場面に遭遇したら

1 横断歩道にて



横断歩道に潜む危険

(1) 写真を見てどんな交通の状況だと思いますか?

(見えている部分だけでなく、見えていない部分にも目を向けて考えてみましょう。)

(2) あなたがこの道を横断するとき、どんな危険があると思いますか。箇条書きにしてみましょう。

2 雨天時の自転車運転



傘差し運転に対する危険への注意

(1) このあと、どのような危険が待っていると考えられますか。(箇条書きで)

(2) このような状況に遭遇をしたとき、どのように対処をすればよいですか。

3 混雑した交差点



集団でのルール違反への注意

(1) このあと、どのような危険が待っていると考えられますか。

(2) このような状況に対して、どのように対処をすればよいかと思われませんか。

自転車は「加害者？」「被害者？」

自転車も車両であるため「運転者の結果責任」が生じます。運転者が交通事故を起こした場合には、以下のような責任を問われます。

民事上の責任・・・交通事故によって他人を死亡させたりケガをさせた場合、損害賠償という形で金銭上の責任を問われます。

刑事上の責任・・・交通事故に対する刑罰には、懲役、禁錮、罰金及び科料の4つの種類があります。

行政上の責任・・・刑事処分とは別に、運転免許の取り消し・停止などの処分を受けることになります。これは将来における危険防止のためという目的のために行われます。

自転車の加害事故と賠償事例

死亡事故

- 2年男・・・登校時、下り坂を走行中、高齢者と接触。高齢者が転倒して死亡 賠償金 1,053万9000円
- 3年男・・・雨天時、傘を差して走行し、後ろから高齢者に追突。意識不明の重体。 賠償金 1,000万円
- 2年男・・・無灯火で走行中、高齢者に衝突。数日後に死亡。 賠償金 1,850万円

傷害事故

- 3年男・・・曲がり角で自転車に追突。運転者が大腿部骨折。 賠償金 816万7,120円
- 2年男・・・バス停で待っていた高齢女性に衝突し手首を骨折させる。 賠償金 736万4,488円
- 1年女・・・雨天時傘を差して走行中、T字路で出会頭に歩行者に衝突。大腿部骨折。 賠償金 505万7,068円

物損事故

- 1年男・・・赤信号にもかかわらず自転車が飛び出し、乗用車と接触。 修理代 69万9,400円
- 1年男・・・赤から青信号に変わる寸前、自転車で横断歩道を渡り、左側から来た普通自動車と衝突、自動車前部破損。 修理代 67万円
- 2年男・・・剣道の防具をもったまま運転し、駐車場の車の右側ドアを破損。 修理代 28万3,370円

自転車の運転者に過失があれば、賠償責任は生じます。

自転車は被害者であるという立場だけではありません。加害者にもなります。自転車を運転する場合には、そのことを考えて、慎重に運転しましょう。

自転車は「加害者？」「被害者？」

1 はじめに

歩行者や自転車と車の関係する交通事故の場合には、その多くが歩行者や自転車側が死傷していることなどから、歩行者や自転車側がいわゆる「交通弱者」と称されている。そのためか、歩行者や自転車利用者の中には「自分は被害者だ。相手が悪い。」という意識が多いのも事実である。本当に歩行者や自転車利用者は責任が問われないのであろうか。

2 交通事故の責任

今日の法律体系の中における交通事故当事者の責任は、以下のようになっている。

(1) 刑事責任

交通事故により、人を死傷させた場合には刑事上の責任を負うことになる。例えば、自動車と自転車の交通事故で自転車利用者が死傷した場合、自動車運転者は業務上つまり車の運転という行為を反復継続して行う上で過失(不注意)により自転車利用者を死傷させたということで、一般的には刑法第 211 条前段「業務上過失致死傷罪」が適用されることになる。また、悪質な違反(飲酒運転、無免許運転、著しい速度違反等)を伴う交通事故については、平成 13 年の刑法改正によって新設された危険運転致死傷罪(刑法第 208 条の 2)が適用されている。

また、自転車と歩行者の事故や自転車同士の事故により歩行者等を死傷させた場合、自転車利用者に過失(不注意)があるときには、自転車利用者は刑法第 211 条後段「重過失傷害罪」等が適用されることがある。いずれも罰則は、5 年以下の懲役若しくは禁固又は 50 万円以下の罰金である。

(2) 民事責任

交通事故により人を死傷させた場合には、民法第 719 条の「不法行為責任」として、治療代や休業補償、遺族補償、慰謝料などの損害賠償の責めを負うことになる。

また、民事訴訟法第 722 条は「被害者に過失があるときは、裁判所は損害賠償の額を定めるにあたりこれを考慮することができる。」と規定しており、それぞれの当事者に過失(交通事故発生の原因・不注意)があるとその過失の割合に応じて損害額が相殺されることになる。

このことにより、車と自転車の事故で自転車利用者が死傷した場合でも、自転車利用者に過失(不注意)があるときはその過失(不注意)の割合に応じて「過失相殺」がなされることになり、その割合に応じて損害賠償額が減額(相殺)されることになる。もちろん自転車対歩行者の場合、自転車利用者に過失責任があれば、相手方の損害を賠償しなければならないし、歩行者にも過失があれば相殺されることは言うまでもない。

しかし、現実にはこの過失相殺ということを理解している方は少ないようである。多くの場合、死傷程度の大きい方が被害者であるという意識が高い。もちろんそのような事故も多いかもしれないが、事故の発生のメカニズムを考えると自転車や歩行者側の責任や過失というものを否定できない。民事訴訟や保険料を支払う場合の査定料率でも一定の過失割合、過失による減額を規定しているのもそのためである。

(3) 行政処分

自動車を運転するには、公安委員会の運転免許を受けなければならないが、この免許制度の特徴としては、事故者や違反者に対して点数制度が採用されており、違反や交通事故の点数が一定の基準に達すると運転不適格者として公安委員会の行う運転免許の取り消しや停止の処分が行われる。また、場合によっては自動車の使用禁止等の処分を受ける場合がある。

3 判例等における自転車側の責任

自転車や歩行者でもその責任が問われる典型的なものとしては過失相殺がある。そこで、自転車に関わる交通事故の民事裁判例の中から主な過失相殺の例を示しつつ、自転車利用者の責任(注意義務)について考えてみることにする。

自転車が交通弱者といわれながらも補償問題になるとやはり自転車側の過失の程度に応じて賠償額が減額されており、その責任が大きいほど過失相殺も大きくなっている。

裁判例で示す過失割合は実際に起きた個々の事件に対してのものであり、類似のケースが直ちに当てはまるものではないが、裁判所の考え方を知る上での参考にしていただきたい。なお、事故の形態を図示したが必ずしも裁判事例と一致するものではない。

(1) 駐車車両を避けるために進路変更した自転車と後続車両の衝突事故

【事故の概要】片側一車線で左側端に違法駐車車両が連続している道路において、前方に二列なって違法に駐車している車両があったことから、これを避けようと右側方向に膨らんで進行した乙の自転車に、時速約 30 キロメートルで進行してきた後続の甲運転の普通自動車これを避けきれずに衝突したものの。

【裁判所が認定した過失割合】

甲(普通乗用車): 80%

乙(自転車): 20%

【判決要旨】

甲(普通乗用車): 西行車線を走行するに際し、前方を注視しつつ進行すべき注意義務があるにもかかわらず、右注意義務を怠ったまま漫然と進行した過失のために起きたものであると認められる。

乙(自転車): 二列に重なって駐車している車両の横を走行する以上、自らの安全を確保する見地から、後方から進行してくる車両の有無・動静を確認しつつ進行することが期待されたというべきである。

本件においては、前認定にかかる一切の事情を斟酌し、原告に生じた損害につき二割の過失相殺を行うのが相当である。(平成 10 年 1 月 27 日、大阪地方裁判所判決)

(2) 駐車場に入るため左折した乗用車と歩道を走行中の自転車の事故

【事故の概要】甲が運転する普通乗用自動車片側二車線の道路を進行し、左側道路外の駐車場に入るために左折したところ、駐車場入口手前の幅員約 5 メートルの歩道上を、折り返しから自転車で進行中の乙と衝突したものの。なお、歩道上には数台の駐車車両があり歩道のうち自転車が走行可能な幅員は約 3.2 メートルであった。

【裁判所が認定した過失割合】

甲(普通乗用車): 90%

乙(自転車): 10%

【判決要旨】

甲(車側): 被告車両を運転して路外の駐車場に左折進行するにあたり、右駐車車両のために歩行者等の安全が確認できない状況であったにもかかわらず、進入路にあたる部分の手前で一時停止することなく、かつ、歩道上を通行する歩行者や自転車の存在を十分に確認することができない状態のまま、漫然と左折進行したのであるから、その過失は誠に重大である。

乙(自転車側): 本件事故の直前まで被告車両に気づいておらず、……乙も、歩道上に駐車している車両のため、幅が狭くなり、かつ、安全確認が困難になった歩道上を、前方を十分に注視することなく、漫然自転車を走行した過失がある。(平成 9 年 9 月 30 日、神戸地方裁判所)

判決)

(3)見通しの悪い交差点での出会い頭事故

【事故の概要】 信号機による交通整理の行われていない見通しの悪い交差点において、時速約 30 キロメートルの速度で交差点に進入しようとした甲運転の普通乗用車と、同交差点を右方から一時停止標識のあるにもかかわらず一時停止を怠り進行してきた乙運転の自転車との出会い頭の交通事故である。なお交差点のかどには見通しを妨げる丙が駐車した普通貨物自動車があった。本裁判では自転車利用者の乙と甲及び事故関与した駐車車両丙との間における民事訴訟である。【裁判所が認定した過失割合】

甲(普通乗用車)及び丙(駐車車両): 60%

乙(自転車利用者): 40%

【判決要旨】

乙(自転車側)は、一時停止標識の設けられ一時停止の規制がされているにも関わらず、一時停止及び左方道路(甲の進行してきた道路)の安全確認を怠ったこと。

甲(普通乗用車): 右方交差道路(本件自転車が走行して来た道路)の安全確認を十分にしなかつたこと

丙(駐車車両): 本件交差点の角に車を駐車させたため、甲の右方交差道路ないし本件自転車の左方交差道路の見通しを悪くした。(平成 9 年 1 月 29 日、東京地方裁判所判決)

(4)ドア開放時の自転車事故

【事故の概要】市街地の片側一車線の歩車道の区別のない道路(片側約 3.3m)において、自転車に乗車して進行中の乙は、左端に駐車中の普通貨物自動車の右方を通しようとした際、当該駐車車両の運転席ドア付近に立ってドアを開けようとした駐車車両の運転者丙と衝突し、その衝撃で自転車に乗車していた甲が対向車線に転倒し、折から時速約 15 キロメートルに減速し対向進行してきた甲運転の普通貨物自動車に轢過され死亡したものの。

【裁判所が認定した過失割合】

乙(自転車): 30%

甲(対向車): 70%

【判決要旨】

甲(対向普通貨物自動車): 駐車中の車両の後方から運転者丙が歩いてきて、丙車の運転席側のドア付近に立ち、さらに、丙車の右側後部付近の道路の中央線付近を対向進行してくる乙乗車の自転車を発見したのであるから、乙が、丙を追い越して進行してくることを当然に予測して進行すべきであつたといえる。乙が丙を追い越すために、甲車の進行車線に進入してくることを、当然に予測して進行すべきであつたと言え、乙の動静注視を厳にし、一時停止か、少なくとも、直ちに停止できるよう徐行して進行すべき注意義務を負っていたと言える。

乙(自転車): 甲車が通過するのを待って、駐車中の丙車の右方を通過すべきであつたと言え、丙車の側方を通過するにしても、前方を運転者丙が歩いていたのであるから、その動静に注視して進行すべきであつたにもかかわらず、これを怠った結果、丙の後方不注視があつたとはいえ、丙が駐車車両のドアを開けた際に、丙に接触して本件事故が発生したのであるから、乙にも過失が認められる。(平成 8 年 7 月 17 日、東京地方裁判所判決)

(5) 信号機により交通整理のされている交差点で信号無視の自転車と普通貨物車との事故

【事故の概要】

片側二車線道路の交差点横断歩道を兄の自転車に続いて自転車で横断中の甲が、折から制限速度を約 25 キロメートルも超過して進行してきた乙運転の普通貨物自動車に衝突し進行してきたもの。

【過失割合】

甲(自転車): 50%

乙(普通貨物自転車): 50%

【判決要旨】

本件事故は甲が信号表示を無視して本件道路の横断を開始したことによって生じたものと認められる。しかしまた乙には制限時速を 25 キロメートル近く超過して走行し、かつ見通しの良い本件道路で甲が横断歩道を渡り始める際には気づいていないことに照らし、前方不注意で走行した過失が認められる。(平成 13 年 4 月 20 日、名古屋地方裁判所判決)

(6)自転車と原付の事故

【事故の概要】乙搭乗の自転車が道路右側を通行中、駐車車両を避けて道路中央付近に進出したところ、折から交差点を左折進行してきた甲運転の原動機付自転車と衝突したものの。

【過失割合】

甲(原動機付自転車): 50%

乙(自転車): 50%

【判決要旨】

甲(原動機付自転車): 手前交差点で一時停止後に左折を開始したが、左折してまもなくの交差点付近の駐車車両の陰の安全確認を十分に行わなかったため、駐車車両の陰から飛び出すように道路中央側に進行してきた自転車の発見が遅れ衝突したものである。

乙(自転車): 自転車の通行が可能な歩道があるにもかかわらず、車道の左側を逆送り、自分の進路の安全確認を怠り、駐車車両の陰から飛び出すようにして進行した過失がある。(平成 13 年 1 月 31 日、東京高裁判決)

(7)横断歩行者用の青の点滅信号で横断を開始した自転車

【概要】信号機及び横断歩道の設置された交差点において、自転車利用者乙が歩行者の横断に続いて自転車で横断中、甲運転の普通貨物自動車と衝突したものの。

【過失割合】

甲(貨物自動車): 75%

乙(自転車): 25%

【判決要旨】

甲(貨物自動車)は、歩行者の横断を待つため一旦停止して歩行者の横断を待ち再発進する際して、十分な安全確認が行われていなかった。

乙(自転車)は、自転車が通行していた横断歩道の横断歩行者用の信号が青色点滅を示していたと考えられ、かつ横断中前方の交通状況を視認しないまま進行したものであり、横断歩道を横切ろうと徐々に進行しつつあった甲車両の進路前方に突然出てきたのであり……相当程度の過失相殺することが合理的である。(平成 13 年 2 月 28 日、東京地裁判決)

(8)団地内道路から自転車で飛び出した自転車の事故

【事故の概要】

団地内道路と交差する交差点で団地内道路から直進(横断)しようとした甲搭乗の自転車と、乙運転の普通乗用車との出会い頭事故。なお団地出入口交差点から約10メートル先に横断歩道が設けられていた。

【過失割合】

甲(飛び出した自転車): 60%

乙: 40%

【裁判要旨】

甲(自転車): 団地内の道路から車道に出るに際し、また、交差部分には駐車車両があり見通しが悪かったのであるから、一旦停止して左右の安全を確認すべきであったが、これを怠り飛び出したものであり、その過失程度は大きい。

乙(普通乗用車): 時速15キロメートルで進行し、衝突するまで左方道路から出てくる自転車に気がつかなかったということから前方不注意の過失はあるが、甲の過失を上回るものではない。(平成13年10月19日、大阪高裁判決)

【自転車×歩行者】

(9)歩道上で自転車と歩行者の接触事故

【事故の概要】

地下鉄駅付近の通行者の多い歩道上で歩行中の乙(61歳・主婦)と反対方向から歩道上を走行してきた甲(17歳・男)が乗車する自転車が擦れ違う際に、甲自転車のハンドルが乙のショルダーバックの肩ひもに引っ掛かり、乙が転倒して負傷(大腿骨骨折等重傷)したものの。

【裁判所が認定した過失割合】

甲(自転車): 100%(補償額合計17,435千円)

乙(歩行者): 0%

【判決要旨】

甲(自転車): 地下鉄駅付近の人で混んでいたため、自転車がやつと通れるほどであり、自転車のスピードを出せない程度であったから、甲は、自転車が歩行者の持ち物等と接触などして同人を転倒させて傷害を負わせることを予見できた。甲には、そのようなことが起きないように、自転車の運転に注意を払い、場合によっては自転車を降りて手押しすべき注意義務があったというべきである。右注意義務を怠り、自転車を運転したことにより本件事故を起こし、原告に右大腿骨頭頸部骨折の傷害を負わせたものであるから、被告望月徹之助には過失がある。したがって、甲は民法709条の責任を負う。

(平成8年7月29日、東京地方裁判所判決)

(10)歩道走行中の自転車と歩行者の接触(自転車通行禁止道路)

【事故の概要】

中学三年生甲が自転車の通行が禁止されている幅員2メートルの歩道上を自転車で通行中、ハンドルが歩行中の老女乙(85歳)に引っかけて同人を転倒させて、傷害(大腿骨骨折等重傷)を負わせたもの。

【裁判所が認定した過失割合】

甲(自転車): 100% [損害額]合計4,580千円

乙(歩行者): 0%

【判決要旨】

甲(自転車): 本件自転車を運転するに際し、前方の注視を怠って、本件自転車の右ハンドルを乙に打ち当てた結果、乙を本件歩道上に転倒させて、傷害を負わせたのであるから、民法第709条により、その損害を賠償する義務がある。(平成7年12月19日、東京地方裁判所判決)

4 自転車の安全利用のために

以上、自転車事故にかかる過失責任の例として民事裁判での過失相殺の考え方を示してきた。裁判例でも明らかのように、交通事故の発生に原因や責任(過失)がある場合には、その程度に応じて過失相殺され損害賠償額が減額されるなどの措置がとられている。もちろん自転車側が加害者になって相手方に損害賠償をしなければならない場合もあることがおわかりいただけたと思う。判例中に示された自転車側の過失(不注意)の内容を踏まえると

みとおしの悪い交差点では徐行して左右の安全を確認する。

一時停止標識のあるところでは自転車も必ず一時停止し、左右の安全を確認する。

信号に従う。歩行者用の青の点滅では渡らない。

歩道上では特に歩行者の動きに注意し、徐行する。

車道と歩道(自転車通行可能な場合)の区分がある場合には歩道を利用する。

進路変更の際には後方の安全を必ず確認する。

二人乗りはしない。特にいわゆるママチャリに幼児を二人乗せるような行為はバランスを崩しやすいので危険

等自転車の安全な利用に努めていただきたい。

5 おわりに

交通事故は、加害者となっても被害者となっても悲劇である。特に自転車側に賠償責任が生じる事例が多くなっている現状を踏まえると、自転車には保険の加入が義務付けられていないが、万が一のために自転車保険等に加入することが必要である。自転車の事故を対象とするものにもいろいろあり、個人契約の傷害保険などに対人賠償保険特約が付加されているものがあるので家族の加入している保険を確認しておくことも必要である。

自転車利用者の方々も、加害者になり得ること、過失相殺により責任を問われることを十分に認識し、安全な利用に努めていただき、自転車に係る悲惨な事故が一件でも減少することを願うものである。

参考文献:交通事故民事裁判例集、自動車保険ジャーナル

【高校1年生用資料】解説

全体として

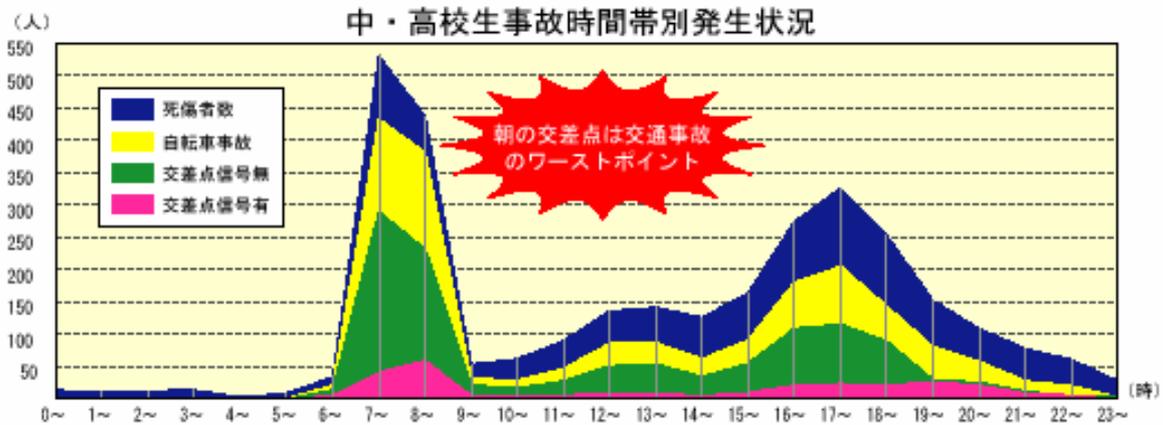
高校1年生用の資料として留意することは、多くの自転車通学者が高校に入学としたと同時に自転車通学をはじめることにより、毎日自転車に乗る機会が生じてきたということであり、そのために自転車に乗ることによりどのような危険が自分の身の回りにあるかを認識させることが必要であるということである。

通学に毎日自転車を利用しはじめるこの時期に必要なことを生徒達に自分で理解をしてもらうために資料を作成した。

- 1 中・高生の事故の実態
 - 事故件数のデータとして通学時に事故が集中していることを理解させる。
- 2 朝の通学路に潜む危険
 - 事故が集中している登校時に、どのような場所が危険であることを認識させる。
 - それを自分自身の通学路で考えさせることにより、具体的な危険の状況とそれに対する対処方法などを考えさせる。
- 3 通学状況の採点
 - 自分自身の通学状況と、他人の通学状況を比較するが、一般に多くの生徒は自分自身の点数が甘くなる傾向がある。
 - 逆に他人の点数が辛くなる傾向になるのだが、他人の悪いところが実は自分自身にも内在していることであり、それを直さなければいけないということに気づかせるための採点である。
 - 他人の状況を自分自身に反映させるミラーリングの考え方を取り入れて指導に生かす。
 - 交通社会というものは、自分だけでなく他人との関わりの中で動いているということを認識させる。
- 4 自転車事故の主な原因
 - 自転車事故の原因は「安全不確認」「一時不停止」「動静不注意」が多いのだが、具体的にどのような自転車の乗り方がいけないのかを生徒に認識させる。
 - その中でも特に、交差点での状況と、雨天時の状況により考えさせる。
- 5 自転車はバランスとマナーの乗り物
 - 自転車はバランスを崩しやすい乗り物であるということを、実験の写真から想像させる。
 - 実際に写真を参考にして実験を行ってもらっても良い。
 - 交通社会における強者、弱者の関係を写真で見ることにより、その危険な状況を想像させ、他者に対する、思いやりの気持ちも養うような指導に結びつける。
- 6 このような場面に遭遇したら
 - 危険予測トレーニングの一つの例であるが、交差点における悪い例の写真を見ることにより、どのような危険が存在するのかを想像させる。
 - 実際の指導においては、指導対象の生徒自身の写真に入れ替えて印刷して使うと効果的である。
- 7 自転車は「加害者?」「被害者?」
 - 実際の事故例と賠償例を提示することにより、自転車の運転者としての責任をもたせる。
 - マナーの項目と関連づけることにより、他者(弱者)への思いやりの気持ちを持たせるよう指導する。

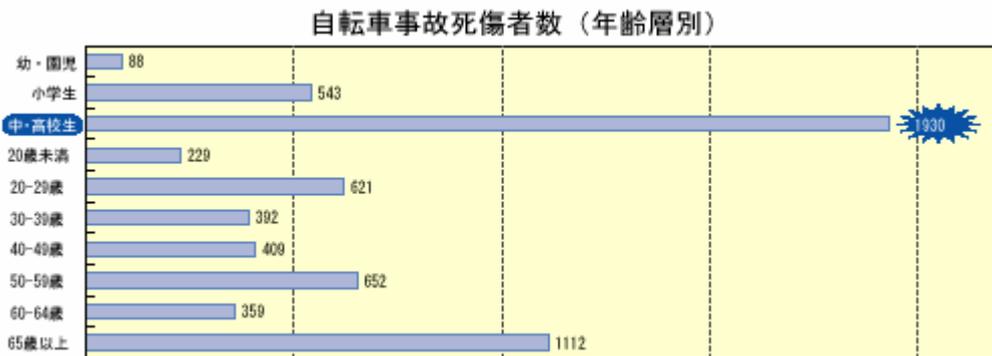
中・高校生交通事故の実態

次のグラフを見て、後の問いに答えなさい。



問1 交通事故が最も多い時間帯は何時台か？ 答()時台

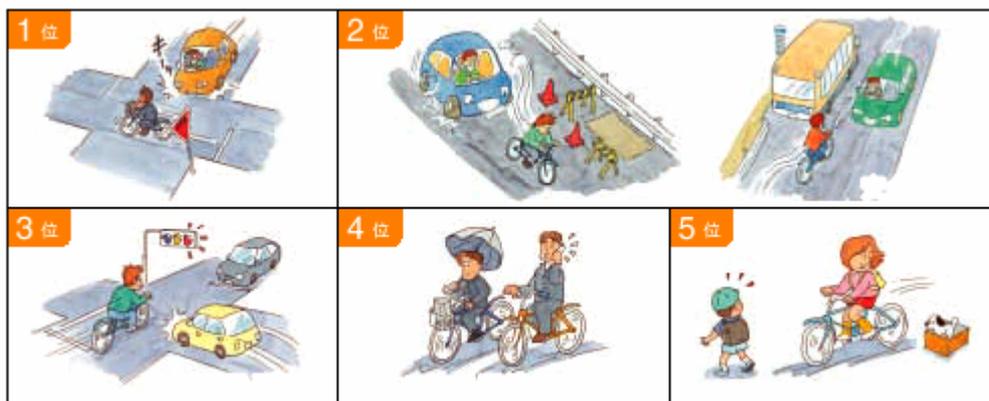
問2 交差点で信号が有ると無いのとでは、どちらの交通事故が多いか？ 答()



問3 中・高校生の自転車事故死傷者数は、小学生の約何倍多いか？ 答 約()倍

自転車事故のおもな原因

問4 次の自転車事故原因のイラストを見て、該当する違反の名称を語群より選びなさい。

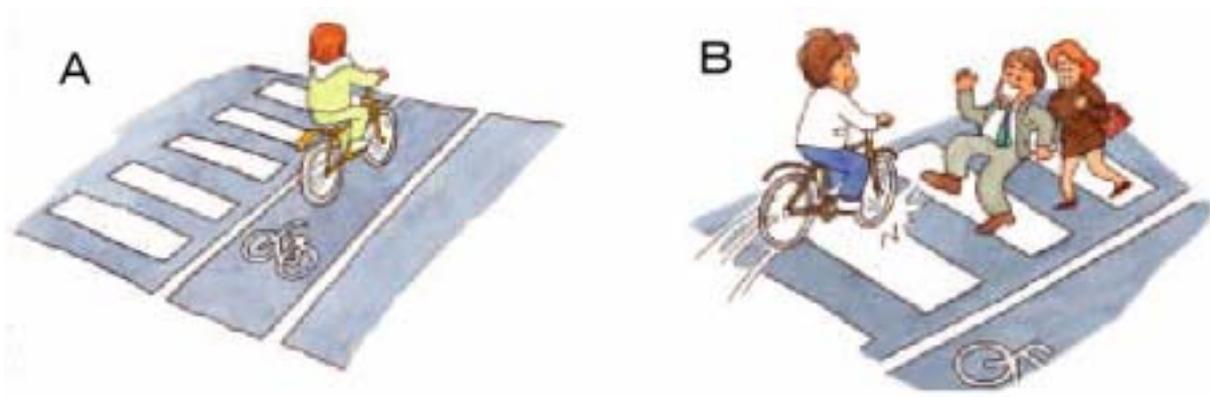


1位() 2位() 3位() 4位() 5位()

語群 前方不注意 安全不確認 信号無視 一時不停止 片手運転(携帯や傘を持つ)

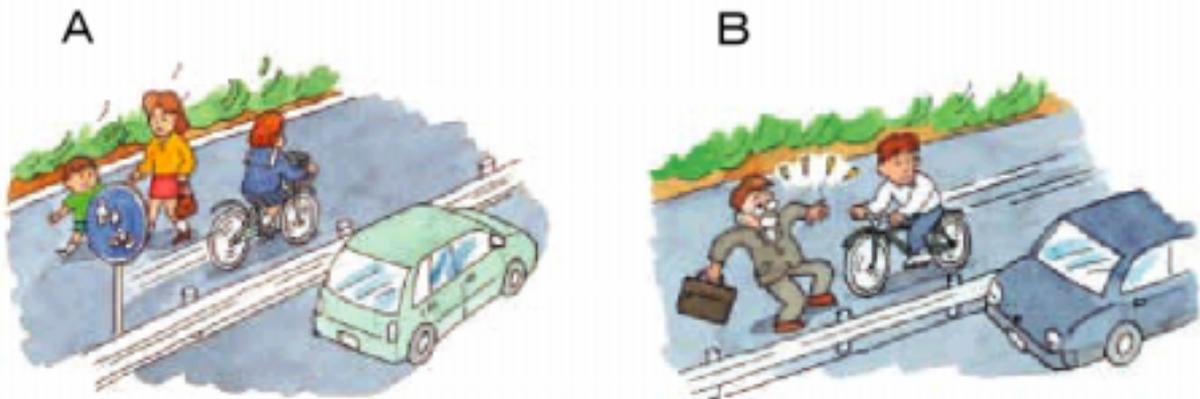
自転車は軽車両です。自転車に乗る人は、道路交通法を守らなければなりません。

Q 1 次のAとBでは、どちらが正しくどちらが交通違反でしょうか。



A 1 横断歩道は歩行者のためのものですから、軽車両である自転車は乗ったまま横断歩道を渡ってはいけません。自転車から降りて押して歩けば歩行者扱いとなるので、横断歩道を渡ることができます。自転車に乗ったまま渡れるのは、横断歩道の脇の自転車横断帯のあるところです。Aは正しく、Bは違反。道路交通法2条1項四：横断歩道、 〃 四の二：自転車横断帯、 〃 法63条の6 自転車横断方法

Q 2 次のAとBでは、どちらが正しくどちらが交通違反でしょうか。



A 2 歩道は歩行者のためのものですから、理由は上の答と同じです。ただし、道路標識等により通行できる歩道があります。その場合、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、また歩行者の通行を妨げることになるときは、一時停止しなければなりません。Aは正しく、Bは違反。道路交通法63条の4：歩道通行

1,780 万円の賠償金！

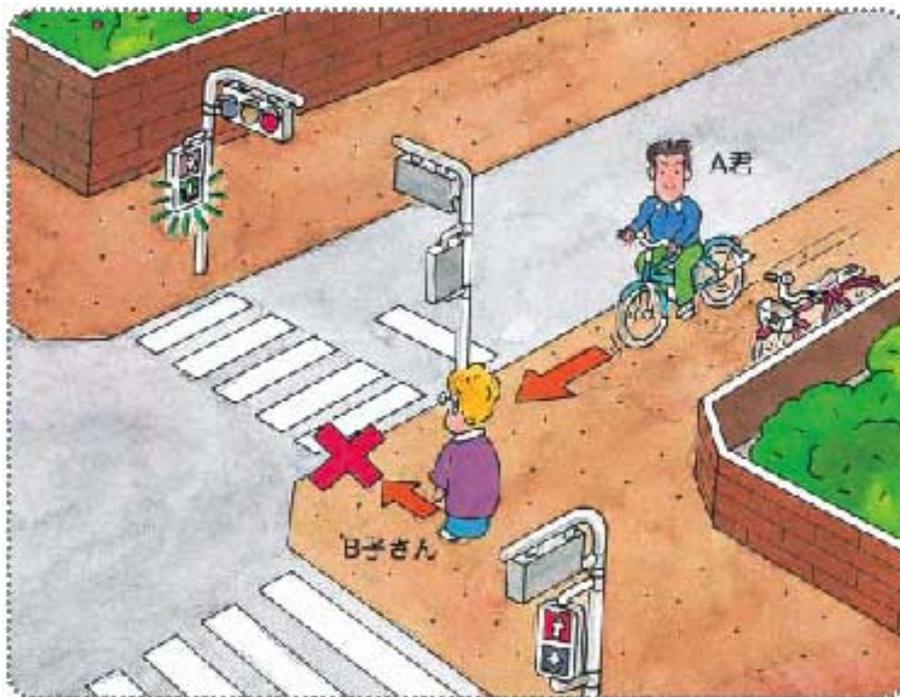
自転車が関与した民事裁判例

自転車が信号待ちをしていた歩行者に衝突

(大阪地裁 平成 10 年 10 月 16 日判決)

<事故の概要>

加害者 A くん(17 歳)は自転車に乗って、午前 11 時 15 分ころ、信号機のある交差点へ向かって歩道を走っていました。被害者 B 子さん(主婦 69 歳)は、信号待ちのため歩道に立っていました。A 君は B 子さんを発見しましたが、B さんがまだ、横断歩道を渡り始めないと考え、A 君前方の信号が赤であるにもかかわらず、B さんの前方をすり抜けようとしてしました。ところが B さんが交差点を渡ろうと歩き出したために、A 君と衝突して転倒、負傷(大腿骨骨折等)しました。

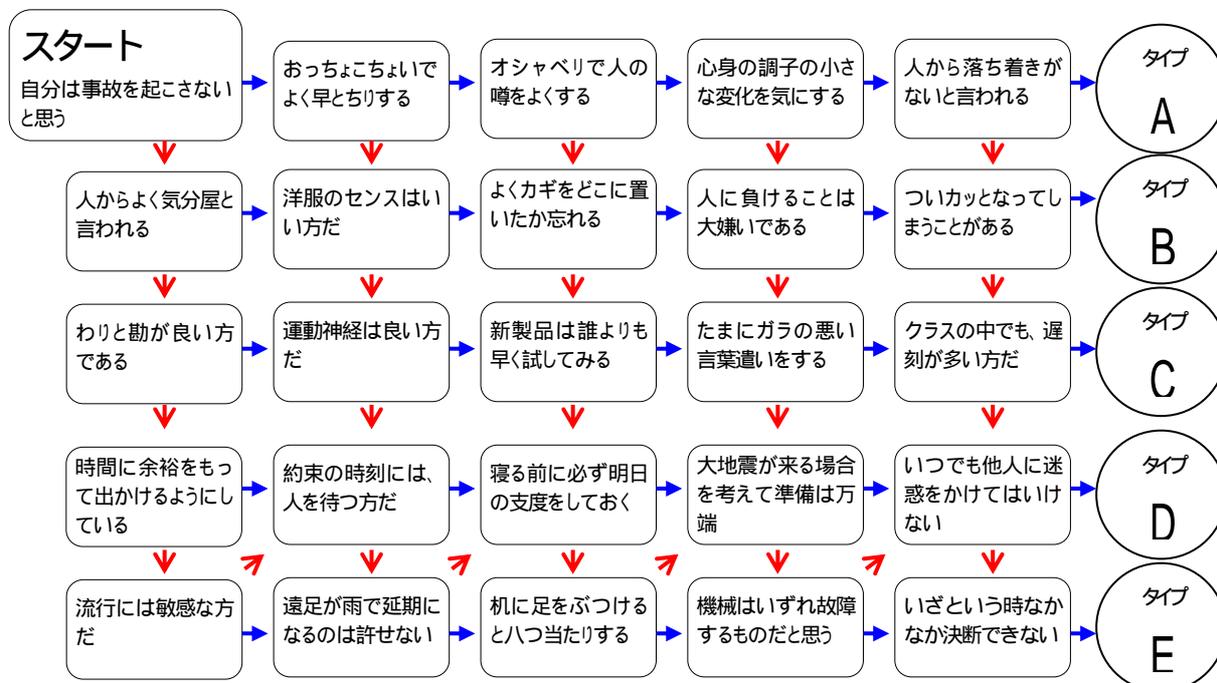


<加害者の責任>

被害者は、加害者 A 君とその両親を相手取り、約 2,000 万円の賠償金と両親の監督義務責任を求める訴訟を起こしました。裁判所は、両親の監督義務責任は認めませんでした。事故の発生については A 君の過失(前方不注視等)が圧倒的な原因であることを認め、A 君は 1,780 万円を被害者に支払うことになりました。

あなたはどんなタイプ？

→ Yes ↓ No



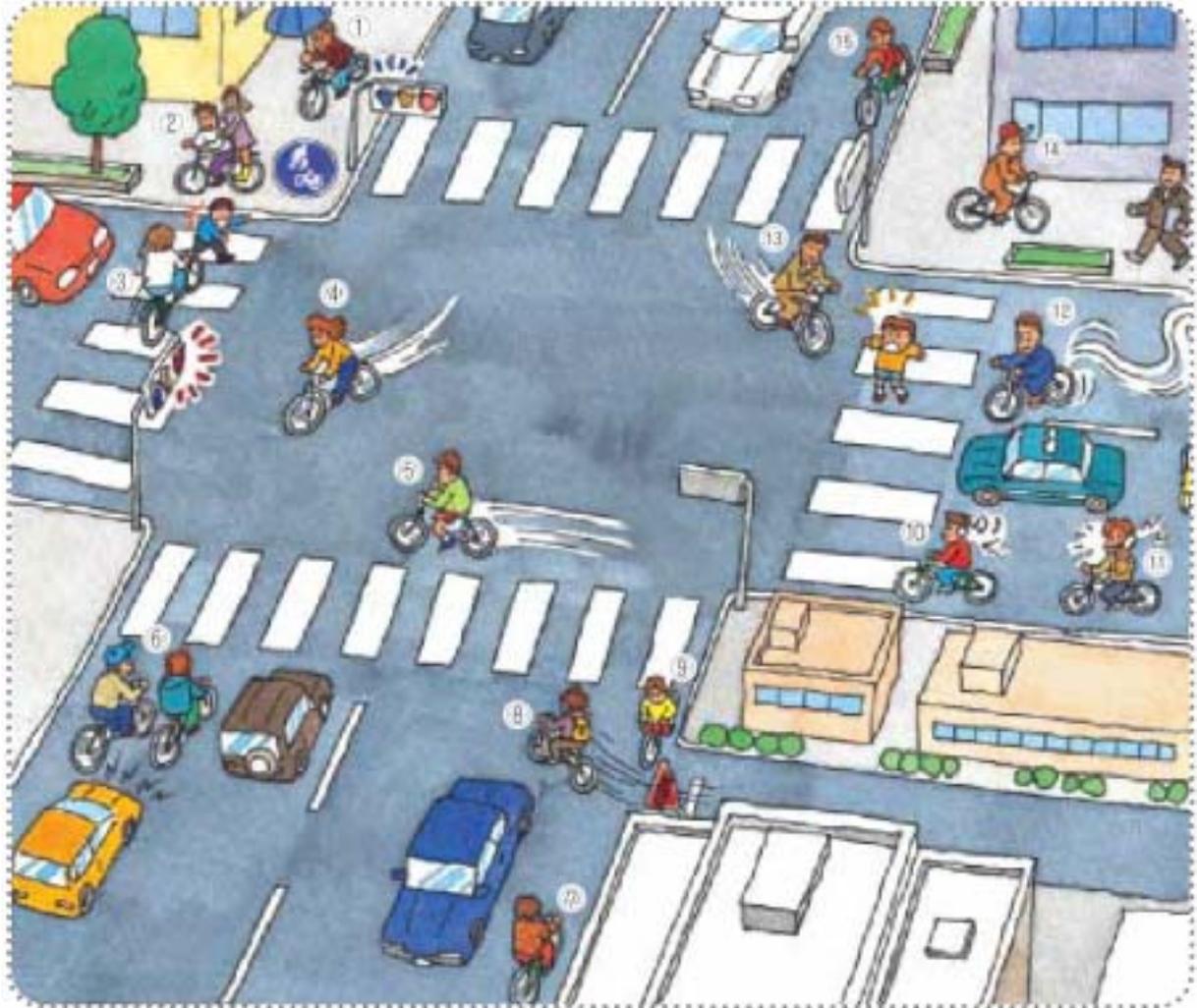
交通安全タイプ別危険度ランキング

タイプと危険度	性格の特徴	気を付けたいこと
タイプA セッカチ型	注意力散漫で軽率な行動をとることが多い君は、少々の違反があっても事故さえ起こさなければ良い、と考える傾向があります。友だちと二列で走るなど大きな事故を起こします。	危険を予知する能力が不足しているので、交差点では一時停止をし、左右の安全を確認するなど慎重な運転を心がけ、交通事故に注意しましょう。もちろん、二列で走ることはもっての外です。
タイプB 自己中心型	自信過剰で強がりの君は、悪いのは自分だけではない、誰でも違反はやっている、つかまって損をした、と考えがち。信号無視など交通違反を繰り返し、いつか必ず事故を起こすタイプです。	もう少し自制心をもって、相手の気持ちを考えた行動に努めて下さい。交通ルールがなぜあるのかを理解し、思いやりのある安全運転を心がけましょう。まずは、歩行者に道を譲ってあげることから始めましょう。
タイプC ルーズ型	行動がでたらめで規則を守らない君は、危険度NO.1！周囲の人々に協力をしないし、優しい態度がなくとげとげしい。交通法規が間違っている、施設・設備が不十分、違反を取り締まる前にこれらを改善すべきだと責任転嫁をするタイプです。	交通ルールを守るのももちろんのこと、いつも心のブレーキをかけましょう。何か人に役に立つことを意識して生活することが大切です。優しい気持ちになり、あなた本来の姿が現れるはずです。人の多い歩道では、自転車から降りて人に優しい運転を...
タイプD 安全型	みんなからの信頼も厚く優しい君は、安全タイプ。意志が強く、物事に動じない強い精神力があります。コツコツ努力する、将来有望なタイプです。	これからも周りの人への思いやりを忘れず、色んな面で模範となるよう、自信を持って行動して下さい。
タイプE 標準型	標準的なタイプですが、時々気分にもうがあることがあります。時間に遅れて慌てていると、自己中心的なタイプに変換することがあります。	時間に余裕を持って行動することが何よりの安全策。時間と心にゆとりができれば、人にも優しくなれるタイプです。いつも思いやりの心を忘れずに。

自転車マナー違反探し

下の絵の自転車には交通違反をしているものがあります。

あなたはいくつ、見つかりますか？語群から当てはまる違反を選び記号で答えましょう。



【語群】

- | | |
|---------------------|--------------------|
| A 右側通行 | H 安全運転義務違反（携帯電話運転） |
| B 一時不停止 | I 並進（二列進行） |
| C 横断歩行者妨害 | J 二人乗り |
| D 信号無視 | K 横断歩道を走行している違反 |
| E 安全運転義務違反（ヘッドホン運転） | L 通行区分違反（歩道通行） |
| F 傘差し運転（片手運転） | M 右左折方法違反 |
| G 安全運転義務違反（ジグザグ運転） | N 違反なし |

() () () () () () () ()

() () () () () () ()

交通規則を守る

道路は、多数の人や車が通行するところです。運転者や歩行者が一人でも自分勝手に通行すると、交通が混乱したり、交通事故が起きたりします。また、自分だけによくても、他の人に迷惑をかけたたりすることがあります。

交通規則は、このようなことから、みんなが道路を安全、円滑に通行する上で守るべき共通の約束ごととして決められているものです。言い換えれば、交通規則を守ることは社会人としての基本的な責務なのです。

高校3年生のみなさん。いよいよ来年度は、高校を卒業し進学、または就職していきます。多くの人たちが、自動車の免許を取り運転することになり、未成年とはいえ、社会的に大きな責任を負うこととなります。その一歩前の段階として、もう一度交通規則について考えて欲しいと思い、このリーフレットを作成しました。ぜひ、高校生最高学年として模範となる行動をしてください。

<平成14年度中の静岡県内の高校生事故>

事故件数・死傷者数

	事故件数・人数 * ()内は昨年度
件数	2,059件(-306件)
死者数	4人(-3人)
負傷者数	2,022人(-269人)

死傷者の事故当時の乗り物と加害者・被害者の区別

乗り物	加害者	被害者
自動車	6人	355人(内、15人は運転者)
自動二輪	21人	45人(内、33人は運転者)
原付バイク	87人	128人(内、109人は運転者)
自転車	317人	1,022人
歩行者他	2人	43人

以上のように、自転車による事故が全体の66.1%を占め、自転車による事故が大変多いことがわかります。また、自動車・自動二輪・原付バイクによる事故(31.7%)では、本来高校生として認められていないはずの運転や、自動二輪・原付バイクの同乗による事故が多いことがわかります。

自転車に乗る時の知識

< 注意すべき標識 >

自転車通行止め



一時停止



- (1) 自転車道や自転車専用道路(自転車だけの通行のために設けられた道路)の指定
- (2) 普通自動車以外の車と歩行者の通行禁止

自転車専用



自転車および歩行者専用



- (1) 自転車歩行者専用道路の指定
- (2) 普通自転車以外の車の通行禁止
- (3) 普通自転車が通行できる歩行者用道路の指定
- (4) 普通自転車が歩道を通行できることの指定

歩行者専用



- (1) 歩行者専用道路(歩行者だけの通行のために設けられた道路)の指定
- (2) 歩行者用道路の指定

横断歩道



自転車横断帯

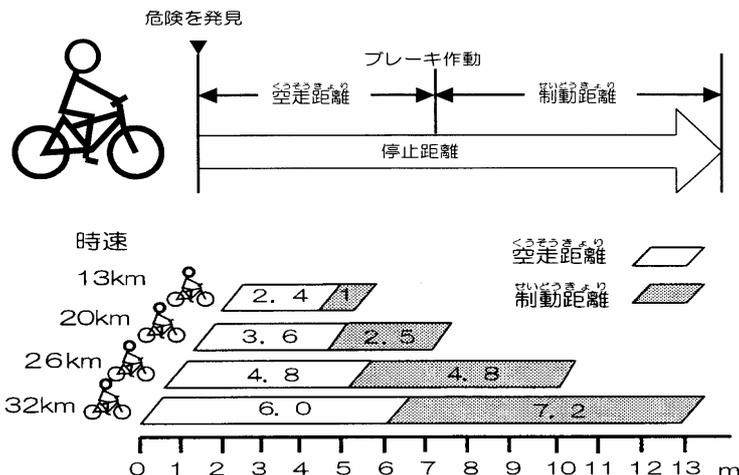


横断歩道・自転車横断帯



< 制動距離 >

運転者が、危険を感じてからブレーキをかけて自転車が止まるまでに走る距離を「停止距離」といいます。「停止距離」は、危険を感じてブレーキをかけるまでに走る距離「空走距離」と、ブレーキをかけてから自転車が止まるまでに走る距離「制動距離」を合わせた距離となります。「空走距離」+「制動距離」=「停止距離」(下図)



Q: 次のようなケースで自転車を運転した場合、「空走距離」や「制動距離」にどのような影響がありますか。次の中から当てはまるものを選び、アルファベットで答えなさい。

A: 影響はない、 B: 長くなる、 C: 非常に長くなる

ケース	空走距離	制動距離
夜間の運転		
雨天時の運転		
スピードの出し過ぎ		
携帯電話で話したり、メールを打ちながらの運転		
傘差し運転		

また、路面の状態によってブレーキの効き具合も変わってきます。これを表にすると下のとおりです。摩擦係数が小さくなるほど、ブレーキの聞き具合も低下します。

路面の状態とブレーキの効き具合(自転車タイヤの場合)

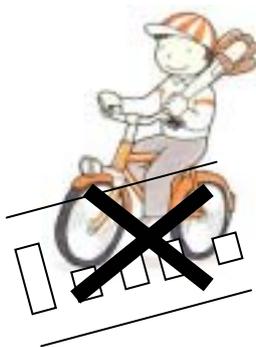
路面の状態	摩擦係数	ブレーキの効き具合
乾いたコンクリート	0.75~0.85	コンクリート舗装は比較的良く効く。
乾いたアスファルト	0.75~0.80	アスファルトは次に良く効く。
湿ったコンクリート	0.70	乾いた場合に比べて非常に効きが悪くなる。
湿ったアスファルト	0.45~0.60	
砂利道	0.55	非常に効きが悪い。

< 自転車の交通違反 >

~ 自転車も違反となります!! ~

道路交通法では自転車も軽車両として規定され、規則と罰則が定められています。

横断歩道は乗車禁止



横断歩道は、自転車を降りて引いてわたりましょう。

3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

歩道通行の禁止



自転車歩道可の標識がない歩道は通行できません。自転車を押して歩きましょう。

3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

無灯火・右側通行の禁止



無灯火は5万円以下の罰金

右側通行は3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

自転車も車両です。左側を通行しましょう。夜間は早めの点灯で事故防止に努めましょう。

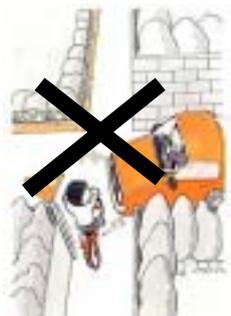
並進の禁止



2万円以下の罰金

並進は、他の通行車両の通行の妨害となります。一列に並んで走りましょう。

一時不停止



3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

一時不停止の標識がある所では、停止線のところで止まり左右の確認をしましょう。

傘差し運転の禁止

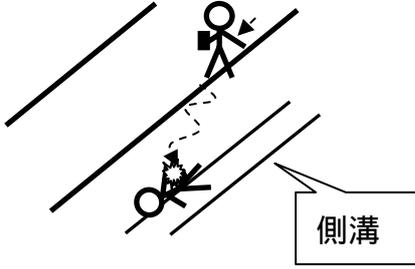
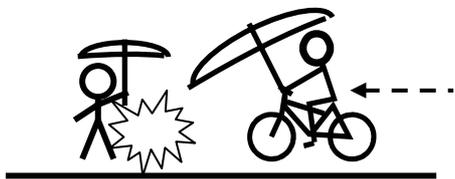
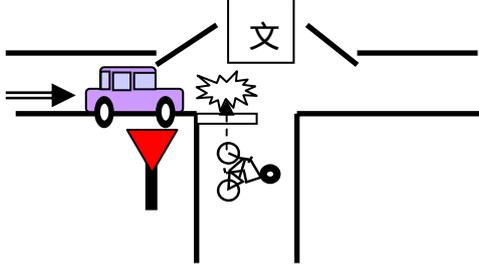


5万円以下の罰金

片手運転は危険です。カッパを用意しましょう。

< 事故事例 > こんな事故がありました 1

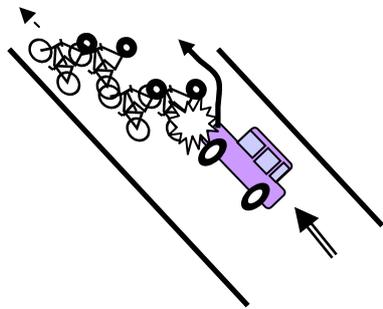
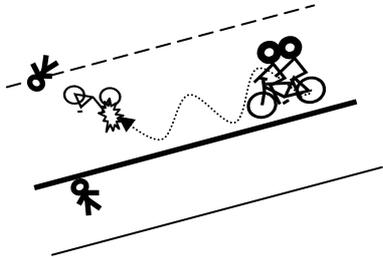
生徒の動線: -----▶ 車の進行方向: =====▶

<p>歩行中の事故(転倒)</p> <p>歩行中、携帯電話のメールに夢中になり、誤って足を踏み外し側溝へ転落。 脾臓出血・左肋骨脱臼(全治2週間)</p>	
<p>自転車(傘差し運転・加害)</p> <p>登校途中、雨が降らぬよう傘を前方に倒しながら、町道を走っていた。前方を歩いていた老人に後ろから追突した。 相手方は、脳挫傷・脳内出血</p>	
<p>自転車(一時不停止)</p> <p>見通しの悪いT字交差点で一時停止せず学校正門へ直進したところ、左方からの車と衝突。 全身打撲(軽傷)</p>	

携帯電話をかけながら、特にメールを打ちながらの運転は、大変危険です。メールに気を取られ、交差点に突入し、死亡事故につながるケースも出てきています。

< 事故事例 > こんな事故がありました 2

生徒の動線: -----▶ 車の進行方向: =====▶

<p>自転車(並列進行)</p> <p>自転車並進(2列縦隊、計4台)で走行中、後方から来た車が右後方の自転車に追突し、自転車は転倒。車はそのまま走り去った。</p> <p>右足打撲(軽傷)</p>	 <p>The diagram shows a purple car moving from right to left on a road. A line of four bicycles is moving in the same direction. The car has just collided with the bicycle in the second row from the back. The bicycle is shown falling over. A dashed arrow indicates the path of the bicycle before the collision.</p>
<p>自転車(二人乗り)</p> <p>自転車二人乗りで坂道(車道)を下っていたが、ブレーキが効かなくなり蛇行後に転倒。</p> <p>運転生徒: 外傷性くも膜下出血・脳挫傷・頭蓋骨骨折(全治数ヶ月)</p> <p>同乗生徒: 手足打撲・擦過傷(軽傷)</p>	 <p>The diagram shows a bicycle with two riders on a downward-sloping road. The bicycle is shown in a wavy, zig-zag path, indicating a loss of control. The bicycle has fallen over, and the riders are shown on the ground. A dashed line indicates the intended path of the bicycle before it started to wobble.</p>

< 危険予測 >

次のような場面から、どのような危険が予測できますか。また事故を防ぐには、どのような判断をして行動したらよいですか。

トレーニング1

あなたは、自転車でT字路にさしかかりました。センターラインのある道路を左折しようとしています。



危険予測

行動

トレーニング2

あなたは、自転車で、下り坂の信号機のないT字路交差点を右折しようとしています。

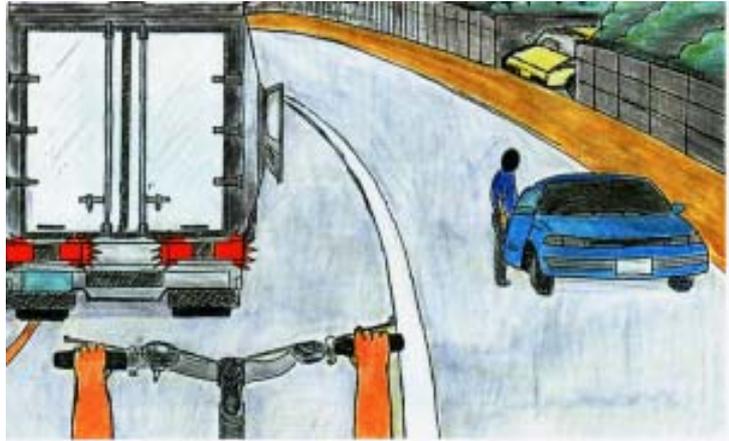


危険予測

行動

トレーニング3

あなたは、自転車で下り坂のカーブにさしかかりました。前方の歩道に止まっているトラックの右側を下っていこうとしています。



危険予測

行動

トレーニング4

あなたは、自転車に乗って、信号機のある交差点を直進しようとしています。



危険予測

行動

< 自転車が事故を起こした時の緊急措置・結果責任、賠償例・保険 >

自転車で交通事故を起こして、相手に傷害を与えた場合、運転者は次の措置をとらなければなりません。また、次のような結果責任を問われます。

< 緊急措置 >

(1)危険防止措置

路上に危険があればそれを除き、証拠隠滅にならない程度に片づける。

(2)負傷者の救護

救急車を呼び、救護に当たるなど万全の措置をとる。

(3)警察官への報告

- ① 事故発生の日時と場所
- ② 負傷者の数
- ③ 負傷の程度、損壊の程度
- ④ 事故にあった車の積載物

< 結果責任 >

運転者が交通事故を起こした場合には、以下のような責任を問われます。

① 民事上の責任

交通事故によって他人を死亡させたり、けがをさせた場合、もしくは建物などに損害を与えた場合、損害賠償という形で金銭上の責任を問われます。

② 刑事上の責任

交通事故に対する刑罰には、懲役、禁錮、罰金及び科料の4つの種類があります。

③ 行政上の責任

刑事処分とは別に、運転免許の取り消し・停止などの処分を受けることになります。この処分は、将来における道路交通上の危険を防止するという目的のために行われます。

< 知っていますか >

自転車には、自動車損害賠償保障法(自賠責法)のような強制保険制度がないため、自賠責保険・共済による被害者救済が図られていません。もし、自転車に乗っていて事故を起こした時、事故の相手側が自転車や歩行者である場合には、その被害者や家族は賠償請求をしてくることになります。自転車の運転者が未成年者の場合の加害事故については、賠償責任が両親に及ぶこともあります。

< 民事裁判の賠償例 >

	学年	状況	賠償金
死亡事故	2年生男子	登校時、下り坂を走行中、高齢者と接触。高齢者は転倒して死亡。	1,053万9,000円
	3年生男子	雨天時、傘をさして走行し、後から高齢者に追突。意識不明の重体。	1,000万円
	2年生男子	無灯火で走行中、高齢者に激突。数日後に死亡。	1,850万円
傷害事故	3年生男子	曲がり角で自転車に追突。運転者が大腿部骨折。	816万7,120円
	2年生男子	バス停で待っていた高齢女性に衝突し、手首を骨折させる。	736万4,488円
	1年生男子	雨天時、傘をさして走行中、T字路で出会い頭に歩行者に衝突。相手は左大腿部骨折。	505万7,068円
物損事故	1年生男子	赤信号にもかかわらず、自転車が飛び出し乗用車と接触。	修理代 69万9,400円
	1年生男子	赤から青に変わる寸前、自転車で横断歩道を渡り左から来た普通車と衝突。自動車前部破損。	修理代 67万円
	2年生男子	剣道の道具を持ったまま運転し、駐車場の車の右側ドアを破損。	修理代 28万3,370円

< 自動車・自動二輪・原付バイクについて >

高校生になると16歳で二輪車運転免許、18歳で自動車運転免許を取得できる年齢になります。しかし、静岡県内の学校では、原則として二輪車運転免許の取得・乗車は禁止されており、自動車については、取得はできても卒業までは乗車できないことになっています。

二輪車や自動車の若者(特に10代)による事故が非常に多い中で高校生が該当者となり、命を落としたり、学業をあきらめざるを得なくなるのを避けるため、そして、補償能力のない高校生が、万一他人を死傷させ、償うために一生を送るようなことにならないために、免許取得や取得後の乗車については、必ずルールを守りましょう。

～ 原付バイクの事故事例 ～

母子家庭の少年A、17歳。ある小雨の降る夕方バイクをとばしていた。人通りの少ない街路で、カーブを切った瞬間スリップ。彼はバイクから振り落とされ、無人になったバイクだけが道路の反対側まで飛んでいった。彼自身は右足骨折だけで済んだが、運の悪いことに、バイクが道路脇を歩いていた会社員Bさんに激突。Bさんは頭の骨を砕かれ即死した。

それから少年Aとその母親の苦労が始まった。裁判の結果、Bさんの遺族に対する損害賠償額は、7,000万円を越してしまった。Aは任意の自動車保険に入っておらず、自賠責保険も期限切れになっていた。Aの入院費とBさん一家への補償を抱え、母親は、「何とか月賦ででも」とお願いを繰り返すばかりだという。

< 高校生の作文から >

去年のたぶん冬の朝の出来事でした。その日の朝は遅刻しそうだったので、自転車の運転を速めながら行きました。そして、いつも車の通りが激しい四車線のところを渡っている時、左側から車が来るのが見えました。「危ない!」と思った時には遅く、急ブレーキをかけた軽自動車が私の自転車の後輪に突っ込んできました。私は、自転車から飛ばされ、腰を思いっきり打ってしまいました。でも、私は「早く学校に行かなくちゃ遅刻してしまう。」と思いながら自転車を起こしていこうとしたら、腰が痛くて動けなくなってしまう、そのうち視野が暗くなり、モノクロームの世界になってしまいました。後は目撃者が軽自動車の人に「病院に連れて行ってあげたほうがいい。」と言ってくれ、病院に行きました。その後は、東署の人が現場検証を行いました。その結果、軽自動車の方は前方不注意で、私の方も横断歩道が左側に少し行くとあるのに渡らなかったということで、両方が注意しなければならなかったということになりました。ケガの方も腰の打撲で済み、視界がモノクロームの世界になったのは、気を失いかけていたせいでした。病院へ着いた頃には、カラーの世界に戻っていました。(浜松城南高校「ドッキリ体験文集」より)

10月3日の出来事でした。私は、運動部なので帰りはいつも6時過ぎなのですが、その日は、いつもより少し早く部活が終わり、友達と吉原へ寄っていくことにしたのです。いつもは通らない道ということもあって、私は友達の後を走っていました。

なかなか交通の激しい下り坂をいつも通り走り、坂の途中で車が来ていないことを確認して右側へ渡り、歩道を走っていました。時間は6時半頃だったと思うのですが、車のライトで明るかったので、私はライトをつけていませんでした。その時です。「あっ、車が曲がってくる。」と思うとすぐに、私は道路のアスファルトが近づいてくるのを感じ、気付くと道路にたたきつけられ、友達と、車を運転していた人が駆け寄ってきてくれました。その時私は、ただ転んだだけのような感じだったので、立ち上がり、運転手の方と友達の「大丈夫?」という言葉に、「うん。」と答え、頭の中では、家族の顔が浮かび、心臓がドキドキしていたことを覚えています。

ところが、少し経つと、左目の下あたりがびっくりと腫れ上がり、汗がだらだらと出てきたのです。運転手の方は、私と友達を車に乗せ、近くの救急病院に運んでくれ、友達が家に連絡してくれました。そして、その病院から救急車で中央病院に運ばれ、CTスキャン室に入りました。その時は、ただただ気持ちが悪くて、うとうとしていました。次の日、市立病院へ行くと、左目の下の骨が、3カ所骨折していると言われましたが、その時はどうすることもできず、10月30日になって、東京の病院で手術を受けました。手術後は、顔に針金を左から右へと通し。顔もこんなに腫れて大丈夫なのかと思うほど、パンパンに腫れていました。今は腫れも引き、傷もほとんどわからなくなりましたが、この事故で私は、今まで体験したことのなかった痛みや不安を味わい、事故の怖さを知りました。そして、顔の左半分の神経は未だ正常ではありません。

交通事故というものを、他人事だと思っていた自分が愚かしく思われてなりません。

(富士東高校「シグナル」より)

< 被害者の声 >

全てのドライバーの皆様へ

わずか7歳の女の子が、車にはねられ飛ばされて、地面にたたきつけられた。

この日からわたしの戦いが始まりました。

だれもが好きで起こした事故ではない。わかっています。何日も眠り続ける子を見る母の気持ちわかりますか。命が授けられ、目を開き母の顔を見ても、何の反応もないまま手足を曲げ、ただ天井を見ている子の母の気持ちわかりますか。絶望、不安、希望のない闇の中、くいしばり、はいあがり、手を引き励まし続けた母の心わかりますか。偏見も差別もいわれのないまま受けてきた母の心わかりますか。あの日を境に、元気なわが子を障害児にされてしまった母の心わかりますか。

この悲しみを、この苦しみを、この怒りをだれにぶつけることもできず、自分の心の中におさめ続ける母の心わかりますか。

この思い、わたし一人でたくさんです。

小沢 ふみよ(浜松市)

あなたの安全運転の知識は？ ()

1	歩道や幅の十分な路側帯もない道路では、歩行者は常に道路の左端を通らなくてはならない。
2	駐停車している自動車の間を通過して、道路を横断しない。
3	急いでいる時は道路を斜めに横断しても良い。
4	信号が赤色点滅のとき、歩行者は車に注意して進むことができる。
5	この標識は『自転車優先道路』という標識である。 
6	この標識は『この道は子供を連れた大人が通る道』という意味である。 
7	自転車で歩行者と事故を起こしたとき、警察に届けなくてもよい。
8	子供は周囲の様子や、危険に注意が向かない事があるので、十分に気を付ける必要がある。
9	信号のない交差点に自転車で入る時には、一時停止のある交差点では、停止線の直前で停止して、左右の安全確認をしなければならない。
10	自転車で歩道を通行中は、歩行者に道を譲る。

年 組 番号 氏名

あなたの安全運転の知識は？ ()

1	この標識は『一時停止』の標識だが、安全確認が出来たので止まらずに通過した。 
2	この標識は『自転車は通行してはいけない』という意味である。 
3	前方に止まっている車を追い越すとき、止まっている車でも急にドアが開いたり、動き出すことがあるので、後方を確認後、注意して通行した。
4	自転車事故の原因の第1位は「一時不停止」である。
5	自転車で水溜りを通過する時には、速度を落とし泥や泥水を跳ねないように注意する。
6	「自転車が通行できる歩道」を走行する時、歩道の中央を通行した。
7	自転車を駐輪する時は、自転車は軽車両なので、どこに駐輪してもかまわない。
8	信号機がある交差点で、歩行者用信号が「青」になったので、左右の安全確認をして横断歩道を渡った。
9	歩行者用信号機の青色点滅は黄色信号と同じ意味なので、青色の点滅になったら横断を始めてはいけない。
10	横断歩道を渡ると遠回りになるので、安全確認をして車道をそのまま渡った。

年 組 番号 氏名

あなたの安全運転の知識は？ ()

1	この標識は『横断歩道である』 という意味である。	
2	信号のある横断歩道で歩行者用信号機が「青色」 であれば必ず安全である。	
3	「自転車歩道通行可」の標識がある歩道では、歩 行者優先である。	
4	自転車に乗る前は必ず安全点検をする。	
5	坂道を自転車で下っている時、停止するときは前 輪ブレーキをかけてから、後輪ブレーキをかけ る。	
6	道路交通法では、自転車は軽車両扱いである。	
7	横断歩道は自転車に乗ったまま渡ってもよい。	
8	見通しのよい踏切では、自転車は、安全確認すれ ば、一時停止しなくてもよい。	
9	自転車の二人乗りは法律で禁止されていない。	
10	明るい色の服を着ているので、自転車の反射材は 必要ない。	

年 組 番号 氏名

あなたの安全運転の知識は？ ()

1	この標識は『車両通行止め・歩行 者は歩いてよい』という意味である。	
2	走行中の自転車から物を投げるのは、法律で禁止 されている。	
3	自転車もスピードが出るほど視野は狭くなる。	
4	道路標識により並進を禁止されている道路以外 では、自転車は並進してもよい。	
5	自転車で集団走行する場合、車間距離はなるべく 短いほうが、迷惑がかからなくてよい。	
6	自転車で走行中、雨で濡れた道路でブレーキをか ける場合、ブレーキレバーを数回に分けて握ると スリップしやすくなる。	
7	雨の降り始めには、傘を持たない歩行者が慌てて 道路を横断したりするので、動きに注意する必要 がある。	
8	雨天時の工事現場の鉄板は滑りやすいので、スピ ードを上げて通過するほうがよい。	
9	「雨の降り始めはスリップしやすい」というの は、ハンドル操作の不適が原因である。	
10	法律上、自転車は道路交通法によって、軽車両の 一種として扱われ、通行にあたって特に定めのない 時は自動車と同様に法律にのっとって通行し なければならない。	

年 組 番号 氏名

「あなたの交通安全知識は？」解説

あなたの交通安全知識は？()

1	×	歩行者は右側通行
2		見通しが悪く、歩行者、自転車などとの出会い頭衝突をする可能性がある。
3	×	急いでいる、急いでいないに限らず、斜め横断は、危険である。
4	×	信号が赤色点滅の場合は、渡ろうとしてはいけない。
5	×	規制標識『自転車及び歩行者専用』 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車歩行者専用道路 ・ 普通自転車以外は車の通行止め ・ 普通自転車が通行できる歩行者専用道路の設定 ・ 普通自転車が歩道を通行できることの指定
6	×	規制標識『歩行者専用』 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者専用道路(歩行者だけの通行のために設けられた道路)の指定 ・ 歩行者道路の指定
7	×	事故を起こしたとき場合は、必ず警察に届けなければならない。
8		子どもの行動特性
9		信号のない交差点に自転車で入る時には、一時停止のある交差点では、停止線の直前で停止して、左右の安全確認をしなければならない。
10		自転車は歩行者の通行を妨げてはいけない。前方に歩行者がいる場合、ベルなどを大きく鳴らして脅威を与える行為はしてはならない。また、自転車の通行を認められている歩道以外は、車道の路側帯を通行する。

あなたの交通安全知識は？()

1	×	『一時停止』の標識がある交差点などでは、必ず、停止線で一時停止した後、左右、後方の安全確認をしてから通行する。
2		規制標識『自転車通行止め』
3		後方の安全以外にも、前方から対向車や人、自転車がくる場合、また、車が急発進する場合も考えられる。
4		自転車事故原因の40%を占めている。一時不停止がない交差点等でも必ず一旦停止し、安全確認をする。特に、狭い道から細い道に出るときは注意する。
5		<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者に泥水をかける可能性がある。 ・ 水溜りでスリップする可能性がある。 ・ 水溜りの中の見えない地面の凹凸で転倒する可能性がある。
6	×	「自転車が通行できる歩道」でも、車道寄りの部分(歩道に白線と自転車の表示がある場合は、それによって指定された部分)を通行すること。また、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、一時停止すること。
7	×	駐車禁止以外の場所に、人や車の通行の妨げにならないように置く。ただし、駅前や店のように駐輪場がある場合は、そこに置く。自転車を放置することは、美観を損ねたり、災害時に消防車や救急車の通行の妨げになる。
8		歩行者用信号が「青」だからといって、必ず安全とは言えません。右折車の運転者の見落とし、左折車の巻き込みなどの危険は多い。自転車の場合は、歩道を通行する場合は、自転車から降りて引いて渡ること。
9		黄色信号は、横断を始めてはいけないという意味です。
10	×	近くに横断歩道がある場合は必ず、横断歩道を渡ること。

あなたの交通安全知識は？()

1	×	この標識は『歩行者専用』という意味である。 ・歩行者専用道路（歩行者だけの通行のために設けられた道路） ・歩行者用道路の指定
2	×	信号のある横断歩道で歩行者用信号機の「青色」は「進むことができる」という意味で、「進め」という意味ではない。信号機が「青」でも必ず安全確認を行なうこと。
3		「自転車歩道通行可」の標識がある歩道では、歩行者優先である。
4		自転車に乗る前は必ず安全点検をおこなう。自分の安全を守ると同時に、他人の安全をも守ることになる。
5	×	前輪ブレーキを先にかけると、前輪に力がかかり、転倒しやすくなる。前後のブレーキを同時にかけること。
6		道路交通法では、自転車は軽車両扱いである。
7	×	横断歩道は歩行者専用であり、自転車から降りて引いて渡ること。
8	×	一時停止して、安全確認後、自転車を引いて渡ること。
9	×	道路交通法により禁止されている。
10	×	道路交通法により反射器材をつけることが義務付けられている。

あなたの交通安全知識は？()

1	×	規制標識『自転車及び歩行者専用』 ・自転車歩行者専用道路 ・普通自転車以外は車の通行止め ・普通自転車が通行できる歩行者専用道路の設定 ・普通自転車が歩道を通行できることの指定
2		道路交通法により禁止されている。
3		そのとおり。
4	×	自転車の並進は、道路交通法により禁止されている。危険であるのと同時に、他の人、自転車や車の通行の妨げとなる場合が多いためやめること。「並進可」の指示標識があるところでは、2台まで並んで走ることができる。
5	×	急に停車したり、障害物でよろけて、他の自転車と接触する場合もあるので、安全な距離を保つことが大切である。
6	×	急にブレーキをかけた方が、滑る。
7		自分の場合を考えてみるとわかる。傘差し運転をしている自転車の場合も同じである。
8	×	鉄板は平らなので、更に、滑りやすくなる。
9	×	路面にある水のため、摩擦係数が小さくなり、摩擦力が減少し、滑りやすくなる。
10		自転車も車という意識を持って運転する。自動車と自転車が事故を起こした場合は、車両どうしの事故として扱われる。

交通安全テスト(高校生用) 1

20歳にならなければ取得できない免許は次のうちどれか？

- A 大型特殊免許 B 大型免許 C 普通免許 B

自転車横断帯のない横断歩道での自転車の間違った横断方法は？

- A 自転車に乗ったまま渡る。
B 自転車から降りて押して渡る。
C 横断歩道の白線の少し外側を自転車に乗って渡る。 A

高校生が自転車事故で加害者となり、損害賠償金を支払うことになりました。相手への損害賠償金を支払うのは誰か？

- A 保護者のみ
B 保護者及び加害者本人
C 加害者本人のみ B

次のうち、軽車両に含まれないものはどれか？

- A 車椅子 B 馬車 C 原動機付自転車 A

運転に必要な情報は、目から何%入ってくるといわれているか？

- A 90% B 85% C 80% A

自転車事故の主な原因について、もっとも多いものは次のうちどれか？

- A 安全不確認 B 信号無視 C 一時不停止 C

車両が曲がる時には「内輪差」が発生する。「内輪差」が大きい順に並べなさい。

- A 普通トラック B 軽自動車 C トレーラー C A B

自転車は法律上「軽車両」ですが、押して歩く場合はどの立場となるか？

- A 歩行者 B 軽車両 C 上記以外の立場 A

「一方通行」の標識がある場合、自転車は道路を逆進することができるか？

- A 普通で速度で逆進してよい。
B 逆進してもよいが、速度を落として通行しなければならない。
C 逆進できない。 C

青信号は道路交通法で次のうちどれに定められているか？

- A 進め B 進むことができる C 進むべきである B

交通安全テスト(高校生用) 2

携帯電話をかけながら、又はメールを打ちながらの運転は(ア)万円以下の罰金又は(イ)ヶ月以下の懲役になる。次のA～Dからア、イにあてはまるものを選びなさい。

- A ア:10 イ:5 B ア:4 イ:2 C ア:5 イ:3 D ア:0 イ:1 C

自転車に乗っている人が危険を発見してからブレーキを作動させるまでの距離を「空走距離」といい、ブレーキを作動させてから止まるまでの距離を「制動距離」という。時速13kmで走行する自転車の「空走距離」と「制動距離」は？

- A 空走距離 1.2m 制動距離 3m
B 空走距離 2.4m 制動距離 1m
C 空走距離 3.4m 制動距離 5m
D 空走距離 5.3m 制動距離 10m B

「自転車安全整備店」で、自転車の点検整備基準に適合した自転車に貼るマークは？

- A SG マーク B TMC マーク C TS マーク D JIS マーク C

救急車が自転車で走っているあなたに近づいている時、あなたはどうすればよい？

- A 道の左端によって一時停止し、通過するのを待つ。
B そのまま走ってもかまわない。
C 速度を落としていれば、そのまま走ってもかまわない。 A

原付免許を取得できる年齢は？

- A 16歳 B 18歳 C 20歳 A

四輪者の運転席等から見えない範囲を何という？

死角

下の道路標識が意味しているものは？



- A 飲酒運転禁止
B 老人運転者注意
C すべりやすい

C

自転車が信号のある交差点で、右折するときの正しい方法はどれか？

- A 信号に従って2段階右折をする。
B 交差点の中心の内側を右折する。
C 安全を確かめ最短距離を右折する。 A

自転車に乗って自転車通行可の歩道を走行中、前に大勢の人が歩いていたらどうする？

- A ベルを鳴らして人によけてもらう。
B 自転車から降りて押して歩く。
C 人の横や間を乗ったまま通る。 B

自転車の反射器材は、夜間はどのくらい後方から見えなければならない？

- A 100m B 50m C 30m A

交通安全テスト(高校生用) 3

走行している自転車は、道路交通法では次のうちどれか？

- A 歩行者 B 原動機付自転車 C 軽車両 C

事故を起こしてしまった場合の加害者の三大責任を答えよ。

(刑事責任、民事責任、行政責任)

車が道路を走るとき、ブレーキが効きやすい順に次の道路の状態を並び替えよ。

- A.温ったコンクリート
B.固まった雪道
C.乾いたコンクリート (C A B)

車両進入禁止を表す標識はどれか？

B

A



B



C



一般的な交差点に設置されている信号機の黄色レンズの直径は？

- A 30cm
B 50cm
C 20cm A

小さな子供を車に乗せる時には、平成12年からチャイルドシート(幼児用補助装置)装着が義務付けられたが、対象は何歳未満の幼児か？

- A 3歳 B 5歳 C 6歳 C

公共の建物の駐車場や、高速道路のパーキングエリアに設置されている「身体障害者用駐車スペース」の利用方法で、正しいのはどれ？

- A 一般車両の使用は、法律で禁止されている。
B 便利な場所にあるので、空いていれば一般車両を止めてもかまわない。
C いつでも身体障害者の方が利用できるよう、常に空けておく。
D 他の一般駐車スペースが一杯の場合にのみ、一般車両も使用してかまわない。 C

歩行者はスクランブル交差点を除き、斜め横断をしてはならないが、なぜ？

斜め横断は横断距離が長くなるので、危険も高くなる可能性があるから。

車両が止まるために必要な「制動距離」と、カーブで外へ膨らもうとする「遠心力」は、車両の速度の何乗に比例して大きくなるか？

- A 1乗 B 2乗 C 3乗 B

下図のような標識の下についでる標示は、何といいますか？

日曜・休日を除く

補助標識

交通安全テスト(高校生用) 4

視野について()の中を下の{ }から選び記入せよ。

視野は危険を早めに発見する上でとても大切なものです。視野には、はっきり物が見える範囲である(A)とぼんやり見える範囲である(B)があります。視野とは目を動かさない状態で見ることのできる範囲を指し、一般的に水平方向で両眼で見える範囲は約(C)度程度で、色の判別ができるのは約(D)度程度です。また、垂直方向には約(E)度といわれています。

{知覚視 情報視 中心視 判断視 周辺視 80 130 70 300 170 200}

A中心視 B周辺視 C200 D70 E130

A君がジュースを飲みながら自転車に乗っています。その飲み終えたジュースの缶を自転車から投げ捨てました。これに対して罪則はあるか？

ある：道路交通法 第76条第4項第4号や同条第5号で罰せられ、罰則は5万円以下の罰金とされている。

高校生が無免許運転した時の罰は？

- A 1月以上3月以下の懲役または15万円以下の罰金
- B 1月以上1年以下の懲役または30万円以下の罰金
- C 2月以上6月以下の懲役または20万円以下の罰金

B

年齢によってどんな免許が取得できるのか(ア)~(ク)から選びA~Cにあてはめなさい。

A 20歳 B 18歳 C 16歳

(ア) 大型免許 (イ) 大型特殊免許 (ウ) 普通二輪免許 (エ) 大型二輪免許
(オ) 小型特殊免許 (カ) 普通免許 (キ) 原付免許 (ク) けん引免許

A (ア) B (カ)(エ)(イ)(ク) C (ウ)(オ)(キ)

自転車が道路標識等により歩道の通行が可能な場合、次のうちどこを通行すればよいか？

- A 歩道の中央より車道寄り
- B 歩道の中央
- C 歩道の中央より車道から離れたところ
- D どこでもよい

A

交差点の黄色信号の灯火の意味は？

- A 赤になる前なら自由に交差点に進入できる。
- B 周囲に注意を払えば交差点に進入できる。
- C 安全に停止できない場合には、交差点に進入してよい。

C

標識名を答えなさい。

A



B



C



- A 自転車専用
- B 自転車および歩行者専用
- C 並進可

子供を自転車に同乗させる場合、

(1) 運転者は何歳以上から運転できる？

- A 20歳
- B 18歳
- C 16歳

C

(2) 何歳未満の子供を乗せることができる？

- A 7歳
- B 6歳
- C 5歳

B

(3) 子供を何人まで乗せることができる？

- A 1人
- B 2人
- C 3人

A

交通安全テスト(高校生用) 5

交通事故で人がケガをした場合、現場でまずしなければならないことは何か？

- A 救急車を呼ぶ B 安全な場所の確保 C 止血 B

バイク事故の死亡者の損傷部位で、一番高い損傷率を占める箇所はどこか？

- A 脚 B 頭 C 背中 B

自転車で一時不停止の罰則は？

- A 2万円以下の罰金
B 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
C 7ヶ月以下の懲役 B

時速 50 kmで走行する自動車の運転手が危険に気づき、ブレーキをかけ停止するまでの停止距離はどのくらいか？

- A 15m B 22m C 32m C

交差点やその付近で救急車が近づいてきたら、歩行者はどうしなければならないか？

救急車の通行を妨げないところへ移動し、通過を待つ。

歩道や幅の十分な路側帯もない道路では、歩行者はどこを歩けばよいか？

歩行者の進行方向に対し、道路の右端を歩く。

自転車に乗っている時の説明として誤っているものは次のうちどれか？

- A ブレーキ不備や夜間にライトが点灯しない時は乗ってはいけない。
B 傘差し運転や携帯電話を使っている時は乗ってはいけない。
C ハンドルを握った時、両肘が伸び切らない時は乗ってはいけない。 C

自転車事故で一番多い原因は？

- A 一時不停止
B 安全不確認
C 前方不注意 A

車のシートベルトの正しい着用の仕方として適切なものはどれか？

- A できるだけたるませてロックする。
B たるみ、ねじれがないことを確認できちっとロックする。 B

信号の赤色点滅はどういう意味か？

- A 自動車は一時停止をし、安全を確認した上で渡ってよい。
B 歩行者も自動車も、信号の色が変わるまで渡ってはいけない。
C 徐行すれば、一時停止をせずに渡ってよい。 A

交通安全テスト(高校生用) 6

CD・MD を自転車に乗りながら使っていいか？

いけない。電車の警報機や警告音が聞こえないことや、運転に集中できない恐れがある。

車の運転に必要な動作を「無理なく、素早く、確実に」行うために適した運転席の座り方はどちらか？

- A シートの前の方に座り、背中とシートの間を空ける。
- B 深くきちんと腰かけ、背中とシートの隙間を空けない。 B

満 16 歳で取得できる免許は？

- A 普通二輪免許 B けん引免許 C 普通免許 A

道路標識により、自転車の並進が可能とされている道路において何台まで並進可能か？

- A 2台 B 3台 C 4台 A

夜間での自転車の無灯火は道路交通法によるとどのような罪が課せられるか？

5万円以下の罰金

下の標識が表す意味について、下記の4つのなかに一つだけ誤りがあります。誤っているものを1つ選んでください。



- A 自転車歩行者専用道路の指定
- B 普通自転車以外の車の通行禁止
- C 普通自転車が歩道を通行できることの指定
- D 普通自転車以外の車と歩行者の通行禁止 D

普通四輪車を運転する時、裸眼である一定の視力に達していない場合コンタクトレンズ又は眼鏡等の着用が定められています。必要な視力を以下のうちから正しいもの一つを選んでください。

- A 1.0 B 0.6 C 0.8 D 0.7 D

下のAとBの標識の違いを答えなさい。

A



B



A・Bともに車両は通行できないが、Bは車両通行止めなので、歩行者は通行できる。

次の路側帯の道路では、自転車はどこを走行できるか？ A～Cの中から選べ。

- A 路側帯
- B 2本の白い実線の上
- C 車道の左端

自転車進行方向 →

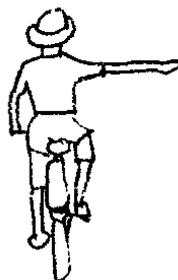


右折の合図はどれですか？

A



B



C



C

B

交通安全テスト(高校生用) 7

< ×問題 >

大型自動二輪免許または普通二輪免許を受けたら、すぐに大型自動二輪または普通自動二輪を運転するときには、二人乗りができる。 ×

二輪車を運転するときは、短い距離でも下駄やサンダルなどの運転の妨げになる履物をはいて運転してはいけないが、半そでシャツや半ズボンなどの軽装で運転するのはよい。 ×

この標識のあるところでは、普通自転車以外の車は通行できない。



運転免許の停止の処分を受けた者が、その停止期間中に運転しても取り消しではないので無免許運転にならない。 ×

踏切警手のいる踏切では、安全が確認できれば、一時停止せず徐行して通過できる。 ×

追い越しをする時は、定められた最高速度を一時的に越えてもよい。 ×

バスや路面電車の停留所の表示板(柱)から 10m 以内の場所は、人の乗り降りのためであれば、運行時間中であっても停車することができる。 ×

免許を取得した後、免許証を携帯しないで自動車を運転すると交通違反ではあるが、無免許運転にはならない。

同一方向に二つの車両通行帯がある片側二車線の道路では、速度の速い車は右側の通行帯を、速度の遅い車は左側の通行帯を走行する。 ×

自動車を運転するときは、運転免許証を携帯し、記載されている条件(眼鏡等使用など)を必ず守らなければならない。

交通安全テスト(高校生用) 8

< ×問題 >

信号機の青色は「進め」であるから、前方の交通に関係なく直ちに発進しなければならない。

×

車両は、道路の左側部分の幅が通行するのに十分でないときは、右側部分にはみ出して通行することができる。

自転車走行中、正面の信号が黄色の点滅をしているときは、必ず一時停止しなければならない。

×

車両通行帯の中央線が黄色の線で区画されているところの車両の追い越しは、追い越す車両の右側のみを追い越せる。

×

標識や表示によって指定されていない一般道路における総排気量が 400cc をこえる大型自動二輪車の最高速度は、時速 60 キロメートルである。

車両が客の乗り降りのため停留所に止まっている路線バスに追いついたとき、その後ろで一時停止し、バスが発進するまで近くを通過してはならない。

×

交通量の少ない裏通りを普通自動二輪車で左折する場合は、他の交通に影響がないと思えば合図をしなくてもよい。

×

普通免許では 4 トン積みトラックを運転することはできない。

×

運転免許には、第一種運転免許、第二種運転免許、原付免許の 3 種類ある。

×

土砂崩れのために「通行止め」の道路標識があるところで、警察官が「進め」の手信号をしたが、道路標識の方が優先するので、警察官の手信号には従わなかった。

×

交通安全テスト(高校生用) 9

< ×問題 >

バス優先通行帯を通行中、後方から路線バスが近づいてきたが、すぐ前の交差点で左折する予定であったのでそのまま走り続けた。

普通免許を取得して1年未満の者は、普通貨物自動車を運転することはできない。 ×

道路の中央に寄って右の方向指示器を出している車を追い越すときは、その左側を通行しなければならない。

中・高校生が事故の加害者になった場合は責任能力がないので責任を負わなくてもよい。 ×

地球温暖化には、一人一人がアイドリングストップや加減速を穏やかにして、スピードを出しすぎない省燃費運転をすることが大切である。

携帯電話でメールをうちながら自転車に乗ってもよい。 ×

この標識は「車両通行止め」なので、車は通行してはいけませんが自転車はよい。



×

速度が速くなり、急カーブになるほど遠心力は小さくなる。 ×

雨に濡れた道路を走る時や、重い荷物を積んでいる場合は、車両が止まるための制動距離は長くなる。

車は走行中、右や左に進路を変更するときは、合図をしてから安全を確認する。 ×

交通安全テスト(高校生用) 10

< ×問題 >

車が右折や左折をする際の合図の時期は、右左折しようとする地点の 30m手前に達したときである。

運転手は、シートベルトをしめなければいけないが、助手席に乗る同乗者はどちらでもよい。 ×

走行中の車間距離は、天候や道路の状況に関係なく、常に一定に保つようにする。 ×

自分で「酔っていない」と思う程度の少量なら、酒を飲んで運転してもよい。 ×

同乗者が不用意に開けたドアのために起きた事故は、運転者には責任はない。 ×

車のドアを開けるときは、まず少し開けて一度止め、安全を確かめて必要なだけ開ける。

信号機の青色は「進め」であるから、前方の交通に関係なく直ちに発信した。 ×

車が交差点で左折するときは、歩行者や自転車を巻き込まないようにしなければならない。

交差点で右折するときには、対向車線を直進してくる二輪車の距離を見間違ふことがあるので注意する。

踏切の直前で一時停止したとき、警報機が鳴り始めたので安全を確かめ急いで通過した。 ×

【テーマ】

K Y T = 危険予知トレーニング

【指導のねらい】

日頃、何気なく通っている道路にも色々な危険が潜んでいる。身近なところにも、事故発生の可能性が高いことを再認識させながら、事故防止を目指す。

場面	内容・展開	時間	留意点・資料等
導入	1. 日頃の通学状況と事故発生の現状説明 2. グループ編成 会場づくり (1グループ:5～6人) ・総合司会・グループ司会・書記の決定 (各1名) ・トレーニングシートの配布とKYTの実施方法の説明。	7	・事故発生の可能性は身近にあることを自覚させる。 ・早く準備が出来るように方法を検討しておく。 ・トレーニングシートを各グループ1枚配布。 ・KYTの実施方法は<資料1>参照。
展開	3. グループ討論 どんな危険性、事故発生の可能性があるか意見を出しあう。 ・一人ひとり順番に発言し、書記が記録する。 ・時間がくるまで何回も回る。 ・実施方法の詳細は資料参照。	5	・出来るだけ自由な発想で、いろいろな意見が出やすい雰囲気をつくる。 ・他者の意見は否定させない。
	4. グループ発表 各グループの司会が発言内容を発表。 ・各グループが順番に発表する。	15	・他グループの発表に興味を持たせるようにする。 ・他グループと別の意見を発表させる。
	5. グループ討論 グループ討論 で出された方策について意見を出し合う。 ・方法等は 同じ。	5	・留意事項はグループ討論 と同じ。
	6. グループ発表 各グループの司会が発言内容を発表する。 ・方法等は 同じ。	15	・留意事項はグループ発表 と同じ。 ・実践の重要性を強調。
まとめ	7. 日常生活と結び付けてまとめる。	3	

<資料1>KYT（危険予知トレーニング）の実施方法

1. 準備

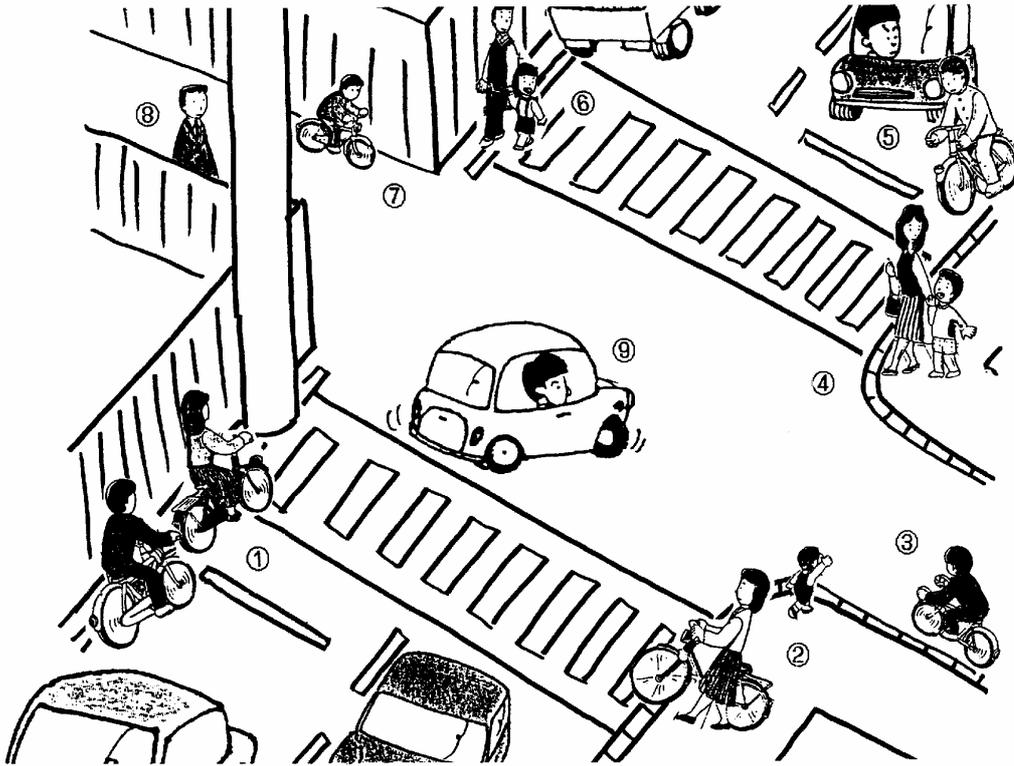
トレーニングシート(各グループ1枚)
 書記用メモ用紙(各グループ1枚)

2. 実施方法

グループ分け...8グループ程度
 (1グループ5～6人)
 総合司会・グループ司会・書記の決定
 (各1名)
 トレーニングシートと書記用メモ用紙の配布

実施方法の説明

- ・グループ討論（危険予知）
- ・一人ずつ絵を見て、考えられる危険性、事故を考え発言する
- ・書記はすべての意見を記録する
- ・他の人の意見を否定しない
- ・あらゆる可能性を考え発言する
- ・違う意見をさがして発言する
- ・自由な発想で意見を出す
- ・討論終了の時間まで何回も回る
- ・グループ発表
 グループ内で出た意見を発表する
 各グループひとつずつ順番に発表する
- ・グループ討論（事故防止）
- ・討論で出た事故を防止するための方策を考える
- ・方法は討論と同じ



【テーマ】			
ライフラフト（人命尊重と思いやり）			
【指導のねらい】			
Buzz Session を利用して人命尊重と思いやりの心について考えさせる。			
場面	内容・展開	時間	留意点・資料等
導入	1 クラスを 5～10 名の小集団に分け、各集団ごとに発表者を選出する。プリント(巻末資料 3)を配布し、テーマを説明する。	5	・発表時間を考えると、5～6 集団に分けるのが望ましい。(ゲーム感覚でクラスの雰囲気盛り上げる)
展開	2 発表者を中心にテーマについて 15 分程度グループごとに話をさせる。	15	・指導者はグループの観察のみに終始し、出来るだけ助言を避ける。 ・各グループの発表者に意見をまとめるように指示する。
	3 1分前に終了を予告する。		
	4 各グループの選択結果を発表し、その理由を板書する。	25	・発表者に簡潔に発表させる。 各グループの選択に対して、生徒たちが自由に疑問点などを発表できるように注意する。
まとめ	5 全てのグループの意見が発表された後、板書された意見を全員で自由に討議する。		・なぜ、全てのグループが と を選んだのかについて考えさせたい。
	6 最後に、指導者が感想を述べる。特に、人々は日ごろは忘れてしまっているが、心の中には必ず弱者に対する思いやりの心を持っていることを再認識させる。	5	自転車を運転する時にも、弱者に対する思いやりの心を持たせる。

【資料1】

ディベートフォーラム(debateforum)

反対意見を持った二派に分けて論争した後、司会者を中心に全員で討論する。

【資料2】

批判派(例)

雨の日の傘差し運転が非常に多く見られる。

夜間の無灯火運転が目立つ。自動車を運転している人の立場になって考えると、大変危険である。

交通の激しくない交差点などでの信号無視が目立つ。

擁護派(例)

カッパはめんどくさいし、大人にも傘差しは多く見られる。最近では、自転車本体に傘を差し込んで運転している人も見られる。

ライトをつけると、自転車をこぐことが重くてつらい。

意見を出し合っていく中で、何が生徒に欠けており、今後身につけなければならないかを、深く考えさせる。

余裕のある登校 時間的ゆとり、相手の立場になる 思いやり

【資料3】

管理者の見た事故多発者の特徴

アンケート項目	頻度	対象人員に対する%
・過去に何度も職を変えている	62	35.2
・無精ヒゲをのばしたり、サングラスをかけている	43	24.4
・いつも髪や服装が乱れている	40	22.7
・遅刻や欠勤が多い	58	33.0
・仕事の報告をこちらから言うまでしない	68	38.6
・言葉づかいが乱暴である	54	30.7
・車の清掃をあまりしない	76	43.2
・会社の規則を守らない	48	27.3
・たばこの吸殻を、ところかまわず捨てる	36	20.5
・スピード違反をよくする	78	41.3
・横着な態度が目立つ	61	34.7
・おっちょこちょいで、早のみ込みである	81	46.0
・注意してもいうことをよく聞かない	62	35.2
・カーラジオのボリュームをあげて聞く	30	17.0
・電話の対応が悪い	23	13.1

N=176 (高等学校交通安全指導の手引より)

【資料4】

道路交通法第52条

車両等は、夜間(日没時から日出時までの時をいう)道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照灯・車幅灯・尾灯その他の灯火をつけなければならない。

(資料)

ライフラフト

- 1 神父(お坊さん)
- 2 妊娠している女性
- 3 引退した海軍兵士(航海士)
- 4 科学者(もう少しでガンの特効薬を発見しそうである)
- 5 医者(50年の経験をもっている)
- 6 10才の少年
- 7 大統領(総理大臣)
- 8 ノーベル平和賞受賞者
- 9 人気のある芸術家(非常に才能がある)
- 10 漁師(健康である)
- 11 人気のある歌手(非常に歌がうまい)

上のリストの人々は、いま船に乗っています。船は沈みかけていて、救命ボートには5人分の席しかありません。もっとも近い島まで何百キロもあります。

これからのことをいろいろ考えて、グループごとに助けるべき5人を選びなさい。もし意見の食い違う場合は、投票して決めさい。また、何故その5人を選んだのかその理由も考えておきなさい。

()班 発表者()

1 _____

2 _____

3 _____

4 _____

5 _____

<資料1>バズセッション(buzz session、ブンブン討議、6・6式討議)

- (1) 司会者がテーマを説明する。
- (2) 5～10名の小集団に分け、5～10分位の決められた時間内に、テーマについて座長を中心にグループで話し合う。
- (3) 司会者は1分前に終了を予告する。
- (4) 座長はグループの意見をまとめて発表する。
- (5) 書記は各グループの意見の要点を板書する。
- (6) 板書された意見を全員で討議する。
- (7) 必要があれば、板書された意見をグループで再討議する。

<資料2>ライフラフト

- 1 神父(お坊さん)
- 2 妊娠している女性
- 3 引退した海軍兵士(航海士)
- 4 科学者(もう少しでガンの特効薬を発見し
そうである)
- 5 医者(50年の経験を持っている)
- 6 10才の少年
- 7 大統領(総理大臣)
- 8 ノーベル平和賞受賞者
- 9 人気のある芸術家(非常に才能がある)
- 10 漁師(健康である)
- 11 人気のある歌手(非常に歌がうまい)

上のリストの人々は、いま船に乗っています。船は沈みかけていて、救命ボートには5人分の席しかありません。もっとも近い島まで何百キロもあります。

これからのことをいろいろ考えて、グループごとに助けるべき5人を選びなさい。もし意見の食い違う場合は、投票して決めなさい。また、なぜその5人を選んだのか、その理由も考えておきなさい。

()班 発表者()

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5

留意点

- 1 優先順位をつけて選ばせる。
- 2 2と6をほとんどのグループが選ぶであろう。もし選んだ場合はその理由を聞く。また選ばなかった理由も聞いてみるとよい。
- 3 これ以外の人物を指導者が設定してもよい。
- 4 指導のねらいは最後まで生徒に言わない方が望ましい。

【テーマ】			
交通社会の一員として一交通事故の恐ろしさを知ろうー			
【指導のねらい】免許を取得し車両を運転するようになると、加害者になることもある。各自の危険体験を通して事故防止のための意識を高める。			
場面	内容・展開	時間	留意点・資料等
導入	1 交通事故の悲惨さ、恐ろしさを知る。 (1)交通遺児の作品(作文、詩)を紹介する。 (2)高校生が関係した死亡事故例を紹介する。	10	・作文、詩は別紙資料を印刷し配布する。 ・3～4名でグループ編成し班長を決めておく。<資料1>
展開	2 グループワーク 次の場合についての体験談をまとめる。 (1)歩行者として体験した、自転車、二輪車、四輪車に関わる危険体験談。 (2)自転車を運転しているとき体験した、歩行者、二輪車、四輪車に関わる危険体験談 (3)二輪車、四輪車を運転しているとき体験した自転車、歩行者に関わる危険体験談。	20	・できれば徒歩通学、自転車通学、車両通学別にグループをつくる。 ・通学、通勤途上等での自らの体験、または見聞きしたことをまとめる。 ・班長には事前に発表させる旨伝えておく。
	3 発表 各グループ毎にまとめた体験談を班長に発表させる。	15	・発表された体験談について原因はどこにあったか。防止するためには、どのようなことに気をつければよかったかを考えさせ自由に発表させる。
まとめ	4 交通社会の一員としての心構え (1)人命の尊重。 (2)弱者に対し思いやりの気持ちをもつこと。 (3)互いにゆずりあい無謀運転をしないこと。 (4)事故を起こしたときの責任の重さ等にふれ、まとめとする。	5	・交通法規の遵守がいかに大切であることを強調する。

<資料 1> 「母が泣いた日」より

導入部で、別紙資料の交通遺児の作文または、詩を生徒に読ませることにより、交通遺児となった人達の生活や気持ちを少しでも理解させたい。

(参考)交通遺児作文集・玉井義臣編(サイマル出版会)

- ・「あしながおじさん物語」
- ・「あしながおじさんへの手紙」
- ・「天国にいるお父さま」
- ・「母が泣いた日」等がある。

<参考資料>平成 14 年度年齢層別交通事故死亡者、負傷者

「母が泣いた日」より

「ごっつい孝行するぞ！」

百武史年(高三)

俺、もうすぐ一八歳。

俺、今、受験生。

心配かけとるな。お母ん。苦勞さしとるな、お母ん。

俺、このごろやっとわかってきたような気がするわ。

そやかてもう二二年にもなるんやもんな。

なれても全然わからんかったんや。

おやじのある家庭に負けんとこ思てか、

みんなが持つてへんようなおもちゃも買ってくれたし、

ようあそびに連れて行ってくれたな。

そのくせ自分はいつもボロ着とつたし、

食べるもんも食べんと、いっしょうけんめい働いとつた。

そいでお母んはついにやりよつたんや。

自分の力だけで家まで建ててもたやんか。

俺、自分の部屋ももつとるし生活になんも不自由してへん。

ありがとう、お母ん。ありがとう、お母ん。

けどな、俺、もうちょっと苦勞かけさせてまうみたいなんや、

お母んは、俺をええ大学に行かしたいと思てるけど、

お母んも知ってるやろ、俺、勉強、好きやないんや、

そいでも、俺、自分のためにもお母んのためにもがんばるぞ。

もうすこしや、まってるな、お母ん。

大学でたら、ごっつい孝行するぞ！

ごめん。

父の夢

酒田 進(高一)

今、母は五四歳です。もう人生の半分以上生きてきた母、現在は青森の方で兄と兄嫁、おばあさん、それに兄嫁の子供二人といます。農業の手伝いや子供の世話など、いろいろ心配事を抱えている母です。僕は青森県から遠くはなれた滋賀県に住んで二年目になります。昼はガソリンスタンドに勤め、夜は定時制高校に通学しています。

母は最初、青森から僕が離れるのをいやがるような顔で見送ってくれました。一カ月に一度くらいは電話でも手紙でも何か連絡しなさいよと言われ、月一度必ず電話しています。電話では母の顔も見えない。また、母は僕の声しか聞こえない。それでも電話して母を楽しませています。

遠く離れたところにいる母、わたしは去年の夏、仕事の休みをとり、一年ぶりに母、そして家族に会いました。みんな首を長くして待っていました。みんな健康な顔をしていたのでほっとしました。

父が交通事故でなくなってもう六年が経ちました。それからの私たちは夢も一緒に失ったようでした。でもいつまでもくじけていてはいけなないと思い、四年が経ち、中学を卒業しました。その間、母もいろいろ悩み、苦労もあつたと思います。私たち兄弟が何も知らない間に、年月は過ぎました。

父の交通事故の夢も見だし、一緒に遊んだりしたいろいろな夢も数十回程見ました。また、母も私の見たような夢を見たことでしょう。その夢がいつまでも続いてくれたら私たちはうれしい。でもすぐに消えてしまう。私が幼い頃の父に会いたい。でも、それは無理。私はいつも父の写真を持っています。お守りのように大事にしています。

母の今の心配事は何だろう。わたしは思う。今、わたしは一八歳、それに一九歳の兄は身体障害者で片腕がない。それに二一歳の姉と、三人のこれからの面倒も見なければならぬことだと思います。それを自覚して面倒のかからないう、心配させないように、また、苦労のないように、母を大事にしていきたいと思えます。

いつまでも長生きしてください。父の分までも。健康第一に。それが私から母へのお願いです。兄弟で見守っていききたいと思えます。

さびしいけれど

貧しいけれど、つらいけれど

父さんがみているんだ。母さん、がんばろうね。

【テーマ】			
交通社会と自転車通学			
【指導のねらい】			
高校生の自転車通学は、大きな社会問題となっている。交通社会の中での自転車通学のあり方を、相手の立場になって考えさせる。			
場面	内容・展開	時間	留意点・資料等
導入	1 用意したプリントを配布し、本時のねらいを説明する。		・プリントは(巻末資料8)
展開	2 あらかじめ家族に、高校生の自転車運転で、危険や迷惑と感ずることのワーク3を聞いてこさせ、その結果を多い順に並べてみる。その結果をプリントの1の欄に記入させる。		<資料1>参照
	3 高校生の自転車事故原因について、プリントの問に答えさせる。 一時停止違反が最も多いことを強調する。		・正解はA()、B()、C()、D()、E()<資料2>
	4 ルール違反と事故の危険性について、具体的な場面を通して理解させる。 (1)一時停止と優先道路 (2)右側通行と左折車 (3)自分が危険と思うこと それぞれの場合について、図を見ながら相手の立場になって「台詞」を記入させてみる。		・自転車の立場と相手の立場で、どう違うかを考えさせ、軽い気持ちのルール違反が事故を招く危険性を理解させる。<資料3>
まとめ	5 交通事故と問われる責任自転車事故の場合、「被害者」になることが多く、相手の自動車側の運転手がどんな責任を問われているのか理解していない。プリントにしたがって三つの「責任」について説明する。		・人身事故の場合 「刑事責任」 「民事責任」 「行政処分」 歩行者に対しては、自転車が責任を問われる。<資料4>
	6 自転車通学マナーは、社会問題化している。 相手の立場になって、責任を自覚させる。		

<p><資料1> 高校生の交通マナーに関するアンケート集計結果 (大須賀町自治連合会)</p> <p>(1) 自転車の運転マナーについて 非常に悪い(22%) 悪い(48%) 普通(29%) 良い(1%)</p> <p>(2) 特に目立つ違反・マナーの悪さ 並進(26%) 二人乗り(19%) 無灯(13%) 食べながら(12%) 一時不停止(7%) 斜め横断(6%) 傘差し(6%) 信号無視(6%) など(巻末資料12)参照</p> <p><資料2> 全国の高校生年代の自転車事故原因 (平成2年) 第1位 一時停止違反(1,621件) 第2位 安全運転義務違反(913件) 第3位 信号無視(549件) 第4位 通行区分違反(240件) 第5位 交差点安全通行違反(172件) (平成2年「交通統計」より)</p> <p><資料3> ルール違反と相手の立場 一時停止違反と優先道路</p> <p>(自転車) こんな見通しの良い所だから自分を先に通してくれるだろう。</p> <p>(自動車) こちらが優先道路だから徐行する必要はない。待たせても悪いから急ごう。</p>	<p>右側通行と左折車</p> <p>(自転車) 車がいるが、目の前を通っているのだから、まさか発進するはずはない。</p> <p>(自動車) あの車が通りすぎたら、左折して出よう。(左側から来る車はないはず...)</p> <p><資料4> 人身事故の場合の責任</p> <p>刑事責任 「業務上過失傷害罪(刑法211条)」や「道路交通法」違反などに問われる。</p> <p>裁判の結果、5年以下の懲役または禁固、罰金などの判決</p> <p>民事責任 被害者に与えた損害の補償(入院費)自転車の修理費、慰謝料など)</p> <p>被害者に与えた損害の補償(入院費、自転車修理費、慰謝料など)</p> <p>行政処分 免許の取り消し、停止など。また公務員は戒告、減給、懲戒免職など。</p> <p>免許の取り消し、停止など。また公務員は戒告、減給、懲戒免職など。</p>
---	--

【テーマ】			
交通安全標語の作成			
【指導のねらい】			
創作活動を通して交通安全の意識高揚を図る。			
場面	内容・展開	時間	留意点・資料等
導入	1. クラスを5～6人のグループに編成、代表者を選出し、資料1～5を配布後、指導者がテーマを説明する。	5	<資料>の事故例や各学校で起きた事故などを取り上げて説明する。
展開	2. それぞれの立場や状況等を考え、各グループ毎に自由な話し合いを15分程度させる。 (1)ドライバーとしての立場 ア 自転車の運転者 イ 自動車の運転者 (2)歩行者としての立場 ア 幼児の立場 イ 老人の立場 ウ 自分自身 (3)それぞれの状況下 ア 雨天時での自転車走行 イ 夜間時での自転車走行 ウ 危険箇所での自転車走行	15	<ul style="list-style-type: none"> ・話し合いは標語作成のアイデアを出すためのものとする。 ・指導者は内容の(1)～(3)を板書する。 ・話し合い時は、観察のみで、できるだけ自由な雰囲気醸成に努める。 ・グループ毎で進行状況が異なるので、終了時間を終了の1～2分前に指示する。 ・指導者は短冊を事前にコピーし、生徒に配布する。 ・指導者は全てのグループの創作活動が終了したことを確認する。 ・最も大切なことは、思いやりの心を持つことである。
まとめ	3. 各グループ毎の話し合い終了後、個々の創作活動に入る。1人2点の標語を作る。 (1)各グループ毎にメンバーの標語を評価し合い、代表作品1～2点を選ばせる。 (2)各グループの代表者が代表作品を指導者に提出する。	25	
	4. 指導者が感想を述べる。	5	

<資料1>事件事例

(1) 小学校に入学したばかりのA君は、学校からの帰り道、道路の反対側に買物にきていたお母さんを見つけました。喜んで飛び出そうとするA君にお母さんは“渡ってはだめよ”と合図しましたが、A君は勘違いして、いきなり飛び出しました。その時左側から時速 50 キロで走ってきた乗用車に跳ね飛ばされて死亡しました。

(2) お年寄りのBさんは、夕暮れ時、横断歩道のない道路を渡ろうとした時、左側より車が近づいてくるのが見えたが、「まだ大丈夫だろう」と渡り始めました。しかし、道路を渡り切れずにいるうちに、直進してきた普通乗用車に跳ね飛ばされ、頭を強く打って即死しました。残念なことに、Bさんは地味で黒っぽい服装のため、運転者の発見が遅れたようです。

<資料2>標語例

(1) 運転者向け

- ・ドアしめてベルトをしめて気をしめて
- ・速度は控えめにシートベルトはキチッと締め
- ・ハンドルを持てば律儀な君が好き

(2) 歩行者・自転車向け

- ・飛び出す一步に飛びつく危険
- ・反射板つけて夜道の自己主張
- ・「大丈夫、僕に限って…」そういう君が要注意
- ・「渡っちゃえ」悪魔がささやく信号無視

(3) こども向け

- ・はしらない ぼくもきゅうには とまれない
- ・上げる手に笑顔でこたえる思いやり

<資料3>

幼児の歩行中の原因別事故発生状況
(第1当事者)(平成2年)

平成2年版「交通統計」より

<資料4> 幼児の行動特性

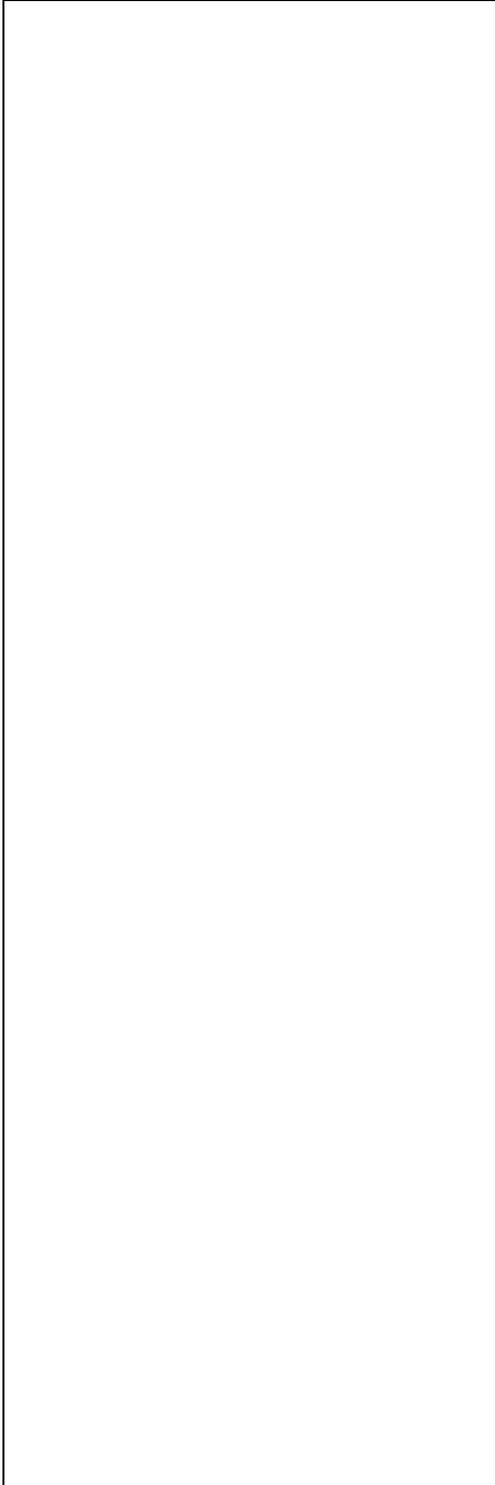
- ・道路上で友達と遊びに夢中の時は、車が近づいても気がつかない。
- ・信号が青になれば、車は止まってくれるものと思い、一目散に走りだしていく。
- ・信号を無視して、道路を横断する大人を見たりすると、すぐ真似をする。

<資料5> 老人の行動特性

- ・過去の体験や経験にだけ頼りすぎて、現在の事態の判断を誤ることが多い。
- ・身体機能の低下により、素早い行動の変化がとりにくい。

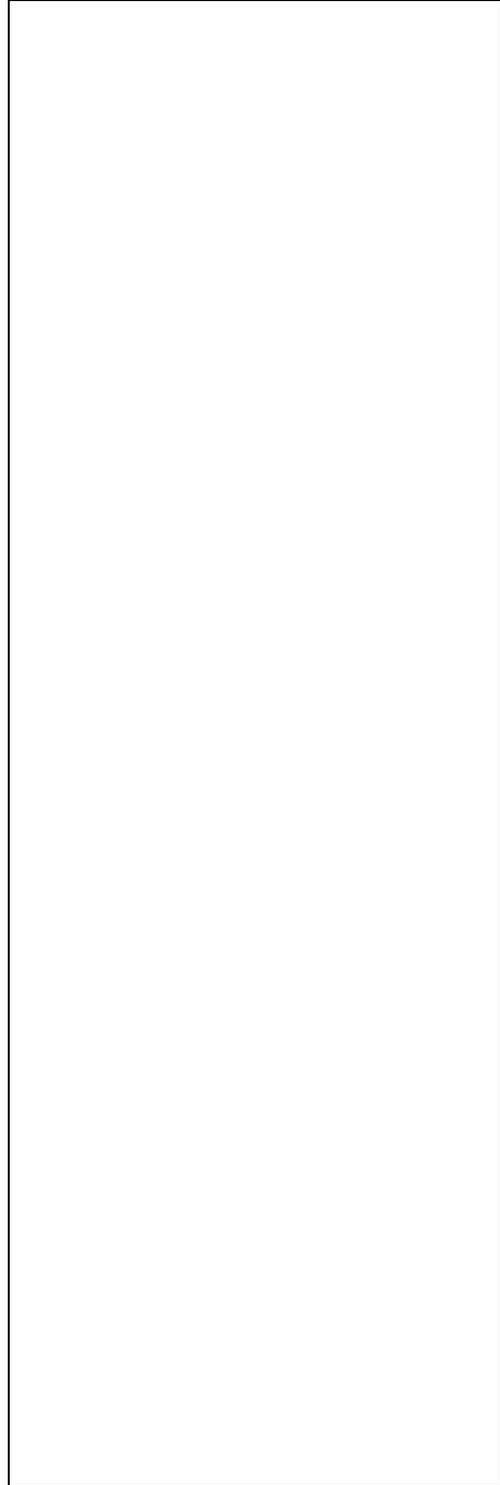
(資料 1.3.4.5. は高等学校交通安全指導の手引きより)

標語短冊



()組 ()番 氏名()

標語短冊



()組 ()番 氏名()

【テーマ】

交通安全意識調査

【指導のねらい】

自転車利用時に必要な交通法規を再確認させるとともに、自転車通学の実態を考えさせ交通安全意識の高揚を図る。

場面	内容・展開	時間	留意点・資料等
導入	1 交通安全意識調査用紙を配布しながら、この調査の目的(正しい自転車の乗り方や、自転車走行に関する法規をしっかりと認識させること)を説明する。	5	
展開	2 指導者が質問事項を読みあげ、生徒にそれぞれの質問に解答させる。 (1) 質問1・アにおいて実際に交通事故にあった生徒を選び事故例を発表させる。 (2) 質問1・ウにおいて本校の年間事故件数を数人の生徒に答えさせてみる。 (3) 質問2・カに答えさせた後、2人乗りの危険性、事故があった場合の責任問題について考えさせる。 (4) 質問2・サにおいて傘差し運転の危険性で行った場合の刑事責任について説明する。 (5) 質問3・アにおいて地域の本高生に対する苦情について説明する。(特に苦情がよく寄せられる場所について) (6) 質問3・ウにおいて指導者が自動車を運転する立場から、日ごろ感じていることを発表する。	40	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒に考える時間を十分与えるように注意する。 ・事故例を話題にして、緊迫感をもたせる。 ・事前に本校の昨年度の事故件数を調べておく。 ・自転車は、本来2人乗りするように作られていないことをしっかりと認識させる。 ・「3ヵ月以下の徴役又は5万円以下の罰金」の場合もあることを知らせる。 ・あらかじめ本校生に対する苦情について調べておく。 ・日ごろ自動車を運転していて、自転車運転者に感じている意見をまとめておく。 ・交通安全委員に集計させ、これからの指導に役立てる。
まとめ	3 調査用紙を回収し、生徒のこの調査に関する感想を発表させる。	5	

<資料1>

〔手順〕

- 1 質問1・アで(a)と答えた者に挙手をさせ、その内容を簡潔に述べさせる。
- 2 質問1・ウに対する答をあらかじめ調べておく。
- 3 質問1・エで(a)と答えた場合、その理由を聞いてみる。
- 4 質問2・アで(a)と答えた場合、なぜ止まらないか聞いてみる。
- 5 質問2・エで(c)と答えた場合、なぜ行なわないか確認してみる。
- 6 質問2・オで一時停止の標識を知っているか確認する。
- 7 質問2・カでなぜ2人乗りを行うのか、また危険を感じないか、事故の場合責任をとれるかどうか聞いてみる。
- 8 質問2・ケで並進の危険性を説明する。
- 9 質問2・サで傘差し運転の罰則を説明する。
- 10 質問2・セでライトは前方を確認するためだけではなく、自分の位置を相手に知らせるためにつけることを説明する。
- 11 質問3・アのあと、実態を話す。
- 12 質問3・ウのあと、自動車運転手の立場からの意見を発表する。
- 13 質問4・アで自分が歩行者の場合はどうか意見を発表させる。
- 14 全ての質問のあと、調査についての感想を聞いてみる。
- 15 次の標識や2段階右折について、知っているか確認してみるのもよい。

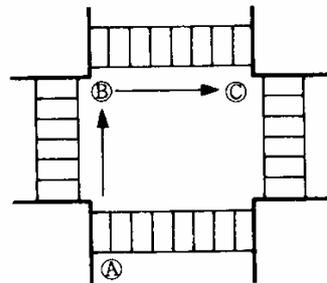
(並進可)



(一時停止)



(2段階右折の方法)



交通安全意識調査(自転車)

あなたは自転車通学をしていますか。

(a)いる (b)いない

1 ア.自転車を運転中、事故にあったことがありますか。

(a)ある (b)ない

イ.アで(a)と答えた人は具体的な様子を説明してください。

ウ.昨年度一年間の本校の自転車事故件数は何件ぐらいだったと思いますか。

(a)0件 (b)1~5件 (c)6~10件 (d)11~15件 (e)16~20件 (f)21~25件
(g)26~30件 (h)31件以上

エ.これからの1年間であなたは事故にあわない自信がありますか。

(a)ある (b)ない

2 ア.あなたは赤信号で必ず止まりますか。

(a)必ず止まる (b)止まらない時もある

イ.アで(b)と答えた人はどういう場合ですか。

ウ.信号機のある交差点での2段階右折を知っていますか。

(a)知っている (b)知らない

エ.ウで(a)と答えた人は必ず2段階右折を励行していますか。

(a)必ずしている (b)時々する (c)ほとんどしていない

オ.一時停止の標識のある所では、必ず一時停止をしていますか。

(a)必ずする (b)だいたいする (c)あまりしない

カ.あなたは二人乗りをしますか。

(a)よくする (b)することがある (c)しない

キ.カで(a)、(b)と答えた人はどういう場合ですか。

ク.あなたは並進(他の自転車と並んで走ること)をしますか。

(a)よくする (b)することがある (c)しない

ケ.クで(a)、(b)と答えた人はどういう場合ですか。

コ.通行区分(自転車専用道路、左側通行等)を守っていますか。

(a)必ず守る (b)だいたい守る (c)守らない時が多い

サ.コで(b)、(c)と答えた人はなぜ守らないのですか。その理由を書いてください。

シ.雨天時、傘差し運転しますか。

(a)よくする (b)することがある (c)しない

ス.シで(a)、(b)と答えた人はどういう場合ですか。

セ.夜間、必ずライトをつけて走行しますか。

(a)必ずつける (b)だいたいつける (c)あまりつけない (d)つけない

ソ.セで(c)、(d)と答えた人はなぜつけないのですか。その理由を書いてください。

タ.あなたの自転車には蛍光反射板がついていますか。

(a)いる (b)いない

チ.タで(b)と答えた人はどうしてついていないのですか。

(a)もらっていない (b)もらったがついていない (c)つけたくなかった

3 ア.本校生の自転車マナーはよいと思いますか。

(a)よい (b)普通 (c)あまりよくない (d)悪い

イ.アで(c)、(d)と答えた人はどのような面でよくないと思いますか。

ウ.自転車を運転していて「ヒヤッ」としたことがありますか。あったら具体的に書いて下さい。
(危険の場面)

4 ア.自転車を運転している時、歩行者のマナーに対して不満を持ったことがありますか。

(a)ある (b)ない

イ.アで(a)と答えた人はどういう場合ですか。(複数回答可)

(a)歩行者が左側を歩いている (b)大勢で広がって歩いている (c)急に飛び出してくる
(d)その他

ウ.自転車を運転している時、他の自転車の走行に対して不満を持ったことがありますか。

(a)ある (b)ない

エ.ウで(a)と答えた人どうい場合ですか。

5 あなたが歩行者の立場で、自転車に対する意見を書いて下さい。

6 道路事情に対して困っていることがあったら書いてください。

< その 1 >

目的：速度による衝撃の強さを体感する。

(自動車は時速7キロほどで急ブレーキを掛けたとき、シートベルトをしていない人間の体は浮き上がってしまう。自転車の平均速度は時速20km。生徒が坂を下るときは30kmから40kmになることもある。その時に自動車と衝突した場合の衝撃がどれほどかを想像させ、今後の運転に注意を促せる。)

準備：自動車(公用車)、広い空間

場所：トレーニング室前

手順：車が急ブレーキを掛けたとき、その乗員はどのくらいの速度で体が浮き上がるかを質問し、考えさせる。(何キロかを、数名に指名して答えさせると効果的かと思えます。)

生徒の中から2名ほど自動車に乗せる者を選ぶ。

自動車、後部座席に乗せ、シートベルトをさせない。体が飛び上がることを事前に知らせ、保護するように伝える。他の子はブレーキ地点が見えるところで待機する。

自動車を時速6,7キロで走らせ、急ブレーキを掛ける。(どなたか運転お願いします)

時速何キロであったかを推測させる。

上記のことを自転車に置き換えて考えさせる。自転車の平均速度は時速20km。生徒が沼東から坂を下るときは30kmから40kmになることもある。その時に自動車や小学生、老人と衝突した場合の衝撃がどれほどかを想像させる。

< その 2 >

目的：自動車運転手の視界を体験し、自分がいかに車から見えていないかということ(死角)を理解させる。

準備：自動車(公用車など)、広い空間

場所：トレーニング室前

理解：車の運転中、人は前方のみに気を取られがちであり、また、ドライバーによっては余裕が無く、前にしか注意を向けられない人も多いことを理解させる。

手順： 自動車を広い空間に一台置く。（こちらで用意します）
運転席に生徒を乗せ、目をつむらせる。（クラスでとりあえず1名、人選）
その周りに生徒を取り囲ませる。（間隔を開けないように）
運転席の生徒に前を向かせたままの状態と、ミラーで確認できる範囲で目に入るクラスメイトの名前を挙げさせる。
名前を呼ばれた生徒はしゃがんでいく。
周りで見ている生徒にどこが見え、どこが見えないかを、車の周囲を回って確認させる。
サイドミラーを畳んだ場合（サイドミラーを見ないで運転している状況を想定）でも、同様のことを行う。

時間があれば運転席に乗る生徒を交代させた方が実際の視界を確認できていいかと思います。

<その3>

対象：2，3クラス

目的：自動車運転手の視界を体験し、狭路で自らがどのように見えているかを確認させ、自分の運転を省みさせる。

準備：自動車（公用車など）、自転車数台（司法委員、正副級長にLHR直前に自転車を用意して、下記の場所に置いておくように伝えて下さい）、メジャー、壁、コーン

場所：軟式テニスコート東、西グラウンドへ上がる舗装されたスペース

手順： 生徒が登下校で、よく通行する、三島屋酒店付近と同程度の道に見立てた狭路を作る。（こちらで準備します）
そこに車を左寄りに置き、その右にできたスペース、および、その前に並列して自転車を置く。（こちらで準備します）
自転車に生徒を乗せる。
運転席に順番で乗り、視界を確認させ、いかに自分たちが通行の妨げをしているかを理解させる。その際、前方の自転車が急に進路を変更したり、対向車が来たり、といったような、更に交通状況を悪化させる事態も想像させる。

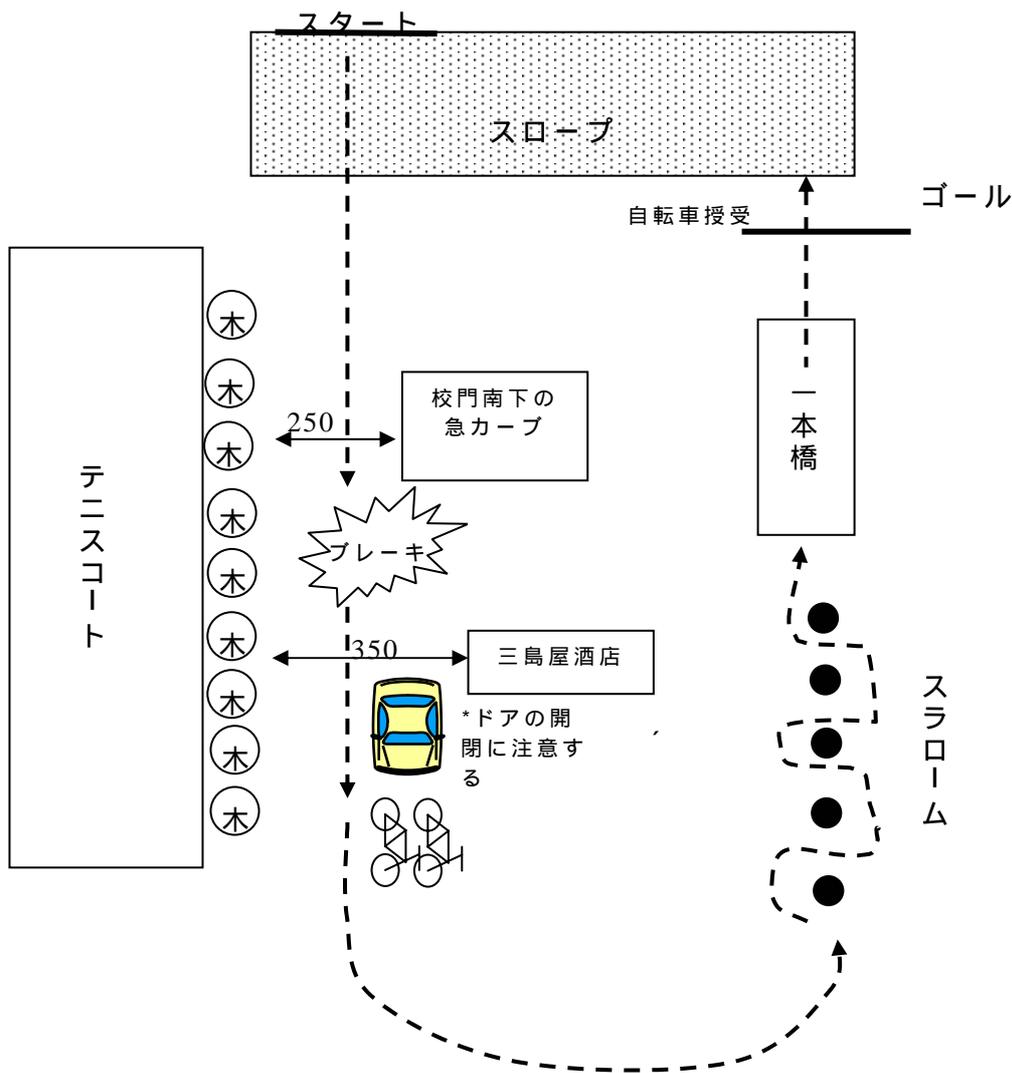
<その3'>

目的：二人乗り（できない生徒は一人乗り）を敢えて体験させて、二人乗り時の、操縦性の低下を体験させる。

準備：自転車予備<その3>の活動も含めて12台。

場所：西グラウンド入口、坂道。

手順：下記のコースを二人乗り（一人乗り）で走行させる。



<その1> <その2>を前半に体験する集団と<その3> <その3'>を前半に体験する集団で、2集団に分け、同時進行で行い、時間で交代します。

事前に司法委員、級長、副級長などへ、荷台のついた自転車を用意するようにお伝え下さい。（全体で12台程度）

時間の限り、全生徒に自転車を運転させたいので、全員が自転車を運転できる服装になっておくよう、事前に連絡をして下さい。（女子生徒がスカートに気にする場合を考慮。）

L H R 交通安全教育

学習課題『インターネット上の情報を利用して、交通標語を考える』

(ねらい)

交通標語校内コンクールに応募のための標語を考える際、インターネットから交通安全に関する情報を検索して参考にする。

関連教科・科目	商業科・地理歴史・公民科			
主題	インターネットの検索エンジンを利用して、交通安全に関するホームページを見て、調べて、まとめる。			
主題設定の理由	交通安全に関する情報を自分が主体的に収集することにより、交通安全学習の意欲を高める。また、交通安全に関するさまざまな情報を知り、交通社会に積極的に貢献できる態度を育成する。交通標語をつくる。			
指導のねらい	インターネットのホームページの利用法を学習すること。そこから交通標語などを考え、交通安全意識を高める。交通標語をしっかりと考える。			
事前の準備	ホームページタイトルやアドレスをまとめて感想等を書き込ませるワークシートプリント、インターネットに関する資料プリント、パソコン操作説明用のスクリーン用意。			
段階	時間	指導事項	学習活動	指導上の留意点
導入	10分	本時間の目的と内容 資料等の配布と説明、交通標語の募集について説明。	交通安全と本時間のインターネットの利用の学習との関連を理解する。 資料の理解。	パソコンの操作をしっかりと説明する。あまり深入りした操作は避け、必要な操作のみ順番に説明する。
展開	30分	インターネットの利用、検索をする。(今回は、グーグルのイメージ検索のみを説明する。)	インターネットを各自で使う。 また、アドレスなどをプリントにまとめる。	パソコンの操作の補助をする。
まとめ	5分	パソコンを終了する。	感想をまとめ、次回の予定を立てる。	アンケート用紙の回収。まとめ。終了。

L H R交通安全教育

学習課題『交通安全ポスターをパソコン(ワード)でつくる』

(ねらい) パソコン(ワード)を利用してポスターをつくり交通安全意識を高める。

関連教科・科目		商業科・地理歴史・公民科		
主題	交通安全ポスターをつくる			
主題設定 の理由	交通安全ポスターをつくり、交通安全学習の意欲を高める。完成したポスターを校外の職場などに配布して、交通社会に積極的に貢献できる態度を育成する。			
指導のね らい	ワードの利用法を学習すること。また、インターネットやスキャナーから画像の取り込みや貼り付ける方法などを学習する。			
事前の準備	保存用のフロッピーディスク。ワードの利用法のプリント、パソコン操作説明用のスクリーン用意。サンプルポスター用意。			
段階	時間	指導事項	学習活動	指導上の留意点
導入	15分	本時間の目的と内容 資料等の配布と説明、ワードアート、オブジェクトの書式設定の説明をポスター例を挙げて説明。	ポスターをつくることと、ワードの利用との関連を理解する。 資料の理解。	パソコンの操作をしっかりと説明する。 あまり深入りした操作は避け、必要な操作のみ順番に説明する。
展開	20分	ポスターのタイトル：今回は『交通安全』をワードアートで各自の好みで作成し保存する。 交通標語もワードアートで各自の好みで作成する。 オートシェイプの書式設定でレイアウトを背面に移動しておく。 名前を付けて保存しておく。 グーグルのイメージ検索でイメージをポスターにコピーして貼り付ける。 図形のグループ化やオートシェイプで図形作成もできる生徒には指示する。	ワードアートを理解。 (前面移動、拡大移動、形状選び、縦書き・横書き選び、色の変更など) オートシェイプの書式設定を理解 ワードアートを使ったポスターをフロッピーに保存。 (オートシェイプの書式設定で前面に直しておく) グーグルのイメージから画像をコピーして貼り付ける。 オブジェクトの書式設定を背面に直しておく。	パソコンの操作の補助をする。
まとめ	5分	パソコンを終了する。	次回ポスター完成の予定を立てる。	保存したフロッピーの回収。まとめ。終了。

(資料サンプル) 以下プロジェクターで解説

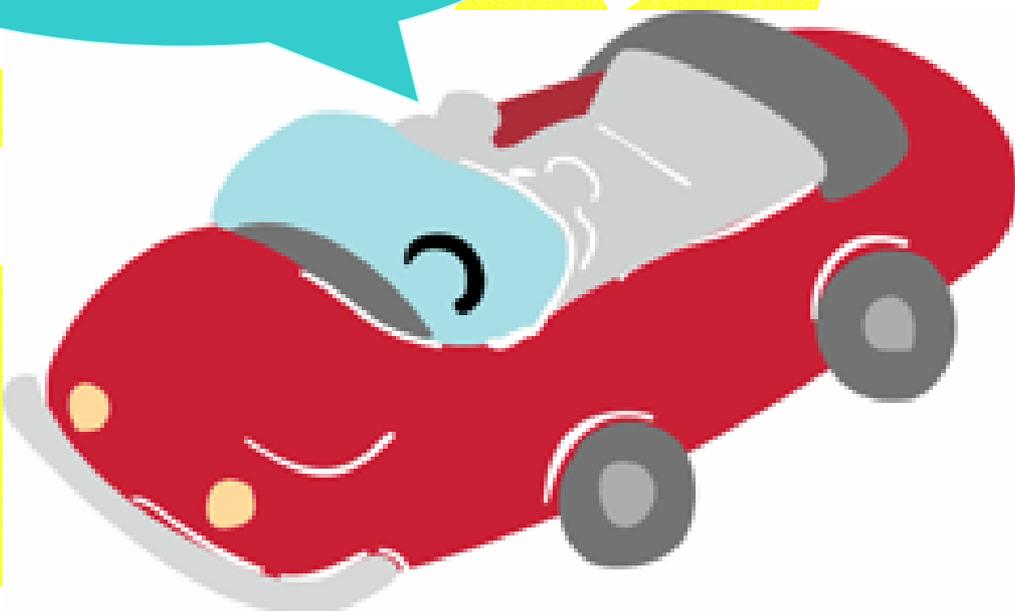
ワードポスター作成のコツ！！

- ・ワードアート(テキスト編集)
- ・オートシェイプ書式設定
(レイアウト背面、前面)



交通安全教室

四輪教習車、持ち込み原付、
自転車の実技講習もあるぜ！



とき

7月10日(木) 18時集合

ところ

自動車学校 (雨天決行)

当日の主なプログラム (18時 ~ 20時半頃まで)

交通講話 (交通法規クイズ)
四輪教習者検定コース実技講習
原付講習 (スラローム・1本橋走行)
自転車講習 (急制動、一本橋走行)
運転シミュレーター操作、大型車両の内輪差実験
実技講習講評 (体育保険課指導主事 先生)
まとめ (自動車学校職員よりアドバイス)

自動車学校へのアクセス

各自で自転車、原付、自家用車で現地集合か、自動車学校の送迎バスを利用して下さい。送迎バスプリントは担当 まで御問い合わせ下さい。(集合時間厳守)

L H R交通安全教育

学習課題 『パソコンで交通安全に関するポスター・グラフをつくる』

(ねらい) パソコン(ワード・エクセル)を利用したポスター・グラフづくりを通して、交通安全意識の高揚を図る。

関連教科・科目	商業科・地理歴史・公民科			
主題	交通安全ポスター・グラフをつくる(2回目) 今回は説明が中心。後日授業で完成予定。			
主題設定の理由	交通安全ポスター・グラフをつくり、交通安全学習の意欲を高める。完成したポスター・グラフをカレンダーにして校外の学校・職場などに配布して、交通社会に積極的に貢献できる態度を育成する。			
指導のねらい	ワード・エクセルの利用法を学習すること。また、インターネットやスキャナーから画像の取り込みや貼り付ける方法などを学習する。交通安全ポスターやグラフを作成できるようにする。			
事前の準備	生徒作品の保存用のフロッピーディスク等。(今回は不要)ワード・エクセルの利用法のプリント(今回は不要)パソコン操作説明用のスクリーン用意。サンプルポスター用意(今回はスクリーンで説明)。プレゼンテーション。(パワーポイント、ワード、エクセルをそれぞれ起動)『日本の損害保険ファクトブック 2003』を社団法人日本損害保険協会から生徒数分取り寄せる。(無料)			
段階	時間	指導事項	学習活動	指導上の留意点
導入	5分	本時間の目的と内容 資料等の配布と説明、ワードアート、図・オブジェクトの書式設定等説明。 ポスター例を挙げて説明。 (前回の復習)	ポスターをつくることと、ワードの利用との関連を理解する。 ワードからポスターができることを理解する。	パソコンの操作をしっかり説明する。あまり深入りした操作は避け、必要な操作のみ順番に説明する。 インターネットやスキャナーから画像の取り込みや貼り付ける方法なども紹介する。
展開	25分	グラフ作成用の資料を説明。 (今回は、『日本の損害保険ファクトブック 2003』(社団法人日本損害保険協会)P.30 図27:「年齢層別交通事故死者数及び構成比」より グラフの作成手順の説明。 時間があればグラフの作成の応用編も説明。	スクリーンで説明。 (グラフのポイント)項目を半角数字。 範囲指定。(F11)グラフウィザード。 グラフの整形 ワードへの貼り付け。 エクセルの項目からグラフができることを理解する。 グラフに関するエクセルの特徴の一部を理解する。	今回は、生徒は説明をスクリーンの説明で理解する。できれば2台のスクリーンを用意する。(1台は教師用・もう1台は補助教師・生徒用) 死者数の資料の内容にも関心を持たせる。 グラフ作成の基本はエクセルで、意外と簡単であることを気づかせる。 応用編は時間を考慮して深入りしない。
まとめ	5分	まとめ。次回の予告。	今回のポスター・グラフ作成の説明及び交通に関する資料から、自分で今後作成する見通しを立てる。	終了。諸連絡。

(資料) グラフ作成の応用編7つ技 (使わない場合も多いが、知っているとう便利)

キー操作一発のグラフ作成・・・範囲選択で [F 1 1] 棒グラフ

センスの悪い標準色をオリジナルで着色・・・メニューバーの『ツール』メニューから『オプション』の『色』タブを開く。

グラフの拡大で文字の拡大を防ぐ・・・グラフ余白部分でダブルクリック『グラフエリアの書式設定』画面で、『フォント』タブ選択、下のほうの『自動サイズの調整』のチェックを外す。

数字が大きい数字で、千、万単位で表示・・・グラフの数値上でダブルクリックして『軸の書式設定』を開き、『目盛』タブの『表示単位』で適した単位を選ぶ。

後から項目を追加・・・足りない項目を表で選択して、入れたいグラフ上にドラッグ・アンド・ドロップする。(範囲選択でも可)

グラフの太さを変えたい・・・棒グラフ上でダブルクリック、『データ系列の書式設定』画面を開き、『オプション』タブで『棒の間隔』の値を変える。

横棒グラフの反転(並び順)を直す・・・グラフの項目名上でダブルクリックして『軸の書式設定』画面が開いたら、『目盛』タブの下方にある3つのチェックボックスを調整。その内の下2つの『軸を反転する』と『最大項目でY/数値軸と交差する』にチェックを付ける。

自転車利用に関するアンケート

1 目的

文部科学省が日本交通安全教育普及協会に委嘱して実施した「平成14年度 小学校・中学校・高等学校における自転車利用実態等に関する調査研究」の結果を元に、自校の児童生徒の実態を把握し、自転車乗車指導を効果的に進める。

2 資料

「2活用編」フォルダの中の「LHR」フォルダ内にある以下のファイルを使用する。データ集計用のエクセルファイルに、一人ひとりのデータを入力することにより、1クラスの結果と全国の結果を比較することができる。

(1) 小学校用

アンケート用紙「自転車の交通安全についてのアンケート(小学校).doc」
データ集計用「自転車アンケート集計表(小).xls」

(2) 中学校用

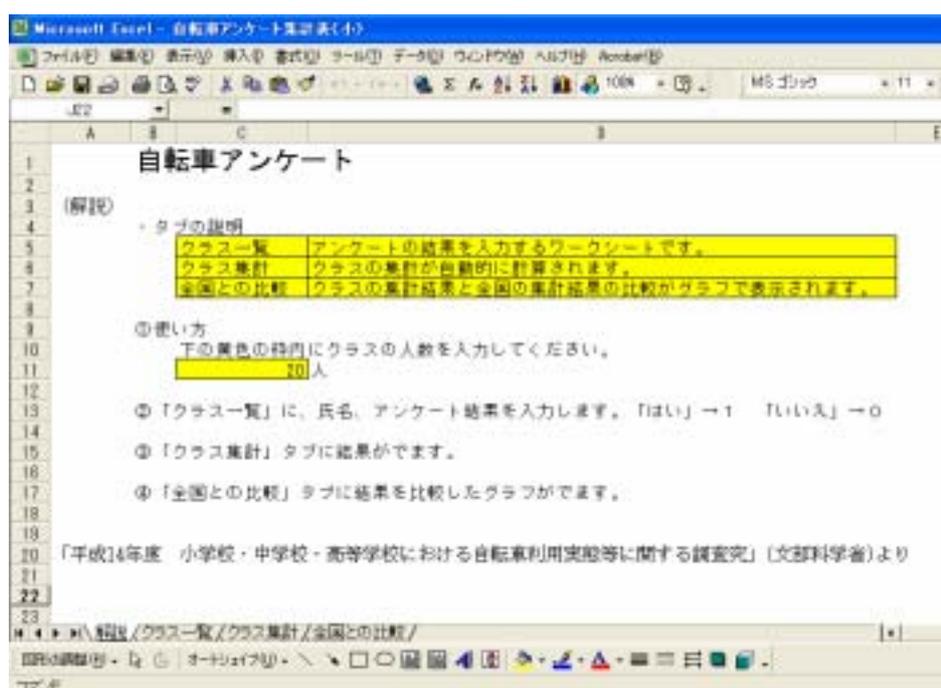
アンケート用紙「自転車の交通安全についてのアンケート(中、高).doc」
データ集計用「自転車アンケート集計表(中).xls」

(3) 高等学校用

アンケート用紙「自転車の交通安全についてのアンケート(中、高).doc」
データ集計用「自転車アンケート集計表(高).xls」

3 方法

アンケート結果をデータ集計用エクセルファイルにクラス人数、児童生徒名、アンケート結果を入力して、必要な部分を印刷する。



(参考)

平成14年度 交通安全教育調査研究

小学校・中学校・高等学校における自転車利用実態等に関する調査研究(抜粋)

平成15年3月 文部科学省スポーツ・青少年局

第2章調査研究の活動内容

1 調査研究の目的

現在は、交通社会の進展に伴い、車両交通の量的拡大や移動の迅速性が高まり、生活行動の容易性・便利性等の恩恵を広く受けられるようになっているが、その一方で、交通事故は依然として多発しており、深刻な状況となっている。

小学校・中学校・高等学校の児童生徒は、自転車を乗用する機会が多いことから事故に遭うことも多い。特に中学校・高等学校では多くの生徒が自転車で通学するようになり、登下校中の自転車事故が目立っている。さらに、自転車にかかわる事故は被害者になるだけでなく、加害者となり責任問題にまで発展している事例もあるため、学校における交通安全教育としての自転車の安全な乗り方に関する指導は一層重要となっている。

そのため、本調査研究は、学校の指導状況とともに、直接児童生徒を対象に交通安全意識や自転車の利用状況等にかかわる調査を実施し、学校における今後の交通安全教育の充実に資するための資料を提供することを目的とする。

2 調査の対象

本調査は、全国の小学校・中学校・高等学校における自転車に関する交通安全教育の指導状況を調査するとともに、直接児童生徒に対して調査を実施するため、調査対象は、小学校・中学校・高等学校(全日制)とし、47都道府県の地域を都市部(県庁所在地)・郡部に分け、学校種別ごとに2校ずつ無作為抽出し、47都道府県×3校種×2校の合計282校とする。

児童生徒を対象とした調査は、小学校は5年生、中学校と高等学校はそれぞれ2年生を対象として、対象の学年から1学級を任意に選び、そのうち35名に対して調査を行う(35名に満たない場合には、他の学級より無作為抽出)。282校×35人の合計9,870人を調査対象児童生徒とする。

3 調査の実施

調査対象校は、「全国学校総覧 2001年版」(発行:株式会社原書房)をもとに校種別に無作為抽出した後、各都道府県教育委員会と確認協議のうえ選出した。

調査は、各都道府県教育委員会を通じて、調査票並びに回答用紙・返信用封筒を調査対象校へ送付し、当該校の回答用紙と児童生徒自身が記入した回答用紙を学校単位で一括してまとめ、直接当協会へ返信する方法により実施した。

平成13年度は、データの収集・コンピュータ集計(単純集計)を行い、平成14年度は、更に必要な項目について項目間の関連データの集計を行った。

4. 調査対象校数と調査票の回収状況

学校対象の調査

学校種	調査対象校数	回答校数	回収率(%)
小学校	94	93	98.9
中学校	94	90	95.7
高等学校	94	91	96.8
合計	282	274	97.2

児童生徒対象の調査

学校種	調査対象児童生徒数	回答児童生徒数	回収率(%)
小学校	3,290	3,234	98.3
中学校	3,290	3,109	94.5
高等学校	3,290	3,154	95.9
合計	9,870	9,497	96.2

自転車の交通安全についてのアンケート（小学校）

これはテストではありません。ですから、名前を書く必要はありません。学級や学校の名前を発表することはありませんので、ありのままを教えてください。答は、大きく囲んだ□の中から、当てはまる番号を選び、別紙解答用紙にをつけて答えます。わからないところは、先生に聞いてください。

アンケート

問1. あなたの性別は何ですか。

1. 男 2. 女

問2. あなたは自転車に乗れますか。

1. 乗れる 2. まだ乗れない  問12、14、21について教えてください。

問3. あなたが自転車に乗れるようになったのは、いつごろですか。1つ選んでをつけてください。

1. 小学校入学前 2. 小学校1～2年生のころ
3. 小学校3～4年生のころ 4. 小学校5年生になってから

問4. あなたは、自分の自転車を持っていますか。

1. 持っている 2. 持っていない

問5. あなたは、1週間に何日くらい自転車に乗りますか。1つ選んでをつけてください。

1. ほとんど毎日乗る 2. 2～3日くらい乗る 3. ほとんど乗らない

問6. あなたが自転車に乗るのは、どのようなときですか。多い順に3つ選んでください。

1. 近くの公園や空き地などで遊ぶとき 2. 買いものに行くとき
3. サイクリングで遠くへ出かけるとき 4. 友達の家へ行くとき
5. 学校へ行くとき 6. じゅくや習いごとなどへ行くとき
7. その他()

問7. あなたは自転車に乗るときに、ヘルメットをかぶりますか。1つ選んでをつけてください。

1. 必ずかぶる 2. かぶることが多い 3. かぶらないことが多い
4. かぶらない(持っている) 5. ヘルメットを持っていない

問8. あなたがいつも乗っている自転車に、自転車のライトに反射して赤や黄色などに光るもの(反射材)を付けていますか。付けているところをいくつか選んでをつけてください。(もともと自転車についているものは除く。)

1. ペダル 2. ハンドル 3. 後ろのどろよけ 4. 前の車輪 5. 後ろの車輪
6. サドル 7. その他() 8. どこにもつけていない

問9. 雨の日には、どのようにして自転車に乗りますか。1つ選んでをつけてください。

1. カップを着て乗る 2. カサをさして乗る 3. なにも使わないで乗る
4. 雨の日は乗らない 5. その他()

問10. あなたは、自転車に乗っているとき、安全をたしかめたり、合図をしたりしていますか。次の(1)～(3)について、それぞれ当てはまるものを1つ選んでをつけてください。

(1) 発進や停止するとき

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1. 安全を確かめ、合図をしている | 2. 安全は確かめているが、合図はしていない |
| 3. 合図はしているが、安全は確かめていない | 4. 安全も確かめないし、合図もしていない |

(2) 右や左にまがるとき

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1. 安全を確かめ、合図をしている | 2. 安全は確かめているが、合図はしていない |
| 3. 合図はしているが、安全は確かめていない | 4. 安全も確かめないし、合図もしていない |

(3) 交差点を通るとき

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1. 安全を確かめ、合図をしている | 2. 安全は確かめているが、合図はしていない |
| 3. 合図はしているが、安全は確かめていない | 4. 安全も確かめないし、合図もしていない |

問11. あなたは自転車に乗るとき、次のような乗り方をしたことがありますか。次の(1)～(8)の乗り方について、それぞれにあてはまるものを1つ選んで をつけてください。

(1) ジグザグに乗る

- | | | | |
|------------|-----------|--------------|--------------|
| 1. いつもしている | 2. 時々している | 3. ほとんどしていない | 4. まったくしていない |
|------------|-----------|--------------|--------------|

(2) 二人乗りをする

- | | | | |
|------------|-----------|--------------|--------------|
| 1. いつもしている | 2. 時々している | 3. ほとんどしていない | 4. まったくしていない |
|------------|-----------|--------------|--------------|

(3) 二人横に並んで走る

- | | | | |
|------------|-----------|--------------|--------------|
| 1. いつもしている | 2. 時々している | 3. ほとんどしていない | 4. まったくしていない |
|------------|-----------|--------------|--------------|

(4) スピード競争をする

- | | | | |
|------------|-----------|--------------|--------------|
| 1. いつもしている | 2. 時々している | 3. ほとんどしていない | 4. まったくしていない |
|------------|-----------|--------------|--------------|

(5) 手ばなし運転をする

- | | | | |
|------------|-----------|--------------|--------------|
| 1. いつもしている | 2. 時々している | 3. ほとんどしていない | 4. まったくしていない |
|------------|-----------|--------------|--------------|

(6) 道路の右側を走る

- | | | | |
|------------|-----------|--------------|--------------|
| 1. いつもしている | 2. 時々している | 3. ほとんどしていない | 4. まったくしていない |
|------------|-----------|--------------|--------------|

(7) 信号を無視する

- | | | | |
|------------|-----------|--------------|--------------|
| 1. いつもしている | 2. 時々している | 3. ほとんどしていない | 4. まったくしていない |
|------------|-----------|--------------|--------------|

(8) 止めてはいけない所に止めておく

- | | | | |
|------------|-----------|--------------|--------------|
| 1. いつもしている | 2. 時々している | 3. ほとんどしていない | 4. まったくしていない |
|------------|-----------|--------------|--------------|

問12. 自転車に乗っている人の中には、交通ルールを守らないであぶない乗り方をする人がいます。どうしてだと思いますか。いくつでも選んで をつけてください。

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| 1. 交通ルールをよく知らないから | 2. ルールを守らなくても事故になるとは思わないから |
| 3. 自転車の事故はたいしたことがないから | 4. カッコよく乗りたがるから |
| 5. 交通ルールを守らなくてもしかられることがないから | 6. 大人もやっているから |
| 7. みんなもやっているから | 8. 自分のことだけを考えているから |
| 9. 時間がなくて急いでいるから | 10. その他() |

問13. ふだん、あなたは、自転車の手入れや点検をしていますか。

1. している 2. していない

問13-1. 前問で「1. している」と答えた人だけ答えてください。自転車の手入れや点検はどの部分をしていますか。よくするところを2つ選んで をつけてください。

1. ブレーキ 2. ハンドル 3. サドル 4. ペダル 5. チェーン
6. ベル 7. ライト 8. タイヤ 9. 反射材 10. その他()

問14. あなたは自転車に乗っていて、他人にケガをさせたとき、どのような責任をとらなければならないか知っていますか。1つ選んで をつけてください。

1. 知っている 2. だいたい知っている 3. 少し知っている 4. 知らない

問15. あなたは、自転車の保険に加入していますか。(新車を買ったときに自動的についてくる保険は除く。)

1. 入っている 2. 入っていない 3. わからない

問16. あなたは、昨年(4年生)の4月から今日までに、自転車に乗っているときに事故(自分が相手の人がケガをした場合の事故をいう。)にあったことがありますか。

1. ある 2. ない  問17へ進んでください。

【「1. ある」と答えた人は、事故にあった日のことを思い出して、次の質問に答えてください。】

問16-1. あなたは、事故に何回あいましたか。

1. 1回 2. 2回 3. 3回 4. 4回 5. 5回以上

問16-2. 事故(一番大きな事故)にあったのは、あなたが何をしていたときでしたか。

1つ選んで をつけてください。

1. 近くの公園や空き地等へ遊びに行ったとき 2. 買い物に行ったとき
3. 友だちの家に行ったとき 4. 学校へ行ったとき 5. サイクリングに行ったとき
6. じゅくや習いごとなどへ行ったとき 7. その他()

問16-3. 事故(一番大きな事故)にあったとき、どのような状態で事故になりましたか。

1つ選んで をつけてください。

1. 出会ったとたん(出会いがしらに) 2. 正面しょうとつした 3. 後ろからぶつかった
4. 相手の横へぶつかった 5. 後ろからぶつけられた 6. 横へぶつけられた
7. 自分で転んだり、物にぶつかったりなどした 8. その他()

問16-4. 事故(一番大きな事故)にあったときの相手は、つぎのうちのどれですか。

1つ選んで をつけてください。

1. 大型自動車 2. 乗用車 3. オートバイ 4. 自転車
5. 歩行者 6. 相手はいない 7. その他()

問16-5. 事故(一番大きな事故)にあったときの相手の人はどのような人でしたか。

1つ選んで をつけてください。

1. 6歳以下 2. 小学生 3. 中学生 4. 高校生
5. おとな 6. お年寄り 7. 相手はいない

問16-6. 事故(一番大きな事故)にあったときのあなたの様子はどうでしたか。

あてはまるものすべてに をつけてください。

- | | | |
|---------------------|-------------------|---------------|
| 1. スピードを出しすぎている | 2. ブレーキがきかなかった | 3. 信号を無視した |
| 4. 一時停止をしなかった | 5. 横に並んで走っていた | 6. 右側を走っていた |
| 7. 自動車の前を横切った | 8. 自動車の間から飛び出した | |
| 9. 二人乗り（ハフステップ）していた | 10. 二人乗り（荷台に）していた | |
| 11. まわりをよく見ていなかった | 12. カサをさして乗っていた | 13. ふざけて乗っていた |
| 14. 曲乗りをしていた | 15. 注意して乗っていた | 16. その他（ ） |

問16-7. 事故（一番大きな事故）にあったのは、どのような原因からだと思いますか。

1つ選んで をつけてください。

- | | | |
|-----------------|------------|-------------|
| 1. 自分が主な原因 | 2. 相手が主な原因 | 3. 自分も相手も原因 |
| 4. 自転車がこわれていたから | 5. わからない | 6. その他（ ） |

問17. あなたは、昨年の4月から現在までに、自転車の盗難にあったことがありますか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

問18. あなたは、今までに、自転車にいたずらをされたことがありますか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

問19. あなたが自転車で外出するとき、家の人はいつもどんなことを言いますか。次の中からいくつでも選んで をつけてください。

- | | | |
|---------------------|---------------|----------------|
| 1. 早く帰ってきなさい | 2. 交通事故に気をつけて | 3. 車に気をつけて |
| 4. スピードを出さないように | 5. 信号を守るように | 6. 人にぶつからないように |
| 7. 暗くなったらライトをつけるように | 8. 何も言わない | 9. その他（ ） |

問20. あなたは、昨年の4月から現在までに、家の人と自転車の交通安全について話し合ったことがありますか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

問20-1. 前問で「1. ある」と答えた人だけ答えてください。

話し合った内容にあてはまるものを、すべて選んで をつけてください。

- | | | |
|------------------|-----------------|-------------|
| 1. 自転車は左側通行であること | 2. 歩道での自転車の走り方 | 3. 夜間の点灯のこと |
| 4. 反射材のこと | 5. 歩行者保護のこと | 6. 信号を守ること |
| 7. 車の内輪差に注意すること | 8. 自転車の点検・整備のこと | |
| 9. 二人乗りや並進の危険なこと | 10. その他（ ） | |

問21. あなたは、安全に自転車に乗るのに一番重要だと思うのは次のどれですか。1つ選んで をつけてください。

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| 1. 自転車は左側通行をきちんと守る | 2. 自転車だけが走れる道路をつくる |
| 3. スピードを出さない | 4. 一時停止や信号を守る |
| 5. 自転車の乗り方が上手になるようにしっかり練習する | 6. 二人乗りはしない |
| 7. 自分かってな乗り方はしない | 8. その他（ ） |

問21-1. 前問で をした項目について、どうしたらそれができるかについて、思うことを簡単に書いてください。

--

自転車の交通安全についてのアンケート（中学校・高等学校）

これはテストではありません。ですから、名前を書く必要はありません。学級や学校の名前を発表することはありませんので、ありのままを答えて下さい。答は、大きく囲んだ の中から、あてはまる番号を選び、別紙解答用紙に を付けて答えます。わからないところは、先生に聞いて下さい。

アンケート

問1. あなたの性別は何ですか。

1. 男 2. 女

問2. あなたは自転車に乗れますか。

1. 乗れる 2. まだ乗れない  問12、14、21について答えて下さい。

問3. あなたが自転車に乗れるようになったのは、いつごろですか。1つ選んで を付けて下さい。

1. 小学校入学前 2. 小学校1～2年生の頃 3. 小学校3～4年生の頃
4. 小学校5～6年生の頃 5. 中学生になってから 6. 高校生になってから

問4. あなたは、自分の自転車を持っていますか。

1. 持っている 2. 持っていない

問5. あなたは、1週間に何日くらい自転車に乗りますか。1つ選んで を付けて下さい。

1. ほとんど毎日乗る 2. 2～3日くらい乗る 3. ほとんど乗らない

問6. あなたが自転車に乗るのは、どのようなときですか。多い順に3つ選んで下さい。

1. 近くの公園や空き地などで遊ぶとき 2. 買い物に行くとき
3. サイクリングで遠くへ出かけるとき 4. 友だちの家へ行くとき
5. 学校へ行くとき 6. 塾や習いごとなどへ行くとき
7. その他 ()

問7. あなたは自転車に乗るときに、ヘルメットをかぶりますか。1つ選んで を付けて下さい。

1. 必ずかぶる 2. かぶることが多い 3. かぶらないことが多い
4. かぶらない(持っている) 5. ヘルメットを持っていない

問8. あなたがいつも乗っている自転車に、反射材を付けていますか。付けている所をいくつでも選んで を付けて下さい。(もともと自転車に付いているものは除く。)

1. ペダル 2. ハンドル 3. 後ろのどろよけ 4. 前の車輪 5. 後ろの車輪
6. サドル 7. その他 () 8. どこにもつけていない

問9. 雨の日には、どのようにして自転車に乗りますか。1つ選んで を付けて下さい。

1. カップを着て乗る 2. カサをさして乗る 3. なんにも使わないで乗る
4. 雨の日は乗らない 5. その他 ()

問10. あなたは、自転車乗車中に安全確認や合図をしていますか。次の(1)～(3)について、それぞれあてはまるものを1つ選んで を付けて下さい。

(1) 発進や停止するとき

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1. 安全を確かめ、合図をしている | 2. 安全は確かめているが、合図はしていない |
| 3. 合図はしているが、安全は確かめていない | 4. 安全も確かめないし、合図もしていない |

(2) 右や左に曲がる時

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1. 安全を確かめ、合図をしている | 2. 安全は確かめているが、合図はしていない |
| 3. 合図はしているが、安全は確かめていない | 4. 安全も確かめないし、合図もしていない |

(3) 交差点を通るとき

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1. 安全を確かめ、合図をしている | 2. 安全は確かめているが、合図はしていない |
| 3. 合図はしているが、安全は確かめていない | 4. 安全も確かめないし、合図もしていない |

問11. あなたは自転車乗車中に次のような乗り方をしたことがありますか。次の(1)～(8)の乗り方について、それぞれにあてはまるものを1つ選んで を付けて下さい。

(1) ジグザグに乗る

- | | | | |
|------------|-----------|--------------|--------------|
| 1. いつもしている | 2. 時々している | 3. ほとんどしていない | 4. まったくしていない |
|------------|-----------|--------------|--------------|

(2) 二人乗りをする

- | | | | |
|------------|-----------|--------------|--------------|
| 1. いつもしている | 2. 時々している | 3. ほとんどしていない | 4. まったくしていない |
|------------|-----------|--------------|--------------|

(3) 並列乗りをする

- | | | | |
|------------|-----------|--------------|--------------|
| 1. いつもしている | 2. 時々している | 3. ほとんどしていない | 4. まったくしていない |
|------------|-----------|--------------|--------------|

(4) スピード競争をする

- | | | | |
|------------|-----------|--------------|--------------|
| 1. いつもしている | 2. 時々している | 3. ほとんどしていない | 4. まったくしていない |
|------------|-----------|--------------|--------------|

(5) 手放し運転をする

- | | | | |
|------------|-----------|--------------|--------------|
| 1. いつもしている | 2. 時々している | 3. ほとんどしていない | 4. まったくしていない |
|------------|-----------|--------------|--------------|

(6) 道路の右側を走行する

- | | | | |
|------------|-----------|--------------|--------------|
| 1. いつもしている | 2. 時々している | 3. ほとんどしていない | 4. まったくしていない |
|------------|-----------|--------------|--------------|

(7) 信号を無視する

- | | | | |
|------------|-----------|--------------|--------------|
| 1. いつもしている | 2. 時々している | 3. ほとんどしていない | 4. まったくしていない |
|------------|-----------|--------------|--------------|

(8) 止めてはいけない所に止めておく

- | | | | |
|------------|-----------|--------------|--------------|
| 1. いつもしている | 2. 時々している | 3. ほとんどしていない | 4. まったくしていない |
|------------|-----------|--------------|--------------|

問12. 自転車を利用する人の中には、交通ルールを守らないで危険な乗り方をする人がいます。どうしてだと思いますか。いくつでも選んで を付けて下さい。

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| 1. 交通ルールをよく知らないから | 2. ルールを守らなくても事故になるとは思わないから |
| 3. 自転車の事故はたいしたことがないから | 4. カッコよく乗りたがるから |
| 5. 交通ルールを守らなくてもしかられることがないから | 6. 大人もやっているから |
| 7. みんなもやっているから | 8. 自分のことだけを考えているから |
| 9. 時間がなくて急いでいるから | 10. その他() |

問13. 普段、あなたは、自転車の手入れや点検をしていますか。

- | | |
|---------|----------|
| 1. している | 2. していない |
|---------|----------|

問13-1. 前問で「1. している」と答えた人だけ答えて下さい。自転車の手入れや点検はどの部分をしていますか。よくするところを2つ選んで を付けて下さい。

- | | | | | |
|---------|---------|--------|--------|------------|
| 1. ブレーキ | 2. ハンドル | 3. サドル | 4. ペダル | 5. チェーン |
| 6. ベル | 7. ライト | 8. タイヤ | 9. 反射材 | 10. その他() |

問14. あなたは自転車乗車中に他人にケガをさせたとき、どのような責任をとらなければならないか知っていますか。1つ選んで を付けて下さい。

- | | | | |
|----------|--------------|------------|---------|
| 1. 知っている | 2. だいたい知っている | 3. 少し知っている | 4. 知らない |
|----------|--------------|------------|---------|

問15. あなたは、自転車保険に加入していますか。(新車を買ったときに自動的についてくる保険は除く。)

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1. 入っている | 2. 入っていない | 3. わからない |
|----------|-----------|----------|

問16. あなたは、昨年(1年生)の4月から今日までに、自転車乗車中に事故(自分か相手の人がケガをした場合の事故をいう。)に遭ったことがありますか。

- | | | | |
|-------|-------|---|-------------|
| 1. ある | 2. ない |  | 問17へ進んで下さい。 |
|-------|-------|---|-------------|

【「1. ある」と答えた人は、事故に遭った日のことを思い出して、次の質問に答えて下さい。】

問16-1. あなたは、事故に何回遭いましたか。

- | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|---------|
| 1. 1回 | 2. 2回 | 3. 3回 | 4. 4回 | 5. 5回以上 |
|-------|-------|-------|-------|---------|

問16-2. 事故(一番大きな事故)に遭ったのは、あなたが何をしていたときでしたか。

1つ選んで を付けて下さい。

- | | | |
|------------------------|--------------|-----------------|
| 1. 近くの公園や空き地等へ遊びに行ったとき | 2. 買い物に行ったとき | |
| 3. 友だちの家に行ったとき | 4. 学校へ行ったとき | 5. サイクリングに行ったとき |
| 6. 塾や習いごとなどへ行ったとき | 7. その他() | |

問16-3. 事故(一番大きな事故)に遭ったとき、どのような状態で事故になりましたか。

1つ選んで を付けて下さい。

- | | | |
|-------------------------|---------------|--------------|
| 1. 出会ったとたん(出会い頭に) | 2. 正面衝突した | 3. 後ろからぶつかった |
| 4. 相手の横へぶつかった | 5. 後ろからぶつけられた | 6. 横へぶつけられた |
| 7. 自分で転んだり、物にぶつかったりなどした | 8. その他() | |

問16-4. 事故(一番大きな事故)に遭ったときの相手は、次のうちのどれですか。

1つ選んで を付けて下さい。

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|--------|
| 1. 大型自動車 | 2. 乗用車 | 3. オートバイ | 4. 自転車 |
| 5. 歩行者 | 6. 相手はいない | 7. その他() | |

問16-5. 事故(一番大きな事故)に遭ったときの相手の人はどのような人でしたか。

1つ選んで を付けて下さい。

- | | | | |
|---------|---------|-----------|--------|
| 1. 6歳以下 | 2. 小学生 | 3. 中学生 | 4. 高校生 |
| 5. おとな | 6. お年寄り | 7. 相手はいない | |

問16-6. 事故（一番大きな事故）に遭ったときのあなたの様子はどうか。
あてはまるものすべてに を付けて下さい。

- | | | |
|---------------------|-------------------|---------------|
| 1. スピードを出しすぎている | 2. ブレーキがきかなかった | 3. 信号を無視した |
| 4. 一時停止をしなかった | 5. 横に並んで走っていた | 6. 右側を走っていた |
| 7. 自動車の前を横切った | 8. 自動車の間から飛び出した | |
| 9. 二人乗り（ハフステップ）していた | 10. 二人乗り（荷台に）していた | |
| 11. まわりをよく見ていなかった | 12. カサをさして乗っていた | 13. ふざけて乗っていた |
| 14. 曲乗りをしていた | 15. 注意して乗っていた | 16. その他（ ） |

問16-7. 事故（一番大きな事故）に遭ったのは、どのような原因からだと思いますか。
1つ選んで を付けて下さい。

- | | | |
|-----------------|------------|-------------|
| 1. 自分が主な原因 | 2. 相手が主な原因 | 3. 自分も相手も原因 |
| 4. 自転車がこわれていたから | 5. わからない | 6. その他（ ） |

問16-8. 事故の際に加入している保険（自転車保険、生命保険、傷害保険等）を活用しましたか。

- | | | |
|-------|----------|----------|
| 1. した | 2. しなかった | 3. わからない |
|-------|----------|----------|

問 16-8- . 前問で「1. した」と答えた人だけ答えて下さい。

保険についてどのように思いましたか。1つ選んで を付けて下さい。

- | | | |
|----------------------|--------------|----------------|
| 1. 大変助かった | 2. 手続きが面倒だった | 3. 補償額が十分でなかった |
| 4. 保険が支払われるまで時間がかかった | 5. わからない | |
| 6. その他（ ） | | |

問17. あなたは、昨年の4月から現在までに、自転車の盗難に遭ったことがありますか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

問17-1. 前問で「1. ある」と答えた人だけ、次の(1)～(4)について、それぞれあてはまるものを1つ選んで
を付けて下さい。

(1) 盗難に遭った月は何月ですか。

- | | | | | | |
|-------|-------|-------|---------|---------|---------|
| 1. 1月 | 2. 2月 | 3. 3月 | 4. 4月 | 5. 5月 | 6. 6月 |
| 7. 7月 | 8. 8月 | 9. 9月 | 10. 10月 | 11. 11月 | 12. 12月 |

(2) 盗難に遭った曜日は何曜日ですか。

- | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1. 月曜日 | 2. 火曜日 | 3. 水曜日 | 4. 木曜日 | 5. 金曜日 | 6. 土曜日 | 7. 日曜日 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

(3) 盗難に遭った時間は何時頃ですか。

- | | | | | |
|------|-------|-------|-------|------|
| 1. 朝 | 2. 午前 | 3. 午後 | 4. 夕方 | 5. 夜 |
|------|-------|-------|-------|------|

(4) 盗難に遭った場所はどこですか。

- | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|--------|-----------|
| 1. 自宅 | 2. 学校 | 3. 駅前 | 4. 公園 | 5. 店の前 | 6. その他（ ） |
|-------|-------|-------|-------|--------|-----------|

問18. 今までに、自転車にいたづらをされたことがありますか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

問18-1. 前問で「1. ある」と答えた人だけ答えて下さい。

いたづらの程度は、次のうちどれですか。1つ選んで を付けて下さい。

- | | | |
|--------------|-----------------------|----------------|
| 1. ベルをこわされた | 2. ライトをこわされた | 3. タイヤに穴をあけられた |
| 4. 反射材をこわされた | 5. フレームなどにへこみや傷を付けられた | |
| 6. その他() | | |

問19. あなたが自転車で外出するとき、家の人はいつもどんなことを言いますか。次の中からいくつでも選んで をつけてください。

- | | | |
|---------------------|---------------|----------------|
| 1. 早く帰ってきなさい | 2. 交通事故に気をつけて | 3. 車に気をつけて |
| 4. スピードを出さないように | 5. 信号を守るように | 6. 人にぶつからないように |
| 7. 暗くなったらライトをつけるように | 8. 何も言わない | 9. その他() |

問20. あなたは、昨年の4月から現在までに、家の人と自転車の交通安全について話し合ったことがありますか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

問20-1. 前問で「1. ある」と答えた人だけ答えてください。

話し合った内容にあてはまるものを、すべて選んで を付けて下さい。

- | | | |
|------------------|-----------------|-------------|
| 1. 自転車は左側通行であること | 2. 歩道での自転車の走り方 | 3. 夜間の点灯のこと |
| 4. 反射材のこと | 5. 歩行者保護のこと | 6. 信号を守ること |
| 7. 車の内輪差に注意すること | 8. 自転車の点検・整備のこと | |
| 9. 二人乗りや並進の危険なこと | 10. その他() | |

問21. あなたは、安全に自転車に乗るのに一番重要だと思うのは次のどれですか。1つ選んで を付けて下さい。

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| 1. 自転車は左側通行をきちんと守る | 2. 自転車だけが走れる道路をつくる |
| 3. スピードを出さない | 4. 一時停止や信号を守る |
| 5. 自転車の乗り方が上手になるようにしっかり練習する | 6. 二人乗りはしない |
| 7. 自分かってな乗り方はしない | 8. その他() |

問21-1. 前問で をした項目について、どうしたらそれができるかについて、思うことを簡単に書いて下さい。

--

教科における交通安全教育

県内の高等学校の先生方の協力により、以下の指導略案を作成していただきました。是非、学校の年間計画に位置付けて、御活用願います。また、それ以外にも、授業の中で、交通に関係ある事項がある場合、身近な交通問題や交通事故の防止について、生徒自身の問題として考えるよう御指導願います。

指導略案

教科・科目	テーマ	ファイル名
公民	中国自動車経済の発展と環境問題について	(公民)中国自動車経済の発展と環境問題 1 (公民)中国自動車経済の発展と環境問題 2
理科・地理	都市計画と交通 能率的な都市交通	(地理)都市計画と交通
数学	道路標識道路勾配(傾斜角と三角比)	(数学)道路標識道路勾配
理科・物理	球面鏡(凸面鏡)とドアミラー、カーブミラー	(理科・物理)球面鏡 1 (理科・物理)球面鏡 2
理科・物理	光の波長と色(信号機やライトの識別)	(理科・物理)光の色と信号 (理科・物理)光の色と信号(資料)
理科・物理	どうして自転車の右側走行は危険なのでしょう。	(理科・物理)自転車の右側走行
理科・物理	摩擦と制動距離 ~路面の状態と摩擦係数の関係~	(理科・物理)摩擦と制動距離
理科・化学	ケイ素とその化合物	(理科・化学)強化ガラス
理科・化学	触媒とそのはたらき	(理科・化学)触媒とそのはたらき
理科・化学	沸点上昇・凝固点降下	(理科・化学)融雪剤
理科・生物	感覚神経と運動神経(反射の経路)	(理科・生物)感覚神経と運動神経
英語	外国人への道案内のしかた	(英語)外国人への道案内 1 (英語)外国人への道案内 2
英語	日本と外国の交通標識の違いについて	(英語)日本と外国の交通標識の違い 1 (英語)日本と外国の交通標識の違い 2
情報	INDEX 関数による高速道路の通行料金の参照	(情報)高速道路の通行料金
情報	高速道路の通行量・交通事故数について	(情報)高速道路の通行量・交通事故数

平成 14・15 年度交通安全教育実践地域事業(県立沼津商業高等学校)の実践より

教科・科目	単元名	ファイル名
現代社会	環境と人間社会	(現代社会)環境と人間社会
理科・生物	反応と調節	(理科・生物)反応と調節
流通経済	保険について	(流経)損害保険
文書処理	通信文・表・グラフの作成	(商業)文書処理
商業法規	道路交通法	(商業)商業法規・道路交通
数学	場合の数と確率(確率)	(数学)確率
英語	関係代名詞、交通ルール	(英語)関係代名詞・交通ルール
美術	交通安全のポスターを作ろう	(美術)交通安全のポスターを作ろう
家庭科一般	衣生活	(家庭)衣生活
保健体育	現代社会と健康(交通安全)	(保体)現代社会と健康 (保体)交通安全

以下、交通に関して教科の中で扱っている実践例を掲載します。

国語

内 容	時間 (分)	備 考
「城の崎にて」冒頭、山手線で電車で跳ね飛ばされて怪我をしたという部分で、安全について言及	10	
交通事故体験記を読む	30	

内 容	時間 (分)	備 考
交通安全標語・作文	5 0	
作文「もしも自分が交通遺児になったら」	5 0	
交通事故事例の講読	9 0	新聞記事
高校生の息子を失った母親の新聞記事を読ませる。	1 5	新聞記事の投稿
随筆「目指しを交わす喜び」 (文明問題 環境汚染)	5 0	教科書
交通マナー向上の標語作成	5 0	市やJRなどへの応募、校内表彰、校内に標語掲示、校舎外に立て看板
自転車の危険性について論文	4 5	新聞記事
「交通事故をなくすために(高校生は)何をすべきか」	5 0	6 0 0 ~ 8 0 0 字
大型ダンプカーに巻き込まれて死亡した生徒の話	5 0	内輪差の話も交えて

地理歴史

内 容	時間 (分)	備 考
21世紀を生きる私たちの課題 今の世の中は昔とどこが違うか	4 5	教科書 資料(車の保有台数、事故件数)
世界の交通	7~8H	
日本史...近現代の社会の発展(交通網の整備)	5	
歴史...自動車・汽船・飛行機・船・自転車の発明	5 0	交通事故の多発傾向
日本史...高度成長のひずみ	5 0	交通事故の急増と、交通事故死
交通社会の発達と仕組み	5 0	教科書
交通の発達と車社会の問題点について	3 0	資料
世界史...戦争の死者数と交通事故による死者数を比較	5 0	教科書と資料集
地理...世界各国の交通事情	9 0	新聞記事
地理...交通・通信の発達	1 5 0	教科書・資料集
地理...車社会化についての問題点	5 0	教科書・資料集
日本史...戦後の交通戦争	5	
地理...地図学習における道路形態と自転車通学道路	1 5	安全性と所要時間を地図上で考える。
交通網の発達	3 0	自動車の利点とマイナス点、モータリゼーションにともなう生活の変化等
地理...都市計画と道路交通 能率的な都市交通 地形図を使った、交通網の読取り	5 0 1 5	教科書、資料集 白地図
身近な地域の調査 世界を結ぶ交通	5 0	教科書
自動車産業と交通対策 道路の昔と今	3 0 3 0	
交通問題	1 0 0	教科書
自動車工業の発達	2 0	交通事故に関する課題も含めて
環境問題	4 0	排気ガスの成分、自然、人体への影響
交通事故の実態、都市計画	9 0	教科書、ビデオ
地理...世界を結ぶ交通	5 0	交通全般にふれるが事故の事例も扱う
日本史...江戸時代の交通	1 0	雑談程度
交通手段・交通機関の発達	5 0	
豊かな生活を求めて(環境の改変)さまざまな都市問題	1 0 0	教科書
車と公害問題について	5 0	教科書
通学路を地図で描く	5 0	地図上に注意地点も書き込む
「交通」の学習で車の持つ安全性・利便性を学習し、事故件数を参考資料として用いた。	3 0	教科書、プリント資料、各国の交通事情の特徴

公民

内 容	時間 (分)	備 考
現社...都市問題、車社会と環境	2 0	教科書

内 容	時間 (分)	備 考
現社...社会の高速化、スピード化について	5 0	昔と今のスピードの違いにより事故も多くなることを認識
現社...減退の経済社会と諸課題	5 0	交通事故と責任
死亡事故における賠償金	2 0	命の重さは金額の多さに比例
現社...自動車社会の問題点をあげる	5 0	教科書と資料集
現社...自動車使用による公害問題について	5 0	教科書と資料集
車社会とCO ₂ の問題について	4 5	教科書
車社会と環境	5 0	ビデオ
現社...環境問題	1 0	CO ₂ を減らす取り組み、ハイブリッドカー、アイドリングストップ
都市の大気汚染と交通...車の排気ガスの影響と対策	2 0	教科書、資料集
欧米対日本、交通マナー	3 0	
環境問題 公害	1 0 0	教科書
交通事故の事例	9 0	教科書、ビデオ
排ガスと酸性雨の問題について	5 0	資料集
裁判制度の学習で、交通事故の判例など	1 0	新聞記事の切り抜き
政経...都市問題	5 0	交通事故の事例と対策を考えさせる
自動車網の整備	2 0	
交通法規と社会現象	5 0	
自由・権利と責任・義務、高校生のバイクについて考えよう	1 0 0	教科書
地球環境問題で自動車の排気ガス	1 0	
資源・エネルギーと社会生活	1 0 0	教科書
車の安全について(道路交通法)	2 0	
自動車の非効率性・危険性・環境負荷の大きさ・人権侵害について	5 0 x 3	
車と環境について 中国の経済発展を事例とした 燃料電池車について	1 0 5	中国人の車保有率が上昇した場合の環境問題について 燃料電池車がなぜ「究極のエコカー」なのか説明した。
CO ₂ 排出と地球環境問題の中で、車交通に言及	3 0	

社会

内 容	時間 (分)	備 考
自転車の危険性についてふれる	5	
交通量の増加による公害	6 5	公害対策基本法制定の背景を通して、車社会の問題を考える。
車社会が抱える問題点	5 0	教科書
車社会と環境	5 0	教科書

数学

内 容	時間 (分)	備 考
車の速度と制動距離がほぼ二次関数であることを例にとり、その中で速度の出しすぎの危険性を指摘	3 0	
電柱と車の接触面の方程式	4 0	接線の方程式
衝突(事故)の計算	5 0	
ブレーキをかけてから止まるまでの速度	1 0	雑談
確率の授業で	5	プリント、事故の確率が低い
統計	4 5	年間事故車数の統計
微分の導入で、平均の速さと瞬間の速さの違いを説明した際、急加速や急発進の危険性を話した。	5	
地図を読もう、地図の縮尺、実際の長さ	4 5	教科書

内 容	時間 (分)	備 考
交通費のグラフ...電車と自家用車の交通費の違い	4 5	教科書
坂道を測ろう...坂道の勾配、角度と勾配	4 5	教科書
道路標識勾配(傾斜角と三角比)	1 5	問題集より
加速度、速度、距離の関係(微積)	1 5	
交通事故にあう確率	4 5	
確率の分野でバイクによる事故の危険性を話す	3 0	新聞記事を利用する。

理科・物理

内 容	時間 (分)	備 考
摩擦力と制動距離、カーブにおける速度と加速度、向心力、遠心力	6 0	
エネルギーを使ってする仕事 エネルギーの移り変わり	4 5	自動車が走る時のエネルギーを例にした。
速度・遠心力・向心力	2 0	安定性
雨天時の摩擦と制動距離	3 0	雨天時のブレーキ
摩擦力と制動距離、	5 0	路面と摩擦係数の関係、動摩擦係数
カーブと速度	5 0	遠心力実験装置
信号機のダイオード	1 5	発光ダイオード
発動機	1 5	エンジンの仕組み
電磁波と交通事故について	1 0	
運動エネルギー	5 0	スピードと衝撃の関係
雨天時の路面と摩擦係数の関係	2 0	教科書
摩擦	2 0	雨天時との比較など
摩擦と車の運転(路面の変化と摩擦係数の関係)	3 0	教科書
乗り物の速さによる雨の降る角度(相対速度)	2 0	講義
加速運動中の乗り物内で受ける力	1 8 0	
摩擦と制動距離(路面の状態と摩擦係数の関係)	4 0	
車は急に止まらない 空走距離と制動距離	5	加速度に関連して学習
摩擦と制動距離、自由落下と反応時間	2 0	物差し
光の波長...信号機の止まれは、なぜ赤色なのか?	1 0	口頭説明。板書で波長について説明。
慣性の法則	1 0	ブレーキをかけても急には止まらない
速度とエネルギーの関係について	5 0	
相対速度	5 0	教科書
人はなぜ右側通行をするのかを相対性の考え方によって説明する。	3 0	資料集
運動エネルギー、衝突エネルギー	1 0 0	壁に自動車が衝突したときの衝撃度を計測
大型車と小型車の運動量の比較	5 0	講義
球面鏡(ドアミラー、カーブミラー)車の死角について	4 5	実際に車から死角を確認
光の波長と色 (信号機やライトの識別)	1 0	赤の視覚性がよいことの理解

理科・化学

内 容	時間 (分)	備 考
排気ガスの主成分と酸性雨の仕組み	5 0	
凝固点降下	1 0	融雪剤
排気ガスの主成分大気汚染	6 5	
分子模型づくり	1 2 0	(窒素酸化物、硫黄酸化物) 教科書
排気ガスの成分と大気汚染	3 0	酸性雨発生のメカニズム、教科書
直線運動と加速	3 0	公式で計算
NO _x 、SO _x の性質	6 0	
融雪剤と凝固点降下	1 5	教科書
電気自動車の仕組み	1 5	教科書
電池について	1 5	教科書

内 容	時間 (分)	備 考
ディーゼル車はなぜ問題なのか	4 5	
化学汚染のメカニズム	6 5	
分留(ガソリン、軽油等の違い)	1 0	自動車燃料の解説

理科・生物

内 容	時間 (分)	備 考
反射神経と反応時間	5 0	ものさし、ストップウォッチ
刺激の受容	3 0	視界と死角
刺激の受容と伝達、目の働き	6 0	目の構造、色覚判断
盲斑(目の構造) 神経伝達のしくみ	1 0	死角を認識し横断注意させる。神経伝達には時間がかかるので、すぐにブレーキをかけられない。
信号の色が人間に与える知覚について	3 0	資料集
感覚神経と運動神経	3 0	神経伝達について学習し、危険時における人間の反応時間を知る
神経経路、反射速度など	6 5	

理科・地学

内 容	時間 (分)	備 考
霧による視界不良、逆転層によるスモッグ、通学時刻における天気予測	8 0	地学実験...凝結核による霧・雲の発生実験、水槽にて逆転層実験、天気図作成と天気解析

理科総合

内 容	時間 (分)	備 考
人間生活と自然環境とのかかわり 環境汚染とその対策について	3 6 0	調査学習、発表会
環境問題	1 8 0	教科書等
身近な体に悪いガスの分子の構造と発生原因	5 0	(窒素酸化物、硫黄酸化物) 教科書
仕事エネルギー...車体の重さと衝突のエネルギー	1 0 0	教科書
運動エネルギー	5 0	速度と運動エネルギーの関係を理解

英語

内 容	時間 (分)	備 考
外国人への道案内	2 2 5	ロールプレイ形式、地図使用
	1 0	会話形式
	2 0 0	生徒に地図を描かせて、クイズ形式で行った。
	2 0 0	A L Tによるインタビュー
	1 2 0	
	1 5 0	O C I教科書にあるレッスン
	1 5	T Tで地図を見て、道案内および英作文をする。
	5 0	グループでロールプレイング形式で
	2 0	A L Tとの対話
	5 0	A L Tとのチームティーチング
	9 0	地図を使って、道を案内する。
	4 5	教科書
	5 0	(O C A) A L Tを交えてグループワーク
	4 5	教科書、部ループ、ペアワーク

内 容	時間 (分)	備 考
外国人への道案内	5 0	A L T
乗り物の乗り方(バス、電車等)、道案内	1 0 0	ペアワーク
道案内表現の理解、外国の信号や交通の様子についての紹介	6 5	A L T(外国人講師)とのチームティーチング
道の尋ね方、答え方	5 0	チームティーチング、ロールプレイ
道案内...外国人にどのように安全な道案内ができるか	5 0	ロールプレイ、スキットづくり
外国人への道案内、外国で道を尋ねる場合	2 0 0	建物の名前、前置詞、尋ね方を学び、グループワーク、クラスワーク、ペアワークで行う。
I'll Tell You the Way 公園までの道順を英語で示す。外国人に道案内をする。	1 0 0	教科書
英語による道案内	6 5	地図を用いて、英語による基本的な道案内の表現を学習する。
道案内	9 0	道案内の聞き取り・表現の練習、ペアワーク、地図の読み方
道案内(日本で外国人に道をきかれた場合、外国で道を聞く場合)	1 0 0	ペアワーク、プレゼンテーション
道の尋ね方	5 0	グループでの会話形式
街で困っている外国人がいたときの対応方法について	4 5	教科書
道案内表現(突然、道を聞かれたら)	9 0	地図を見ながら表現を覚える
交通標識を英語で学ぶ	5 0	
外国の標識の学習	5 0	日本と違う外国の標識を取り上げて学習
外国の道路標識を学ぶ	4 5	日本と外国の道路標識の違い
英語圏の国の交通標識について	3 0	日本の標識との比較を写真で見ながら
道路標識等の外国との比較	2 0	雑誌参照
交通標識を英語で表す	3 0	教科書
外国の道路標識について	5 0	
O C Aで道路標識	1 5	クイズ形式で活発な反応あり
アメリカの道路標識、道案内のロールプレイ	7 5	O C A、O C B
道案内、外国の交通標識	6 5	
外国の道路標識、交通の違い 道の案内	1 8 0	海外の写真
外国人への道案内、交通標識	6 5	教科書の教材の一部として
米国の単純な交通規則	2 5	英語参考資料
欧米文化の違い(車の左側通行)	5 0	講義
世界の大都市の交通事情について(リーディング)	2 0 0	5 0分×4時限
車社会であるアメリカの交通事情	4 5	英文のプリント
交通事情、交差点を題材に英作文	1 0 0	
交通安全用語	2 0	

美術

内 容	時間 (分)	備 考
交通安全ポスターと交通標識と色彩の工夫		
校内交通安全週間のポスター制作	4 0 0	交通安全は安全を考える中のひとつ
色彩や形の働きについてふれる	2 0	デザインの授業で
色彩理論、進出色と後退色、均一距離において近くに見える色(黄色、オレンジ色)遠くに見える色(青、紫の暗い色)とがある	5 0	例の紹介(幼児の通園服、工事現場のうまトラックの色を変えたら事故が減少したなど)
交通安全ポスター制作	1 0 0	授業や部活で
色の視認性		色の明暗
交通安全ポスター制作	1 5 0	コンクールへの参加
感じる形と色	1 0 0	色の感じ方を調査・分析・考察、その中で視認性・道路標識についても取り上げる
・色について 色立体(目立つ色と目立たない色) 色の三原色・光の三原色	2 0	マンセルカラーシステムを使用

内 容	時間 (分)	備 考
色の対比(色相・明度・彩度) ・教科書内の「車馬で移動した」という記述から、当時の車馬行列がどのようなものであったか調べる。	4 0	漢和辞典、五体字類、国語便覧など
色の三属性(社会や生活の中で利用のされ方としてデザインや標識などについて学習)	2 0	中間テストで出題

家庭

内 容	時間 (分)	備 考
目立つ色と目立たない色	3 0	T P Oを踏まえた服。夜間の交通事故防止
乳幼児の事故(保育)	4 5	個人資料
内 容	時間 (分)	備 考
幼児と道路横断等	2 0	保育実習
電機エネルギーと安全性	1 0 0	プレゼンテーション
服装の色彩	2 0	色彩と人物の確認
交通標語作成	4 5	
幼児の健康	5 0	幼児が歩くようになってからの死亡例は交通事故が多いことを教科書を見ながら学習する。
高齢者の病気・ケガについて 街のバリアフリー、 幼児の事故について	6 0	統計資料を用いる。身近な危険について気づかせる。街のバリアフリーを調べさせる。
障害者と交通安全	3 0	教科書、アイマスク等を使用した体験学習
家庭と法律(交通事故の法律・保険)	4 5	インターネットで検索
保育園児と交通安全教室に参加	5 0	保育園の行事に保育実習で参加
高齢者の心身の特徴や生活の話の中で	2 0	高齢者の運転 歩行中の被害の話
服装と色彩	1 5	高齢者や幼児の服装
障害者のバリアフリーについて	5 0	
夜間外出時の服装(色) 障害者の外出時の道路状況	1 0 0	冬の服装で夜間は注意 段差や狭い場所が不便だと気づいた
高齢者の生理的老化と交通事故	5	「高齢者の生活」の中で
高齢者シニア体験 お年寄りの機能低下、物の見え方 放置自転車が障害になること	1 0 0	ビデオ上映、実習
服装の色彩 夜道で見えにくい服装の色と反射材の効果について	5 0	布のサンプル反射材を効果的に用いた作品募集
「家庭経済と生活設計」 不慮の事故・交通事故への備えと保険	5 0	生活保険文化センター
「栄養素の働きと健康」 集中力を高める食生活と交通事故防止	5 0	

工業

内 容	時間 (分)	備 考
設計(摩擦と制動距離)	1 0 0	
自動車の仕組み	1 8 0	教科書
排気ガスの測定	1 0 0	ガス検知管による実習
フォークリフト実習を通して交通安全意識の高揚と自他の生命を守る安全教育を展開している。	6 0 H	年間前期1クラス、後期1クラスに分けて実習を行う。 3時間×2週×5班×2組

内 容	時間 (分)	備 考
自動車整備と保安上の関係について(整備不良による事故等について)	120	普通自動車を使用して、点検・整備をしながら、整備の目的のひとつとして保安上の問題があることを説明。将来運転免許を取得する者がほとんどのため、真剣に聞いていた。
(電気科)自動車の電装関係、信号機のしくみ	45	オルタネータ、B A T Tの等の回覧
(電子科)リレーシーケンス制御によるランプの点滅	120	信号機点滅の実習
(数理工学科)排気ガスの主成分と大気汚染	700	環境測定、分析
(機械科)原動機自動車工学、メカニズム、エンジン等	180	教科書
(電子機械科)交通信号機のシーケンス制御	15	信号機の点灯の仕組み紹介
建築現場の項で、高速エレベーターの難しさとして制御装置の話自動車・バイクのブレーキとの関連	5	「万が一もある」ことを伝える。
建築施工の項で、事故等による工事の遅れに伴う賠償について、交通事故の賠償と任意保険の加入の必要性について	10	事故を漠然と考えているが、具体的に現実がいかに大変かを考えさせられる。
自動車の構造と制動システム	60	機械設計

商業

内 容	時間 (分)	備 考
費用計算ソフトによるグラフ作成と分析(高校生)	90	コンピュータ利用
仕訳問題・計算問題	100	事故により営業車の買い替えの問題での実際の事故事例をあげる。 保険料の計算の時に、事故により実際にあった保険金額の支払い例をあげる。
なぜ左側通行? 信号機の赤黄青の並び方は? 自動車保険に関連して	40	ルールを守ることが大切だ
交通関係の文書をワープロ入力	50	
交通事故による損害賠償請求額の例	50	新聞
民法と交通事故の賠償責任(商業法規)	100	教科書
財産の相続	20	事故を起こした時の保障など
保険に関する内容	135	教科書、ビデオ
法規...交通事故にまつわるトラブル	50	実際の事故事例をもとに法的対応
自動車保険の種類と金額	50	
保険、損害賠償、任意保険、自賠責	50	教科書、事例紹介、体験談など
(機械)エンジン構造の学習	15	故障と事故
(設備システム)環境汚染について	60	プリント(自動車の排気ガス)

情報

内 容	時間 (分)	備 考
著作権と肖像権(速度取締機の話)	15	速度取締の現状と問題点
表計算ソフトによる統計およびグラフ作成	90	
図形処理を活用した地図の作成	50	コンピュータ利用
下田市内の交通事故数等の調査	100	インターネットの利用
インターネットを活用して、近辺の事故事例、事故数を検索する。	100	コンピュータの使い方の中で
高速道路の通行量・交通事故数について表計算ソフトでグラフを作成	30	生徒は大型トラックの事故数の多さに驚きを示していた。
高速道路の区間料金を、関数を使用して計算	50	生徒は高速道路の通行料金の高さを感じ取っていた。

【教科】 公 民	【題名】 中国自動車経済の発展と環境問題について		
【指導のねらい】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国で普及が予想される自動車が、環境に与える影響を理解する。 ・ 自動車の普及が環境に負荷を与えないようにする、自動車会社の取組みを考察する。 ・ 自動車の普及と環境との調和について考える。 			
場 面	内 容・展 開	時 間	留 意 点・資 料 等
導入	1 本時のねらいを説明する。 「中国自動車経済の発展と環境問題」	5	自動車の普及と環境問題は、中国だけの問題ではなく、どの国にも共通することをあらかじめ指摘し、誤解を与えないようする。
展開	2 中国・日本・韓国の一人当たりの自動車保有台数を予測させる。 自動車の保有台数の伸びが著しい国を答えさせ、日本と比較させる。	10	本時の授業について、関心を持たせる。日本の伸びに比べ、中国・韓国の伸びが激しいことに気付かせる(資料)。
	3 人口の多い中国で、今の勢いで自動車が普及した場合を考える。	5	世界一の人口を持つ、中国に自動車が普及した場合を見る(資料)。
	4 中国の交通手段について 以前の自転車から都市部では自動車への転換が進んでいることを他のバンコク市内の例を用いて示す。	5	中国の自転車での道路風景と、他のアジアの自動車で混雑する道路風景を示す(資料)。
	5 自動車がどのような環境問題を引き起こすかを質問し、発表する。	10	これまでの授業で学んだことを参考にさせる。
まとめ	6 自動車の普及・増加が環境に負荷を与えないようにする自動車産業の取組みについて紹介する。	10	環境調和型の自動車開発について事例を示す(資料)。
	7 自動車の普及と環境の調和について必要な社会のあり方・個人の行動を考える。	5	一人一人の環境への配慮を促す。環境に優しい自転車などが、通行しやすい道路づくりを実践している諸外国の事例を紹介する(資料)。
<p>・ 生徒の反応</p> <p>本校では、自動車通学を認めており、実際に通学に自動車を用いる者も多い。さらに、自動車などに興味を持つ世代であるということからも、今日の自動車と環境を巡る問題について関心を持ちながら授業にのぞむ生徒の姿が印象的であった。</p> <p>環境問題については、「現代に生きる私たちの課題」の中で学習済み。</p>			

授業の目的

現代社会の指導項目「現代に生きる私たちの課題」の中から「地球環境問題」を選択する。そこから、生徒にとって身近で、関心も高い自動車を教材として用い、自動車が環境に及ぼす影響や、今日の車社会のあり方について考えさせる。

資料 中国・日本・韓国の車両保有台数

日本環境会議「アジア環境白書」編集委員会 編

『アジア環境白書 2003/04』（東洋経済新報社、2003）p.367 表3 を参考に作成。

年		中 国	日 本	韓 国
1970	総保有台数	487,557	17,581,843	128,298
	1990年 = 100	10	30	4
	1000人あたり保有台数	1	170	4
1975	総保有台数	946,833	28,090,558	193,927
1980	総保有台数	1,680,960	37,856,174	527,729
	1990年 = 100	35	66	16
	1000人あたり保有台数	2	323	14
1985	総保有台数	2,887,126	46,157,261	1,113,430
1990	総保有台数	4,776,382	57,697,669	3,394,803
	1990年 = 100	100	100	100
	1000人あたり保有台数	4	467	79
1995	総保有台数	10,400,029	66,853,500	8,468,901
	1990年 = 100	218	116	249
	1000人あたり保有台数	9	534	189
1996	総保有台数	11,000,764	68,801,378	9,553,092
1997	総保有台数	12,190,902	70,003,297	10,413,427
1998	総保有台数	13,193,034	70,814,554	10,469,599
	1990年 = 100	276	123	308
	1000人あたり保有台数	11	560	225
1999	総保有台数	14,529,413	71,722,762	11,164,319
	1990年 = 100	304	124	329
	1000人あたり保有台数	11	567	238

基準年

資料 中国の自動車普及予測

自動車普及予測（中国）

<http://sunshine.naoe.t.u-tokyo.ac.jp/jun/kougi/douki-pj/2002fy/021111ppt2.pdf>を参考に作成。

2005年	2,500万台
2030年	5~6億台
21世紀後半	世界一の保有台数

自動車が増えた場合、どのような問題が起こるだろうか？

～ 環境面と交通安全面から考えてみよう ～

資料 いろいろな交通風景

海外の交通状況の写真などを添付
(例：自転車の混雑状況)

インターネットなどで検索することも可能です。
ただし、著作権には十分注意してください。
学校の授業での利用については、著作権法
第35条を参照してください。

天津市内の様子

(参考)<http://www5.wind.ne.jp/hosono/sundayp/wwc/wwc06.htm>

海外の交通状況の写真などを添付

(例：自動車の混雑状況)

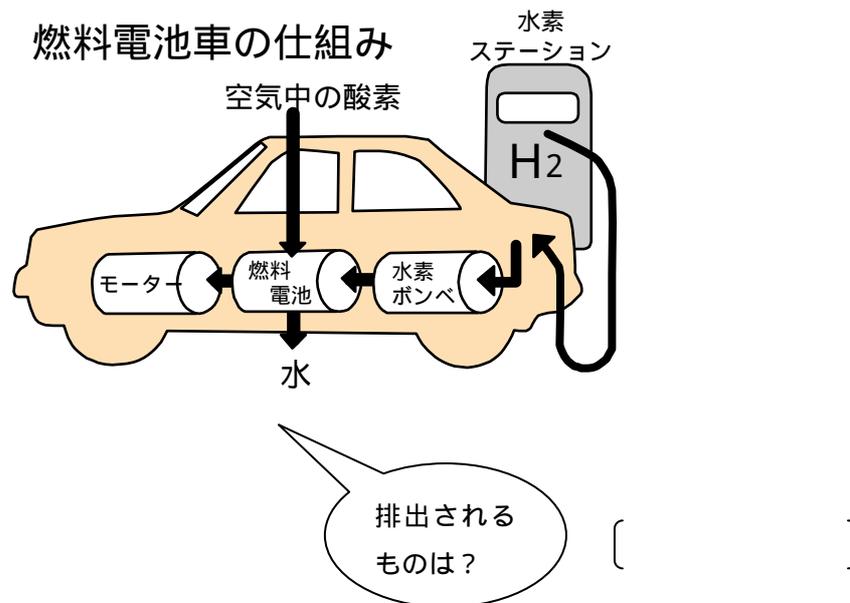
インターネットなどで検索することも可能です。

ただし、著作権には十分注意してください。

学校の授業での利用については、著作権法
第35条を参照してください。

バンコク市
内の様子

資料 燃料電池車の仕組み



資料 汚染と無関係の交通

山本 健児・田辺 裕『図説大百科 世界の地理 9 ベネルクス』(浅倉書店,1998)p.1266
より抜粋。

「自転車はオランダでつねに人気のある交通手段だった。自動車による環境汚染への関心から、自転車の増加を引き起こす需要が生まれた。いくつかの都市では、都心から完全に自動車を禁止する議論がなされてきている。」(本文より)

オランダの交通状況の写真などを添付

(例：自動車乗車中の風景)

インターネットなどで検索することも可能です。

ただし、著作権には十分注意してください。

学校の授業での利用については、著作権法
第35条を参照してください。

今日の授業で感じたことを書いてみよう。

【教科】 地理 B	【題名】 都市計画と交通 能率的な都市交通		
<p>【指導のねらい】 都市計画の中で、交通問題が重要な地位を占めていることを確認し、能率的な都市交通を実現するためにとられている基本的な対策と問題点を理解させる。</p>			
場面	内容・展開	時間	留意点・資料等
導入	<p>日本の100万都市を挙げさせ（復習）、計画的な街路形態で有名な都市を確認する。</p>	5	<p>2、3人を指名して答えさせる。 名古屋、札幌、広島の中心部を地図帳で確認。100m道路などについて解説。</p>
	<p>直交路型、放射環状路型、放射直交路型等を図で示し、それぞれの長所短所を考えさせる。</p>	10	<p>資料集で確認。</p>
展開	<p>都市部での交通問題の現状を示し、その解決のために必要なことを何点か考えさせる。</p>	5	<p>交通渋滞緩和のために、車線数の増加等のハード面での対策に加えて、時差通勤、時差通学などの対応も行なわれていることに触れる。</p>
	<p>能率的な道路交通を実現するための基本的な条件として、車線数、道幅、高速道路・バイパスの合理的な設置、駐車場、道路交通情報システム等の整備を挙げその効果を説明。</p>	14	<p>現状では、特に地方都市においては自動車交通が重要な地位を占めていることを説明。 現在の日本の道路事情、一人当たりの自動車保有台数を資料で示し、自動車の利用が限界にあることを確認。</p>
	<p>自動車以外の交通機関を確認。 都市部では、飽和状態の自動車、鉄道に加えて自転車が通勤、通学で大きな役割を果たしていることに気付かせその長所と問題点を生徒から挙げさせる。</p>	6	<p>自転車が交通渋滞の一因になっている点を説明し、自動車と自転車が共存するために必要な対策(ハード面、ソフト面)を自由に挙げさせる。 自動車使用者、自転車使用者の視点に加えて障害を持つ人まで含めた歩行者の視点をバランス良く持たないと問題は解決しないことにも気付かせる。</p>
まとめ	<p>静岡市を例に、地方都市が抱える交通問題（バイパス、駐車場整備、高校生の自転車等）を説明。</p> <p>参考として 日本の自動車会社が提案する近未来の自動車交通 ヨーロッパでの先進的な自転車専用道の整備、自転車交通を中心に据えた実験的な都市計画等を例示。</p>	10	<p>資料の提示。</p> <p>資料の提示。 ヨーロッパでは温暖化対策として自転車交通が非常に重視されていることに触れる。</p>

数学	道路標識道路勾配（傾斜角と三角比）		
ねらい 正接の応用として道路勾配を表した道路標識のある道路の傾斜角を求める。			
場面	内容・展開	時間	留意点
導入	<p>1 正接の確認をし、巻末の三角比の表より正接の値を求める。</p> <p>練習2 $10^\circ, 56^\circ, 66^\circ$ の正接を求める</p>	5	指名して表の使い方を復習する
展開	<p>2 正接の値より角を求める。</p> <p>例3 次のような を、巻末の表から求めよ。 (1) $\tan = 20503$ (2) $\tan = 0.6$</p> <p>3 問題演習で確認する。</p> <p>練習3 次のような を、巻末の表から求めよ (1) $\tan = 0.3640$ (2) $\tan = 4.3$</p> <p>練習4 図のような道路標識のある道路の傾斜角は約何度か。 10 %</p>	<p>3</p> <p>7</p>	<p>練習2の逆の質問であることを確認 同じ値がないときは近い角を選ぶ 指名して答えさせる</p> <p>10%の意味を説明する</p>

【教科】 理科（物理）	【題名】 球面鏡（凸面鏡）とドアミラー、カーブミラー		
【指導のねらい】 球面鏡（凸面鏡）の原理を理解し、ドアミラーやカーブミラーとして利用されていることを学ぶ。それらには死角（見えない部分）が存在することを確認する。			
場面	内容・展開	時間	留意点・資料等
導入	1 本時のねらいを説明する。	3	・プリントの配布
	2 身近にある鏡の利用法を考えさせる。	7	・普通の鏡（平面鏡）以外の鏡について考えさせる。
展開	3 球面鏡（凸面鏡）の原理を学ぶ。	10	・「物理 A」分野
	4 車のドアミラー（または交差点のカーブミラー）を利用し、見える範囲（死角の確認）と物の見え方を確認させる。	20	・グループを作り確認させる。 ・見える範囲を確認する際、糸やひもを用いるとわかりやすい。 ・デジカメ等を利用してもよい。 ・交通事故等には十分に注意する。
まとめ	5 実習結果を生徒に発表させる。	10	・各グループ代表者による発表
	6 プリント記入・提出		

(その他)

実際に車のドアミラーや、交差点のカーブミラーを利用するため、生徒の興味・関心を引きつけることができる。実習にあたっては、交通事故等に十分に注意を払うこと。

第 章 光と目

(1 - 2) レンズと球面鏡

HRNO

NAME

球面鏡（凸面鏡）とドアミラー、カーブミラー

1 身近にある鏡の利用法をあげてみよう。

2 球面鏡とは

3（実習）ドアミラーの見える範囲と物の見え方

4 まとめ

5 感想

【 教科 】 理科(物理)	【 題 名 】 光の波長と色(信号機やライトの識別)		
【 指導のねらい 】			
光の単元のまとめとして、スペクトル、3原色、分散、偏光、散乱などについて身近な現象を例に出しながら定性的に説明する中で信号機についても触れる。			
場面	内容・展開	時間	留意点・資料等
導入	本時のねらいの説明	2分	生徒は光の干渉等の現象について数式を通しての理解に努めてきた。面倒な計算に辟易している頃なので雑学的知識を提供するつもりで授業を進める。
展開	分散、偏光、散乱など光の様々な現象をトピック的に取り上げ概要を定性的に理解する。(この展開例では主に散乱と色について扱う)		
	1 光の波長と色の関係について 光の3原色と加法混合や、光の波長と屈折率、散乱の度合いの関係について教科書や副教材(図説集)の図表で確認する。	5分	目の構造、杆体、錐体についても簡単に触れる。 信号機の色は光の3原色ではないことに注意
	2 波長の長い光(赤や橙)は白色光や青より散乱されにくく、霧や排気ガス中でも識別しやすいことを、信号機の赤や、高速道路・自動車用トンネルの照明の橙、フォグライトの黄などの例を出して説明する。	5分	他に、赤い光が使われている例を挙げさせる。 制動灯(ブレーキランプ)は赤、方向指示器は橙、車の前方に赤をつけるのは違反などの法規にふれるのも有効と思われる。
まとめ	3 「夕日はなぜ赤い」に散乱を軸として一つの解答をだす。 色の問題は物理、生理、心理様々な要因がある興味深い分野であること、自分は専門家ではないことを断った上で、雑学的知識を提供する。 例えば、 信号機の色は緑でなくなぜ青と呼ぶのか。 赤色の持つ心理的な意味、影響 信号の色の国際的取り決め。 LEDによる信号機	5分	これらの情報・知識は各県の警察のホームページから得られる。

Q . 青信号というのになぜ緑色の信号があるのですか？

< 解答 >

1930年（昭和5年）、日本で初めて現在のような信号機がついたときには、法令上「緑色信号」と呼び、緑色の信号でしたが、一般の人々の間では「青色信号」や「青信号」という呼び名がしだいに定着していきました。そこで、1947年（昭和22年）には法令上も「青信号」と呼ぶようになり、信号の色も緑色から青色に改められていきました。1973年（昭和48年）以降に作られた信号機は呼び名どおり「青色」に作られています。それ以前の古い信号機の中には、緑色に見えるものがあります。

「信号機なんでも読本」によりますと、1930年（昭和5）に初めて信号機がついた時は、法律の上では「緑色信号」と呼んでいました。しかし、色の三原色と同じように「赤・青・黄」と呼ぶ方が分かりやすいことから、世間では青信号という呼び方が定着していきました。また「青葉」「青物」など、緑色のものを「青」と呼ぶ場合が多く、青信号と呼ばれたのでしょう。

戦後の47年（昭和22）になって、法律上も実態に合わせ「青信号」と呼ぶようになりました。実際の信号の色は、71年以降に作られた信号機は青に近い色に改められています。

Q.先日、交通信号について「緑色なのになぜ青信号」という質問が載っていました。法律上は「青信号」と呼んでいるそうですが、あの色は本当は何色なのですか？

< 解答 >

警察庁の「交通信号関係仕様書」では、座標上に色を並べた「色度図」で青信号の色の範囲を定めています。これは「赤緑青」の光の三原色をどんな割合で混ぜるかを表すもので、青と緑の中間で、緑寄りの色となっています。色の名前はありません。国際照明委員会（本部・ウィーン）が、道路信号は赤緑黄の3色を使うことを決めているのに従ったものです。

同委員会第4部会（交通信号・照明）の日本代表、武内徹二さんによりますと、日本の青信号は「青みがかった緑」だそうです。同委員会は鉄道、航空を含む交通信号などについて、赤、黄、緑、青、白の5色の規格を世界で統一する作業を進めています。

国際的に統一したいのは分かるが、たぶん、日本人には青と、緑の判別が難しいと思われます。

広辞苑で「青」を引いてみると、

あお【青】

（一説に、古代日本語では、固有の色名としては、アカ・クロ・シロ・アオがあるのみで、それは明・暗・顕・漠を原義とするという。本来は灰色がかった白をいうらしい。）

Q . 信号は、いつからあるのですか？

< 解答 >

信号機は、明治元年にイギリスのロンドンで誕生しました。その時は、ガス灯で2色でした。大正7年にアメリカのニューヨークで今と同じ電気式の3色の信号機が設置され、日本に昭和5年輸入されました。日本で最初に信号機が設置されたのは、東京の日比谷交差点です。

Q . 信号は、なぜ赤・黄・青（緑）の色をしているのですか？

< 解答 >

赤色は、明るくても暗くても人間の目にもっとも良く見える色、とされています。また、緑色は、安心する色、ということで採用されたのではないのでしょうか。

Q . 車道用の信号と歩道用の信号とでは、大きさはちがいますか？

< 解答 >

人と車とでは、動いているスピードが違うため、見えている広さや高さが違うため高さや大きさが違ってきます。歩行者灯は、2 m くらいの高さにあります。四角い形のレンズで、中に人間が描かれており、レンズの幅は、縦横25cmあります。

車両灯は、5 m くらいの高さにあります。丸い形のレンズで、高いところにあるので、小さいように見えますが、実際にはレンズの直径は、30cmもあります。

Q . 夜になると、信号は、なぜ、『ちかちか』するのですか？

< 解答 >

「ちかちか」するのは、閃光（せんこう）といいます。夜になると通行する車両が少なくなるので、ムダな待ち時間や燃料の節約、騒音を防ぐため等に、大きい道路を黄色にし、小さい道路を赤色の点滅にします。

Q . ていでんになると、信号機も止まってしまうんですか？

止まるんだったら、なおるまで、けいさつの人がかわりをするんですか？

< 解答 >

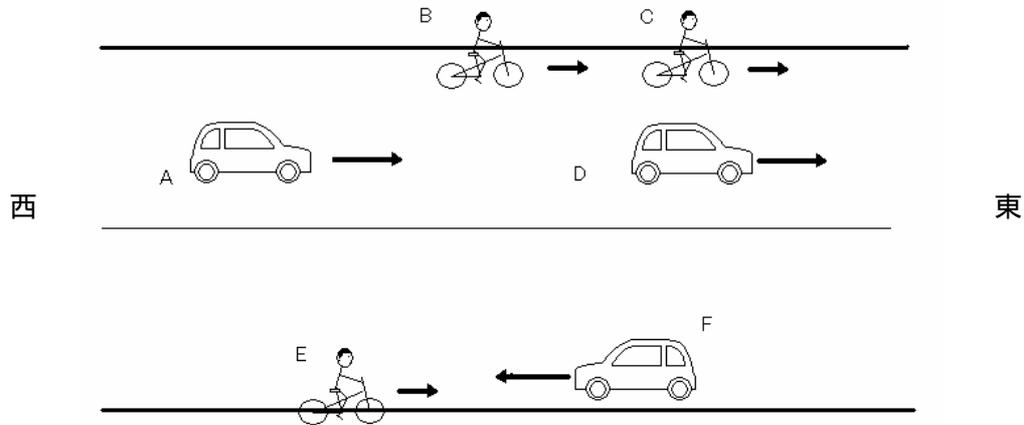
停電になると、信号機も止まってしまうんです。富山市内や高岡市内の主要の交差点には、停電になったら自動的に信号機に電気を送る装置が設置されています。それ以外の交差点では、停電中は、警察官が交通事故がおきないように手信号で交通整理をします。

主として富山県警のホームページから引用
他に各県の警察ホームページ等に資料がある

【教科】 物理 A	【題名】 どうして自転車の右側走行は危険なのでしょう。		
<p>【指導のねらい】</p> <p>物体の相対的な運動の考え方を、生徒にとって身近な交通ルールを例としてとりあげることにより理解させる。物体の相対的な運動を考えると、同じ速度の自転車と自動車が衝突した場合、右側走行をするのと左側走行をするのでは、その被害の状況に違いがあることに気づかせる。</p>			
場 面	内 容・展 開	時間	留意点・資料等
導 入	<p>速度の種類には、自動車のスピードメーターなどにみられる運動物体そのものの一般的な「速さ」の考え方と、動いている物体から見た相手の物体の速度をあらわす「相対速度」の考え方があることについて説明する。</p>	10	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な運動を話題にし、相対運動の意味を理解させたい。 ・状況に応じてVTRなどをみせたい。
展 開	<p>1 相対速度の考え方と相対速度の式について説明する。</p> <p>2 相対速度計算式の練習</p> <p>3 一般的な道路における運動物体間の相対速度について考える。</p> <p style="padding-left: 40px;">一般道における自動車・歩行者・自転車の進行方向について説明する。</p> <p style="padding-left: 40px;">別紙プリントの演習。</p> <p>4 計算結果の発表。</p>	<p>5</p> <p>10</p> <p>5</p> <p>10</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図とベクトルを用い速度の違いについて説明する。 ・各自で計算させ、隣の生徒と確認させる。 ・別紙プリント配布 ・分からない生徒は隣の生徒同士で考えても良い。
まとめ	<p>5 相対速度の考え方のまとめを行う。</p> <p>6 交通ルールなどに関して日常生活で気をつけなければならない事項の発表をする。</p>	10	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の右側走行について考えさせたい。

相対速度演習プリント

制限速度 60 km / h の道路を図のように自動車や自転車が走っていた。相対速度について考えてみよう。



(1) それぞれの速度は以下の通りである。相対速度を計算してみよう。

自動車 A は東方向に 60 km / h

自転車 B は東方向に 20 km / h

自動車 D は東方向に 70 km / h

自転車 C は東方向に 20 km / h

自動車 F は西方向に 80 km / h

自転車 E は東方向に 30 km / h

A から D を見た場合の相対速度を求めましょう。

B から C を見た場合の相対速度を求めましょう。

A から F を見た場合の相対速度を求めましょう。

E から F を見た場合の相対速度を求めましょう。

(2) この図の中で交通規則違反をしているのは、誰でしょうか。

(3) 自転車が右側走行すると危険な理由を考えてみよう。

【教科】 物 理	【題名】 摩擦と制動距離 ～路面の状態と摩擦係数の関係～		
【指導のねらい】 天候等によって変化する路面と車輪の状態が摩擦係数を決め、制動距離を左右することを理解させる。			
場 面	内 容 ・ 展 開	時 間	留 意 点 ・ 資 料 等
導入	1 自転車・バイク(原付)・自動車(四輪)が通常の速さで走行中に、急ブレーキを懸けたらどれくらい滑って停止すると思うか？	5 分	・晴天時の道路上で日常観察したままを答えさせる。(概数値) ()km/h のとき()m
展開	2 <理論> エネルギーの原理より、 $1/2 \cdot mv^2 = F'x$ $F' = \mu'N$ $x = v^2 / \mu'$ 制動距離 (速さ) ² /動摩擦係数 3 <演示実験> 物体と紙の相対運動を利用して、物体を静止状態に置きながら紙を動かし、ばね秤の目盛を読み動摩擦力 F' を測定する。 紙の種類 紙を引く速さ を変えて動摩擦力 F' を測定する。 * [いきいき物理わくわく実験 2]より	5 分 25 分	・動摩擦係数 μ' = 一定ならば、制動距離 (速さ) ² ・速さ = 一定ならば、 制動距離 $1/\mu'$ ・同じ車輪(ゴム製)に対して路面の状態(紙の種類)が変われば動摩擦力は変わるが、乗り物の速さ(紙を引く速さ = 物体の速さ)が変わっても動摩擦力は変わらない。
まとめ	4 同じ速さのとき、路面の状態が(晴天時 $\mu' = 0.7$ から雨天時 $\mu' = 0.6$ へ)変化すれば、制動距離は $(0.7/0.6 = 1.2$ 倍に)変化する。	5 分	・アスファルトと車輪(ゴム製)との動摩擦係数 μ' を乾燥時 0.7、雨天時 0.6 とした。

【教科】 化学	【題名】 単元名ケイ素とその化合物
目的	ケイ素単体の性質および二酸化ケイ素を中心とした化合物の性質を知る。 二酸化ケイ素およびケイ酸塩を原料としてつくられるケイ酸塩工業製品を知る。

分野	教師の活動	予想される生徒の活動	時間	留意点・資料等
導入	ケイ素単体を提示する。 単体の性質を説明。 半導体としての利用を説明。	単体を観察する。 板書事項をノートに記す。	10分	(単体サンプル) (教科書) シリコンバレーの「シリコン」はケイ素のこと。 二酸化炭素とは構造が異なることを理解させる。
発展	酸化物の二酸化ケイ素の構造性質を説明。 二酸化ケイ素の単結晶(水晶)を提示する。 二酸化ケイ素の反応を説明し反応の流れを板書。 フッ化水素酸との反応。 塩基との反応 - ケイ酸の生成 - シリカゲル。 ケイ砂と石灰石、炭酸ナトリウムを融解させるとガラスができることを説明。 ガラスの種類を説明。 ソーダガラス ホウケイ酸ガラス 鉛ガラス 石英ガラス 強化ガラス 強化ガラスは、ガラスだけでできているものと、ガラスを2枚重ねてその間に樹脂を入れたものがあること、樹脂を入れることで、破片が鋭利にならないことを説明。 陶磁器やセメントなどもケイ酸塩が原料であることを説明。	板書事項をノートに記す。 水晶を観察する。 反応式や反応の流れをノートに記す。 板書事項をノートに記す。	35分	(水晶サンプル) それぞれの用途の例も示す。 一般のガラス 耐熱ガラス クリスタルガラス 光ファイバー 自動車のガラス (資料(別添)) 事故をしたときの安全性を念頭に置く。
まとめ	ケイ素という物質はあまり耳慣れないものだが、その化合物を人類は上手に利用してきたことを述べる。		5分	

別添資料

プリンス西東京HP <http://www.npw-net.com/03509v-9/mame/> 「こっそり学ぶクルマの豆辞典」
旭硝子HP <http://www.agc.co.jp/automotive-glass/lamisafe/products/alacarte.htm>
「LAMISAFE 豆知識」

単元名	化学 触媒とのはたらき
目的	触媒のはたらきとその条件を学ぶ。 排気ガスの浄化や化学工業分野などに用いられる触媒について学ぶ。

分野	教師の活動	予想される生徒の活動	時間	留意点
導入	<p>反応速度を決定する条件を確認する。</p> <p>化学工業分野では反応速度を大きくするために触媒を用いることを確認する。</p> <p>ハーバーボッシュ法、オストワルト法などの触媒を質問する。</p>	<p>反応物の濃度、温度、触媒</p> <p>質問に答える。</p>	10分	<p>前時の復習 (教科書)</p> <p>(図説)</p> <p>既習分野</p>
発展	<p>化学反応が起こる際に、反応物が活性化状態を経てから生成物に変化することを説明する。反応時のエネルギー変化を示す図を記す。</p> <p>反応速度を決める要因の1つは、活性化エネルギーの大きさであることを説明する。</p> <p>活性化エネルギーを小さくさせるものが触媒であることを説明する。</p> <p>エネルギー変化図に触媒を使用した場合の経路を記す。</p> <p>均一触媒と不均一触媒について説明する。</p> <p>自動車の排気ガスが環境に与える影響を質問する。</p> <p>その原因物質を質問する。</p> <p>自動車の排気ガスを浄化するために触媒が用いられていることを説明する。</p>	<p>板書事項をノートに記す。</p> <p>酸性雨・スモッグ</p> <p>窒素酸化物、硫黄酸化物など資料・図説に載っている、触媒の写真を見る。</p>	30分	<p>反応の前後では、触媒は変化しないが、反応途中では反応物と触媒が結合して、活性化エネルギーを下げる。</p> <p>(資料(別添)・図説)</p> <p>昭和50年からのマスクー法に伴う、ガソリン車の排ガス規制。最近のディーゼル車の排ガス規制。静岡県内の企業がトップシェアを占めている。</p>
まとめ	<p>演習:活性化エネルギーの読みとり。</p> <p>触媒のはたらきをまとめる。</p>	演習問題を解く。	10分	

資料(第一学習社:総合図説化学)p156

別添資料 触媒工業協会HP 「触媒の話(コラム)」<http://www/cmaj.jp/catalyst/column05.html>
(株)キャタラーHP「製品紹介 自動車用メイン」

<http://www.cataler.co.jp/japanese/product/index1.html>

【教科】 生物	【題名】 感覚神経と運動神経（反射の経路）		
<p>【指導のねらい】</p> <p>1 膝蓋腱反射（反射弓）と視覚に伴う反応の違いを「反射の経路」として理解する。</p> <p>2 車のスピードが停止距離に与える影響を、各自の反応(反射)時間を入力してシミュレーションすることで、安全への認識を高める。</p>			
場面	内容・展開	時間	留意点・資料等
導入	<p>1 本時のねらいを説明する。</p> <p>2 プリントを配布し、実験の進め方、ソフトの概略・データの処理方法等を説明する。</p>	5分	・実験は2人1組
展開	<p>3 膝蓋腱反射の実験</p> <p>(1) 膝蓋腱の実験を行う</p> <p>(2) 反射弓の解説 刺激を受けてから反応までの興奮の伝達経路を説明する。</p> <p>4 視覚による反応の実験</p> <p>(1) ソフトを立ち上げ、視覚から反応までの時間を各自で測定する。* 通常で条件で計測する。 話しながら行い注意力をそぎ計測する。</p> <p>(2) 表計算ソフトを利用しデータ処理</p> <p>(3) 視覚による情報を大脳が処理するため、反射弓と伝達経路が違うことを説明する。</p> <p>5 反応時間と停車距離のシミュレーション 表計算ソフトに反射時間と車速を代入し停車距離をシミュレーションする。 停止距離(m) = 空走距離 + 制動距離 制動距離 = 定数 × 車速²</p>	<p>15分</p> <p>25分</p> <p>10分</p>	<p>・ゴムハンマー</p> <p>・スクリーン(図説)の画像の利用</p> <p>・計測のはじめの数回は捨てデータとする</p> <p>・プリントに記録する</p> <p>・平均化等適当な処理の仕方を指示</p> <p>・グラフ化</p> <p>・距離はmとするが、車速はkm/h単位の方がわかりやすい。</p> <p>・定数 = 8×10^{-3} 程度</p>
まとめ	6 以上の実験結果から交通安全として注意すべき内容を考えプリントにまとめ提出する。	10分	・グラフ貼付

* 反射時間計測はフリーソフト「反射神経チェック」を利用する。

【教科】 英 語	【題名】 外国人への道案内のしかた		
【指導のねらい】 外国人に道を尋ねられたときに英語で道案内することができるようにする。			
場 面	内容・展開	時間	留意点・資料等
導入	本時のねらいを説明する。 「外国人への道案内のしかた」ができることの大切さを言う。	3分	道案内をする時に使う基本フレーズの書いてある(絵付き)プリントを配る *資料1
展開	プリントを見ながら、語句の意味を確認し、発音練習をする	10分	
	ペアを作り、それぞれ違ったペンを持たせる。基本フレーズがランダムに書かれたプリントを使い、教師の言う日本語を聞き、該当する英文を探す。早く探した生徒がプリントにペンで を付ける。最後に自分が を付けた文を数え、数が多い方にスタンプを与える。	10分	基本フレーズがランダムに書かれたプリントを配る。(2人に1枚) *資料2
まとめ	ペアでモデルダイアログを使い、交互に外国人、日本人の言い方を練習する。	12分	モデルダイアログの書かれたプリントを配る。 *資料3
	ペアで簡単なダイアログを作り、暗記をする。	15分	机間巡視をしながら質問を受ける。(ALTと一緒に)用意できるのであれば、学校の近くや最寄り駅周辺の地図を使わせると良い。
	いくつかのペアに発表をさせる。		

(その他)

地図等はできるだけ生徒になじみのある場所(学校の近くなど)の实在の地図を使うとより生徒の興味関心を引くことができるのではないのでしょうか。TTでやった方が効果があると思います。

(資料 3)

ホテルを探している場合

Foreigner: Excuse me, could you tell me the way to the Sunrise Hotel?

Japanese: It's at the end of the block. You'll find it on your right.

Foreigner: Thank you very much.

Japanese: You're welcome.

駅へ行きたい場合

Foreigner: Excuse me, where am I now?

Japanese 1: Eigo wakarimasen.

Foreigner: OK. Thank you.

Japanese 2: Can I help you?

Foreigner: Thank God! Yes, please. Will you tell me the way to Nishi Station?

Japanese 2: Go straight and turn left at the corner. It's next to the big Department Store.

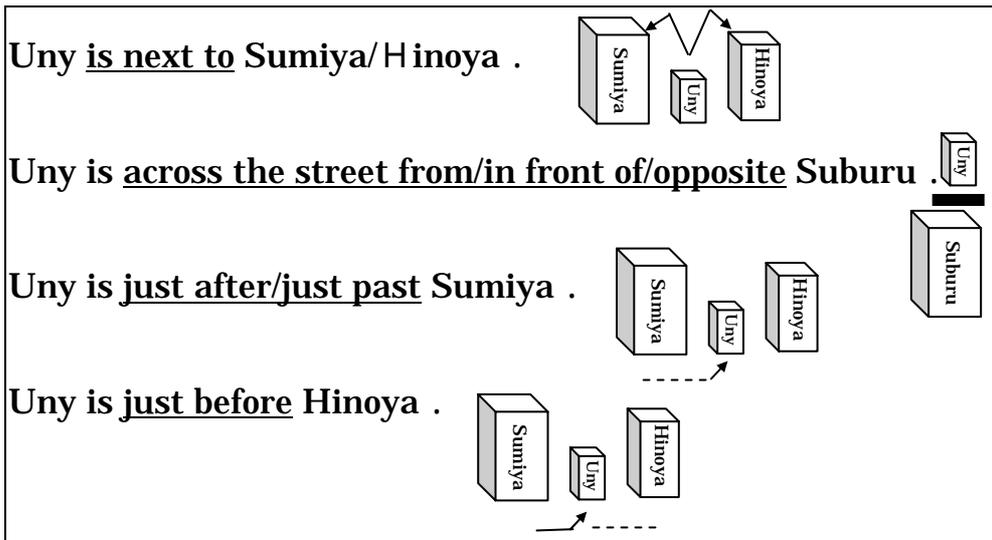
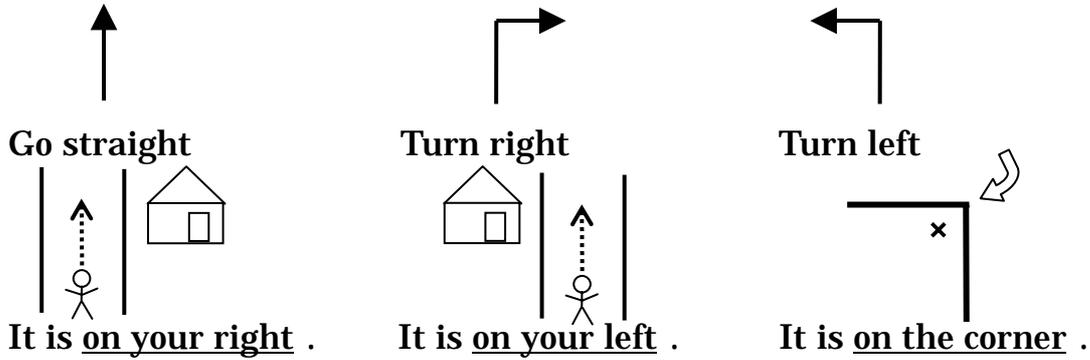
Foreigner: Thank you very much. You saved me.

Japanese 2: You're welcome. Have a nice day! Bye!

Foreigner: Bye!

Directions

Excuse me, could you tell me the way to _____ please ?



You'll pass 2 traffic lights .

Go straight until the 1st traffic light .

Turn right/left at the _____ (the 1st traffic light/the 2nd corner/the bakery) .

in front of

It's on the corner

It's on your left

is next to

Excuse me, could you tell me the way to please?

opposite

It's on your right

Turn left

just after

Turn right

just before

Go straight

【教科】 外国語	【題名】 日本と外国の交通標識の違いについて		
【指導のねらい】 ・日本と外国の交通標識を学ぶことで、標識の違いや、日本の交通ルールを確認する。 ・標識に描かれている英語表現から、生徒の実態に即した表現を学習する。			
場面	内容・展開	時間	留意点・資料等
導入	・本時の予定、ねらいを説明する。 ・日本の道路標識をいくつか示し、生徒の理解度を確かめる。	5分	・特定の生徒以外の生徒にも答えさせる。
展開	・辞書を使って、外国の道路標識とその名称を考えさせ、発表する。	25分	・名称が答えられなければ、ヒントを与えたり、教師が答えるなど、時間をかけすぎない。 ・発表した生徒には授業ポイントを与える。
	・外国と日本の道路標識を照らし合わせ、表現の違いを確認する。 ・外国の道路標識から、生徒が知っている英語（表現）を発表させる。 ・今回の教材以外で生徒が知っている道路標識を発表させる。	10分	（資料）別紙参考資料1を参照 ・生徒が発表した英語（表現）に補足説明をする。 ・生徒が答えた日本の道路標識は、生徒にその英訳を推測させるか、教師が英語に直す。
まとめ	・様々な国の交通ルールについて説明する。 ・日本の交通事故状況について説明し、生徒の交通安全の意識を高める。	5分	・海外の交通ルールについて、何か知っている生徒にそれを発表させる。 ・交通事故の実態について知っていることを答えさせる。

（その他）
 定時制の生徒は、運転免許を取得済みの生徒が多く、知っている道路標識が多かった。しかし、運転免許を未取得の生徒は、あまり反応がなく、交通安全の説明の際にも、そのイメージがうまくできていないようだった。また、交通標識の英訳は今回の学習集団には少し難しく、辞書を引くことによりかなりの時間を要してしまった。次回このような授業をする際には、英語表現の難易を生徒の実態に即して、授業内容を決める必要があると感じた。

別紙資料 1

交通標識 Traffic Signs

	No Entry for Vehicles		Priority Lane for Buses
	Closed All Vehicles		Slow Down
	No Parking or Stopping (Hours to be Regulated)		Right of Way
	Left Turn Only		School, Kindergarten, Nursery
	Maximum Speed Limit		Road Closed
	Exclusive Lane for Buses		Closed to All Vehicles except Motorcycles
	Stop		No Right Turn
	Safety Zone		One Way
	Center Line		Motor Vehicles Only
	No U turn		Lane Direction Designation
	No Passing		Pedestrian Crossing
	No Parking (Hours to be Regulated)		Parking Permitted
	Direction to be Followed		Railway Crossing
	Minimum Speed Limit		

「社団法人 北方圏センター」のホームページより引用

<http://www.nrc.or.jp/gaikokujin/J/huroku-3.html>

【教科】 情報	【題名】 INDEX 関数による高速道路の通行料金の参照		
<p>【指導のねらい】</p> <p>表計算ソフトはデータ処理を能率的におこなえる。データを変更しても、あらかじめ入力しておいた計算式に応じて関連する数値が自動的に再計算されるので、計算の労力を大幅に省くことができる。</p>			
場面	内容・展開	時間	留意点・資料等
導入	<p>1 本時のねらいを説明する。 「表計算ソフトの有効な活用方法」</p> <p>2 Sheet「導入」を使用 表計算ソフトで利用する関数について復習する(問)。</p>	10	<ul style="list-style-type: none"> ・各自サーバーより「有料道路.xls」をダウンロードしておく。 ・答え合わせは関数がsheet上に入力済みである。また、関数の名前が英語から作られていることを紹介する(Sum total SUMなど)。
展開	<p>3 有料道路の料金所ではどのような決済がおこなわれているのかを聞き、支払時の待ち時間についてふれ、瞬時に決済ができる理由を考えさせる。</p> <p>4 Sheet「展開」を使用 高速道路料金表を見て、料金を把握する方法(目や指で交差している箇所を料金として読みとることを確認する(問))。</p> <p>5 関数を利用して、料金を割り出す方法を説明する(問)。</p> <p>6 入口・出口のコード番号を変更して料金が変わった事を確認し、表計算ソフトの自動再計算について説明する。</p>	5 5 15 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ETCの決済方法を説明し、料金の計算がコンピュータでされていることを把握させる。教科書の交通情報システムの挿絵やETCカードなどの資料を提示する。 ・表計算ソフトの各部の名称(セル番地、列、行など)を確認する。 ・プロジェクターを利用して説明をした後、机間巡視をしながら質問を受ける。 ・無いコードを入れるとどのような結果になるのか、実際に確かめさせる。
まとめ	<p>7 Sheet「まとめ」を使用 高速道路の料金以外でもINDEX関数が利用できそうな事考えさせ、発表をさせる(問)。</p> <p>8 各自、自己評価を記入した後、ファイルをサーバーに提出する。</p>	10	<ul style="list-style-type: none"> ・4～5人程度の発表を聞き、他の生徒のアイデアをどう展開させられるのかを考えさせる。 ・サーバーの個人フォルダへ保存する事を確認する。

簡単な関数の利用方法は、既習済み。

(その他)

- ・ 資料

ファイル「有料道路.xls」(授業時に使用したもの)

情報A教科書(日本文教出版)の挿絵「日本文理_挿絵.jpeg」

利用している ETC カード「ETC カード.jpeg」、ETC 利用明細書ファイル「ETC_2003_12.jpeg」

- ・ 生徒の反応

高速道路の料金が高いことへの疑問が多く出ました。

後日、JH(道路公団)の収支報告書の参照をし、何にお金を使われているかを見ました。

- ・ 生徒の解答

問 体育祭の得点集計表、電車の運賃表、成績表、バスの定期券、職員室の生徒出欠表など

第1節 わたしたちの暮らしと情報

§3 コンピュータで何が出来るのだろう
ソフトウェアの活用(表計算)

氏名 _____

前時間のおさらい

表計算ソフトでは、関数を利用すると計算が簡単にできました。
どのような関数があったのか思い出してみましょう。

問) 次の用語にあてはまる関数を語群より選んで答えなさい。

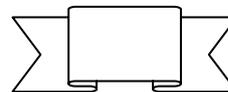
合計 _____ 最大 _____

平均 _____ 最低 _____

判定 _____ 四捨五入 _____

語群	
SUM	MIN
ROUND	AVERAGE
MAX	IF

他にも様々な関数があります。
今日は、「検索(参照)」の関数を勉強しましょう。



第1節 わたしたちの暮らしと情報

§3 コンピュータで何が出来るのだろう ソフトウェアの活用(表計算)

氏名 _____

道路の中には有料道路といわれる道路があります。
私たちの身近な所では、東名高速道路や東富士五湖ラインがそうです。

料金所では、現金・ハイウェイカード・ETCカード・クレジットカードなどにより、
料金の支払いがすぐに出来ます。
ここにもコンピュータが活用されており、どの様な車がどこから来たのかなどの情報を、
瞬時に把握し、料金の計算を行っています。

では、料金の計算を数時間勉強してきた表計算ソフトウェアを利用してやってみましょう。

問) 下記の表は、東名高速道路の料金表である。
次の問題に答えなさい(関数は使用せずに見て解答する)。



「沼津」「清水」間の料金は、いくらですか？ _____

また、そのセル番地は、いくつですか？ _____

セル番地は半角で

高速道路料金表(御殿場IC～静岡IC)
普通車(小型自動車・普通乗用自動車など)

IC	コード	入口					
		御殿	裾野	沼津	富士	清水	静岡
御殿	1	0	400	650	1,150	1,800	2,150
裾野	2	400	0	400	850	1,550	1,900
沼津	3	650	400	0	650	1,300	1,650
富士	4	1,150	850	650	0	850	1,200
清水	5	1,800	1,550	1,300	850	0	500
静岡	6	2,150	1,900	1,650	1,200	500	0

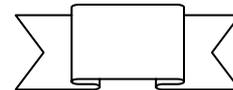
資料出展
JH(日本道路公団)
<http://www.jhnet.go.jp/>

パソコンで、瞬時に料金を求めるには、
行と列が交差したセルのデータを参照する関数を利用します。
問題 で解答したセル番地が交差している場所です。
その交差した所を関数で求めてみましょう。

問) 条件・・・入口と出口にICのコード番号を入力すると料金を表示する。

入口	
出口	

料金 _____



今回の関数

= INDEX(対象範囲, 行番号, 列番号)

対象範囲
行番号
列番号

E31:J36
D46
D47

第1節 わたしたちの暮らしと情報

§3 コンピュータで何が出来るのだろう
ソフトウェアの活用(表計算)

氏名 _____

問) 高速道路の料金検索の他にこの関数が利用できそうな事を考えよう。

みんなのアイデアより良かったものを書いておこう。

- 1 _____
- 2 _____
- 3 _____

本時間の自己評価 (4段階 4 1)

表計算ソフトの入力 _____
表計算ソフトの使い方 _____
本時間、態度・意欲・関心 _____
本時間、学習の成果・達成度 _____

今日の授業で、疑問に思った事など感想を記入しよう。

+ 今日の授業で、出てきた言葉をもっと詳しく知りたい人は、リンク先へ行ってみよう。

ETC



ハイウェイカード
3万円,5万円
の廃止



クレジットカード
利用方法



今回掲載のリンク先は、リンクフリーもしくは許可を取っています。

【教科】 情報	【題名】 高速道路の通行量・交通事故数について		
<p>【指導のねらい】</p> <p>表計算ソフトではワークシートで作成されたデータを簡単にグラフ化することができる。図形処理する際に、「情報」として何を伝えたいのかを自らデータを読みとり、グラフの種類を選択できるようにする。</p>			
場面	内容・展開	時間	留意点・資料等
導入	<p>1 本時のねらいを説明する。 「グラフ作成による効果的な情報伝達」</p> <p>2 Sheet「導入」を使用。 資料1「高速道路 IC 通行量」を使用。 近辺の高速道路の通行量のデータを見せて情報を把握させる。</p> <p>3 資料2「高速道路交通事故数」を使用。 交通事故がどのような時期に多く発生しているのか原因を考えさせる。</p>	10	<ul style="list-style-type: none"> ・各自サーバーより「通行量・事故件数.xls」をダウンロードしておく。 ・御殿場から西の通行量が少ない理由を紹介する。 ・事故の件数は通行量と比例しているのか等、データの読みとりのアドバイスをおこなう。
展開	<p>4 Sheet「展開」を使用。 資料を見ての感想をタイピング練習もかねておこなう（問 1、2）。</p> <p>5 グラフの種類を選択を考えさせた後に、グラフの作成をする。また、グラフの大きさの調整や移動をする。</p> <p>6 グラフ選択の適切さについて考えさせる（問 3）。</p>	10 15 5	<ul style="list-style-type: none"> ・机間巡視をしながら、タッチメソッドの実践方法やタイピングのこつを交えて指導をおこなう。 ・[ctrl]キーの使用による複数項目の選択方法を紹介する。 ・困った箇所が発生した生徒に拳手をさせ、改善方法の指導をおこなう。 ・生徒数名のグラフをプロジェクターを利用して紹介する。
まとめ	<p>7 Sheet「まとめ」を使用 交通安全の意識付けをおこなう。</p> <p>8 グラフ種類の復習をする（問 4）。</p> <p>9 各自、自己評価を記入した後、ファイルをサーバーに提出する。</p>	10	<ul style="list-style-type: none"> ・警視庁のグラフを見せるとともに、静岡県境～御殿場区間の事故の件数が多い事にもふれ、交通安全の意識付けをする。 ・サーバーの個人フォルダへ保存する事を確認する。

簡単なグラフの作成方法は、既習済み。

(その他)

- ・ 資料

ファイル「通行量・事故件数.xls」(授業時に使用したもの)

「通行量に関するデータ」

日本道路公団東京管理局 御殿場管理事務所に依頼をし、統計を提供していただきました。

「交通事故に関するデータ」

静岡県高速道路交通警察隊に依頼をし、統計を提供していただきました。

「死者数に関するデータ」

警視庁の公表されている統計資料を利用しました。

- ・ 生徒の反応

人身・物損事故のあわせの統計を示したが、そのうちどれだけの死亡事故が起きたのかなどの疑問が本日の感想に寄せられたので、後に静岡県警の web ページを参照した。

また、リンク先の警視庁の web ページなどに関心が多く見られた。

第2節 総合実習の実践

§3 情報を収集しよう
データの分析(表計算ソフトの応用)

氏名 _____

資料1

高速道路(大井松田～沼津)IC間断面 通行量

(期間:平成14年12月～平成15年11月)

単位:台/月

	大井松田～御殿場			御殿場～裾野			裾野～沼津		
	上り	下り	計	上り	下り	計	上り	下り	計
H14.12	1,146,752	1,224,159	2,370,911	1,037,260	1,098,733	2,135,993	1,024,023	1,023,341	2,047,364
H15.1	1,184,541	1,111,474	2,296,015	1,075,452	992,682	2,068,134	1,044,328	914,159	1,958,487
H15.2	974,064	971,880	1,945,944	874,748	865,060	1,739,808	873,152	803,572	1,676,724
H15.3	1,237,954	1,244,867	2,482,821	1,099,074	1,090,177	2,189,251	1,091,820	1,022,287	2,114,107
H15.4	1,095,210	1,110,870	2,206,080	971,100	956,700	1,927,800	980,210	890,550	1,870,760
H15.5	1,171,387	1,164,670	2,336,057	1,017,854	992,372	2,010,226	1,003,087	908,827	1,911,914
H15.6	1,025,760	1,029,540	2,055,300	892,880	907,260	1,800,140	884,940	803,790	1,688,730
H15.7	1,162,934	1,178,882	2,341,816	992,124	1,012,801	2,004,925	994,387	844,192	1,838,579
H15.8	1,492,960	1,521,356	3,014,316	1,279,494	1,306,650	2,586,144	1,272,843	1,255,407	2,528,250
H15.9	1,149,930	1,163,100	2,313,030	971,340	992,160	1,963,500	979,320	950,820	1,930,140
H15.10	1,085,310	1,158,656	2,243,966	898,200	990,418	1,888,618	925,071	888,708	1,813,779
H15.11	1,176,570	1,166,340	2,342,910	994,140	1,003,620	1,997,760	994,740	960,780	1,955,520
平均	1,158,614	1,170,483	2,329,097	1,008,639	1,017,386	2,026,025	1,005,660	938,869	1,944,530
合計	13,903,372	14,045,794	27,949,166	12,103,666	12,208,633	24,312,299	12,067,921	11,266,433	23,334,354

資料協力

日本道路公団東京管理局

御殿場管理事務所

菊池 豊 様

tel 0550-82-3100

計測機器の故障等により、データが欠測している場合もあります。

第2節 総合実習の実践

§3 情報を収集しよう
データの分析(表計算ソフトの応用)

氏名 _____

資料2

高速道路(静岡県境～沼津)IC間断面 交通事故件数(人身・物損)

(期間:平成14年12月～平成15年11月)

単位:件/月

	静岡県境～御殿場			御殿場～裾野			裾野～沼津		
	上り	下り	計	上り	下り	計	上り	下り	計
H14.12	3	10	13	4	4	8	7	3	10
H15.1	1	6	7	2	6	8	5	5	10
H15.2	5	2	7	3	4	7	1	5	6
H15.3	9	4	13	8	6	14	3	6	9
H15.4	7	4	11	1	5	6	3	2	5
H15.5	3	14	17	6	2	8	1	6	7
H15.6	1	5	6	5	3	8	0	1	1
H15.7	7	7	14	6	5	11	1	4	5
H15.8	5	6	11	4	5	9	6	4	10
H15.9	4	4	8	9	1	10	0	2	2
H15.10	5	4	9	5	2	7	8	2	10
H15.11	6	9	15	3	4	7	2	3	5
平均	5	6	11	5	4	9	3	4	7
合計	56	75	131	56	47	103	37	43	80

件数の統計であり、複数の車両にまたがる事故も1件として数えてあります。

資料協力
静岡県高速道路交通警察隊
鈴木 義明 様
tel 054-281-7457

第2節 総合実習の実践

§3 情報を収集しよう データの分析(表計算ソフトの応用)

氏名 _____

問) 資料1を見てわかった事(意見や感想)など。

問) 資料2を見てわかった事(意見や感想)など。

データを比較する時に、グラフという**視覚的**に表現する方法があります。
表計算ソフトでは、データを入力しておけばグラフが簡単に作成できます。
一度作成したグラフは、グラフの種類を変更する事もできます。
また、グラフ作成後のデータの変更も可能(自動的にグラフに更新される)です。

! 挑戦) 以下の条件によってグラフを作成し、次ページの指定場所にグラフを移動する事。

処理条件

先ほど見たデータの中から下りの通行量(水色部分)をグラフにする。
項目は、年月(紫部分)を表示し、各月の量の変化をあらわすこと。
グラフタイトルは「高速道路(裾野～沼津)下り車線の通行量」とすること。
凡例は「下り」、単位を「台/月」として表示させること。
各自でデータを上手に活用できるような見やすいグラフを選び作成すること。

高速道路(裾野～沼津)IC間断面 通行量

(期間:平成14年12月～平成15年11月単位:台/月)

	裾野～沼津		
	上り	下り	計
H14.12	1,024,023	1,023,341	2,047,364
H15.1	1,044,328	914,159	1,958,487
H15.2	873,152	803,572	1,676,724
H15.3	1,091,820	1,022,287	2,114,107
H15.4	980,210	890,550	1,870,760
H15.5	1,003,087	908,827	1,911,914
H15.6	884,940	803,790	1,688,730
H15.7	994,387	844,192	1,838,579
H15.8	1,272,843	1,255,407	2,528,250
H15.9	979,320	950,820	1,930,140
H15.10	925,071	888,708	1,813,779
H15.11	994,740	960,780	1,955,520
合計	12,067,921	11,266,433	23,334,354

資料協力
日本道路公団東京管理局
御殿場管理事務所
tel 0550-82-3100

第2節 総合実習の実践

§3 情報を収集しよう
データの分析(表計算ソフトの応用)

氏名 _____

作成したグラフをここに移動する。
大きさも整えて、見やすく設定してみましょう。

問) なぜ、上のグラフの種類を選んだのか。
このようなデータの時に使用すると見やすい(見にくい)と感じたグラフの種類。

みんなが見やすいと感じたグラフは… _____ グラフでした。

第2節 総合実習の実践

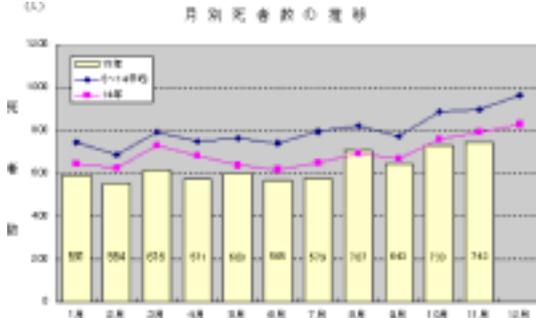
§3 情報を収集しよう データの分析(表計算ソフトの応用)

氏名 _____

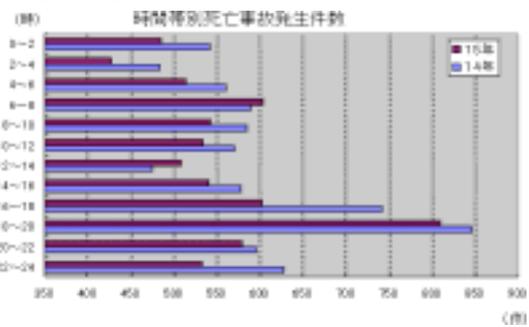
グラフの種類と利用方法の例)

警視庁 <http://www.npa.go.jp/> に掲載されている交通に関するグラフです。

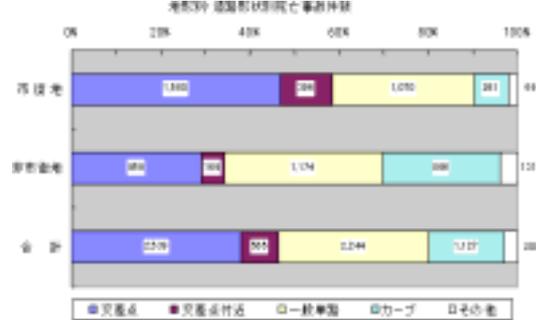
横棒グラフ



縦棒と折れ線グラフの組合せ



100%積み重ねグラフ



グラフをクリックして大きさの変更をすれば、データが見やすくなります。

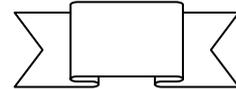
警視庁や交通安全協会のwebページを参考
参考に交通安全に心がけましょう。

全日本交通安全協会
<http://www.jtsa.or.jp/>

静岡県交通安全協会
<http://www.wbs.ne.jp/bt/shizuankyou/>

今回掲載のリンク先は、リンクフリーもしくは許可を取っています。

問) グラフを選ぶポイントとなる事を確認してみよう。
次の用途にあてはまるグラフ名を語群より選んで答えなさい。



データの内容や構成比を比較

=====

帯全体を100%として個々のデータを比較

=====

データの大小や変化を比較

=====

時間の推移による比較を

=====

語群
円グラフ
折れ線グラフ
棒グラフ
帯グラフ

本時間の自己評価 (4段階 4 1)

データの分析

=====

グラフの作成

=====

本時間、態度・意欲・関心

=====

本時間、学習の成果・達成度

=====

今日の授業で、疑問に思った事など感想を記入しよう。

現代社会学習指導案

- 1 科 目 現代社会(2単位)
- 2 日時・場所 平成15年 月 日(曜日) 第 時限 教室
- 3 学習集団 情報処理科 25HR (男8名 女30名 計38名)
- 4 単 元 名 環境と人間社会
- 5 指導項目 クルマ社会を考える
- 6 指導目標 クルマ社会の弊害と問い直し
- 7 使用教材 「新版高校現代社会」(一橋出版)
- 8 指導過程

	指導内容	生徒の活動	時間	留意事項
導 入	クルマの恩恵について発表させる。	(予想される応答) ・ 移動、運搬に便利 ・ レジャーの楽しみ など	5	
展 開	<p>弊害について、考えをノートにまとめさせ、発表させる。</p> <p>統計資料等を活用し、以下の点を掘り下げ、思考を深めさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故の諸問題 ・ クルマと自然環境および居住環境の悪化との関係 <p>経済学の考え方で、市場原理だけではとらえきれない「クルマの社会的費用」という考え方のあることを紹介する。</p> <p>クルマ万能でない新しい動きが欧米や日本でも出てきていることに気づかせる。</p>	<p>(予想される考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故による人身および物的損害 ・ 交通渋滞による混雑 ・ 排気ガスによる大気汚染、温暖化や健康に及ぼす影響 ・ 騒音や振動による居住環境の悪化 ・ 犯罪にクルマが利用される など <p>統計資料で具体的に確認する</p>	35	<p>子どもや高齢者といった弱者が犠牲になりやすい点を確認する</p> <p>クルマが公共輸送機関を衰退させ、「交通貧困層」を生み出している点をおさえる</p> <p>クルマには膨大な社会的費用(道路の建設や維持、交通事故による損害、環境の悪化など)が掛かっていることを認識させる</p>
ま と め	この授業で学んだこと、考えたことをノートにまとめさせる。	ノートに記入	5	

理科「生物 B」学習指導案

- 1 科 目 生物IB(3単位)
- 2 日時・場所 平成15年9月12日(金曜日) 第2時限 理科室
- 3 学習集団 会計科・情報処理科 33~6HR (男4名 女31名 計35名)
- 4 単 元 名 反応と調節
- 5 指導項目 刺激と動物の反応
- 6 指導目標 刺激を受容してから反応が起こるまでに経路があることを実験によって確認する。
- 7 使用教材 ものさし・実験レポートのプリント
- 8 指導過程

	指導内容	生徒の活動	時間	留意事項
導 入	・刺激を受容してから反応が起こるまでの経路を復習する。	・反応が起こるまでに、刺激の伝達が脊髄・脳などを通して行われることを確認する。	10分	・刺激を受容してから反応が起こるまでの時間は一瞬のように感じるが、この経路を通っているため、時間がかかるものであることを認識させる。
展	・実験の説明をする。 注意点 ・ものさしをつかむ生徒は、目盛りの0のところに指を添える。 ・ものさしを落とす生徒は、落とす際に掛け声などをかけない。		5分	・実験の注意点を確認させる。
開	・各班2人組で実験を開始する。	・実験レポートを完成させる。	20分	・机間巡視を行い、実験が正しく行われているかどうかを確認する。 ・反応距離を反応時間に直すところが分かりにくいので、机間巡視を行いながら順次説明を行う。
ま と め	・実験の結果、どのくらいの反応時間が測定されたか聞く。 ・時間としては短いが、自動車の運転手だったらブレーキを踏むまでにどのくらいの距離を進んでしまうかを説明する。また、実際には、自動車が止まるまでに要する時間は反応時間だけではないことを説明し、危険を察知してから止まるまでの過程を紹介する。	・自分の反応時間が、クラス内においてどのくらいの位置を占めるかを知る。	15分	

交通安全学習指導案

- 1 科目 流通経済（2単位）
- 2 日時・場所 平成15年11月21日（金曜日） 第5時限
- 3 学習集団 会計科 24HR（男3名 女22名 計25名）
- 4 単元名 流通経済
- 5 指導項目 保険について
- 6 指導目標 損害保険のうち、主に自動車保険の理解を深めるとともに、交通安全への意識を高める。
- 7 使用教材 流通経済（実教出版）
- 8 指導過程

	指導内容	生徒の活動	時間	留意事項
導入	<p>これまでに自分がニュースや新聞などで確認した火災や事故について考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路標識や標示について ・講演の感想 	<p>具体的な危険の内容から、自分の通学路を想起し、事故が起こりやすい所も考えるとともに、標識・標示の理解を促す。</p>	5分	<p>教材として新聞記事や書籍を呈示し、私達の生活に存在する大きな危険を明らかにする。</p> <p>自転車通学の時にどんな注意を払っているかを問いかける。</p>
展開	<p><u>保険の種類について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険のリスクヘッジ機能について ・サービスとしての保険 ・生命保険と損害保険について <p><u>損害保険の構成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険金支払い時は家屋、建物、商品等、財産に損害が発生した場合。 <p><u>自動車に関する保険について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車損害賠償責任保険（自賠責保険） 強制保険 ・自動車保険 任意保険 <4種類の任意保険について > ・目的に応じた保険構成となる。自賠責のみで補いきれない部分 <p>・自分が運転手になった場合、あるいは輸送業者の場合、どの自動車保険に加入するか発問する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険回避の有効手段 保険加入と安全確認 	<p>リスクヘッジという言葉を理解し、その種類が2つに大別されることを学ぶ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知っている保険会社名を挙げてみる。 <p>海上保険、運送保険等、企業に関する保険の名称を学び、特に火災や自動車事故に関する保険の名称と内容を理解する。</p> <p>自賠責保険は強制的に加入させられる保険であり、「車社会」と称される現代において最低限必要な保険であることを理解する。</p> <p>実際に自動車免許を取得した後の自分を想像させ、事故発生時に必要となる保険を考えさせる。</p>	40分	<p>保険は、企業や家庭の周辺にあるリスク（危険）を回避するための手段として多く用いられることを理解させる。</p> <p>また保険は美容院等のように、効果の即時性はないが、サービスの一種であることも付け加える。</p> <p>損害保険の中でも、冒頭のように私達のまわりに常に存在するものとして、自動車に関する保険を取り上げる。</p> <p>強制と任意の違いがあるが、事故発生時のことを考えた上で全ての保険に加入することが全面的なリスクヘッジにつながることを補足説明する。</p> <p>危険回避のためには、こうした保険にあらかじめ加入しておくことが求められるが、最も確実な回避は安全運転であること、標識・標示や歩行者の動向を確認することであると強調。</p>
まとめ	<p><u>確認事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害保険の種類 ・自動車に関する保険の種類及び内容、安全確認について 	<p>歩行者として、ドライバーとしての自分を考え、交通事故が発生した場合や発生を防ぐ方法を改めて自問する。</p>	5分	<p>自動車所有時に、安全性をほぼ確実なものにできるよう、不確実な事態に備えた保険の必要性を復唱。事故の恐ろしさを心に留め、それを未然に防ぐ心構えも養う。</p>

文書処理（商業） 学習指導案

- 1 科 目 文書処理（2単位）
- 2 日時・場所 平成15年11月25日（火曜日）第6時限 マルチメディア教室
- 3 学習集団 情報処理科 35HR（女17名計17名）
- 4 単 元 名 通信文・表・グラフの作成
- 5 指導項目 表・グラフの作成
- 6 指導目標 交通に関するデータを取得し、自らの判断で第3者に提示する資料を作成する。
- 7 使用教材 警察庁ホームページ <http://www.npa.go.jp/toukei/index.htm>
交通死「遺された親」の叫び ホームページ <http://www.ne.jp/asahi/remember/chihiro/>

8 指導過程

	指導内容	生徒の活動	時間	留意事項
導 入	交通に関するホームページを閲覧 特に、警察庁のホームページで交通事故についての統計を閲覧させる。	Internet Explorer を起動し、ホームページを閲覧する。	10分	サーチエンジンを利用せず、直接入力すること。（探す時間を短縮するため。）
展 開	ホームページに掲載されている統計データを見て、関東地区の交通事故発生件数、死亡者数の各県ごとの棒グラフをExcelで作成させる。 棒グラフを見て、どのようなことを感じたかを、生徒に発問する。 そして、静岡県がなぜこのように交通事故の発生が多いか、生徒に考えさせる。 生徒に発表させ、発表事項を、ワークシートの下に打たせる。	必要な統計データをメモして、表、グラフを作る準備をする。 準備ができたら、Excelを起動し、ワークシートに表、棒グラフを作成する。 ワークシートを検証し、静岡県の事故発生状況、死亡者の状況を把握する。 生徒は発表者の発言を聞き、ワープロ機能を利用して、ワークシートの下に発表内容を打っていく。	30分	各自が違っていても構わないので、自分で見やすい表とグラフを作ることを心掛けさせる。 コピー&ペーストを利用せず、メモをさせる。（表作成が混乱してしまう可能性がある。） 発表は、ゆっくり話さないとメモできないので、ゆっくり発言するように促す。必要であるならばこちらで復唱する。
ま と め	交通死「遺された親」の叫びのホームページを見させ、交通事故がどのような結果を生むかを考えさせる。 次回、感想をMicrosoft Wordで編集することを予告する。	生徒は上記ファイルを保存し、再びInternet Explorerを起動し、ホームページを閲覧する。	10分	

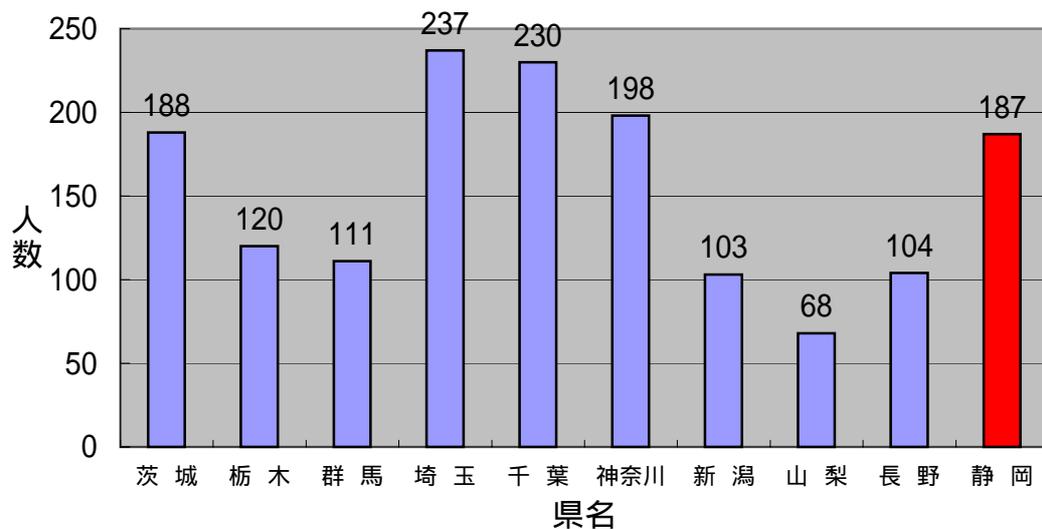
平成15年度 関東地区 交通事故

県名	発生件数	死者数
茨城	15,459	188
栃木	10,439	120
群馬	15,207	111
埼玉	33,666	237
千葉	24,131	230
神奈川	42,433	198
新潟	9,328	103
山梨	4,928	68
長野	9,294	104
静岡	26,624	187
計	191,509	1,546

平成15年度 関東地区 交通事故発生件数(8月末まで)



平成15年度 関東地区 交通事故による死者の数(8月末まで)



商業法規学習指導案

- 1 科 目 商業法規(3単位)
- 2 日時・場所 平成15年12月5日(金曜日) 第1時限 34HR
- 3 学習集団 会計科 33・34HR 経理コース(男7名 女28名 計35名)
- 4 単 元 名 道路交通法
- 5 指導項目 改正道交法
- 6 指導目標 歩行者から近い将来の運転者としての道交法を理解してもらう。
- 7 使用教材 自作プリント 商業六法
- 8 指導過程

	指導内容	生徒の活動	時間	留意事項
導 入	・以前行った授業の復習として、自転車の道交法の確認	プリントを見ながら復習	5分	・指名して発表させる
展 開	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年6月1日より改正施行された道交法と改正前の道交法との比較。それぞれ表に記入 ・矛盾点を指摘する(刑法での) ・危険運転致死傷罪が、なぜ新設されたか。 	<ul style="list-style-type: none"> 新しいプリントを配布し道交法を読む。 表に記入 表に記入 プリントを読ませる ・過去の事例等 	40分	<ul style="list-style-type: none"> ・何がどう変わったのか ・飲酒運転、事故などについて注意させる
ま と め	・歩行者から運転者へ=被害者から加害者へ ということになりうるということを理解してもらう。	感想を述べてもらう	5分	・指名して発表させる。

数学科学習指導案

- 1 日 時 平成16年5月
2 学 級 2年2組 34人(男子8人 女子26人)
3 単 元 名 第1章 場合の数と確率 第2節 確率
4 単 元 目 標 試行、全事象、事象、空事象など用語の意味を理解させる。
全体集合と全事象、部分集合と事象など集合と事象の関係を理解させる。
同様に確からしいことの意味を理解させる。また、確率を定義する。
集合を用い、定義に従って確率の基本法則を理解させる。

5 題 材 観

確率の指導は中学校2年生からはじめられている。確率の定義については、同様に確からしいという概念を直感的に認め、それをもとにして、数学的確率を指導する。そして事象を集合で表すことを考えこれによって、確率の基本的な法則が成り立つことを確認する。最後はこれらの法則を利用して簡単な事象の確率が求められるようにしていく。

6 生徒の実態

入学当初から明るい雰囲気があり苦手な数学にも嫌がらず取り組んでいる。

7 指 導 計 画

第1章 場合の数と確率

第2節 確率 (12時間)

- 1 事象と確率(1時間 本時は1時間目)
- 2 排反事象の確率(2時間)
- 3 余事象の確率(2時間)
- 4 独立な試行の確率(3時間)
- 5 期待値 (3時間)
- 6 節末問題(1時間)

8 本時の指導

(1) 本時の教材

事象と確率

(2) 本時の目標

身近な事象の確率が求められるようにする。

(3) 授業構想

	教師の活動	予想される生徒の行動	指導上の留意点	時間
導 入	平成15年度 関東地区 交通事故の表をみて発生件数や死者数を見て感じたことを発表しよう。 中学校で勉強した確率を使ってみよう。	発生件数は神奈川県が多い。 死者数は千葉県が多い。	資料をみて考えさせる。	5分

<p>展開 1</p>	<p>それぞれの県の発生件数にもなう死者数の確率を求めてみよう。 確率の定義を確認しよう。</p> <p>図の茨城県から静岡県までの発生件数にもなう死者数の確率をそれぞれ求めよ。</p> <p>この結果をみての感想をいってみよう。</p> <p>次に沼津署管内の交通事故日報をみよう。 当日の事故件数は10件であり、前日より6件多い。増減率は150%になっているがどのように計算したであろうか。</p> <p>では当月の事故件数と傷者の増加率を計算しよう。</p> <p>では当年の事故件数と傷者の増加率を計算しよう。</p>	<p>起こり得る場合の数 n、事象の起こる場合の数 a において、A の起こる確率は、</p> $\frac{a}{n}$ <p>茨城県 0.012 栃木県 0.011 群馬県 0.007 埼玉県 0.007 千葉県 0.009 神奈川県 0.005 新潟県 0.011 山梨県 0.013 長野県 0.011 静岡県 0.007</p> <p>事故にはいろいろ種類があるが死亡事故につながるまでの事故は少ない気がする。 山梨県は事故件数も死亡数も少ないがいったん事故が起こると死亡率は高い。</p> <p>増加数 ÷ 前日の事故件数 × 100</p> <p>事故件数 7%増 傷者数 7.7%増</p> <p>事故件数 2.7% 傷者数 -3.8%</p>	<p>既習事項なので確認させる。</p> <p>電卓を用いて計算させる。</p> <p>机間巡視して理解できていない生徒に指導する。</p> <p>できれば交通事故の意識を高めたい。</p> <p>資料をみて考えさせる</p> <p>資料の空欄を埋めさせる。</p>	<p>40分</p>
	<p>この結果をみて感想を述べよう。</p>	<p>事故はどんどん増えている。 6月は事故が多い傾向である。 この1年間は昨年よりも減っている。</p>	<p>身近な交通問題を意識させる。</p>	
<p>まとめ</p>	<p>身近な社会問題でも確率の計算は使われている。 確率の計算は</p> $\frac{a}{n}$ <p>である。</p>	<p>確率の計算を理解する。</p>		<p>5分</p>

英語 学習指導案

- 1 科目 英語 (4単位)
 2 日時・場所 平成15年9月25日(木曜日) 第1時限 12室
 3 学習集団 国際ビジネス科 12HR (男子8名 女子26名 計34名)
 4 単元名 関係代名詞 交通ルール
 5 指導項目 関係代名詞 which, that 日米の様々な交通標識
 6 指導目標 関係代名詞の使い方を理解し、使用パターンを定着させると同時に、交通ルールに対する認識を高め、守ろうとするとする姿勢を育成する。
 7 使用教材 文法テキスト『ベーシック英文法』、交通標識ワークシート
 8 指導過程

	指導内容	生徒の活動	時間	留意事項
導入	挨拶をする。Warm Up のための心理テストを英語で行う。 本時の目標 ねらいを説明する。 使用教材を配布する。	挨拶をする。 心理テストを聞き取る。 本時の学習内容を理解する。	5分	英語で行う。 生徒の様子を観察する。 交通標識と関係代名詞とをうまく関連づけるよう心がける。
展開	関係代名詞の用法についての説明を行う。 関係代名詞についての練習問題を解かせる。 問題の答えあわせを行う。 日本とアメリカの交通標識のプリントを説明する。 プリントに取り組みさせる。 関係代名詞 which, that を使ってクイズ形式でプリントの答え合わせを行う。 感想を聞く。日米の交通標識の傾向の違いを挙げさせる。	関係代名詞の機能を理解する。 練習問題を通して関係代名詞を用いた文のパターンに慣れる。 答えを確認する。 交通標識というものの存在を意識する。同時に異なる国・文化によって交通標識も異なるということを確認する。 プリントに取り組む。 交通標識に着目しながら、関係代名詞の実際的な使い方に触れる。 プリントに取り組んだ感想を述べる。日米の交通標識の違いを実感する。	5分 10分 3分 2分 10分 5分 5分	簡潔に説明を行う。 机間巡視を心がけ、個々の理解度に気を配る。 時間をかけ過ぎないようにする。 アメリカの交通標識は、できるだけ簡易な意味のものを選定する。生徒の興味を引くような資料作成を心がける。 必要に応じて説明を加える。 テンポ良く出題する。 回答者にはポイントを与えるなど、積極的な発言を促す。 日米による交通標識の違いの理由、背景を説明する。
まとめ	Journal (本日の学習内容)をまとめさせる。 本時の自己評価をつけさせる。 反省・感想を書かせる。	本時で学習したことを整理する。 自分の本時の学習への取り組みを振り返る。 授業への感想などを書く。	5分	学習内容のまとめに加え、交通ルールを理解し守ることの必要性を再度話す。 客観的な自己評価を促す。 率直な感想を聞く。

芸術科 美術 学習指導案

- 1 科 目 美術（2単位）
- 2 日時・場所 平成15年9月17日（木曜日） 第4時限 美術室
- 3 学習集団 国際経済科 21HR（男1名 女4名 計5名）
- 4 題 材 名 交通安全のポスターを作ろう
- 5 題 材 目 標 交通安全について考えさせると共に、色彩についての理解を深め、高校生の視点からみた交通安全を呼びかけるためのポスターを制作する。
- 6 指 導 項 目 色の認識（視認性）と交通標識を学び、交通安全を呼びかけることを目的とする。
- 7 使用教材 交通安全の教則（静岡県配布）、トータルカラー、美術 教科書
- 8 指 導 過 程 4時間（本時は1時間目）

	指導内容	生徒の活動	時間	留意事項
導 入	題材の理解 （交通安全について）	交通安全についてのポスター を制作することを理解する	5 分	・制作時間の確認。 ・画材についての確認。
展 開	交通安全について、日頃危ないと感じていることを考えさせる。	登校途中や、学校、自宅の まわりで危険な個所はない か考える。	5分	・どんな些細なことでも、危険 に感じたことを思い出してみ る。
	交通標識について考えさせる。 （何色が使われているか。配色、標 識の意味について。）	どんな場所に、何色の標識 があるか考えてみる。また、 色の組み合わせ（視認性） について考える。	10 分	・標識の意味がわからないこと が予測される為、標識の一覧 表を配布する。
	個々に考えた内容を発表させる。	< >で考えたことを話 し合い、標識を通して、視 認性について学ぶ。	10 分	・標識が人に見やすく、分かり やすく作られていることをも とに、視認性とは何かを理解 させる。また、日常の中に上 手に取り入れられていること を確認させ、交通安全の意味 を考えさせる。
	標識を入れた、交通安全を呼びか けるポスターのデザインを考え させる。	ポスターのテーマを考える。	15 分	・交通安全に対して、各自が危 ないと感じていることをテー マに、アイデアを考えさせ る。
ま と め	・次回の作業について連絡する。	・次回の作業について確認す る。（授業内容、画材等） ・片付けを行う。	5分	・本時の時間で考えた案だけ でなく、幅広く案を出させるよ うに、次回につなげるように させる。

家庭一般学習指導案

- 1 科 目 家庭一般(4単位)
- 2 日時・場所 平成16年1月23日(金曜日)第3時限 教室
- 3 学習集団 情報処理科 35HR(男7名 女31名 計38名)
- 4 単 元 名 第4章 衣生活
- 5 指導項目 衣生活の選択
- 6 指導目標 色のもたらしイメージについて学び、各々の個性を表現するファッションを考える
- 7 使用教材 新訂版「家庭一般」(実教出版)
- 8 指導過程

	指導内容	生徒の活動	時間	留意事項
導入	<ul style="list-style-type: none"> ・前時の復習を行う ・本時の目標を示す 「色のもたらしイメージについて学び、各自の個性を表現するファッションについて考える」 	<ul style="list-style-type: none"> ・被服の選択においては「TPO」を考えると大切でありその上で色・柄・材質・価格・手入れの方法等を考慮し、選択することが必要であることを確認する ・本時の目標を確認する 	5分	<ul style="list-style-type: none"> ・被服は各々の個性・印象を伝えるメッセージとなること確認させる
展開	<ul style="list-style-type: none"> ・色の三原色について説明する ・色相環について説明する ・明度と彩度について説明する ・代表色(赤・青・黄・紫・ピンク・茶・黒等)のもたらしイメージを考えさせる ・大きく見える色(太って見える色)、小さく見える色(細く見える色)について考えさせる ・近くに見える色、遠くに見える色について考えさせる 	<ul style="list-style-type: none"> ・色の三原色が赤青黄であることを理解する ・12色相環について理解する ・明度と彩度について理解する ・まず各自で考え発表する ・暖色系の明るい色は大きく見え、寒色系の暗い色は小さく見えることを理解する ・暖色系の強い色は近くに感じ、寒色系のくすんだ色は遠くに感じることを理解する 	28分	<ul style="list-style-type: none"> ・色見本を示し、確認させる ・色見本を示し、確認させる ・<u>交通事故に合いやすい色合いについて関連して触れる</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ・色のもたらしイメージをふまえ、各々の個性を表現する日常服を考えさせる 	<ul style="list-style-type: none"> ・色鉛筆等を使用しプリントに記入する 	15分	
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・次時の予告 次回デザインをし、色塗りしたものをクラスで発表しあうことを予告する 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスで発表しあうことを確認する 	2分	<ul style="list-style-type: none"> ・時間内に完成しなかったものは次時までの宿題とする

保健体育「保健」学習指導案

1. 日時 平成16年1月14日(水)第5時限
2. 場所 23HR教室
3. 集団 23HR(男子7名、女子30名、計37名)
4. 領域名 現代社会と健康(交通安全)
5. 領域目標

我が国の疾病構造や社会の変化に対応して、健康を保持増進するためには、ヘルスプロモーションの考え方を生かし、人々が適切な生活行動を選択し実践すること及び環境を改善していく努力が重要であることを理解できるようにする。

交通安全については、現代社会における交通事故の現状とその要因を理解し、防止のための適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備について理解できるようにする。また、交通事故によって生じる責任や補償について理解できるようにする。

6. 教材観

こんにちの社会では、自動車は移動や輸送の主要な手段となっている。自動車に限らずあらゆる場面で交通の利便化が確立されている。それは便利で快適である一方で、それに伴う交通事故が大きな社会問題となっている。よって交通事故について理解し、その防止について学ぶ。また、安全の科学のみではなく、考え方や倫理的な問題についても考えなければならない。

7. 生徒の実態

23HRは、保健に対する興味・関心・意欲は比較的高く、これまで授業に積極的に取り組んできたといえる。

交通安全に関しては、前回の授業で交通事故の現状と要因について学んだ。交通事故により多くの犠牲者が出ており、静岡県内や駿東郡内の身近な場所でも深刻な事故が起きていることを知った。そして被害者も加害者も、心身ともに甚大な損害を受けてしまうことを理解している。また、その原因が読みや考えの浅さ、認識の甘さによるものがほとんどであることを理解している。

8 . 指導計画 (3 5 時間)

健康の考え方	私たちの健康の姿 (2 時間)
	健康のとらえ方 (1 時間)
	さまざまな保健活動や対策 (1 時間)
健康の保持増進と疾病の予防	生活習慣病と日常の生活行動 (2 時間)
	喫煙と健康 (2 時間)
	飲酒と健康 (2 時間)
	薬物乱用と健康 (2 時間)
	医薬品と健康 (2 時間)
	感染症とその予防 (2 時間)
	エイズとその予防 (2 時間)
健康の考え方	健康に関わる意思決定・行動選択 (2 時間)
	意思決定・行動選択に必要なもの (1 時間)
精神の健康	欲求と適応機制 (1 時間)
	心身の相関とストレス (2 時間)
	ストレスへの対処 (2 時間)
	自己実現 (1 時間)
交通安全	交通事故の現状と要因 (1 時間)
	交通社会における運転者の資質と責任 (1 時間)本時
	安全な交通社会づくり (1 時間)
応急手当	応急手当の意義とその基本 (1 時間)
	心配蘇生法 (2 時間)
	日常的な応急手当 (2 時間)

9 . 本時の目標

- (1) 自動車の運転手と歩行者の認識には差があることを理解できるようにする。
- (2) 交通事故防止のため、自他の生命を尊重することができるようにする。
- (3) 近い将来に自動車の運転免許を取得するということを自覚し、交通安全に努めることができるようにする。

10. 本時の過程

	教師の活動	予想される生徒の活動	留意点
導入 10分	<ul style="list-style-type: none"> あいさつ、出席確認 前時の復習をする 本時の説明をする 	<ul style="list-style-type: none"> あいさつをして出欠の報告をする ノートを見返し復習する 交通事故の心身・財産への損害の大きさ、交通事故の起こる要因を思い出す 本時の説明を聞く 	<ul style="list-style-type: none"> 始業時間に遅れないように促す 服装の乱れ等を注意する あいさつは大きな声で行う（関心・意欲・態度） 交通事故の悲惨さを再確認させる（知識・理解） 交通事故の起こる要因を再確認させる（知識・理解） 本時の内容を理解させる（知識・理解）
展開 35分	<ul style="list-style-type: none"> 「交通」という言葉の意味を考えさせる 誰も事故を起こしたいわけではない、自分が事故を起こすとは予測していない、ここに読みの甘さや浅さが生まれてしまう プリントを使い、自転車運転手、自動車運転手になったつもりでそれぞれの場面を想定して予想される認識をする 自動車教習所の問題を解いてみる 	<ul style="list-style-type: none"> 何気なく使っている言葉だがはっきりと答えるのは難しい 自分にも交通事故に合う可能性はないわけではないことに気づく 今は冷静に考えられるが実際は、安全よりも速さや簡単さを優先させてしまうであろうと考える 自転車の傘さし運転、無灯火運転、並列運転の危険さに気づく 歩行者や自転車運転手と、自動車運転手との間には認識のずれがあることに気づく 自動車の運転手にはなったことはないがどれだけ解けるか挑戦してみる 	<ul style="list-style-type: none"> 言葉の意味を考えることによって、人間が生活していくためには必要であることを確認させる（思考・判断） 「安全」が第一であることを確認させる（思考・判断） 交通事故は他人事ではないことを理解させなければならない（知識・理解） 事故の原因の9割が読みや認識の甘さが起因していることを思い出させる（知識・理解） 生徒はまだ自動車の運転手にはなったことはないが、なったつもりで考えさせる（思考・判断） 高校生は自転車が主な交通手段であるが、自動車の運転手と認識や感覚がずれている場合が多く事故の原因になっていることを理解させる（知識・理解） 交通事故防止には、自他の生命を尊重する態度が必要不可欠であることを知る（知識・理解） 自動車運転手になったつもりで考えることによって歩行者や自転車運転手に必要な配慮を知る（知識・理解）
まとめ 5分	<ul style="list-style-type: none"> 本時の確認と反省 次回の予告 あいさつ、解散 	<ul style="list-style-type: none"> プリントを読み返し、歩行者や自転車運転手と、自動車運転手との認識の違いを確認する 教科書を見て確認する 本時および1学期の内容を各自が反省する あいさつをして解散 	<ul style="list-style-type: none"> ほんのわずかな配慮が事故を防ぐことを確認させる（知識・理解） 次回は、「安全な交通社会づくり」について授業を展開する 大きな声であいさつをさせる（関心・意欲・態度）

保健「交通社会における運転者の資質と責任」

「交通」とは

人や乗り物が道路や線路を通って行ったり来たりすること。

(安 全) に人や物を運ぶための手段である。

そのためには(自 他) の生命を尊重する態度が必要

運転とは(認 知) (判 断) (操 作) の作業である。

交通事故の9割を占める(認 知) ミスを改善すればよい!

人により、運転者により、認知の範囲に差が生じる。自分は安全だと思ってもそれは大きな間違いである。

「 だろう 運転」から「 かもしれない 運転」へ

歩行者・自転車運転者と自動車運転者の意識の違い

	歩行者・自転車	自動車
自転車の傘さし運転	<ul style="list-style-type: none"> 濡れなければ良い。 自動車がよけてくれるであろう。 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車がフラフラしていて抜きづらい。
自転車の無灯火運転	<ul style="list-style-type: none"> 自動車のライトで発見されるだろう。 	<ul style="list-style-type: none"> 直前になるまで発見しづらい。
信号のない交差点	<ul style="list-style-type: none"> エンジン音が聞こえるから自動車の存在を知ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者や自転車は死角になりその存在に全く気づくことができない。
青信号	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者用信号が青だから横断歩道に自動車が進入してくることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車用信号が青だから安全に走行できる。
自動車の左折	<ul style="list-style-type: none"> 自動車は私の存在に気づいているから自動車が止まってくれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ミラーには何も映っていない。誰もいないから安全に左折できる。
自動車の飲酒・居眠り・携帯電話をかけながらの運転、スピード超過	<ul style="list-style-type: none"> 自分は交通規則を守っているから絶対に安全だ。 私は交通規則を守っているから悪くはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 警察に見つからなければ大丈夫だ。 急いでいるから少々は良いだろう。

平成 15 年度 文部科学省交通安全業務計画

ま え が き

我が国の平成 14 年の交通事故死者数は 8,326 人と、昭和 45 年に交通安全対策基本法が施行されて以来の最小死者数であり、交通安全基本計画の目標である昭和 54 年の 8,466 人以下を達成したばかりでなく、過去最悪であった昭和 45 年の 16,765 人の半数となり、交通事故件数は 936,721 件、負傷者数は 1,167,855 人と過去最悪であった昨年をわずかに下回った。しかし、幼児児童生徒を取り巻く交通環境が改善されているとは言い難く、幼児児童生徒等の死者数は 399 人と、前年に比べて若干減少しているものの、依然として少なくない。

このような状況の下において、幼児児童生徒等の交通事故を防止するためには、学校をはじめ家庭や地域における交通安全教育の徹底を図ることはもとより重要であるが、幼児児童生徒等が安心して通行できる道路交通環境の確立が不可欠である。

また、大部分の幼児児童生徒が将来運転者となる現状を踏まえ、交通社会の一員として、自己の安全のみならず、他の人々や社会の安全に貢献できる健全な社会人を育成するための計画的で継続的な交通安全教育を推進する必要がある。

このため、交通安全に関する施策の推進については、幼児児童生徒等の生命の安全を確保するとともに、的確な判断の下に安全に行動できる実践的な態度や能力を養うという見地から、特に次の点に配慮して、より一層の努力を傾注する必要がある。

1 安全な道路交通環境づくりの促進

- (1) 通学通園中の交通事故を防止するため、学校及び教育委員会は、通学通園路を定期的に点検し、その結果に応じて適切な措置をとるとともに、警察、道路管理者等の関係機関に対し、通学通園路の交通安全施設等の重点的な整備、スクール・ゾーンの設定等学校周辺の交通規制の拡大等について働きかけること。
- (2) 道路上の遊びによる交通事故を防止するため、関係機関に対し、遊戯道路の設定や児童公園、児童遊園、運動広場等の整備等について働きかけるとともに、市町村立の学校の体育施設等を幼児児童生徒を含めた地域住民の活動の場として開放するよう努めること。

2 交通安全教育の徹底

- (1) 学校においては、生涯にわたる交通安全教育の推進を図る観点から、自他の生命尊重の理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重する良き社会人を育成するため、家庭や地域社会との密接な連携を図りながら、幼児児童生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じ、交通安全教育を計画的かつ組織的に行うこと。
- (2) 高等学校においては、生徒の二輪車による事故が少なくない現状にかんがみ、関係機関及び保護者と密接な連絡を保つとともに、特に勤労生徒については、雇用者とも連

携を図り、生徒の交通事故の防止に努めること。

また、免許取得可能年齢に達し、在学中または卒業後に普通免許を取得する者が多いことから、自転車及び二輪車に関する安全指導はもちろん、普通自動車も含めて幅広く運転者として必要な資質や能力の育成に努めること。

- (3) 地域においては、生涯にわたる交通安全教育の推進を図る観点から、社会教育活動における交通安全に関する学習の促進を図ること。
- (4) 交通安全指導を効果的に行うため、教材、教具の整備を図るとともに、指導資料の作成、教員に対する現職教育等を実施し、指導力の向上に努めること。
- (5) 近年、幼児児童生徒が傷害や殺人など凶悪な犯罪の被害となる事件が発生していることから、家庭や地域の関係機関・団体との密接な連携を図り、交通安全教育と関連させながら、併せて防犯に関する積極的な取組を推進すること。

文部科学省においては、以上の点を踏まえて、次のとおり平成 15 年度交通安全業務計画を決定した。この計画の実施に当たっては、教育委員会、学校、公民館等関係機関と緊密な連携を図るとともに、広く幼児児童生徒の保護者を含む国民各層の協力を求めるものとする。

第 1 計画の目的

この業務計画は、交通安全対策基本法(昭和 45 年法律第 110 号)第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、文部科学省が講ずべき施策及び都道府県が講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項を定め、文部科学省及び関係機関における交通安全に関する施策を計画的に推進することを目的とする。

第 2 計画の目標

第 7 次交通安全基本計画(平成 13 年 3 月中央交通安全対策会議)の趣旨に沿って努力を払うものとし、このため関係機関・団体、地域、家庭が相互に緊密な連絡をとり、各種の施策の積極的な推進に努める。

第 3 主要対策

1 安全な道路交通環境づくりの促進

(1) 通学通園路における交通安全の促進

ア 通学通園路の設定と安全点検

(ア) 社会資本整備重点計画法(平成 15 年法律第 20 号)に基づく社会資本整備重点事業の実施に際しては、交通安全対策基本法に基づいて設けられている都道府県、市町村の交通安全対策会議又は市町村学童園児交通事故防止対策協議会を活用して、教育委員会等の意見が反映されるよう努める。

(イ) 市町村の教育委員会においては、学校に対し、当該学校の所在する地域の実情を十分考慮して幼児児童生徒の通学通園路及び登下校の時間帯を設定し、必要に応じ道路管理者、警察等と共同して、定期に安全点検を実施するよう指導すると

ともに、その結果について報告を求める。

また、前述の報告をもととし、必要に応じ、管内国公私立の学校の通学通園路の変更や交通安全施設の新設又は改修などの環境の改善及び登下校の時間帯の調整を図る。

- (ウ) 都道府県の教育委員会は、市町村の教育委員会において、(イ)によって調整した当該区域内における通学通園路及び登下校の時間帯のうち、自動車の通行を禁止する等の措置を必要とする区間及び時間帯について、市町村の教育委員会と地元警察署との間で十分協議させ、その実現のための具体的措置についての意見をまとめさせるとともに、これを都道府県の教育委員会に報告させる。
- (エ) 都道府県の教育委員会においては、(ウ)の報告に基づき警視庁、道府県警察本部と協議し、都道府県の公安委員会による自動車の運行禁止の区間及び時間帯が適切なものとなるような措置が講じられるように努める。
- (オ) 学校及び教育委員会においては、幼児児童生徒についての交通安全計画を立て、その実施に際し、あらかじめ、各関係方面にその計画を連絡し、適切な指導、助言、援助を求め、又は資料の提供を受けるなど積極的に協力を求める。
- (カ) 以上の措置を実施するに当たっては、必要に応じ、都道府県交通対策協議会、市町村学童園児交通事故防止対策協議会等交通問題を協議するために設けられている組織の活用についても配慮する。

イ 集団登下校の実施

集団登下校については、各学校において通学路の道路事情、交通事情を具体的に検討した上で個々の通学路ごとに実施するかどうかを決定する。

集団登下校を実施する場合には、道路の状況等に応じ人数等について適切な措置をとり、通学の安全が図られるようにするとともに、幼児児童生徒が安全な行動の仕方を身に付けることができるようにする。

また、学校は、学校の設置者、警察署、PTA、その他の関係機関・団体等との密接に連携し、適切な計画を立て、登下校時における交通規制、保護、誘導等の確保に万全を期する。

ウ スクール・ゾーンの設定の推進とその定着化

教育委員会、幼稚園及び小学校においては、地域の警察、道路管理者等の協力を得て、幼稚園及び小学校を中心に周囲 500 メートルを範囲とするスクール・ゾーン(特に子どもの交通安全の確保を図る特定地域)の設定及び定着化を積極的に推進する。

(2) 学校体育施設等の開放の促進

都道府県、教育委員会等においては、子どもの安全な遊び場の確保を図るため、小学校及び中学校等の校庭及び体育施設、社会体育施設等の開放を積極的に促進する。なお、学校は、校庭を開放するに当たり、平成 13 年 8 月 31 日付け文科初第 576 号をも参考とし、保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体となって、幼児児童生徒の安全確保のための方策を講じる。

(3) 遊戯道路の設置等の促進

教育委員会においては、子どもが安全に道路上で遊べるように警察、道路管理者等

との連携の下に、車両通行止め等の規制による遊戯道路の設置を積極的に推進するとともに、交通安全対策会議等を通じて、児童公園、児童遊園、運動広場等の整備の促進を関係機関に働きかける。

2 生涯にわたる交通安全教育の振興

(1) 学校における交通安全教育の推進

学校における交通安全教育は、生涯にわたる交通安全教育の一環として、自他の生命の尊重という基本理念に立って、幼児児童生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じ、交通安全教育指針(平成10年9月22日国家公安委員会告示第15号)も参考とし、家庭及び地域や関係機関・団体との連携・協力を図りながら、学習指導(教育)要領に基づいて、学校の教育活動全体を通じて計画的かつ組織的に行う。

その際、体験的学習や問題解決的学習等も取り入れながら、高齢者や幼児など、交通事故の被害者となることが多い年齢層の交通行動の特性について理解させること等に留意する。

また、例えば、高齢者と児童生徒が共に交通安全教育を受ける場などを設けること等により、高齢者との世代間交流を行うことも重要である。

ア 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。

したがって、幼稚園においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育活動のあらゆる場面をとらえて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。これらを効果的に実施するため、紙芝居や腹話術、視聴覚教材等を利用したり、具体の場面を設定するなど、分かりやすい指導に努める。

イ 児童に対する交通安全教育

児童に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

したがって、小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、教科「体育」、道徳、学級活動・児童会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に指導する。

ウ 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々

の安全にも配慮できることを目標とする。

したがって、中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、教科「保健体育」、道徳、学級活動・生徒会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に指導する。

工 高校生に対する交通安全教育

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持って行動することができる健全な社会人を育成することを目標とする。

したがって、高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、教科「保健体育」、ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。特に、二輪車の安全に関する指導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、二輪車の安全運転を推進する機関・団体等と連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに、二輪車の実技指導等を含む交通安全教育の充実を図る。

オ 交通安全教育は、各教科、道徳、特別活動等学校における教育活動の全体を通じて行うものであるが、「安全の日」あるいは「安全週間」を設けるなどによってその徹底を図るとともに、学年ごとに、交通安全に関する指導時間を定めて、実際的な指導をすることが望まれている。また、朝礼等児童生徒が集合するときを利用して、繰り返し交通安全についての関心と理解を高める。

カ 文部科学省においては、学校における交通安全教育の改善、充実に資するため、「交通安全教育の新たな展開(高等学校教師用指導資料)」、「交通事故防止のための危険予測学習教材(小学校児童 4～6 年生用)」並びに「安全教育参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」の活用を推進をする。

また、高等学校の交通安全教育推進事業として、財団法人日本交通安全教育普及協会に委嘱し、各都道府県教育委員会に対して交通安全教育実践地域を委嘱し、高等学校を中心に、地域の警察署、自動車教習所等、関係機関・団体の協力を得ながら、地域の実態に応じた、自転車、二輪車、四輪車に関する指導内容・方法について実践的な研究を行う。

このほか、独立行政法人教員研修センターにおいては、学校安全教育指導者研修会を開催し、指導計画及び効果的な指導方法について教員の理解を深め、指導力の向上を図る。

また、日本体育・学校健康センター(平成 15 年 10 月より独立行政法人日本スポー

ツ振興センター)においては、学校安全研究校を設定し、その成果の普及を図るとともに、全国の市町村から交通安全教育推進地域を指定し、家庭や地域との連携の下に関係機関・団体等の協力を得て、安全な道路交通環境の確立の促進及び幼児児童生徒の安全意識の高揚と実践力の向上を目指した活動を積極的に推進する。

キ 都道府県においては、学校における交通安全教育の改善・充実に資するため、教員用指導資料の作成、幼児児童生徒用教材の作成・普及、教員に対する各種研修会の計画的実施、学校安全研究指定校の設定など適切な施策を講ずるよう努める。

(2) 幼児児童生徒の登下校時の指導について

学校における幼児児童生徒の登下校時の指導管理については、特に次の点に留意する。

ア 登下校時の通学通園路における危険箇所をあらかじめ調査し、安全な通学通園路を幼児児童生徒及び家庭に周知徹底させ、事故を未然に防止するよう努めること。

特に悪天候時の通学又は自転車、原動機付自転車による通学に当たっては、たとえ通常の経路及び方法による場合であっても注意を払うよう指導すること。

イ 幼稚園の幼児については、地域の交通事情などを考慮して、登下園の際には、保護者と教職員等が密接な連携を図り、保護者又はこれに代わる者が付き添って、幼児の安全の確保について十分留意するとともに、信号や交通のきまりを守る習慣を養うようにすること。

ウ 幼児児童生徒の交通事故は登校時よりも下校時に多く見られるので、特に下校時の安全については適切な指導を行うこと。

エ 高等学校生徒の自動二輪車、原動機付自転車等による通学については、通学距離及び交通事情とを勘案して、許可基準を定めるなどの方法により指導すること。

オ 公共交通機関等により通学する者の多い場合には、交通事情による心身の疲労を考慮して、混雑時を避けて始業又は就業時間を定めることが望ましい。

(3) 家庭における子どもに対する交通安全に関する指導について

子どもの交通事故は、いうまでもなく幼児児童生徒の登下校時に限られるものではない。むしろその大部分は、家庭にあるときに発生していると思われる。「幼児のひとり歩き」、「路上への飛び出し」、「路上遊戯」など、家庭における指導が学校教育と一体になって、初めて事故を防止できるものである。家庭における子どもに対する指導監督について、更に注意を喚起することが肝要である。

家庭における子どもに対する指導監督については、おおむね次の点に留意する。

ア 歩行者や自転車利用者として知っておくべき交通法規の一般について熟知し、子どもこれについての関心と理解を深めること。このため、家庭においては学校、社会教育関係団体等が行う交通安全に関する諸事業に積極的に参加するよう努めること。

イ 日常の話題として、報道される交通事故を取り上げて話し合い、又は子どもとともに外出する機会を活用して実地に指導するなど、具体的な事例に即して日常の交通安全について指導すること。

ウ 子どもの遊び場所には注意を払い、常に子どもの所在を明らかにしておくこと。

エ 子どもの交通事故を防止するためには、学校、家庭、その他地域の関係機関、団体

等が一体となって子どもの指導監督や環境の整備を行う必要があるが、この際、特に学校においては、地域の実態を考慮して交通安全のための保護者会、PTA の集会等で交通事故の実態を説明し、学校の行っている交通安全指導について理解と協力を求めるとともに、次の事項について話し合い、実践を促すこと。

(ア) 家庭においても、交通安全に関し両親の正しい実践と子どものしつけを徹底すること。

(イ) 家庭において子どもに自転車を与える場合は、子どものからだに合ったものを与え、常に点検し整備を行うとともに、危険な道路では絶対乗らないよう監督すること。

(ウ) 他人の子どもであっても、交通事故防止のため必要があるときは注意を与え、小学校低学年以下の幼少の者については保護すること。

(エ) 保護者は、学区内の通学通園路以外の道路について交通安全施設の整備又は交通取締りの強化等の措置が必要であると認めるときは、例えば PTA、町内会等の組織を通じて関係機関に働きかけ、その実現を図ること。

また、地域における PTA 活動を通じ、学区内の運転者に対して安全運転、特に子どもの交通事故の防止に留意するよう強力に働きかけること。

(4) 社会教育活動における交通安全教育の推進

地域においては、生涯にわたる交通安全教育の推進を図る観点から、交通安全教育指針も参考に、高齢者及び青少年・成人を対象とした学級・講座等における学習活動、青少年団体、女性団体、PTA 等の社会教育関係団体による実践活動及び公民館等の社会教育施設における活動を通じ、それぞれの地域の実情に即して住民の交通安全に関する学習の促進を図るよう努める。

特に、交通事故死亡者数全体に占める高齢者の割合が極めて高いことから、高齢者に対する交通安全に関する学習の促進を図るよう努める。

また、家庭、学校、地域の連携を図る上で、大きな役割を担う PTA の重要性にかんがみ、地方公共団体が PTA と協力し、PTA 活動の一環として、交通安全に関する学習の促進が図られるよう努める。

(5) 交通安全教育に関する教材、教具の整備

学校及び教育委員会においては、教授用の掛図、信号機、道路標識・視聴覚教材等の交通安全教育に必要な教材、教具の一層の整備充実を図る。

(6) 大学等においては、学生の二輪車・自動車の利用等の実態に応じ、関係機関・団体等と連携しつつ、交通安全指導の充実に努める。

3 青少年の暴走行為の防止

青少年の二輪車等による暴走行為及びこれによる事故の発生を防止し、暴走族追放の機運を高めるため、昭和 55 年 9 月 24 日の暴走族緊急対策関係省庁会議申合せ「暴走族に対する総合対策の推進について」の趣旨の周知徹底に努め、青少年の暴走行為防止対策について一層配慮する。特に平成 13 年 2 月には、関係省庁が「暴走族対策の強化について」を申し合わせており、平成 15 年度においても、この趣旨の周知徹底に努める。

4 救助・救急体制等の整備

(1) 応急手当の普及

応急手当の知識や技能の必要性にかんがみ、中学校、高等学校の保健体育科において止血法や包帯法、心肺蘇生法等の応急手当について指導するとともに、この指導を効果的に実施するため、心肺蘇生法の実習等の各種講習会の開催により教員の指導力の向上を図る。

(2) 救急医療担当医師の養成等

近年、社会的に要請の強い救急医療担当医師の養成を推進するため、各大学の医学部にカリキュラムの改善を促すとともに、平成 15 年度は 5 国立大学に救急医学講座等を設置し、大学における救急医学に関する教育及び研究の充実を促進する。

5 交通安全に関する科学技術の振興

文部科学省においては、陸上交通、海上交通及び航空交通の安全に関して科学技術の果たす役割が重要であることにかんがみ、総合科学技術会議の答申及び意見を踏まえつつ、科学技術振興に関する審議会等の答申等に沿い、各省庁における交通安全に関する諸般の研究について必要な経費が確保され、かつ、それらの研究が総合的、効率的に実施されるよう、平成 16 年度の科学技術に関する経費の見積り方針の調整等の事務を行うほか、所管の独立行政法人において次の業務を実施する。

(1) 陸上交通の安全に関する科学技術の振興

国の、「防災に関する研究開発基本計画」に基づき、防災科学技術研究所において、冬季道路交通確保等に資するため、吹雪、雪崩や路面凍結等の発生予測に関する研究を、野外観測や雪氷環境を人工的に再現した室内実験によって行う。

(2) 航空交通の安全に関する科学技術の振興

航空宇宙技術研究所(平成 15 年 10 月より独立行政法人宇宙航空研究開発機構)において、乱気流等を機上で事前に検知し、航空機事故を防止するための「風擾乱計測技術の研究」、航空事故時における客室構造の安全性を向上させるための「客室構造の耐衝撃性に関する研究」等を行う。また、航空事故に対しては国土交通省航空・鉄道事故調査委員会からの依頼に基づく調査研究を行い、事故原因の究明に協力する。

交通安全教育指針（抜粋）

平成 10 年 9 月 22 日、国家公安委員会告示第 15 号

第 1 章	交通安全教育を行う者の基本的な心構え
第 2 章	交通安全教育の内容及び方法
第 1 節	幼児に対する交通安全教育
第 2 節	児童に対する交通安全教育
第 3 節	中学生に対する交通安全教育
第 4 節	高校生に対する交通安全教育
第 5 節	成人に対する交通安全教育
第 6 節	高齢者に対する交通安全教育

第 1 章 交通安全教育を行う者の基本的な心構え

交通安全教育を行う者は、これを効果的かつ適切に行うため、以下の事項に留意する必要がある。

1 交通安全教育の意義についての理解

交通安全教育の指導を行う者（以下「指導者」という。）は、交通安全教育が道路交通の安全を確保するための重要な手段であること及び交通安全に関する施策全体における交通安全教育の役割を理解するとともに、担当部分の交通安全教育の体系における位置付け、達成目標等を十分に把握した上で、交通安全教育を実施することが必要である。

2 受講者の特性等に応じた教育の内容及び方法の選択

交通安全教育のカリキュラムを策定したり、指導事項を選定したりするに当たっては、年齢、主な通行の態様、業務の態様等の交通安全教育を受ける者（以下「受講者」という。）の特性に応じたものにするるとともに、地域の道路及び交通の状況、実施時期、天候等に配慮することが必要である。

なお、交通安全教育のカリキュラムを策定して交通安全教育を行う場合は、カリキュラムに従ってその内容及び方法を設定することとし、また、カリキュラムを策定せずに交通安全教育を行う場合は、指導の時点において適当と考えられる事項を選定して指導することとする。

3 受講者の理解を深める交通安全教育の実施

受講者が自ら進んで交通ルール（道路交通に関して法令に定められた決まり事をいう。以下同じ。）を遵守し、交通マナー（道路及び交通の状況に応じて、配慮しなければならない事項（交通ルールを除く。）をいう。以下同じ。）を實踐できるようにするためには、単に受講者に交通ルール等（交通ルール及び交通マナーをいう。以下同じ。）を覚えさせ、これらを遵守し、実践するよう指導するだけでなく、交通ルール等が交通の秩序を維持し、交通事故を防止するため果たす役割を理解させる必要がある。

そこで、指導者は、交通安全教育の実施に当たっては、それぞれの交通ルール等が定められている理由を示し、これらを守らない場合の危険及び周囲の人への迷惑について具体的に説明するなど、受講者の理解を深めるよう努めることが必要である。また、指導者は、交通安全教育を進めるに当たっては、受講者と共に交通安全について考え、必要により受講者間で話し合いをさせるなど、受講者が自ら考えることにより教育の内容を理解できるように教育手法を工夫するとともに、適宜質問を発するなど常に受講者の習得の程度を把握しながら交通安全教育を進めるよう配慮する必要がある。

4 参加・体験・実践型の教育手法の活用

受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を体験に基づいて習得し、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育手法を積極的に活用することが必要である。例えば、実際に道路外のコースで自動車等（自動車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）若しくは自転車を運転させ、又は歩行者としてコースを通行させることにより、技能及び知識の習得の程度を認識させたり、実験により自動車の死角、内輪差（右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ることをいう。以下同じ。）、制動距離、シートベルトの効果等を確認させたり、ビデオ等の視聴覚教材又は運転シミュレーターを用いて交通事故の発生する状況等を間接的又は擬似的に体験させたりするなど、様々な工夫をすることが望ましい。

5 交通安全教育の効果の測定

交通安全教育は、常にその効果を測定しながら実施することが必要である。受講者に対して、実施前及び実施後にア

ンケート等を行って技能及び知識に関する習得の程度を把握したり、交通安全教育の受講者の交通事故発生状況と未受講者のそれとを比較したりすることにより、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材等を見直すなど、常に効果的な交通安全教育が実施できるようにする必要がある。

6 社会情勢等に応じた交通安全教育の内容の見直し

交通安全教育の具体的な内容は、社会情勢等の変化に対応したものでなければならない。このため、指導者は、交通事故の発生状況の推移、道路交通に関する制度改正の動向等について情報収集を常に行い、必要に応じて教育の内容を見直すことが必要である。

7 受講者のプライバシーへの配慮

受講者が安心して交通安全教育を受けられるようにするため、交通安全教育の実施に関して知り得た受講者の自動車の運転に関する経歴等の取扱いについては、プライバシー保護の観点から十分な注意を払う必要がある。

8 関係機関・団体相互の連携

交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を交換し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材を貸与するなど、相互に連携を図りながら交通安全教育を行う必要がある。

特に、都道府県警察及び都道府県交通安全活動推進センターに対しては、必要に応じて交通事故の発生状況に関する情報の提供、施設及び資機材の提供、講師の派遣等の支援を求めることが望ましい。

第2章 交通安全教育の内容及び方法

第1節 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとし、また、4に定めるところにより幼児の保護者に対して交通安全教育を実施する。

1 幼児に対する交通安全教育の目的

幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）に対して交通安全教育を行うことは、幼児が道路を通行する場合における安全を確保するためのみならず、将来、様々な態様で道路を通行するときに必要な安全に道路を通行しようとする意識を養うためにも必要不可欠である。

そこで、幼児に対する交通安全教育においては、心身の発達段階に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目的とする。

2 幼児に対する交通安全教育の内容

(1) 歩行者の心得

ア 目標

基本的な交通ルール等を習得させることにより、歩行者として安全に道路を通行することができるようにする。

イ 内容

(ア) 基本的な心構え

道路を通行する者が一人でも交通ルールの遵守及び交通マナーの実践を怠ったりすると、交通が混乱したり、交通事故が起きたりすることを説明し、交通ルール等の必要性を理解させる。また、道路では、保護者又はこれに代わる監護者から離れて独り歩きしてはならないことを理解させる。

(イ) 標識・標示の種類及び意味

歩行者として安全に道路を通行するために必要な知識である、歩行者用道路（歩行者の安全のために標識によって車両の通行を禁止している道路をいう。以下同じ。）歩行者横断禁止、横断歩道等を示す標識・標示の種類及びその表示する意味を理解させる。

(ロ) 交通事故の原因となる危険な行動

幼児が当事者である交通事故の主な原因である道路への飛び出し、車両（自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。以下同じ。）又は路面電車（以下「車両等」という。）の直前又は直後の横断等の危険性を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、これらの行動をとってはならないことを理解させる。

(ハ) 歩行者の通る所

歩行者は、原則として歩道又は幅の十分な路側帯（歩道のない道路で、歩行者の通行のため及び車道の効用を保つための白の線によって区分された道路の端の帯状の部分）をいう。以下同じ。）を通行しなければならないこと、歩道又は幅の十分な路側帯のない道路では道路の右端を通行しなければならないこと及び歩行者用道路では道路の中央部を通行することができることを理解させる。

(オ) 横断の仕方

a 横断する所

横断歩道又は信号機のある交差点が近くにある場合は、その横断歩道又は交差点で横断しなければならないことを理解させる。また、横断歩道橋、横断用地下道等の安全に横断することができる施設が近くにある場合は、できる限りその施設を利用するように指導する。

b 信号機のある所で横断しようとする場合

信号機の信号の種類及び意味並びに信号機の信号(歩行者用の信号機がある所においてはその信号)に従って通行しなければならないことを理解させる。

また、信号が青になってから横断しなければならないことを理解させるとともに、青になっても右左の安全を確認してから横断すること及び信号が変わりそうな場合は次の青信号を待って横断することを指導する。

c 信号機のない所で横断しようとする場合

横断歩道橋、横断用地下道等の安全に横断することができる施設又は横断歩道が近くにない場合は、道路がよく見渡せる所を探し、歩道の縁又は道路の端に立ち止まって右左の安全を十分に確認するとともに、走行中の車両が歩行者の横断のために停止した場合は、他の車両の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めるように指導する。

また、横断中も車両が近づいてこないかどうか周囲の状況に注意すること及び停車又は駐車中の車両の陰から別の車両が突然出てくることがあるので注意することを指導する。

(カ) 踏切の通り方

踏切の手前では、必ず立ち止まって右左の安全を確認するように指導する。また、警報機が鳴っている場合及び遮断機が降り始めて以後は踏切に入ってはならないことを理解させるとともに、警報機が鳴っておらず、かつ、遮断機が降りていない場合でも必ず安全を確認してから通るように指導する。

(キ) 雨天時に歩く場合

雨天時には、前が見えにくくなるような傘の差し方をしないようにすること、無理な横断又は飛び出しをしないようにすること等を指導する。

(2) 自動車に乗車する場合の心得

ア 目標

基本的な交通ルール等を理解させることにより、安全に自動車に乗車することができるようにする。

イ 内容

シートベルトを備えている自動車に乗車する場合は、チャイルドシート等の補助装置を利用し、後部座席に乗車するように指導する。また、車内ではみだりに動き回ったり、ハンドルに触れるなど運転操作の支障になるような行動をとったりしないように指導する。

自動車から降りた後に道路を横断する場合は、自動車の直前又は直後を横切ってはならないことを理解させる。

(3) 自動車等に関して知っておくべき事項

ア 目標

自動車等の基本的な特性及び合図を習得することにより、自動車等の動きを予測し、危険を回避して歩行者として安全に道路を通行することができるようにする。

イ 内容

(ア) 自動車等に関する基本的な事項

自動車等は重量が重く、歩行者に比べ道路を通行する速度も速いことから、歩行者と自動車等との間で交通事故が起きると、歩行者が大きな被害を受けやすいことを理解させ、道路を通行する場合は自動車等の動きに十分に注意するように指導する。

(イ) 合図

自動車等の方向指示器及び後退灯による合図の意味を理解させる。

(ロ) 制動距離

自動車等は急には停止できないこと及び自動車等の速度が速い場合、路面がぬれている場合等には制動距離が長くなることを理解させる。

(ハ) 死角及び内輪差の危険

自動車等の近くで遊んでいたり、立ち止まっていたりすると、自動車等の運転者から見えなかったり、自動車等に巻き込まれたりする危険があることを理解させる。

(4) 交通事故の場合の措置

ア 目標

交通事故に遭った場合に救護されるために必要な措置をとることができるようにする。

イ 内容

交通事故に遭った場合は、現場に居合わせた人に助けを求め、交通事故に遭ったことを保護者又は警察に知らせること等の交通事故の場合の基本的な措置を指導する。

3 幼児に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

(1) 指導者の基本的な心構え

幼児に対する交通安全教育を効果的かつ適切に行うためには、「幼児交通安全教本」(昭和48年5月5日中央交通安全対策会議決定)を参考にするなどして幼児の特性を理解するとともに、受講者の年齢及び交通の状況等の地域の実情を踏まえて、教育の内容及び方法を選択し、適切な教材を用いるなどして指導を行う必要がある。また、幼児の心身の発達には個人差があり、幼児の道路交通との関係も生活環境によって様々である。

そこで、交通安全教育を始める前に簡単な体操、ゲーム、交通ルールに関する質問等を行うことにより、教育の対象となる幼児の心身の発達段階及び交通安全に関する理解の程度を把握し、これらに合わせて教育の目標及び内容を設定する。

(2) 適切な時間数及び教育の内容の設定

幼児には、長時間にわたって集中力を持続させること及び抽象的な言葉による説明を理解させることが困難であるため、短時間で効果的に交通安全教育を実施するよう配慮するとともに、幼児の経験に即した身近な事例を平易な言葉を用いて説明するなど分かりやすい指導を心掛ける。

また、指導事項を数点に絞り、幼児が各事項を十分に理解できるようにする。

(3) 適切な教育手法の選定

教育効果を高めるためには、紙芝居、人形劇、腹話術等の視聴覚に訴える教育手法を取り入れることが望ましい。

4 幼児の保護者に対する交通安全教育の実施

幼児が交通ルール等を理解することができず常に保護を必要とする段階はもちろん、基本的な交通ルール等を理解できる段階にあっても、幼児に対する父母等の保護者の影響力は極めて大きいことから、保護者に対する交通安全教育に重点を置く必要がある。このため、幼児の保護者が日頃から交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することにより、幼児に手本を示すとともに、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識について指導し、これを実践させることが不可欠である。

そこで、指導者は、保護者に対して交通安全教育を実施する機会を設けるほか、幼児に対する交通安全教育を実施する場合は、できる限り保護者の同伴を求め、また、保護者が参加できない場合は、幼児に対する交通安全教育において保護者が果たすべき役割、幼児に指導すべき事項等について記載した資料を幼児に持ち帰らせるなどにより保護者に対する交通安全教育を行う。

なお、具体的には、以下の内容を指導する。

(1) 基本的な事項

保護者は交通の頻繁な道路又は踏切若しくはその付近の道路において幼児を遊ばせたり、独り歩きをさせたりしてはならないことが道路交通法で定められていることを説明し、保護者の責任を自覚させるとともに、幼児にとって最も身近な存在である保護者が日常生活の中で繰り返し交通ルール等を教えることの重要性を理解させる。また、幼児に対して適切な交通安全教育を行うことができるようにするため、普段から交通ルール等に関する理解を深め、常に幼児の手本となって道路を通行するように指導する。

(2) 幼児が歩行者として安全に道路を通行するために必要な事項

幼児が当事者である交通事故の主な原因である道路への飛び出し、車両等の直前又は直後の横断等の危険性を理解させ、幼児に対し、これらの行動をとってはならないことを繰り返し教えるよう指導する。

幼児を連れて道路を歩く場合は、手をしっかりとつなぎ、幼児から目を離さないようにするとともに、保護者が車の通る側を歩くなどして幼児の安全を確保するように指導する。また、外出する場合は、幼児に目立つ色の活動しやすい服装をさせたり、反射材を身に付けさせたりするように指導する。

(3) 幼児が安全に自動車に乗車するために必要な事項

自動車に乗り降りする場合は、保護者が周囲の安全を確認してから幼児を乗り降りさせるようにするとともに、自動車から降りる場合は、幼児が急に道路に飛び出さないように注意するよう指導する。また、幼児をシートベルトを備えている自動車に乗車させる場合は、体格に合ったチャイルドシート等の補助装置を利用させ、後部座席に乗車させるようにすること及び幼児が車内でみだりに動き回ったり、ハンドルに触れるなど運転操作の支障になるような行動をとったりしないように注意することを指導する。

(4) 幼児が交通事故に遭った場合に関する措置

幼児が交通事故に遭った場合は必ず警察に知らせること、外傷がなくても頭部等に強い衝撃を受けた場合は、医師の診断を受けさせること及び幼児が事故に遭った場合に備えて幼児の持ち物に氏名、連絡先、血液型等を記入することを指導する。

第2節 児童に対する交通安全教育

児童に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとし、また、4に定めるところにより児童の保護者に対しての交通安全教育を実施する。

1 児童に対する交通安全教育の目的

児童（6歳以上13歳未満の者をいう。以下同じ。）は、小学校での活動、自転車の利用等を通じ、幼児期に比べ行動範囲が著しく広がり、また、高学年の時期になると、保護者から離れて道路において単独又は複数で行動する機会が増加する。

そこで、児童に対する交通安全教育においては、歩行者及び自転車の利用者（以下「歩行者等」という。）として必要な技能及び知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目的とする。

2 児童に対する交通安全教育の内容

(1) 基本的な心得

ア 目標

基本的な交通ルール等を習得させることにより、歩行者等として安全に道路を通行することができるようにする。

イ 内容

(ア) 交通ルール等の必要性

第2章第1節2(1)イ(ア)の交通ルール等の必要性に関する事項を再確認させる。

(イ) 信号の種類及び意味

第2章第1節2(1)イ(イ)bの信号に関する事項を再確認させるとともに、自転車の利用者は、「歩行者・自転車専用」と表示されている

信号機がある所では、その信号に従って通行しなければならないことを理解させる。

(ロ) 標識・標示の種類及び意味

第2章第1節2(1)イ(イ)の事項を再確認させるとともに、自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な知識である、一時停止、自転車横断帯、自転車歩道通行可等を示す標識・標示の種類及びその表示する意味を理解させる。

(ハ) 警察官等の指示等に従うこと

警察官又は交通巡視員が示す手信号等の意味並びに手信号等により交通整理が行われた場合及び通行の方法等について必要な指示がされた場合は、手信号等及び指示に従わなければならないことを理解させる。

(ニ) 道路ではいけないこと

交通の頻繁な道路で遊ぶこと等の道路においてしてはならない行為のうち、児童の行動と密接に関連するものを理解させる。

(ホ) 登下校時等の外出時の安全

児童が登下校に利用する道路について、交通量の多い交差点等の危険箇所を把握し、これらの箇所を安全に通行するために留意すべき事項を指導するとともに、登校する場合は時間に余裕を持って早めに家を出るように指導する。また、遊びに出る場合は、保護者に行き先を告げ、余り遠くへ行ったり、暗くなるまで遊んだりしないように指導する。

(2) 歩行者の心得

ア 目標

保護者から離れた場合においても、単独又は複数で歩行者として安全に道路を通行することができるようにする。あわせて、高学年の児童に対しては、幼児、低学年の児童、高齢者、目の見えない人又は身体の不自由な人が道路を通行している場合に、これらの人が安全に道路を通行することができるよう適切な措置がとれるようにする。

イ 内容

(ア) 基本的な心得

歩行者として安全に道路を通行するために習得する必要がある以下の事項について、第2章第1節2(1)イ(I)、(イ)及び(ホ)の事項を再確認させる。この場合、これらの事項に関する児童の理解を深めるため、交通事故の実例を挙げてその発生原因を話し合わせるなどして交通ルール等が定められている理由及び交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する必要性を自ら考えさせる内容を適宜盛り込む。

a 歩行者の通る所

b 横断の仕方

c 踏切の通り方

(イ) 雨天時に歩く場合

第2章第1節2(1)イ(イ)の事項を再確認させるとともに、雨天時には、視界が悪くなるため、運転者から見えやすいように目立つ色の服装をするように指導する。

(ロ) 夜間に歩く場合

夜間は、自動車等の運転者から歩行者がよく見えない場合があること等を説明し、道路を横断する場合及び

自動車等と擦れ違う場合には、昼間に比べて一層注意する必要があることを理解させる。また、運転者から見やすいように目立つ色の服装をしたり、反射材を身に付けたりすること及び夜間に信号機のない所で横断する場合は、運転者から横断していることが分かるように、道路照明のある所等のできる限り明るい所を選ぶことを指導する。

(I) 幼児、低学年の児童、高齢者及び身体の不自由な人の安全

幼児、低学年の児童及び高齢者の行動の特色、目の見えない人及び身体の不自由な人で歩行が困難な人が持つ白色又は黄色のつえ、盲導犬の意味等を理解させるとともに、これらの者が交差点、踏切等の危険な所で困っているのを見た場合は、手を貸すなどするように指導する。また、目の見えない人が安全に通行することができるようにするため、点字ブロックの上に物を置かないように指導する。

(3) 自動車に乗車する場合の心得

ア 目標

基本的な交通ルール等を習得することにより、安全に自動車に乗車することができるようにする。

イ 内容

シートベルトを備えている自動車に乗車する場合は、正しい着用又は利用の方法により、シートベルトを着用し、又はチャイルドシート等の補助装置を利用して後部座席に乗車するように指導するとともに、第2章第1節2(2)イの事項(チャイルドシート等の補助装置を利用して乗車することに関する事項を除く。)を再確認させる。

また、自動車が道路において進行している場合は、飛び乗ったり、飛び降りたりしてはならないことを理解させ、自動車に乗り降りする場合には周囲の安全を確かめてからドアを開け、左側から乗り降りするように指導する。

(4) 自転車の利用者の心得

ア 目標

基本的な交通ルール等を習得することにより、安全に自転車を利用して道路を通行することができるようにする。

イ 内容

(ア) 自転車に関する基本的な事項

道路交通法上、自転車は車両の一種であり、道路を通行する場合は車両として交通ルールを遵守し、交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。また、自転車に乗る練習をするときは道路外の安全な場所を利用するとともに、自転車に関する交通ルール等を理解し、安全に乗れるようになるまでは道路を通行しないように指導する。

(イ) 乗ってはならない場合

ブレーキが故障している場合、夜間に尾灯及び反射器材が付いていない場合等の自転車に乗ってはならない場合があることを理解させる。また、体格に合わない自転車に乗らないようにすること及び二人乗り等の危険な乗り方をしないようにすることを指導する。

(ロ) 自転車の点検整備

サドル、ハンドル、ペダル、チェーン、ブレーキ、警音器、前照灯、尾灯又は反射器材、タイヤ等の点検の要領及び点検の結果、具合が悪い場合には整備に出すようにすることを指導する。

(ハ) 自転車の正しい乗り方

安全な発進及び停止の方法、正しい乗車姿勢、右左折する場合は早めに合図をすること並びに両手でハンドルを確実に握ることを指導する。また、合図をする場合以外は片手運転をしてはならないことを理解させる。

(ニ) 自転車の通る所

自転車は原則として車道の左端に沿って通行しなければならないこと、路側帯を通行することができること、普通自転車(道路交通法第63条の3に規定する普通自転車をいう。以下同じ。)は自転車歩道通行可を示す標識のある歩道を通行することができること、この場合、普通自転車は原則として車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げることとなる場合は一時停止をしなければならないこと並びに道路を横断しようとする場合は、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯で通行しなければならないことを理解させる。また、自転車横断帯がなく横断歩道がある場合には、自転車を押してその横断歩道で横断するように指導する。

(ホ) 走行上の注意

交差点、踏切の手前等で車両等の前に割り込んだり、これらの間を縫って前に出たりしてはならないこと、並進、ジグザグ運転、競争等をしてはならないこと、夜間等には前照灯をつけなければならないこと等を理解させる。また、側方や後方の車両等の動きに十分注意しながら通行すること、近くに自転車横断帯又は横断歩道がない場合で横断又は転回しようとするときは、道路がよく見渡せる所を探して、安全を確認してから横断又は転回を始めること、目立つ色の服装をすること、走行中にブレーキ、前照灯等が故障した場合、凍り付いた道路を通行する場合及び風雨の強い場合は、自転車を押して通行すること等を指導する。

(ヘ) 交差点の通行の仕方

a 基本的事項

信号機のある交差点においては、信号機の信号に従って通行しなければならないこと及び「歩行者・自転車

専用」と表示されている信号機がある場合は、その信号機の信号に従わなければならないことを理解させる。

信号機のない交差点において、一時停止を示す標識がある場合は、一時停止をして安全を確認しなければならないことを理解させるとともに、交通量の少ない場所でも飛び出しをせず、安全を十分に確認し、速度を落として通行するように指導する。

b 右左折の仕方

右左折の方法及び合図について理解させる。

c 通行する場所

交差点又はその付近に自転車横断帯がある場合は、その自転車横断帯を通行しなければならないこと並びに普通自転車は交差点及びその手前に交差点への進入を禁止する標示がある場合は、その交差点に進入することができないことを理解させる。

(ク) 歩行者及び他の車両に対する注意

歩道を通る場合は徐行し、歩行者の通行を妨げることとなる場合は一時停止をしなければならないこと、路側帯及び自転車が通行することができる歩行者用道路を通る場合は歩行者の通行を妨げないよう注意し、特に歩行者用道路では徐行しなければならないことを理解させる。また、幼児又は児童が独り歩きしている場合若しくは高齢者又は身体の不自由な人が歩いている場合は、危険のないように一時停止し、又は徐行しなければならないことを理解させる。

停車又は駐車中の自動車の側方を通行する場合は、急なドアの開放、自動車の陰からの歩行者の飛び出し等に十分に注意すること及び自転車に荷物を積む場合は片寄らないように固定するとともに、歩行者及び他の車両等の迷惑にならないように注意することを指導する。

(ケ) 自転車を駐車する場合の注意

自転車を駐車する場合は、自転車駐車場に置くようにするなどして、歩行者及び他の車両等の通行を妨げないように指導する。

(5) 自動車等に関して知っておくべき事項

ア 目標

自動車等の基本的な特性及び合図を習得することにより、自動車等の動きを予測し、危険を回避して歩行者等として安全に道路を通行することができるようにする。

イ 内容

第2章第1節2(3)イの事項を再確認させるとともに、自動車等による交通事故の際の衝撃力の大きさ、自動車等の速度が速い場合等に制動距離が長くなる理由、自動車等の死角及び内輪差が発生する理由等を具体的に説明し、自動車等の特性について児童の理解を深めさせる。

(6) 交通事故の場合の措置

ア 目標

交通事故に遭った場合は適切に対処することができるようにするとともに、交通事故の現場に居合わせた場合は基本的な措置をとることができるようにする。

イ 内容

第2章第1節2(4)イの内容を再確認させるとともに、交通事故に遭った場合は、自分の氏名及び連絡先を現場に居合わせた人に伝えること、外傷がなくても頭部等に強い衝撃を受けた場合は、医師の診断を受けるようにすること等の基本的な措置を指導する。また、交通事故の現場に居合わせた場合に基本的な措置がとることができるようにするため、警察に110番通報をする要領等を指導する。

3 児童に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

(1) 指導者の基本的な心構え

児童に対する交通安全教育を効果的かつ適切に行うためには、児童の学年に応じて、教育の内容及び方法を設定する必要がある。低学年の児童に対しては、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識が十分に備わっていないおそれがあることから、歩行者の心得について重点的に指導する。また、高学年の児童に対しては、交通ルール等が定められている理由及び交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの必要性について自ら考えさせる内容にする。

自転車の正しい乗り方について指導する場合は、自転車の利用に関する小学校の指導方針を踏まえて行うことが必要である。

(2) 計画的な教育の実施及び教育の内容の設定

児童に対しては、計画的かつ継続的に交通安全教育を実施するよう配慮することが望ましい。また、交通ルール等を単に覚えさせるだけでなく、小学校周辺の道路の危険箇所等を取り上げて、具体的に指導することにより、児童が関心を持って習得することができるように留意するとともに、一回の指導事項を数点に絞り、児童が各事項を十分に理解できるようにする。

(3) 適切な教育手法の選定

教育効果を高めるためには、自動車を用いた死角及び内輪差の実験、ダミー人形を用いた衝突実験等の視聴覚に

訴える教育手法を取り入れることが望ましい。

4 児童の保護者に対する交通安全教育の実施

児童が安全に道路を通行することができるようにするためには、児童の父母等の保護者が日常生活の中で、児童に対して交通安全教育を行うことが効果的である。特に、低学年の児童に対しては、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識が十分に備わっていないおそれがあることから、保護者による交通安全教育が重要である。

そこで、指導者は、保護者に対して交通安全教育を実施する機会を設けるほか、児童に対する交通安全教育を実施する場合は、必要に応じて保護者の同伴を求め、また、保護者が参加できない場合は、児童に対する交通安全教育において保護者が果たすべき役割、児童に指導すべき事項等について記載した資料を児童に持ち帰らせるなどにより保護者に対する交通安全教育を行う。

なお、具体的には、以下の内容について指導する。

(1) 基本的な事項

保護者は交通の頻繁な道路又は踏切若しくはその付近の道路において児童を遊ばせてはならないことが道路交通法で定められていることを説明し、保護者の責任を自覚させるとともに、児童にとって最も身近な存在である保護者が日常生活の中で繰り返し交通ルール等を教えることの重要性を理解させる。また、児童に対して適切な交通安全教育を行うことができるようにするため、普段から交通ルール等に関する理解を深めるように指導する。

(2) 児童が安全に道路を通行するために必要な一般的な事項

児童が、道路において危険な行動をした場合は、その行動の危険性を説明し、そのような行動をしないように指導するとともに、登校する場合は時間に余裕を持って早めにかから送り出し、忘れ物をしないように気を付けること、外出するときは保護者に行き先を告げる習慣を付けさせること及び余り遠くへ行ったり、暗くなるまで遊んだりしないように注意することを指導する。

また、特に低学年の児童の保護者に対しては、通学路等の児童が頻繁に利用する道路における交通量の多い交差点等の危険箇所を把握し、これらの場所を安全に通行するために留意すべき事項を児童に対して教えるように指導する。

(3) 児童が歩行者として安全に道路を通行するために必要な事項

低学年の児童が歩行者として安全に道路を通行することができるようにするため、横断の仕方等の歩行者の心得を児童が実践できるようになるまで教えるように指導する。

(4) 児童が安全に自転車を利用するために必要な事項

児童に自転車を利用させる場合は、児童の体格に合った自転車を選び、交通ルールの遵守及び交通マナーの実践を怠って自転車を利用すると危険であることを児童に理解させるように指導する。また、道路外の安全な所で児童に自転車の正しい乗り方を指導するとともに、正しい乗り方を習得するまでは、児童に自転車を利用して道路を通行させたり、保護者の目の届かない所で練習させたりしないように指導する。

児童と共に、「交通の方法に関する教則」(昭和53年国家公安委員会告示第3号。以下「教則」という。)第3章第1節2を参照して自転車を点検するように指導するとともに、夜間等には前照灯をつけなければならないこと等の通行に関して注意すべき事項及び歩行者等に対して注意すべき事項を教えるように指導する。

(5) 児童が安全に自動車に乗車するために必要な事項

児童をシートベルトを備えている自動車に乗車させる場合は、シートベルトを着用し、又は身体の大きさに合ったチャイルドシート等の補助装置を利用して後部座席に乗車させるように指導するとともに、第2章第1節4(3)の事項(チャイルドシート等の補助装置を利用して乗車させることに関する事項を除く。)を再確認させる。また、児童が自動車から降りる場合は、周囲の安全を十分に確認してからドアを開けさせ、道路に飛び出させないように指導する。

(6) 児童が交通事故に遭った場合に関する措置

第2章第1節4(4)の事項を再確認させるとともに、警察に110番通報をする要領等を習得させるように指導する。

第3節 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとする。

1 中学生に対する交通安全教育の目的

中学生は、通学等の手段として自転車を利用する機会が多く、自転車乗用中に交通事故に遭うことが多い。また、自動車等に対する関心が高まり、道路交通についての理解も深まるなど社会人として本格的に交通社会に参加していくための準備段階にある。

そこで、中学生に対する交通安全教育においては、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりを持って、自己の安全のみならず他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目的とする。

2 中学生に対する交通安全教育の内容

(1) 基本的な心得

ア 目標

交通安全に対する意識を高めさせるとともに、道路を通行する場合は、思いやりを持って、自己の安全のみならず他の人々の安全にも配慮することの重要性を理解させる。

イ 内容

(ア) 交通事故の発生状況

交通事故の発生状況を、中学生が当事者である交通事故の発生状況を中心に説明する。特に、中学生については、自転車乗用中の事故が多いことを示し、自転車の正しい乗り方を習得し、実践することの重要性を理解させる。

(イ) 交通安全対策の概要

交通安全対策の概要を説明し、交通事故を防止するために様々な施策が講じられていることを理解させる。

(ウ) 交通社会の一員としての自覚

標識・標示の種類及び意味、道路ではいけないこと等の第2章第2節2(1)イの事項について、交通ルール等が定められている理由及び交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの重要性を話し合い等を通じて考えさせることにより、道路交通の安全を確保するためには、道路を通行する者一人一人が、交通ルールを遵守し交通マナーを実践する必要があることを理解させる。

さらに、道路を通行する場合は、思いやりを持って、自己の安全のみならず他の人々の安全にも配慮することが道路交通の安全を確保するために重要であることを指導する。

(エ) 交通事故の責任

交通事故の加害者の民事上、刑事上及び行政上の責任に関する基本的な事項を理解させる。

さらに、交通事故によって当事者の家族、友人等が受ける影響の重大さを理解させることにより、交通事故が当事者だけの問題ではないことを理解させる。

(オ) 交通安全活動への参加

道路交通の安全を確保するために行われている活動の実例を紹介し、これらの活動において中学生の果たし得る役割を考えさせるとともに、このような活動への積極的な参加を促す。

(2) 歩行者の心得

ア 目標

歩行者として遵守すべき交通ルールを再確認させるとともに、思いやりを持ち、自己の安全のみならず周囲の人への迷惑にならないことにも配慮して安全に道路を通行することができるようにする。さらに、道路及び交通の状況に応じて、道路における危険を予測し、これを回避して安全に道路を通行することができるようにする。

イ 内容

(ア) 交通ルールの遵守及び交通マナーの実践

横断の仕方等の第2章第2節2(2)イの事項を再確認させるとともに、周囲の人への迷惑となり、交通の妨げともなるような歩き方について話し合い等を通じて考えさせることにより、歩行者として遵守すべき交通ルール及び実践すべき交通マナーを再確認させる。

(イ) 道路の状況に応じた危険の予測と回避

狭い道路、勾配の急な坂道、急なカーブ、見通しの利かない交差点等の様々な道路において、危険を予測し、これを回避して安全に道路を通行することができるように指導する。

(ウ) 幼児、児童、高齢者及び身体の不自由な人の安全

幼児、児童、高齢者、目の見えない人又は身体の不自由な人が、交差点、踏切等の危険な所で困っているのを見た場合は、安全に通行することができるように手を貸すなど、自ら進んで保護するように指導する。

(3) 自転車の利用者の心得

ア 目標

中学生は、通学等の手段として自転車を利用する機会が多く、安全に自転車を利用することが求められるが、自転車乗用中の事故も多いことから、自転車を安全に利用することの必要性を自覚させ、正しい乗り方を確実に実践することができるようにする。

イ 内容

(ア) 自転車の正しい乗り方の実践

自転車乗用中の中学生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性について理解させるとともに、自転車の正しい乗り方について、交差点の通行の仕方等の第2章第2節2(4)イの事項を再確認させ、実際に道路を通行する場合には確実に実践することができるように指導する。特に、体格に合わない自転車に乗ること、傘を差しながら走行すること、二人乗りで走行すること等の危険性を考えさせ、これらの行為が交通事故の発生原因となることを理解させる。

(イ) 自転車の点検整備

点検整備を怠った自転車に乗ることの危険性を説明し、教則第3章第1節2を参照して確実に自転車を点検することができるように指導する。

(4) 自動車等に関して知っておくべき事項

ア 目標

自動車等の特性に関し、理解を深めさせることにより、自動車等の動きを予測し、危険を回避して歩行者又は自転車の利用者として安全に道路を通行することができるようにするとともに、自動車に安全に乗車することができるように指導する。また、16歳になると普通二輪免許等の取得が可能になることを踏まえ、運転免許制度等についても理解させる。

イ 内容

(ア) 自動車等の特性

自動車等の速度と制動距離の関係、死角、内輪差等の特性について理解を深めさせるとともに、自動車等のこれらの特性に起因する交通事故の実例等を用いて、安全な歩き方及び自転車の安全な乗り方を話し合い等を通じて考えさせ、実践することができるように指導する。

(イ) シートベルトの着用

交通事故が発生した場合のシートベルトの被害軽減効果を理解させ、シートベルトを備えている自動車に乗車する場合にはこれを必ず正しく着用するように指導する。

(ウ) 将来の運転者としての心得

運転免許制度の意義、運転免許（以下「免許」という。）の区分、取得年齢、取得方法等の基本的な知識を理解させるとともに、暴走行為（集団で走行する場合に行われるジグザグ運転、巻き込み運転等の他の車両に危険を生じさせたり、迷惑を及ぼしたりする行為をいう。以下同じ。）騒音運転等（著しく他人に迷惑を及ぼす騒音を生じさせるような急発進、急加速及び空吹かしをいう。以下同じ。）無免許運転等の反社会性、危険性、罰則等について説明し、将来の自動車等の運転者としての自覚を持たせるように指導する。

(5) 交通事故の場合の措置

ア 目標

交通事故に遭った場合に適切に対処することができるように、応急救護処置等の必要な措置を習得させる。

イ 内容

(ア) 交通事故に遭った場合の対応

第2章第2節2(6)イの内容を再確認させるとともに、交通事故が更に発生することを防止するために車両を安全な場所に移動させること等の措置をとるように指導する。

(イ) 応急救護処置の必要性とその手順

交通事故が発生した場合、その交通事故の当事者である運転者及び乗務員は、負傷者に対してガーゼ、清潔なハンカチ等で止血するなど、可能な応急救護処置を行わなければならないことを理解させ、処置の基本的な手順を習得させる。

3 中学生に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

(1) 指導者の基本的な心構え

中学生は、幼少の時期から本格的な青年期に移行する過渡期にあり、なお成長の途上にあることを考慮し、育の内容及び方法を中学生の関心及び理解力を踏まえた適切なものとする必要がある。

また、交通安全教育の効果を高めるためには、例えば、受講者となる中学生に、地域の交通の状況の実態調査等を事前に行わせ、交通安全教育を行う際に調査結果の発表をさせるなど、受講者が自主的に技能及び知識を習得し、道路交通の安全を確保しようとする意識を高めることができるように配慮することが望ましい。

(2) 計画的な教育の実施

中学生に対しては、計画的かつ継続的に交通安全教育を実施することが望ましい。

(3) 適切な教育手法の選定

受講者の問題意識を高め、学習目標を明確に理解させるためには、中学生の道路の通行の態様に関連した交通事故統計、身近な交通事故の実例等を用いるなどの工夫をすることが重要である。

(4) 保護者との連携

中学生は自転車乗用中に交通事故に遭うことが多く、また、自動車等に対する関心が高まる時期にあることを踏まえ、日常接する機会の多い父母等の保護者が、中学生の道路交通の安全を確保するため、適切な助言及び指導を行うことが重要である。

そこで、指導者は、保護者に対する啓発用の資料を配付し、日常生活において交通安全教育を実施するように働き掛けるなど、連携を図るように努めることが必要である。

第4節 高校生に対する交通安全教育

高校生に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとする。

1 高校生に対する交通安全教育の目的

高校生は、自動車等の免許を取得することが可能な年齢に達し、自動車等の運転者として交通社会に参加することができるようになり、それぞれの通行の態様に応じて、社会的な責任を持ち、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践して道路を通行することが求められる。また、高校生の二輪車事故（大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車乗車中の交通事故をいう。以下同じ。）及び自転車乗用中の交通事故が多く発生しており、このような交通事故を防止する必要がある。

そこで、高校生に対する交通安全教育においては、二輪車（大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目的とする。

2 高校生に対する交通安全教育の内容

(1) 基本的な心得

ア 目標

高校生が当事者である交通事故の発生状況を説明し、交通安全に対する意識を高めさせるとともに、自動車等の運転者として交通社会に参加することができる年齢に達することを踏まえ、社会的な責任を持って行動するために必要となる基本的な心得を習得させる。

イ 内容

(ア) 交通事故の発生状況

交通事故の発生状況を、高校生が当事者である交通事故の発生状況を中心に説明する。特に、高校生については、二輪車事故が多いことを示し、二輪車の正しい運転方法を習得し、実践することの重要性を理解させる。

(イ) 交通安全対策の概要

交通安全対策の概要を説明し、交通事故を防止するために様々な施策が講じられていることを理解させる。

(ロ) 交通社会の一員としての自覚

道路を通行する者一人一人が交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する必要があることを再確認させるとともに、これまでに習得した道路でははならない行為、周囲の人の迷惑になる行為等の反社会性についての理解を深めさせる。

(ハ) 運転者の責任

自動車等を運転するためには必要な技能及び知識を習得しなければならず、また、運転中は常に危険を予測し、これを回避しなければならないことから、自動車等を運転するには免許という資格を要し、高度の注意義務を伴うものであること及び注意義務を怠るなど交通ルールを遵守しないことにより交通事故を起こすと民事上、刑事上及び行政上の責任を負わなければならないことを理解させる。また、騒音運転等、暴走行為等の反社会的行為をしないこと等の運転者となった場合に遵守しなければならない事項を理解させる。

(ニ) 交通安全活動への参加

道路交通の安全を確保するために行われている活動の実例を紹介し、これらの活動において高校生の果たし得る役割を考えさせるとともに、このような活動への積極的な参加を促す。

(2) 自転車の利用者の心得

ア 目標

高校生の自転車乗用中の交通事故が多く発生していることを踏まえ、これまでに習得した安全に自転車を利用するために必要な技能及び知識を再確認させることにより、道路及び交通の状況に応じて、安全に走行することができるようにする。

イ 内容

自転車乗用中の高校生が当事者である交通事故発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性を理解させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行することができるように指導する。また、必要に応じて自転車を用いて実技訓練を実施するなどして、点検及び正しい乗り方を確実に実践することができるように指導する。

(3) 二輪車の運転者の心得

ア 目標

高校生は二輪車の免許を取得することが可能な年齢に達し、また、高校生の二輪車事故が多く発生していることを踏まえ、二輪車に関する基本的な事項を理解させる。

この場合、二輪車の免許を受けた者に対しては、二輪車の運転に関する基本的な事項を再確認させ、また、二輪車の免許を受けていない者に対しては、将来の運転者としての基本的な知識を習得させることができるように配慮して指導する。

イ 内容

(ア) 一般的に指導すべき事項

a 二輪車事故の特徴

高校生の二輪車事故の実例を挙げ、その発生原因を分析して、二輪車 事故の発生原因等の特徴を理解させる。

b 二輪車の運転者の基本的な心得

運転の熟練度に応じて、適切な車種を選択することが重要であることを説明し、ブレーキ、タイヤ等を関係法令に従い、教則第4章第3節1を参照にして点検しなければならないことを理解させる。また、乗車用ヘルメットを必ず着用すること、初心運転者の二人乗りが禁止されていること等の交通ルールについても理解させる。

(4) 二輪車の免許を受けた者に対して指導すべき事項

二輪車の免許を受けた者に対する交通安全教育は、第2章第5節2(2)イの内容に沿って実施する。

この場合、受講者が高校生であることを踏まえて、運転姿勢、カーブにおける運転方法、ブレーキの掛け方等の二輪車の運転に必要な基本的な事項が完全に習得されていることを確認し、不十分な場合は問題点を指摘することを中心に実施する。

(4) 交通事故の場合の措置

ア 目標

交通事故に遭った場合に適切に対処することができるように、応急救護処置等の必要な措置を習得させるとともに、交通事故の当事者としての責任について理解させる。

イ 内容

第2章第3節2(5)イの事項を再確認させるとともに、高校生は、自動車等の免許を取得することが可能な年齢に達することから、運転者として交通事故の当事者となった場合は、負傷者の救護、事故車両の移動等の現場で必要な措置をとり、警察官に報告する義務があることについて、その趣旨及び必要な措置の具体的な実施要領を重点的に指導する。

3 高校生に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

(1) 指導者の基本的な心構え

高校生は、自動車等の免許を取得することが可能な年齢に達することから、指導者は、あらかじめ免許の取得状況を把握するなどして受講者の通行の態様に応じた交通安全教育を実施する必要がある。

(2) 計画的な教育の実施

高校生に対しては、計画的かつ継続的に交通安全教育を実施するよう配慮することが望ましい。

(3) 適切な場所及び人数の設定

二輪車を用いて実技訓練を行う場合は、事故を防止するために必要な広さの場所を確保するとともに、事前に指導者が実技訓練を行おうとする場所において使用する二輪車を運転して安全を確認したり、使用する二輪車の点検を行ったりするなど、安全を確保するために十分な対策を講ずる必要がある。また、実技訓練に用いる二輪車の数に限りがあっても、受講者全員が教育に参加することができるよう、適切な人数を設定することが必要である。

(4) 適切な教育手法の選定

受講者の問題意識を高め、学習目標を明確に理解させるため、高校生の道路の通行の態様に関連した交通事故統計、身近な交通事故の実例等を用いるなど工夫することが重要である。

(5) 保護者との連携

父母等の保護者が、高校生は自動車等の免許を取得することが可能な年齢に達することを踏まえ、二輪車の運転等についての学校の指導方針を理解し、免許取得時、二輪車の購入時等に適切な助言及び指導を行うことが重要である。

そこで、指導者は、保護者に対する啓発用の資料を配布し、高校生の免許取得時、二輪車の購入時等に、保護者として必要な交通安全教育を実施するように働き掛けるなど、連携を図るよう努めることが必要である。

「幼児交通安全教本」(抜粋)

(昭和48年5月5日中央交通安全対策会議決定)

第2 交通安全教育と幼児の特性

幼児は心身ともに未熟ですから、その特性を理解し、きめ細かい、無理のない教え方を考えていかなければなりません。

幼児はきわめて活動的であることにその本質があり、それは手足やからだを動かして「遊ぶ」ことに現われています。遊ぶことによって心身が発達して大きくなるのです。幼児はのびのびと育てることが必要であり、とくに体力を向上させることは危険を避けるのにも役立ちます。積極的に遊ばせることが大事です。幼児に対する交通安全教育は、「遊び」を中心として行なわれるのでなければなりません。理屈を教えてもよく理解できませんから、実地訓練を重ねていくことです。楽しく遊びながら実地での訓練をくり返し、交通のきまりを覚え実行していくようにすることが何よりも必要なことです。事故防止のため、恐怖感だけを与えるような教育をすることは避けるとともに、一方、過保護におちいらないように育てることがたいせつです。

このような基本的なことをふまえたうえで、交通に関係ある幼児の特性のいくつかについて説明いたしましょう。

(1) 1つのものに注意が向くと、まわりのものが目にはいらなくなる

道路上で友だちとの遊びに夢中になっているときには、車が近づいてきても気がつきません。

また、自分の持っているボールが道路にころがり出たときや道路の向こう側から親が声をかけたときなどには、進行して来る車に注意を向けずに走り出します。

(2) ものこを単純にしか理解できない

自分が黄色い小旗をあげれば、車は必ずすぐとまってくれると思込んでいる幼児があります。小旗を出して渡れば、いつでも安心だと思込ているのです。

信号が青になれば、車の停止を確認しないまま、一目散に走り出していく幼児もいます。黄信号のうちに通り抜けようとスピードをあげて走ってくる車のあることなどは頭にないからです。

また、幼児は自分が道路のどこにいるときでも、車の運転者はいつも自分を見てくれるものだと思込んでいます。車の死角にはいった場合には運転席から全然見えなくなることを幼児は知りません。走っている車がとまるためには、相当の距離が必要であることも理解できません。

(3) そのときどきの気分によって行動が変わる

幼児は、何かうれしいことがあると、それによって気持ちがうきうきして落ち着きがなくなります。反対に、おとなに叱られたりすると、そのことで頭がいっぱいになり、まわりを見ないで道路を歩いたりします。遊び過ぎや睡眠不足で疲れているときには、ふつうのときよりもいっそう周囲のことに気をつけなくなります。

長い間へやの中にいたあと戸外に出ると、急に走り出す幼児の姿もよく見られます。

(4) 抽象的なことばだけではよく理解できない

「あぶないよ」とか「注意なさいよ」というような抽象的なことばだけでは、幼児は具体的な行動と結びつけて理解することはできません。また、交通事故の危険性についてことばで教えられて「うん」と返事はしても、そのとおりに行動できないことが多いものです。

(5) おとなのまねをする

信号を無視して道路を横断しているおとなやガードレールの外側を歩いている年上のこどもを見たりすると、たとえそれが危険な行動であっても、幼児はすぐにまねをします。おとなのように周囲の状況について判断する能力がありませんので、その行動にはたいへん危険が伴うことがあります。おとなが良いお手本を示せば、幼児はそのとおりにまねをします。

(6) おとなに依存しやすい

おとなの人の流れにたよって、信号を見ないで横断歩道を渡っている幼児がよくいます。これは、おとながそばにいと、それに依存する気持ちが強くなるからです。信号の赤や黄は危険を意味することを口で言うことのできる幼児でも、実際の場面では、それを役だてていないことがしばしばあります。

(7) 応用的動作ができない

幼児は、一つのことを教えられても、そのことを他の場面にまで応用して行動することができません。環境が変わると、いつも教えられていることが役だたなくなります。いつも通る道路では交通規則を守ることができても、別の道路ではそれを応用して守ることができるとは限りません。

(8) 物のかげで遊ぶ傾向がある

幼児には、ちょっとした物かげで遊びたがる傾向があります。平気で車の下や後輪の近くで遊び、それが危険であることがわかりません。

交通安全教育に関するホームページ一覧（リンク集）

分 類	静岡県関連
タイトル	静岡県交通安全協会
アドレス	http://www.wbs.ne.jp/bt/shizuankyou/
概 要	静岡県交通安全協会の組織や運営、活動内容、会費の活用状況等について掲載
項 目	交通事故・運転免許証に関する質問に対する回答等

分 類	静岡県関連
タイトル	しずおか交通安全心ネット
アドレス	http://www.pref.shizuoka.jp/seibun/koutuu.html
概 要	静岡県の交通安全に関する計画や条例、事故発生状況などを掲載（静岡県庁生活文化部交通安全対策室作成）
項 目	交通安全情報、遊んで学ぶ交通安全、交通安全リンク集等

分 類	静岡県関連
タイトル	静岡県警察 HOME PAGE
アドレス	http://www.wbs.ne.jp/cmt/kenkei/
概 要	交通安全についての情報の他、交通管制センター・運転免許手続きなど、自動車を運転する際に役立つ情報を掲載
項 目	人身交通事故発生状況、警察関連ホームページリンク集等

分 類	静岡県関連
タイトル	静岡県教育委員会 体育保健課「学校安全のページ」
アドレス	http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-11/anzen/stepup/stepup.htm
概 要	交通安全事業、安全管理等県教育委員会の学校安全に対する取り組みを掲載
項 目	高校生自転車マナーアップ作戦、交通安全教材（サンプル素材、サンプル展開例）等

分 類	国関連
タイトル	警視庁ホームページ～安全な暮らし「交通安全」～
アドレス	http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/index.htm
概 要	警視庁の交通安全への取り組みについて掲載
項 目	事故防止法、自転車の正しい乗り方、交通安全講習会について、危険予測トレーニング（歩行者編、自転車編、ドライバー編）他

分 類	国関連
タイトル	自動車交通局
アドレス	http://www.mlit.go.jp/jidosha/roadtransport.htm
概 要	国土交通省自動車交通局による自動車総合安全情報
項 目	安全対策、公共交通の利便性向上、環境対策等

分 類	国関連
タイトル	内閣府 - 総合企画調整「交通安全対策」 -
アドレス	http://www8.cao.go.jp/koutu/index.html
概 要	政府の交通安全対策についての情報を掲載
項 目	交通安全白書の概要、シートベルト・チャイルドシート着用推進会議の決定事項、時差通勤通学推進計画等

分 類	団体など
タイトル	交通安全総合ネットワーク「Cross Road」
アドレス	http://www.cross-road.gr.jp/top.php
概 要	交通安全総合ネットワーク「Cross Road」は内閣府政策統括官（総合企画調整担当）付交通安全対策担当が管理・運営する交通安全総合情報サイト
項 目	交通安全関連情報、交通安全教育用教材の紹介、教材作成の素材等

分 類	団体など
タイトル	(財)日本交通安全教育普及協会
アドレス	http://www.jatras.or.jp/
概 要	幼児から高齢者までの交通安全教育事業を紹介
項 目	教材・資材の案内、交通安全教育指導事例（校種毎）、研修会案内等

分 類	団体など
タイトル	(財)全日本交通安全協会
アドレス	http://www.jtsa.or.jp/
概 要	事業概要、組織について掲載
項 目	交通安全の啓発宣伝、交通安全教育用資料・資機材等の作成配布等

分 類	団体など
タイトル	社団法人 全国二輪車安全普及協会
アドレス	http://www.nifukyo.or.jp/
概 要	原付、バイクの運転に関する情報等を掲載
項 目	原付・二輪免許の取り方、安全運転講習案内、安全運転クイズ、危険予測について等

分 類	団体など
タイトル	自転車広場ホームページ
アドレス	http://www.cycle-info.bpaj.or.jp/japanese/index.html
概 要	自転車の歴史等の様々な自転車についての情報を掲載(自転車文化センター作成)
項 目	自転車の歴史、自転車で事故を起こした時、サイクリングについて、自転車に関するデータ等

分 類	団体など
タイトル	自転車博物館サイクルセンター
アドレス	http://www.h4.dion.ne.jp/~bikemuse/index0.html
概 要	自転車の乗りかた、自転車の歴史等自転車にまつわる様々な情報を掲載
項 目	自転車まめ知識、学校の先生方へ(総合学習について)等

分 類	団体など
タイトル	交通安全環境研究所
アドレス	http://www.ntsel.go.jp/
概 要	安全で環境にやさしい交通社会の構築を目指した研究を行なっている団体のサイト
項 目	安全の確保について、自動車の審査、環境保全、発表論文等

分 類	団体など
タイトル	都市交通問題調査会
アドレス	http://www.toshikotsu.or.jp/
概 要	駐輪問題、自転車の乗り方をはじめとする様々な交通問題を取り扱っている。
項 目	駐輪と自転車の乗り方について、交通教育に関する活動等

分 類	団体など
タイトル	交通事故総合分析センター（イタルダ）
アドレス	http://www.itarda.or.jp/
概 要	交通事故の総合的な調査分析結果を掲載
項 目	交通事故統計、交通事故に関する用語の解説、交通事故の要因分析等

分 類	団体
タイトル	(財)日本交通福祉協会
アドレス	http://www.koutsufukushi.or.jp/
概 要	心肺蘇生法等の応急手当の講習会開催、交通安全教育等について掲載
項 目	交通事故救命救急法教育講習会開催情報、応急手当の具体的な実施方法、交通安全グレースボール等

分 類	団体など
タイトル	Mujiko 応援団
アドレス	http://www.mujiko-life.com/
概 要	交通安全について一人一人の意識や知識を高めて、一人一人が交通安全に対して考える、意見を交わす事を目的として設立されたサイト
項 目	日本自動車工業会による。交通安全に関する知識、意見交換、アンケート等

分 類	団体など
タイトル	日本自動車工業会
アドレス	http://www.jama.or.jp/
概 要	「クルマと安全」をはじめとする車に関する様々な情報を掲載
項 目	安全への取組、交通事故、暮らしの中の二輪車、安全運転講座等

分 類	学会
タイトル	国際交通安全学会
アドレス	http://www.iatss.or.jp/
概 要	交通安全に関する学会のホームページ
項 目	国際交通安全学会誌、英文論文集等

分 類	企業
タイトル	ホンダ 安全への取り組み
アドレス	http://www.honda.co.jp/safety/
概 要	安全運転の心と技を伝える活動や交通安全教育ソフト、教育機器の研究開発活動について掲載。
項 目	安全運転情報（危険予測トレーニング、トラフィック・バリアフリー、トラフィック・パートナー、トラフィック・シニア）等

分 類	企業
タイトル	TOYOTA.CO.JP～交通安全活動～
アドレス	http://www.toyota.co.jp/jp/safety_campaign/index.html
概 要	豊かな交通社会を実現するためには、「車」の安全はもとより、「人」の意識や行動も大切な役割を果たすという考えの基、展開する交通安全活動を掲載
項 目	幼児向け交通安全教室、自動車の安全運転について、教材紹介等

分 類	企業
タイトル	スズキ 国内四輪車「セーフティーセミナー」
アドレス	http://www.suzuki.co.jp/dom4/safety/index.htm
概 要	四輪車の安全運転についての情報を掲載
項 目	シートベルト、チャイルドシート、ABS、エアバックについての正しい知識等

分 類	企業
タイトル	あいおい損保「各種情報」
アドレス	http://www.ioi-sonpo.co.jp/hoken/index.asp
概 要	「万が一事故にあったら...」「事故を起こしたら...」「事故を起こさないために...」様々な交通シーンですぐに役立つ情報を掲載
項 目	事故の虎の巻、運転適性診断、ドリルで防災、損害保険用語解説等

分 類	企業
タイトル	損保ジャパン - 交通安全の杜
アドレス	http://www.sompo-japan.co.jp/traffic/index.html
概 要	歩行者、自転車、自動車等項目ごとに安全運転のアドバイス等を掲載
項 目	ひやりマップ、Safety Driver's Check（診断テスト）等

分 類	企業
タイトル	I S S ・ 保険のサポートサイト「安全運転のポイント」
アドレス	http://daikai.net/drive/index.html
概 要	安全運転のポイントが項目ごとにまとめられている
項 目	自転車を安全に乗るために、一時停止について、安全運転知識クイズ、交通統計から分かる「出会い頭衝突」、雨の日の事故防止について等

分 類	企業
タイトル	日本自動車連盟（JAF）
アドレス	http://www.jaf.or.jp/
概 要	JAF が行なっている交通安全・環境活動を中心に「セーフティーとエコロジ - 」についてわかりやすく楽しく紹介
項 目	「交通安全・環境活動」情報、「危険予知・危険回避トレーニング」等

交通安全ビデオライブラリー

静岡県生活・文化部交通安全対策室
財団法人 静岡県交通安全協会

交通安全ライブラリーは、交通安全について啓発するために、静岡県が貸出を行っている、VHS ビデオテープの一覧表です。申込み方法等につきましては、下記によりお願いします。

1 申込先

〒420-0839 静岡市鷹匠 2 丁目 5 番 7 号交通会館ビル 2F

(財)静岡県交通安全協会(貸出事務委託)

電話 054-251-4765(代) FAX054-251-4779 警電 6965・6966

2 申込時間

平日の午前 9 時～午後 5 時(土、日、祝日、休日を除く)

3 貸出期間

原則として 2 週間以内

4 申込み方法

借りたいビデオが、希望する日に借りられるかを確認しますので、希望する番号と借受希望日を教えてください。

次に、氏名(会社名・部署等)、連絡先(住所・電話番号等)の順序でお申込み下さい。

5 その他

受け取りや返却に静岡県交通安全協会へ行くことが出来ない方は、最寄りの警察署の交通安全指導員を経由して、申し込むこともできます。

6 使用上の注意

- (1) 一部のビデオにおいて、制作後に道路交通法が改正されたため内容に誤りがあるものがあります。

映画上映者は、その部分については、正しい道路交通法等について解説して下さい。

- (2) ビデオを送付した際に同封してある、交通安全ライブラリー利用状況調査票に該当事項を記入して返送して下さい。

- (3) 貸出期間は厳守して下さい。

返却が遅れた場合は、次の借り受ける方へ直接送付していただくことになります。

(遅れる場合は、必ず静岡県交通安全協会へ連絡して下さい。)

幼児向けビデオ

番号	題名	時間	内容
V74	トントン・ユウユウの交通安全	14分	かわいいパンダのトントンとユウユウや守君が登場して、飛び出しの怖さや、交通ルールを守ることの大切さ等を一緒に考えます。
		4年	
V100	はれときどきぶたのりやすくんの交通安全	15分	子供たちに人気の「はれぶた」シリーズの則安君とその仲間たちが登場して、飛び出しの怖さや交通ルールを守ることの大切さを一緒に考えます
		5年	
V101	マリーベルの交通安全	14分	テレビでおなじみのマリーベルとその仲間たちが登場する交通安全アニメーションです。飛び出しの怖さ、信号を守ることの大切さ、道路で遊ぶ危険等について子供たちと一緒に考えます。
		5年	
V131 V132	恐竜ポリタンの交通安全	15分 6年	縫いぐるみの恐竜ポリタンが、飛び出しの怖さ、信号を守る大切さ、道路で遊ぶ危険性などを教えています。
V133	がんばれ!子象の交通安全パトロール隊	17分	母親の交通事故を契機に、みんなの命を守るため、子象は交通安全パトロール隊に入隊し、交通安全を訴えます。(アニメ字幕スーパー入)
		6年	
V134	しまじろうの交通安全	15分	テレビの人気者しまじろう達が、飛び出しの怖さ、道路で遊ぶ危険などを子供たちと一緒に考えます。
		6年	
V142	マクリーの交通安全	15分	勇気と強さとやさしさを持った魔法が使えるマクリーが、子供たちに交通安全のルールと大切さを、楽しく教えてくれます。
		7年	
V148	あっぱれ桃太郎の交通安全	17分	交通安全の基礎は、楽しみながら覚えましょう。あのスーパーヒーロー「桃太郎」そして、イヌ、サル、キジ名脇役が、それぞれの持味を活かして、基本を確認します。
		7年	
V153 V154 V155 V168	忍たま乱太郎の交通安全	15分 7年	落第忍者の乱太郎、きり丸、しんべえの3人が現代の街で、交通安全ルールのいろはを覚えていきます。乱太郎達と一緒に信号を守ることの大切さや横断歩道の正しい渡り方などを学びます。
V177	こぎつねの交通安全	16分	いたずらな3匹のこぎつねと映像を見ながら楽しく学べる交通安全アニメーション映画です。交通事故の恐ろしさと交通ルールの大切さを子供達に教えます。
		9年	
V181	ニンボウ、ヤンボウ、トンボウの交通安全	15分	「子供の交通事故を減らしたい!」という願いを込めて、NHKの人気アニメの主人公達と一緒に交通ルールを学びます。
		10年	
V197	おじゃる丸の交通安全	15分	子どもたちに人気のアニメーション「おじゃる丸」が、本田先生の指導のもと、交通ルールを学びながらトミーおじいちゃんの家をめざします。ハラハラ、ドキドキしながら、おじゃる丸と一緒に楽しく交通安全を学べます。
		12年	

小学生向けビデオ

番号	題名	時間	内容
V119	交通安全はトラックと僕らの合言葉	15分	トラックの死角と内輪差について小学生に解りやすく教えています。(静岡県トラック協会企画・製作)
		6年	
V156 V157	ドクターXの自転車安全セミナー	21分	自転車の交通事故の原因は、交通ルールを守らないことと、安全の不確認が大半です。日頃出会う交通場面で観察力を働かせ、どんな危険が起こり得るかを予測し、いつでもただちに安全行動が取れるように習慣付けることの大切さを訴えています。
		7年	
V167	小学生の交通事故	23分	野球も相撲もルールなしには成立しません。道路交通もルールが大切。子供の事故で多い飛び出し。ドライバーが危ないと思っても急に車は止められません。道路横断の時に大丈夫だろうと思っても、待てよ危険かもしれないと考える余裕が必要なことを説明しています。
		8年	
V198	ちびまる子ちゃんの交通安全	13分	ちびまる子ちゃんが、友達との遊びや登校時など、毎日の生活の中で、一つずつ交通安全の大切さに気が付いていきます。この作品では、交通安全の重要性を理解するとともに、まる子ちゃんと一緒に交通安全ルールを学べます。
		12年	

高校生・青少年向けビデオ

番号	題名	時間	内容
V66	交通事故と問われる責任	20分	運転免許に関心を持つ高校生、特に上級学年に対して、社会人として責任と自覚を持って車を運転しなければならないことを教えています。(高校生向け)
		4年	
V99	「運転の科学」シリーズ(10巻セット)	10分	高校用の交通安全教材ビデオシリーズ 二輪車の特性や操縦方法、車との関係について科学的に説明しています。
		5年	
V118	車社会の一員として	13分	高校生が車社会の一員として、ルールを守り、安全運転を身につけられるよう教えています。(高校生)
		4年	

自転車関係ビデオ

番号	題名	時間	内容
V77	ミラクル太郎の自転車安全教室	20分	子供の自転車事故で、「飛び出し」や「急な進路変更」「交差点での危険」などに焦点をあて、事故に会わない、「危険な目に会わないためにどうすればよいか、子供の疑問に答えています。
		4年	
V110	自転車事故ゼロへの誓い	21分	自転車に乗れる小学生のほとんどが事故寸前の体験をしています。思わず冷や汗をかいた経験を基に、それは何故かをみんなで話し合い、自転車事故防止を誓った映画です。
		5年	
V111	誠くんと進くんのぼうけん	21分	交通ルールを知らずに自転車に乗るのは大変危険です。子供たちに交通ルール、特に自転車に乗る時の交通ルールを人気タレントの出演により、楽しく、解りやすく解説しています。
		5年	
V112	ストップザ自転車事故(小学生向)	20分	多発する自転車事故。自転車事故の原因と安全な自転車利用の仕方について、解りやすく解説しています。
		5年	
V140	危険を読む自転車の乗り方	18分	自転車事故防止には、交通ルールを守るのは当然です。さらに一步踏み込み、危険を読む乗り方を考え教えています。(中学生・高校生向き)
		6年	
V149	自転車事故を防ぐ	21分	自転車の事故は、大半が自転車側が隠れた危険を読み、注意をすれば防げます。自転車事故の実際の場面をもとに、危険の読みとルールに重点をしぼり自転車の安全な乗り方を描いています。(中学生から高齢者まで)
		7年	
V175	自転車通学のための交通法規と安全な乗り方	20分	依然として後を断たない中学・高校生の自転車事故。事故原因としては、法規は知っているが実践しない、故意に危険な乗り方をするなど、マナーの悪さがあります。そこで中学生・高校生の通学時にポイントを絞り、事故例について分析するとともに、交通法規と自転車の乗り方の基本に立ち返って考えます。
		9年	
V194	サイクルマン太郎の自転車交通安全教室	21分	小学生の自転車事故で多いのは、「飛び出し」や「急な進路変更」によるもの。これらの事故にあわないために、交差点での危険に触れながら、サイクルマン太郎がわかりやすく安全な自転車運転法を教えています。
		11年	
V184	ちびまる子ちゃんのこんな乗りかたあぶないよ	21分	交通ルールの基本を確認しながら、自転車の正しい乗り方が身に付くように構成されています。安心して自転車に乗るためにまる子ちゃんの「自転車の安全運転のポイント」をしっかり覚えましょう。
		10年	
V185	忍たま乱太郎の自転車安全教室	21分	NHK 教育テレビで人気を集めている落第忍者の乱太郎、きり丸、じんべえの3人が自転車に乗って現代にタイムスリップ。危険の多い町で、自転車の走行方法を婦警さんから学んでいきます。
		10年	
V191 V192	守っていますか正しい乗り方	22分	自転車の交通事故を防止するために事故事例により自転車の正しい乗り方を教えます。
		11年	

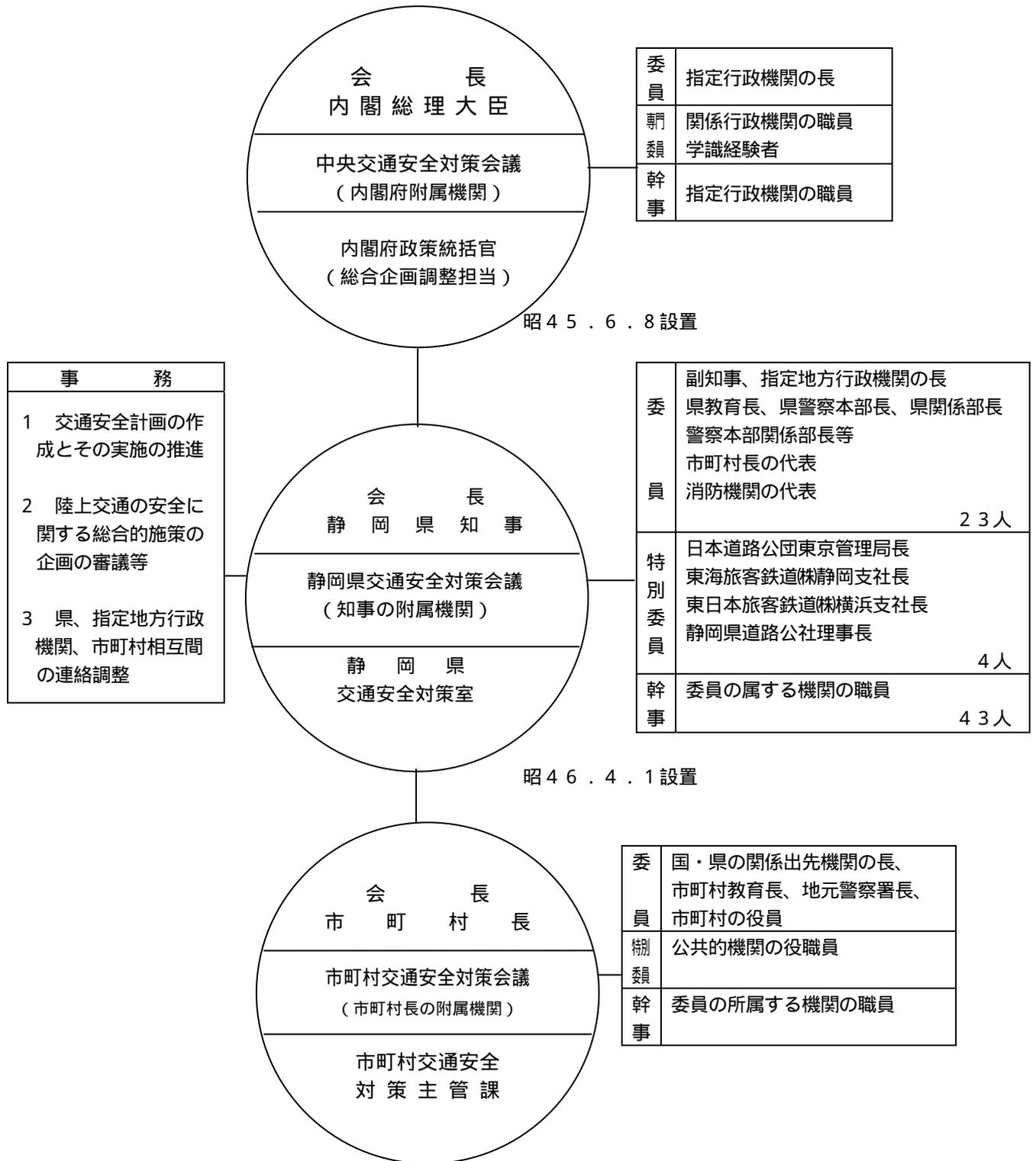
番号	題名	時間	内容
V199	ひろし君と学ぶ 安全な自転車の 乗り方	22分	自転車事故を防ぐにはどうしたらいいか、実際の事故事例を再現しながら、探っていきます。
		12年	

一般向けビデオ

番号	題名	時間	内容
V95 V96	子供にもチャイルドシートベルトを	10分 5年	大人のシートベルトと同じように、子供にもチャイルドシートベルトが必要であることを衝撃実験から訴えています。
V113	安全運転の命綱 シートベルト	15分 5年	公開自動車落下衝撃実験結果記録(仙台中央区交通安全協会・仙台中央警察署監修)
V129	家族そろって安全 ウォッチング	25分 6年	子供達を事故から守るには、大人が手本となり交通ルールの大切さを教え、習慣化させることが大切であることを訴えています。
V84	ザ・シートベルト ダミーからの メッセージ	35分 4年	人間と同じ間接の動き、重量バランスで作られているダミー人形が登場し、家族と一緒に体験する様々なパターンの衝突実験を通してシートベルト着用の重要性を語っている。実験映像からシートベルト非着用時の体験ができます。

静岡県交通安全対策会議

(1) 組織図



(2) 静岡県交通安全対策会議の委員等名簿

会 長 静岡県知事

委 員(23人) 静岡県副知事

(国) 関東管区警察局広域調整部長、関東経済産業局総務企画部長、
中部運輸局交通環境部長、静岡地方気象台長、東海総合通信局総務部長、
静岡労働局長、中部地方整備局長

(県) 総務部長、企画部長、生活・文化部長、環境森林部長、
健康福祉部長、商工労働部長、農林水産部長、土木部長、
都市住宅部長

(県教委) 教 育 長

(県警) 警 察 本 部 長、交 通 部 長

(その他) 静岡県市長会会長、静岡県町村会会長、静岡県消防長会会長

特別委員(4人) 日本道路公団東京管理局長、東海旅客鉄道株式会社静岡支社長、
東日本旅客鉄道株式会社横浜支社長、静岡県道路公社理事長

幹 事(43人)

(国) [9人] 関東管区警察局広域調整部広域調整第二課長、
関東経済産業局総務企画部総務課長、中部運輸局静岡運輸支局長、
静岡地方気象台防災業務課長、東海総合通信局総務部総務課長、
静岡労働局労働基準部安全衛生課長、中部地方整備局静岡国道事務所長、
中部地方整備局浜松河川国道事務所長、中部地方整備局沼津河川国道事務所長

(県) [20人] 総務部市町村総室長、総務部私学文書総室長、
総務部防災局次長(防災対策担当)、総務部防災局次長(消防安全対策担当)
企画部知事公室長兼報道監、企画部政策推進総室長、
生活・文化部県民生活総室長、健康福祉部健康福祉総室長、
健康福祉部長寿健康総室長、健康福祉部子育て支援総室長、
健康福祉部障害者支援総室長、商工労働部地域経済総室長、
商工労働部就業支援総室長、農林水産部農山漁村整備総室長、
土木部道路総室長、土木部河川砂防総室長、土木部港湾総室長、
都市住宅部都市整備総室長、都市住宅部建築住宅総室長

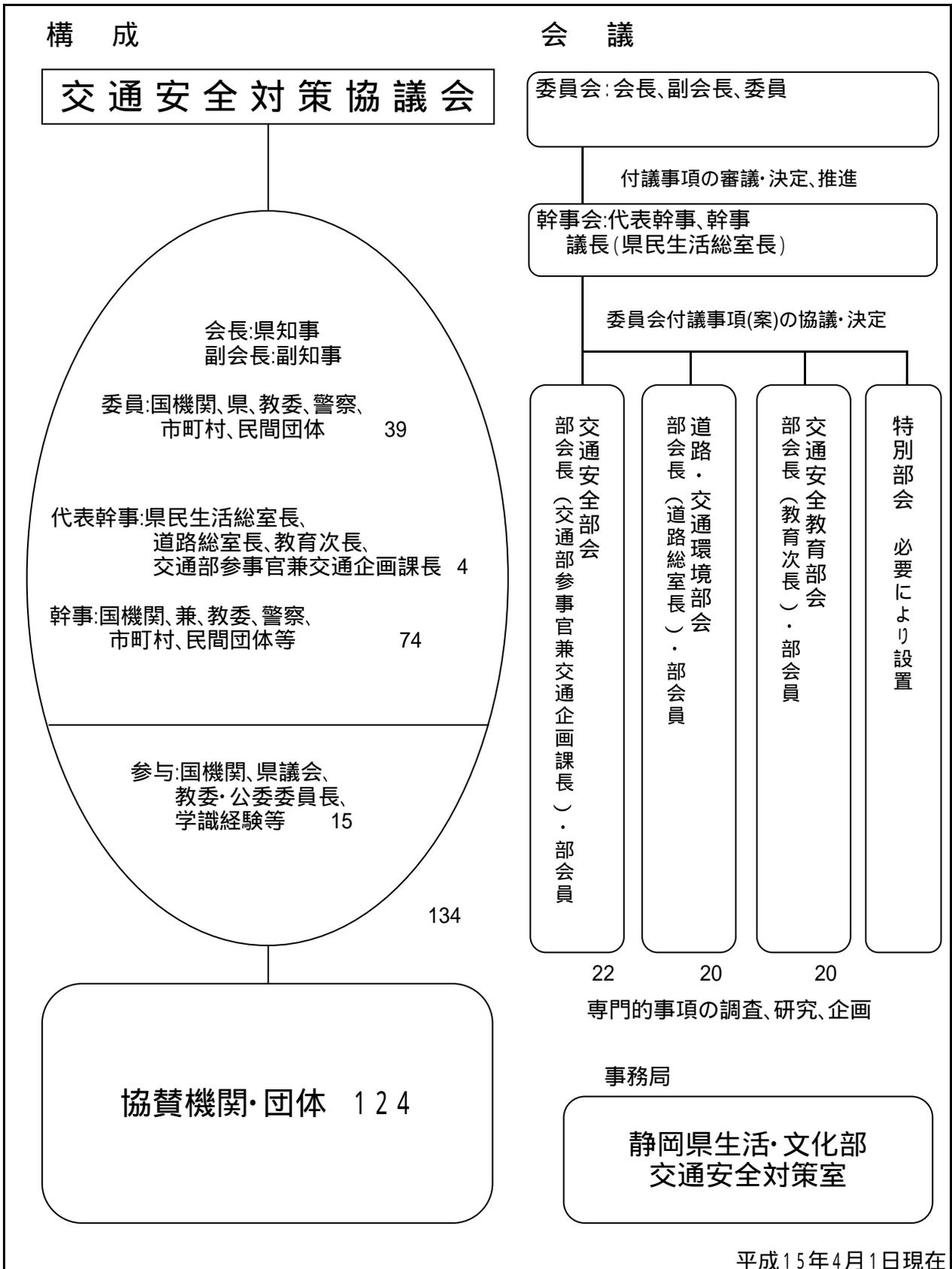
(県教委) [5人] 高校教育課長、義務教育課長、社会教育課長、青少年課長、
体育保健課長

(県警) [8人] 交通部参事官、交通部参事官兼交通企画課長、交通部交通指導課長、
交通部交通規制課長、交通部運転免許課長、交通部運転者教育課長、
交通部交通機動隊長、交通部高速道路交通警察隊長

(その他) [1人] 静岡県消防長会事務局長

交通安全対策協議会

(1) 組織・構成図



(3) 実施機関・団体等名簿

* 順不同

<p>【官公署等】 (1 2)</p> <p>静岡県 静岡県警察本部 静岡県教育委員会 市町村 市町村教育委員会 中部運輸局静岡運輸支局 静岡労働局 中部地方整備局静岡国道事務所 中部地方整備局浜松河川国道事務所 中部地方整備局沼津河川国道事務所 日本道路公団東京管理局静岡管理事務所 静岡県道路公社</p> <p>【交通・運輸関係団体】 (3 6)</p> <p>静岡県交通安全協会 静岡県高速道路交通安全協議会 静岡県安全運転管理協会 静岡県自家用自動車協会 静岡県指定自動車教習所協会 全国自動車運転教育協会静岡県支部 日本自動車連盟静岡支部 静岡県自動車団体交通安全推進協議会 自動車安全運転センター静岡県事務所 日本道路交通情報センター静岡センター 自動車事故対策センター静岡支所 軽自動車検査協会静岡事務所 静岡県自動車会議所 静岡県自動車整備振興会 静岡県自動車車体整備協同組合 日本自動車販売協会連合会静岡県支部 静岡県軽自動車販売店協会 静岡県二輪車安全普及協会 静岡県中古自動車販売商工組合 静岡県通運業連盟 静岡県貨物運送協同組合 静岡県トラック協会 静岡県バス協会 静岡県タクシー協会 静岡県個人タクシー協会 静岡県ダンプカー協会 静岡県交通運輸産業労働組合協議会 中部鉄道協会静岡県協議会 東海旅客鉄道株式会社静岡支社 静岡鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 大井川鐵道株式会社 岳南鐵道株式会社 伊豆箱根鐵道株式会社 伊豆急行株式会社 天竜浜名湖鐵道株式会社</p> <p>【教育関係団体】 (1 7)</p> <p>静岡県高等学校長協会 静岡県校長会 静岡県私学協会 静岡県国公立幼稚園長会 静岡県私立幼稚園振興協会 静岡県保育所連合会 静岡県公立高等学校PTA連絡協議会 静岡県PTA連絡協議会 日本体育・学校健康センター静岡県支部 静岡県社会教育委員連絡協議会 静岡県公民館連絡協議会 静岡県新青年協会 静岡県青年団連絡協議会 ガールスカウト日本連盟静岡県支部 ボーイスカウト静岡県連盟</p>	<p>静岡県子ども会連合会 静岡県地域女性団体連絡協議会</p> <p>【その他の団体】 (4 2)</p> <p>市川交通安全財団 静岡県交通指導員会連合会 静岡県交通安全母の会連合会 静岡県二輪車安全運転推進クラブ連合会 静岡県サイクリング協会 日本損害保険協会静岡支部 静岡県弁護士会 静岡県医師会 静岡県精神保健協会 静岡県社会福祉協議会 静岡県経営者協会 静岡県中小企業団体中央会 静岡県商工会議所連合会 静岡県商工会連合会 静岡県建設業協会 静岡県道路利用者会議 静岡県道路協会 静岡県自転車軽自動車商業協同組合 静岡県自動車タイヤ販売店協会 静岡県タイヤ商工協同組合 静岡県農業協同組合中央会 全国共済農業協同組合連合会静岡県本部 静岡県石油業協同組合 静岡県老人クラブ連合会 静岡県広報協会 日本青年会議所東海地区静岡ブロック協議会 ライオンズクラブ国際協会334-C地区 静岡県飲食業環境衛生同業組合 静岡県小売酒販組合連合会 静岡県砕石業協同組合 静岡県生コンクリート工業組合 静岡県砂利工業組合 静岡県警友会 静岡県自治会連合会 静岡県信用金庫交通安全協力会 静岡県信用金庫協会 静岡県百貨店協会 静岡県交通安全施設事業協同組合 静岡県生命保険協会 静岡県レンタカー協会 静岡県学生厚生補導研究会 静岡県消防協会</p> <p>【報道関係】 (1 7)</p> <p>朝日新聞社静岡支局 毎日新聞社静岡支局 読売新聞社静岡支局 共同通信社静岡支局 産経新聞社静岡支局 時事通信社静岡総局 静岡新聞社 中日新聞社東海本社 中部経済新聞社静岡支局 東京新聞社東海本社 日本経済新聞社静岡支局 日刊工業新聞社静岡支局 NHK静岡放送局 静岡放送 テレビ静岡 静岡朝日テレビ 静岡第一テレビ</p> <p>(合計 1 2 4)</p>
--	--

(2) 静岡県交通安全対策協議会の委員等名簿

会 長 静岡県知事

副 会 長 静岡県副知事

委 員 (39)

- (国) 静岡県労働局長、中部運輸局静岡運輸支局長、中部地方整備局静岡国道事務所長
中部地方整備局浜松河川国道事務所長
- (県) 総務部長、企画部長、生活・文化部長、環境森林部長、健康福祉部長
商工労働部長、農業水産部長、土木部長、都市住宅部長、各県行政センター所長
- (県教委) 教育長
- (県警) 警察本部長、交通部長
- (市町村) 静岡県市長会代表(浜松市長)、静岡県町村会代表(由比町長)
- (民間) 静岡県交通安全協会会長、静岡県安全運転管理協会会長
静岡県指定自動車教習所協会会長、静岡県自動車会議所会長
静岡県公立高等学校PTA連絡協議会会長、静岡県PTA連絡協議会会長
静岡県子ども会連合会会長、静岡県地域女性団体連絡協議会会長
静岡県交通指導員会連合会会長、静岡県交通安全母の会連合会会長
静岡県老人クラブ連合会会長、静岡県自治会連合会会長

参 与 (15)

- (国) 静岡地方裁判所長、静岡家庭裁判所長、静岡地方検察庁検事正、静岡地方気象台長
- (県議会) 静岡県議会議長、静岡県議会企画生活文化委員長、静岡県議会建設委員長
静岡県議会文教警察委員長、静岡県議会総合交通対策特別委員長
- (県教委) 静岡県教育委員会委員長
- (県公委) 静岡県公安委員会委員長
- (その他) 静岡大学長、静岡県立大学長、静岡州市議会議長会長、静岡県町村議会議長会長

代表幹事 (4)

- (県) 生活・文化部長県民生活総室長、土木部道路総室長
- (県教委) 教育次長
- (県警) 交通部参事官兼交通企画課長

幹 事 (74)

- (国) 静岡家庭裁判所首席家庭裁判所調査官、静岡地方検察庁交通担当検事
静岡県労働局監督課長、静岡県労働局安全衛生課長、静岡地方気象台防災業務課長
中部運輸局静岡運輸支局輸送課長、中部運輸局静岡運輸支局整備課長
中部地方整備局静岡国道事務所交通対策課長
中部地方整備局浜松河川国道事務所道路管理課長

- (県) 総務部総務室長、総務部地域振興室長、総務部私学振興室長、防災局消防室長
企画部広報室長、企画部企画管理室長、企画部交通政策室長
生活・文化部交通安全対策室長、環境森林部環境政策室長
健康福祉部企画経理室長、健康福祉部地域福祉室長
健康福祉部長寿健康政策室長、健康福祉部子育て支援室長
健康福祉部障害者プラン推進室長、商工労働部企画経理室長
農業水産部企画調整室長、土木部建設政策室長、土木部道路管理室長
土木部道路企画室長、土木部国道室長、土木部県市町村道室長
土木部道路保全室長、都市住宅部都市政策室長
都市住宅部都市計画室長、都市住宅部街路整備室長、出納局会計管理室長
出納局集中化推進室長、企業局企業管理室長
- (県教委) 教育総務課長、高校教育課長、義務教育課長、社会教育課長、体育保健課長
青少年課長
- (県 警) 交通部交通指導課長、交通部交通規制課長、交通部運転免許課長
交通部運転者教育課長
- (市町村) 静岡県市長会事務局長、静岡県町村会事務局長
- (民 間) 静岡県交通安全協会専務理事、静岡県安全運転管理協会専務理事
静岡県指定自動車教習所協会専務理事、静岡県自動車会議所専務理事
静岡県公立高等学校PTA連絡協議会事務局長
静岡県PTA連絡協議会事務局長、静岡県子ども会連合会事務局長
静岡県地域女性団体連絡協議会事務局長、静岡県交通指導員会連合会副会長
静岡県交通安全母の会連合会副会長、静岡県老人クラブ連合会常務理事兼事務局長
静岡県自治会連合会事務局長、静岡県トラック協会専務理事
静岡県バス協会事務局長、静岡県タクシー協会専務理事
中部鉄道協会静岡県協議会事務局、静岡県高等学校長協会事務局長
静岡県校長会事務局長、静岡県私学協会事務局長
市川交通安全財団評議員事務局長、静岡県商工会議所連合会専務理事
静岡県商工会連合会専務理事、静岡県建設業協会専務理事
静岡新聞社社会部、テレビ静岡報道制作局長

(会長以下134人)

静岡県暴走族等の根絶に関する条例

平成 14 年 12 月 25 日 条例第 68 号

静岡県暴走族等の根絶に関する条例をここに公布する。

静岡県暴走族等の根絶に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、暴走族等による暴走行為等が県民生活及び少年の健全な育成に多大な影響を及ぼすことにかんがみ、暴走族等の根絶に関し県、県民、保護者等の責務を明らかにするとともに、これらの者が一体となって暴走族等のいないまちづくりを推進するために必要な事項を定めることにより、暴走族等の根絶を図り、もって県民生活の安全と平穩に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車等 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車及び同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。
- (2) 少年 少年法(昭和 23 年法律第 168 号)第 2 条第 1 項に規定する少年をいう。
- (3) 保護者 少年法第 2 条第 2 項に規定する保護者をいう。
- (4) 暴走行為等 次のいずれかに該当する行為をいう。

ア 法第 68 条の規定に違反する行為

イ 2 台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる行為であって、法第 7 条、法第 17 条、法第 22 条第 1 項、法第 55 条、法第 57 条第 1 項又は法第 62 条の規定に違反する行為

ウ 法第 71 条第 5 号の 3 の規定に違反する行為

エ 法第 71 条の 2 の規定に違反する行為

オ 公園、広場、駅、船着場、駐車場、空地その他の公衆が出入する場所(道路(法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路をいう。以下同じ。))を除く。以下「公共の場所」という。)において、正当な理由なく、自動車等を急発進させ、急転回させて走行し、空ぶかしさせる等により、著しく他人に迷惑を及ぼし、又は著しく他人に危険若しくは不安を覚えさせる行為

- (5) 暴走族 暴走行為等を行うことを目的とする集団をいう。
- (6) 暴走族等 暴走族及び暴走行為等を行う者をいう。
- (7) 暴走族等の根絶 暴走族等による暴走行為等の防止、暴走族への加入(新たな暴走族の結成を含む。以下同じ。)の防止及び暴走族からの離脱の促進を図ることにより、暴走族等のいない社会を築くことをいう。

(県の責務)

第 3 条 県は、暴走族等の根絶に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、及びこれを実

施する責務を有する。

(県民の責務)

第 4 条 県民は、この条例の目的を尊重し、暴走行為等を助長するおそれのある行為を行わないよう自ら努めるとともに、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第 5 条 保護者は、その監護に係る少年が暴走族に加入し、暴走行為等を行い、暴走行為等を行う目的で自動車等を購入、改造若しくは使用をし、又は暴走行為等を見物することをさせないよう努めるとともに、当該少年が暴走族に加入していることを知ったときは、速やかに離脱させるよう努めるものとする。

(学校、職場等の関係者の責務)

第 6 条 学校、職場その他の少年の育成に係る機関又は団体の関係者は、その職務又は活動を通じ、少年の暴走族への加入の防止及び暴走族からの離脱の促進又は暴走行為等の防止に関する活動を行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 7 条 次の各号に掲げる事業者は、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動において、当該各号に掲げるところによるよう努めるものとする。

(1) 自動車等又はその部品の販売又は修理を業とする者 暴走行為等に使用されるおそれのある自動車等若しくはその部品の販売又は暴走行為等に使用されるおそれのある自動車等への改造若しくは部品の取付けをしないこと。

(2) 自動車等の燃料の販売を業とする者 法第 62 条若しくは法第 71 条の 2 の規定に違反することが外観上明らかな自動車等の運転者若しくはその同乗者(以下「運転者等」という。)又はナンバープレート(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 19 条に規定する自動車登録番号標並びに同法第 73 条第 1 項(同法第 97 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する車両番号標若しくは市町村(特別区を含む。)の条例に規定する原動機付自転車に取り付けることとされている標識をいう。)を取り外し、隠ぺいし、若しくは折り曲げた自動車等の運転者等に対し燃料を販売しないこと。

(3) 衣服、はちまき、旗、金属板等(以下「衣服等」という。)に刺しゅう、印刷又は刻印(以下「刺しゅう等」という。)をすることを業とする者 衣服等に暴走族等を誇示する表示の刺しゅう等をしないこと。

(公共の場所等の管理者の責務)

第 8 条 公共の場所その他の場所で、暴走族等が集合し、又は集合するおそれのある場所の管理者は、暴走族等を集合させないための措置を講ずるよう努めるものとする。

(道路管理者等の責務)

第 9 条 道路を設置し、又は管理する者は、暴走行為等が行われるおそれのある道路につ

いて、管理上支障のない範囲で、道路の構造その他について暴走族等による暴走行為等を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(関係機関等への協力要請)

第 10 条 暴走族等の根絶に関する施策の実施について、県は、必要に応じ、市町村その他の関係機関及び関係団体に対し協力を要請することができるものとする。

(保護者への助言)

第 11 条 暴走族に加入し、又は暴走行為等を行い、若しくは暴走族に加入しようとする少年を認めるときは、県の機関は連携して、当該少年の保護者に対し必要な助言を行うことができるものとする。

(地域住民との連携)

第 12 条 警察署長は、地域住民と連携して、地域における暴走族等に関する情報を収集することができるものとする。

(公共の場所における暴走行為等の禁止)

第 13 条 何人も、第 2 条第 4 号オに規定する暴走行為等を行ってはならない。

(暴走行為等の助長行為の禁止)

第 14 条 何人も、少年(18 歳未満の者に限る。以下同じ。)に対し、第 2 条第 4 号アに規定する暴走行為等を行うよう勧誘し、あおり、そそのかし、若しくは強制し、又は行わせる目的をもって金品その他財産上の利益又は便宜を供与してはならない。

2 何人も、少年を構成員の全部又は一部とする暴走族(第 2 条第 4 号アに規定する暴走行為等を行うものに限る。以下同じ。)を結成し、指導し、若しくは援助し、又は少年に対し暴走族へ加入するよう若しくは暴走族から離脱しないよう勧誘し、若しくは強制してはならない。

(罰則)

第 15 条 第 14 条の規定に違反した者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

2 第 13 条の規定に違反した者は、10 万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

交通事故死者数半減達成に関する内閣総理大臣(中央交通安全対策会議会長)の談話

平成 15 年 1 月 2 日

昨年 1 年間の交通事故による死者数は 8,326 人でした。昭和 45 年に 1 万 6,765 人が交通事故で亡くなり「交通戦争」と呼ばれた時期と比較すると、ついに半減するに至りました。また、発生件数と負傷者数も、それぞれ 12 年ぶりに減少に転じる見込みです。

依然として、交通事故によって多くの人命が失われておりますが、交通事故死者の半減は、長年にわたる政府、地方自治体、地域の方々を挙げた努力の成果であります。

全体として交通事故死者が減少している中で、死者数全体に占める高齢者の割合は極めて高くなっています。今後本格的な高齢社会が到来することを考えると、高齢者の交通安全対策に重点的に取り組まなければなりません。

私は、新年を迎え、今後 10 年間を目途に、交通事故死者数を更に半減する決意を固めました。この目標を達成できれば、我が国は道路交通に関して世界で一番安全な国となります。そのため、政府としては、交通安全教育の推進を含め安全かつ円滑な道路交通環境の整備に全力を尽くします。

目標の達成は容易ではありませんが、政府と国民が共に力を結集して「世界一安全」な道路交通の実現を目指します。

国民の皆様の御理解と御支援をお願いします。

中央交通安全対策会議会長
内閣総理大臣 小泉 純一郎



静 交 安 第 4 4 号

昭 和 5 1 年 2 月 2 0 日

市 町 村 長 様

静 岡 県 交 通 安 全 対 策 協 議 会

会 長 県 知 事 山 本 敬 三 郎

(交 通 安 全 対 策 室)

交 通 安 全 リーダー制の普及について

児 童 ・ 生 徒 の 交 通 安 全 指 導 の ご 努 力 に 対 し て 、 深 く 敬 意 と 謝 意 を 表 し ま す 。

今 般 、 児 童 の 交 通 事 故 防 止 対 策 の 一 環 と し て 次 の と お り 交 通 安 全 リーダー制を県内全小
学 校 に 普 及 さ せ る こ と に な り ま し た 。

つ き ま し て は 、 関 係 各 位 の ご 努 力 に よ り 所 期 の 目 的 が 達 成 さ れ ま す よ う 、 格 段 の ご 配 慮
を お 願 い し ま す 。

記

1 交 通 安 全 リーダー制の趣旨

本 県 事 故 は 昭 和 4 5 年 を ピークに逐年減少していますが、子どもの交通事故だけは例
外 で ほ ぼ 横 這 い の 状 況 を つ づ け て い ま す 。

こ の よ う な 状 況 の 主 要 な 原 因 と し て 、 自 己 中 心 性 模 倣 性 、 行 動 の 単 純 性 な ど と い っ た 、
子 童 の 特 性 が 指 摘 さ れ ま す 。

交 通 安 全 リーダー制は安全な交通安全環境づくりとともに、小学校高学年生を交通安
全 リーダーに指名してリーダーワッペンを着用させ、リーダー自身が交通ルールの模範
を 示 す と と も に 、 下 級 生 の 交 通 マナーなどを指導させることにより、悲惨な子どもの交
通 事 故 を 絶 滅 し よ う と す る も の で す 。

2 交 通 安 全 リーダー制の県内普及について

子 童 の 交 通 事 故 防 止 対 策 の 一 環 と し て 昨 年 春 の 交 通 安 全 運 動 を 契 機 に 小 学 校 高 学 年

生を対象として交通安全リーダー制を採用し当初予算等の関係から、リーダー制採用校を選定していただき現在63校11,000名のリーダーを誕生させ相当な成果が現れております。

このことにつき、現場担当職員あるいは父母からリーダー制採用校を特定せずに実施して欲しい等の要望、意見があり、本年春の交通安全運動を契機に県内すべての小学校に交通安全リーダー制を普及して子ども交通事故防止しに定着化を図ろうとするものです。

3 交通安全リーダー制の運用

(1) リーダーの指名

各小学校は、6年生の全員をリーダーに指名すること。

(2) リーダー指導

各小学校は教職員の意識を高め、市町村及び警察署と連携を密にし反覆、継続してリーダー指導を行い、またリーダーと父母との語る会等を催してリーダーの意識等を高めるとともに、地域社会の交通安全に波及させること。

(3) リーダー・ワッペン等について

リーダーに対してリーダーワッペンを各2枚宛とリーダー手帳を各1冊宛配布する。

リーダーワッペンは左胸部等に縫いつけ、またリーダー手帳を携帯して、リーダーとしての自覚を高めさせるとともに下級生等に対して交通ルールの手本を示させること。

(4) その他

朝礼等全校児童の集合の場を通じて、リーダーの指名ワッペン、手帳の伝達等を行いリーダーの自覚及び児童の安全意識を高めることに配慮していただきたい。

交通安全リーダーの手引き

目次

1 . 交通安全リーダー制度の趣旨	3
2 . 交通安全リーダー活動の基本	3
3 . 指導の方法	3
(1) 基本的な考え方	3
(2) 望ましい指導者としての配慮事項	3
(3) 子どもを理解した指導	3
(4) 生活の中に“心”を育てる指導	4
4 . 交通安全リーダーの養成にむけて	4
5 . 交通安全指導の具体的内容	4
[歩行者の交通安全ルール]	4
(1) 安全な歩行について	4
(2) 道路横断について	5
(3) その他	7
[自転車の正しい乗り方 “ 交通ルール ”]	8
(1) 通行の方法	8
(2) 交差点の通り方	9
(3) 合図	9
(4) その他守らなければならないこと	10
6 . 事故事例	10
(1) 自転車で交差点を右折しようとして	10
(2) タクシーから母親より先に降りて	11
(3) 集団登校で道路を歩いていて	11
(4) 交差点角に立っていて	12

1. 交通安全リーダーの制度の趣旨

本県の小学校の交通事故は、相変わらず増加傾向を示しています。特に、下校時、家庭に帰ってからの事故、休養日（長期休業中も含む）の交通事故が全体の80%以上を占めており、飛び出し、無理な横断等、自己中心性模倣性、行動の単純性など子供の特性が主たる原因として指摘されています。

交通安全リーダー制度は、安全な交通環境作りと共に、子供にかなった方法で指導し、悲惨な子供の交通事故を絶滅しようとするものです。そのために、小学校高学年児童を「交通安全リーダー」に指名しリーダーワッペンを着用させ交通ルールの模範を示すとともに、下級生の交通マナー等を指導させ、子供自身に交通安全ルールを身に付けさせようとするものです。

2. 交通安全リーダー活動の基本

すすんで交通の決まりを守ります。

下級生に交通のきまりを教え、交通安全を呼び掛けます。

からだを鍛え、心を磨き、仲良く、良い子になります。

以上3点を活動の基本とします。

3. 指導の方法

(1) 基本的な考え方

交通安全教育には二つの方向が考えられ、一つは消極的面の指導であり、他方の一つは、積極的面の指導です。

- ・消極的面の指導は、“事故から身を守る”という、いわば受身の教育であり、未発達、未熟者に対する保護的指導、訓練です。
- ・積極的面の指導とは、交通社会に於いて積極的に安全に対処できる人間を育成する指導です。
- ・交通安全指導は、単に知識として教えこむだけでなく、それが実践され習慣化されるようにしなければなりません。

(2) 望ましい指導者としての配慮事項

- ア．指導内容について精通し、自信を持って指導ができること。
- イ．だれにでも理解できる言葉を使い、相手に応じた対応をする。
- ウ．資料、教具の適切な活用と、必要な機械器具の取り扱いになれていること。
(有効な指導手段として活用)
- エ．遊びの中から学ばせるという配慮を忘れない。
- オ．交通事情に関心を持ち、新鮮な資料の収集に努める。

(3) 子供を理解した指導

- ア．子供はすぐ飽きる。
 - ・子供への話は、まず要点をやさしく、短く話すことが大切です。
 - ・飽きさせず5分話せたら子供の指導がつとまり、10分話せたら話の名人であります。
- イ．子供の特性をつかむ。
 - 子供の特性とは何か、その指導はどうすべきか。
 - ・不随意の注意に支配される。
注意が安定していないことです。
 - ・視覚的なものに興味を持つ。

絵本を好むのは、その現れである。したがって、交通安全の話をするときも、色彩に富んだ形に変化のある教材を用意すべきです。

- ・注意の持続に限界がある。
子供は、面白くない話にがまんができません。
- ・抽象的では理解しない。
具体的に話すと、 「なぜ」がわかるような教え方が大切です。
- ・動作を好む。
“ 親の話を聞かぬ子も、親のまねを必ずする ”。
- ・動くものを喜ぶ。
子供は、玩具の白バイよりも本物を、紙芝居よりもマンガ映画を喜びます。

(4) 生活の中に“心”を育てる指導

ア．朝の“ひと声”に活気づく。

まず“おはよう”の挨拶が大切です。

- ・家を出るとき「いってきまーす。」「車に気をつけてね。」
- ・集合場所での子供同志の「おはよう。」「遅くなってゴメンネ。」「お待ちどうさん。」
- ・登校時の近所の人にあつた時、街頭で注意し、安全を守ってくれる人たちへの「ありがとう。」
- ・教室へ入る時の「おはよう。」

イ．子供の心は、さまざまである。

- ・頭が痛い、風邪をひいて咳が出る、熱っぽい、調子の悪い子。
- ・宿題を忘れた、勉強の道具を忘れた、嫌いな教科があるなど。
- ・皆においていかれた、けんかした。

等々、子供の心は、日々様々、こんな状態をいち早く見つけて「どうしたの」「どうかした？」と温かくいたわりの声をかけることは、安全な生活を確保するのに欠くことのできないことであります。

4．交通安全リーダーの養成にむけて

リーダーがリーダーとして存分にその機能を発揮するためには、肩書きだけの委嘱は避けなければならない。そして、リーダーが単に交通安全だけ（登校時）の役割に固定しないことが大切であります。

つまり、学校生活全般にわたっての最上級生という自覚を基盤に据えて「“楽しい学校づくり”の一環として大切な役割を担っているのだ。」という基本をきちんと認識させなければならないということです。

学校内外の生活状況を“安全な生活”“思い切り活動できる”という観点にたつて、子供と一緒に考える。

- ・事故等を想定して、リーダーの責務・心情面の負荷を取り除き精一杯活躍できる場作りを設定する。（リーダーを取り巻く大人がどのように認めているか。）
- ・リーダー1人1人が、“どんなことをすれば良いか”について、はっきり分からせる指導をする。

5．交通安全指導の具体的内容

[歩行者の交通安全ルール]

(1) 安全な歩行について

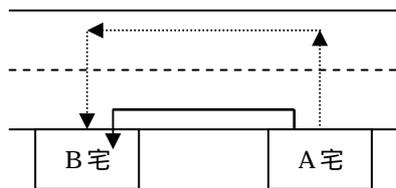
ア．歩道を歩く

歩道や、おおむね 1 m 以上の幅の路側帯（道路の端に白線で区分された帯状の部分）のある道路では、歩道または路側帯を通行しなければならない。

イ．右側を歩く

歩道や路側帯のない道路または路側帯があってもその幅が 1 m に満たない道路では、道路の右側を歩かなければならない。

ただし、右側端を歩くことが危険（がけになっている場合等）であったり、やむ得ない場合（短区間で道路を 2 回も横断することになる場合等）は左側を歩いてよい。

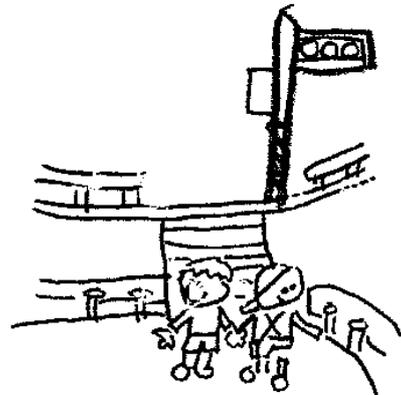


短区間で道路を 2 回横断する場合

(2) 道路の横断について

ア．横断歩道や横断歩道橋を通る

少しぐらい遠まわりでも、信号機や横断歩道、横断歩道橋などのあるところを通る。

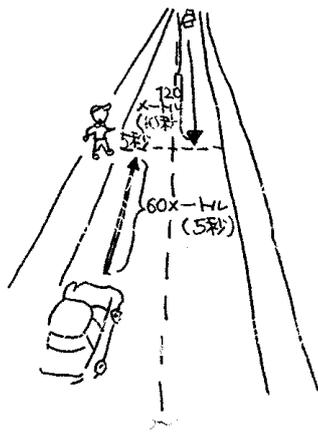


イ．左右の安全を確かめ、手をあげて横断する。

- ・右を見て、左を見てもう一度右を見て



・安全確認のしかた



人の歩く速度は 1 秒に 1 m といわれています。これに比べ車の走る距離は、

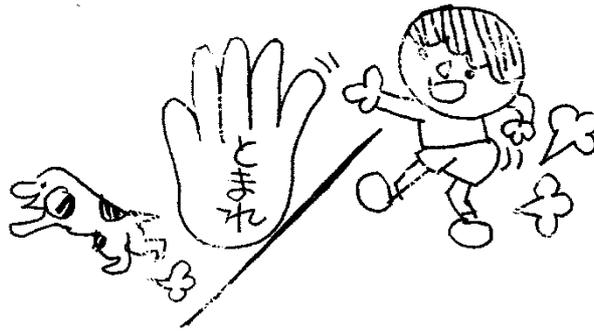
時速 40 km で 11.1 m

時速 60 km で 16.6 m

にもなります。

幅員 10 m の道路を横断する人はセンターラインまで 5 秒かかります。40 km で走ってくる車は、人がセンターラインに達するまでに、55.5 m、横断が終わるまでには、111 m 走るの、この計算からすれば横断は右方 60 m、左方 120 m 以内に車のないことを確認しないと、安全に渡れないこととなります。

ウ．急に道路にとび出さない



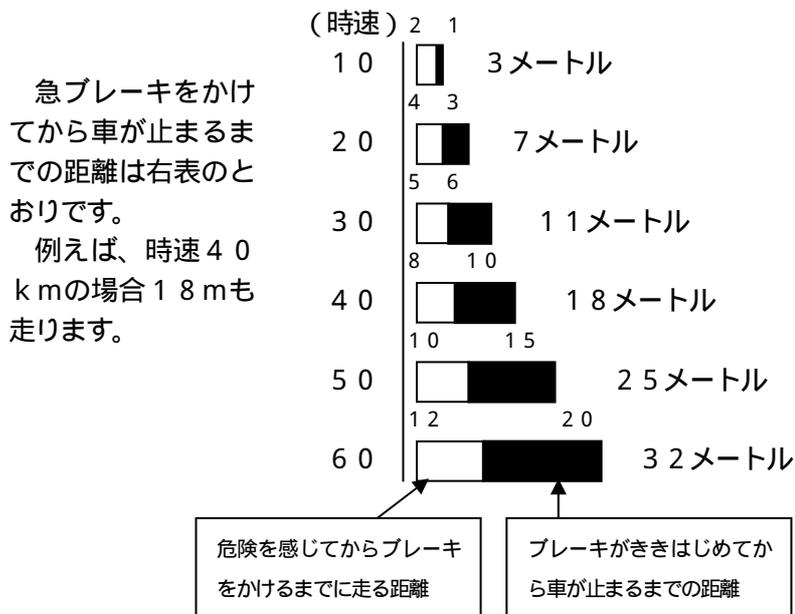
日ごろから、道路に出る場合は、「一旦止まる」ことの習慣化を図る。

エ．車の直前・直後の横断をしない



・車は急に止まることができません。

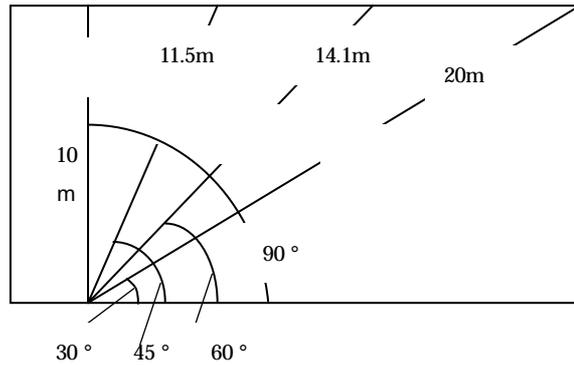
= 自動車の速度と停止距離との関係 =



オ．斜め横断をしない

人の歩く速度は1秒間に1mが平均とされている。したがって、10mの道路を横断するのに 直角の横断は10秒、60度

の斜め横断は11.5秒、45度の斜め横断は14.1秒、30度の斜め横断は20秒かかることになり、それだけ車道にいる時間が長くなることと、走ってくる車に対し斜めになるため、車と人とお互いに距離感をつかみにくいことになり、危険度を高くする。



(3) その他

- ア．道路上や駐停車している車のまわりで遊ばない。
- イ．道路上で、マリ投げをしない。



- ウ．雨の日は明るく、目だつ色の雨具をもつ。
- エ．夜間の歩行は危険です。

- (ア) 夜間は人の視力が昼間の1/2となり、特に薄暮時には視力の順応の仕方が遅く、また、車と車のライトの交差で視力が極めて低下します。
- (イ) 夜間、歩行者の衣服の見え方は、白色41m、黒色20m以内の距離にないと見えにくい。したがって時速45kmの場合、20mでは車は停止できず、ひかれてしまう。
- (ウ) 歩行者にとっても周囲が暗いため、車の速度感をつかみにくく危険です。
- (エ) 夜間、自動車を運転中对向車とすれ違いをすると、そのライトで道路上を横断中の歩行者が見えなくなる時があります。これを蒸発現象といいます。

[自転車の正しい乗り方“交通ルール”]

速度、大きさ、重量などの違う車や、自転車、歩行者が同じ道路を混合交通しているわが国の道路交通において、安全で円滑な通行を図るために、いろいろなきまりが道路交通法で定められている。自転車も道路交通法上の車両（注1）であり、当然、車両に関する規定の適用を受けるが、とくに次のことがらについては最少限の知識として身につけ、守る必要がある。

（注1）

車両とは

自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。（法第2条第1項第8号）

軽車両とは

自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両にけん引され、かつレールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む）であって、身体障害者用の車いす及び小児用の車以外のものをいう。（法第2条第1項第11号）

（1）通行の方法

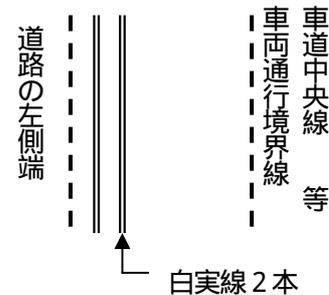
ア．道路の左側端の通行

駐停車中の車、工事中の箇所などを避ける場合のほかは車道の左側端に寄って通行しなければならない。（法第18条第1項）

イ．路側帯の通行

自転車は、路側帯を通行することができる。ただし、白色の2本線の標示（右図）がある場合や歩行者の通行を妨げる場合には、通行してはならない。（法第17条の3第2項）

歩行者用路側帯



ウ．自転車道の通行

自転車道が設けられているところでは、自転車道を通行しなければならない。（法第17条の2の第2項）

自転車及び歩行者専用

エ．「自転車及び歩行者専用」の標識のあるところ

自転車は、原則として歩道を通ってはいけませんが、「自転車及び歩行者専用」の標識（右図）のあるところでは歩道を通ることができる。（法第17条の3第1号）

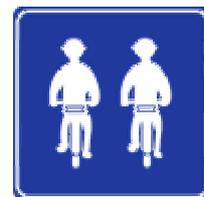


なお夜間においては、車道を走るより、歩道を走ることが安全である。

並進可

オ．並進の禁止

原則としては、2台横に並んで通行することが禁止されているが、「並進可」の標識（右図）のある区間は、2台まで横に並んで通行することができる。（法第19条）



カ．歩行者に対する注意

- （ア）路側帯や歩行者用道路を通る場合は、歩行者の歩行を妨げないように注意し、とくに歩行者用道路ではじゅうぶん速度を落とさなければならない。
- （イ）停車中の自動車のそばを通るときは、急にドアがあいたり、自動車のかげから歩行者がとび出したりすることがあるので、注意して、じゅうぶん速度を落とさなければならない。

(2) 交差点の通り方

ア．信号機などによる交通整理の行われていない交差点を通行しようとするとき。

(ア) 一時停止の標識(右図)のあるところでは、一時停止して、安全を確かめなければならない。

(イ) 通行している道路の幅員より、交差する道路の幅員が広いときは、できるだけ一時停止するか、徐行して通行しなければならない。

一時停止

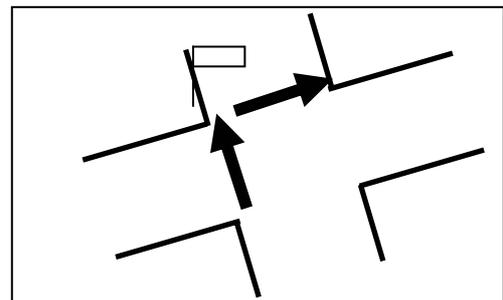
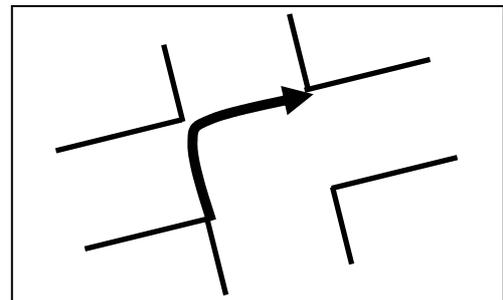


イ．交差点で右折するとき

(ア) 交通整理の行なわれていない交差点では後方の安全を確かめ、早目に右折の合図を行い、できるだけ道路の左端に寄って交差点の向う側までまっすぐ進み、じゅうぶん速度を落としてまがらなければならない。(右図)

(イ) 交通整理の行われている交差点では、青信号で交差点の向う側までまっすぐ進みその地点で止まって向きを変え、右折する方向の信号が青になってから進むようにしなければならない。(右図)

なお、赤信号や黄信号であっても、自動車や原動機付自転車は青の矢印によって右折できるが、この場合でも自転車は進むことはできない。



(3) 合図

ア．合図の方法

合図は、次の図のような方法で行なう。

イ．合図の時期

(ア) 発進の合図(右腕を横に水平に出す)は、発進しようとするときに行ない、発進したらおろす。

(イ) 交差点で右折、左折しようとするときは、交差点のじゅうぶん手前で早目に合図を行ない、右折、左折の行為が終わるまでつづける。

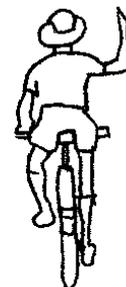
停止の合図



右折の合図



左折の合図



(ウ) 交差点以外のところで進路を右又は左に変えようとするときは、その行為を行なう3秒前に合図を行ない、右折、左折の行為が終わるまでつづける。

(エ) 徐行又は停止しようとするときは、その行為をしようとするときに合図を行なう。

(4) その他守らなければならないこと

ア．酒を飲んだときや、非常に疲れているときは、乗ってはならない。(法第65条、66条)

イ．踏切では、一時停止し、安全を確かめなければならない。(法第33条)

踏切では、自転車を押して、通行する方が安全である。

ウ．自転車を押して通行するときは、歩行者と同じ(注2)であるから、歩道のあるところでは歩道を通らなければならない。

したがって、横断歩道付近を自転車で横断するときは、自転車から降りて、横断歩道を歩いて横断することが安全である。

(注2) 法第2条第3項

この法律の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

1．身体障害者用の車いす又は小児用の車を通行させている者

2．自動二輪車、二輪の原動機付自転車又は二輪の自転車を押して歩いている者

エ．下駄やスリッパなどをはいて乗ってはならない。

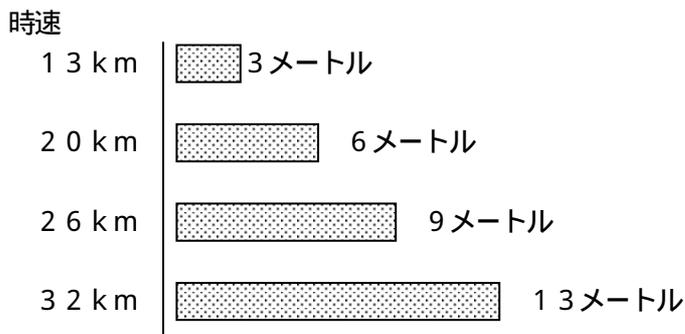
下駄は、ペダルにかみこんだり、また、スリッパは、すべってぬげたりして思わぬ事故のもとになる。

オ．物を持ったり、肩にかけたり、傘をさしたりして乗ってはならない。とくに、傘をさして乗ると風にあおられたりして、きわめて危険である。

カ．夜間の事故防止を図るため、夜光テープをつける。

キ．夜間はなるべく自転車にのることをやめる。

* 自転車も自動車と同様、すぐには止まりません。



6. 事故事例

(1) 自転車で交差点を右折しようとして

事故概要

7才の男子が自転車で交差点を右折しようとしたところ直進してきた普通トラックにはねられた。

事故となった主な原因

- ・ 交差点で正しい右折の方法をしなかった。
- ・ 遊びの帰り道、帰宅を急いでいた。



- ・運転手は交差点を減速しないで走っていた。

指導者へ

法では三輪車などの小児用の車で道路を通行する場合は歩行者となり、自転車に乗ったときは歩行者でなくなる。自転車は軽車両といわれ一般的には自動車と同じように車道を通り、交差点の右折、左折のしかたも法によった方法で通行しなければならない。

したがって、子どもの自転車利用については保護者の十分な指導が必要です。

道路交通法第34条第1項、第3項

(2) タクシーから母親より先に降りて

事故の概要

7才の男子がタクシーから母親より先に降りて、道路を渡ろうとしたところ普通乗用車にはねられた。

事故となった主な原因

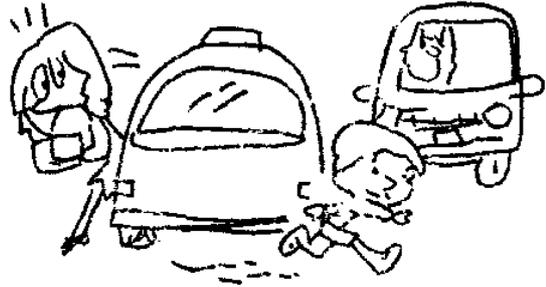
- ・母親より先に降り、雨が降っていたので急いで道路を渡ろうとした。
- ・運転車の発見がおくれ、急ブレーキが間にあわなかった。

指導者へ

バスやタクシーなどに乗るときは、子どもを先に乗せ、降りるときは保護者が先に降りる習慣をつけることが大切である。

子どもには、電車やバスなどのとび乗り、とび降りすることの危険なこと、降りたあと道路の反対側に渡るときは、車のすぐ前やすぐ後の横断は絶対しないことを指導する。

道路交通法第13条第1項



(3) 集団登校で道路を歩いていて

事故の概要

7才の男子が約10人の集団登校中、最後尾の位置から急に後方を見ながら道路中央に出たところ、進行してきた普通トラックにはねられた。

事故となった主な原因

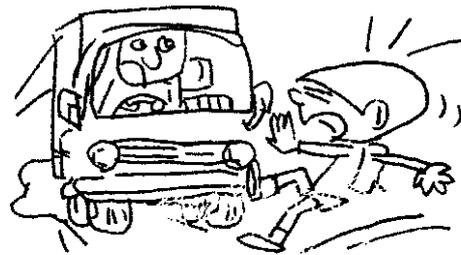
- ・集団登校の隊列からはなれ道路中央にはみ出てしまった。
- ・運転車は減速しながら走っていたが急ブレーキが間にあわなかった。

指導者へ

集団による通学の指導は、まず安全なコースを選定し、毎日その通学路を往復させることから始まる。特に子どもに徹底させる事項は引率者の指示に従うようにすること。

登校時に遅れてひとりになった場合でも、通学路以外の道を通ったりしないことである。なお、集団登校の集合場所までの注意、集合時間中の安全指導も大切である。

道路交通法第14条第4項



(4) 交差点角に立っていて

事故の概要

7才の男子が交差点角に立っていたところ
交差点を左折しようとする大型トラックの
後輪にまきこまれた。

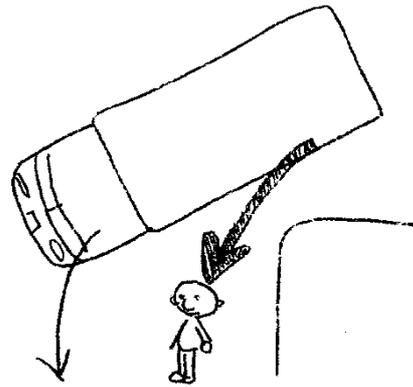
事故となった主な原因

- ・子どもが車道上で立っていた。
- ・運転車は子どもに対する安全確認が十分で
なかった。

指導者へ

車が右、左折するときは車の内輪差（車が曲がる
とき後輪が前輪よりも内側を通ることで、車が
大きいほどその距離も大きい）があるので気をつけなければならない。

交差点や曲がり角における立つ位置や注意のしかたは具体的に指導する。



学校安全計画例(幼稚園)

月	4	5	6	7-8	9	10	11	12	1	2-3	
生活安全	園内の安全な生活の仕方 ・登降園の仕方 子供110番の家 園外保育での安全な歩き方 ・並ぶ、間隔を空けない等	生活や遊びの中で必要な道具や用具の使い方(いす、はさみ、箸等) ・小動物の世話の仕方 → 集団で行動するときの約束 ・一人で行動しない	雨の日の安全な生活の仕方 ・雨具の扱い方、始末の仕方 ・廊下、室内は走らない 水遊びの決まりや約束 ・準備体操 ・プールでの約束 家に帰ってから ・一人で遊ばない 知らない人についていけない ・乗り物に関する約束 車中での過ごし方	夏季休業中の生活について安全で楽しい過ごし方 ・花火の遊び方 外出時の約束	生活のリズムを整え、楽しく安全な生活 ・登降園の約束、道具・用具、固定道具の安全な使い方 → 戸外で体を十分動かして遊ぶ	様々な道具の安全な使い方、遊び方 ・ボール(ける、投げる等)の遊び方 ・縄跳びの縄の扱い 5歳児:後に使う人の安全を考えた片付け方 集団で行動するときの約束 ・教職員の指示を聞き、自分から気を付ける	様々な道具や用具の安全な使い方、片付け方 ・目打ち、段ボールカッター等	体を動かして遊ぶ ・室内にこもらず、戸外で遊ぶ 冬の健康な遊び方、安全な行動の仕方 ・風邪の予防 誘拐の防止 暖房機の危険性、安全に関する約束	進んで体を動かし、安全で活発な行動 ・室内にこもらず、戸外で活動 園生活に必要な約束やきまりを自分から気付く、守る	自分の身の回りの安全に自ら気付く、判断し行動する。 ・担任以外の教職員の指示 異年齢の交流場面での安全に関する自主的な約束の確認	
	交通安全	安全な登降園の仕方 ・初歩的な交通安全の約束	道路の安全な歩き方 ・標識、標示(とまれ等の意味) ・安全確認(左右を見る)の仕方 5歳児:交通公園で体験を通しての安全指導(信号の見方)	雨の日の安全な歩行の仕方 ・傘の持ち方 園外保育での安全な歩き方	交通安全に関する約束を再確認 ・飛び出し ・道路では遊ばない ・自転車に乗るときの約束(保護者の付き添い) ・自動車の前後の横断	4歳児:園外保育(交通公園)を利用、信号の見方 ・遠足:園外保育での交通安全 ・道の端を歩く ・ふざけながら歩かない	信号の正しい見方 ・点滅しているときの判断の仕方、適切な行動 警察の指導による交通安全 ・安全な登降園の仕方、自転車の補助いすの乗り降り、道路の渡り方 バスの中の安全な過ごし方	登降園時、園外保育時の交通ルールを自分から気を付け、守る ・自分の耳と目で確かめる習慣 電車の乗り降り、車中の安全な過ごし方	様々な状況、場面での交通ルール ・道路の横断 ・駐車中の自動車の前後の横断 ・信号が点滅している時の行動の仕方など	様々な状況、場面、自分で判断する ・自分の耳と目で確かめる習慣 ・交通量の多い道路での歩行、横断	交通安全のために、自分で判断して行動する ・降園後の生活 5歳児:小学校付近の道路の危険な場所、安全な歩行の仕方
	災害安全	避難(防災)訓練の意味や必要性 ・避難訓練の合同(サイレン、放送等) ・「おかしもの」約束 ・防災頭巾のかぶり方	火災:サイレン、放送で伝達 3・4歳児:集合場面 ・火災時は靴を履きかえない 5歳児:自由に活動している場面 ・教職員の指示を聞いての避難 消防署の指導による煙体験(姿勢を低く保つ) 光化学スモッグに対する避難訓練	地震:サイレン、放送で伝達 地震のときの避難の仕方 ・机の下に潜る ・避難時は靴を履く 園庭にて保護者への引渡し訓練	火災:火災報知機・放送にて伝達 放送・教職員の指示を聞き、避難 ・非常用滑り台で避難 ・ハンカチを鼻、口に当てる ・持っているものは置いて避難	地震:警戒宣言発令 大地震が起きたときの避難の仕方 ・保育室にて保護者への引渡し訓練 (保護者は徒歩)	火災:肉声で通報 「火事だ」の声による通知、速やかな避難行動 ・周囲の状況、そばにいる教職員の指示 ・第二次避難場所まで避難	地震:サイレン、放送で伝達 大きな揺れが続いているとき ・頭を守る、危険のない場所 ・指示があるまで動かない等 5歳児:起震車により大地震の揺れを体験(親子で体験)	地震、火災発生:サイレン、放送で伝達 第三次避難場所へ避難 ・防災頭巾をかぶっての安全な歩行	火災:予告なし 周囲の状況、放送やそばにいる教職員の指示 消防署から指導 ・火災の怖さ、火事発見時の適切な行動	地震・火災:予告なし 大きな揺れが続いているときの自分の身の守り方
安全管理	安全点検表の作成 園内外の環境の点検、整備、清掃 保育室の道具、用具の点検、整備、清掃	園外保育・遠足等の目的地の実地踏査 消防署の指導により教職員の通報訓練、初期消火訓練	幼児の動線を考え、室内での安全な遊びの場作りの工夫 プールの清掃、水遊びの道具、用具の安全点検 プールの水質、温度の管理	夏季休業中は園舎内外の施設、設備の見回り 新学期が始まる前に、保育室内外の清掃、道具、用具の安全点検	使い慣れた道具、場所の安全指導の徹底 危険な行動に対する、教職員同士で共通理解、指導の徹底	戸外での遊び、遊びの場、幼児の遊びの動線への配慮 園外保育を利用し、信号機の見方、道路の歩き方等の体験的な指導	電車を乗っての遠足では、使用する駅のホームの状況も含めて遠足の安全踏査	暖房設備の点検、使用するための準備 風邪の流行等の情報収集、手洗いうがいの励行	室内での遊び、狭い遊び場での安全管理 教職員同士の連携、調整 暖房の温度、室内の換気に留意 戸外での遊びの奨励 教職員の消火訓練(消防署の指導) 積雪時の園庭、園舎の	1年間の安全点検の評価・反省 次年度の組織の防災組織の再編成	
家庭・地域との連携	保護者会、園だよりで園生活を安全に過ごすためのきまり、約束を連絡(党後援の仕方、園児引渡し、出欠の連絡、怪我、病気に係る連絡方法、災害時の対応) 通園状況の把握 緊急家庭連絡網の作成 家庭訪問 交通安全運動	保護者会、園だよりで定期健康診断の結果連絡、健康で安全な生活についての意識の高揚 緊急家庭連絡網を使い、電話連絡の練習 光化学スモッグ警報発令時の対応の仕方を連絡	保護者会、園だよりで水遊びのための健康管理 夏の生活に必要な安全 ・雨天時の歩行、登降園時に親子で注意 ・食中毒への配慮 ・熱射病、日射病等への配慮	保護者会、園だよりで警察署より交通安全及び防犯(誘拐)について講話 夏季休業中の過ごし方(健康生活、落雷、台風などの気象災害への配慮事項の確認) 地域が行っている防犯パトロールについての情報交換	保護者会、園だよりで通園路を見直し、安全な通路、危険な場所の確認 生活リズムの調整、体調への十分な配慮を依頼 警戒宣言発令時の避難行動、引取り訓練 秋の交通安全運動	保護者会、園だよりで戸外での活動、徒歩での通園などへの協力依頼 警察の指導により、登降園の様子、幼児が自分で判断し、安全な歩行の仕方を身に付けるため指導協力	消防署の指導により ・起震車での地震体験 ・家庭で地震が起こった場合の対処の仕方	保護者会、園だよりで手洗い、うがいの励行と習慣化 冬休み中の健康で安全な生活について園だより等で周知 年末年始の地域の防犯、防災活動に関心をもち、幼児に伝える	保護者会、園だよりで登降園時の安全、大地震発生時の避難場所、連絡方法などを再確認	保護者会、園だよりで就学に向けての心構え(危険な道路、場所を教える等) 春休み中の生活について、園だよりで連絡	

学校安全計画例(小学校)

学級活動の欄 ...1単位時間程度の指導 ...短い時間の指導

月		4月	5月	6月	7・8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
月の重点		通学路を正しく歩こう	安全に休み時間を過ごす	梅雨時の安全な生活をしよう	自転車のきまりを守ろう	けがをしないように運動しよう	乗り物の乗り降りに気を付けよう	災害に備えた生活をしよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	道路標識を守ろう	安全な生活ができるようにしよう	
道徳		規則尊重	生命の尊重	思いやり・親切	勤勉努力	明朗誠実	思いやり・親切	家庭愛	勇気	勤勉努力	節度・節制	愛校心	
安全学習	生活	・地域巡り時の交通安全	・野外観察時の交通安全 ・移植べら、プの使い方	・公園までの交通安全 ・道具の使い方	・虫探し、お店探検時の交通安全	・はさみ、カッターナイフの使い方	・たけひご、つまようじの使い方	・郵便局見学時の安全	・はさみ、ステープラーの使い方	・カッターナイフの使い方	・ガスコンロの使い方	・移植ごての使い方	
	理科	・観察中の安全 ・アルコールフンフ虫めがね、移植ごての使い方	・カバーガラス、スライドガラス、フラスコの使い方	・スコープ、ナイフの使い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ピーカーの使い方	・フラスコ、ガラス管の使い方	・太陽観察時の注意	・ポリ袋、ゴム風船の使い方	・鏡、凸レンズ、ガラス器具の使い方	・バーナー、蒸発皿の使い方	・一針金、プラスチックの使い方	・塩酸、水酸化ナトリウムの取扱い	
	図工	・はさみ、カッターナイフ、絵の具、接着剤の安全な使い方	・写生場所の安全な選定 ・コンパスの安全な使い方	・のこぎり、小刀、金づち、くぎ抜き、くぎの使い方	・木づち、ゴム、電動のこ、ノスの使い方	・プールでの船の安全な浮かべせ方	・彫刻刀の管理の仕方と使い方	・ラッカー、シンナーの取扱い	・竹ひご、細木の使い方	・小刀の管理の仕方と使い方	・陶器作成時の注意	・共同作品作成時の安全	
	家庭	・針、はさみの使い方	・アイロンの使い方	・食品の取扱い	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装の選び方	・熱湯の安全な取扱い	・ミシンの使い方	・油の安全な取扱い	・ガスコンロの使い方	・調理用具の使い方	・調理器具の安全な使い方	
	体育	・固定施設の使い方 ・運動の場の安全確認	・鉄棒運動時の安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全	・集団演技、行動時の安全	・マット、跳び箱運動時の安全	・けがの防止(保健)	・ボール運動時の安全	・持久走時の安全	・跳躍運動時の安全	・固定施設利用時の安全		
	総合的な学習の時間	わが町探検(3年)「交通安全マップづくり」(4年)「安全はかせになるう」(5年)「防災マップづくり」(6年)等安全にかかわる課題を年間活動計画に位置付ける(20～35時間)											
安全教育	学級活動	低学年	・通学路の確認 ・安全な登下校 ・安全な給食配膳 ・子ども110番の家	・休み時間の約束 ・避難(防災)訓練の参加の仕方 ・遠足時の安全	・雨天時の約束 ・プールの約束 ・遊び場や行き帰りの安全	・夏休みの約束 ・自転車乗車時の約束 ・落雷の危険	・運動時の約束 ・家庭や屋上の使い方のきまり	・乗り物の安全な乗り降りの仕方 ・廊下の安全な歩行の仕方	・安全な服装 ・雪道の歩き方 ・冬休みの安全な過ごし方	・「おかしも」の約束 ・危ないものを見つけたとき	・身近な道路標識 ・暖房器具の安全な使用	・1年間の反省 ・けがをしないために	
		中学年	・通学路の確認 ・安全な登下校 ・安全な清掃活動 ・誘拐の起こる場所	・休み時間の安全 ・避難(防災)訓練への積極的な参加 ・遠足時の安全	・雨天時の安全な過ごし方 ・安全なプールの利用の仕方 ・子ども110番の家	・道路での自転車乗車 のきまり ・夏休みの安全な過ごし方 ・落雷の危険	・運動時の安全な服装 ・家庭や屋上の安全な使い方	・車内での安全な過ごし方 ・校庭での安全な遊び方	・屋外への避難の仕方 ・安全な集団行動	・凍結路の安全な歩き方 ・冬休みの安全な過ごし方	・「おかしも」の約束 ・安全な身支度	・自転車に関係のある道路標識 ・暖房器具の安全な使用	・1年間の反省 ・けがをしやすい時間と場所
		高学年	・通学路の確認 ・安全な登下校 ・安全な委員会活動 ・交通事故から身を守る ・委員の役割	・休み時間の事故とけが ・避難(防災)訓練の意義 ・交通機関利用時の安全	・雨天時の事故とけが ・救急法、着衣泳 ・防犯にかかわる人たち	・自転車の点検と整備 の仕方 ・夏休みの事故と防止策 ・落雷の危険	・運動時の事故とけが ・校庭や屋上で起こる事故の防止	・乗車時の事故とけが ・校庭の安全点検	・火災防止 ・避難場所	・道路凍結時の事故とけが ・冬休み中の事故や	・災害時の携行品 ・安全な身支度、衣服の調節	・交通ルール ・暖房器具の安全な使用	・1年間の反省 ・けがの種類と応急処置
	児童会活動	・代表委員会 ・新1年生紹介集会 ・赤十字登録式	・クラブ活動開始	・ユニセフ募金	・七夕集会	・運動会スローガン作成	・運動会進行	・後期委員会開始	・学校まつりの準備	・学校のお誕生日集会 (開校記念日)	・クラブ発表会	・6年生を送る会	
	主な学校行事等	・入学式 ・健康診断 ・避難(防災)訓練 ・春の交通安全運動	・遠足 ・体力テスト ・心肺蘇生法講習会	・避難(防災)訓練 「起震車」 ・プール開き	・交通安全教室 ・七夕集会 ・林間学校 ・夏季水泳指導	・秋の交通安全運動 ・水泳記録会 ・移動教室	・運動会 ・連合運動会	・学芸会 ・展覧会	・学校まつり ・避難(防災)訓練 ・煙体験	・連合学芸会 ・書き初め	・節分集会	・卒業式	
安全管理	対人管理	・安全な通学の仕方 ・安全のきまりの設定	・固定道具の安全な使い方	・校舎内での安全な過ごし方 ・プールでの安全のきまりの確認	・自転車乗車時のきまり、点検・整備	・校庭や屋上で安全な過ごし方	・電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・安全な避難の仕方	・凍結路の安全な歩き方	・災害時の身の安全の守り方	・道路標識の種類と意味	・1年間の人的管理の評価・反省	
	対物管理	・通学路の安全確認 ・安全点検年間計画の確認	・諸設備の点検及び整備	・学校環境の安全点検及び整備	・夏季休業前・中の校舎内外の点検	・校庭や屋上など外の整備	・駅、バス停周辺の安全確認 ・防災設備の点検、整備	・避難経路の確認	・学校内の危険箇所確認	・防災用具の点検、整備	・学区内の安全施設の確認	・1年間の学校環境、安全点検の評価・反省	
学校安全に関する組織活動		・春の交通安全運動時の教職員 ・保護者の街頭指導	・校外における児童の安全行動把握、情報交換	・学校安全(保健)委員会 ・地域の危険箇所点検	・国民安全の日(7月1日) ・地域パトロール	・秋の交通安全運動の啓発と街頭指導 ・学校安全(保健)委員会	・地域生活指導情報交換会	・冬季の通学路点検	・地域防災訓練の啓発 ・年末年始の交通安全運動の啓発	・PTA安全(保健)委員会	・学校保健委員会	・地域交通安全パトロール	

学校安全計画例(中学校)

月 項目		4	5	6	7-8	9	10	11	12	1	2	3				
月の重点		安全な登下校をしよう	施設設備の適切な使用方法を学ぼう	梅雨期を安全に過ごそう	健康と安全に気を付けよう	体育祭を安全にやりぬこう	交通法規を理解し守ろう	危険を予測し安全な生活をしよう	事故災害から身を守り、適切な行動をしよう	自ら健康を維持していこう	事故の原因について学ぼう	安全な生活ができるようにしよう				
道徳		生命の尊さ	集団の意義	自主自律	法の遵守	自主自律	友情の尊さ	社会連帯	郷土愛	人間愛	生命の尊重	社会への奉仕				
安全学習	理科	・理科室における一般的な注意 ・実験時の危険防止とふさわしい服装	・薬品やガラス器具の使い方 ・加熱器具の使い方 ・備品の点検整備	・地震発生時のメカニズムと震度 ・火山活動の様式とマグマの性質	・薬品検査	・自由研究の実験上の注意 ・電気についての知識	・電気器具の使い方	・力学関係の実験器具の使い方	・薬品検査 ・理科室と準備室の整備			・備品点検 ・薬品点検(台帳管理)				
	美術	・教室での一般的な注意	・備品の点検整備 ・モデルの安全なポーズ	・彫刻刀の正しい使い方	・ニードル等の道具の使い方 ・備品検査	・印刷機具の使い方	・小型ナイフの使い方	・打ち出しの用具の使い方	・塗装の際の一般的な注意	・カッター、はさみ、コンパス等の使用上の注意	・絵の具、用具の保管、管理の指導	・教室での一般的な諸注意 ・機具、用具点検				
	体育分野	・集団行動様式の徹底 ・施設、用具の使い方	・陸上競技の適切な場所の使い方と測定の仕方 ・器械運動の特性 ・自己の運動能力を知る	・水泳の事故防止について(自己健康管理)	・備品検査	・器械運動における場所や器具の安全 ・ダンスにおける安全な場所の使い方 ・集団行動と協力性	・器械運動における段階的な練習と適切な補助の仕方	・器械運動における段階的な練習と適切な補助の仕方	・長距離走における健康状態の把握と個人の体力にあったペース配分	・武道における場所、用具の適切な使い方と手入れ(禁止技等)	・サッカーにおける適切な用具、場所の使い方(ゴールの運搬や固定の仕方等)、ルールやマナーの徹底 ・ゲームの安全	・バスケットボールにおける適切な用具、場所の使い方、ルールやマナーの徹底 ・サッカーのゲームの安全	・バスケットボールのゲームの安全 ・器具、用具点検			
	保健分野	・心身の発達と心の健康(1年) ・傷害の防止(3年)				・疾病の予防(3年) ・自然災害(全学年)	・健康と環境(2年) ・疾病と予防(3年)				・健康と生活(3年)					
	技術・家庭	・施設設備の使用上の注意	・切削加工時の安全 ・はんだづけによる火傷の注意 ・備品の点検整備	・電気器具の取扱い	・加熱と漏電 ・電気製品制作上の安全配慮 ・備品検査	・工作加工機械や工具の安全や点検	・塗装時の換気や火気の安全な利用	・金属材料の性質と切断 ・日常での木製品の利用	・暖房と換気について ・床に落ちているものの危険性	・工作機械の安全な利用 ・電子機器の利用と安全	・作業場所の確保と危険の回避	・機具点検整備 ・備品検査(台帳管理)				
	総合的な学習の時間(安全)	＜活動例＞「わが町の交通安全対策調べ」「学区安全マップづくり」「災害と町づくり」など(20～35時間)														
安全教育	安全指導	第1学年	・中学生になって自転車の安全な乗り方 ・通学路の確認 ・部活動での安全 ・自分でできる安全点検 ・犯罪被害の防止と通報	・通学路の確認 ・自分でできる安全点検 ・犯罪被害や通報の仕方	・雨天時の校舎内での過ごし方 ・校内での事故と安全な生活 ・水泳、水の事故と安全	・雨天時の校舎内での過ごし方 ・校内での事故と安全な生活 ・水泳、水の事故と安全	・自分の健康チェック ・夏休みの生活設計と安全(含防犯)	・地震による津波の危険と避難 ・体育祭の取組と安全	・部活動の安全とリーダーの役割 ・新人戦について	・交通安全の加害と被害	・文化祭の準備と安全 ・自転車の安全な乗り方 ・交通事故の加害と被害	・冬休みの生活設計と安全 ・火器の注意 ・災害への備えと協力(地域の一員として)	・自分の健康チェック ・持久走大会と安全 ・地域の安全	・施設の安全な利用の仕方 ・降雪時の安全 ・けがの発生状況とその防止		
		第2学年	・通学路の確認 ・自分でできる安全点検 ・犯罪被害や通報の仕方	・通学路の確認 ・自分でできる安全点検 ・犯罪被害や通報の仕方	・雨天時の校舎内での事故原因 ・水泳、水の事故と安全	・雨天時の校舎内での事故原因 ・水泳、水の事故と安全	・自分の健康チェック ・夏休みの生活設計と安全(含防犯)	・地震による津波の危険と避難 ・体育祭の取組と安全	・部活動の安全とリーダーの役割 ・新人戦について	・交通安全の加害と被害	・文化祭の準備と安全 ・自転車の安全な乗り方 ・交通事故の加害と被害	・冬休みの生活設計と安全 ・火器の注意 ・災害への備えと協力(地域の一員として)	・自分の健康チェック ・持久走大会と安全 ・地域の安全	・けがの発生状況とその防止 ・降雪時の安全	・1年間の反省 ・送別球技大会での安全	
		第3学年	・犯罪被害の防止や通報の仕方 ・登下校の安全 ・心の安定と事故 ・自分でできる安全点検	・修学旅行と安全 ・自転車の安全 ・障害のある人の行動特性の理解と援助	・水泳、水の事故と安全 ・中体連大会と安全	・水泳、水の事故と安全 ・中体連大会と安全	・自分の健康チェック ・夏休みの生活設計と安全(含防犯)	・地震による津波の危険と避難 ・体育祭準備 ・下校指導	・交通安全の原因と事故の特性(停止距離・内輪差等) ・自転車の正しい乗り方と選び方	・交通安全の原因と事故の特性(停止距離・内輪差等) ・自転車の正しい乗り方と選び方	・交通事故の責任と補償	・文化祭の準備 ・安全委員会 ・自転車の安全な乗り方 ・交通事故の加害と被害	・文化祭の準備 ・自転車の安全な乗り方 ・交通事故の加害と被害	・冬休みの生活設計と安全 ・火器の注意 ・災害への備えと協力(地域の一員として)	・自分の健康チェック ・冬のスポーツと安全 ・地域の安全	・けがの発生状況とその防止 ・降雪時の安全
	生徒会活動	・新入生への交通指導 ・安全委員会 ・街頭交通安全指導(毎月第1週)	・自転車の安全 ・安全テスト ・校区の安全点検活動(毎月第1週)	・安全委員会	・交通安全と生活安全の生徒集会	・防災の日(1日) ・避難訓練(津波) ・体育祭	・文化祭準備 ・安全委員会	・文化祭の準備 ・自転車の安全な乗り方 ・交通事故の加害と被害	・文化祭の準備 ・自転車の安全な乗り方 ・交通事故の加害と被害	・冬休みの生活設計と安全 ・火器の注意 ・災害への備えと協力(地域の一員として)	・文化祭の準備 ・自転車の安全な乗り方 ・交通事故の加害と被害	・冬休みの生活設計と安全 ・火器の注意 ・災害への備えと協力(地域の一員として)	・自分の健康チェック ・冬のスポーツと安全 ・地域の安全	・けがの発生状況とその防止 ・降雪時の安全	・安全委員会 ・送別球技大会での安全 ・学校、教室環境の整備修繕(奉仕活動)	
	主な学校行事等	・入学式 ・健康診断 ・防災訓練(火災) ・春の交通安全運動	・遠足(1年) ・野外活動(2年) ・新体力テスト	・防災訓練(地震) ・修学旅行(3年) ・心配募生法講習会	・交通安全教室 ・薬学講座 ・夏の交通安全運動	・防災訓練(津波) ・秋の交通安全運動	・新体力テスト	・文化祭 ・安全委員会	・文化祭 ・安全委員会	・冬休みの生活設計と安全 ・火器の注意 ・災害への備えと協力(地域の一員として)	・文化祭の準備 ・自転車の安全な乗り方 ・交通事故の加害と被害	・文化祭の準備 ・自転車の安全な乗り方 ・交通事故の加害と被害	・自分の健康チェック ・冬のスポーツと安全 ・地域の安全	・けがの発生状況とその防止 ・降雪時の安全	・1年間の反省 ・送別球技大会での安全 ・安全委員会	
	安全管理	対人管理	通学方法の決定 安全のきまりの設定	自分でできる点検ポイントについて 救急体制の見直し	校舎内での安全な過ごし方	プールにおける安全管理について 夏季休業中の部活動での安全と対応	身体上の安全について及びけがの予防	自転車の正しい乗り方と危険防止(反射材の効果、無灯火や薄着時の危険等)	文化祭の準備と安全 電気の正しい使い方	避難時の約束について	通学路の見直し 安全な登下校について	施設設備等の安全な使い方について	1年間の人的管理の評価・反省(けがの状況)			
対物管理		通学路の確認・安全点検(月1回、1日)	諸設備の点検・整備	学校環境の安全点検整備(階段、廊下)	学校環境の安全点検整備(プール) 夏季休業前・中の校舎内の点検	運動場や校庭など校舎外の整備	学校環境の安全点検整備(体育館)	避難経路の確認 防火設備・用具の点検整備	避難所として開放する教室の点検	学校環境の安全点検整備(通学路)	学校環境の安全点検整備(備品)	1年間の学校環境安全点検の評価・反省				
学校安全に関する組織活動		春の交通安全運動時の啓発活動 保護者の街頭指導	校外における生徒の安全行動把握、情報交換	学校安全(保健)委員会 地域の危険箇所点検	国民安全の日(11日)の啓発 地域安全パトロール	県下一斉防災の日 秋の交通安全運動の啓発と街頭指導	学校安全(保健)委員会 校内の点検	冬季の通学路点検	地域防災訓練の啓発 年末年始の交通安全運動の啓発	阪神淡路大震災(17日)の想起 啓発活動	学校安全(保健)委員会	地域交通安全パトロール				

学校安全計画例(高等学校)

月		4	5	6	7-8	9	10	11	12	1	2	3
安全学習	保健体育	安全な通学 体育施設・用具の安全 点検 既往症の把握	学校生活での安全 定期健康診断の結果 から運動不適生徒の発見 とその指導 (保)交通安全	梅雨期の健康安全 発汗による衛生指導 雨季の体育部、グラウ ンド使用について(転倒 防止) (保)応急手当	野外活動での安全 水泳の安全指導 熱中症の予防指導 野外活動と安全 体育施設・用具の安全 点検	学校内行事における安全 体育大会の準備 体育施設・用具の安全 点検	交通道德の理解 体育大会事故防止	安全な行動 体力と体育について考 える	事故・災害の防止 冬季スポーツの意義 体育施設・用具の安全 点検	安全な通学 生徒の健康状態把握 体育施設・用具の安全 点検	事故原因と対策 (保)職業と健康	安全な生活 安全に対する反省と評 価 体育施設・用具の安全 点検
	公民	(現)青年期の問題	(現)青年期をどう過ごす か	(現)現代社会の特質	(現)都市問題		(現)生存権・環境権	(現)地方自治と住民参加 (現)交通安全と損害保険	(現)日本の社会保障制度 と人間観の問題	(倫)現代における自然観 と人間観の問題	(倫)人間の原点の問題	
	理科	器具・器材の安全な取 扱い方 施設・設備・薬品管理 等の点検	実務上の一般的な注 意及び危険防止の注意	(物)摩擦力、運動量、円 運動等により車の安全運 転を理解させる	(物)衝突・運動エネル ギー及びエネルギー保存 法則により車の衝突を理 解させる	(物)振動の共振性を理 解させ、正しい処置、行 動がとれるようにさせる	(生)ガスマスク、一酸化炭 素中毒の仕組みと応急手 当	(現)電気器具の取扱い 上の注意	(現)大気汚染・水質汚濁 と公害	(現)工業生産と公害問題		(化)炭化水素類の取扱 い上の注意
	総合的な学 習の時間(防 災)	「地域の安全と防災」(30時間) 学習活動例 ・防災ホームページの閲覧 ・防災壁新聞・ポスター・パンフレットの作成 ・災害時ボランティア活動体験 ・災害時における応急救護実習 ・非常食の作り方実習 ・防災関連施設の見学 ・今年度総合学習のまとめ										
実験・実習 を伴う教科	施設器具・器械の取扱いと使用上の注意、点検・整備、熟練・電気器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備、化学薬品の取扱いと使用上の注意、点検・整備											
安全教室	1年 学級活動	高校に入学して 通学時の安全 防災体制の確立 犯罪被害の防止	交通安全への参加 部活動や休憩時の安 全 自転車の構造と点検整 備	通学路に潜む危険 地震と安全 雨の日の安全行動	夏休みの生活と安全 (含)防犯 野外活動の安全	地震災害対策につい て 歩行者の安全と交通環 境 地震災害対策につい て 差差点に潜む危険 通学路の安全	事故災害時の応急手 当 体育大会の安全	備いられない事故の責 任 火災の予防とストーブ の取扱い	火災予防と避難訓練 冬休みの生活と安全 校内マラソン大会の安 全	交通事故の対応と応急 手当 校内マラソン大会の安 全	幼児と老人の心理と行 動 危険の予測 地域の安全活動	春休みの生活と安全 今年度活動のまとめと 反省
	2年 学級活動	2年生になって 通学時の安全 防災体制の確立 犯罪被害の防止	高校生の心理や行動と 事故の特徴 部活動と健康管理 自転車の安全な利用	地震と安全 雨の日と安全行動	夏休みの生活と安全 (含)防犯 野外活動の安全	地震災害対策につい て 差差点に潜む危険 通学路の安全	事故災害時の応急手 当 体育大会の安全 地域の安全活動	危険予測訓練 火災の予防とストーブ の取扱い	火災予防と避難訓練 冬休みの生活と安全 校内マラソン大会の安 全	交通行動の社会性と パートナーシップ 校内マラソン大会の安 全	休業日の交通事故防 止 規律正しい生活 地域の安全活動	春休みの生活と安全 今年度活動のまとめと 反省
	3年 学級活動	3年生になって 通学時の安全 防災体制の確立 犯罪被害の防止	幼児・高齢者・障害の ある人の真理と行動 安全意識と行動 自転車の安全な利用	運転者の心理と行動特 性 地震と安全 雨の日と安全行動	夏休みの生活と安全 (含)防犯 野外活動の安全	地震災害対策につい て 交通事故の対応と応急 手当	事故災害時の応急手 当 体育大会の安全 地域の安全活動	運転免許の仕組みと運 転者の義務・責任 火災の予防とストーブ の取扱い	火災予防と避難訓練 冬休みの生活と安全 校内マラソン大会の安 全	これからの社会生活と 交通問題 校内マラソン大会の安 全	家庭学習について 規律正しい生活	卒業に当たって 今年度活動のまとめと 反省
	農業クラブ 活動	入部・入班調査 農業クラブ部構成 部活動年間計画作成	農く家く総会		部活動合宿 農く指導者養成講座 農く連リーダー研修会	農業文化祭実行委員会	農業文化祭実行委員会	農業文化祭	農く実技講習会		校内意見発表会	家く実技講習会
	主な 学校行事	入学式 始業式 春の交通安全指導 定期健康診断 歓迎遠足 1年生・オリエンテー ション	遠足安全指導 救急法講習会 交通安全講話 3年生・生徒指導集会 高校総体社行会	避難(防災)訓練「火 災」 高校総体 保健委員会 2年生・女子生徒指導 集会 衛生講話	終業式 学校保健委員会 夏休みの諸注意 校内競技大会における 安全指導 野外活動の安全	始業式 学校保健委員会 避難(防災)訓練「地 震」 秋の交通安全運動へ の参加	修学旅行の安全指導 体育大会	文化祭 交通講話	避難(防災)訓練「火 災」 冬休み中の諸注意	始業式 校内マラソン大会 避難(防災)訓練「地 震」	学校保健委員会 1,2年生・生徒指導集 会	卒業式 終業式 春休みの諸注意
	課外指導 個別指導	自転車、バイク通学許 可 校門立番指導	自転車、バイクの点検	健康診断結果の指導	校外指導 生徒指導全体集会 自転車、バイクの実技 指導 免許取得指導 校外巡視	自転車、バイクの点検 新規免許取得者指導	校内巡視	第2回バイク通学許可 校外巡視	バイク、自動車免許取 得の手続き 校外巡視	免許取得の指導 校外巡視	校内巡視 入社前指導	校外巡視 バイク免許取得の手続 き
部活動	新入部員オリエンテー ション	用具の点検・整備	部活動新旧部長会	救急法実技講習会 合宿・遠征の安全	用具の点検・整備	活動場所の安全点検	用具の点検・整備	部室・クラブハウスの安 全点検	活動場所の安全点検	応急手当実技講習		
安全管理	対人管理 学校生活の 安全管理	通学状況調査 防災体制の確立 救急体制の確立 登下校指導 安全計画の設定 下宿、アルバイト、周事 調査	授業時の安全確認(体 育実技、農業実習、理科 実験、家庭科実習) 車に係る規則の徹底 事故調査と防止対策	水泳指導健康管理 梅雨期の健康管理 生徒引率の安全確認 避難(防災)訓練「火 災」の徹底	長期休業前の生活指 導 大掃除の安全確認 夏休みの健康管理	防災対策の徹底 通学路の見直し 避難(防災)訓練「地 震」の徹底	体育大会・修学旅行安 全対策 授業時の安全見直し 事故災害時の応急手 当の方法の徹底	文化祭の安全対策	長期休業前生活指導 冬休みの健康管理 校内競技大会の安 全対策 避難(防災)訓練「火 災」の徹底	校内マラソン大会安全 対策 換気、採光設備の点検 検査 避難(防災)訓練「地 震」の確認	車に係る規則の徹底	今年度活動の反省と次 年度の計画立案 長期休業前生活指導 本年度の事故発生のみ まとめ
	対物管理 学校環境の 安全点検	学校環境の安全点検 整備(施設・設備、通学 路) 自転車置場施設 防災設備の点検整備 自家用電気工作物保 安点検 し尿浄化槽消毒	学校環境の安全点検 整備(普通・特別教室、実 験実習器具) 環境整備・美化作業 自家用電気工作物保 安点検 し尿浄化槽消毒	学校環境の安全点検 整備(体育館、格技館、ク ラブ部室、運動器具) 校内衛生検査(厨房、 水質) プール掃除 通学路安全点検	学校環境の安全点検 整備(校庭、学校全般) プール水質管理 消火器、消火栓、火災 報知器の点検	学校環境の安全点検 整備(普通・特別教室、 実験実習器具) 通学路安全点検 プール水質管理 防災施設・設備の点検 整備 自家用電気工作物保 安点検	学校環境の安全点検 整備(校庭) ストーブの施設と取扱 い方	学校環境の安全点検 整備(普通・特別教室、実 習実験器具) 防災施設・設備の点検 整備	学校環境の安全点検 整備(体育館、クラブ部 室、運動器具) 火気器具の安全点検	学校環境の安全点検 整備(施設・設備) 火気器具の安全点検	学校環境の安全点検 整備 防火設備の安全点検	学校環境の安全点検 整備(1年間の反省と) 今年度活動の反省と次 年度の計画立案 生徒用機・いすの点検 整備 防災施設・設備の点検 整備
学校安全に関する 組織活動	春の全国交通安全運 動 PTA総会	交通街頭指導 保護者会 学校安全(保健)委員 会	保護者面談 中高連絡会 PTA連絡会	安全に関する広報活動 学警連絡委員会 校外歩道・危険箇所巡 視	秋の全国交通安全運 動 交通街頭指導 地域防災訓練	中高連絡会 学校安全(保健)委員 会	保護者面談週間 安全に関する広報活動	交通街頭指導 学警連絡委員会	交通街頭指導 PTA委員会 学校安全(保健)委員 会	中高連絡会 安全に関する広報活動	今年度活動の反省と次 年度の計画立案	

学校安全計画例(盲学校)

月の重点		4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3	到達目標	
		安全な行動を身に付けよう	学校生活での安全を理解しよう	水難事故を防止しよう	夏休み中の事故を防止しよう	体育活動を安全に行おう	校外活動を安全に行おう	文化祭を安全に行おう	火災事故を防止しよう	安全な教室環境をつくらう	健康と安全に気を付けよう	安全な生活の仕方を確認しよう	日常生活における安全の徹底	
安全教育	臨床実習	あんま、針、灸の実習時における安全						あんま、針、灸の実習時における安全						実習時の安全な行動の仕方を身に付ける
		保健体育	体育施設、用具・遊具等の点検と適切な使い方	春季体育大会・各種競技大会参加における安全	水泳時における安全 水難事故における救急法 心配蘇生法		体育祭練習時における安全	体力テスト用具の点検と使用の仕方	球技・器械運動における安全	体育用具の点検と使用の仕方	マラソン練習時における安全	マラソン大会・冬季体育大会における安全	種目によって異なる準備・整理体操の違い	安全に運動する態度や能力・用具の使用の仕方を身に付ける
	理 科		実験器具の点検・薬品の調査点検(使用時常時点検)						実験器具の点検・薬品の調査点検(使用時常時点検)					
		技術・家庭	電気工具や器具・調理器具の安全点検						電気工具や器具・調理器具の安全点検					
	図工・美術	はさみ、カッターナイフ、のこぎり、金づち、くぎ、接着剤等の使用						はさみ、カッターナイフ、のこぎり、金づち、くぎ、接着剤等の使用						
	自立活動	健康の保持・心理的な安定・環境の把握・身体の動き・コミュニケーション 保有する感覚の活用(視覚、聴覚、触覚などの感覚を十分に活用) (白杖歩行・手引き歩行・音源歩行の習得及び点字ブロック等の利用)						健康の保持・心理的な安定・環境の把握・身体の動き・コミュニケーション 保有する感覚の活用(視覚、聴覚、触覚などの感覚を十分に活用) (白杖歩行・手引き歩行・音源歩行の習得及び点字ブロック等の利用)						障害に基づく種々の困難を改善・克服する
	総合的な学習	自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察・実験、見学や調査、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習時の安全(調べ活動・学習における人との接し方、未体験の施設・設備、乗り物等)						自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察・実験、見学や調査、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習時の安全(調べ活動・学習における人との接し方、未体験の施設・設備、乗り物等)						校外における安全な学習の仕方を身に付ける
	交通安全	毎学期初期に歩行訓練 交通安全指導						毎学期初期に歩行訓練 交通安全指導						安全な歩行の仕方を身に付ける
	学級活動	安全な通学の仕方誘拐などの犯罪被害の防止	安全な学校生活の仕方	水難事故防止の心得 避難経路の確認	清掃時の安全 夏休みの安全(含防犯)	運動時における安全	修学旅行・遠足社会 見学における安全	火災事故の対処の 仕方 避難経路の確認	暖房器具の適切な 使用の仕方	室温管理の仕方 地域の安全と防犯		春休みの安全な生活	健康な生活の仕方を身に付ける	
	課外活動(部活動)	市主催身障大会(全盲・弱視卓球大会)	盲学校野球大会	盲学校バレーボール大会	市主催身障大会(水泳大会)	盲学校水泳大会 全国盲学校野球大会	盲学校陸上大会	盲学校柔道大会		盲学校卓球大会			部活動における安全と大会への参加の仕方を身に付ける	
学校行事等	入学式 新入生歓迎会	健康診断 春季体育大会 春季遠足 救急法講習会	地震避難(防災)訓練 プール開き 自然体験活動 宿泊生活訓練			体育祭 修学旅行 秋季遠足	文化祭 火災避難(防災)訓練		防災の日 もちつき大会	マラソン大会 冬季体育大会	卒業式	学校行事における安全を徹底する		
安全管理	対人管理	通学路の交通安全の確認	緊急連絡網の確認	地震避難訓練の確認	夏休み中の安全	体育祭練習の安全	防災設備の確認	火災避難訓練の確認	暖房器具の取扱い 確認	教室の整理確認 教室の自然換気	室内の環境調整	春休み中の安全	安全に留意した生活の仕方を身に付ける	
	対物管理	安全点検の確認(毎月第1木曜日)						安全点検の確認(毎月第1木曜日)						
		通学路の設定と安全点検	飲料水検査	プール施設・設備の点検 水質検査	運動場の施設・設備 の点検	防災設備の点検 照度検査	暖房器具の安全点 検	校内の施設・設備の 安全点検	室内環境の点検		校舎内外の安全点 検		学校環境の安全点 検と管理	
学校安全に関する組織活動	食堂清掃・点検(奇数月に保健部・生徒保健委員で実施)						食堂清掃・点検(奇数月に保健部・生徒保健委員で実施)						清潔な環境をつくる 学校安全を充実させる	
	保健部会(毎月定例)生徒保健委員会(毎月定例)						保健部会(毎月定例)生徒保健委員会(毎月定例)							
	・学校安全(保健)委員会						・学校安全(保健)委員会							
	PTAによる環境整備(学期ごとに実施)						PTAによる環境整備(学期ごとに実施)							

学校安全計画例(豊学校)

月の重点		4	5	6	7-8	9	10	11	12	1	2	3
		通学路の安全を確認しよう	交通安全に気を付けて通学しよう	プールでの事故に気を付けよう	夏休みを安全に安全に過ごそう	交通安全について確認しよう	体育大会を成功させよう	文化祭を安全に成功させよう	冬休みを安全に過ごそう	暖房時の安全を確認しよう	事故の帽子について確認しよう	春休みを安全に過ごそう
安全学習	保健体育	体育施設・設備の使用	心配蘇生法	プールにおける安全	人体のつくりと動き	救急法について	救急法(消毒と止血)	救急法(包帯)	救急法(急病)	健康な身体エイズとその予防	健康と安全	
	理科	実験器具・試薬の取扱い方(実験の際、プリントによって安全指導の徹底を図る)					実験器具・試薬の取扱い方(実験の際、プリントによって安全指導の徹底を図る)					
	専門教科	印刷・製本機械、紙器加工機械、製版印刷機の操作、印刷用インキ類、写真用材料・薬品等の適切な使い方) 理容・美容(手指の消毒、爪切りの徹底、皮膚に接する器具類、刃物類等の安全な使い方)					クリーニング(クリーニング機器や装置の安全な使い方、ドライクリーニング溶剤の使い方、環境保全等) 歯科技工(切削機器・研磨機器・歯科技工関連機器の使い方と切削・研磨時の防塵対策、歯科鑄造の操作時の安全等) 産業工芸(電気機械工具・木工機械の安全な使い方等)					
	自立活動	健康の保持、心理的な安定、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション 保有する感覚の活用(聴覚、視覚、触覚などの感覚を十分に活用) 感覚の補助手段(補聴器の有効な活用)					代行手段(視覚的に読み取る手段としての指文字や手話) 機器の活用(緊急の情報を光に変え、それを見ることによって理解する)					
	総合的な学習	地域交流や地域における調べ学習(内容、時間は実情に合わせて計画)										
安全教育	交通安全	交通安全指導					交通安全指導					
		通学指導・自転車安全指導					通学指導・自転車安全指導					
	保・幼	情緒の安定 日常生活における安全 子供110番の日	生活リズムの安定 遠足における安全 家に帰ってからの安全	コミュニケーションの確立 校外学習における安全	遊びにおける安全 遊具・玩具の後片付け 誘拐されないために		体育大会への参加 校外学習における安全	避難訓練時の安全 遠足における安全	室内での遊びの安全 一人で遊ばない	暖房器具付近における安全な過ごし方	友達との接し方	修了式 春休みの安全な過ごし方
	小学部	環境の把握 登下校時の安全 子供110番の日	場所や場面に適応した行動 遊びや行き帰りの安全	遠足における安全	夏休みの安全な過ごし方 (含防犯)	体育大会の練習時における安全	体育大会における安全	火災時の非難の仕方	冬休みの安全な過ごし方 (含防犯)	マラソン時における安全	スキー合宿における安全な行動	卒業式 春休みの安全な過ごし方
	中学部	交通安全と事故の予防 誘拐などの犯罪被害の防止	遠足における安全 自然体験活動における安全	修学旅行における安全	夏休みの生活心得 (含防犯)	体育大会の練習時における安全	体育大会における安全	避難訓練の知識 遠足における安全な行動	冬休みの生活心得 (含防犯)	マラソン時の安全 スキー合宿における安全	施設の安全な利用の仕方	卒業式 春休みの生活心得
高等部	通学方法と安全 集団行動と安全 身の回りの犯罪被害の現状	遠足における安全 修学旅行における安全	産業現場等における実習時の安全	夏休みの生活 (含防犯)	体育大会の練習時における集団行動と安全	体育大会における安全	火災時の初期消火の仕方 遠足における安全	冬休みの生活 (含防犯)	マラソンに向けて	卒業式 スキー合宿における安全	春休みの生活	
学校行事等	入学式 新入生歓迎会 オリエンテーション	春の遠足(保幼) 春の遠足(中高) 修学旅行(高) 自然体験活動 生活宿泊訓練	地震避難(防災)訓練 校外学習(保幼) 修学旅行(中) 春の遠足(小)	産業現場における実習(高)	校外学習(保幼)	校外学習(保幼) 体育大会 秋の遠足(保幼小) 秋の遠足(中)	火災避難(防災)訓練 秋季遠足(中高)		スキー合宿(中)	スキー学習(小) スキー合宿(高) マラソン(小中高)	修了式(保幼) 卒業式(小中)	
		運動部(野球部、女子バレー部、陸上競技部、卓球部)・文化部 各部ごとに、部活動前に安全指導の徹底					運動部(野球部、女子バレー部、陸上競技部、卓球部)・文化部 各部ごとに、部活動前に安全指導の徹底					
安全管理	対人管理	避難経路の確認 通学路の安全確認	避難訓練の確認	心配蘇生法の確認		救急法の確認		避難訓練の確認	避難訓練の確認	教室換気の確認		
		校外巡回指導					校外巡回指導					
	対物管理	学校施設・設備・遊具の点検	防災設備の点検	プールの管理			学校施設・設備の点検	避難経路の点検	暖房器具の点検・室内環境の点検			学校施設・設備の点検
学校安全に関する組織活動		・学校安全(保健)委員会		・給食委員会		・学校安全(保健)委員会		・学校安全(保健)委員会				

交通安全計画例（知的障害養護学校高等部）

月 曜日	4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3	到達目標	
月の重点	新しい環境に慣れよう	生活環境を把握しよう	プールでの事故に気を付けよう	夏休みに安全に過ごそう	危険を予測し安全に過ごそう	実習時の安全に気を付けよう	火災を予防し安全に過ごそう	冬休みに安全に過ごそう	快適な環境を維持しよう	教室環境の管理をしよう	春休みに安全に過ごそう	安全で健康な生活を送る	
安全学習 教科	技術	技術室の使用	のこぎり等工具の使い方	電気工具の使い方	厚紙の裁断機の使い方	技術室の整理整頓	木工材料の取扱い(切断・研磨等)	塗料の使用と暖房と換気	金属材料の取扱い(切断・研磨等)	塗料の使用と換気	塗料の使用と換気	安全な器具の使い方や塗料の使用方法を身に付ける	
	家庭	家庭科室の使用	調理器具の使い方	電気器具の使い方	調理実習の衛生と安全	家庭科室の整理整頓	ガスコンロの使い方	調理実習の衛生と安全	電磁調理器等の使い方	調理実習の衛生と安全	もちつきにおける衛生と安全	家庭における調理器具の確認	
	体育	体育施設の適切な使用	体育用具の安全な使い方	水泳の事故防止	器械運動における安全	体育祭練習時における安全	体育祭における安全	ミニホッケーにおける安全	サッカーにおける安全	マラソン練習時の安全	マラソン大会における安全	バスケットボールにおける安全	自分を含め、周囲の安全に気を付ける
	保健	健全な男女交際	けが等の予防	救急法	1学期のまとめ	応急処置の仕方(消毒・包帯)	健康管理と運動の関係	校外における異性との接し方	2学期のまとめ	健康管理と運動の関係	一人で行動するときの心構え	3学期のまとめ	性被害を防止するとともに健全な性のあり方を理解する
	学級活動	通学における交通安全	男女交際の在り方	火災時の非難の仕方	性的被害の予防	命の尊厳	地震時の対応と避難の仕方	助け合って生きる	火災への対応	知らない人からの誘いへの対応	地震火災時における避難の仕方	自転車の安全な乗り方	災害への対応を身につける
安全教育 学級指導	通学指導	・通学指導と通学観察指導 ・寄宿舎生の帰省指導 ・駅からのバス通学指導					・通学指導と通学観察指導 ・寄宿舎生の帰省指導 ・駅からのバス通学指導					自分の判断で安全に配慮し、交通ルールを守る態度を育成する	
	1年	通学の安全 子供110番の家 誘拐等の防止	避難経路を知る 宿泊生活訓練における安全	火災の予防 校内実習時の安全 水泳の安全	夏休みの生活と安全(含防犯)	交通事故の予防	地震への対応	火災予防と安全 校内実習と安全	冬休みの生活と安全	冬の安全対策	避難訓練の徹底 教室の整理整頓	身体の健康	健康や事故防止について理解する
	2年	2年生になって 通学の安全 子供110番の家	避難経路を知る 宿泊生活訓練における安全	火災の予防 産業現場等における実習の安全	夏休みの生活と安全(含防犯)	夏バテ予防と応急手当	地震への対応 産業現場等における実習の安全	火災予防と安全	冬休みの生活と安全	タバコの害	避難訓練の徹底 寒さに負けない体づくり	2年生の反省	健康で安全な生活を送る力を身に付ける
	3年	3年生になって 通学の安全 子供110番の家	避難経路を知る 宿泊生活訓練における安全	火災の予防	夏休みの生活と安全(含防犯)	けがをしたときの応急手当	地震への対応	火災予防と安全 タバコの害 修学旅行における安全	冬休みの生活と安全	日常生活と健康管理	避難訓練の徹底 社会に出るに当たって	卒業を控えて	社会人として、自覚をもって行動する
学校行事等	入学式	健康診断 宿泊生活訓練	火災避難(防災)訓練(消防署招来) 産業現場等における実習			地震避難(防災)訓練 体育祭 産業現場等における実習	修学旅行(3年)	文化祭	防災の日	地震火災避難(防災)訓練 マラソン大会	卒業式	学校行事における安全の徹底	
	部活動を週3日、放課後に40～70分間活動、安全に配慮し、知、徳、体を身に付ける					部活動を週3日、放課後に40～71分間活動、安全に配慮し、知、徳、体を身に付ける							
安全管理	対人管理	疾病のある生徒の把握(発作・運動制限)	救急体制の見直し	健康観察の徹底 心配蘇生法の確認	夏休み中の事故防止	健康観察の徹底			冬休み中の事故防止	健康観察の徹底		健康管理の反省 春休み中の事故防止	健康状態の的確な把握 健康維持と健康の増進
	対物管理	施設・設備点検 機・いすの点検	便所・洗面所の衛生管理・点検 避難経路の点検	プール水質検査		飲料水検査	照度検査	飲料水検査		教室の自然換気・CO2濃度検査	照度検査	健康管理の反省	安全で快適な学校環境 学校薬剤師との連携
		安全点検(通年)			安全点検・修理報告	防災関係設備点検			期末大掃除	掃除	期末大掃除	掃除	防災関係設備点検
学校安全に関する組織活動	・学校安全(保健)委員会 ・職員研修会(救急救命法)					・学校安全(保健)委員会					・学校安全(保健)委員会		
	保健安全部会(毎月) PTA・地域との連携					保健安全部会(毎月) PTA・地域との連携							

交通事故事例集目次

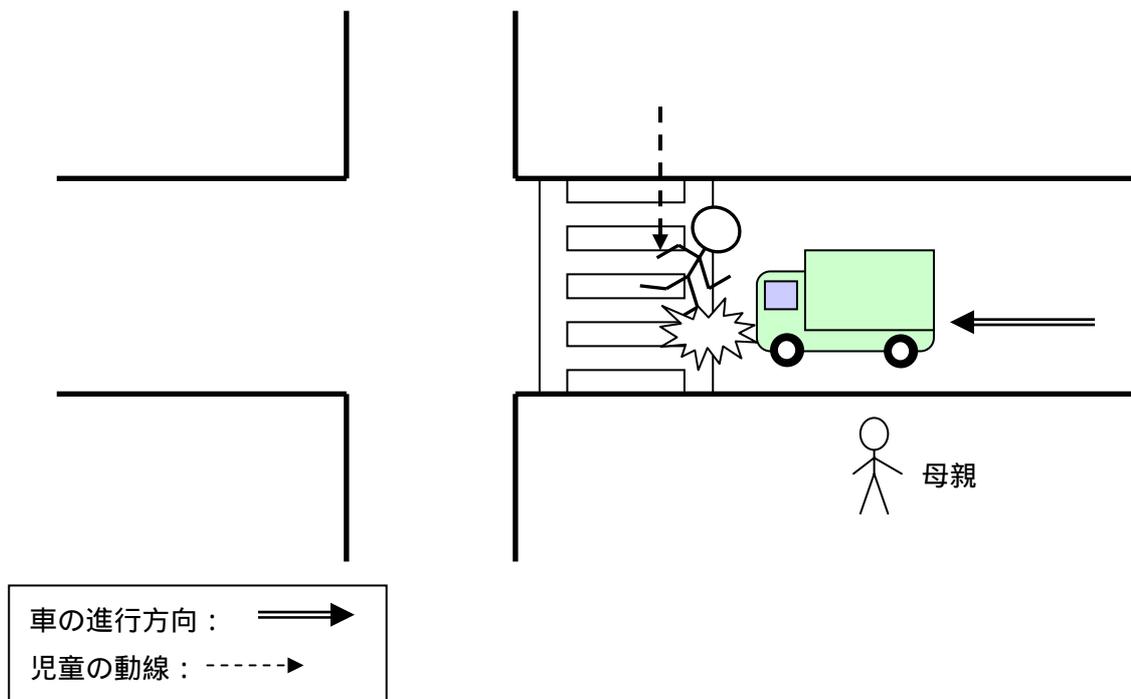
校 種	区 分	内 容	ページ
小学校	歩行中	安全不確認	1
		飛び出し	4
		車の前後横断	7
		その他	10
	自転車	片手運転	11
		安全不確認	12
		運転操作ミス	19
	四輪	同乗	21
	その他		23
	中学校	歩行中	安全不確認
自転車		信号無視	28
		二人乗り	29
		通行禁止	30
		安全不確認	34
		歩行者妨害	40
		運転操作ミス	41
二輪		二人乗り	44
四輪		同乗	45
高等学校		歩行中	左側通行
	その他		47
	自転車	信号無視	50
		一時不停止	54
		二人乗り	58
		並進	59
		通行禁止	61
		片手運転	65
		安全不確認	67
		運転操作ミス	76
		その他	79
		二輪	二人乗り・三人乗り
	安全不確認		86
	運転操作ミス		89
	その他		92
	同乗		94
	四輪	安全不確認	96
		その他	97
		同乗	98

交通事故事例

1 事故の区分 [歩行中・安全不確認]

校種	小学校		
学年	1年	性別	女
発	月旬曜日	4月上旬 火曜日	
	時間	午前 11時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他()	
目的	登校 <u>下校</u> その他		
事故	概要	下校途中、道路の反対側にいる母親を見つけ、横断歩道を渡ろうとし、大型トラックと接触。(脳挫傷及び右足すね、踵骨折)	
	原因	児童の安全不確認と車の運転手の前方不注意及び横断歩道上での歩行者保護義務違反	

2 事故図



3 指導ポイント

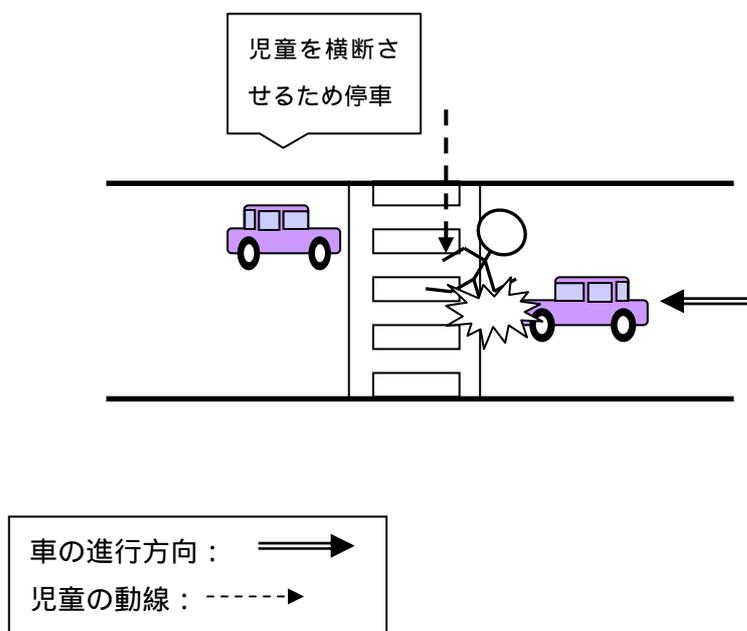
- (1) どんなに急いでいる時も一時停止をし、右・左・右を確認する。(横断時の約束「とまる・みる・たしかめる」)
- (2) 車が止まった後や通り過ぎた後左右の安全を確認し横断歩道を渡る。
- (3) むやみに道路の反対側から声をかけない。

交通事故事例

1 事故の区分〔歩行中・安全不確認〕

校種	小学校		
学年	2年	性別	女
発生	月旬曜日	3月上旬 土曜日	
	時間	午後 2時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他()	
目的	登校 下校 <u>その他</u>		
事故	概要	車が停止したため横断歩道を渡ったところ、反対車線から来た車にはねられた。横断歩道に信号はなかった。(頭部打撲)	
	原因	児童の安全不確認、車の運転手の前方不注意及び横断歩道上での歩行者保護義務違反	

2 事故図



3 指導ポイント

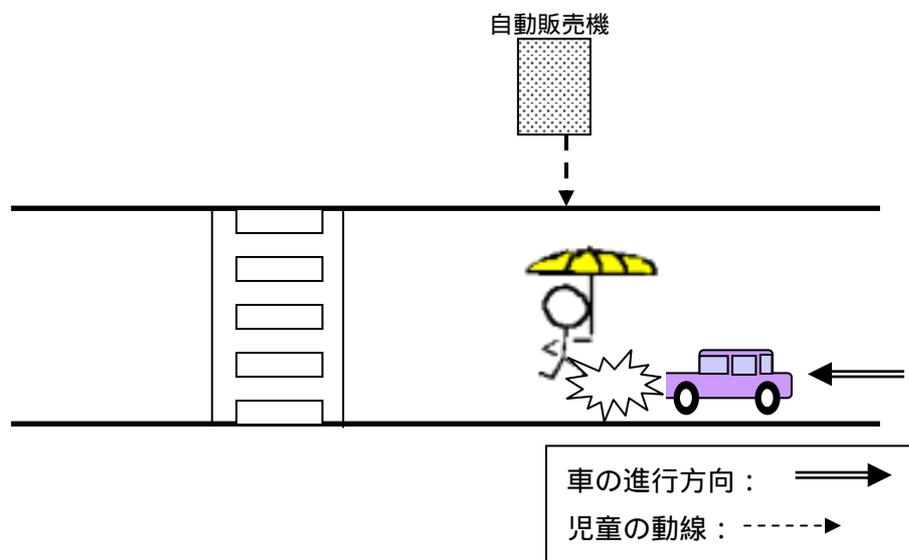
- (1) どんなに急いでいる時も一時停止をし、右・左・右を確認する。(横断時の約束「とまる・みる・たしかめる」)
- (2) 双方方向の車が止まった後や通り過ぎた後横断歩道を渡る。その際、運転手の目を見て渡ること。
- (3) 止まってくれるだろうと勝手に判断しないよう注意する。

交通事故事例

1 事故の区分〔歩行中・安全不確認〕

校種	小学校		
学年	4年	性別	女
発	月旬曜日	12月上旬 日曜日	
	時間	午後 6時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他()	
	目的	登校 下校 <u>その他</u>	
事故	概要	自動販売機でジュースを購入し、急いで自宅へ帰ろうと、道路を横断しようとしたところ車にはねられた。当日は雨で児童は傘を差していた。また、近くに横断歩道があったが、横断歩道を渡らなかった。(死亡)	
	原因	児童の横断歩道外横断、車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

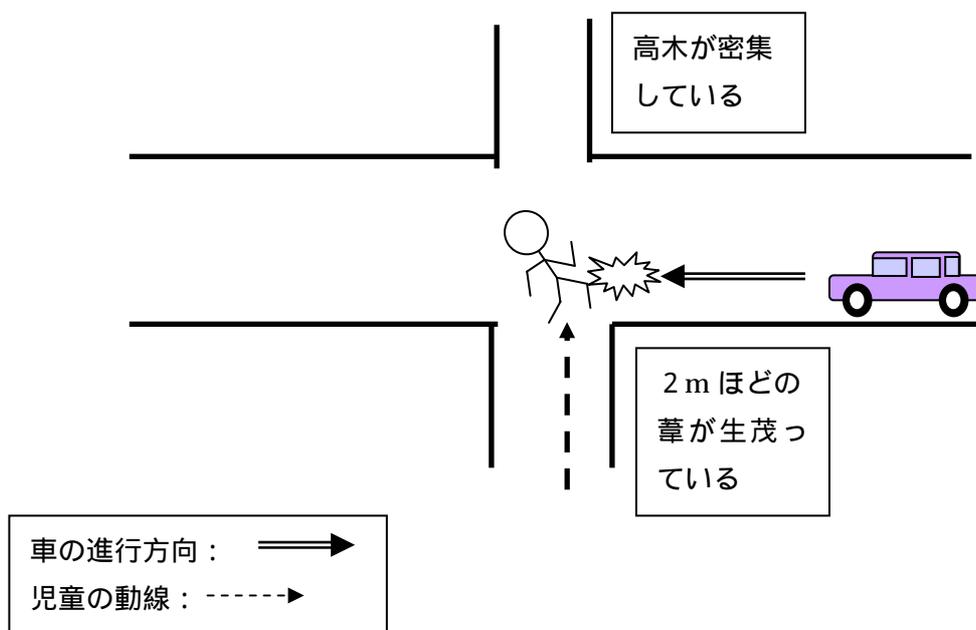
- (1)道路を横断する際は、遠回りでも必ず横断歩道を渡る。横断歩道等がない場合は、車が止まった後や通り過ぎた後左右の安全を確認し渡る。
- (2)前が見えるよう傘を差して歩行する。また、風が強い時は、両手で差す。
- (3)特に夕暮れどきは目立つ色の雨具をつけさせる。
- (4)どんなに急いでいる時も一時停止をし、右・左・右を確認する。(横断時の約束「とまる・みる・たしかめる」)
- (5)雨の日は、自動車の運転手にとっても視界が悪く事故を起こしやすい。また、雨天時はブレーキの効きが悪くなることも併せて知らせる。

交通事故事例

1 事故の区分〔歩行中・飛び出し〕

校種	小学校		
学年	1年	性別	男
発	月旬曜日	6月中旬 土曜日	
	時間	午後4時頃	
生	場所	歩道 <u>交差点</u> 直線道路 カーブ その他()	
	目的	登校 下校 <u>その他</u>	
事故	概要	農道の交差点(標識なし)を児童が飛び出した。車の運転手は児童に気がつきブレーキをかけたが間に合わず、衝突。(頭蓋骨骨折：死亡)	
	原因	児童の飛び出しと車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

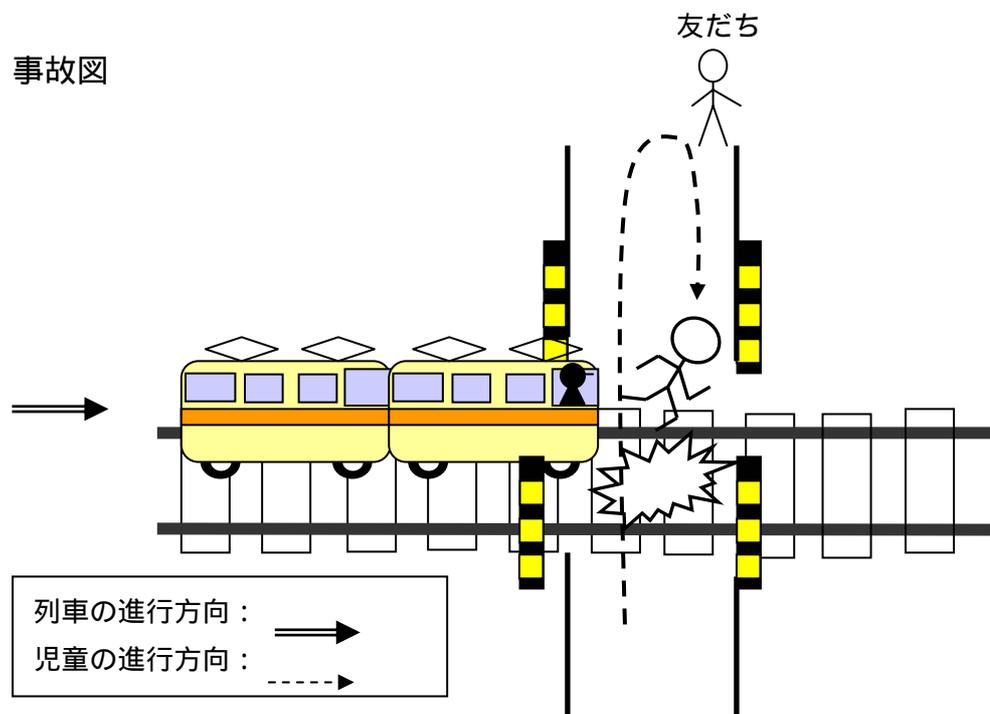
- (1) どんなに急いでいる時も一時停止をし、右・左・右を確認する。(横断時の約束「とまる・みる・たしかめる」)
- (2) 交差点では、左折車・右折車にも気をつける。
- (3) 車や物陰から飛び出さない。(車は急に止まらない)

交通事故事例

1 事故の区分〔歩行中・飛び出し〕

校種	小学校		
学年	3年	性別	男
発	月旬曜日	10月中旬 水曜日	
	時間	午後3時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路	カーブ 踏切
目的	登校 下校 その他		
事故	概要	下校途中、友人2人と踏切を渡ったが、児童が引き返そうとして再び踏切内に入った際、電車に跳ね飛ばされた。運転手は、現場の20メートル手前で飛び出しに気付き、急ブレーキをかけたが間に合わなかった。踏切は、警報機、遮断機はなかった。(死亡)	
	原因	児童の安全不確認、列車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

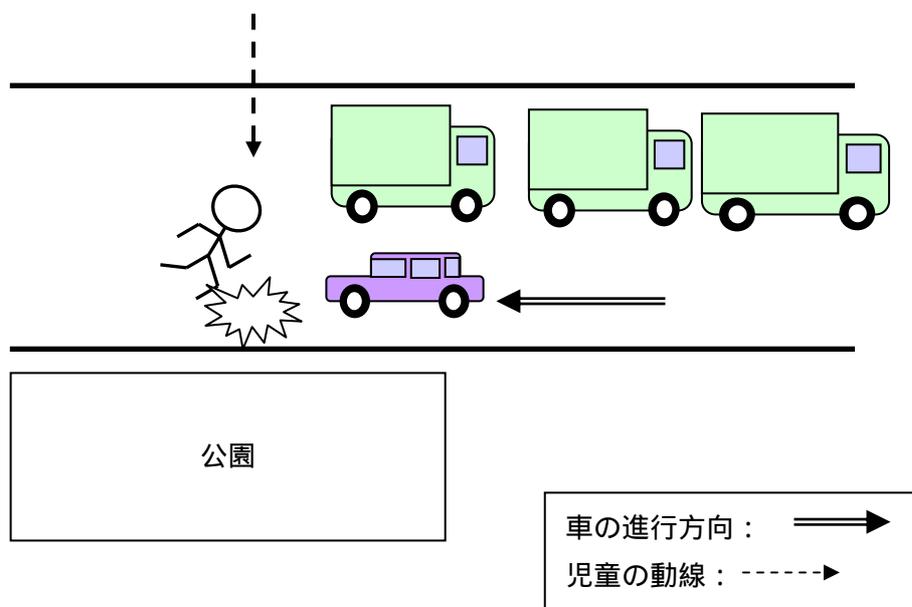
- (1) どんなに急いでいる時も一時停止をし、右・左・右を確認する。(踏切横断時の約束「とまる・みる・たしかめる」)
- (2) 電車が通るときには一歩離れて待つ。
- (3) 警報機、遮断機のない踏切や踏切以外の線路は危険である為、回り道でも安全な踏切を渡る。また、踏切での事故は、死亡につながるなど大きな事故となる。

交通事故事例

1 事故の区分〔歩行中・飛び出し〕

校種	小学校		
学年	4年	性別	男
発生	月旬曜日	4月中旬 土曜日	
	時間	午後 1時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他()	
目的	登校 下校 <u>その他</u>		
事故	概要	公園へ行くために道路の反対側に渡ろうとした際、左右を確認せず飛び出して、車と接触した。この日は、道路工事の為、トラックが3台道路に停車中で、左右の見通しが悪くなっていた。(左手首骨折、顔面擦過傷)	
	原因	児童の飛び出し、車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

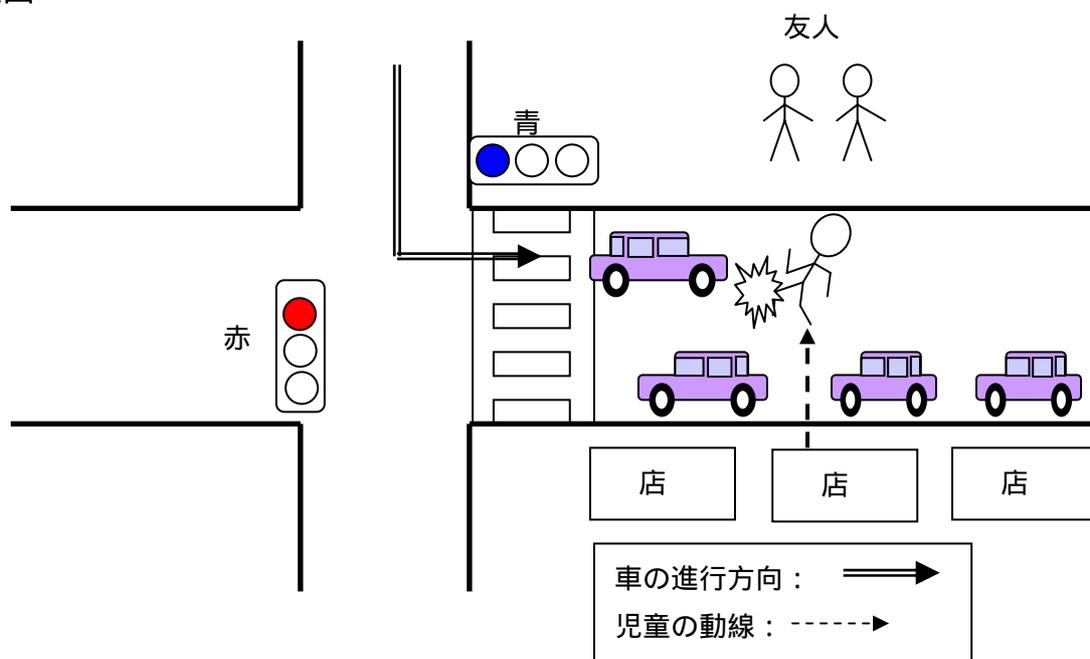
- (1)車や物陰から飛び出さない。(車は急に止まらない)
- (2)どんなに急いでいる時も一時停止し、右・左・右を確認する。(横断時の約束「とまる・みる・たしかめる」)
- (3)道路を横断する際は、遠回りでも横断歩道を渡る。横断歩道等がない場合は、車が止まった後や通り過ぎた後左右の安全を確認し渡ることを理解させる。

交通事故事例

1 事故の区分〔歩行中・車の前後横断〕

校種	小学校		
学年	1年	性別	女
発	月旬曜日	9月中旬 水曜日	
	時間	午後3時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 カーブ その他()	
目的	登校 下校 その他		
事故	概要	下校中、友人に追いつこうとし、渋滞している車の間を通過し道路の反対側に行こうとしたところ、交差点を左折してきた反対車線の車と衝突。(左足複雑骨折)	
	原因	児童の安全不確認と車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

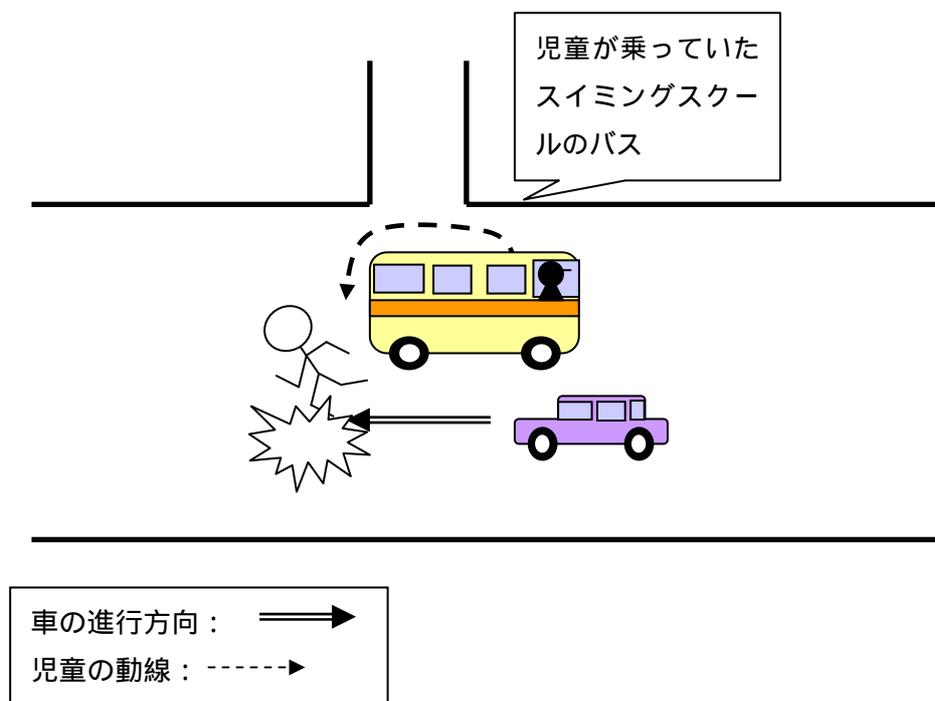
- (1)道路を横断する際は、遠回りでも必ず横断歩道を渡る。
- (2)車や物陰から飛び出さない。
- (3)どんなに急いでいる時も一時停止をし、右・左・右を確認する。(横断時の約束「とまる・みる・たしかめる」)
- (4)交差点近くでは、左折車・右折車にも気をつける。
- (5)歩行者の事故の多くは、道路を横断する際に発生している。

交通事故事例

1 事故の区分〔歩行中・車の前後横断〕

校種	小学校		
学年	2年	性別	男
発生	月旬曜日	4月下旬 火曜日	
	時間	午後 5時頃	
場所	歩道 交差点	直線道路	カーブ その他()
目的	登校 下校	その他	
事故	概要	児童がスイミングクラブの送迎バスを降りバスの後ろを歩いて、道路の反対側へ渡ろうとし、反対車線を走行してきた自動車にはねられた。 (頭部打撲及び両手足擦過傷)	
	原因	児童の安全不確認と車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

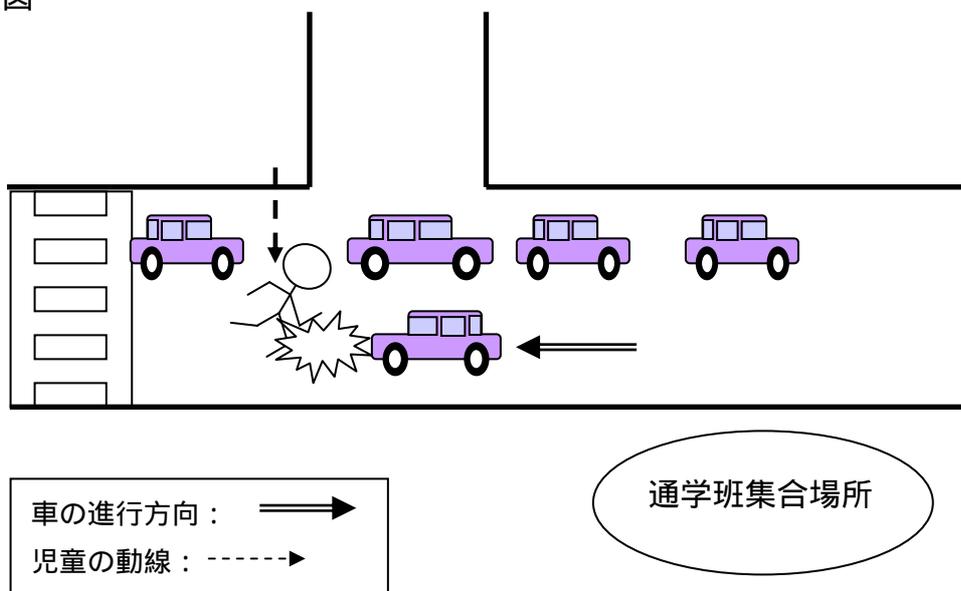
- (1)車や物陰から飛び出さない。(車は急に止まらない)
- (2)どんなに急いでいる時も一時停止をし、右・左・右を確認する。(横断時の約束「とまる・みる・たしかめる」)
- (3)友人が道路の反対側にいる時・・・道路の反対側から声を掛けない。(急がせない)
- (4)道路を横断する際は、遠回りでも横断歩道を渡る。近くに横断歩道等がない場合は、手を挙げて横断の意志を周りに伝え、車が止まった後や通り過ぎた後左右の安全を確認し渡る。

交通事故事例

1 事故の区分〔歩行中・車の前後横断〕

校種	小学校		
学年	2年	性別	男
発	月旬曜日	9月中旬 水曜日	
	時間	午前 8時頃	
生	場所	歩道 (交差点) 直線道路 カーブ その他()	
	目的	(登校) 下校 その他()	
事故	概要	道路の反対側にある通学班集合場所へ行こうとし、連なっている車の間を通過した。その際、反対車線から来る車に気づかず衝突した。横断した場所は、横断歩道ではなかった。(右頬、右膝、左手の甲打撲)	
	原因	児童の安全不確認と車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

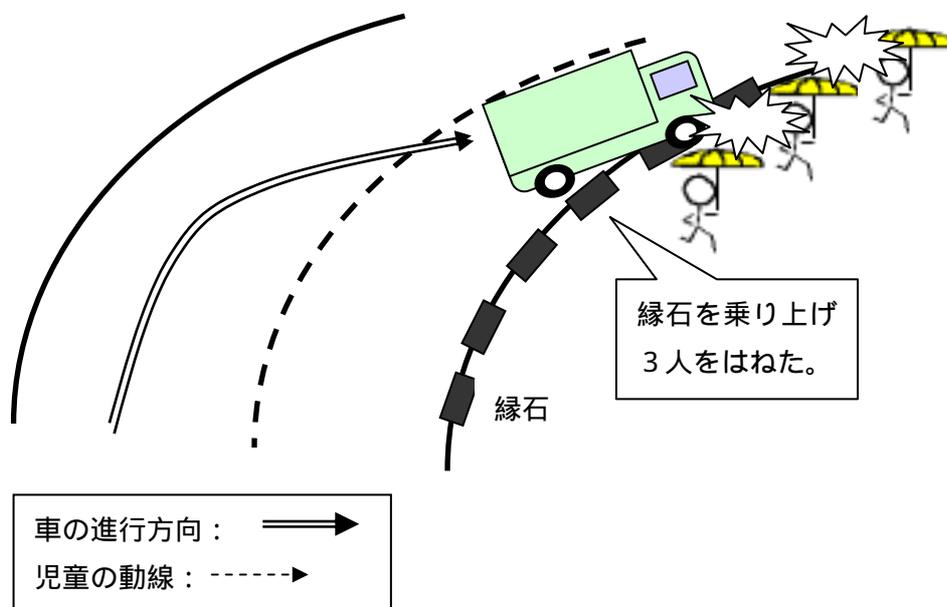
- (1)道路を横断する際は、遠回りでも必ず横断歩道を渡る。
- (2)どんなに急いでいる時も一時停止をし、右・左・右を確認する。(横断時の約束「とまる・みる・たしかめる」)
- (3)車や物陰から飛び出さない。
- (4)歩行者の事故の多くは、道路を横断する際に発生している。

交通事故事例

1 事故の区分 [歩行中・その他(歩道での事故)]

校種	小学校		
学年	1年	性別	男 3名
発生	月旬曜日	10月中旬 木曜日	
	時間	午後 2時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 カーブ その他()	
目的	登校 下校 その他		
事故	概要	事故当時雨が降っており、トラックが右カーブを曲がる際に運転を誤り、歩いて下校中の児童3人をはねた。(1名重体、2名怪我)	
	原因	自動車運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1)前が見えるよう傘を差して歩行する。また、風が強い時は、両手で差す。
- (2)目立つ色の雨具をつけさせる。
- (3)自分では予測できない事故があることを理解させる。
- (4)雨の日は、自動車の運転手にとっても視界が悪く事故を起こりやすい。また、雨天時はブレーキの効きが悪くなることを理解させる。

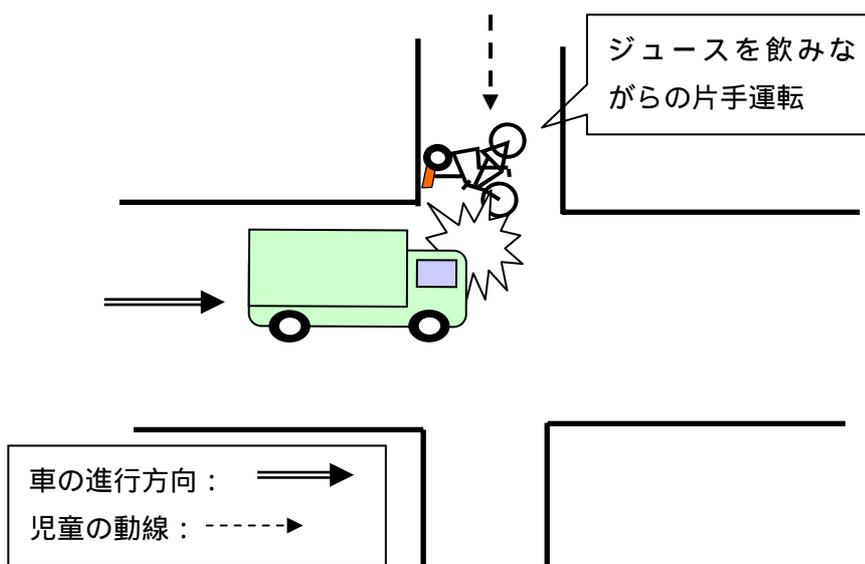
交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・片手運転〕

校種	小学校		
学年	6年	性別	男
発	月旬曜日	7月 下旬 火曜日	
	時間	午前 11時頃	
生	場所	歩道 (交差点) 直線道路 カーブ その他()	
	目的	登校 下校 (その他)	
事故	概要	幅広い市道と緩やかな坂の農道が交わる交差点で、自転車乗車中に大型トラックと衝突。生徒は緩やかな農道を缶ジュースを飲みながら自転車を運転し、止まろうとしたが止まりきれなかった。(頭蓋骨骨折、脳挫傷)	
	原因	児童の自転車の片手運転によるブレーキ操作の誤作動、車の運転手の前方不注意	

2 事故図

緩やかな坂道(下り)



3 指導ポイント

- (1) 自転車は両手で確実にハンドルを握って運転する。片手運転は、バランスを崩しやすく危険。
- (2) 狭い道から広い道に出る時でも、どんなに急いでいる時でも一時停止をし、右・左・右を確認する。(横断時の約束「とまる・みる・たしかめる」)
- (3) 坂道を下る場合は予測しているよりスピードが速いため早めに減速する。制動距離も長くなる。

4 備考

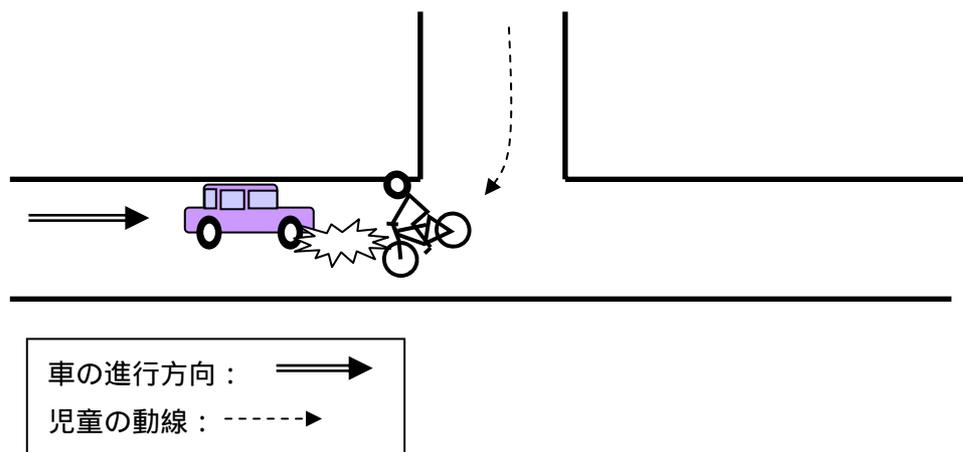
傘さし運転等不安定な方法で自転車に乗ると、道路交通法第71条第6項違反(5万円以下の罰金になる場合がある)

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・安全不確認（動静不注視）〕

校種	小学校		
学年	1年	性別	男
発生	月旬曜日	9月中旬 水曜日	
	時間	午後5時頃	
場所	歩道 <u>交差点</u> 直線道路 カーブ その他()		
目的	登校 下校 <u>その他</u>		
事故	概要	児童が自転車で交差点に進入し、右折したところ、右側から減速しながら直進してきた車と接触し、左側に転倒した。ライトは点灯していなかった。（左大腿部及び頭部の打撲）	
	原因	児童の動静不注視、車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

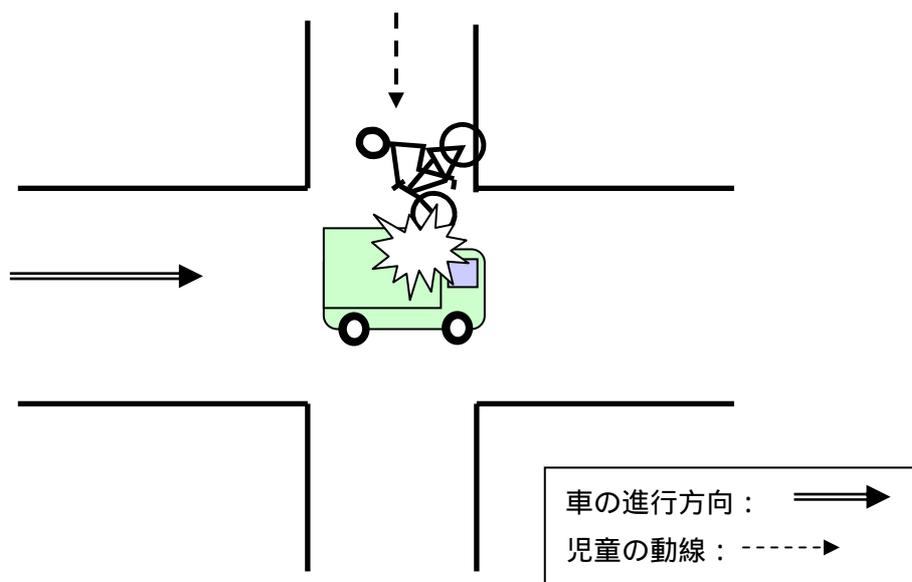
- (1)信号のない交差点では、一時停止の標識のあるなしに関わらず、一時停止をし、右・左・右を確認する。（横断時の約束「とまる・みる・たしかめる」）車が止まった後や通り過ぎた後に道路を横断する。
- (2)一時停止をする時は、周囲の安全を確かめて停止し、自転車の左側に降りる。
- (3)交差点が近づいたらスピードを出さない、いつでも止まれる速度で走行する。（徐行運転）

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・安全不確認〕

校種	小学校		
学年	2年	性別	男
発	月旬曜日	7月中旬 水曜日	
	時間	午後7時頃	
生	場所	歩道 <u>交差点</u> 直線道路 カーブ その他()	
	目的	登校 下校 <u>その他</u>	
事故	概要	交差点で一時不停止せず、進入したところ右方向から来たトラックの側面に衝突した。(左鎖骨骨折、脳挫傷、全身打撲)*ライトの点灯の有無は不明。	
	原因	児童の一時不停止と安全不確認、車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

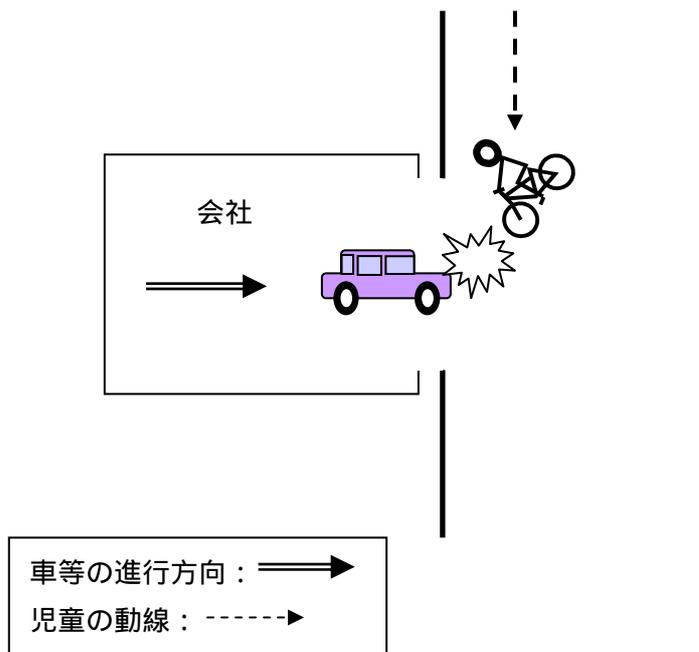
- (1)信号のない交差点では、一時停止の標識のあるなしに関わらず、一時停止し、右・左・右を確認する。(横断時の約束「とまる・みる・たしかめる」)
- (2)一時停止をする時は、周囲の安全を確かめて停止し、自転車の左側に降りる。
- (3)交差点が近づいたらスピードを出さない、いつでも止まれる速度で走行する。(徐行運転)
- (4)夕方は早めに点灯するよう指導する。

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・安全不確認〕

校種	小学校		
学年	4年	性別	男
発生	月旬曜日	4月下旬 月曜日	
	時間	午後 5時頃	
場所	歩道 交差点	直線道踏	カーブ その他()
目的	登校 下校	その他	
事故	概要	自転車で帰宅中、会社の門から出てきた徐行運転中の車と接触した。両方のスピードが遅かったことと、児童がヘルメットをかぶっていたため軽症で済んだ。(両足と肩打撲、左大腿部外傷)	
	原因	児童の右側通行と動静不注視、車の運転手の動静不注視	

2 事故図



3 指導ポイント

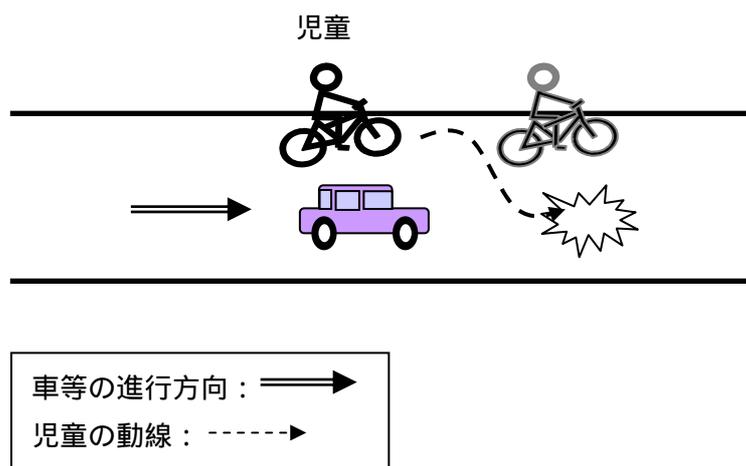
- (1)会社、商店等出口から車、歩行者等が出てくるという意識をもつ。
- (2)危険を予測する能力を高めさせる。(常に危険がひそんでいる「かもしれない」という意識をもたせる)

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・安全不確認（追越し）〕

校種	小学校		
学年	4年	性別	男
発	月旬曜日	8月上旬 月曜日	
	時間	午後 2時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他()	
	目的	登校 下校 <u>その他</u> (夏祭りの帰路)	
事故	概要	夏祭りから自転車で帰る途中、前方を運転している自転車を追い抜こうとした際、後ろから来た車にはねられた。(頭蓋骨骨折)	
	原因	児童の安全不確認、車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

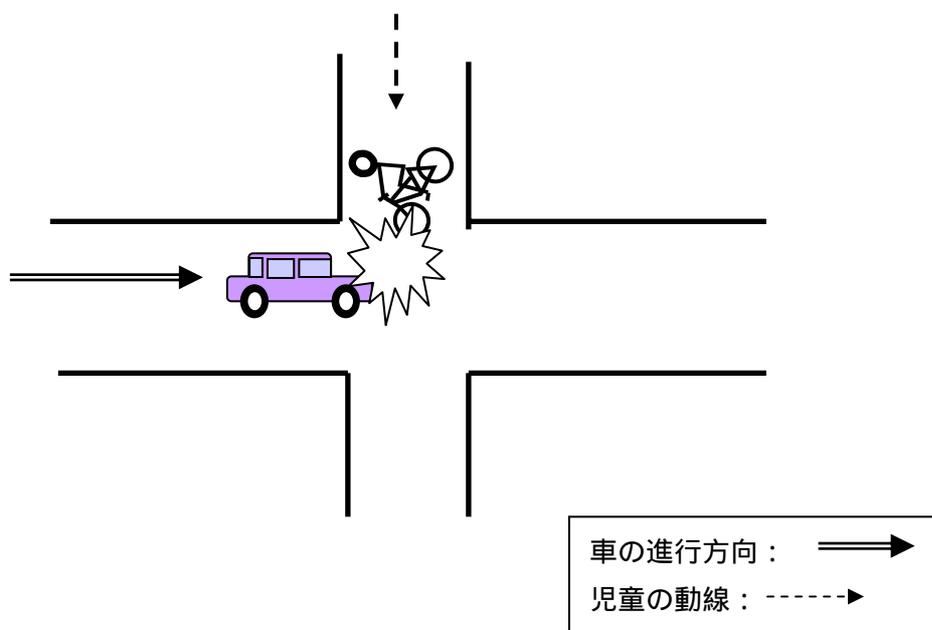
- (1) 歩行者自転車を追い越すときは、後方の安全確認をする。
- (2) 他の自転車と並んで走ったり、ジグザグ運転をしたり、競争をしてはいけない。

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・安全不確認〕

校種	小学校		
学年	4年	性別	男
発	月旬曜日	11月上旬 水曜日	
	時間	午後 5時頃	
生	場所	歩道 <u>交差点</u> 直線道路 カーブ その他()	
	目的	登校 下校 <u>その他</u>	
事故	概要	道が細く見通しの悪い交差点で、自転車で児童が飛び出し、車と衝突した。(両足、右膝の擦過傷等)	
	原因	児童の一時不停止と安全不確認、車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

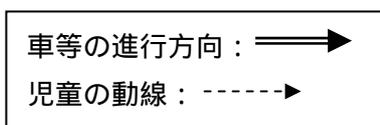
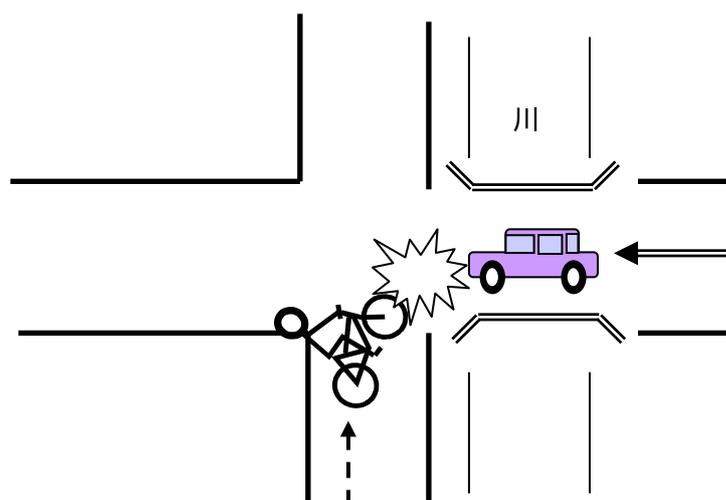
- (1)信号のない交差点では、一時停止の標識のあるなしに関わらず、一時停止をし、右・左・右を確認する。(横断時の約束「とまる・みる・たしかめる」)
- (2)一時停止をする時は、周囲の安全を確かめて停止し、自転車の左側に降りる。
- (3)交差点が近づいたら、スピードを出さない、いつでも止まれる速度で走行する。(徐行運転)
- (4)夕方は早めに点灯するよう指導する。

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・安全不確認〕

校種	小学校		
学年	5年	性別	男
発	月旬曜日	9月下旬 金曜日	
	時間	午後5時頃	
生	場所	歩道 <u>交差点</u> 直線道路 カーブ その他()	
	目的	登校 下校 <u>その他</u>	
事故	概要	友人と釣りに出かける途中忘れ物に気付き、自宅へ引き返す途中、自転車で交差点を渡ろうとした際、右方向から走ってきた車に接触し、その場に転倒した。(右大腿部打撲)	
	原因	児童の安全不確認、車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

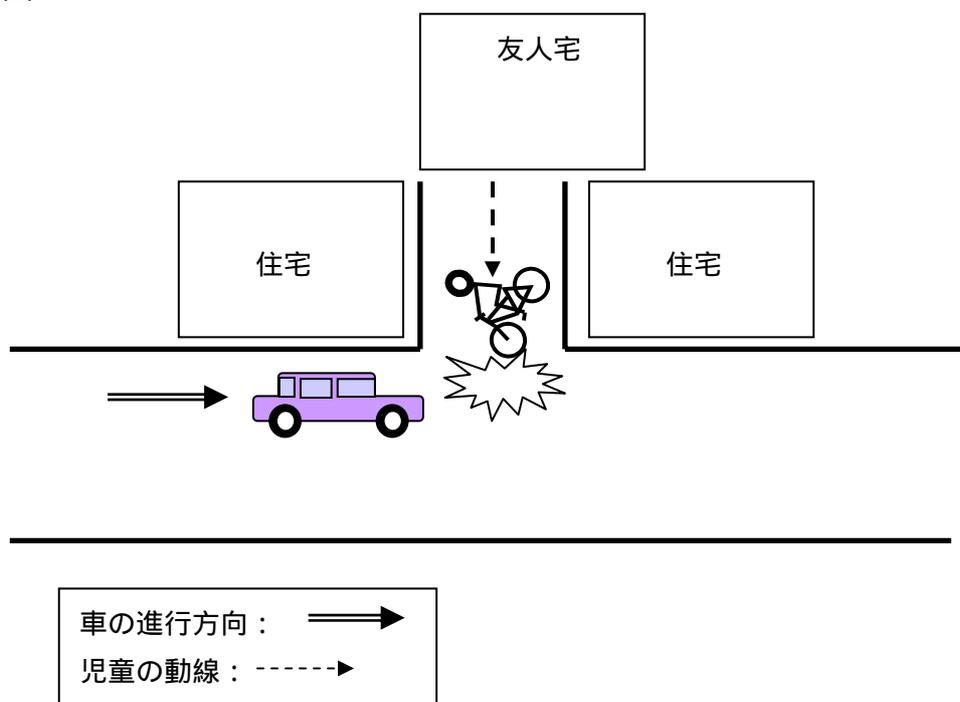
- (1)信号のない交差点では、一時停止の標識のあるなしに関わらず、一時停止をし、右・左・右を確認する。(横断時の約束「とまる・みる・たしかめる」)
- (2)一時停止をする時は、周囲の安全を確かめて停止し、自転車の左側に降りる。
- (3)交差点が近づいたら、スピードを出さない、いつでも止まれる速度で走行する。(徐行運転)

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・安全不確認〕

校種	小学校		
学年	6年	性別	女
発	月旬曜日	9月中旬 水曜日	
	時間	午後5時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他()	
目的	登校 下校 その他		
事故	概要	友人宅から帰ろうとし市道に出た際、左右の確認が不十分だったため、右側から来た車と接触した。(軽い打撲)	
	原因	児童の安全不確認、車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

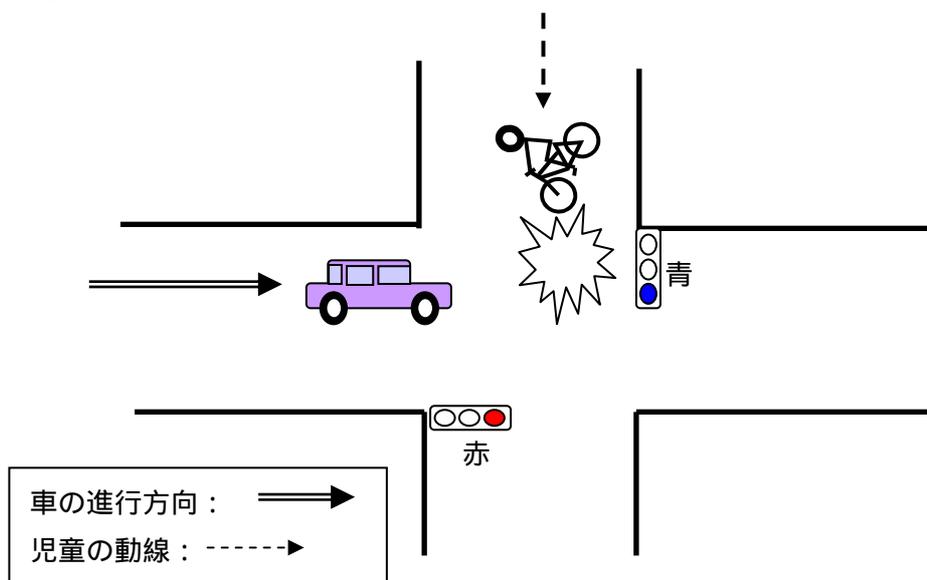
- (1) どんなに急いでいる時も一時停止をし、右・左・右を確認する。(横断時の約束「とまる・みる・たしかめる」) 車が止まった後や通り過ぎた後に道路を横断する。
- (2) 一時停止をする時は、前後の安全を確かめて停止し、自転車の左側に降りる。
- (3) 視界が悪いときは、スピードを出さない、いつでも止まれる速度で走行する。(徐行運転)

交通事故事例

1 事故の区分 [自転車・運転操作ミス(ブレーキ操作)]

校種	小学校		
学年	3年	性別	男
発生	月旬曜日	9月下旬 金曜日	
	時間	午後 5時頃	
生	場所	歩道 (交差点) 直線道路 カーブ その他()	
目的	登校 下校 (その他)		
事故	概要	信号のある交差点で、信号待ちをするためにブレーキをかけ停止しようとしたが、うまく止まらなかった。そのため、交差点に進入してしまい、右側から来た車と接触した。(左大腿部打ち身、軽症)	
	原因	児童の信号無視及びブレーキ操作の誤り、車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

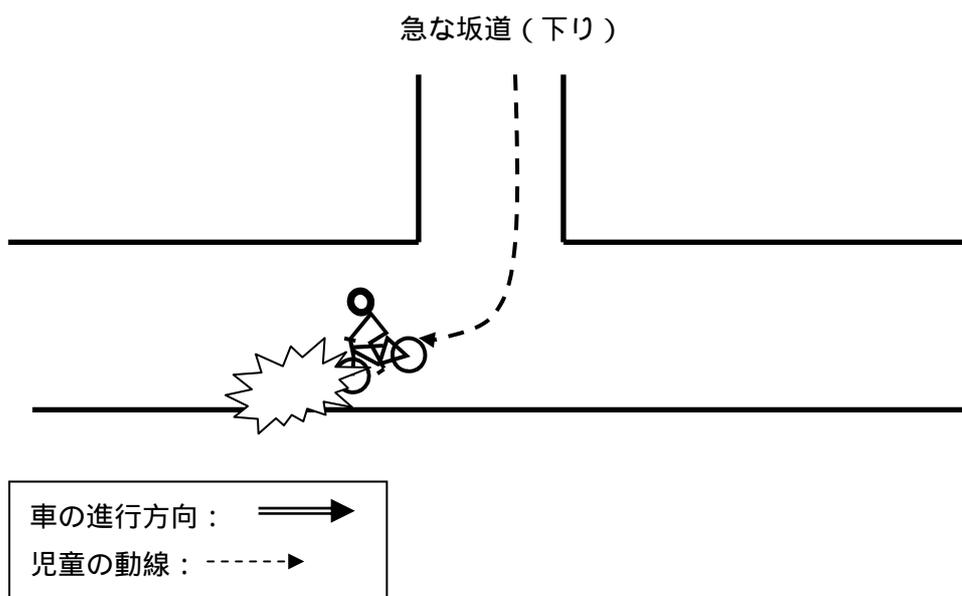
- (1) 交差点が近づいたら、スピードを出さない、いつでも止まれる速度で走行する。(徐行運転)
- (2) 信号を守る。
- (3) 一時停止をする時は、前後の安全を確かめて停止し、自転車の左側に降りる。
- (4) ブレーキ点検カード等を作成し、定期点検を行う。

交通事故事例

1 事故の区分 [自転車・運転操作ミス(ブレーキ操作)]

校種	小学校		
学年	6年	性別	男
発生	月旬曜日	9月中旬 金曜日	
	時間	午後5時頃	
場所	歩道 交差点 直線道路	カーブ	その他()
目的	登校 下校	その他	
事故	概要	自損事故・急な坂を自転車で下り、突き当りを右に曲がろうとしたところスピードが出すぎてしまい横滑りになり壁にぶつかり転倒した。 (両腕骨折)	
	原因	児童のブレーキ操作の誤り及びスピードの出し過ぎ	

2 事故図



3 指導ポイント

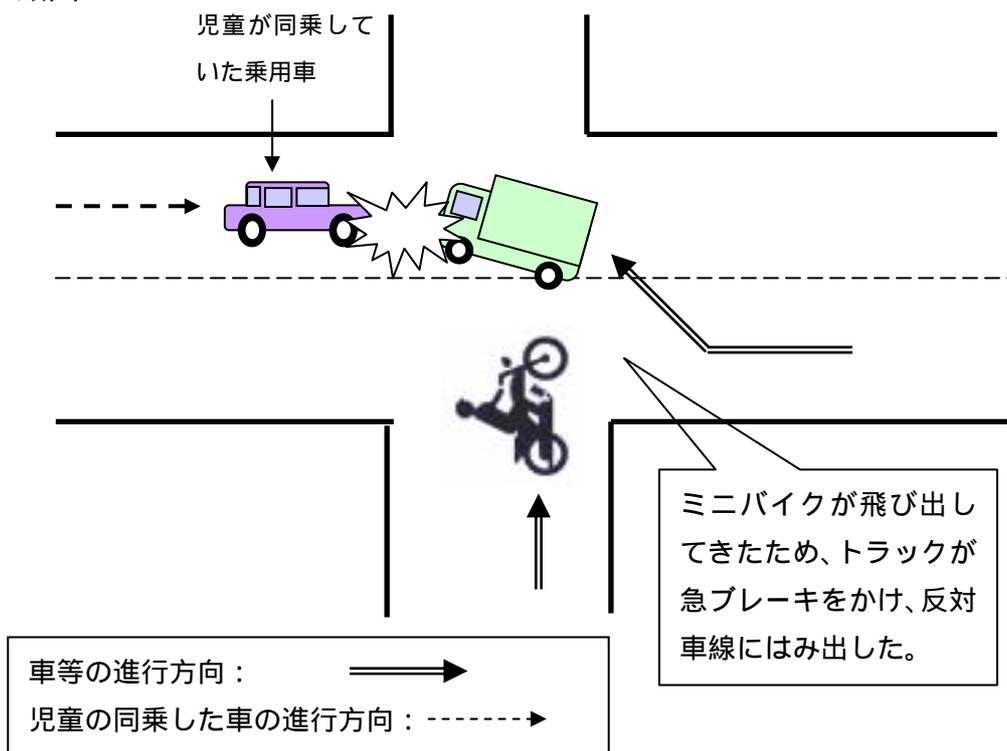
- (1)信号のない交差点では、一時停止の標識のあるなしに関わらず、一時停止をし、右・左・右を確認する。(横断時の約束「とまる・みる・たしかめる」)
- (2)下り坂では、特に、スピードに注意し、いつでも止まれる速度で走行する。(徐行運転)
- (3)ブレーキ操作を確実に行う。下りの場合、スピードが出て制動距離が長くなる。
- (4)ブレーキ点検カード等を作成し、定期点検を行う。

交通事故事例

1 事故の区分〔四輪（同乗）〕

校種	小学校		
学年	1年	性別	女
発	月旬曜日	5月 下旬 日曜日	
	時間	午前 11時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他()	
	目的	登校 下校 <u>その他</u>	
事故	概要	祖母が運転手する車に同乗していたところ、対向車線にはみ出してきたトラックと正面衝突した。トラックは、交差点付近でミニバイクを避けるため急ブレーキをかけ、対向車線にはみ出してしまった。(児童：軽症、祖母：死亡)*シートベルトの着用の有無は不明。	
	原因	車の運転手の前方不注意、トラックの運転手の前方不注意及びミニバイクの運転手の安全不確認及び一時不停止	

2 事故図



3 指導ポイント

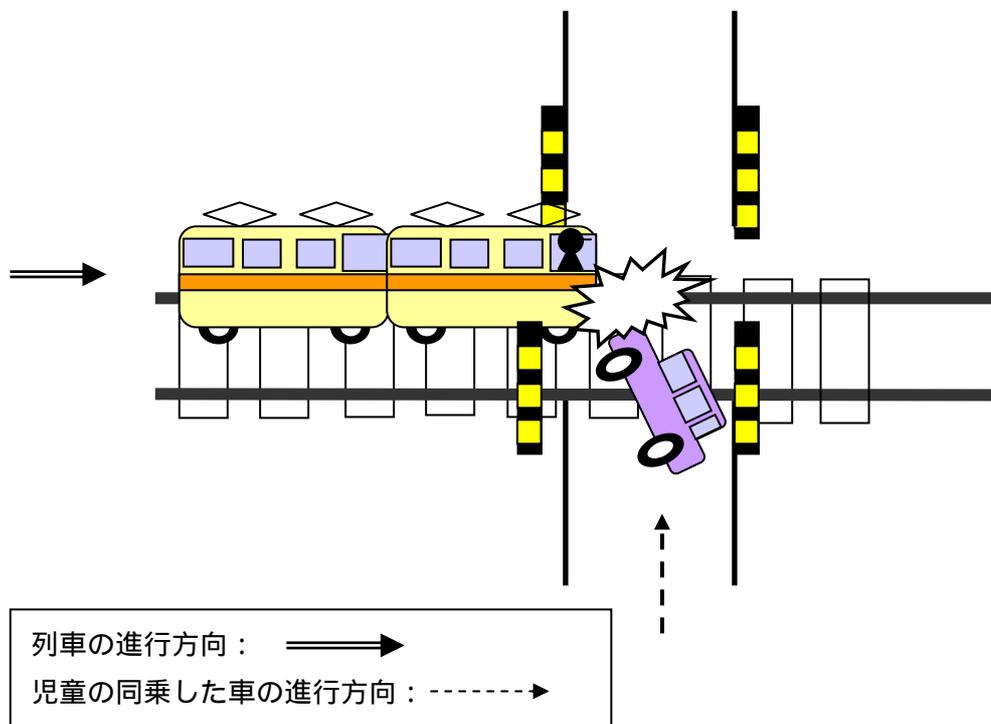
- (1)助手席、後部座席にかかわらずシートベルトを着用する。
- (2)同乗したら運転者の安全確認に協力する。
- (3)自分では予想できない事故があることを理解させる。

交通事故事例

1 事故の区分〔四輪（同乗）〕

校種	小学校		
学年	2年	性別	男
発生	月旬曜日	7月 下旬 水曜日	
	時間	午後 3時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 カーブ <u>その他</u> （踏切）	
目的	登校 下校 <u>その他</u>		
事故	概要	母親の運転する車に同乗し、踏切を横断しようとし、電車と衝突した。横断した踏切には、警報機及び遮断機は設置されていなかった。（児童：頭蓋骨骨折）*シートベルトの着用の有無は不明。	
	原因	車の運転手の安全不確認、列車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

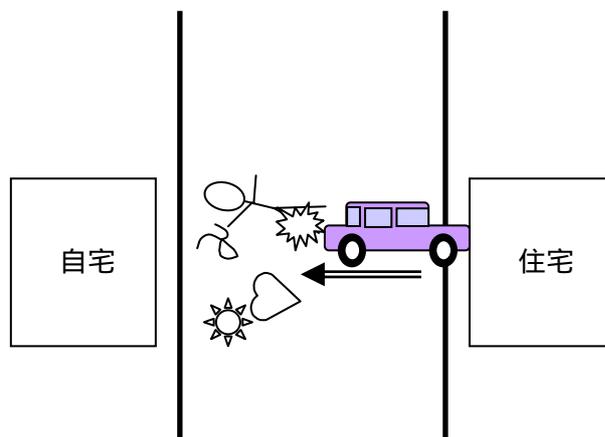
- (1)助手席、後部座席にかかわらずシートベルトを着用する。
- (2)同乗したら運転者の安全確認に協力する。
- (3)踏切での事故は、死亡につながるなど大きな事故につながることを理解させる。
- (4)自分では予想できない事故があることを理解させる。

交通事故事例

1 事故の区分 [その他・路上遊技]

校種	小学校		
学年	1年	性別	女
発	月旬曜日	9月中旬 金曜日	
	時間	午後5時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他()	
	目的	登校 下校 <u>その他</u>	
事故	概要	自宅前の道路で寝そべて落書きをしていたところに、向かいの家の駐車場からバックで出てきた車にひかれた。(怪我なし)	
	原因	児童の路上遊技、車の運転手の安全不確認	

2 事故図



3 指導ポイント

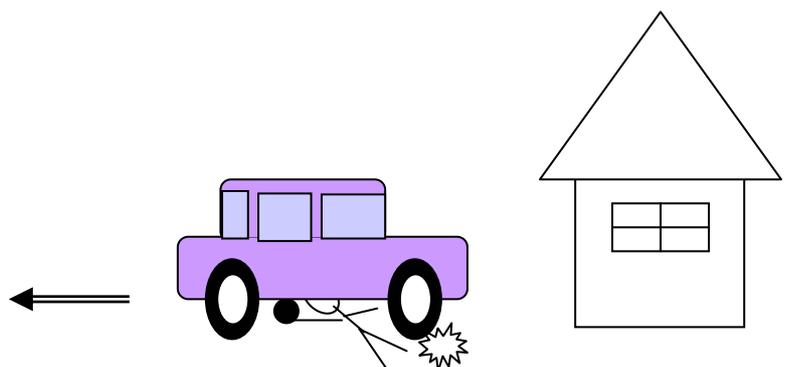
- (1) 路上は遊び場でないことを理解させる。
- (2) 子供は車の運転者からは見えにくいことを理解させる。
- (3) 遊んではいけないという結論を押しつけるのではなく、どんな危険性があるか考えさせる。

交通事故事例

1 事故の区分〔その他・路上遊技〕

校種	小学校		
学年	1年	性別	男
発生	月旬曜日	9月中旬 水曜日	
	時間	午後5時頃	
場所	歩道 交差点 直線道路 カーブ その他 (自宅駐車場)		
目的	登校 下校 その他		
事故	概要	自宅の車の下にボールが入ってしまった。児童がボールを取ろうと車の下に入ったところ、運転手が気付かず自宅の駐車場から車を発進(バック)させ事故となる。(頭部外傷)	
	原因	児童の路上遊技、車の運転手の安全不確認	

2 事故図



3 指導ポイント

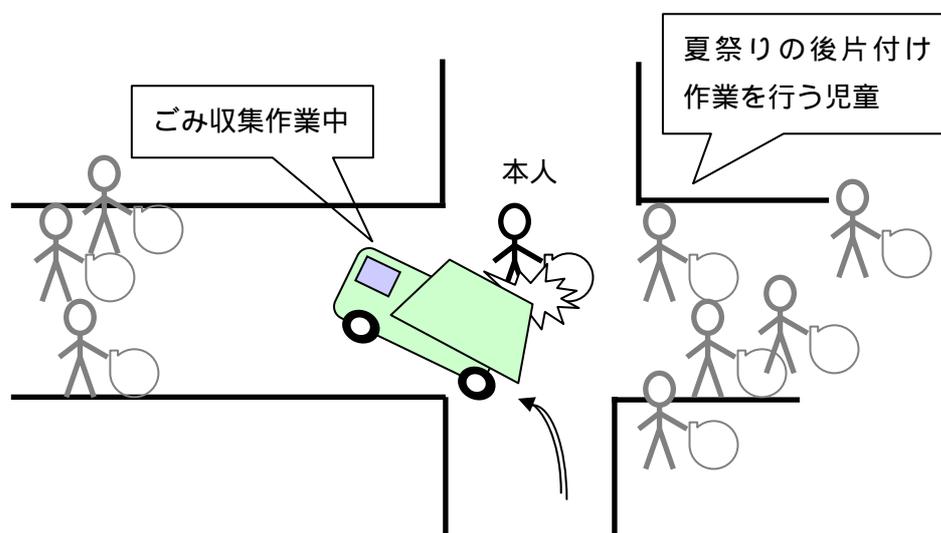
- (1) 運転者から見えないところもあることをしっかり教え、止まっている車の周辺で遊ばない。
- (2) ボール等が車の下に入った時は、車の運転手等にひと声かけてからとる。
- (3) 運転者から見えないところもあることをしっかり教え、止まっている車の周辺で遊ばない。

交通事故事例

1 事故の区分〔その他（安全不確認）〕

校種	小学校		
学年	1年	性別	男
発	月旬曜日	7月上旬 土曜日	
	時間	午前 9時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 カーブ <u>その他</u> （商店街）	
	目的	登校 下校 <u>その他</u> （奉仕作業中）	
事故	概要	夏祭りの後片付けのため商店街でごみを拾っていたところ、わき道から左折しようとした清掃車の右側後輪が当たった。清掃車はごみの収集作業中だった。（頭蓋骨にひび）	
	原因	児童の安全不確認、車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1) 路上で作業するときは、作業に夢中にならず、常に車や自転車、歩行者等に気を配る。
- (2) 運転手から見えにくいことを理解させる。
- (3) 車の周辺に人を立たせて注意する。

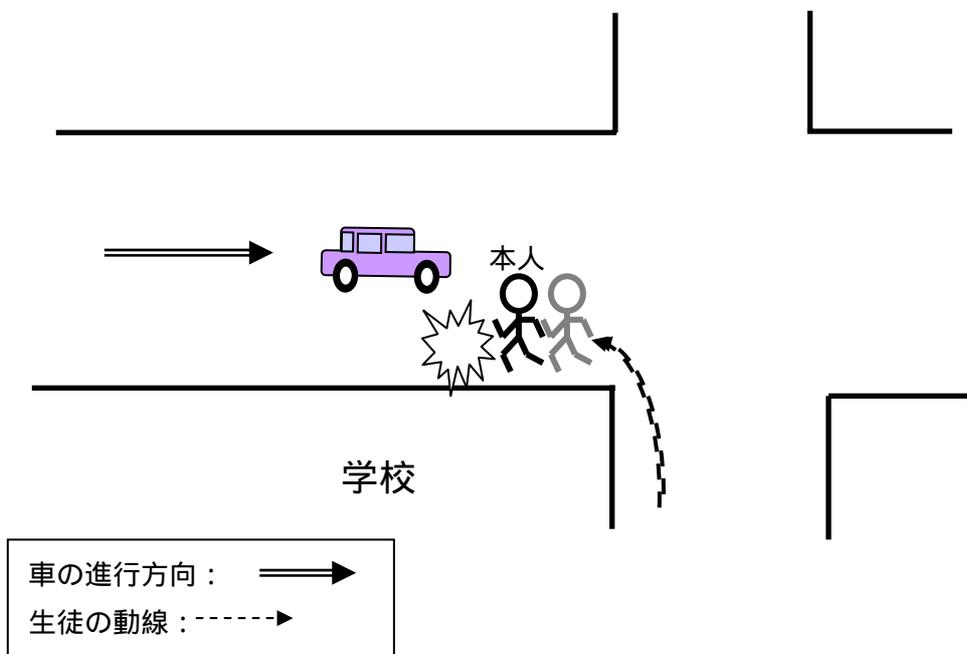
4 備考

交通事故事例

1 事故の区分〔歩行中（ランニング中）・安全不確認〕

校種	中学校		
学年	2年	性別	男
発	月旬曜日	12月中旬 土曜日	
	時間	午後 3時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他()	
目的	登校 下校 <u>その他</u> (部活動中)		
事故	概要	部活動で2人で学校の周囲を走っていたところ、前から来た車にはねられた。車はそのまま逃走した。(脳挫傷等)	
	原因	自動車運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

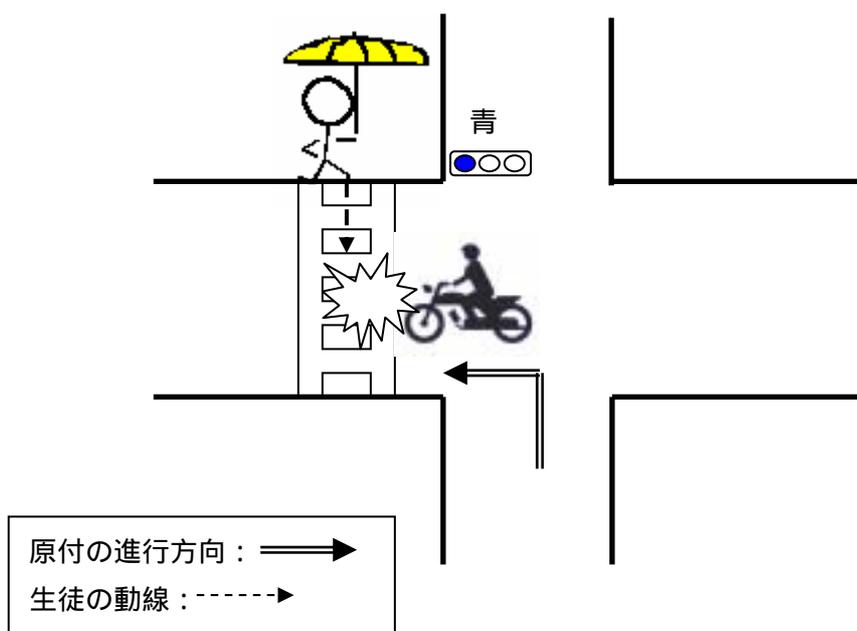
- (1) 周囲に気を配り、不意の危険に対してすぐ反応できるよう備える。
- (2) 道路の端を走る。
- (3) 曲がり角を曲がる時には、道路の中央へ出ない(膨らまない)ことのないようにする。
- (4) ランニング等は、道路(車・自転車等が通る道)以外の場所で行なうことが望ましい。

交通事故事例

1 事故の区分〔歩行中・安全不確認〕

校種	中学校		
学年	1年	性別	女
発	月旬曜日	4月下旬 金曜日	
	時間	午後 5時頃	
生	場所	歩道 (交差点) 直線道路 カーブ その他()	
	目的	登校 (下校) その他	
事故	概要	下校途中、横断歩道を青信号で渡った際、交差点を左折してきた原動機付自転車と接触した。この日は雨で見通しが良くなかった。(頸椎捻挫)	
	原因	生徒の安全不確認と原動機付自転車の前方不注意及び横断歩道上での歩行者保護義務違反	

2 事故図



3 指導ポイント

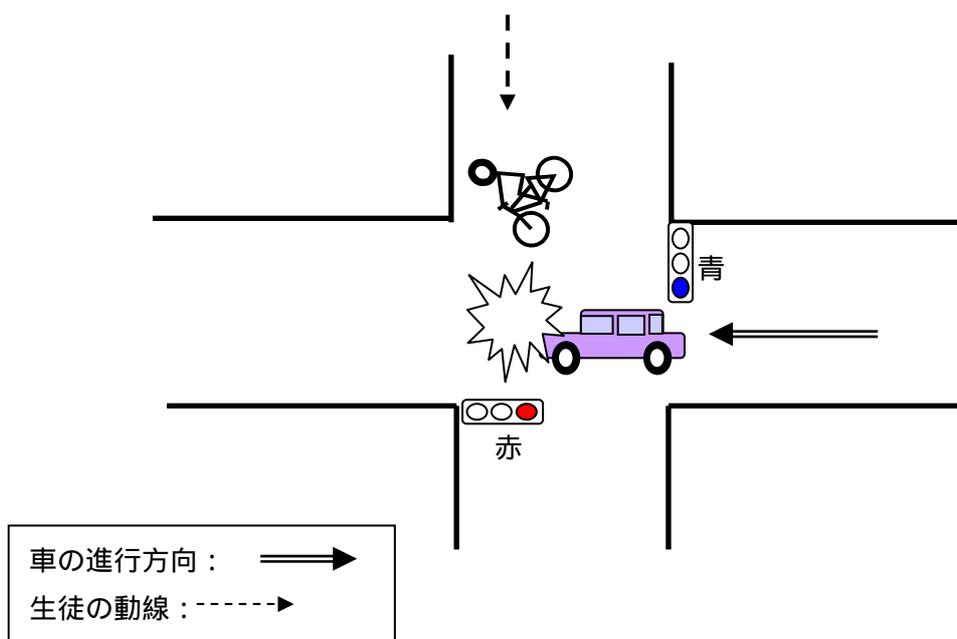
- (1) 信号が青色でも左右の安全確認をする。
- (2) 交差点では、右・左折車両に十分注意して渡る。
- (3) 前が見えるよう傘を差して歩行する。また、風が強い時は、両手で差す。
- (4) 目立つ色の雨具をつけさせる。

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・信号無視〕

校種	中学校		
学年	1年	性別	女
発	月旬曜日	9月下旬 月曜日	
	時間	午後4時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 カーブ その他()	
目的	登校 下校 その他		
事故	概要	交差点を信号機を無視し「赤」で横断したところ、左側から車が来た。車は急ブレーキをかけたが間に合わず、自転車後部スタンドに接触し転倒した。(左足かすり傷)	
	原因	生徒の信号無視及び安全不確認、車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1) 信号を守る。
- (2) 交差点が近づいたら、スピードを出さない、いつでも止まれる速度で走行する。(徐行運転)

4 備考

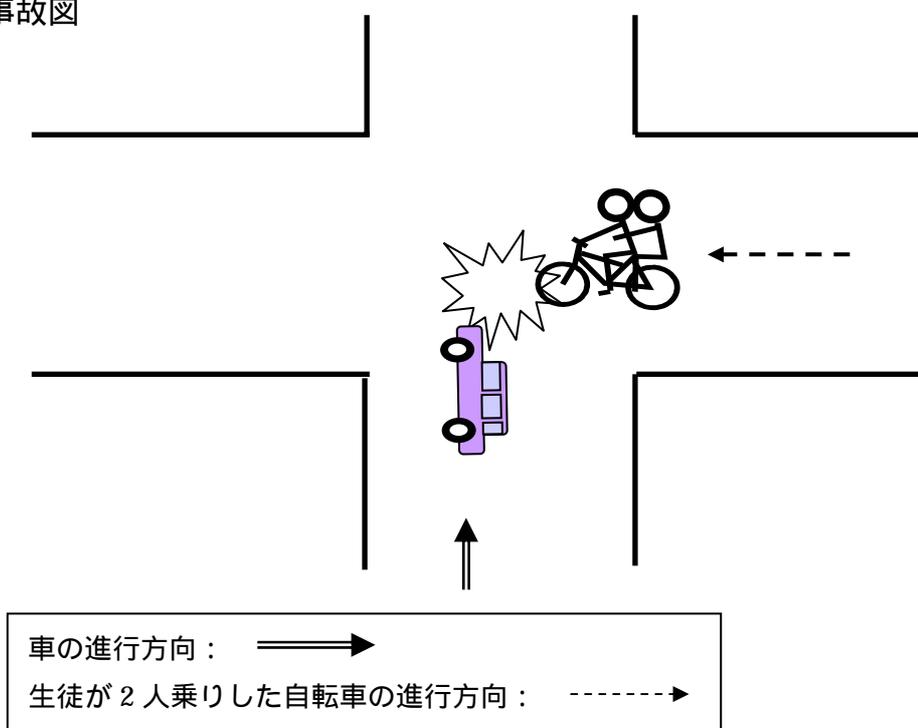
「信号機に従う義務」に違反すると、道路交通法第7条により、3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金、過失の場合は10万円以下の罰金になる。

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・二人乗り・安全不確認〕

校種	中学校		
学年	3年	性別	女
発 生	月旬曜日	9月中旬 金曜日	
	時間	午後5時頃	
場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他()		
目的	登校 下校 <u>その他</u>		
事 故	概要	友人と自転車に2人乗りで買い物に行く途中、一時停止せず交差点に入 入し、車の側面に衝突し、転倒した。(頸部捻挫及び全身打撲)	
	原因	生徒の一時不停止及び安全不確認、車の運転手の安全不確認	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1) 二人乗り禁止。
- (2) 信号のない交差点では、どんなに急いでいる時でも一時停止し、右・左・右を確認する。
(横断時の約束「とまる・みる・たしかめる」)
- (3) 交差点が近づいたら、スピードを出さない、いつでも止まれる速度で走行する。(徐行運転)
- (4) 重量が重くなると方が制動距離が長くなる。

4 備考

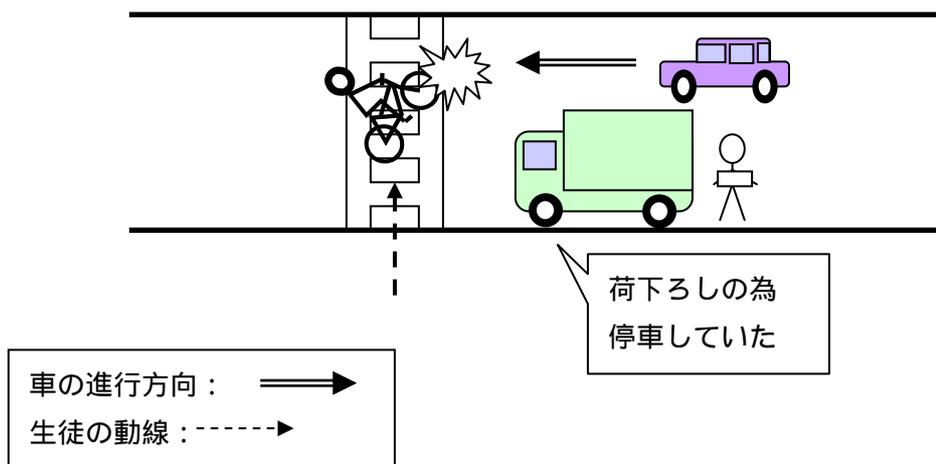
二人乗りは、道路交通法第57条第2項違反(2万円以下の罰金又は科料)

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・通行禁止〕

校種	中学校		
学年	1年	性別	男
発	月旬曜日	7月中旬 火曜日	
	時間	午前 8時頃	
生	場所	歩道 交差点 (直線道路) カーブ その他()	
	目的	(登校) 下校 その他	
事故	概要	横断歩道付近に荷物を下ろすため駐車している車が横断歩道付近にあり、横断歩道を渡る際、車の陰で見通しが悪くなっていたため、右側から来る車が見えず衝突した。(ヘルメット着用)(腰部打撲)	
	原因	生徒の安全不確認と車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1) 自転車横断帯のない横断歩道を利用するときは、必ずおりて自転車を押し渡る。
- (2) どんなに急いでいる時も一時停止し、右・左・右を確認する。(横断時の約束「とまる・みる・たしかめる」) また、横断歩道を渡るとき、停車している車のまで進み再度安全確認する。
- (3) 車や物陰から飛び出さない。(車は急に止まれない)

4 備考

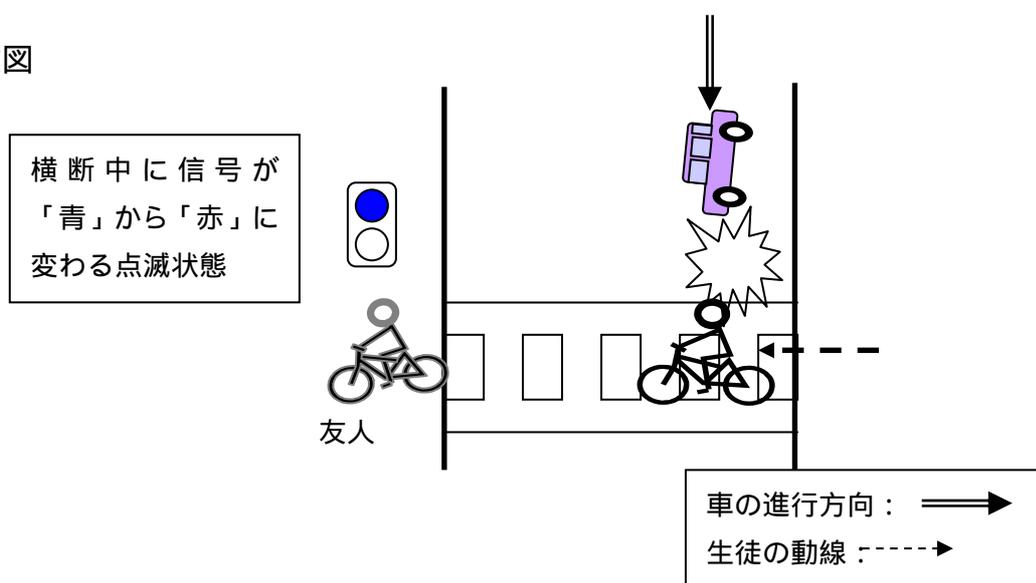
自転車は、交差点に自転車横断帯が設けられている場合は、自転車横断帯を通行しなければならない。自転車横断帯がなく横断歩道しかない場合は、自転車を降りて、自転車を押し横断すること。(道路交通法第63条の6)

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・通行禁止〕

校種	中学校		
学年	2年	性別	女
発	月旬曜日	10月上旬 金曜日	
	時間	午後6時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他()	
目的	登校 <u>下校</u> その他		
事故	概要	下校途中、信号機のある横断歩道を友人が渡ったのに続いて渡ろうとしたところ右側から来た車と衝突した。その際、信号機は「青」から「赤」になる点滅状態であった。(頭蓋骨骨折)*ライトの点灯の有無は不明	
	原因	生徒の安全不確認、車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1) 自転車横断帯のない横断歩道を利用するときは、必ずおりて自転車を押して渡る。
- (2) 歩行者用信号機の青色が点滅し始めたら渡らない。横断の途中の場合はすみやかに渡る。
- (3) 信号が青色でも左右の安全確認を必ずする。
- (4) 前を通行する人(友人)の動きにつられず、自分自身で安全確認をする。
- (5) 信号機にしたがっている場合でも、右・左折する車両や信号を無視する車両があることを頭に入れておく。
- (6) 夕方はライトを早めに点灯する。

4 備考

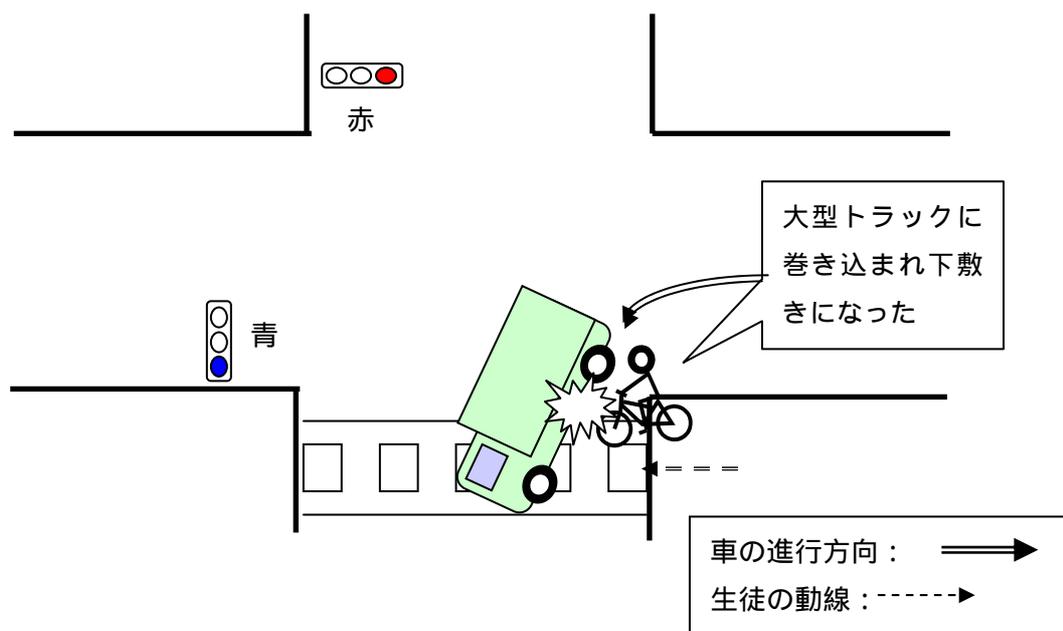
自転車は、交差点に自転車横断帯が設けられている場合は、自転車横断帯を通行しなければならない。自転車横断帯がなく横断歩道しかない場合は、自転車を降りて、自転車を押して横断すること。(道路交通法第63条の6)

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・通行禁止(巻き込み)〕

校種	中学校		
学年	2年	性別	男
発	月旬曜日	2月下旬 月曜日	
	時間	午後6時頃	
生	場所	歩道 <u>交差点</u> 直線道路 カーブ その他()	
目的	登校 下校 <u>その他</u>		
事故	概要	横断歩道を自転車で横断中、左折してきた大型トラックに巻き込まれ、そのままトラックの下敷きになった。(死亡)*ライトの点灯の有無は不明	
	原因	生徒の安全不確認、自動車運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1) 自転車横断帯のない横断歩道を利用するときは、必ずおりて自転車を押して渡る。
- (2) 信号機が青色であっても安全確認を怠らない。
- (3) 交差点では右左折の車があることを認識させる。
- (4) 車が大きくなればなるほど、内輪差が大きいことを理解させる。

4 備考

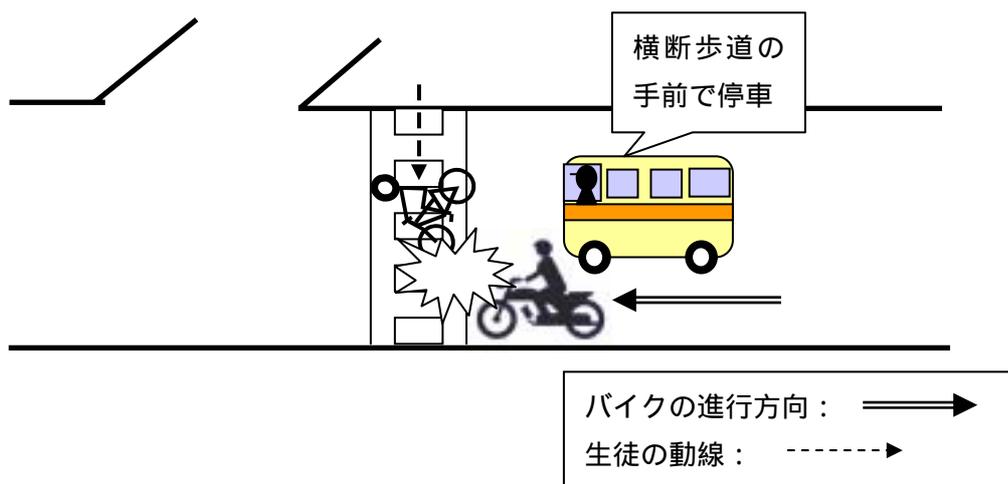
自転車は、交差点に自転車横断帯が設けられている場合は、自転車横断帯を通行しなければならない。自転車横断帯がなく横断歩道しかない場合は、自転車を降りて、自転車を押して横断すること。(道路交通法第63条の6)

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・通行禁止〕

校種	中学校		
学年	3年	性別	男
発	月旬曜日	9月 下旬 日曜日	
	時間	午後 2時頃	
生	場所	歩道 (交差点) 直線道路 カーブ その他()	
	目的	登校 下校 (その他)	
事故	概要	三叉路の横断歩道を渡ろうとした際、左側から来たバスが停車したので生徒は自転車で渡ろうとした。そこへ、バスの左側を走ってきたバイクと衝突した。お互いバスで隠れていたため発見が遅れた。 (左足親指、かすり傷)	
	原因	生徒の安全不確認とバイクの前方不注意及び横断歩道上での歩行者保護義務違反	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1) 自転車横断帯のない横断歩道を利用するときは、必ずおりて自転車を押して渡る。
- (2) どんなに急いでいる時も一時停止し、右・左・右を確認する。(横断時の約束「とまる・みる・たしかめる」)
- (3) 危険を予測する能力を高めさせる。(常に危険がひそんでいる「かもしれない」という意識をもたせる)

4 備考

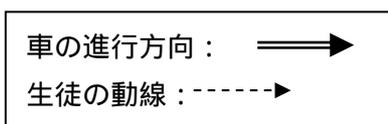
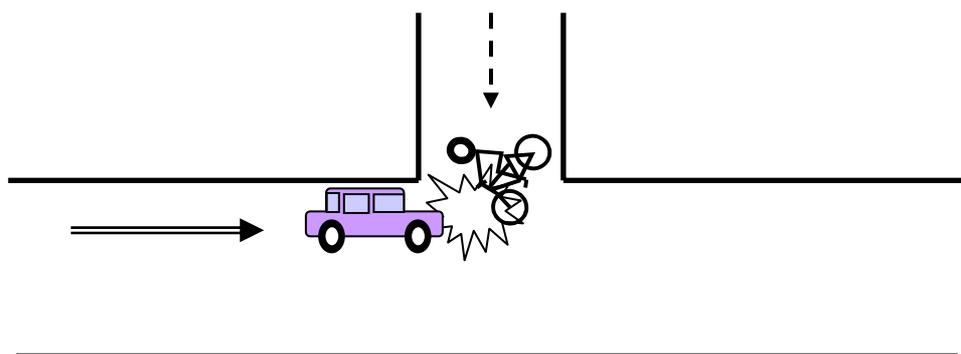
自転車は、交差点に自転車横断帯が設けられている場合は、自転車横断帯を通行しなければならない。自転車横断帯がなく横断歩道しかない場合は、自転車を降りて、自転車を押して横断すること。(道路交通法第63条の6)

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・安全不確認〕

校種	中学校		
学年	1年	性別	男
発	月旬曜日	7月中旬 水曜日	
	時間	午前 11時頃	
生	場所	歩道 <u>交差点</u> 直線道路 カーブ その他()	
目的	<u>登校</u> 下校 その他		
事故	概要	登校時に県道とぶつかる三叉路を一時停止せず飛び出し、右側から来た車と衝突。(外傷性くも膜下出血)	
	原因	児童の安全不確認(徐行違反) 一時不停止と車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

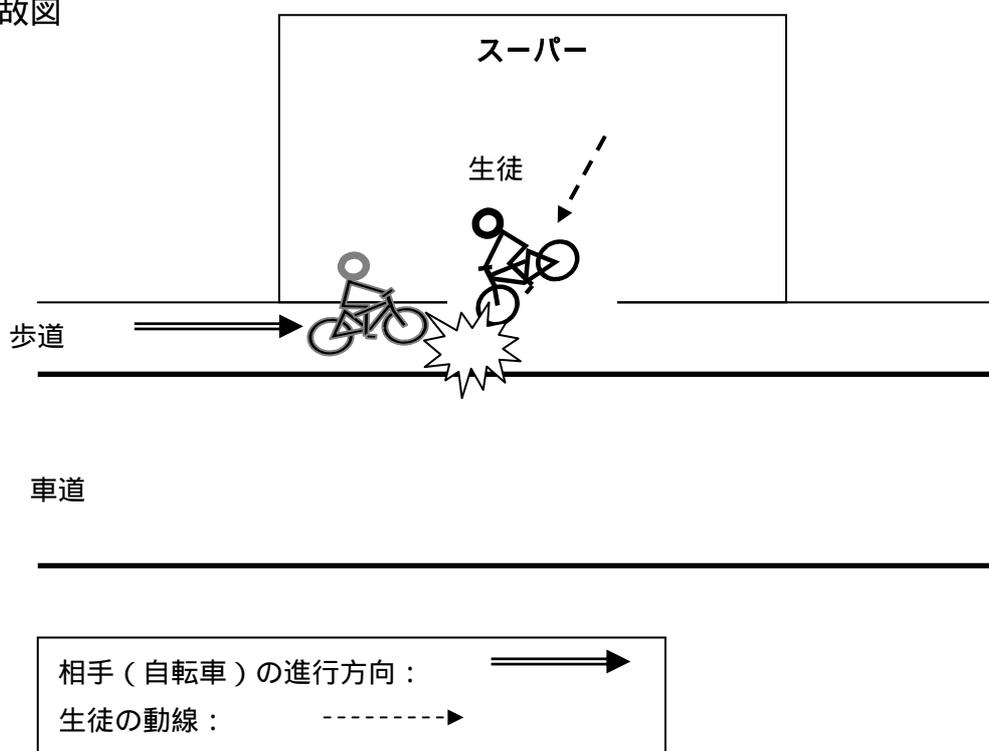
- (1) 信号のない交差点では、どんなに急いでいる時も一時停止し、右・左・右を確認する。(横断時の約束「とまる・みる・たしかめる」)
- (2) 狭い道から広い道に出るときなど、一時停止と安全確認が大切なことを理解させる。

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・安全不確認〕

校種	中学校		
学年	1年	性別	男
発	月旬曜日	9月中旬 水曜日	
	時間	午後4時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他()	
	目的	登校 下校 <u>その他</u>	
事故	概要	スーパーの駐車場から出たところ、右側から走ってきた自転車と衝突した。相手の自転車は歩道を走行していた。(下顎裂傷、5針縫う)	
	原因	生徒の安全不確認(徐行違反)、相手(自転車)の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

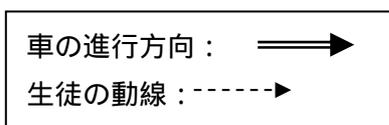
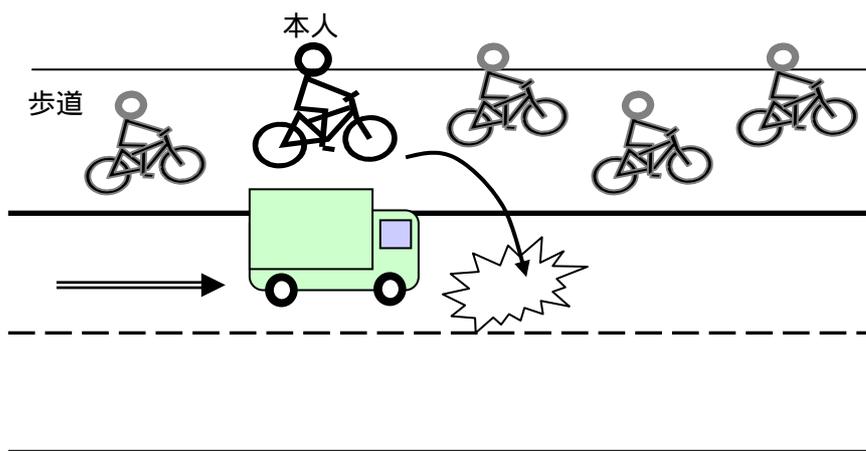
- (1) どんなに急いでいる時も一時停止し、右・左・右を確認する。(横断時の約束「とまる・みる・たしかめる」) また、横断歩道を渡るとき、停車している車のまで進み再度安全確認する。
- (2) 自転車が加害者になりうることを認識させる。

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・安全不確認（追越し）〕

校種	中学校		
学年	1年	性別	男
発	月旬曜日	2月上旬 土曜日	
	時間	午前 8時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他()	
	目的	<u>登校</u> 下校 その他	
事故	概要	自転車で登校中、前の自転車を追い越そうとして、歩道から車道に出たところ、後方から走ってきた大型トラックのバンパーに接触し、車両に巻き込まれた。(即死)	
	原因	生徒の安全不確認、トラック運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

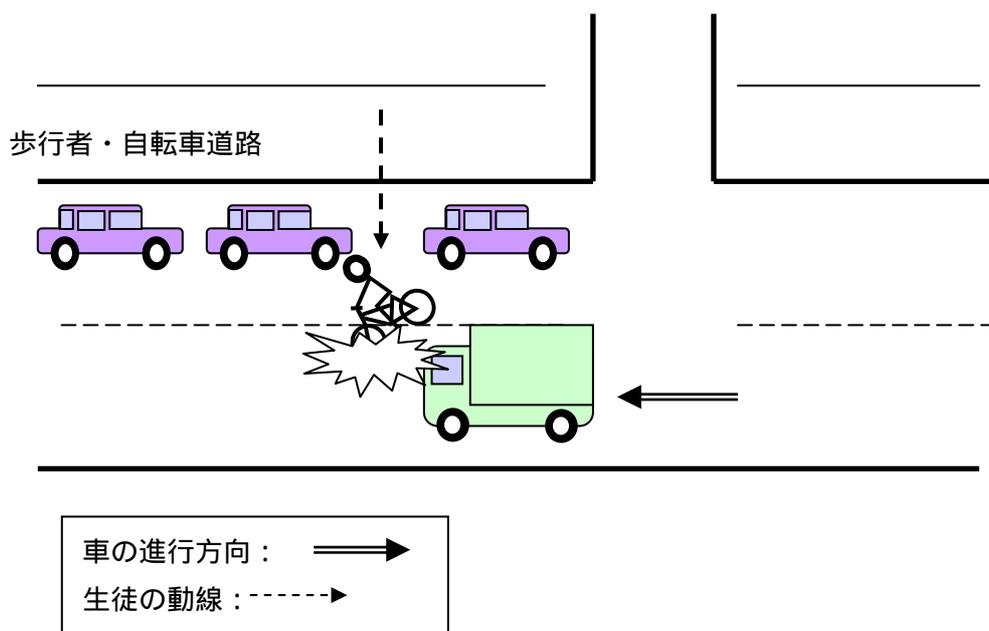
- (1) 他の自転車と並んで走ったり、ジグザグ運転をしない。
- (2) 歩行者、自転車を追い越すときは後方の安全確認を行なう。
- (3) 歩道から車道へ出る時は、左右の安全を確認する。

交通事故事例

1 事故の区分 [自転車・安全不確認(車の前後横断)]

校種	中学校		
学年	2年	性別	男
発	月旬曜日	4月上旬 火曜日	
	時間	午前 11時頃	
生	場所	歩道 <u>交差点</u> 直線道路 カーブ その他()	
	目的	登校 下校 <u>その他</u>	
事故	概要	歩行者・自転車道路から安全確認をせず、渋滞している車の陰から自転車で県道を横断したところ、直進してきたトラックと衝突した。 (重症頭部外傷、全身打撲等)	
	原因	生徒の安全不確認とトラック運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

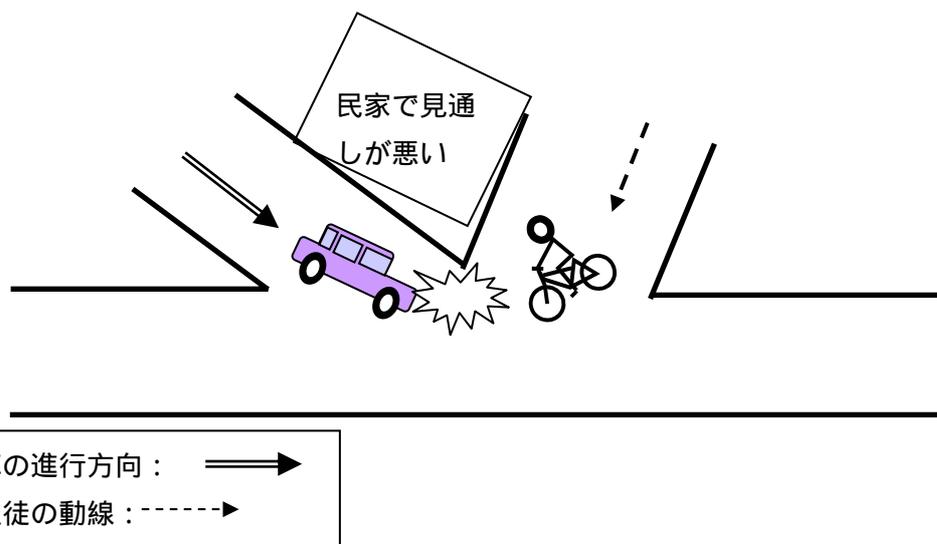
- (1) 車や物陰から飛び出さない。(車は急に止まれない)
- (2) どんなに急いでいる時も一時停止し、右・左・右を確認する。(横断時の約束「とまる・みる・たしかめる」)
- (3) 道路を横断する際は、遠回りでも、横断歩道を渡る。横断歩道等がない場合は、車が止まった後や通り過ぎた後左右の安全を確認し渡る。

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・安全不確認〕

校種	中学校		
学年	3年	性別	女
発	月旬曜日	6月上旬 火曜日	
	時間	午前 7時頃	
生	場所	歩道 (交差点) 直線道路 カーブ その他()	
目的	(登校) 下校 その他		
事故	概要	登校中、自宅付近の交差点で右折する為、一時停止し車の有無を確認した。車は来ていないと判断し、前進したところ交差点に車が進入してきたため接触した。(腹部打撲)	
	原因	生徒の動静不注視、車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

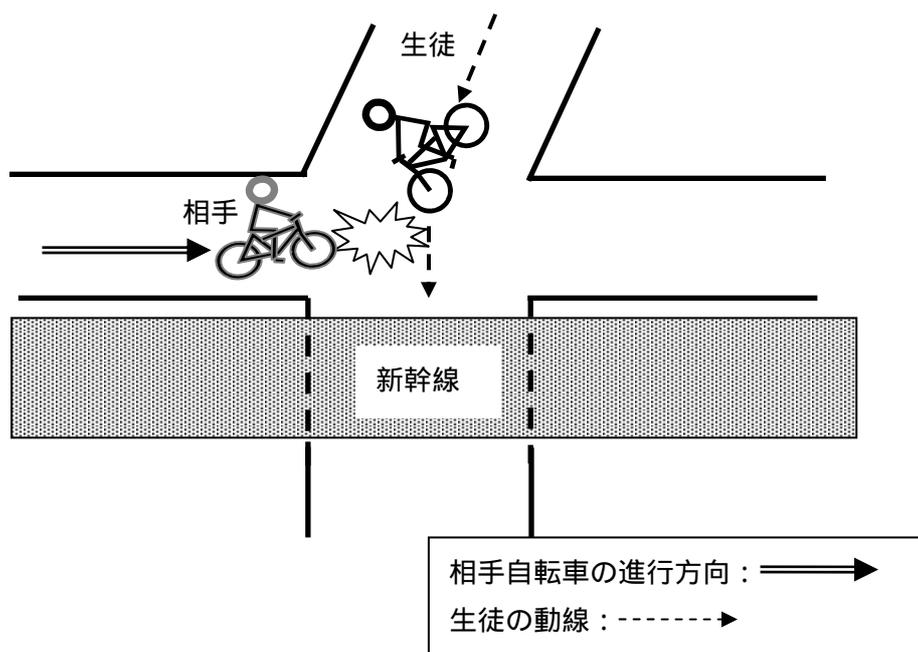
- (1) 信号のない交差点では、どんなに急いでいる時も一時停止し、右・左・右を確認する。(横断時の約束「とまる・みる・たしかめる」)
- (2) 交差点に近づいたら、スピードを出さない、いつでも止まれる速度で走行する。(徐行運転)
- (3) 危険を予測する能力を高めさせる。(常に危険がひそんでいる「かもしれない」という意識をもたせる)

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・安全不確認〕

校種	中学校		
学年	3年	性別	男
発	月旬曜日	9月中旬 火曜日	
	時間	午前 8時頃	
生	場所	歩道 (交差点) 直線道路 カーブ その他()	
	目的	(登校) 下校 その他	
事故	概要	生徒が自転車で交差点に進入したところ、右側から自転車進入してきた。お互い避けようとしたが上手く避けきれず、生徒の自転車の後輪と相手の自転車の前輪が接触し、相手が転倒した。 (生徒：怪我なし、相手：頬擦過傷及び唇裂傷 2針縫う)	
	原因	生徒及び相手の動静不注視及び安全不確認	

2 事故図



3 指導ポイント

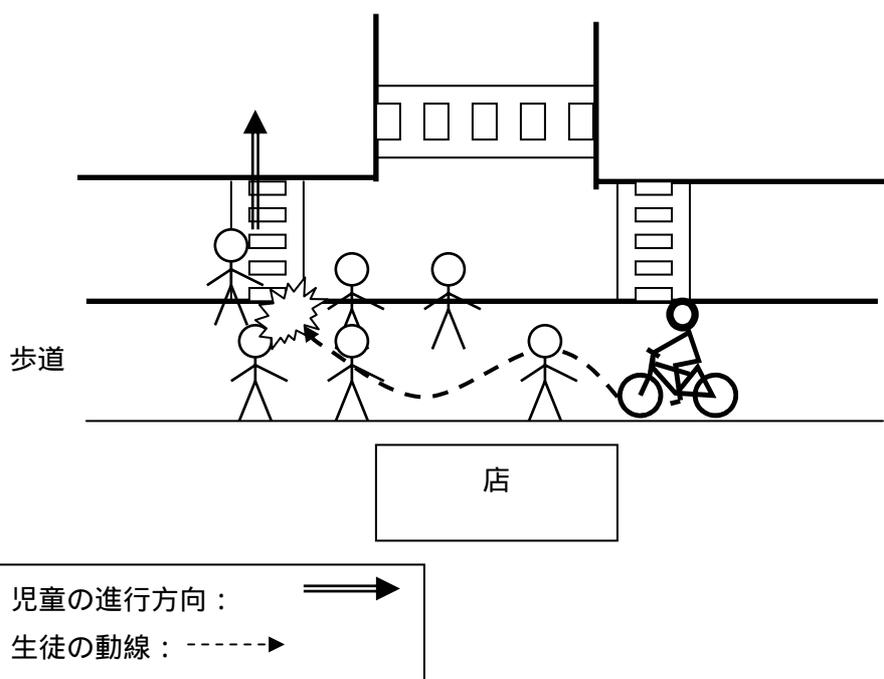
- (1) 信号のない交差点では、どんなに急いでいる時も一時停止し、右・左・右を確認する。(横断時の約束「とまる・みる・たしかめる」)
- (2) 交差点に近づいたら、スピードを出さない、いつでも止まれる速度で走行する。(徐行運転)
- (3) 自転車が加害者になりうることを認識させる。
- (4) 危険を予測する能力を高めさせる。(常に危険がひそんでいる「かもしれない」という意識をもたせる)

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・歩行者妨害〕

校種	中学校		
学年	2年	性別	男
発	月旬曜日	4月下旬 火曜日	
	時間	午前 8時頃	
生	場所	歩道 (交差点) 直線道路 カーブ その他()	
	目的	(登校) 下校 その他	
事故	概要	横断歩道を渡ろうとしていた小学生の列の間を走り抜けようとして、1人の児童に接触した。(生徒：怪我なし、小学生：額右側打撲)	
	原因	生徒の歩行者妨害	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1) 自転車横断帯のない横断歩道を利用するときは、必ずおりて自転車を押して渡る。
- (2) 自転車及び歩行者専用の標識のあるところでは、その歩道の車道寄りを通るようにし、歩行者の多いときは降りて押して歩く。
- (3) 自転車が加害者になりうることを認識させる。

4 備考

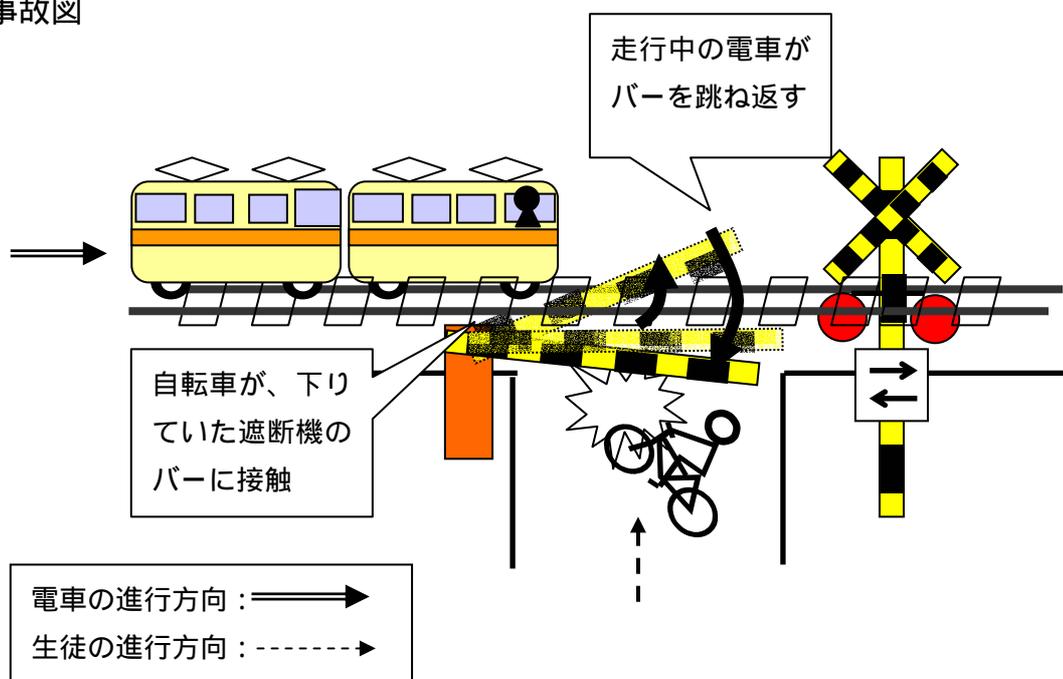
人通りの多い歩道では自転車を降りて押して通行する。歩行者への妨害は、道路交通法第63条の4第2項違反(2万円以下の罰金又は科料)

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・運転操作ミス〕

校種	中学校		
学年	2年	性別	女
発	月旬曜日	9月中旬 金曜日	
	時間	午後5時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 カーブ <u>その他</u> (踏切)	
	目的	登校 下校 <u>その他</u>	
事故	概要	踏切で下りていた遮断機のバーに自転車で接触。線路に押し出されたバーが走行中の電車に当たり、跳ね返ったバーが自転車の前輪に当たり生徒が転倒した。この事故で電車が5分間停車した。(怪我なし)	
	原因	生徒の前方不注意及びブレーキ操作ミス、電車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1) 踏切に近づいたらいつでも止まれる速度で走行する。(徐行運転)
- (2) 危険を予測する能力を高めさせる。(常に危険がひそんでいる「かもしれない」という意識をもたせる)

4 備考

= 踏切のわたり方 =

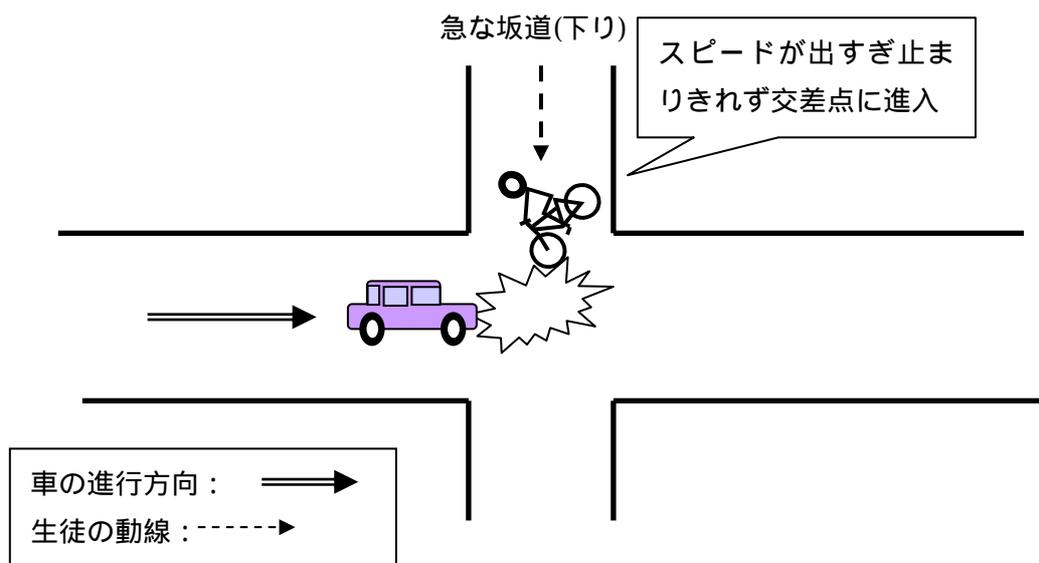
踏切では必ず手前で安全確認し停止の合図をしてから降りて左右の安全を確かめ、自転車を押してわたる。

交通事故事例集

1 事故の区分〔自転車・運転操作ミス〕

校種	中学校		
学年	3年	性別	男
発生	月旬曜日	9月 下旬 金曜日	
	時間	午前 8時頃	
生	場所	歩道 (交差点) 直線道路 カーブ その他()	
目的	(登校) 下校 その他		
事故	概要	坂道を下る際にスピードが出すぎ、ブレーキをかけたが止まりきれず、そのまま交差点に進入してしまい、右側から来た車と衝突した。 (左鎖骨骨折、脾臓損傷)	
	原因	生徒のブレーキ操作の誤り及びスピードの出し過ぎ、車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

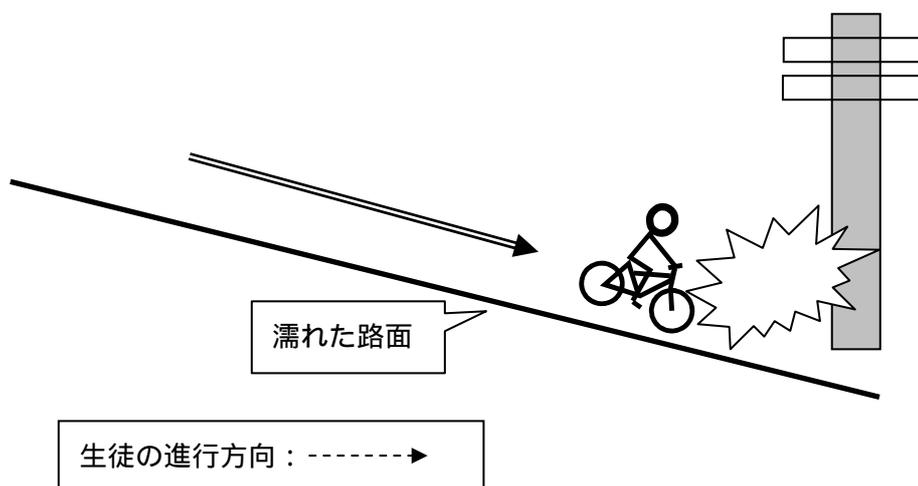
- (1) 信号のない交差点では、どんなに急いでいる時も一時停止し、右・左・右を確認する。(横断時の約束「とまる・みる・たしかめる」)
- (2) 交差点に近づいたら、スピードを出さない、いつでも止まれる速度で走行する。(徐行運転)
- (3) 危険を予測する能力を高めさせる。(常に危険がひそんでいる「かもしれない」という意識をもたせる。)
- (4) ブレーキ等の点検カードを作成し、自転車の整備点検を行なう。

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・運転操作ミス〕

校種	中学校		
学年	3年	性別	男
発	月旬曜日	9月 下旬 金曜日	
	時間	午前 8時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 カーブ <u>その他</u> (坂道)	
目的	<u>登校</u> 下校 その他		
事故	概要	自損事故・坂道を走行中、路面が濡れていたため滑ってしまい、ブレーキをかけたが止まりきれず電柱に激突した。(打撲)	
	原因	生徒のスピードの出しすぎによるブレーキ操作の誤り	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1) 坂道を下るときは、平らな道よりもスピードをコントロールする。
- (2) 雨天時は、ブレーキをかけて自転車が停止するまでの距離が、乾いた路面より必要である。
- (3) ブレーキ等の点検カードを作成し、自転車の整備点検を行なう。

4 備考

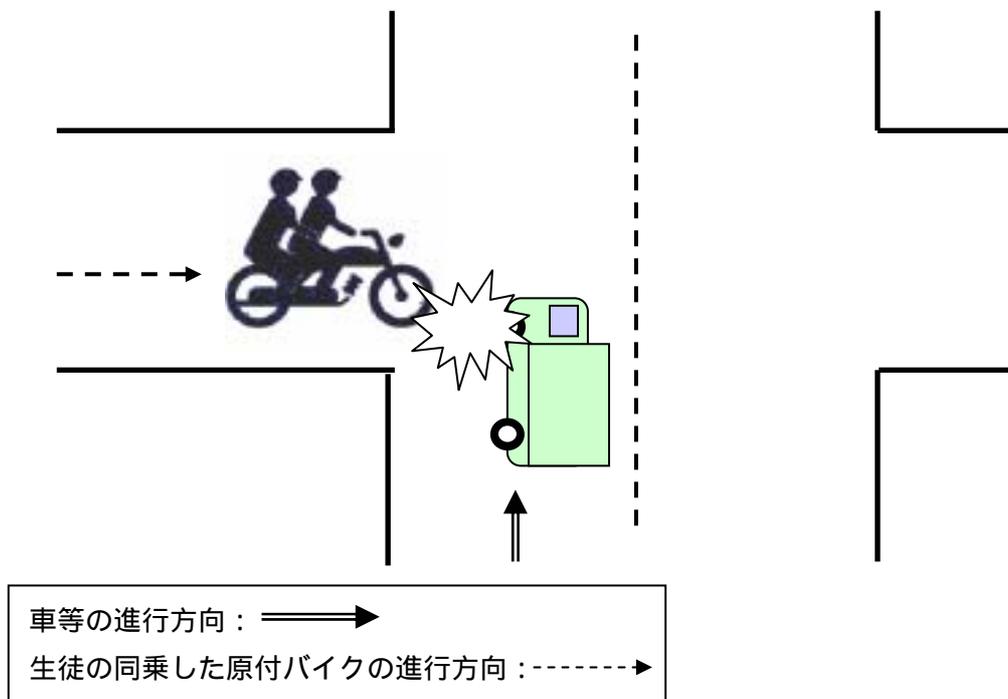
ブレーキ等の点検カードを作成し、自転車の整備点検を行なう。

交通事故事例

1 事故の区分〔二輪（原付）二人乗り（同乗）〕

校種	中学校		
学年	3年	性別	女
発 生	月旬曜日	1月下旬 月曜日	
	時間	午後 11時頃	
場所	歩道 <u>交差点</u> 直線道路 カーブ その他()		
目的	登校 下校 <u>その他</u>		
事 故	概要	原付バイクで二人乗り走行し、国道に面する交差点に進入した際、大型トラックと衝突。(脳挫傷：死亡)*ヘルメット着用の有無は不明。	
	原因	生徒の定員外乗車と原付バイクの運転手の安全不確認、トラックの前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1) 原付の二人乗りは禁止されている。
- (2) 交差点に近づいたらスピードを出さない、いつでも止まれる速度で走行する。(徐行運転)
- (3) 友人に誘われてもダメなことはダメと言える強い意志をもたせる。

4 備考

運転手及び生徒は共に免許証を持っていなかった。

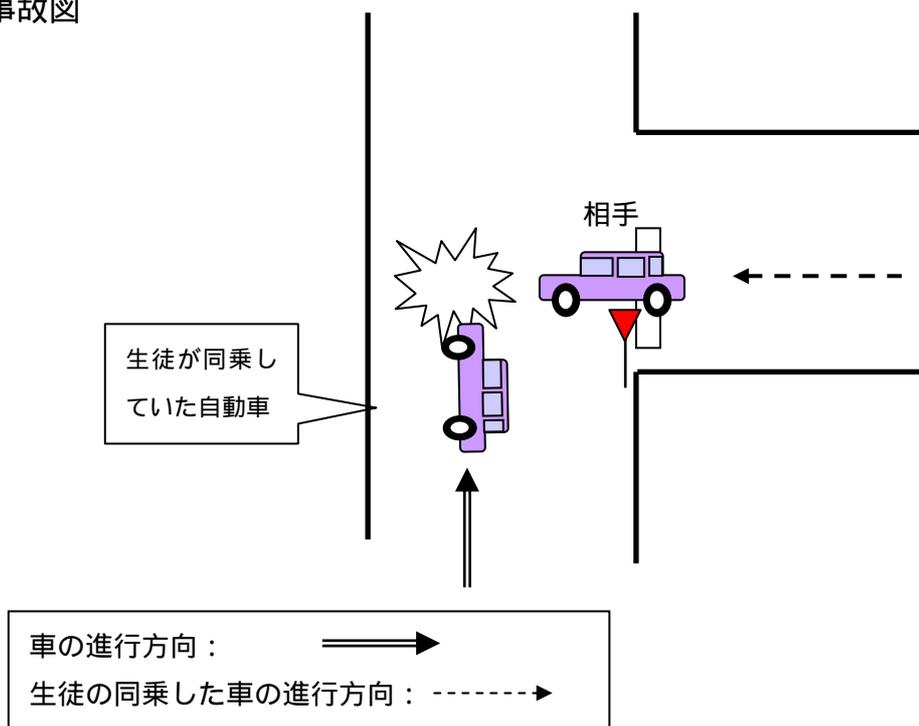
定員外乗車 減点 1点 反則金 5,000円

交通事故事例

1 事故の区分〔四輪（同乗）〕

校種	中学校		
学年	2年	性別	女
発	月旬曜日	9月 下旬 金曜日	
	時間	午前 8時頃	
生	場所	歩道 (交差点) 直線道路 カーブ その他 ()	
	目的	(登校) 下校 その他	
事故	概要	父親の運転する車で登校中、交差点を通過しようとした際、右側から交差点に進入してくる車と衝突。相手の車は、交差点に侵入してくる際に一時不停止の標識があったにも関わらず一時停止をしなかった。(児童：頸椎捻挫等)*生徒はシートベルト不着用。	
	原因	生徒が同乗している車（運転手は父親）前方不注意及び生徒のシートベルト不着用、相手運転手の車の一時不停止及び前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

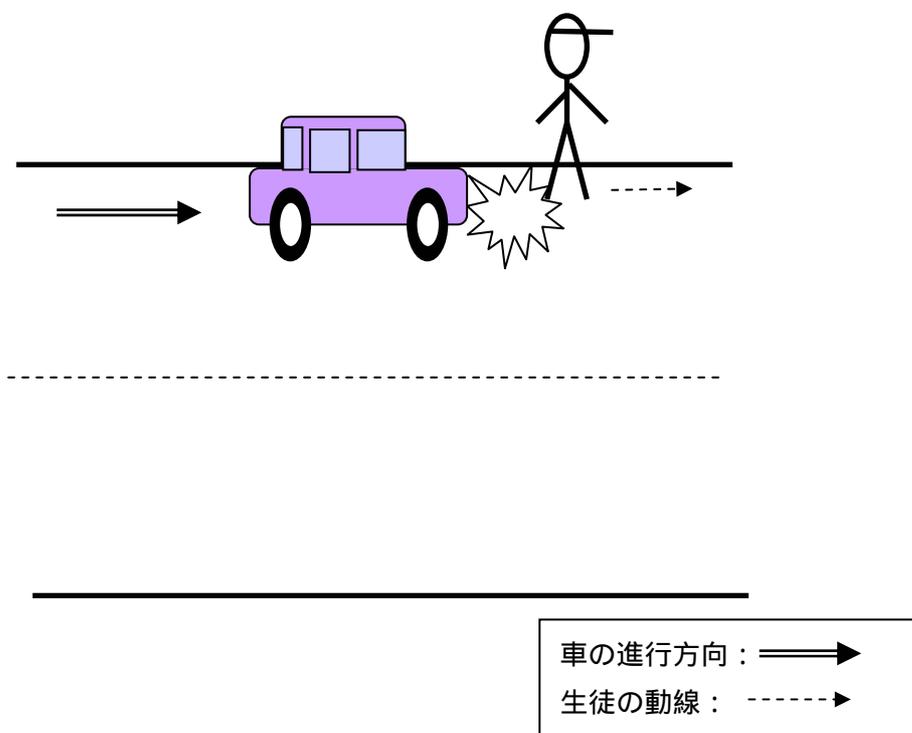
- (1) 車に乗るときはシートベルトを着用する。
- (2) 同乗した運転手の安全確認に協力する。
- (3) 自分で予測できない事故があることを理解させる。

交通事故事例

1 事故の区分〔歩行中・左側通行〕

校種	高校（全日制）		
学年	3年	性別	男
発	月旬曜日	10月上旬 月曜日（祝日）	
	時間	午前 11時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他	
目的	登校 下校 <u>その他</u> （町内祭りの帰り）		
事故	概要	山間の国道の左側（歩道なし）を歩行中、後方から車が衝突。加害車両は飲酒運転だった。（腰部打撲、全治5日）	
	原因	生徒の左側通行、加害車両運転手の飲酒による、運転ミス	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1) 右側通行（歩行）する。
- (2) 歩道のない道路を歩く場合は、できるだけ道路の中央へ出ないように注意する。

4 備考

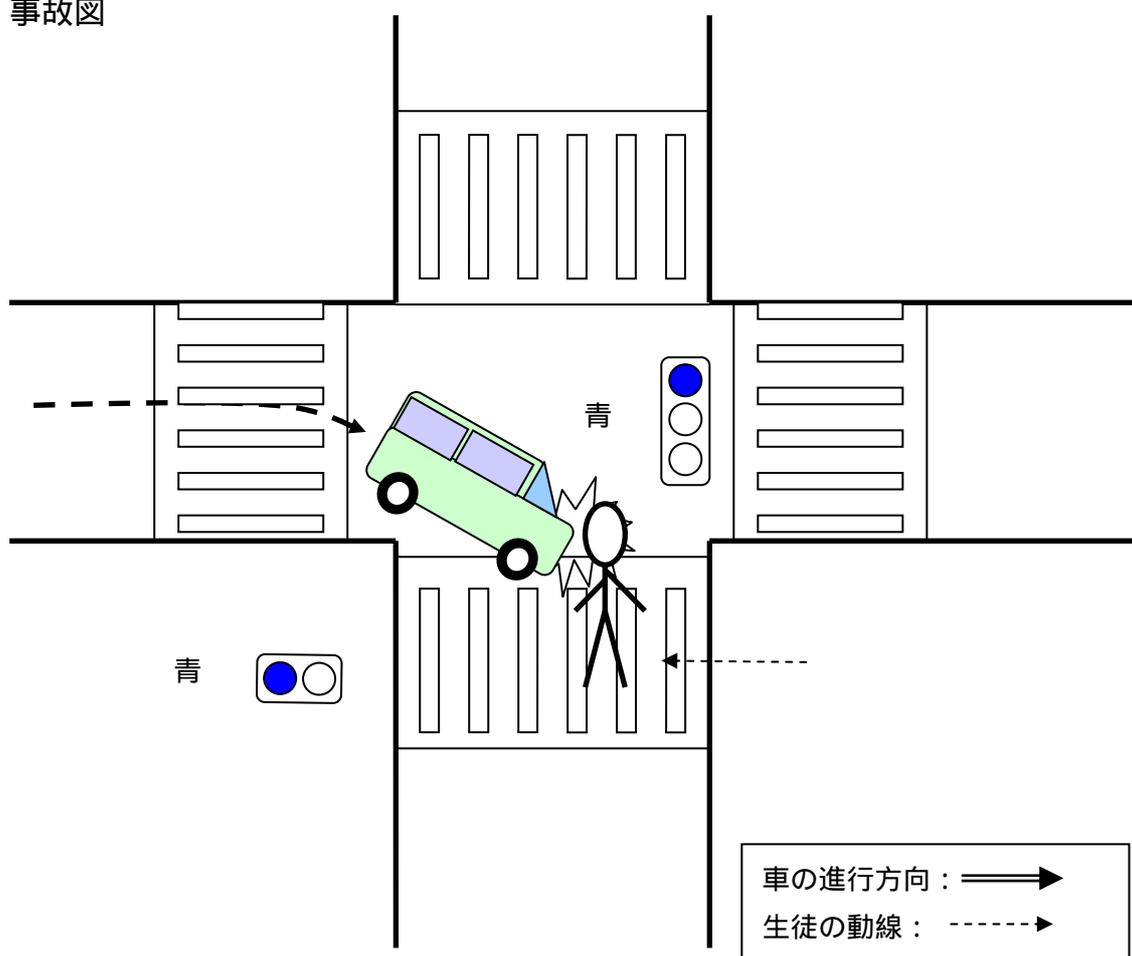
加害車両の運転手は、酒気帯び運転の現行犯で逮捕された。

交通事故事例

1 事故の区分〔歩行中・その他（安全不確認）〕

校種	高校（全日制）		
学年	1年	性別	女
発	月旬曜日	2月上旬 木曜日	
	時間	午前 8時頃	
生	場所	歩道 <u>交差点</u> 直線道路 カーブ その他	
目的	<u>登校</u> 下校 その他		
事故	概要	交差点の横断歩道を青信号で歩行中、対向車線の右折車両が衝突した。 （頭蓋骨骨折、脳挫傷、急性硬膜下血腫、全治1ヶ月）	
	原因	車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

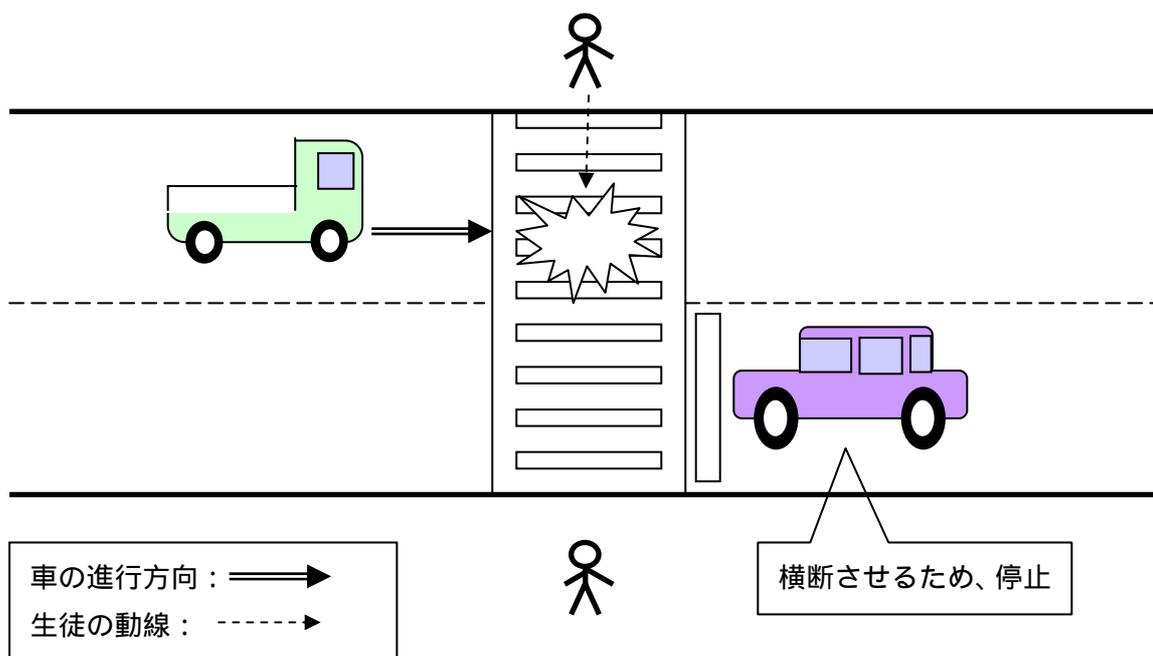
- (1) 右左折車の動きにも注意を払う。
- (2) 横断歩道を青信号で、ルールを守り横断していても 100%安心ではないということを知り、常に周囲へ気配りをする必要がある。

交通事故事例

1 事故の区分〔歩行中・その他（安全不確認）〕

校種	高校（全日制）		
学年	2年	性別	男
発	月旬曜日	6月 下旬 金曜日	
	時間	午後 4時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 カーブ <u>その他</u> （横断歩道）	
目的	登校 下校 <u>その他</u> （部活練習）		
事故	概要	部員が反対側におり、本人は横断歩道で渡ろうと待っていたところ、一方の車線の車が停止したので横断開始したが、反対車線を走行してきた車と衝突した。（脳挫傷、頭蓋骨後部側面・頭蓋底骨折、肺挫傷、重体）	
	原因	生徒の安全不確認、車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

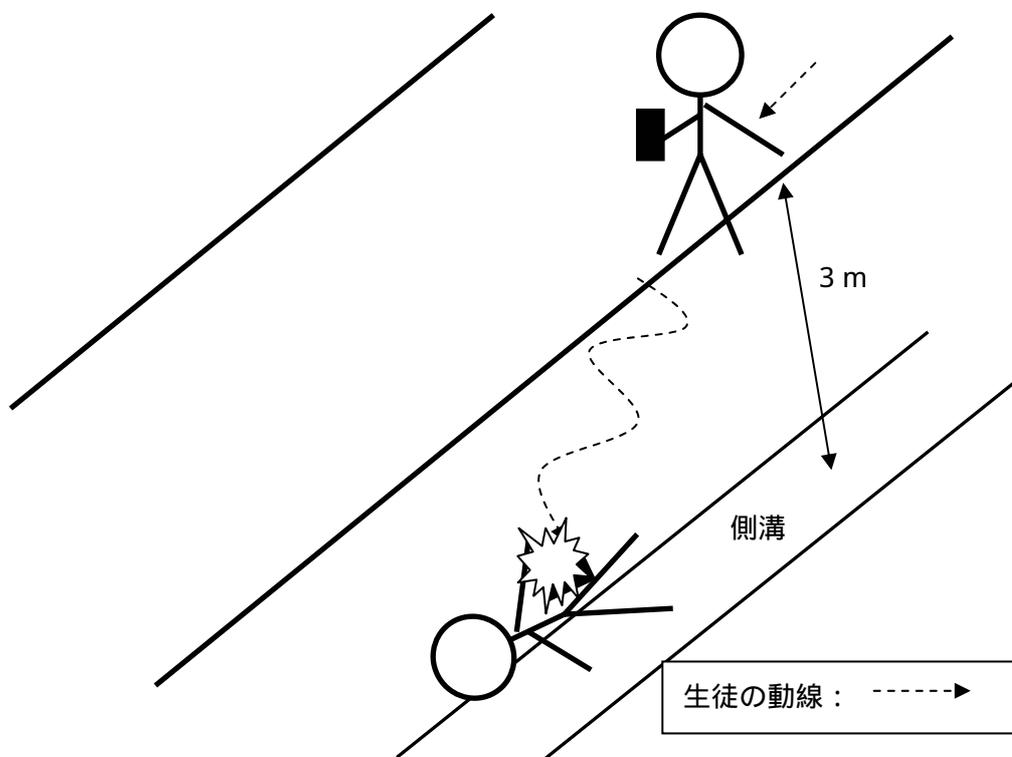
- (1) どんなに急いでいる時も、一時停止をして、あらためて左右の安全を確認し渡りはじめる。
- (2) 反対側の部員が声をかけたり等で、本人を慌てさせないようにする。

交通事故事例

1 事故の区分 [歩行中・その他(転落)]

校種	高校(全日制)		
学年	2年	性別	女
発	月旬曜日	10月上旬 木曜日	
	時間	午後7時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 カーブ (その他)(下り坂道)	
目的	登校 (下校) その他		
事故	概要	歩行中、携帯電話のメールに夢中になり、誤って足を踏み外し側溝へ転落した。(脾臓出血、左肋骨脱臼、全治2週間)	
	原因	生徒の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

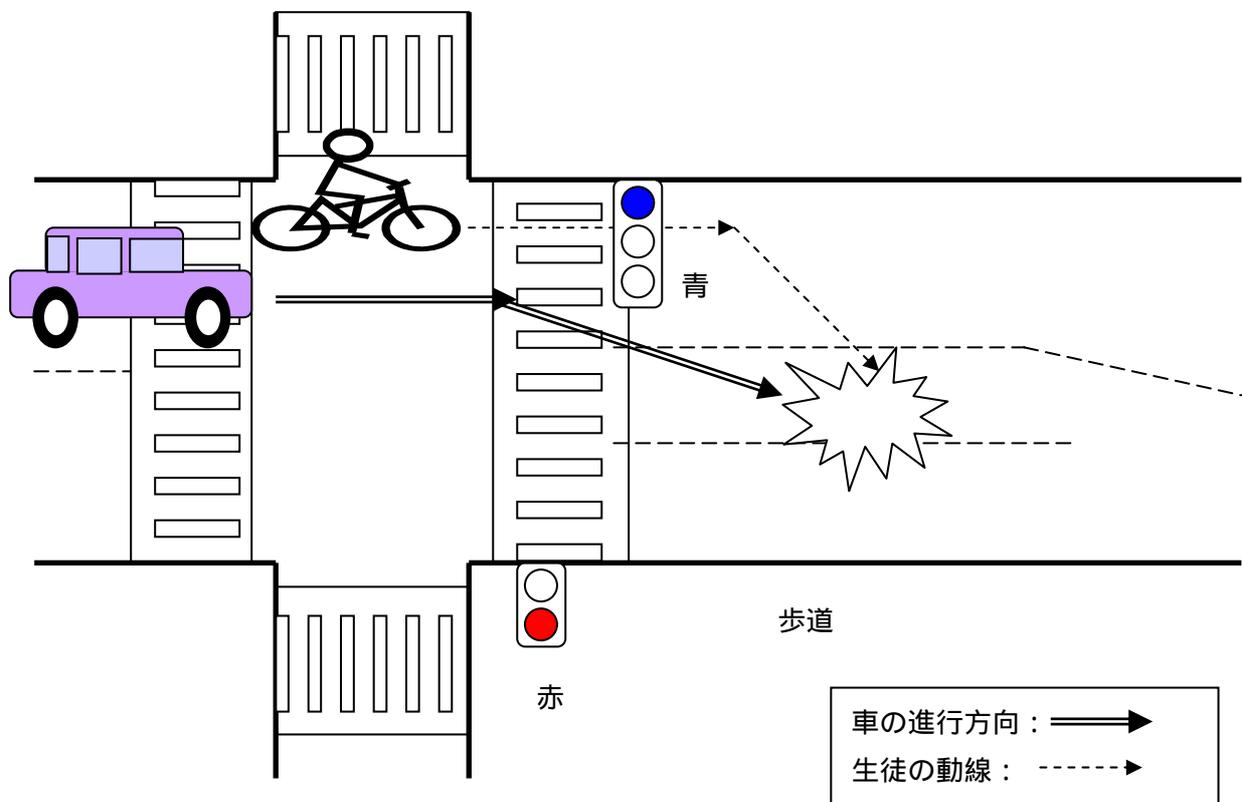
- (1)ながら運転、ながら歩行をしない。
- (2)歩きながらの携帯電話の操作をしない。また通話もしない。

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・信号無視〕

校種	高校（全日制）		
学年	1年	性別	男
発	月旬曜日	10月上旬 火曜日	
	時間	午後5時頃	
生	場所	歩道（交差点） 直線道路 カーブ その他	
目的	登校（下校） その他（夕方からの練習）		
事故	概要	横断したい方向の信号が赤なので、交差点通過後、道路を斜めに渡りはじめたところ、後方からの車と衝突した。（全身打撲、入院4日）	
	原因	生徒の信号無視と安全不確認、車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1)信号を守り、2段階右折し反対側の歩道へ渡る。
- (2)道路を斜めに横断することは、横断距離が長くなり、危険が増す。
- (3)夕方は早めに点灯する。

4 備考

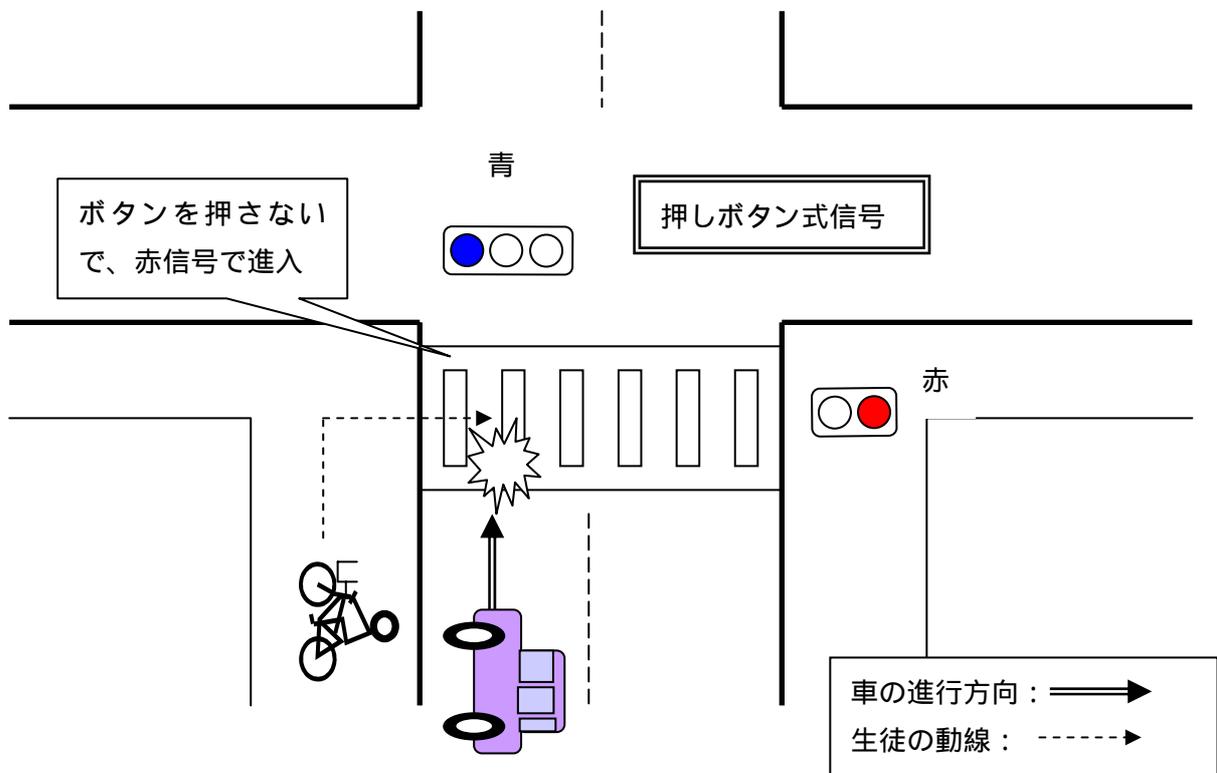
信号無視は「3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金」

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・信号無視〕

校種	高校（全日制）		
学年	1年	性別	男
発	月旬曜日	2月中旬 水曜日	
	時間	午後9時頃	
生	場所	歩道（交差点） 直線道路 カーブ その他	
目的	登校（下校） その他		
事故	概要	自転車で押しボタン式信号のボタンを押さずに、横断歩道を渡ったため、青信号で走行中の車と衝突した。ライトは点灯していなかった。 （右足の軽い打撲）	
	原因	生徒の信号無視、安全不確認と車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1) 信号を守る
- (2) どんなに急いでいても、車がいなくても、押しボタンを押し青になるまで待つて横断する。
- (3) 自転車横断帯のない横断歩道を利用するときは、必ずおりて自転車を押して渡る。

4 備考

信号無視は「3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金」です。

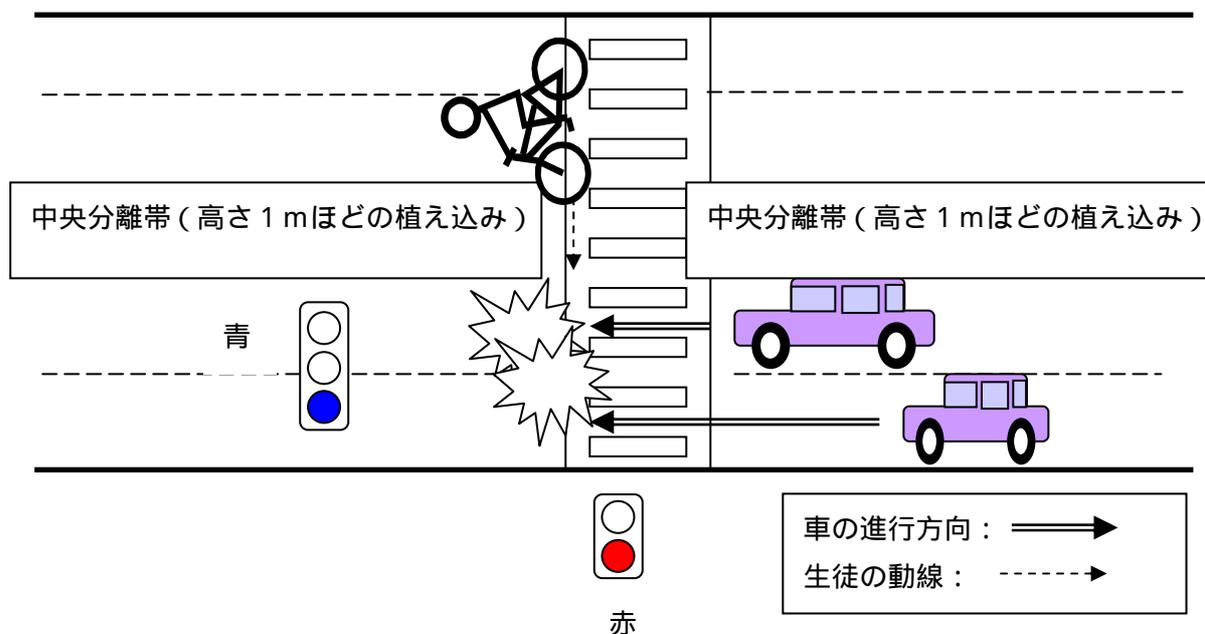
また、自転車は、交差点に自転車横断帯が設けられている場合は、自転車横断帯を通行しなければならない。自転車横断帯がなく横断歩道しかない場合は、自転車を降りて、自転車を押して横断すること。（道路交通法第63条の6）

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・信号無視〕

校種	高校（全日制）		
学年	2年	性別	男
発	月旬曜日	1月上旬 金曜日	
	時間	午後7時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他	
目的	登校 <u>下校</u> その他		
事故	概要	片側二車線の国道、押しボタン式信号の横断歩道（赤）を自転車に乗り横断中、左方向からの車2台（スピード超過）と衝突した。ライトは点灯していなかった。（頭蓋骨骨折等、死亡）	
	原因	生徒の信号無視、車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1) 信号を守る。
- (2) 自転車横断帯のない横断歩道を利用するときは、必ずおりて自転車を押して渡る。
- (3) 4車線道路では横断距離が長いので、左右の車の動きを注意深く見る。
- (4) ライトを必ず点灯する。

4 備考

信号無視は「3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金」

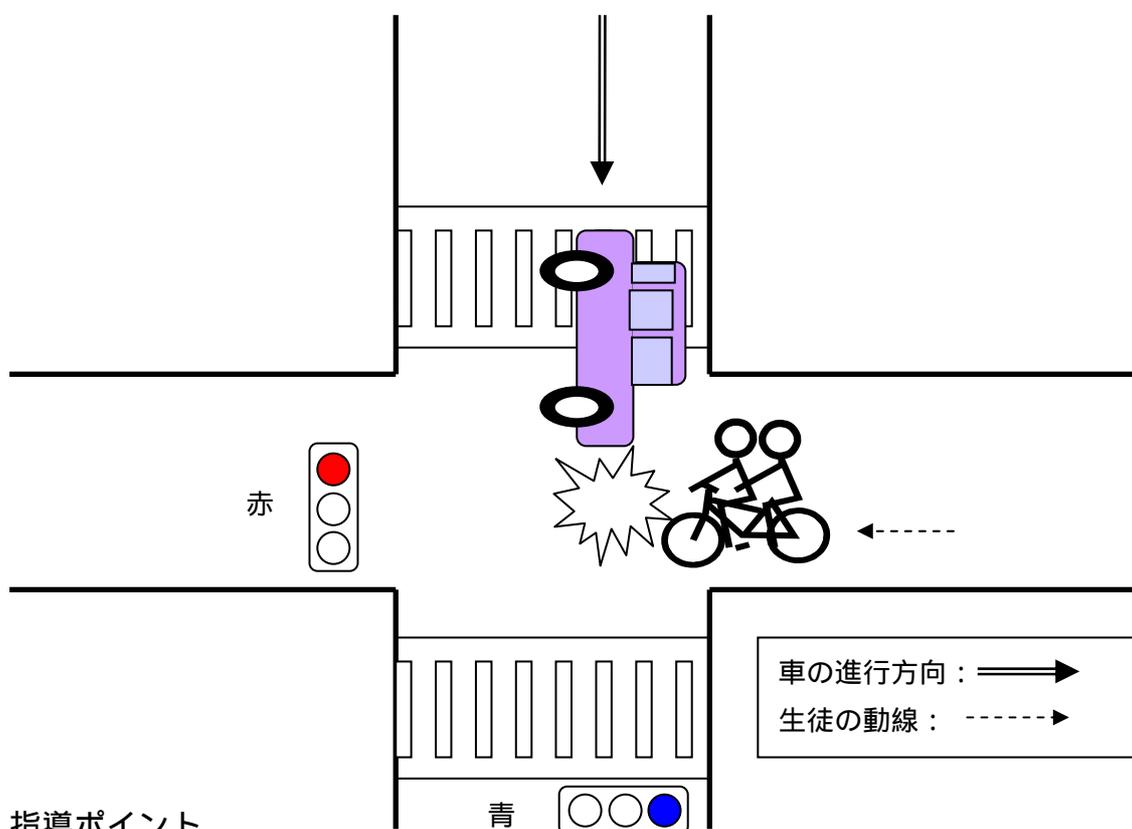
また、自転車は、交差点に自転車横断帯が設けられている場合は、自転車横断帯を通行しなければならない。自転車横断帯がなく横断歩道しかない場合は、自転車を降りて、自転車を押して横断すること。（道路交通法第63条の6）

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・信号無視・二人乗り〕

校種	高校(全日制)		
学年	3年	性別	男子2名
発	月旬曜日	5月中旬 日曜日	
	時間	午後8時頃	
生	場所	歩道 (交差点) 直線道路 カーブ その他()	
目的	登校 下校 (その他)私用)		
事故	概要	無灯火自転車二人乗りで、赤信号を無視して交差点に進入したところ、右方から来た車と衝突した。(後部乗車一人は直前に飛び降り無傷、運転者は右足骨折、前頭部陥没骨折、全治6ヶ月)	
	原因	生徒の信号無視と2人乗り、車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1)信号を守る。
- (2)自転車の二人乗り禁止。
- (3)ライトを必ず点灯する。

4 備考

「信号機に従う義務」に違反すると、道路交通法第7条により、3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金、過失の場合は10万円以下の罰金になる。

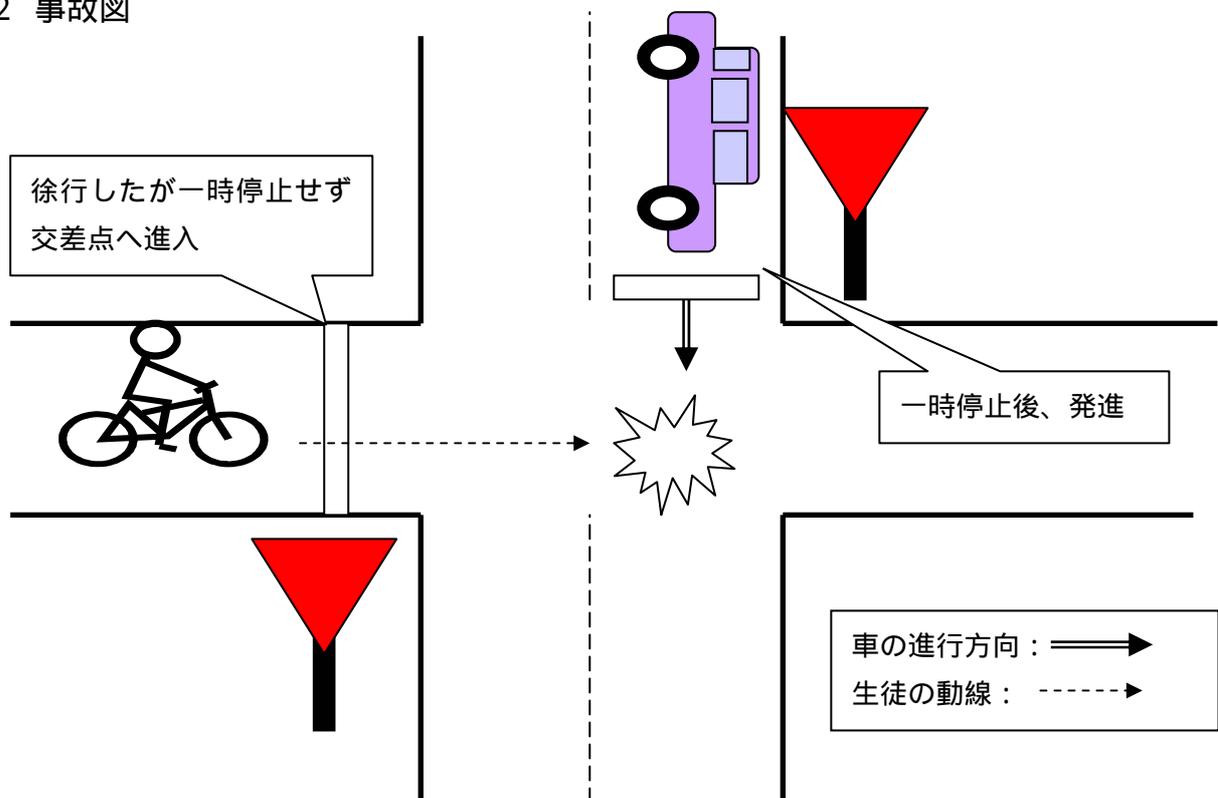
また、二人乗りは道路交通法第57条第2項違反(2万円以下の罰金又は科料)

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・一時不停止〕

校種	高校(全日制)		
学年	1年	性別	男
発	月旬曜日	10月上旬 火曜日	
	時間	午前 8時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 カーブ その他()	
目的	登校 下校 その他		
事故	概要	双方一時停止の交差点で、先に車が停止。自転車は徐行し車を先に行かせるつもりだったが、車の発進が遅れたと思い自転車は先に通過しようと交差点に進入。車も発進して衝突した。(左足首打撲、擦過傷)	
	原因	生徒の一時不停止と双方の動静不注視	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1)一時停止を守る。一時停止後、安全が確認できる位置までゆっくり進み、左右を確認する。
- (2)運転手の目を見るなど、相手とのコミュニケーションをとる。

4 備考

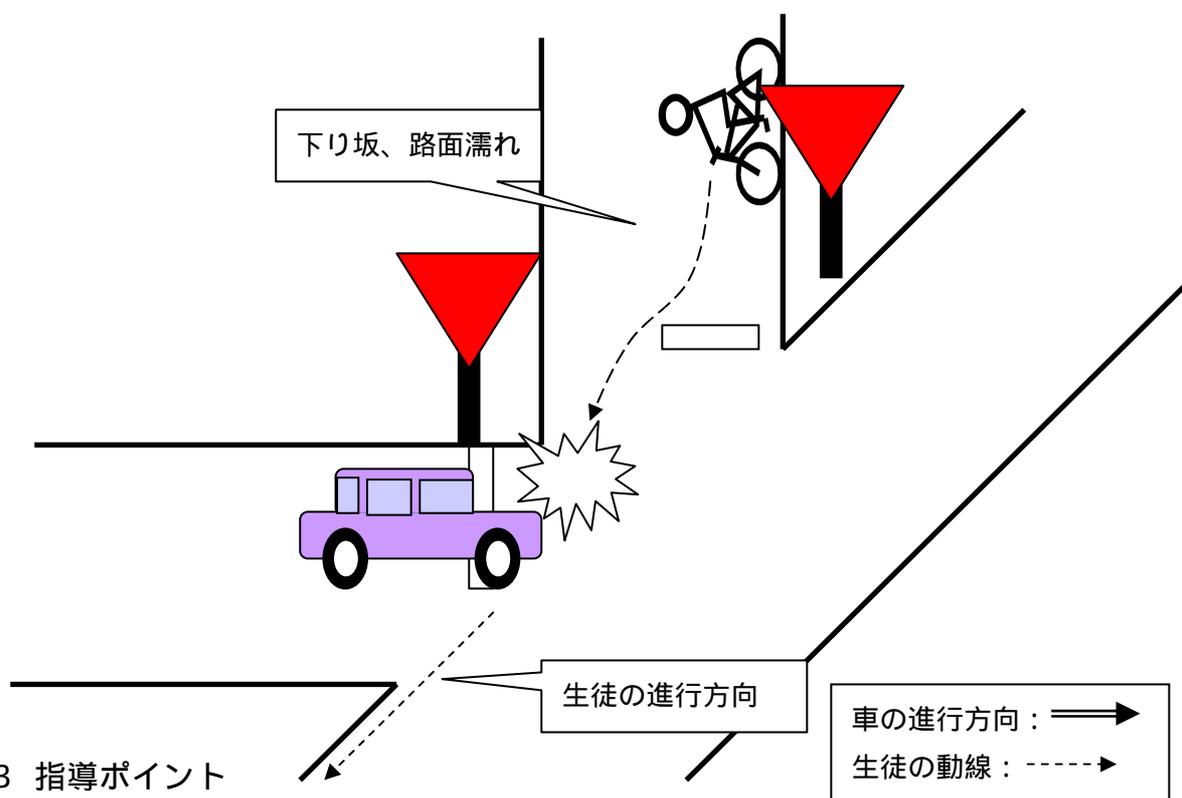
「一時不停止」は、道路交通法第43条違反(3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金)

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・一時不停止・運転操作ミス〕

校種	高校（全日制）		
学年	1年	性別	男
発	月旬曜日	10月中旬 木曜日	
	時間	午前 8時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 カーブ <u>その他</u> （坂道）	
目的	<u>登校</u> 下校 その他		
事故	概要	坂道を下る途中、前方に車を発見しブレーキをかけたが、路面が濡れてスリップし、しかもスピードが出すぎていたため、止まれず車に衝突した。（顎切り傷4針、両足打撲）	
	原因	生徒の一時不停止、路面の濡れ及び坂道の下りでの運転操作ミス（ブレーキ操作）と車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1)一時停止を守る。
- (2)左側通行を守る。
- (3)交差点の近くではスピードを出さない。いつでも止まれる速度で走行する。（徐行運転）
- (4)下り坂道では、ブレーキをかけて自転車の停止距離が平地より長くなる。さらに雨で路面が濡れているとより距離が必要である。

4 備考

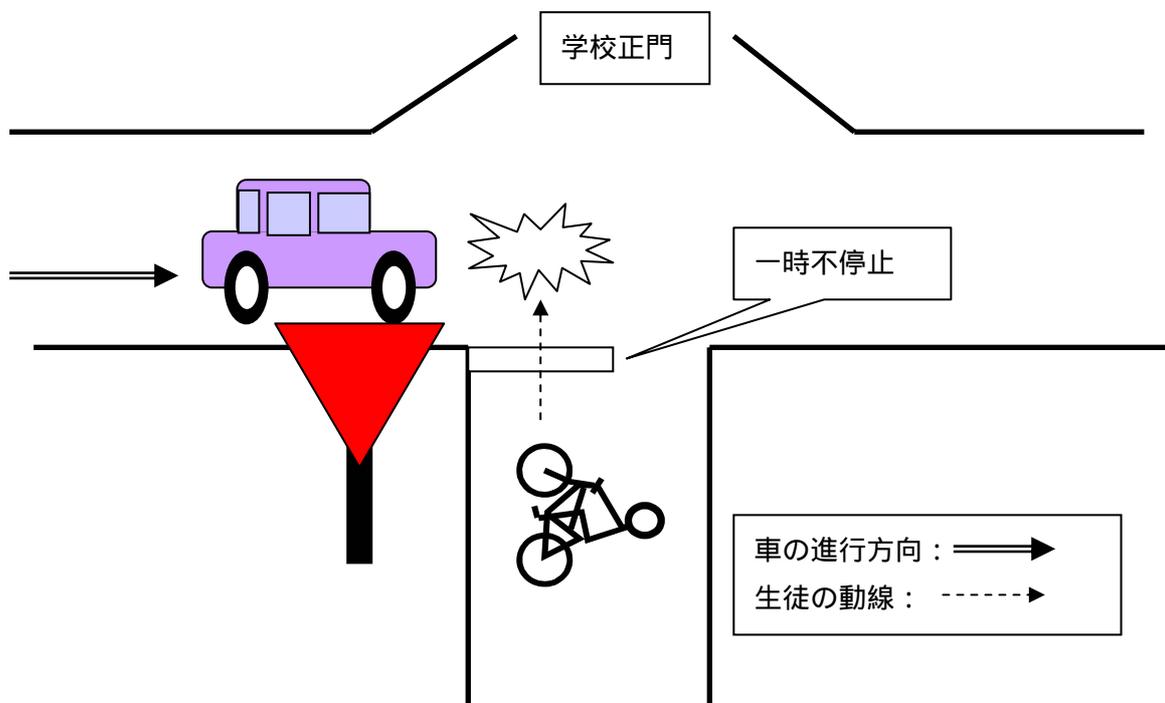
「一時不停止」は、道路交通法第43条違反（3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金）

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・一時不停止〕

校種	高校（全日制）		
学年	3年	性別	女
発	月旬曜日	10月中旬 月曜日	
	時間	午前 8時頃	
生	場所	歩道（交差点） 直線道路 カーブ その他（ ）	
目的	登校（ ） 下校 その他		
事故	概要	見通しの悪いT字交差点で一時停止せず学校正門へ直進したところ、左方からの車と衝突。（全身打撲）	
	原因	生徒の一時不停止、車の運転手の安全不確認	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1)一時停止を守る。一時停止後、安全が確認できる位置までゆっくり進み、右・左・右を確認した後、進行する。
- (2)目的地が近いからといって安心しない。

4 備考

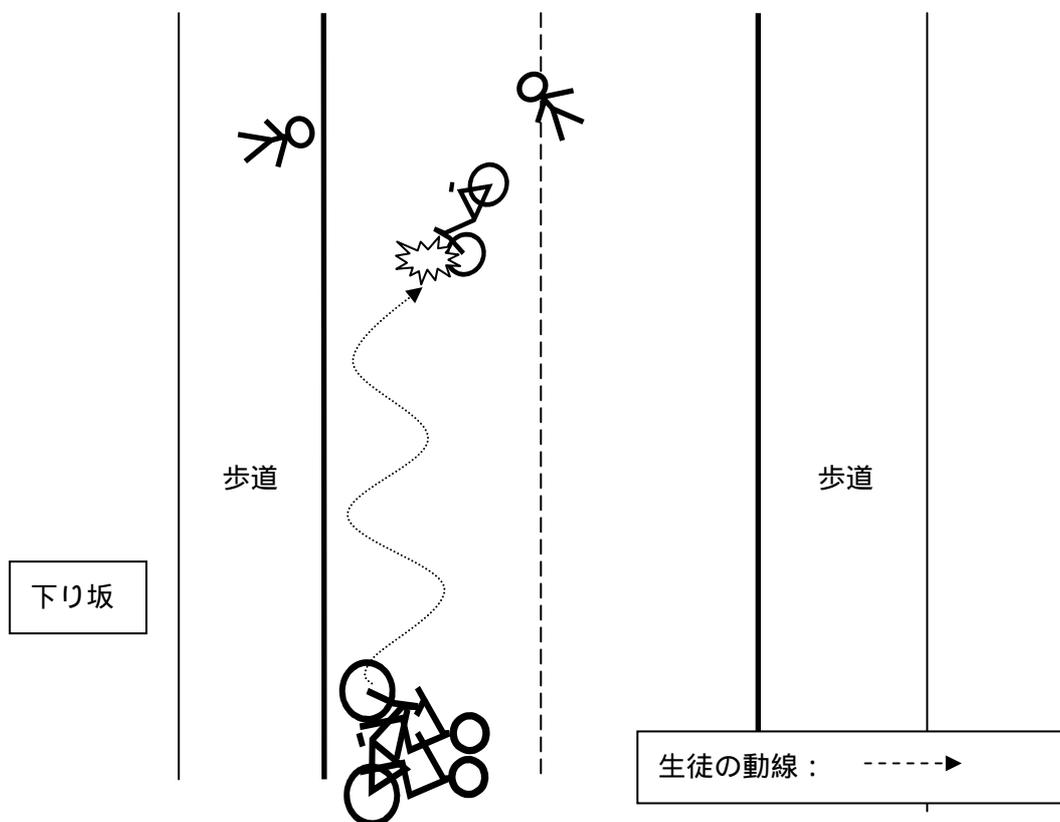
「一時不停止」は、道路交通法第43条違反（3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金）

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・二人乗り〕

校種	高校(全日制)		
学年	2年	性別	女子 2名
発	月旬曜日	6月上旬 木曜日	
	時間	午後 2時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 カーブ (その他)(坂道)	
目的	登校 (下校) その他		
事故	概要	自損事故。自転車二人乗りで坂道(車道)を下っていったが、ブレーキが利かなくなり蛇行後に転倒した。(運転生徒:外傷性くも膜下出血、脳挫傷及び頭蓋骨骨折、全治数ヶ月、後部乗者生徒:手足打撲、擦過傷)	
	原因	二人乗り、下り坂によるブレーキの過重負荷、自転車整備不良	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1) 自転車二人乗り禁止。
- (2) ブレーキが利かなくなった原因(過重負荷、整備不良、)を考える。
- (3) 下り坂道では、ブレーキをかけて自転車の制動距離が平地より長くなる。
- (4) ブレーキ点検カード等を作成し、定期点検を行う。

4 備考

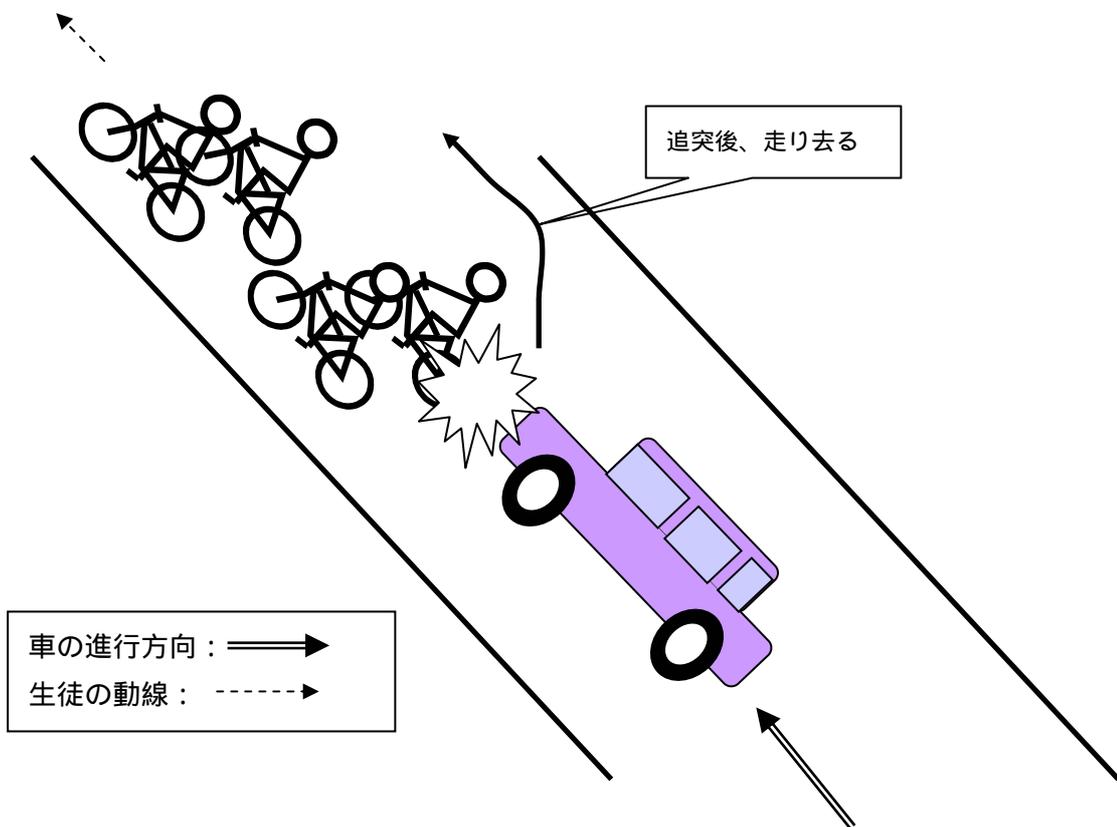
二人乗りは、道路交通法第 57 条第 2 項違反(2 万円以下の罰金又は科料)

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・並進（ひき逃げ）〕

校種	高校（全日制）		
学年	1年	性別	女
発	月旬曜日	4月中旬 土曜日	
	時間	午後1時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他	
目的	登校 <u>下校</u> その他		
事故	概要	自転車並進（2列縦隊、計4台）で走行中、後方から来た車が右後方の自転車に追突し、自転車は転倒。車はそのまま走り去った。 （右足軽い打撲）	
	原因	生徒の並進、加害車両の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1) 並進しない。
- (2) 走り去った車の特徴やナンバーを記憶する。
- (3) 車のドライバーは、自転車の並進で追い抜けないとイライラすることを知る。

4 備考

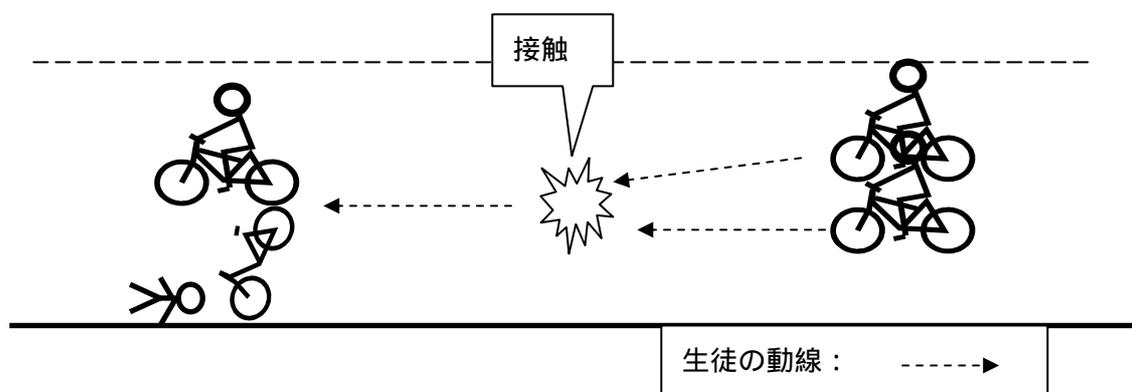
「並列進行」は道路交通法第19条違反（2万円以下の罰金又は科料）。ただし、普通自転車は、「並進可」の標識があるところでは、2台まで並ぶことができる。

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・並進〕

校種	高校（全日制）		
学年	2年	性別	女子 2名
発	月旬曜日	9月中旬 木曜日	
	時間	午前 8時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他()	
目的	<u>登校</u> 下校 その他		
事故	概要	自転車並進中、双方の自転車が接触し一人転倒した。 (1名無傷、1名足顔面擦過傷)	
	原因	生徒の並進と運転操作ミス	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1)並進禁止
- (2)自転車に乗りながらの会話やよそ見は慎む。

4 備考

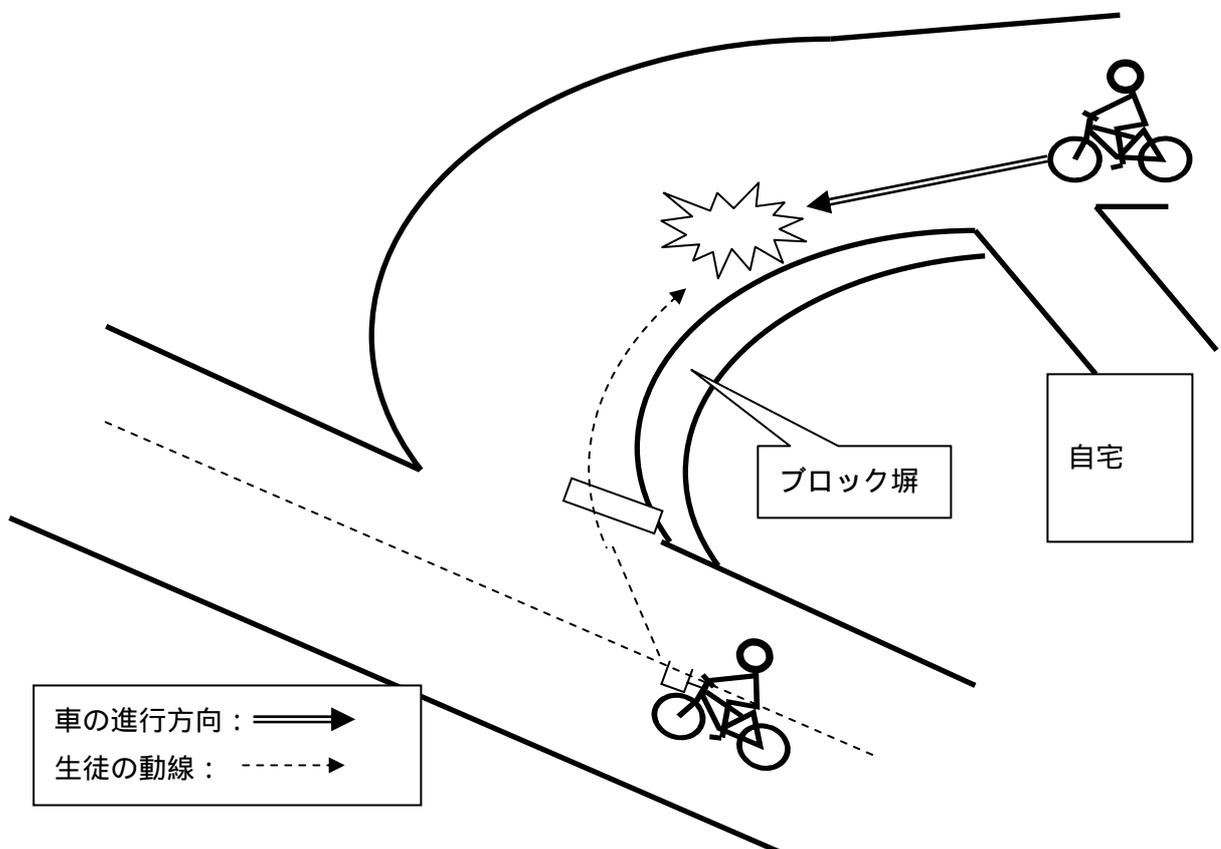
「並列進行」は道路交通法第 19 条違反（2 万円以下の罰金又は科料）。ただし、普通自転車は、「並進可」の標識があるところでは、2 台まで並ぶことができる。

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・通行禁止（右側通行）〕

校種	高校（全日制）		
学年	1年	性別	男
発	月旬曜日	9月中旬 金曜日	
	時間	午後8時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 <u>カーブ</u> その他()	
目的	登校 <u>下校</u> その他		
事故	概要	自転車で家の敷地へ入るため、見通しの悪い右カーブを内側走行したところ、前方からの自転車と衝突した。双方とも、ライトは点灯していなかった。（本人：腕打撲、相手：肩打撲、頸椎捻挫）	
	原因	生徒のカーブの右側走行と前方不注意、相手自転車の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1) 右側通行をしない。
- (2) 道路の横断は、車が止まった後や通り過ぎた後、左右の安全を確認し道路に対し直角に渡る。
- (3) 見通しの悪いカーブは、スピードを出さない。いつでも止まれる速度を守る。

4 備考

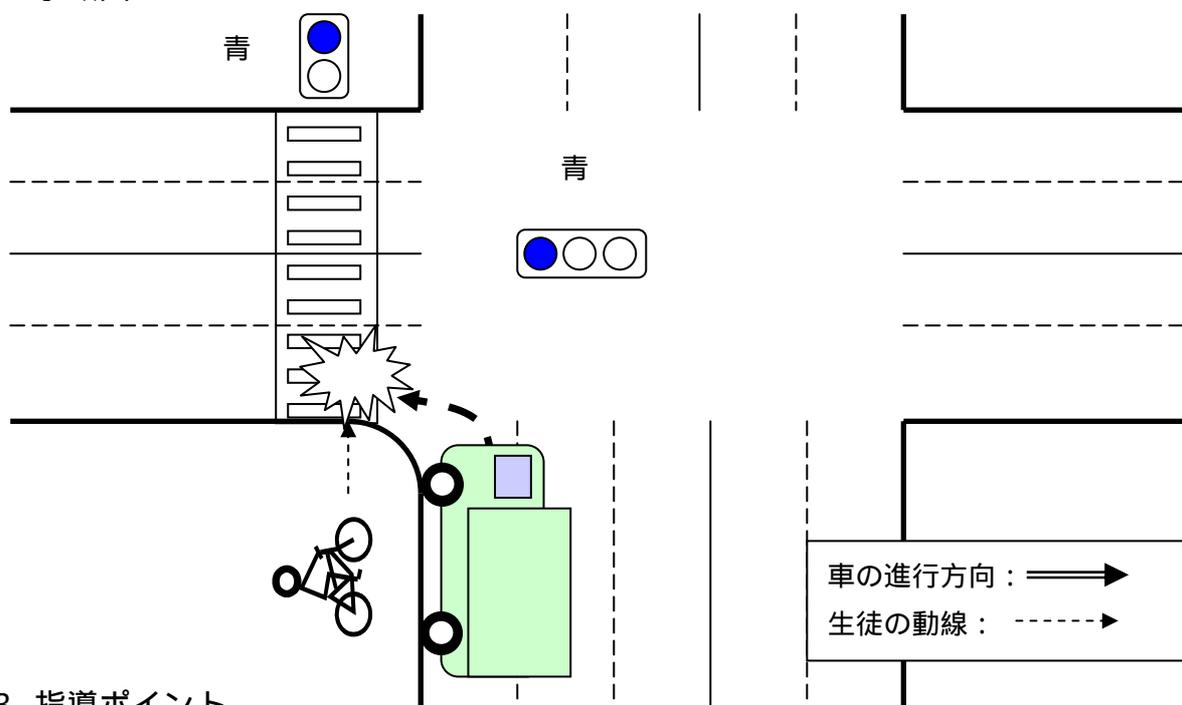
右側通行(通行区分違反)は道路交通法第17条第4項違反(3ヶ月以上の懲役又は5万円以下の罰金)

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車 通行禁止（巻き込み）〕

校種	高校（全日制）		
学年	2年	性別	女
発	月旬曜日	6月中旬 木曜日	
	時間	午前 8時頃	
生	場所	歩道 <u>交差点</u> 直線道路 カーブ その他	
目的	<u>登校</u> 下校 その他		
事故	概要	交差点を左折する大型トラックの前部と、直進する自転車が衝突した。 （右下腿挫傷、右肘擦過傷）	
	原因	トラック運転手の安全不確認	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1) 自転車横断帯のない横断歩道を利用するときは、必ずおりて自転車を押して渡る。
- (2) 左折しようとする車両を確認（車両のウインカーを注視）したら、なるべく手前で一時停止し、車を先に左折させてから発進横断する。
- (3) 車両が左折するときには内輪差が発生する。車両が大きくなればなるほど、内輪差は大きくなる。
- (4) トラックは死角が広く、自転車が確認できない範囲が広い。

4 備考

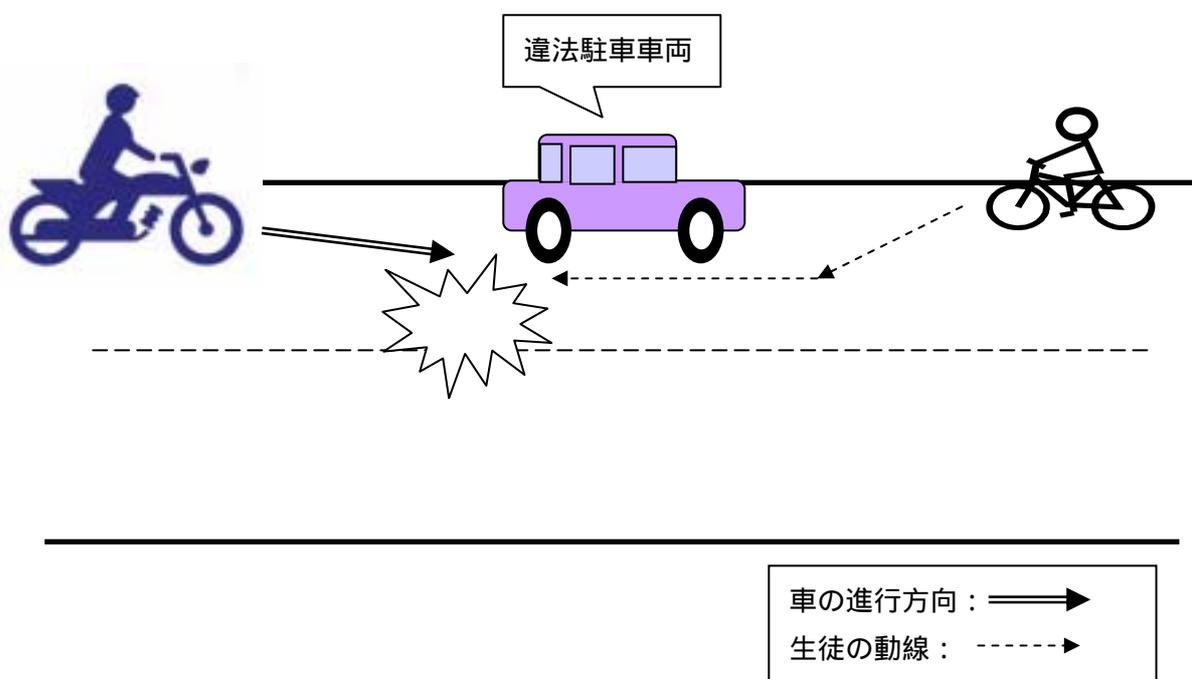
自転車は、交差点に自転車横断帯が設けられている場合は、自転車横断帯を通行しなければならない。自転車横断帯がなく横断歩道しかない場合は、自転車を降りて、自転車を押して横断すること。（道路交通法第 63 条の 6）

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・通行禁止（右側通行）〕

校種	高校（全日制）		
学年	2年	性別	男
発	月旬曜日	6月中旬 木曜日	
	時間	午後8時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他	
目的	登校 <u>下校</u> その他		
事故	概要	自転車、無灯火で車道右側走行中、違法駐車車両を道路内側から通り越そうとして、前方から来たオートバイと接触した。 (全身打撲、全治1週間)	
	原因	生徒の通行違反とオートバイ運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1) 自転車は、左側を通行する（自転車通行可の歩道を除く）。
- (2) 相手から見えない、車の陰から飛び出さない。
- (3) 進路変更する時、前方の安全の確認と同時に、周囲の状況も把握する。
- (4) 危険を予測する能力を高める（常に危険がひそんでいる「かもしれない」という意識をもたせる）。

4 備考

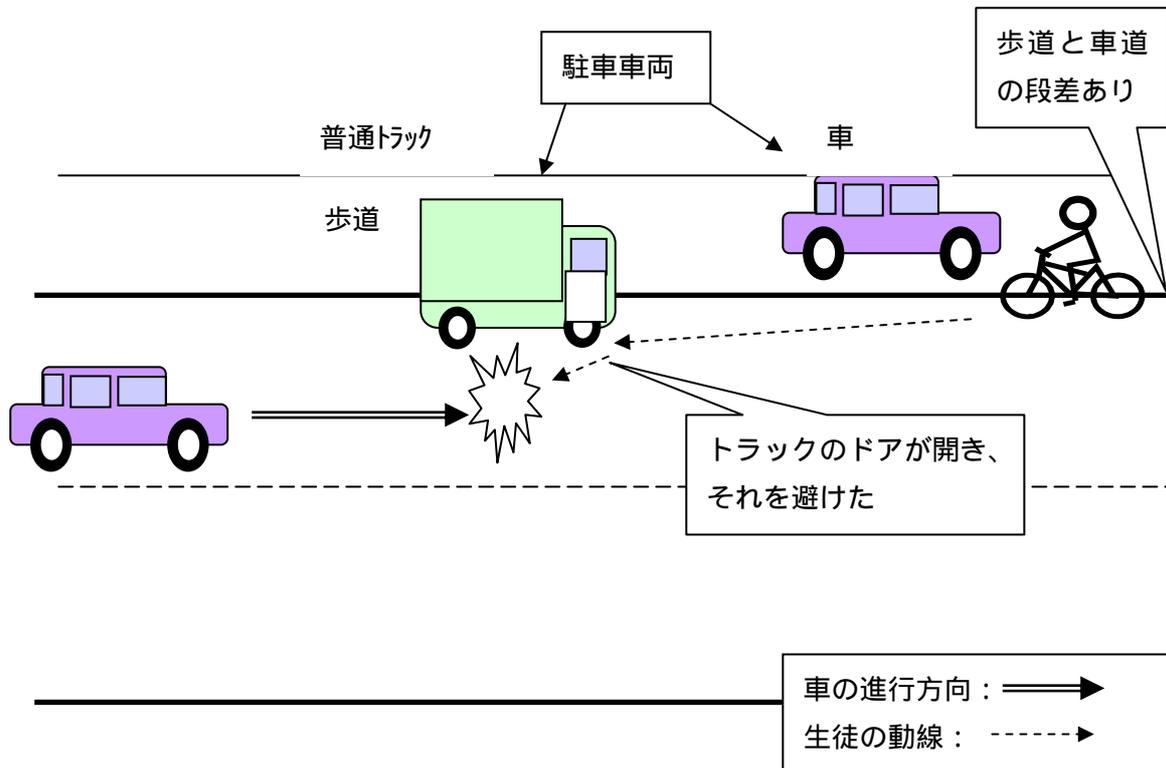
右側通行（通行区分違反）は道路交通法第17条第4項違反（3ヶ月以上の懲役又は5万円以下の罰金）

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・通行禁止（右側通行）〕

校種	高校（全日制）		
学年	3年	性別	男
発	月旬曜日	9月 下旬 水曜日	
	時間	午前 11時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他()	
目的	<u>登校</u> 下校 その他		
事故	概要	自転車通行可の歩道に車が駐車しており、自転車が通行できないため車道右側通行した。前方に普通トラックが駐車しており、避けるため道路内側を走行するが、普通トラックのドアが開いたためよけたが、前方から来る車と衝突した。（足首捻挫、腕擦過傷、全治2週間）	
	原因	生徒の右側車道通行、車の不法駐車と普通トラック運転手の安全不確認、前方からの車の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント（自己防衛）

- (1) 車を通過後、歩道へ上がり歩道を通行する。
- (2) 車の不法駐車に対し、左側車道走行のため、道路を横断する。
- (3) 自分が規則を守ろうとしても、周りが守っていないことも多い。様々な環境の中で、安全に走行できる判断を的確に行う。

4 備考

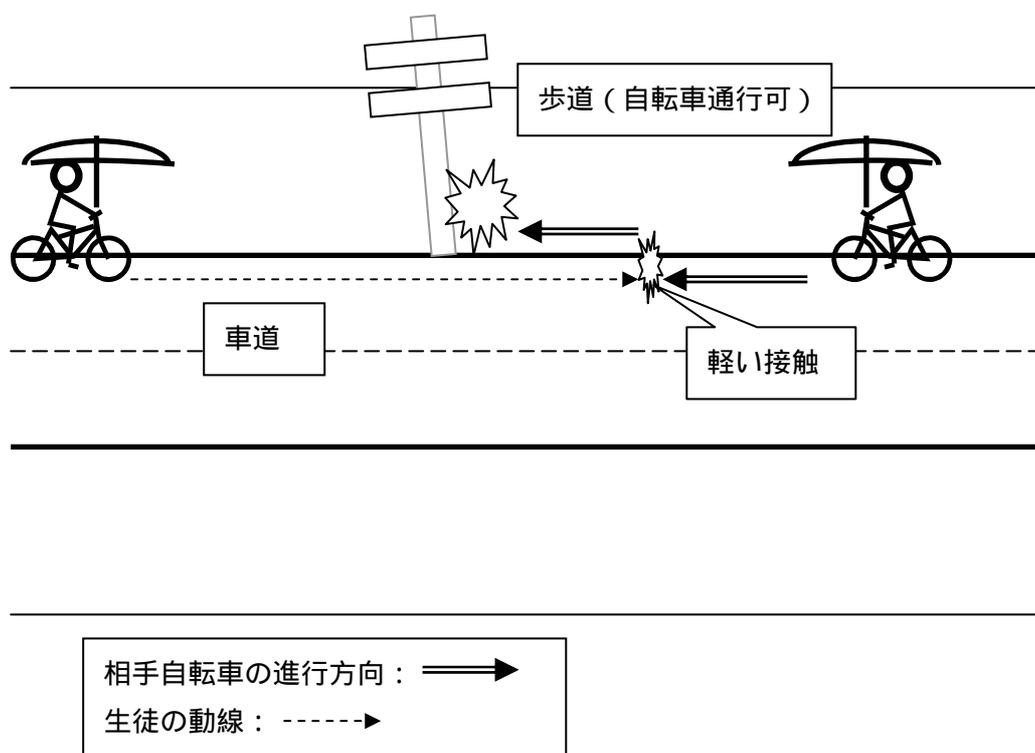
右側通行（通行区分違反）は道路交通法第17条第4項違反（3ヶ月以上の懲役又は5万円以下の罰金）

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・片手運転（傘さし）〕

校種	高校（全日制）		
学年	1年	性別	女
発	月旬曜日	10月上旬 水曜日	
	時間	午前 8時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 カーブ その他()	
目的	登校 下校 その他		
事故	概要	歩道のある道路の左側車道を傘さし運転で走行中、車道を対向してきた同じく傘さし運転自転車と接触。はずみで、相手が電柱に衝突した。 (本人：無傷、相手：右腕骨折)	
	原因	双方の車道傘さし運転、前方不注意 相手の右側車道通行	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1)傘さし運転は禁止
- (2)車道は極力走らない(自転車通行可の歩道を走るようにする)。
- (3)右側通行禁止

4 備考

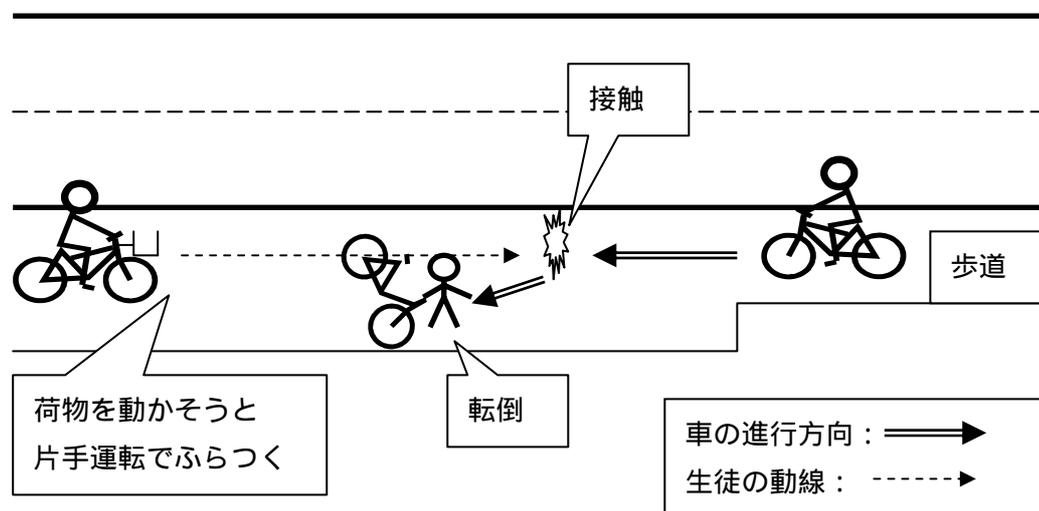
傘さし運転等不安定な方法で自転車に乗ると、道路交通法第71条第6項違反(5万円以下の罰金になる場合がある)

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・片手運転（荷物）〕

校種	高校（全日制）		
学年	1年	性別	女
発	月旬曜日	10月中旬 土曜日	
	時間	午前 8時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 カーブ <u>その他</u> （橋の上）	
目的	<u>登校</u> 下校 その他（私用）		
事故	概要	加害事故。前かごの荷物を動かそうとして片手運転になり、自転車が不安定になりふらついたところ、対向してきた自転車と接触し対向の自転車が転倒した。（本人：無傷、相手：顔面擦過傷、右腕骨折）	
	原因	自転車走行中に荷物を動かそうとしたことで、片手運転と前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1) 荷物は確実に固定する。
- (2) 荷物を動かす必要が生じた場合、自転車を他の通行の障害にならないところへ停止して行う。

4 備考

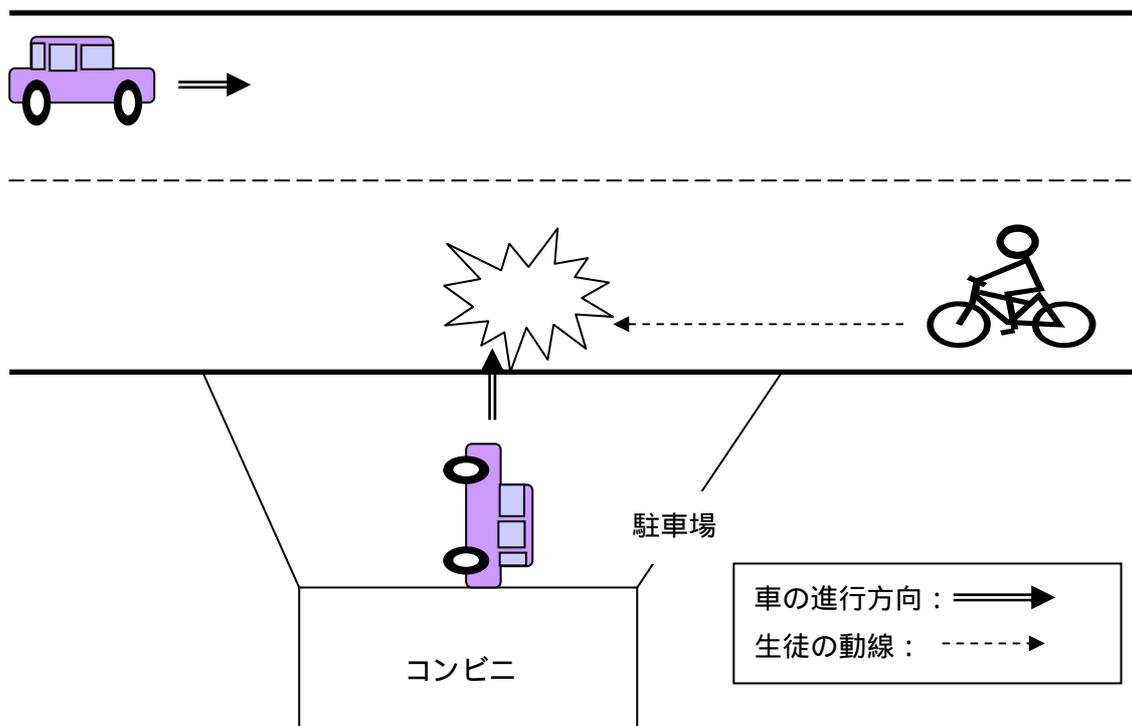
傘さし運転等不安定な方法で自転車に乗ると、道路交通法第 71 条第 6 項違反（5 万円以下の罰金になる場合がある）

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・安全不確認（前方不注意）〕

校種	高校（全日制）		
学年	1年	性別	女
発	月旬曜日	6月中旬 土曜日	
	時間	午前 8時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他	
目的	<u>登校</u> 下校 その他		
事故	概要	コンビニ駐車場から道路へ出ようとした車と、自転車が衝突した。 （左手首複雑骨折、右手首骨折、3週間入院）	
	原因	生徒の前方不注意、車の安全不確認	

2 事故図



3 指導ポイント

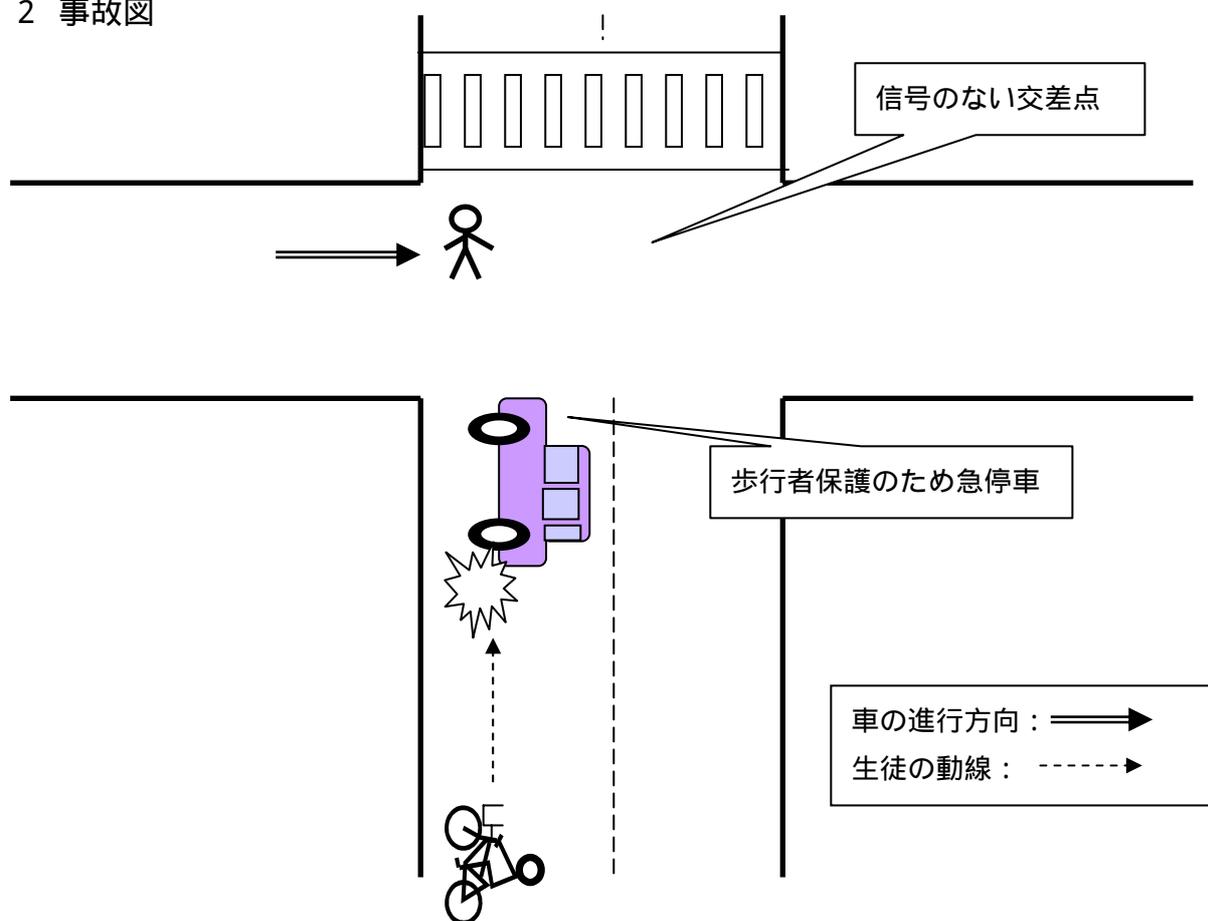
- (1)車の動きを注視し、いつでも止まれるようなスピードで進む。
- (2)運転手の目を見るなど、相手とのコミュニケーションをとり、自転車が進めるかそれとも止まる必要があるか判断する。
- (3)危険を予測する能力を高める（常に危険がひそんでいる「かもしれない」という意識をもたせる）。

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・安全不確認（前方不注意）〕

校種	高校（全日制）		
学年	1年	性別	男
発	月旬曜日	7月上旬 火曜日	
	時間	正午頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 カーブ その他()	
目的	登校 下校 その他		
事故	概要	車の後ろを走行中、車が歩行者保護のため急停止したので、ブレーキをかけたが間に合わず、追突した。（全身軽い打撲）	
	原因	生徒の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

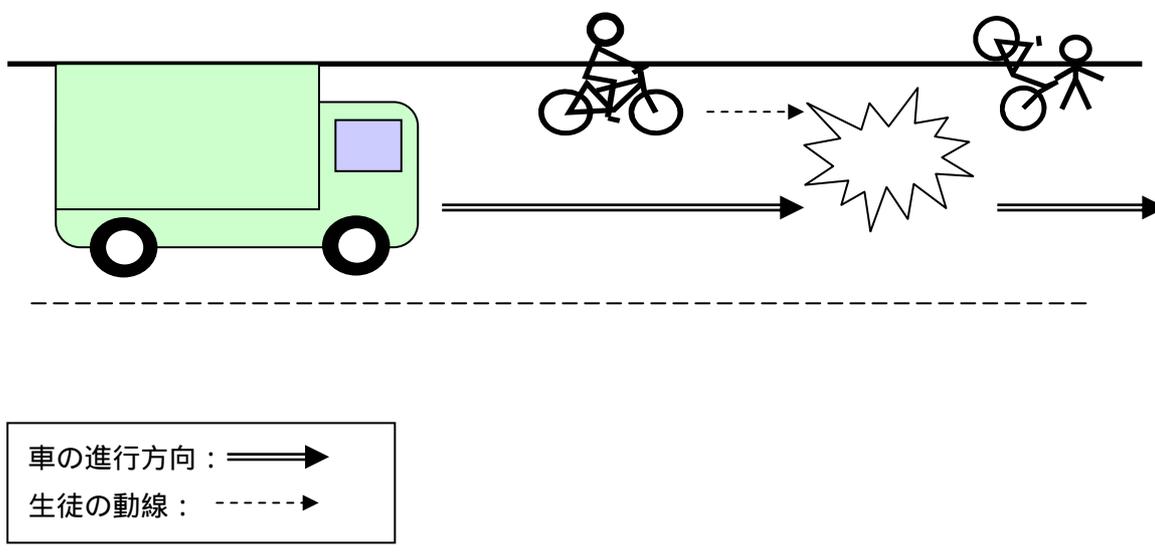
- (1) 前方の車の動きを常に注視し、いつでも停止できるように走行する。
- (2) 車間距離を十分にとる。

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・安全不確認（接触）〕

校種	高校（全日制）		
学年	1年	性別	女
発	月旬曜日	10月中旬 木曜日	
	時間	午後6時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 カーブ その他	
目的	登校 下校 その他		
事故	概要	自転車走行中、後方からの普通トラックが横に並び、接近したため右腕の袖がトラックの荷台にひっかかり転倒した。自転車後部の反射材は曲がっていた。（頭部外傷、右肩腰打撲）	
	原因	普通トラック運転手の安全不確認	

2 事故図



3 指導ポイント（自己防衛を考える）

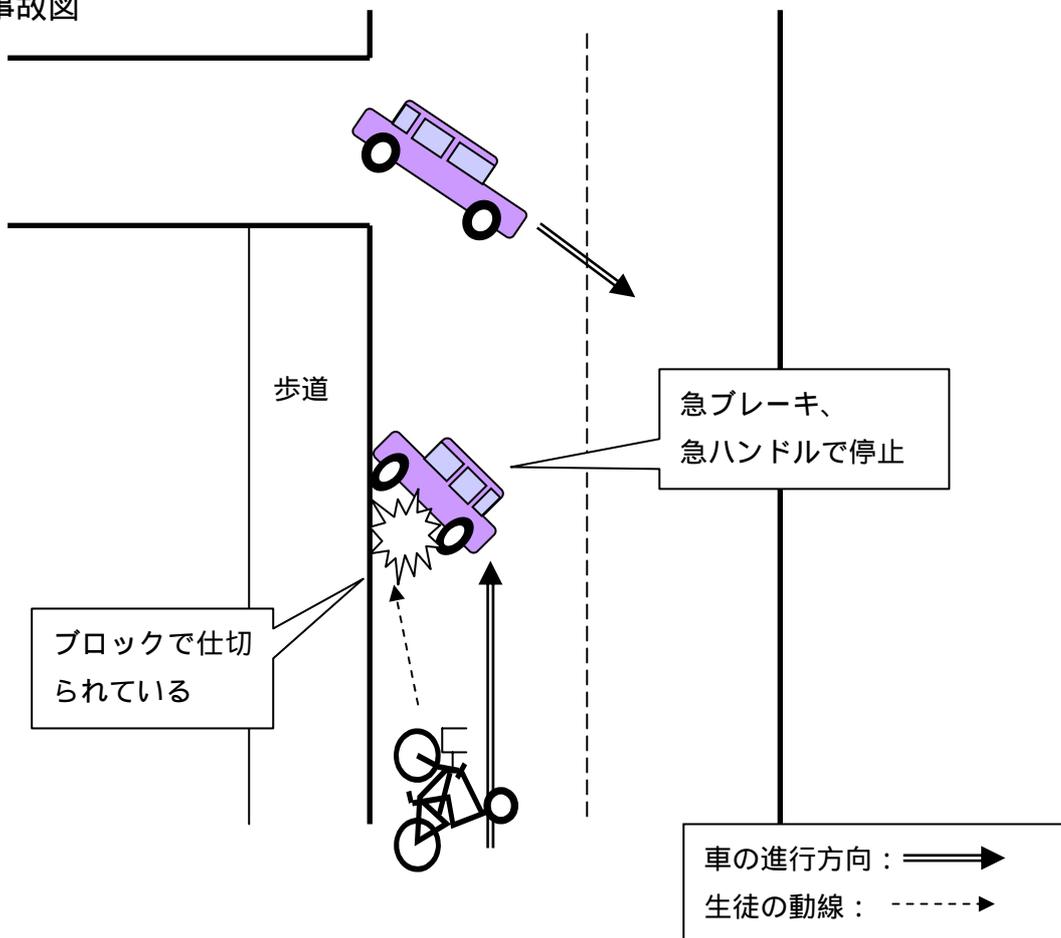
- (1)道の左端を走行する。車両には近づかない。
- (2)反射材を確実に取り付け、後方からの車両から目立つようにする。
- (3)明るい目立つ衣服を着用する。
- (4)後方からの車両には常に注意する。
- (5)夕方は早めにライトを点灯する。

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・安全不確認（前方不注意）〕

校種	高校（全日制）		
学年	2年	性別	男
発	月旬曜日	4月 下旬 火曜日	
	時間	午後 5時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他()	
目的	登校 下校 その他（私用）		
事故	概要	自転車の進行方向と同方向に追い越した車が、前方で右折しようとした車と衝突を避ける為、急ブレーキ・急ハンドルで停車した。そのため、自転車の進路がふさがれ衝突した。（上唇擦過傷）	
	原因	生徒の前方不注意、追い越した車の操作ミス、右折しようとした車の動静不注視、生徒の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

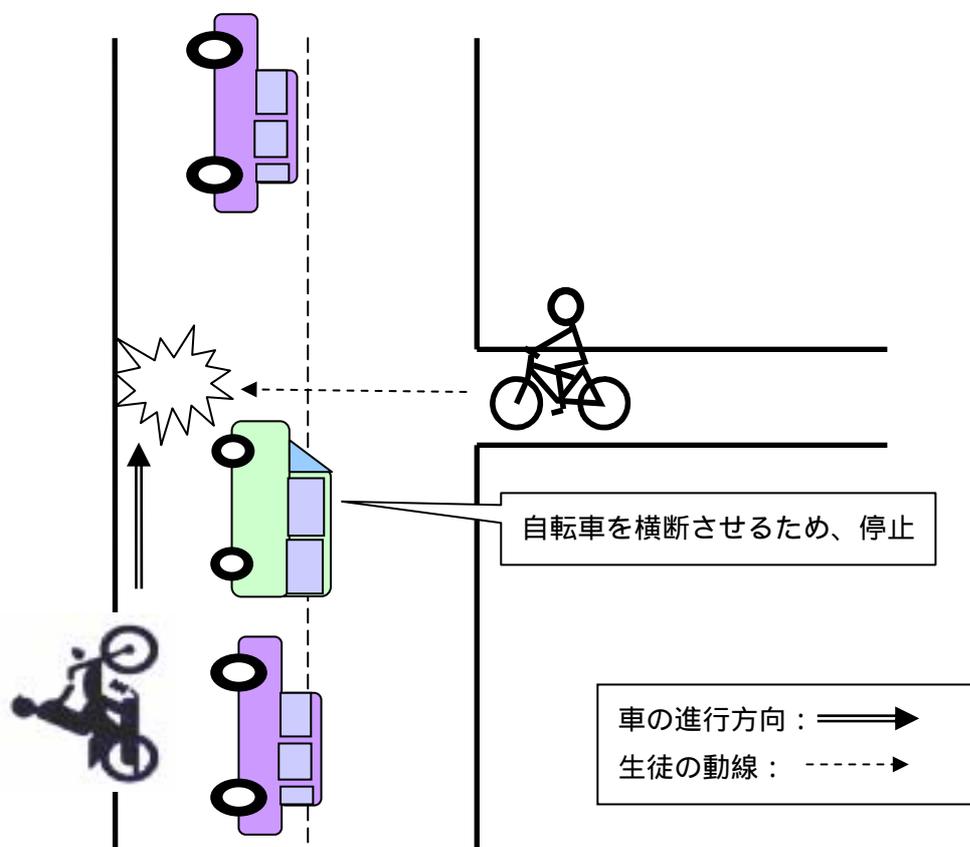
- (1)前の車の動きを常に注視し、いつでも止まれるよう走行する。
- (2)車間距離を十分にとる。

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・安全不確認〕

校種	高校(全日制)		
学年	2年	性別	男
発	月旬曜日	10月下旬 木曜日	
	時間	午前 8時頃	
生	場所	歩道 (交差点) 直線道路 カーブ その他	
目的	(登校) 下校 その他		
事故	概要	道路横断を待っていたら、渋滞中のワンボックスカーが道を譲ってくれた。横断終了間際、ワンボックスカーの左側から進んできた原付と衝突した。(頭部及び左半身打撲、前歯1本破損)	
	原因	生徒の安全不確認、原付の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

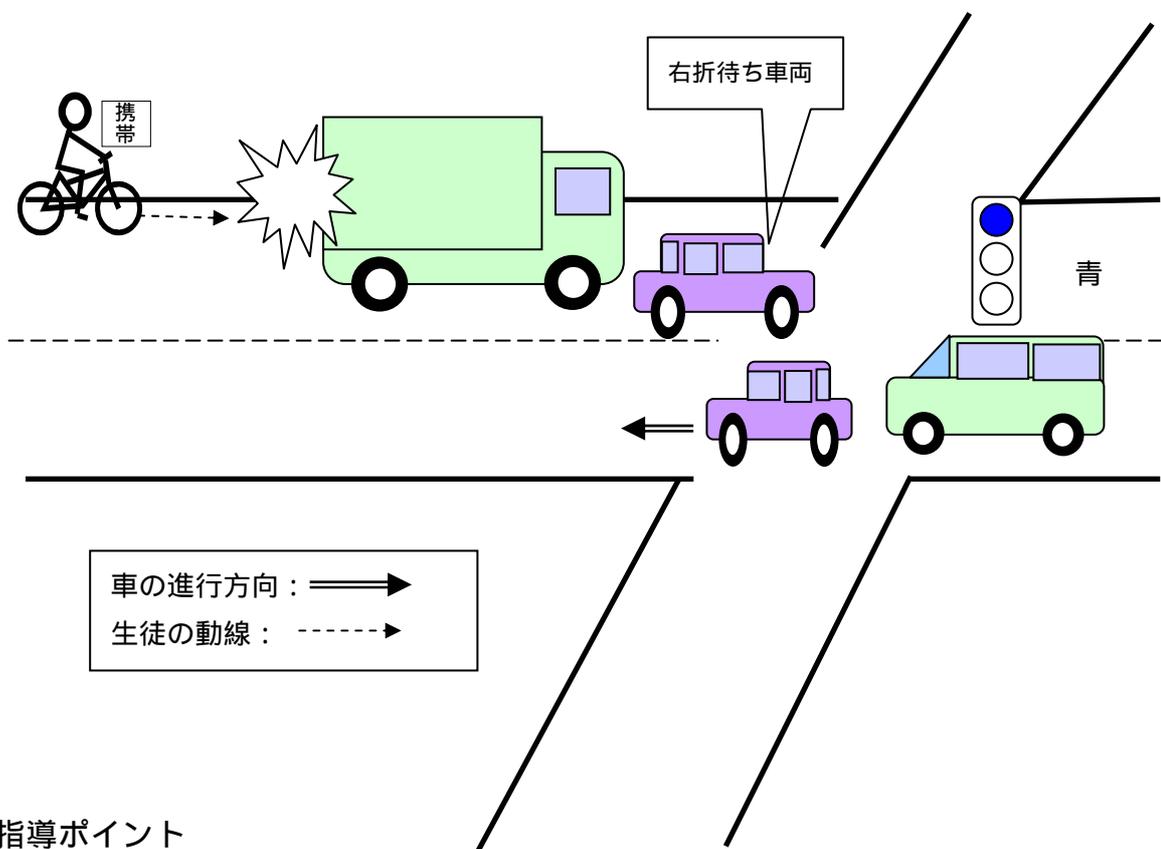
- (1)ワゴン車の停止後、安全が確認できる位置までゆっくり進み、左右を確認する。
- (2)ワゴン車やトラック等の大きい車両の影から飛び出さない(相手から見えない)。
- (3)危険を予測する能力を高める(常に危険がひそんでいる「かもしれない」という意識をもたせる)。

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・安全不確認（前方不注意）〕

校種	高校（全日制）		
学年	2年	性別	男
発	月旬曜日	11月上旬 火曜日	
	時間	午前 8時頃	
生	場所	歩道 <u>交差点</u> 直線道路 カーブ その他	
目的	<u>登校</u> 下校 その他		
事故	概要	右折車を待って交差点手前で停止中のトラックの荷台後方に追突した。 （頭部7～8針縫う）	
	原因	携帯電話操作に気を取られたことによる前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1)ながら運転、走行の禁止。
- (2)走行中には携帯電話の操作をしない。通話もしない。
- (3)車間距離を十分にとる。

4 備考

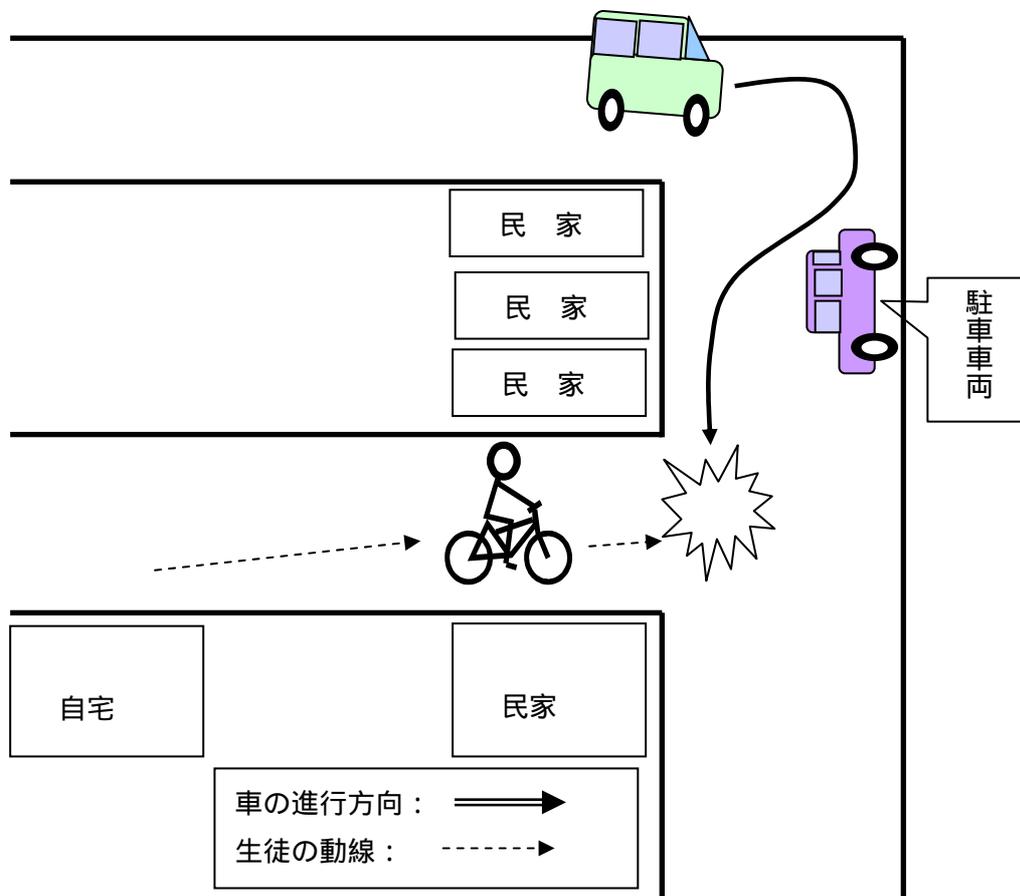
- (1)トラックは、事故に気が付かず、そのまま走り去った。
- (2)傘さし運転等不安定な方法で自転車に乗ると、道路交通法第71条第6項違反（5万円以下の罰金になる場合がある）

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・安全不確認〕

校種	高校（全日制）		
学年	3年	性別	女
発	月旬曜日	8月 下旬 水曜日	
	時間	午前 8時頃	
生	場所	歩道 <u>交差点</u> 直線道路 カーブ その他	
目的	登校 下校 <u>その他</u> （私用）		
事故	概要	T字交差点で、右折の自転車と左方向からの車が衝突した。 （脳挫傷、頸椎骨折、脊髄損傷、約1ヵ月後死亡）	
	原因	双方の安全不確認（徐行違反）	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1)交差点の近くではスピードを出さない。いつでも止まれる速度で走行する。（徐行運転）
- (2)一時停止する時は、周囲の安全を確かめて停止し、自転車の左側に降りる。
- (3)車が通り過ぎた後、交差点に進入する。

4 備考

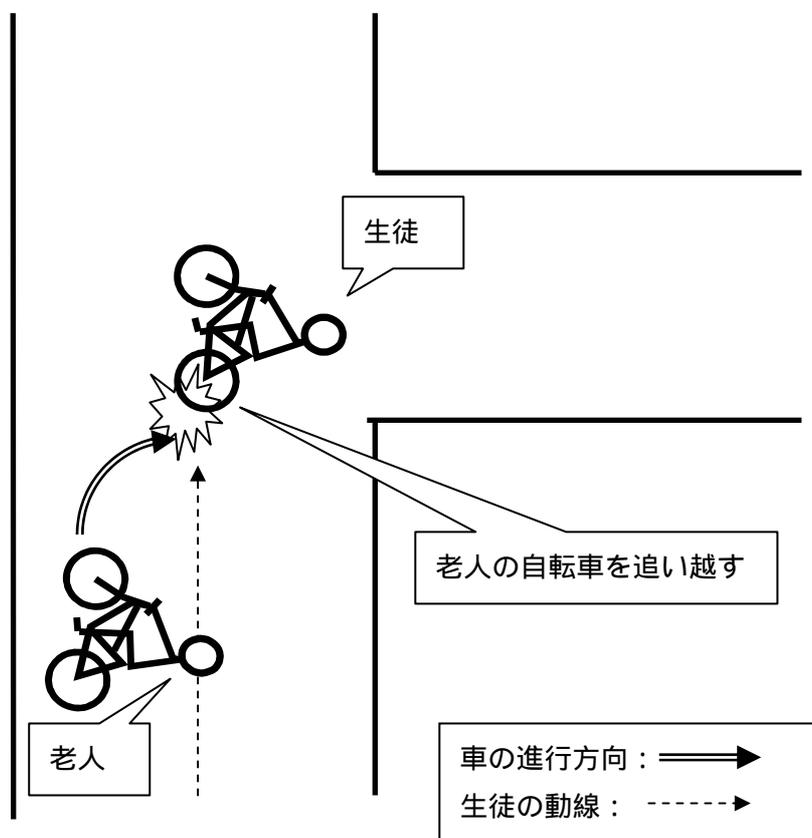
衝突した車は、違法駐車（交差点の5m以内は駐車禁止）の車両がなければ、もっと道の左側を通ったはずなので、事故が起こらなかったかもしれない。違法駐車の手続きにも過失がある。

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・安全不確認（追い越し）〕

校種	高校（全日制）		
学年	3年	性別	男
発	月旬曜日	10月中旬 木曜日	
	時間	午前9時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他	
目的	<u>登校</u> 下校 その他（夕方からの練習）		
事故	概要	T字交差点内で老人が乗った自転車を追い越した直後、老人は隣をすり抜けた自転車に気づかず右折しようとして、追い越した自転車の後輪に接触、転倒した。（本人：無傷、相手：尾てい骨骨折、全治2週間）	
	原因	交差点内での自転車追い越し	

2 事故図



3 指導ポイント

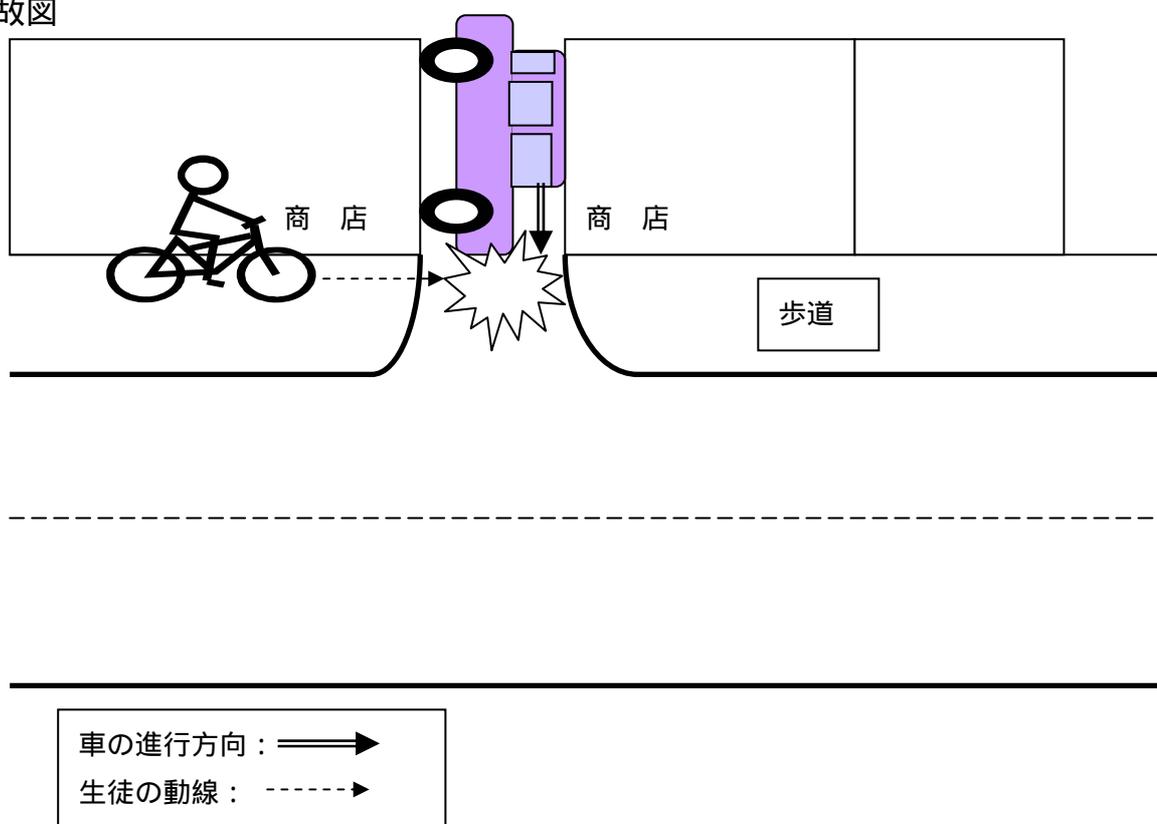
- (1)交差点内及び交差点の手前では、追い越さない。
- (2)老人の運転する自転車は、進路が予測できないことが多いので、追い抜くときは十分間隔をあける。
- (3)危険を予測する能力を高める（常に危険がひそんでいる「かもしれない」という意識をもたせる）。

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・安全不確認（前方不注意）〕

校種	高校（全日制）		
学年	3年	性別	女
発	月旬曜日	10月中旬 水曜日	
	時間	午後3時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 カーブ その他()	
目的	登校 下校 その他		
事故	概要	歩道（自転車通行可）のある県道の歩道を走行中、わき道から出てきた車と衝突した。（右肩打撲）	
	原因	生徒の前方不注意、車の安全不確認	

2 事故図



3 指導ポイント

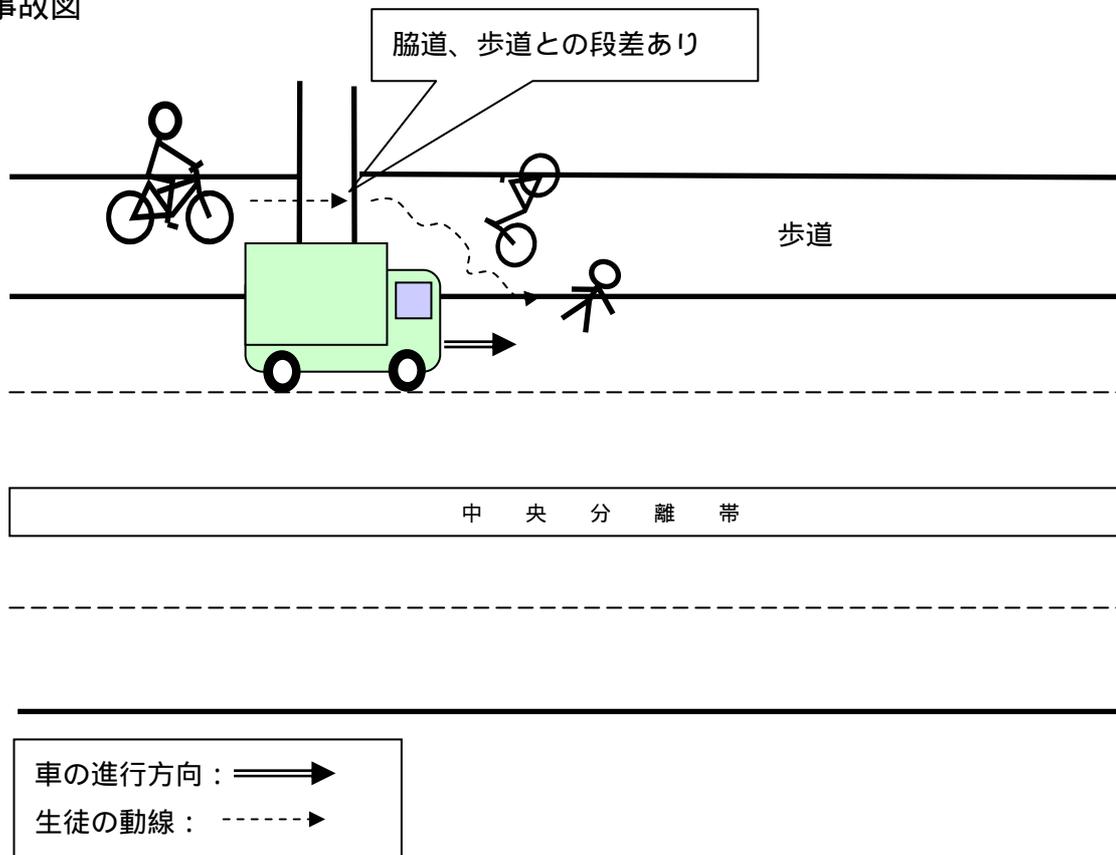
- (1)交差点やわき道近くでは、車等が出てくることを常に意識する。
- (2)スピードを出さない。いつでも止まれる速度で走行する。
- (3)歩道の車道よりを走行する。
- (4)危険を予測する能力を高める（常に危険がひそんでいる「かもしれない」という意識をもたせる）。

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・運転操作ミス〕

校種	高校（定時制）		
学年	1年	性別	女
発	月旬曜日	6月 下旬 土曜日	
	時間	午後 1時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 カーブ その他	
目的	登校 下校 (その他) (私用)		
事故	概要	自損事故。歩道を自転車通行中、段差で転倒し車道に飛び出し、後方からのトラックと接触した。 (右足大腿骨及び足首骨折、右足筋肉損傷、全治3ヶ月)	
	原因	生徒の運転操作ミスとトラックの運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

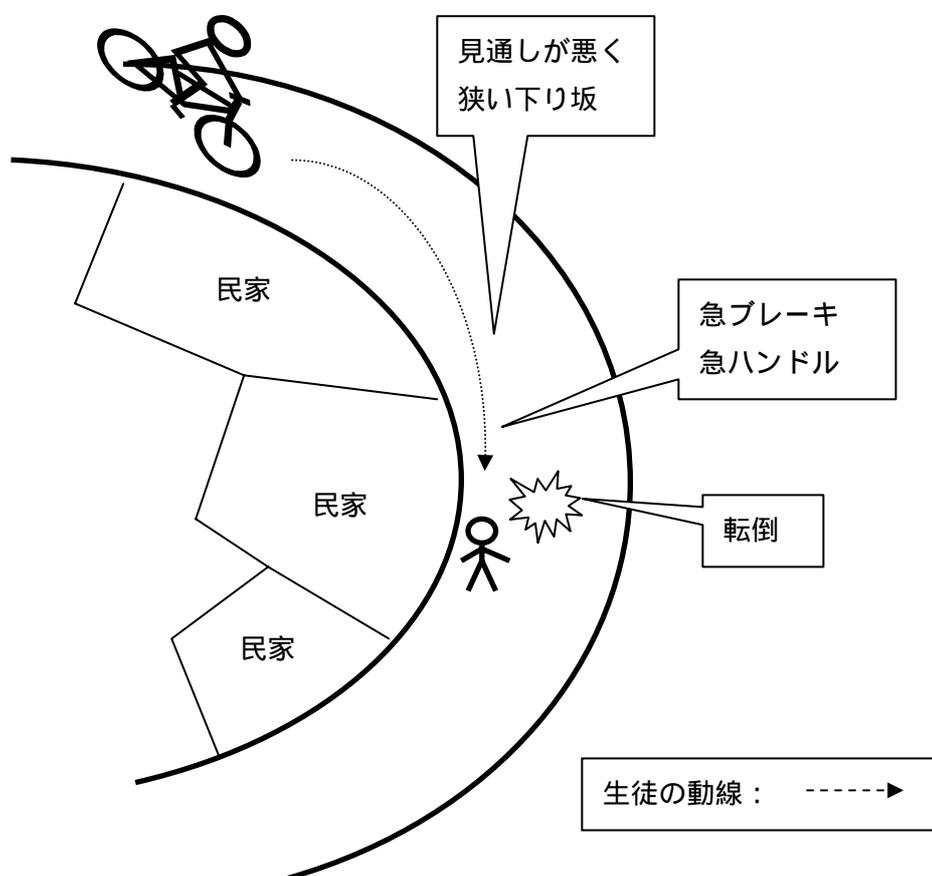
- (1) 自転車通行可の歩道では、脇道等の接続の関係で段差ができています。バランスを崩して転倒することがないように速度を落として走行する。
- (2) 脇道からの車両の飛び出しにも十分注意する。
- (3) 歩道に段差が多いことを嫌って、車道を走行する自転車を多く見かけるが、極力自転車通行可の歩道を走行する。

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・運転操作ミス（ブレーキ操作）〕

校種	高校（全日制）		
学年	1年	性別	男
発	月旬曜日	10月 下旬 月曜日	
	時間	午前 8時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 カーブ <u>その他</u> （坂道）	
目的	<u>登校</u> 下校 その他		
事故	概要	自損事故。見通しが悪く狭い下り坂で、民家から出てきた人を避けようとして、急ブレーキ急ハンドルで転倒した。（左顔面打撲及び擦過傷、左眼視神経損傷、入院2週間）	
	原因	生徒の下り坂でのスピードの出し過ぎと前方不注意、右側通行	

2 事故図



3 指導ポイント

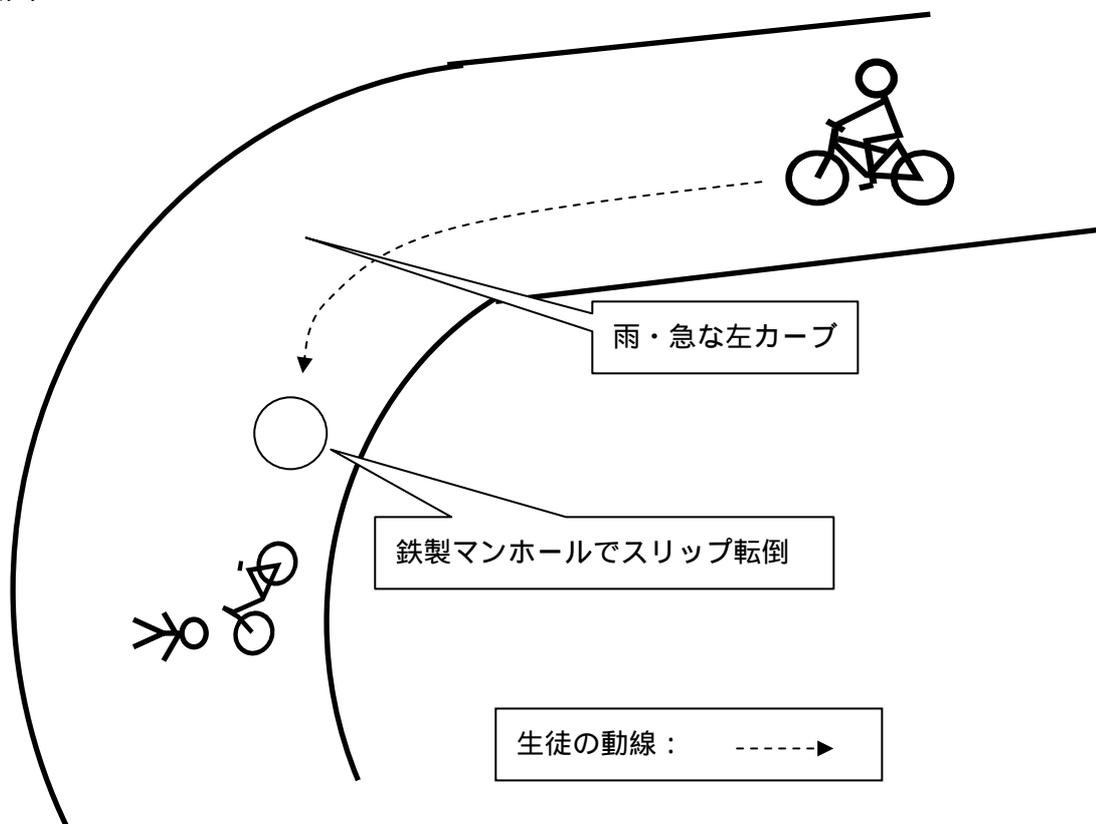
- (1) スピードを出さない。いつでも止まれる速度で走行する。
- (2) 道路の左側を通行する。
- (3) 下り坂道では、ブレーキの制動距離が平地より必要である。
- (4) 危険を予測する能力を高める（常に危険がひそんでいる「かもしれない」という意識をもたせる）

交通事故事例

1 事故の区分 [自転車・運転操作ミス(ブレーキ操作)]

校種	高校(全日制)		
学年	3年	性別	男
発	月旬曜日	9月中旬 火曜日	
	時間	午前8時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 カーブ その他()	
目的	登校 下校 その他		
事故	概要	自損事故。雨の中、急な左カーブの下り坂を自転車走行中、鉄製マンホールの蓋上でスリップ転倒した。(左半身挫傷、全治2週間)	
	原因	生徒の雨中でのスピード出し過ぎ	

2 事故図



3 指導ポイント

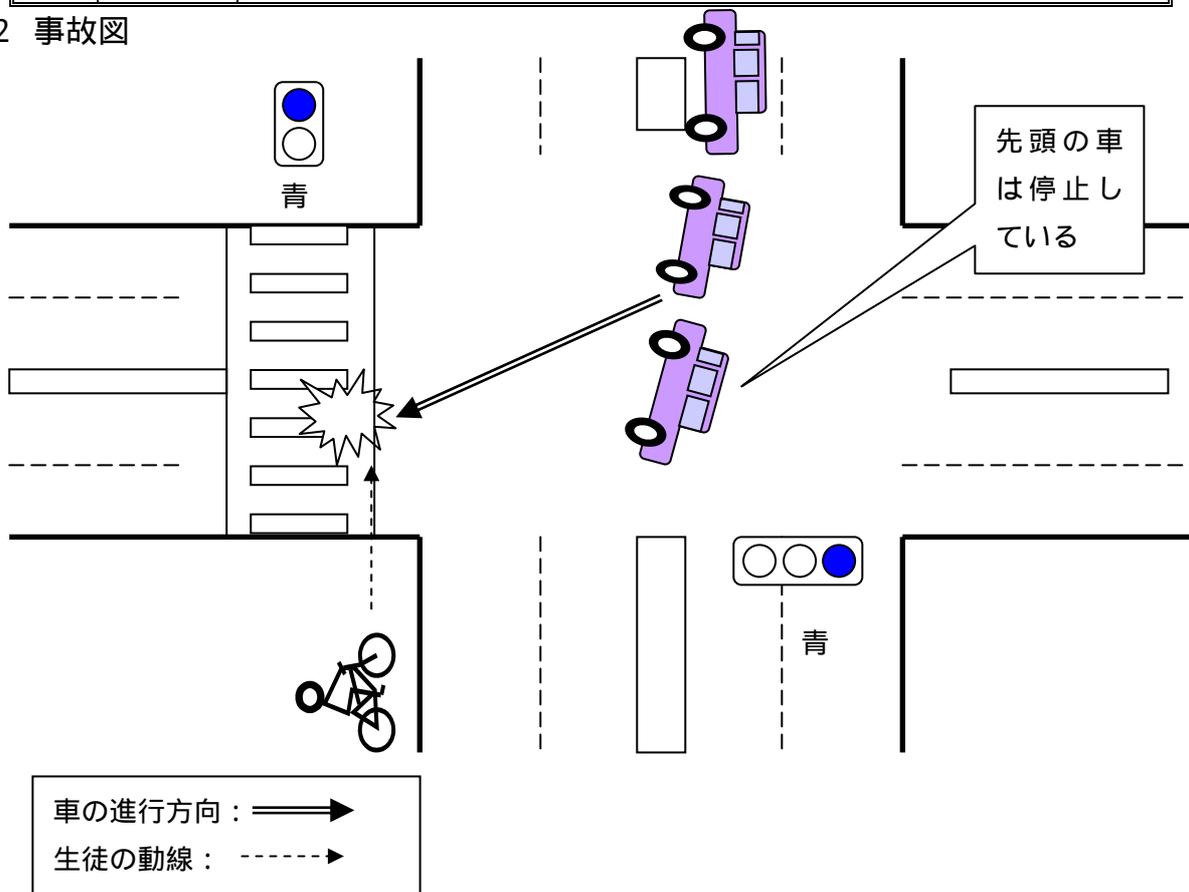
- (1) 下りのカーブではスピードを出さない。いつでも止まれる速度で走行する。
- (2) 鉄製マンホール上は滑る(特に雨では顕著)ので、注意して走行する。
- (3) 下り坂ではブレーキによる制動距離が必要である。雨天時は、さらにスリップも考えに入れて走行する。
- (4) ブレーキの制動距離についてしっかり理解する。
下り坂 雨天時 カーブ

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・その他（右折車）〕

校種	高校（全日制）		
学年	1年	性別	女
発	月旬曜日	9月 下旬 金曜日	
	時間	午前 7時頃	
生	場所	歩道 <u>交差点</u> 直線道路 カーブ その他	
目的	<u>登校</u> 下校 その他		
事故	概要	片側二車線の交差点の横断歩道を走行中、反対車線の先頭右折車が停止してるのを確認していたが、2台目の右折車が右折し自転車と衝突した。（両膝挫傷、左下腿擦過傷、全治10日）	
	原因	車の運転手の安全運転義務違反	

2 事故図



3 指導ポイント

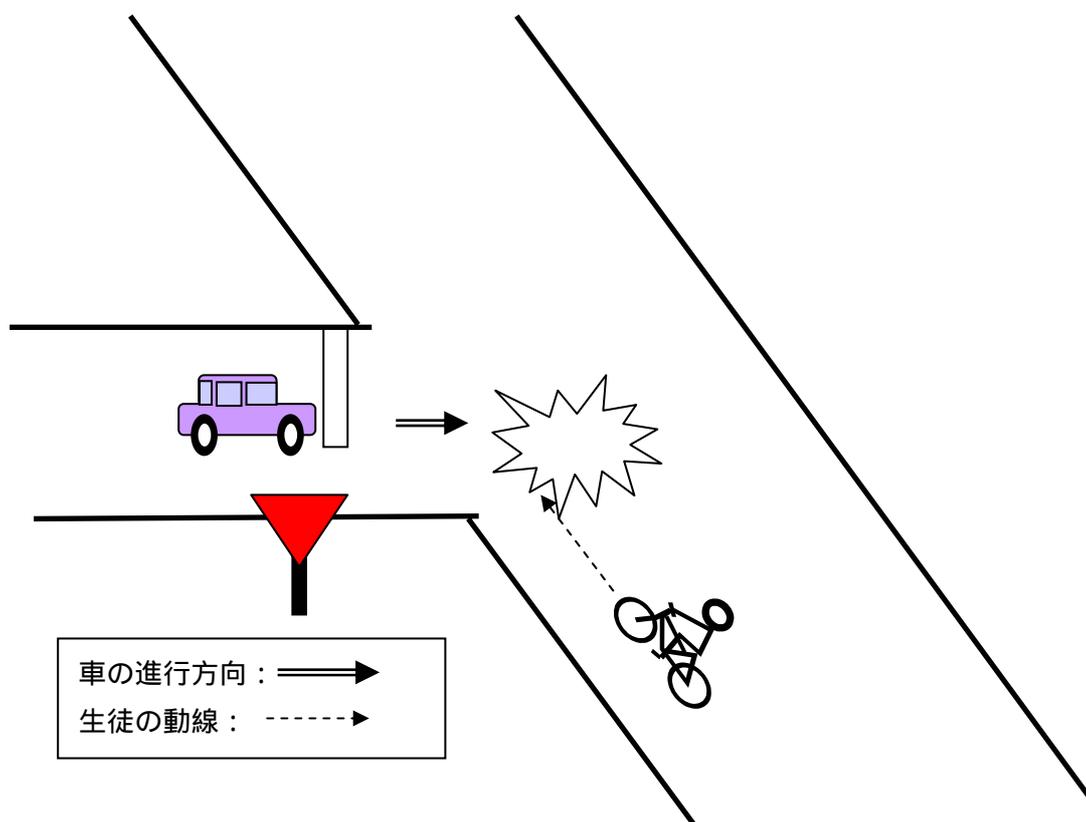
- (1)信号が青色でも左右の安全確認し、注意深く横断する。
- (2)危険を予測する能力を高める（常に危険がひそんでいる「かもしれない」という意識をもたせる）。

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・その他（動静不注視）〕

校種	高校（全日制）		
学年	1年	性別	男
発	月旬曜日	10月中旬 土曜日	
	時間	午前 8時頃	
生	場所	歩道 <u>交差点</u> 直線道路 カーブ その他	
目的	<u>登校</u> 下校 その他		
事故	概要	国道走行中、脇道からの車を確認したが、「待っていてくれるだろう」と判断しそのまま走行したが、車が発進し衝突した。 (左上腕、膝の擦過傷及び打撲)	
	原因	双方の動静不注視	

2 事故図



3 指導ポイント

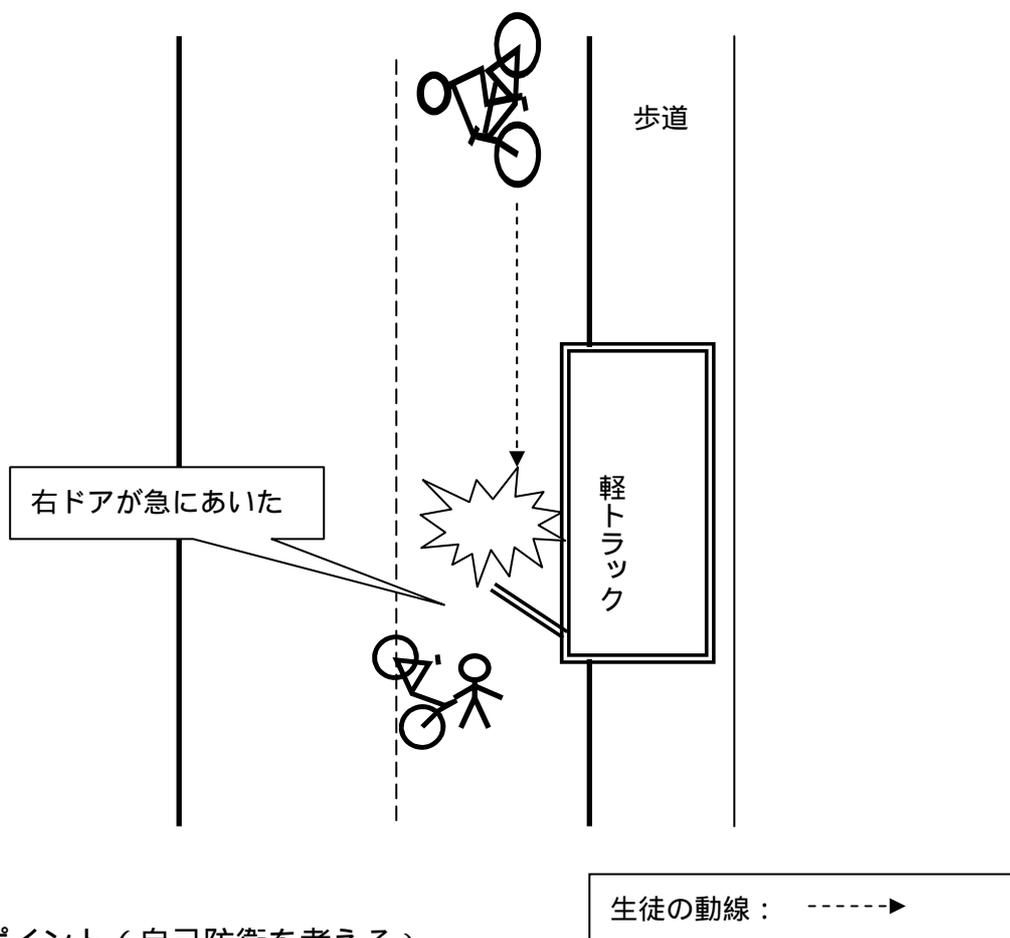
- (1) 運転手の目を見るなど、相手とのコミュニケーションをとり、衝突しないよう判断すること。
- (2) 危険を予測する能力を高める（常に危険がひそんでいる「かもしれない」という意識をもたせる）。

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・その他（前方不注意）〕

校種	高校（全日制）		
学年	2年	性別	女
発	月旬曜日	6月中旬 日曜日	
	時間	午後6時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他	
目的	登校 <u>下校</u> その他		
事故	概要	自転車走行中、歩道に乗り上げていた軽トラックの右ドアが開き接触転倒した。（左手小指骨折）	
	原因	運転手の安全不確認	

2 事故図



3 指導ポイント（自己防衛を考える）

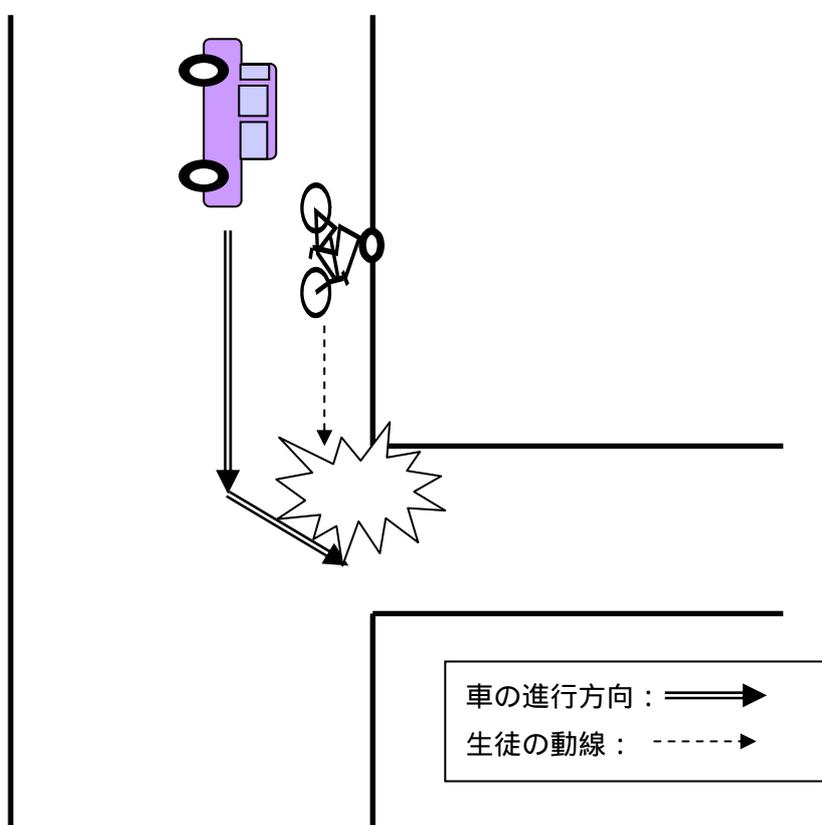
- (1)車との間隔を多めに取りながら横を通過する。
- (2)進路変更時には、後方からの車両に注意する。
- (3)停車中の車を追い越す場合は、突然ドアが開けることを想定する。
- (4)危険を予測する能力を高める（常に危険がひそんでいる「かもしれない」という意識をもたせる）。

交通事故事例

1 事故の区分〔自転車・その他（左折車巻き込み）〕

校種	高校（全日制）		
学年	3年	性別	男
発	月旬曜日	10月 下旬 金曜日	
	時間	午前 8時頃	
生	場所	歩道 <u>交差点</u> 直線道路 カーブ その他	
目的	<u>登校</u> 下校 その他		
事故	概要	自転車が車道左側走行中、左折する車に巻き込まれた。 （後頭部、左肩、両膝打撲）	
	原因	車の運転手の安全不確認	

2 事故図



3 指導ポイント

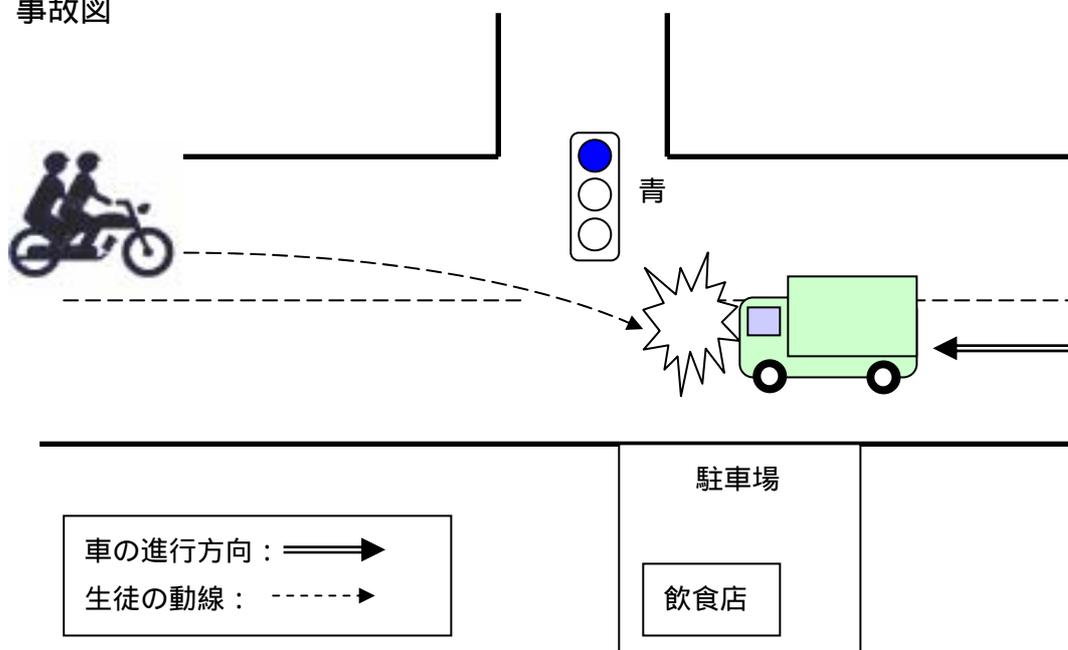
- (1) 左折しようとする車両を確認（車両のウインカーを注視）したら、なるべく手前で一時停止し車を先に左折させてから発進直進する。
- (2) 車両が左折するときには内輪差が発生する。車両が大きくなればなるほど、内輪差は大きくなる。

交通事故事例

1 事故の区分〔二輪（原付同乗）・二人乗り）

校種	高校（定時制）		
学年	1年	性別	女
発	月旬曜日	10月 下旬 土曜日	
	時間	午前 4時頃	
生	場所	歩道 <u>交差点</u> 直線道路 カーブ その他()	
目的	登校 下校 <u>その他</u> （私用）		
事故	概要	2人乗り原付（運転は無職少年、免許あり、本人免許なし）が、道路反対側の飲食店に入ろうと右折したところ、対向してきたトラックと正面衝突した。二名ともヘルメット未着用であった。（本人：左足頸骨腓骨骨折、下顎骨骨折、1ヶ月以上の入院、運転者怪我の程度は不明）	
	原因	生徒の定員外乗車と原付運転者の横断転回不適、トラックの前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1)原付は二人乗り禁止。
- (2)夜間は、対向車との距離感がつかみづらいので、余裕を持って右折を開始する。
- (3)車両（自転車、原付、二輪、車等）は、重くなればなるほど、動かしづらく止まりにくくなる。

4 備考

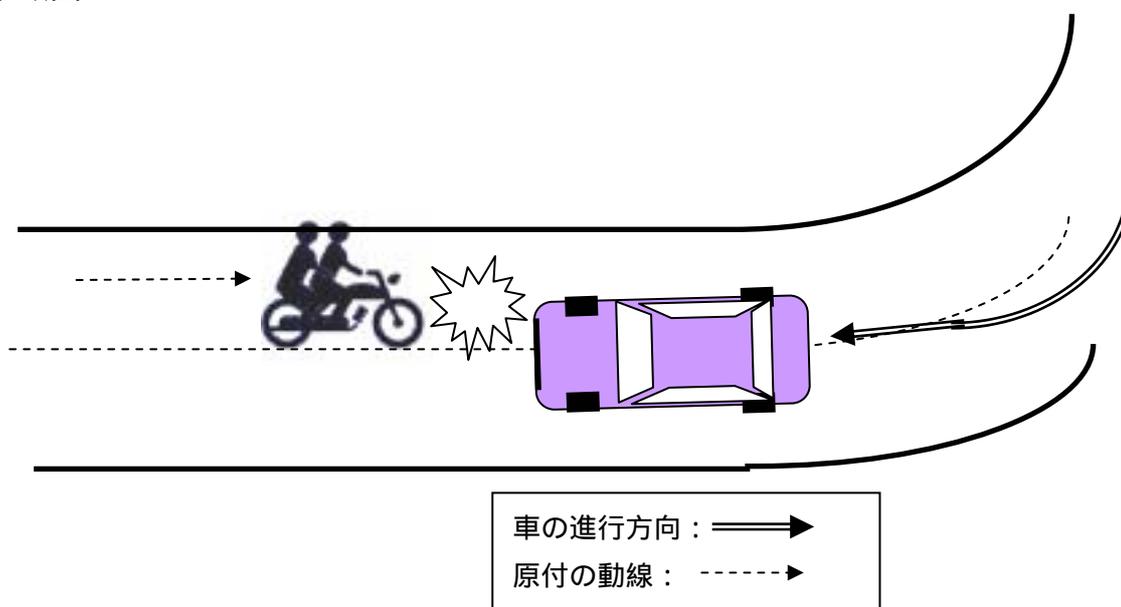
- ・深夜に出歩かない。
- ・定員外乗車 減点 1点 反則金 5,000円

交通事故事例

1 事故の区分〔二輪（原付）・二人乗り〕

校種	高校（全日制・定時制）		
学年	2年	性別	男・女
発	月旬曜日	10月 下旬 土曜日	
	時間	午前 1時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 <u>カーブ</u> その他	
目的	登校 下校 <u>その他</u> （私用）		
事故	概要	片側1車線の直線道路を原付二人乗り（二名とも免許あり、全日制生徒は無断取得・原付購入、どちらか一人はヘルメット着用、運転は未確定）で走行中、対向してきた車がセンターラインをオーバーし正面衝突した。対向車は横転した。（原付2名とも、全身を強く打ち死亡、相手：軽傷）	
	原因	原付の定員外乗車と運転者の前方不注意、対向車の運転ミス	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1)原付の二人乗りは禁止。
- (2)必ずヘルメットを着用する。
- (3)免許を無断で取得しない。
- (4)原付を購入しない。

4 備考

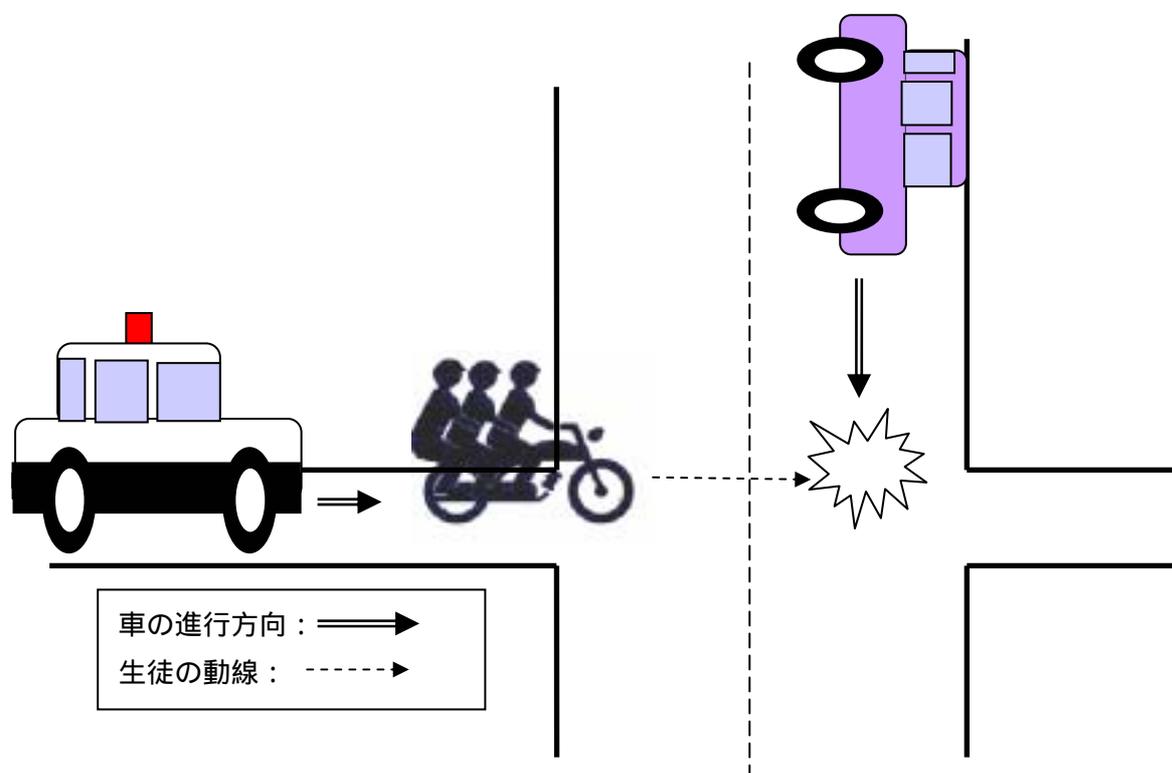
- ・深夜に出歩かない。
- ・対向車の運転手は、酒気帯び運転で逮捕された。
- ・定員外乗車 減点 1点 反則金 5,000円

交 通 事 故 事 例

1 事故の区分〔二輪（原付運転）三人乗り（逃走事故）〕

校 種	高校（全日制）		
学 年	2 年	性別	男（運転者、無免許）
発	月旬曜日	8 月 下 旬 火曜日	
	時間	午後 6 時頃	
生	場所	歩道 <u>交差点</u> 直線道路 カーブ その他()	
目的	登校 下校 <u>その他</u> （私用）		
事 故	概要	原付 3 人乗り（全員ヘルメット未着用、無免許で原付は所有者不明）で走行中、巡回中のパトカーが発見、停止指示を無視して逃走。信号のない交差点で、車と衝突した。（運転者：大腿部及び鎖骨骨折）	
	原因	生徒の定員外乗車と逃走による一時不停止、車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1)定員外乗車は禁止。
- (2)パトカー・交通指導員等の指導に従う。
- (3)一時不停止、安全確認を行う。

4 備考

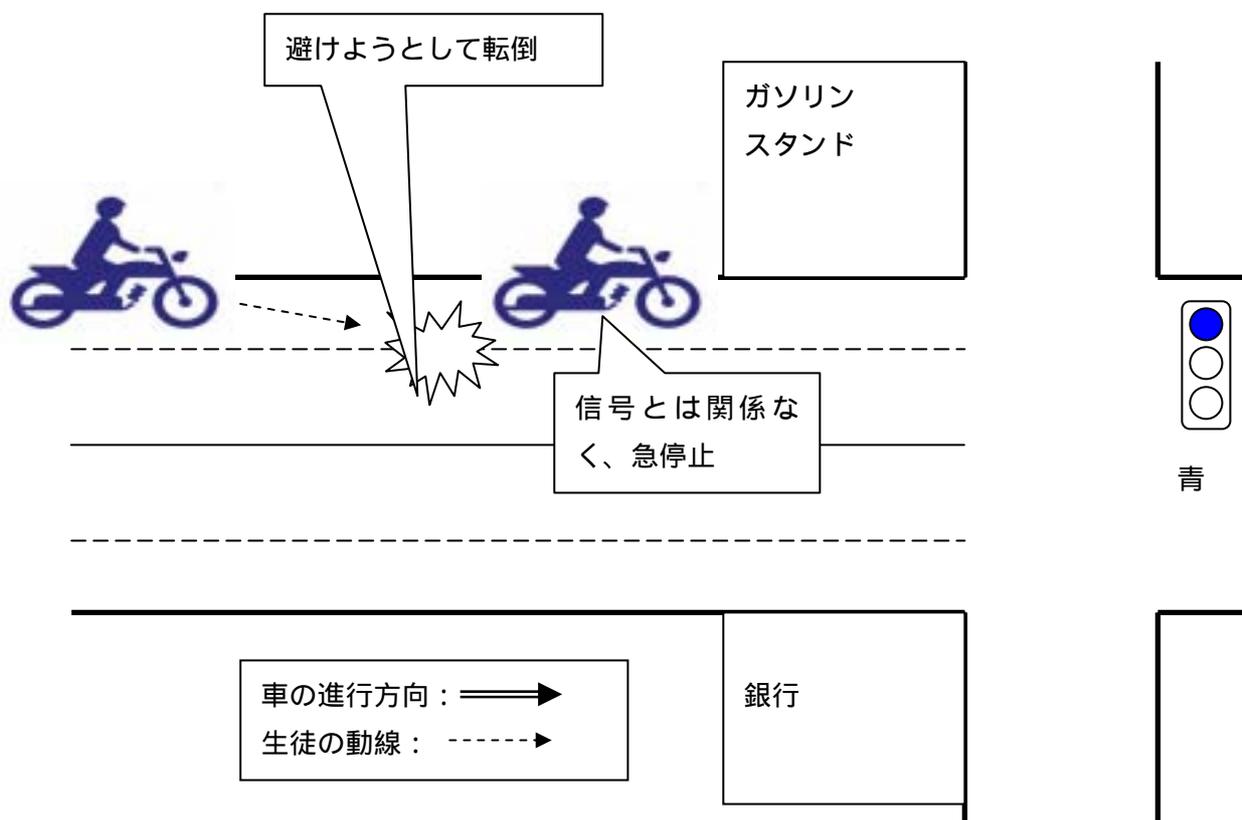
定員外乗車 減点 1 点 反則金 5,000 円

交通事故事例

1 事故の区分〔二輪（原付運転）・安全不確認（前方不注意）〕

校種	高校（定時制）		
学年	2年	性別	男
発	月旬曜日	6月中旬 土曜日	
	時間	午後8時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他	
目的	登校 下校 <u>その他</u> （私用）		
事故	概要	原付運転（免許あり、通学で使用、ヘルメット着用）走行中、前を走行する原付が急停車したため、追突を避けようとして転倒した。 （左足関節開放性脱臼骨折、脛骨開放骨折、腓骨骨折、全治3ヶ月）	
	原因	生徒の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1)前方の車両の動きに注意を払う。
- (2)車間距離を多めにとり、不測の状況にも対応できるようにする。

4 備考

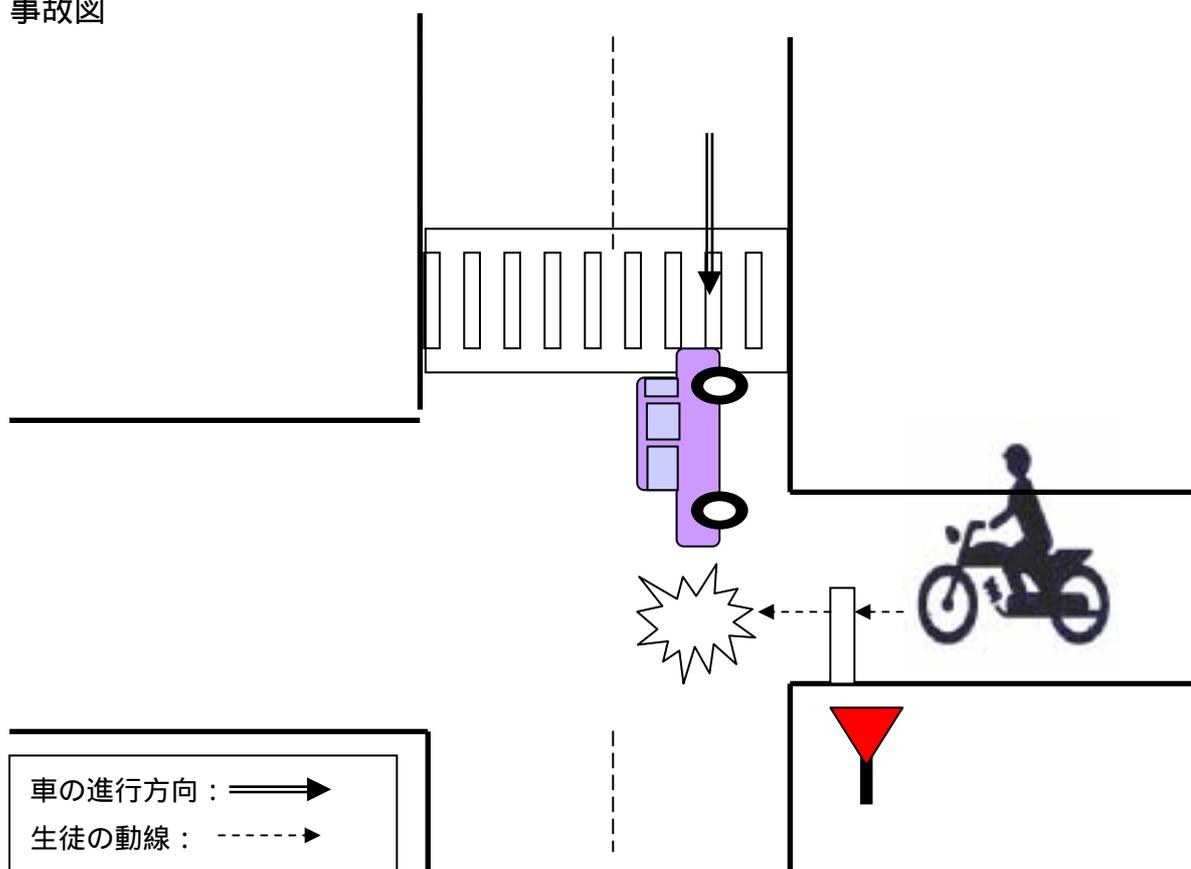
交差点安全進行義務違反 減点 2点 反則金 7,000円

交通事故事例

1 事故の区分〔二輪 安全不確認〕

校種	高校（定時制）		
学年	3年	性別	男
発	月旬曜日	1月 下旬 水曜日	
	時間	午後 9時頃	
生	場所	歩道 <u>交差点</u> 直線道路 カーブ その他	
目的	登校 <u>下校</u> その他		
事故	概要	見通しの悪い交差点で、二輪と右方向からきた車と衝突した。二輪は一時停止線での一時停止は守った。（右足打撲）	
	原因	生徒の安全不確認（徐行違反）、車の運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1)一時停止後は、ゆっくり前に進み、左右の安全が確認できるところまで出る。
- (2)二輪車の運転者の目が、安全を確認できるところまで進むことは、二輪の前輪は運転者の目より前方に位置し、他のものと衝突する可能性があることを認識する。

4 備考

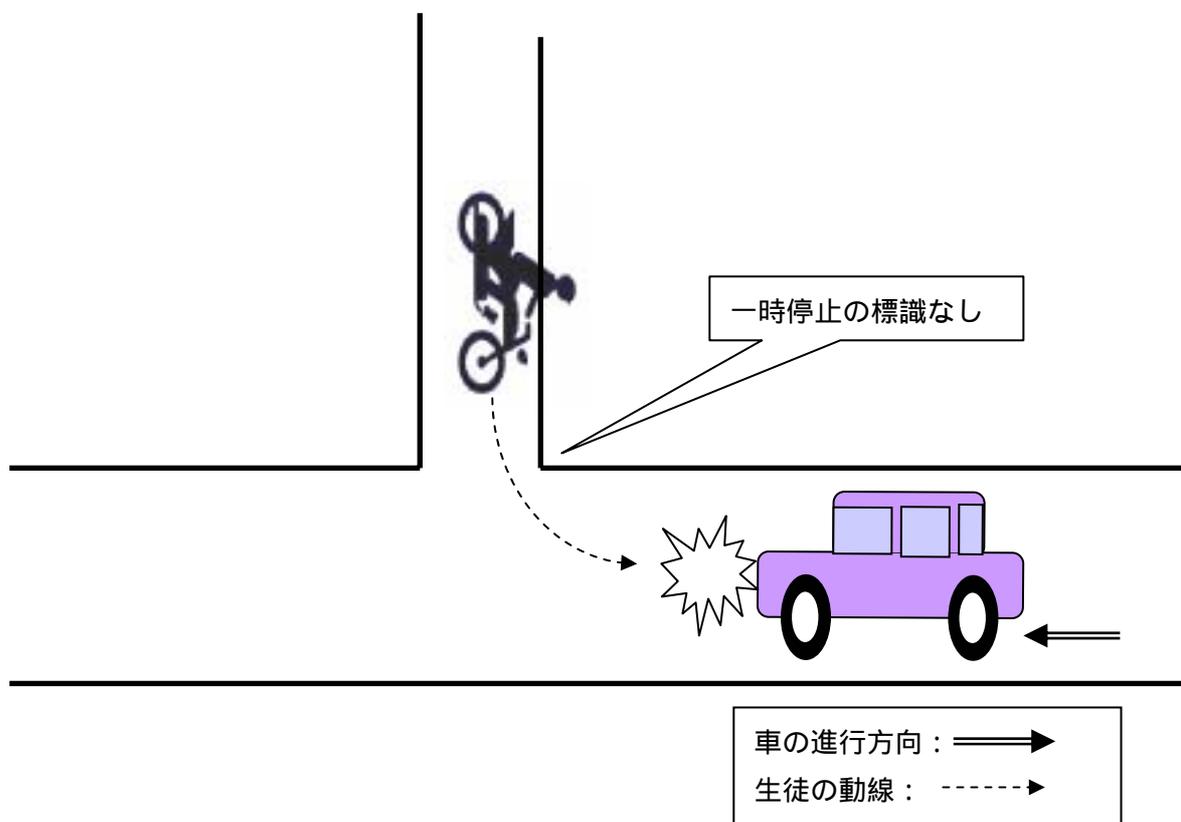
交差点安全進行義務違反 減点 2点 反則金 7,000円

交通事故事例

1 事故の区分 [二輪(原付)・安全不確認]

校種	高校(定時制)		
学年	3年	性別	男
発	月旬曜日	2月上旬 土曜日	
	時間	午後2時頃	
生	場所	歩道 (交差点) 直線道路 カーブ その他	
目的	登校 下校 (その他)私用)		
事故	概要	原付で細いT字交差点を左折し、左方から直進車と正面衝突した。 (左足脛骨骨折)	
	原因	生徒の安全不確認(徐行違反)	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1) 交差点の近くではスピードを出さない。いつでも止まれる速度で走行する。(徐行運転)
- (2) 狭い道から広い道に出るときは、一時停止と安全確認が大切。

4 備考

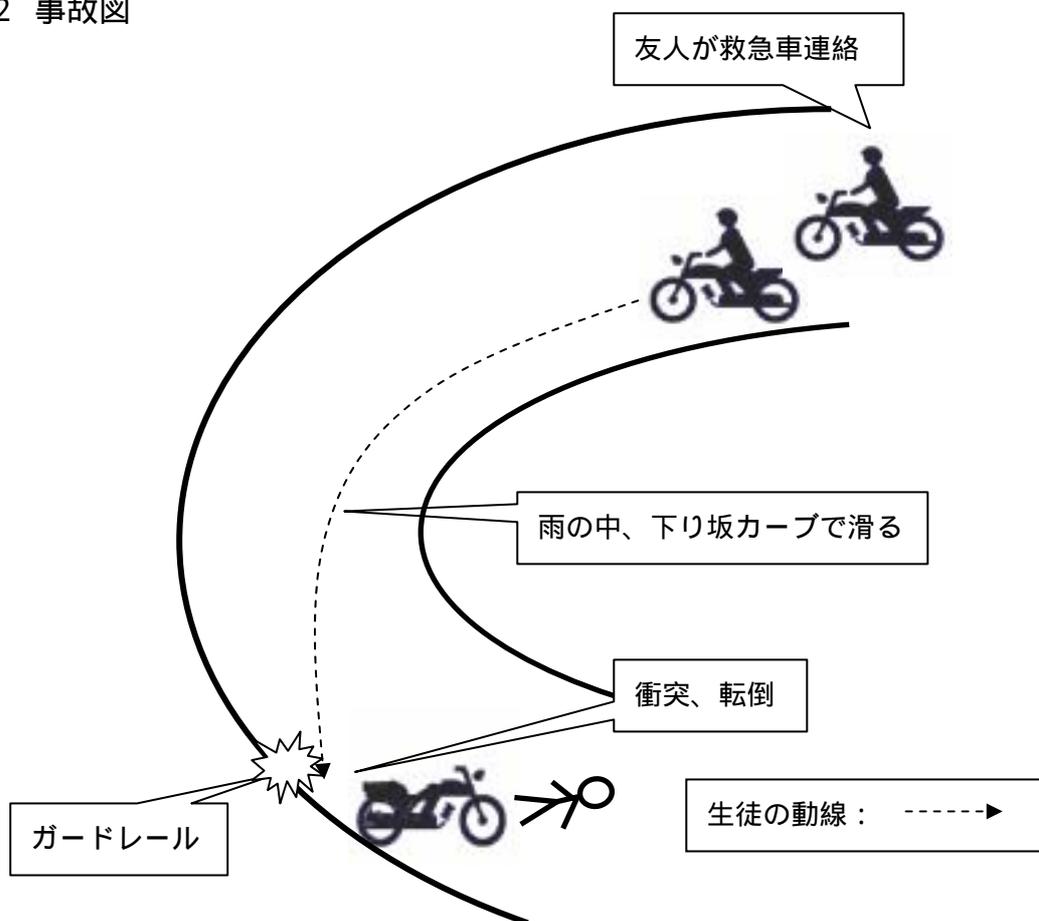
安全運転義務違反 減点 2点 反則金 7,000円

交通事故事例

1 事故の区分〔二輪（原付運転）・運転操作ミス〕

校種	高校（全日制）		
学年	2年	性別	男
発	月旬曜日	9月 下旬 土曜日	
	時間	午後 5時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 カーブ その他	
目的	登校 下校 その他 （私用）		
事故	概要	自損事故。原付運転で小雨の降る中、左カーブの下り坂で滑りガードレールに衝突、転倒した。（右足脛骨骨折、入院1ヶ月）	
	原因	生徒の運転操作ミス	

2 事故図



3 指導ポイント

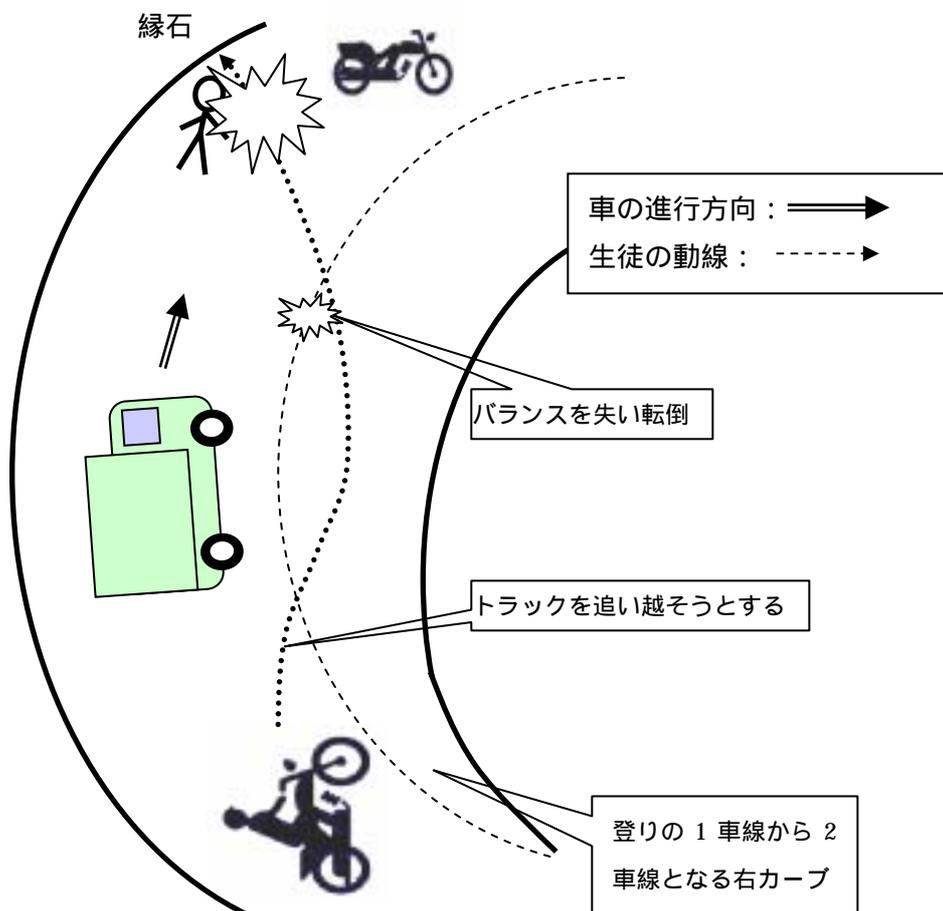
- (1)下り坂なので、平地よりもよりスピードを落としてカーブへ入る。
- (2)雨で路面が滑りやすくなっているので、注意する。
- (3)下り坂ではブレーキによる制動距離が必要である。

交通事故事例

1 事故の区分〔二輪・運転操作ミス〕

校種	高校（全日制）		
学年	3年	性別	男
発	月旬曜日	7月上旬 火曜日	
	時間	午後6時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 <u>カーブ</u> （上り） その他	
目的	登校 下校 <u>その他</u> （私用）		
事故	概要	自損事故。上りの1車線から2車線になる右カーブでトラックを追い越す時、運転操作を誤り転倒、縁石に衝突した（無断免許取得、400ccバイク購入、ヘルメット着用）。（脳挫傷で死亡）	
	原因	生徒の運転操作ミス	

2 事故図



3 指導ポイント

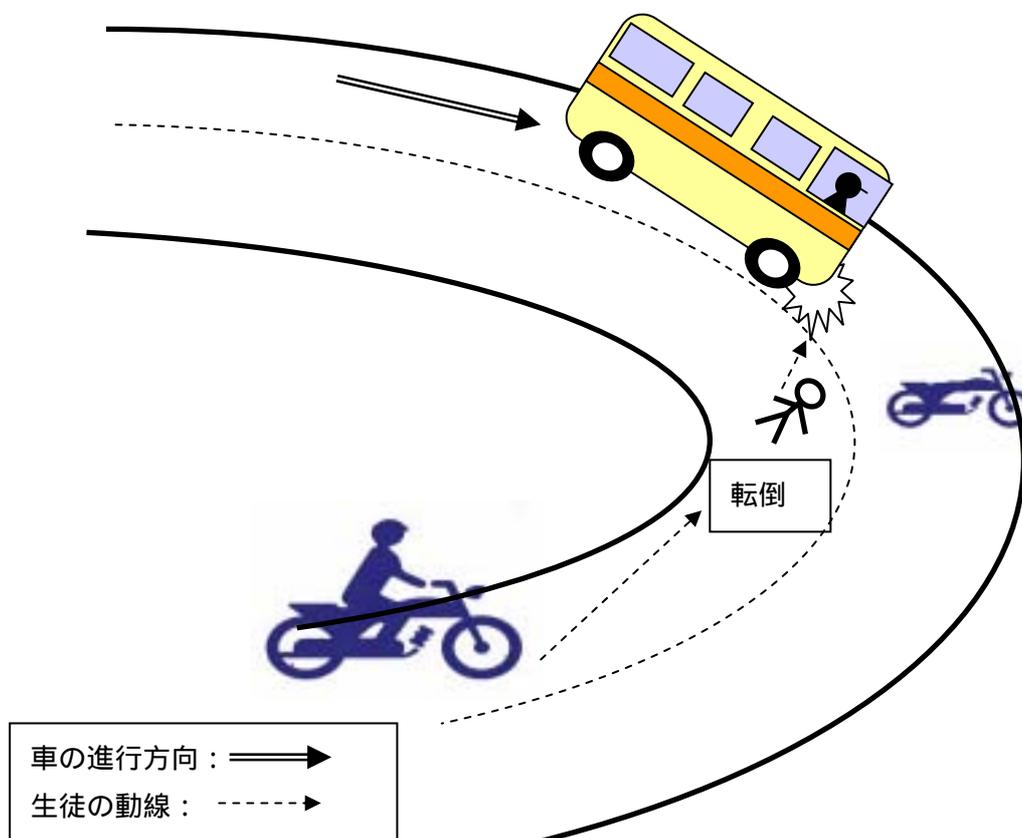
バランスを失い転倒した要因が数多くある（運転技術未熟、スピード超過、路面状況、動物等の飛び出しがあったかも、気持ちのあせり）ので、色々な状況を考察する。

交通事故事例

1 事故の区分〔二輪・運転操作ミス〕

校種	高校（定時制）		
学年	3年	性別	男
発	月旬曜日	10月中旬 月曜日	
	時間	午後1時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 カーブ （上り） その他	
目的	登校 下校 その他 （私用）		
事故	概要	自損事故。左カーブの上り坂でハンドル操作を誤り転倒、運転者は反対車線にすべり、対向してきた路線バスと衝突した（自動二輪免許取得は学校許可、通学は125ccまで許可、自動二輪所有、ヘルメット着用）。 (全身打撲で即死)	
	原因	生徒のハンドル操作ミス	

2 事故図



3 指導ポイント

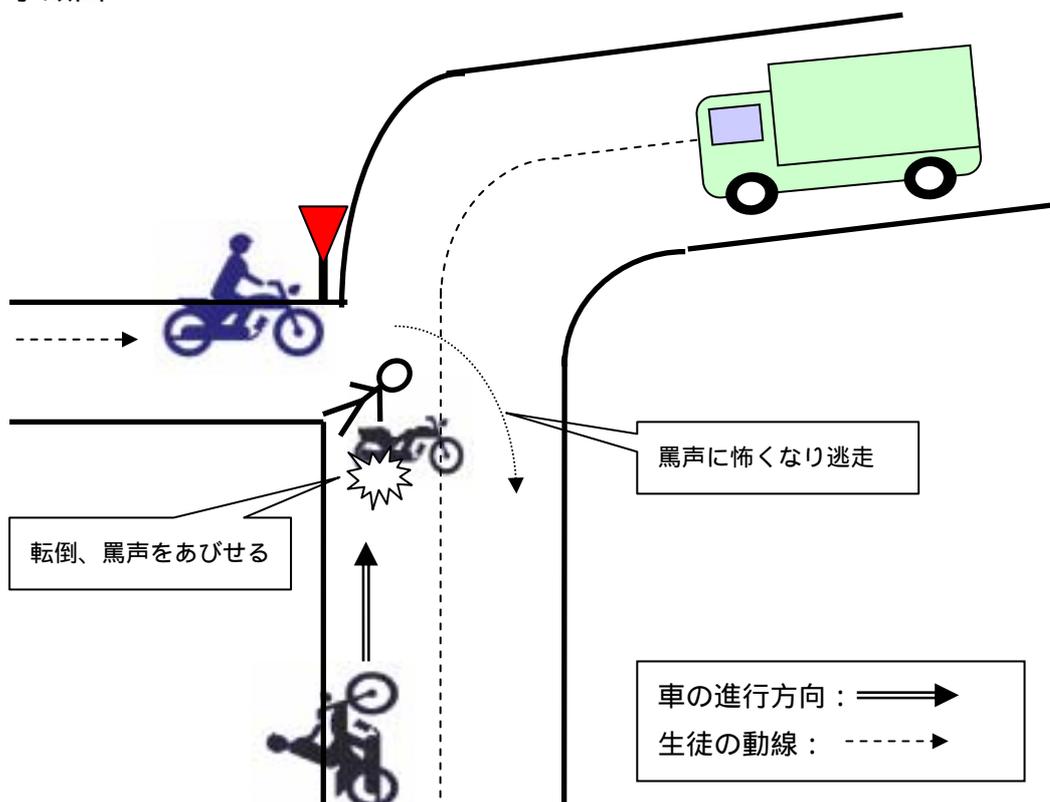
- (1)左側走行を確保できる速度を守ってカーブを曲がる。
- (2)遠心力でセンターラインの方へふられることを想定する。

交通事故事例

1 事故の区分〔二輪（原付）・その他（逃走）〕

校種	高校（全日制）		
学年	2年	性別	女
発	月旬曜日	11月上旬 水曜日	
	時間	午前 11時頃	
生	場所	歩道 <u>交差点</u> 直線道路 カーブ その他	
目的	<u>登校</u> 下校 その他		
事故	概要	見通しの悪い交差点で、一時停止後、発進しようとしたが、前方から来るトラックに気をとられ、反対方面からきたバイクに気づかず発進、驚いたバイクは急ブレーキ、急ハンドルで転倒。被害者の罵声に怖くなりその場から逃走した（無断免許取得、原付購入、ヘルメット着用）。（本人：無傷、相手：下腿骨骨折、全治2ヶ月）	
	原因	生徒の安全不確認、バイクの運転手の前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1)一時停止後、右方面の安全確認を怠った。
- (2)罵声のため、その場を逃走した（ひき逃げ）。
- (3)バイク通学不許可（友人宅へ置こうとした）

4 備考

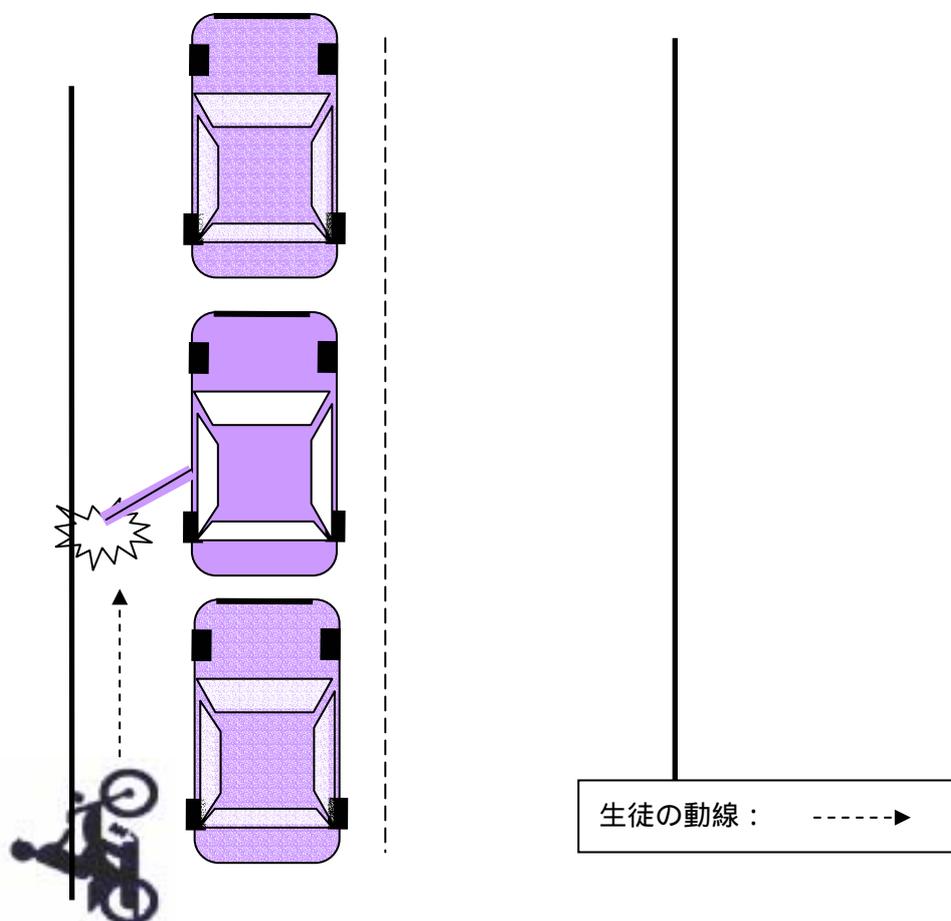
ひき逃げとして、本人は逮捕された。

交通事故事例

1 事故の区分〔二輪（原付）・その他（前方不注意）〕

校種	高校（定時制）		
学年	4年	性別	男
発	月旬曜日	9月 下旬 木曜日	
	時間	午後 6時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他()	
目的	<u>登校</u> 下校 その他		
事故	概要	渋滞中の車列の左脇を通り抜けようとしたところ、渋滞停車の車の左後部ドアが開き接触した（免許取得・通学は学校許可、ヘルメット着用）、（左半身打撲、全治2週間）	
	原因	生徒の前方不注意、ドアを開けた車の安全不確認、	

2 事故図



3 指導ポイント

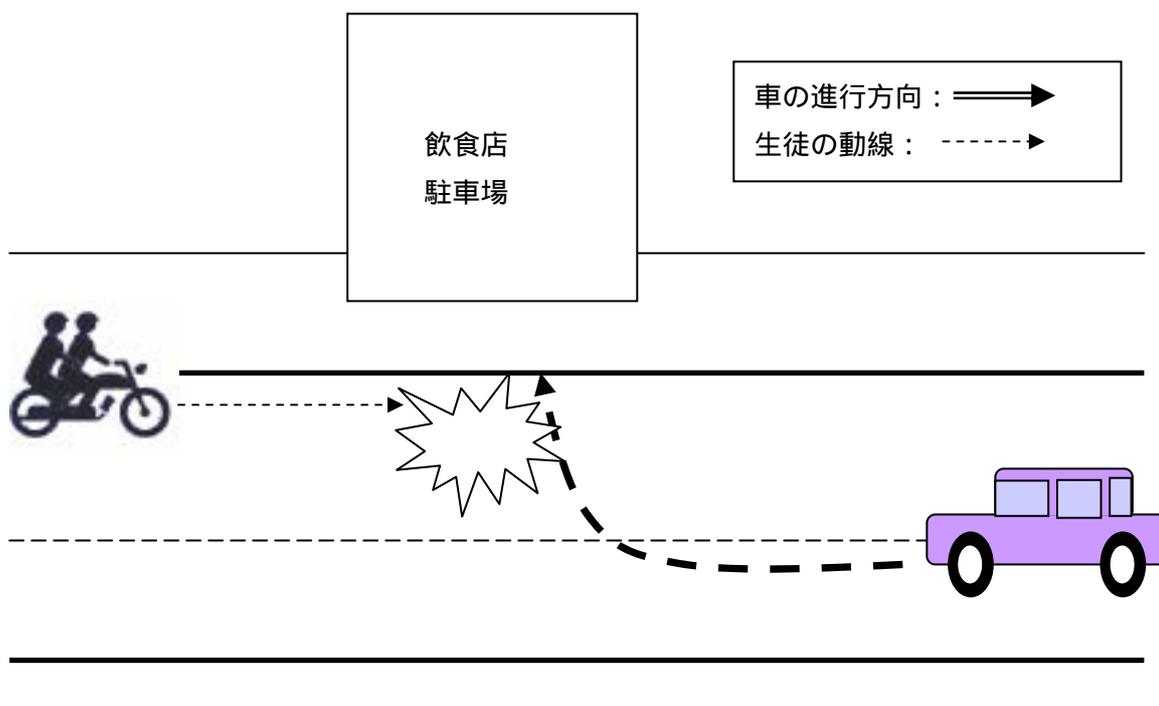
- (1) 車両の脇を通過するときは、常にドアがいつ開いても回避できるよう徐行する。
- (2) 車列の間から歩行者・自転車・二輪・車の飛び出しもありえる。
- (3) 危険を予測する能力を高める（常に危険がひそんでいる「かもしれない」という意識をもたせる）。

交通事故事例

1 事故の区分〔二輪同乗・スピード超過〕

校種	高校(全日制)		
学年	2年	性別	男
発	月旬曜日	6月 下旬 土曜日	
	時間	午後 11時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路</u> カーブ その他	
目的	登校 下校 <u>その他</u> (私用)		
事故	概要	オートバイ後部座席に同乗し、国道を直進中、反対車線から右折した車と衝突した(本人は免許なし、二名ともヘルメット未着用)。(二輪運転手: 気管断裂で即死、本人: 頭蓋骨骨折、相手車両同乗者: 頸椎骨折で死亡、同運転手: 無傷)	
	原因	右折車両の横断転回不適、生徒の同乗しているオートバイのスピード超過	

2 事故図



3 指導ポイント(自己防衛を考える)

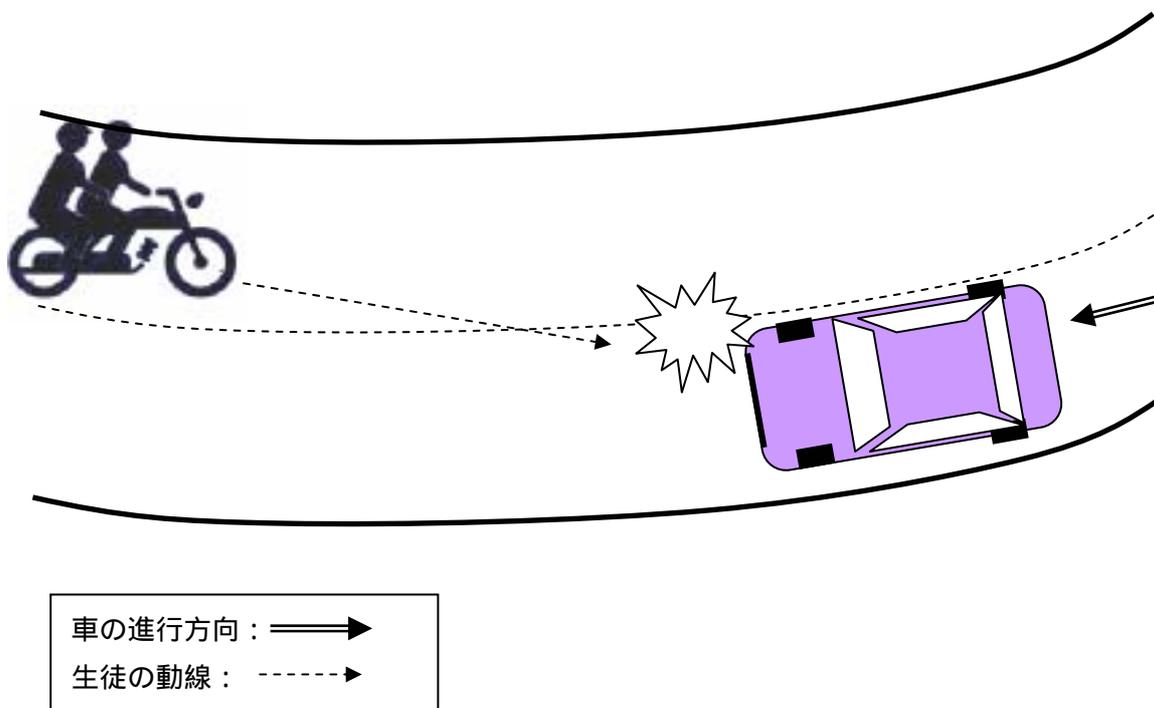
- (1) スピードを出しすぎない。二輪のスピードが超過していなければ、避けれた事故である。
- (2) 夜間二輪のヘッドライトは、対向車から見ると、実際の距離よりも遠くに感じる特性を考慮する。
- (3) 友人に誘われても、ダメなことはダメと言えるようにする。

交通事故事例

1 事故の区分〔二輪同乗〕

校種	高校（全日制）		
学年	3年	性別	女（同乗）
発	月旬曜日	8月 下旬 水曜日	
	時間	午前 0時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 <u>カーブ</u> その他（ ）	
目的	登校 下校 <u>その他</u> （私用）		
事故	概要	250cc 二輪の後部座席に同乗し、緩い左カーブを走行中、センターラインをオーバーし、対向の車と正面衝突した（二名ともヘルメット未着用）。 （二輪運転者：脳挫傷で死亡、本人：右脳及び左脳内出血、鎖骨骨折）	
	原因	二輪運転者の運転操作ミス	

2 事故図



3 指導ポイント

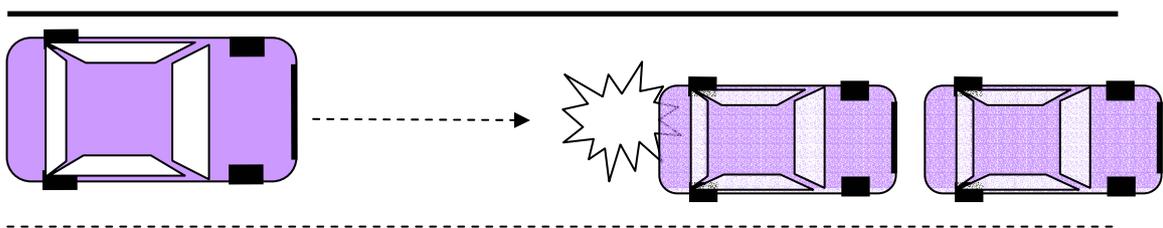
- (1) 運転操作ミスを誘発させる要因が数多くある（運転技術未熟、スピード超過、路面状況、動物等の飛び出しがあったかも、よそ見、対向車のヘッドライトが眩しいなど）ので、色々な状況を考察する。
- (2) 同乗するときもヘルメットを着用する。
- (3) 友人に対しても、ルール違反を注意できるようにする。

交 通 事 故 事 例

1 事故の区分〔四輪運転・安全不確認（追突）〕

校 種	高校（定時制）		
学 年	4 年	性別	男
発 生	月旬曜日	1月 上 旬 水曜日	
	時間	午後 6 時頃	
場 所	歩道 交差点	直線道路	カーブ その他
目的	登校 下校 (その他) (私用)		
事 故	概要	前方の渋滞に気づくのが遅れ、前車に追突（シートベルト着用） （本人：左手打撲、右足数針縫う、前車運転手：頸椎捻挫 9	
	原因	生徒の脇見による前方不注意	

2 事故図



生徒の動線： ----->

3 指導ポイント

- (1)車間距離を十分にとる。
- (2)脇見をしない。その他前方不注意になる要因（携帯電話操作、同乗者との会話に夢中、過労等による注意散漫など）をなくす。
- (3)追突は、100%追突したものの過失である。

4 備考

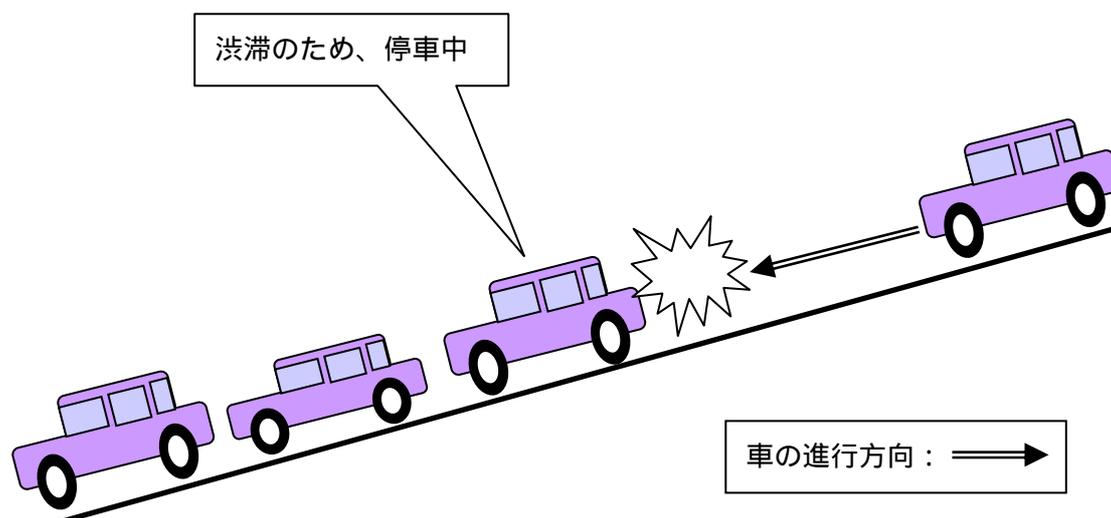
安全運転義務違反 減点 2点 反則金 7,000円

交通事故事例

1 事故の区分〔四輪・その他（追突）〕

校種	高校（定時制）		
学年	4年	性別	男
発	月旬曜日	10月 下旬 木曜日	
	時間	午後 3時頃	
生	場所	歩道 交差点 <u>直線道路（下り）</u> カーブ その他	
目的	登校 下校 <u>その他</u> （私用）		
事故	概要	国道で渋滞のため停車中、後ろから来た車に追突された（シートベルト着用）。（軽い首のむちうち）	
	原因	追突した車の運転手の居眠りによる前方不注意	

2 事故図



3 指導ポイント

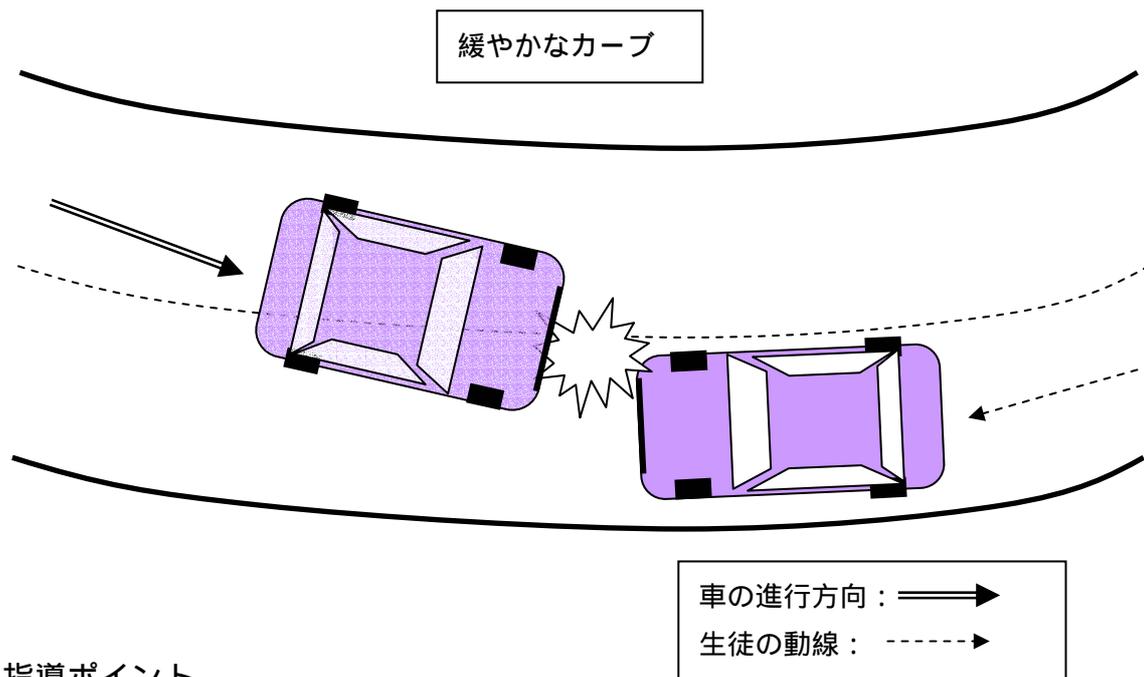
- (1) 渋滞の最後尾では、ハザードランプを点灯するなど、後続車に知らせること。
- (2) 後方の車両にも注意を払う。
- (3) 追突は、100%追突したものの過失である。

交通事故事例

1 事故の区分〔四輪同乗〕

校種	高校（全日制）		
学年	2年	性別	男
発	月旬曜日	7月上旬 日曜日	
	時間	午後6時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 <u>カーブ</u> その他	
目的	登校 下校 <u>その他</u> （私用）		
事故	概要	父親の運転する乗用車に同乗（母親が助手席、本人は弟とともに後部座席に乗車、本人はシートベルト未着用）し緩やかな右カーブを走行中、対向車がセンターラインを超え、正面衝突した。 （本人：肺挫傷、右腕骨折、両親：死亡、相手車両4名：重傷）	
	原因	対向車がスピードを出しすぎて、カーブを曲がり切れなかった	

2 事故図



3 指導ポイント

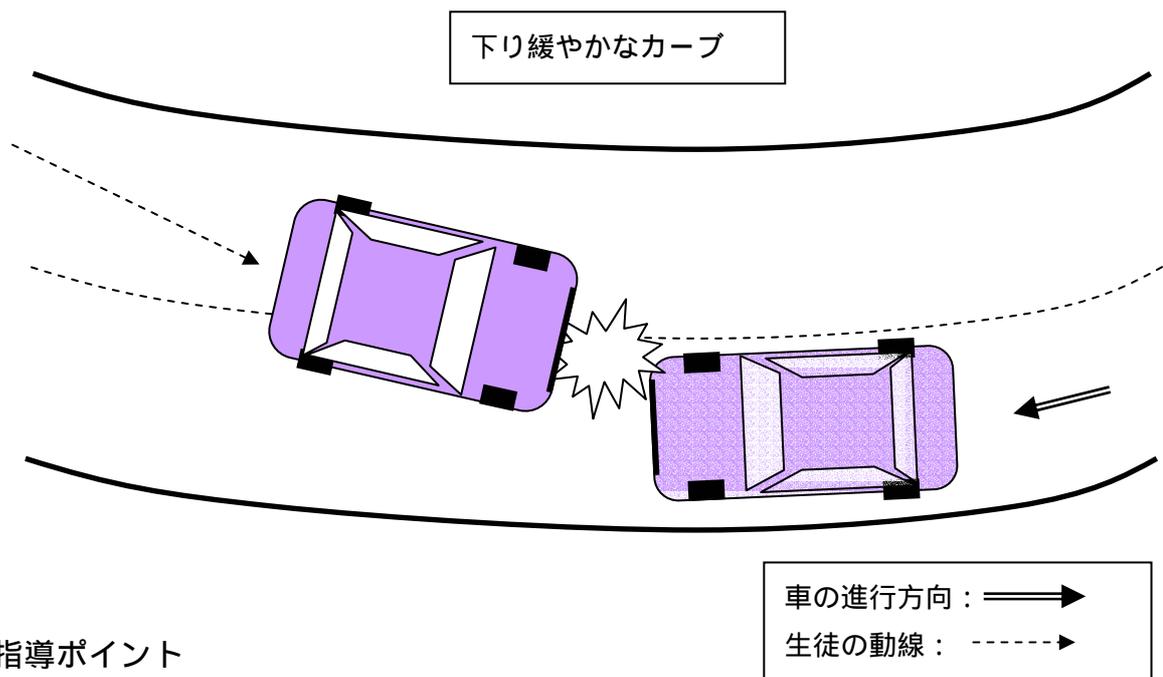
- (1) 左側走行を確保できる速度を守ってカーブを曲がる。
- (2) 遠心力でセンターラインの方へふられることを想定する。
- (3) 罰則規定はないが万が一に備え、後部座席同乗でもシートベルトを着用する。
- (4) 同乗した運転手の安全確認に協力する。
- (5) 自分で予測できない事故があることを理解させる。

交通事故事例

1 事故の区分〔四輪同乗〕

校種	高校（定時制）		
学年	2年	性別	男
発	月旬曜日	8月 下旬 水曜日	
	時間	午後 8時頃	
生	場所	歩道 交差点 直線道路 カーブ その他	
目的	登校 下校 その他 （私用）		
事故	概要	本人は四輪の後部座席に同乗（シートベルト未着用）したが、運転者が下り緩やかな左カーブを曲がりきれずセンターラインをオーバーし、対向車と正面衝突した。（本人：腹部強打による内臓破裂で死亡、運転者：足の骨折、相手車両運転者：胸を打つ軽傷）	
	原因	運転者の運転操作ミス	

2 事故図



3 指導ポイント

- (1) 左側走行を確保できる速度を守ってカーブを曲がる。
- (2) 遠心力でセンターラインの方へふられることを想定する。
- (3) 罰則規定はないが万が一に備え、後部座席同乗でもシートベルトを着用する。
- (4) 同乗した運転手の安全確認に協力する。
- (5) 自分で予測できない事故があることを理解させる。

4 備考

運転者は免許取得後 1 週間であった。

危険予測

			
101(危)交差点1 (信号機なし)	102(危)交差点2 (信号機なし)	103(危)交差点3 (信号機なし)	104(危)交差点4 (信号機なし)
			
105(危)交差点1 (歩行者)	106(危)交差点1 (歩道から)	107(危)交差点2 (歩道から)	108(危)交差点 (自転車横断帯)
			
109(危)交差点 (自転車横断帯)	111(危)交差点 (トラック停車)	112(危)交差点4 (トラック停車)	113(危)交差点
			
114(危)四つ角赤信号	115(危)広い交差点1	116(危)広い交差点2	117(危)広い交差点3
			
118(危)交差点3	119(危)交差点での渋滞	125(危)校門を出たら1	126(危)校門を出たら2



127(危)校門前



128(危)横断歩道



129(危)渋滞道路と歩道



130(危)狭い歩道から交
差点へ



131(危)狭い道路



132(危)鉄橋ガード1



133(危)鉄橋ガード2



151(危)トラック追越1



152(危)トラック追越2



153(危)トラック追越3



154(危)一方通行1



155(危)一方通行2



161(危)渋滞
(青信号でも)1



162(危)渋滞
(青信号でも)2



171(危)
渋滞の歩道を走る



172(危)
渋滞の歩道を走る2

通学状況(小学生)

			
201(小)おしゃべり歩行	202(小)右側通行・直線道路	203(小)右側歩行	211(小)危険な歩き方
			
213(小)挙手横断2.jpg	215(小)交差点横断1.jpg	216(小)交差点横断2.jpg	217(小)自転車(交差点)1.JPG
			
218(小)自転車(交差点)2	219(小)自転車(交差点)3	220(小)自転車(交差点)4	221(小)自転車(交差点)5
			
222(小)自転車(交差点)16	223(小)自転車(並進)1	224(小)自転車(並進)2	231(小)車道へはみ出し2
			
235(小)車道横断4	236(小)車道横断5	237(小)踏切での危険	238(小)踏切の渡り方



239(小)道路の歩き方

241(小)道路の歩き方(広が
り)2

242(小)道路の歩き方(広が
り)3

243(小)道路の歩き方左側通
行



244(小)道路の歩き方左側
通行2

245(小)道路の歩き方左側
通行3

246(小)飛び出し

250(小)歩道を歩かない

通学状況(中学生)

 <p>305(中)右側一列歩行</p>	 <p>310(中)広がり歩行</p>	 <p>311(中)並列歩行 1</p>	 <p>312(中)並列歩行 2</p>
	 <p>313(中)並列歩行 3</p>	 <p>314(中)並列歩行 4</p>	

通学状況(高校生)

			
401(高) 交差点混雑 1	402(高) 交差点混雑 2	403(高) 交差点混雑 3	404(高) 交差点混雑 4
			
405(高) 交差点混雑 5	406(高) 交差点混雑 6	407(高) 右側通行 1	408(高) 右側通行 2
			
409(高) 右側通行 3	410(高) 危険横断 1	411(高) 混雑 1	413(高) 傘差 1
			
414(高) 傘差 2	416(高) 傘差 3	417(高) 傘差 4	418(高) 横断違反 1
			
419(高) 横断違反 2	421(高) 混雑(並進)	422(高) 信号無視	423(高) 自転車登校一列



424(高)危険な自転車



481(大人)傘差違反 1



482(大人)傘差違反 2



493(高)交差点 2

安全教室運動等



502(小)横断指導2



503(小)横断歩道・交通指導員



504(小)横断歩道街頭指導1



505(小)横断歩道街頭指導2



506(小)横断歩道街頭指導3



508(小)横断歩道街頭指導4



509(小)横断歩道指導1



510(小)交通キャンペーン2



518(小)車の死角1



519(小)車の死角2



521(小)職員登校指導



524(小)保護者登校指導



525(小)保護者登校指導2



526(小)保護者登校指導3



532交通教室 013



534交通教室 015



535交通教室 016



536交通教室 018



537交通教室 019

自転車点検

		
<p>601(高) 自転車点検(空気圧)</p>	<p>602(高) 自転車点検(反射材 1)</p>	<p>603(高) 自転車点検(反射材 2)</p>
		
<p>604(高) 自転車点検 2</p>	<p>605(高) 自転車点検 3</p>	

標 識

			
701(一時停止)1	702(一時停止)8 自転車	703(一時停止)止まれ 2	704(一時停止)止まれ 3
			
705(一時停止)止まれ 4	706(一時停止)止まれ 7	707(一時停止)自転車専用 1	708(一時停止)自転車専用 2
			
711(横断歩道)スクランブル 1	712(横断歩道)スクランブル 2	713(横断歩道)スクランブル 3	714(横断歩道)スクランブル 4
			
715(横断歩道)特殊	721(自転車)横断帯 1	722(自転車)横断帯 2	723(自転車)横断帯 3
			
724(自転車)横断帯 4	731(自転車)歩道通行可 1	732(自転車)歩道通行可 2	733(自転車)歩道通行可 3

			
741(信号機)車道青新1	742(信号機)歩道青旧	743(信号機)歩道青新1	744(信号機)歩道青新2
			
745(信号機)歩道赤旧	746(信号機)歩道赤新1	747(信号機)歩道赤新2	751 横断禁止 1
			
752 横断禁止 2	753 横断禁止 3	754 進入禁止 1	755 通行止め(歩行者天国)
			
	756 歩道橋迷惑 1	757 歩道橋迷惑 2	

危険予測



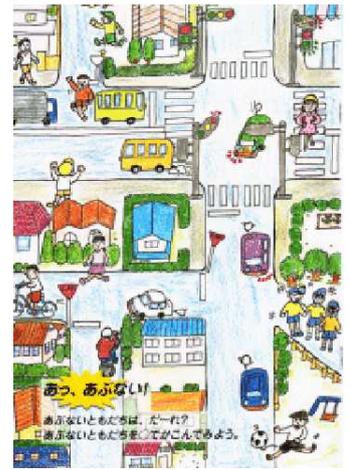
100 危険予測(ブランコ)



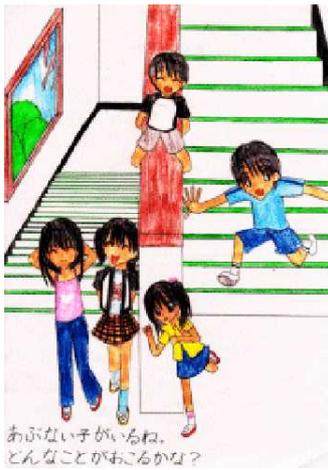
101 危険予測(ボール)



102 危険予測(犬)



103 危険予測(町)



106 危険予測(校舎の階段)



105(危険予測(公園))



104 危険予測(木の上)



107 危険予測(街角1)



108 危険予測(街角2)



109 危険予測(T交差)



110 危険予測(踏切)

道路の危険



201 道路の危険(追い越し)



202 道路の危険(町3)



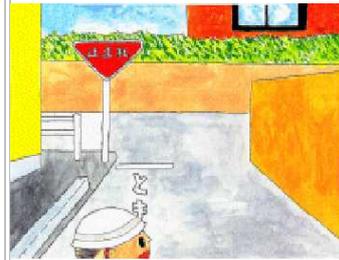
203 道路の危険(町2)



204 道路の危険(交差点・止まれ2)



205 道路の危険(交差点・止まれ)



209 道路の危険(見通しの悪いT)



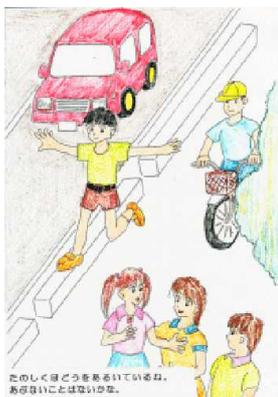
207 道路の危険(縁石)



208 道路の危険(t字交差点)



206 道路の危険(横断)



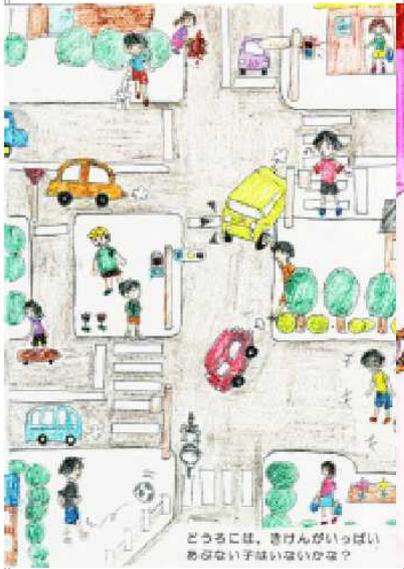
210 道路の危険(危ない歩き方)



211 道路の危険(横断歩道1)



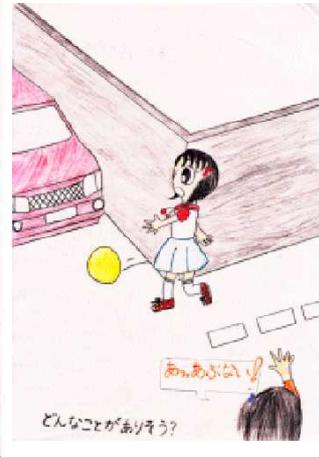
212 道路の危険(横断歩道2)



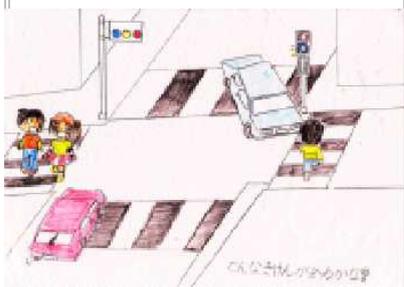
213 道路の危険(町4)



214 道路の危険(横断歩道3)



216 道路の危険(曲がり角)

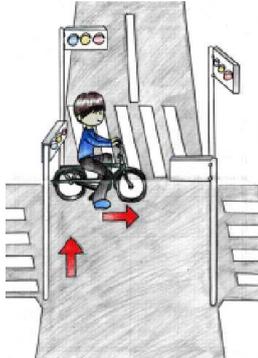
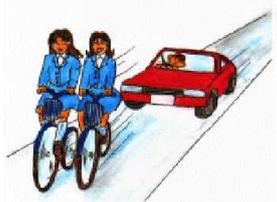
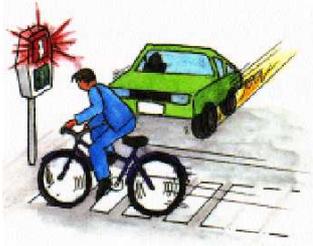
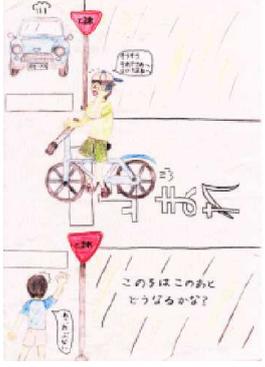


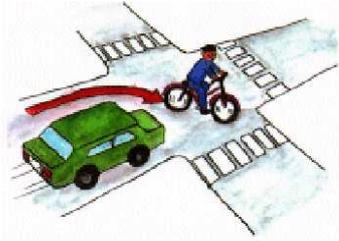
215 道路の危険(交差点)



401 歩行(傘さし)

自転車

 <p>301 自転車(一時不停止)</p>	 <p>302 自転車(右折の仕方)</p>	 <p>303 自転車(右側通行)</p>
 <p>304 自転車(音楽)</p>	 <p>305 自転車(傘差し運転)</p>	 <p>306 自転車(並進)</p>
 <p>307 自転車(二人乗り)</p>	 <p>308 自転車(信号無視)</p>	 <p>309 自転車(事故の主な原因)</p>
 <p>310 自転車(運転)</p>	 <p>313 自転車(傘差し)</p>	 <p>312 自転車(交差点での危険)</p>



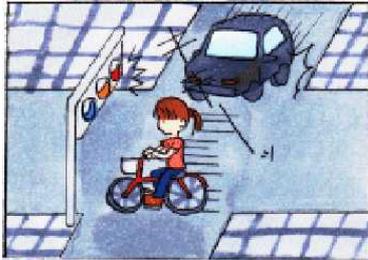
311 自転車(交差点での危険な横断)



314 自転車(夜間ライト)



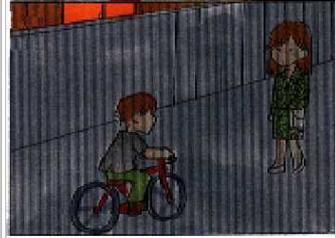
315 自転車(歩道走行)



316 自転車(信号無視)



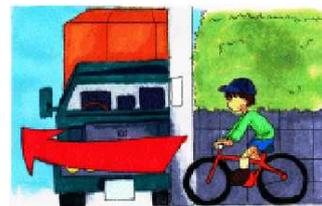
317 自転車(携帯電話)



318 自転車(無灯火)



319 自転車(薄暮時)



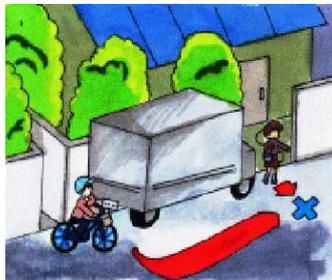
320 自転車(一時不停止)



321 自転車(繁華街)

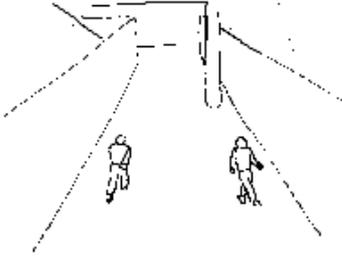
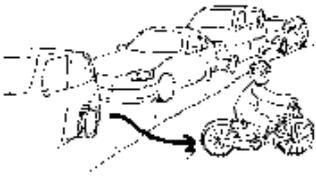
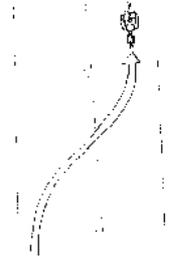
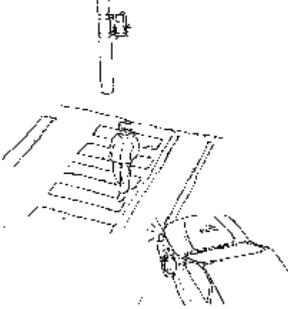
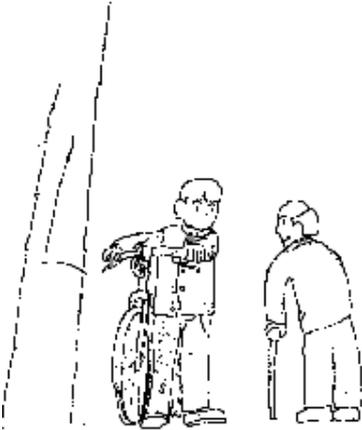
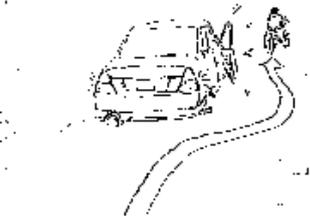
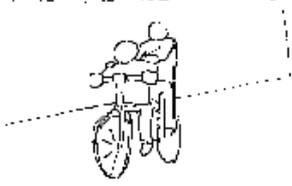


322 自転車(道路横切り)



323 自転車(追い越し)

原 画

 <p>901 右側通行</p>	 <p>902 渋滞通り抜け</p>	 <p>903 自転車の車線変更</p>
 <p>904 横断歩道へ左折車</p>	 <p>905 高齢者への配慮</p>	 <p>913 停車中の車</p>
 <p>915 自転車水溜り</p>	 <p>916 自転車歩道危険</p>	 <p>917 横断歩道</p>
 <p>922 右折車に注意</p>	 <p>928 踏切</p>	 <p>929 自転車二人乗り</p>

標 識

1 通行止め	2 車両通行止め	3 車両進入禁止	10 自転車通行止め	28 自動車専用	29 自転車専用
30 自転車および歩行者専用	31 歩行者専用	44 徐行	46 一時停止	50 並進可	57 横断歩道
57 横断歩道	58 自転車横断帯	59 横断歩道・自転車横断帯			
98 +形道路交差点あり	99 ㄱ形道路交差点あり	100 ㄣ形道路交差点あり	101 Y形道路交差点あり	102 ロータリーあり	103 右(又は左)方屈曲あり
104 右(又は左)方屈折あり	105 右(又は左)背屈曲あり	106 右(又は左)背屈折あり	107 右(又は左)つづら折りあり	108 踏切あり	108 踏切あり
109 学校・幼稚園保育所あり	110 信号機あり	111 すべりやすい			

その他の素材

